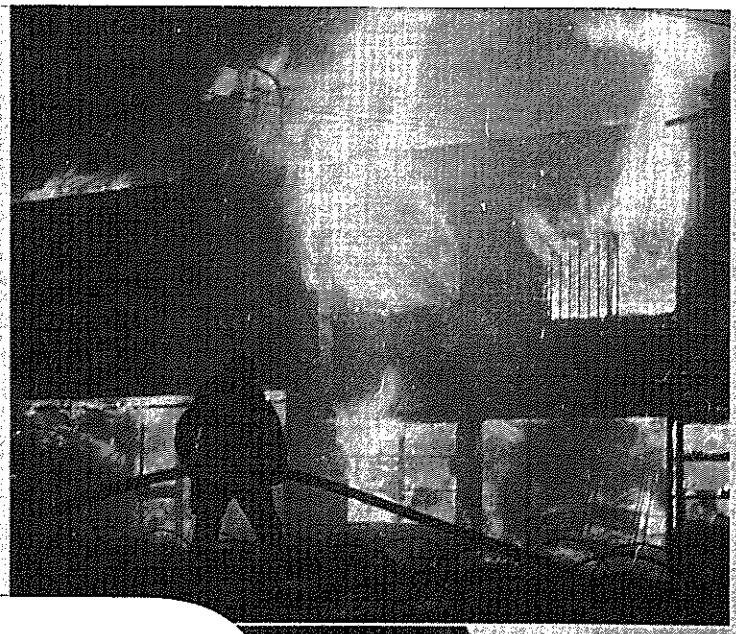

酒田市大火の記録と復興への道

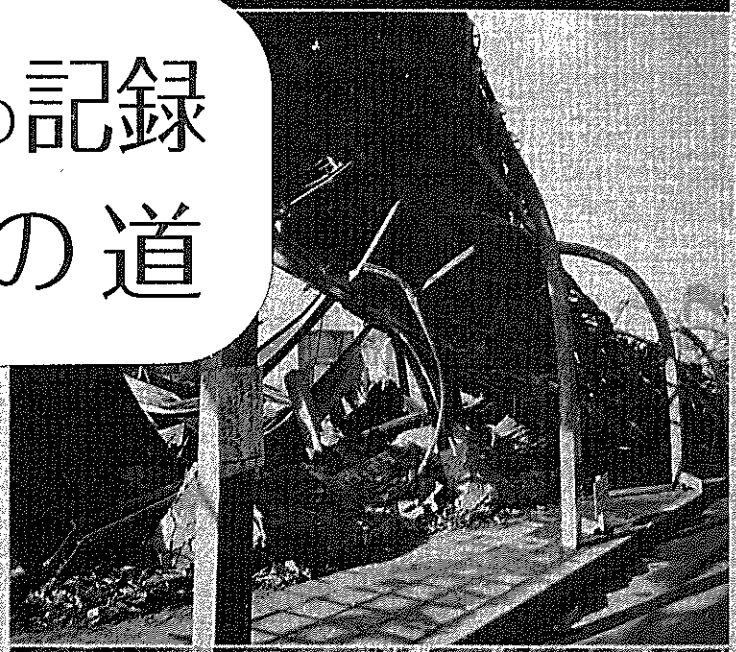

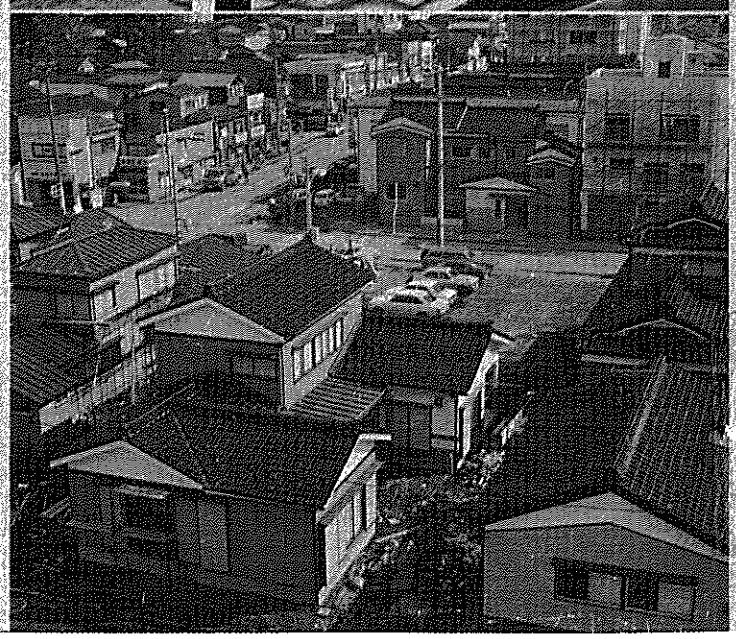

酒田市大火の記録と復興への道

装幀　佐藤十弥

酒田市民はあの夜横なぐりに叩きつける冷雨と
天をもこがす焔のまぐわいの
すさまじさを忘れないだろう
全焼一千七百六十七棟
寺院まちと港湾のはざまを走る
中央市街がえぐられるように焼野と化した
発火から類焼、鎮火まで
更にこのような惨事の中で
犠牲者一人という奇蹟とも
思える事柄にいたるまで
あらゆる角度からの記録の収録は
必らずや後世の人々の貴重な参照となるだろう
焼土から復興までの道を
つぶさに探るのがこの著書の目的である

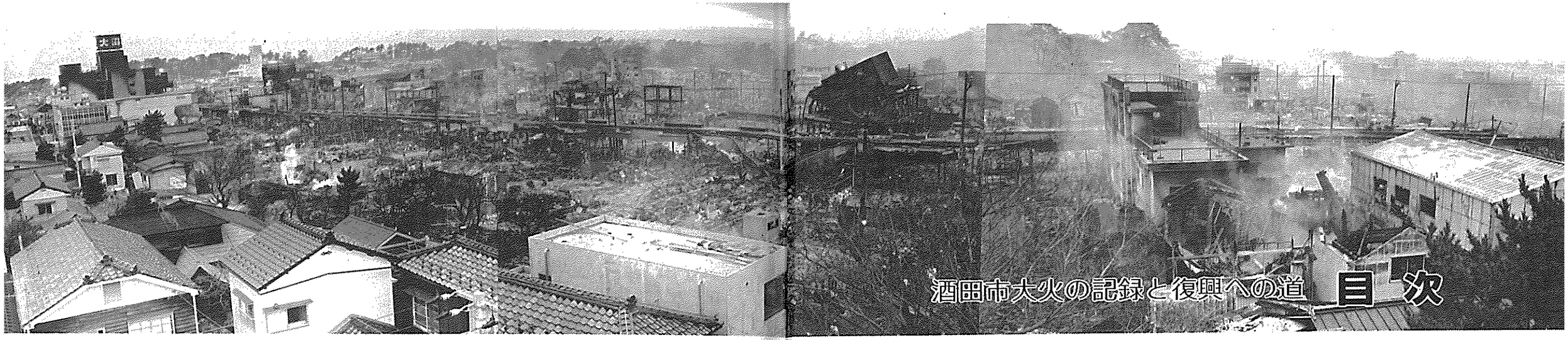

酒田市大火の記録と復興への道　目次

第一部　酒田市大火の記録

カラー写真　焼失前の昭和五十一年九月二十六日と大火翌朝の十月三十日

出火当時の状況——10

火災原因の捜査活動——13

延焼状況——17

飛火はいかに怖いか——23

火はここで止った——27

その夜の気象状況——32

消火活動　消防隊の活躍——36　効を奏した破壊消防——39

消防団の意見と行動——43　私たちはかく戦ったが——45

応援消防車地区別調べ／火災防ぎょ図——47

警備活動　警備第二課・酒田警察署——50

応援活動　自衛隊／東北電力／アマチュア無線——55

保健所の一夜——62　酒田市救護班と日赤救護班——64

市民の避難行動——66

情報活動（NHK／YBC／YTS）——72

NHK特集「酒田大火からの報告」——77

座談会あの夜——80

建築士が見た酒田大火——89

回想記「失われた町」——90

酒田市大火のまとめ及び教訓——99

被害額調書・災害確定報告——107

酒田市大火の状況経過——108

第二部　焼跡整理と応急対策

災害救助と応急対策＝救助状況／応急対策——112

救援物資配分の応援／酒田農協一万個のおにぎり——114

焼跡整理＝焼跡整理日報——116

義援金とその配分——123　救援物資と換金バザー——129

各種相談所の開設——133

火災保険の相談／登記相談／災害復興土地区画整理事業相談所／税務相談

応急仮設住宅と仮設店舗——138

広報活動＝広報さかた災害速報告知板——144

第三部　復興への道

市民一体となって災害復興を——163

新酒田建設へ向けて

復興計画策定の経緯——164

カラー写真にみる、整地から住宅・商店の復興——169

早期復興に立ち上る——173

住民対策——179　市議会酒田大火対策特別委員会

山形県酒田火災復興建設事務所——184

市議会酒田大火復興対策特別委員会／山形県議会酒田大火対策特別委員会——187

酒田大火復興対策県市連絡会議

酒田大火災害復興自治会協議会——188　酒田市大火復興対策本部——190

酒田商工会議所の対応——191

仮換地の指定——194

住宅街の復興——199

商店街の復興

中町二丁目に市街地再開発促進区域誕生——201

酒田市復興対策事務所からのリポート——203

被災地に緑を——208　広報さかた復興速報告知板——209

酒田市大火災害復興建設事業五か年計画——216

映画館「グリーンハウス」——10

火の通路か　中町アーケード——11

防火帯の役目を果した柳小路——14

焼失した市の文化財——17

お題目を唱えるおばあさん——19

焼けた神社・お堂——20

火のたまがとんできた——25

流言飛語「火事場に白狐が飛んだ」—26

土蔵を守る——28

焼跡にただ一軒　本間寿三氏宅—29

燃えなかった本間家——31

爆発しなかったプロパンボンベ—31

荒れた10月29日——32

ポストを守る——35

消防士たちの労苦——36

火元での消火から——38

ぼくの家が燃えた——43

唯一人の犠牲者　上林銀一郎氏殉職—45

パトカー上の12時間——50

風と雨と炎の中で——52

あったかぁいおにぎり——53

千人分の炊き出し——61

ふりなおし——79

七色の虹が——88

大火ミステリー「消えた大金庫」——122

32年目のご恩返し——128

訪問着と甲子園出場——131

焼け跡に告知板と広報車——160

焦土の酒田へ——168

能代市では——193

大火復興祈願祭——198

土蔵様の引っ越し——200

商店街復興の夢と現実——207

付　録

酒田都市計画火災復興土地区画整理事業経過

酒田火災史

酒田市住居表示新旧対照案内図

酒田火災復興土地区画整理事業仮換地図

住居表示旧新対照表

り災者およびり災店舗等名簿

あとがき・成田晴夫

編集委員
佐藤公太郎
佐藤三郎
佐藤隆
佐藤十弥
高山順吉
成田晴夫
山岸龍太郎
五十音順

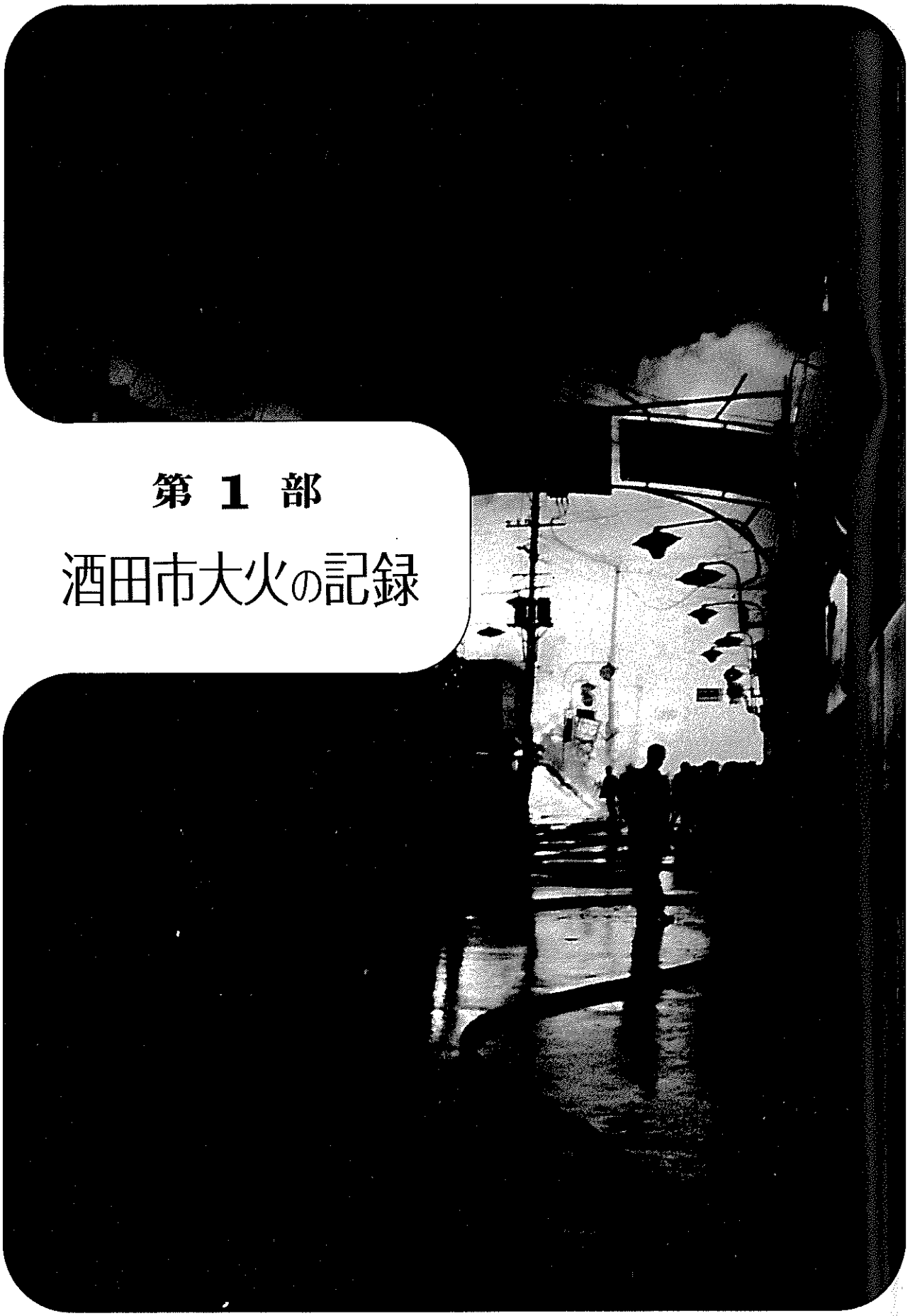

第 1 部

酒田市大火の記録

★一か月前はこのように整然とした街並だったのに

★業火の翌朝、市の中心街は、かばねのように変り果てていた

出火当時の状況

出火当時館内にいた従業員および観客

(1)従業員　吉岡支配人以下六名。

(2)観　客　一階、二階　二十～二十三名。

出火当時の行動

(1)従業員小林保子（27歳）が、午後五時四十分頃、欠勤届けを出すためボイラー室上方南側の二階更衣室に印鑑を取りに行こうとしたとき、廊下の電気が消えきなくさいにおいがしたので事務室にいた吉岡支配人に伝えた。まもなく火災報知機のベルが鳴ったので階段を降り入場券受取場にいた佐藤美代子に火事振れをした後、二階指定席の客を避難させるため階段を上り客席に入ろうとしたとき、入口左側の壁についていた換気口（高さ約一・九㍍）から白い煙が噴いていた。ドアを開け客席をみたが誰れもいなかったので階段を降りた。このとき白い煙が黒い煙に変っていた。

映画館 グリーンハウス

特異な映画館として全国に知られたグリーンハウスの正面玄関

酒田大火の火元となった映画館〝グリーンハウス〟は明治末期、金潮与左エ門の酒倉として建てられたもので、大正の末に当時荒物屋を開業していた大谷孫七が主として砂糖倉として使用していた。戦後、一時清水屋の所有となり、昭和二十三年内部を改装してダンスホールを開設したが、翌二十四年五月に佐藤久吉の所有となると同時に、洋画専門の映画館グリーンハウスとして発足した。映写設備、客席、その他の施設にも惜しみなく資金を投ずると共に、二階に喫煙可能な定員四名の特別個室、更には十名限定の

(2)支配人吉岡泰三（49歳）が、午後五時四十分頃、二階事務室で当日の売上金を精算中、従業員の小林保子から「更衣室に通ずるボイラー室上方の廊下の電気がつかないし、きなくさい」と言われ、「変だなあ」と思ったとき、突然、火災報知機のベルが鳴りだした。階段を降り、一階入場券受取場に行ったところ、後方にあった受信盤のベルも鳴っていたので停止させたが警戒区域の表示は確認していない。このとき女子従業員に消防署への通報を指示したかは不明である。一階ロビー付近にあった消火器を持ち、女子便所からボイラー室に進入しようとしたが、施錠されていたため、断念。二階事務室を通り、更衣室に通ずる仕切りドアを開け、煙の中を通って更衣室の窓を開けた後、ボイラー室上方に戻り消火しようとしたが、濃煙のため消火出来ず、窓から屋外に避難した。

(3)映写技師広瀬正義（44歳）は当日は午後二時〇分から映写を担当、一回目終了したのは午後五時五分頃である。午後五時十五分から二回目の上映を開始、予告を十分間映して『グリーンドア』に入った。午後五時三十五分頃、映写機のランプが消えたので措置（所要二～三分）を行ない再開したが、何秒も経過しないうちにまた消えた。このとき、映写機後方にあったサイレンが鳴り出したので異常を知り、映写機の各電源を切った。映写室内とスクリーンには火、煙が認められなかったし、ボイラー係の菱河太四郎からは、ボ

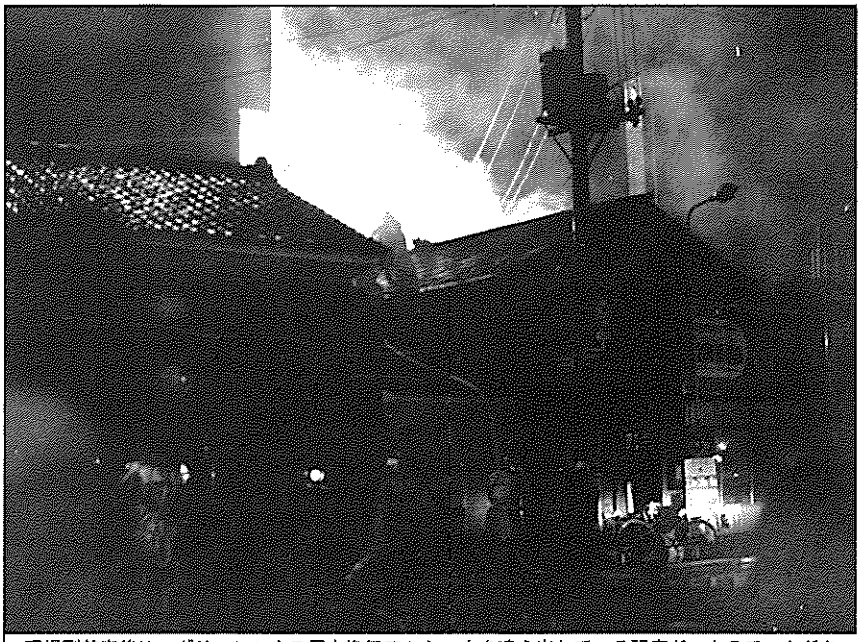

現場到着直後は、グリーンハウス屋上換気口から、火を噴き出している程度だったので、ただちに屋根に登り消火にあたったが強風で火が舞い、屋上消火が危険になり間もなく地上に降りた。

小映画館を作るなど、特異な映画館として全国的に紹介された。

又、映画館のプログラムの編集委員を外部に求めた他、詩のパンフレット「緑館」を発行し、百海操、吉野弘、大内句鬼、成田晴夫、太田清蔵、佐藤十弥らが毎号執筆した。そればかりでなく、文化活動の分野でも〝土曜劇場〟として中央から高名の音楽家を招いて演奏会を開く他、ファッションショーや小演劇まで開催した。その後支配人が交替すると共に次第に特異性は失われて行ったが、全国的に映画産業が不振となったのにも拘らず黒字経営を続けていた。四十五年、隣接する小袖屋（後に大沼百貨店）建設工事の際の影響で建物の破損がひどく、改装が行われた。

発火当時は話題となった「愛のコリーダ」を上映していたが当日は雨まじりの強風という悪天候のため二十名前後の観客しか入っていなかった。

火の通路か

中町アーケード

着工　昭和四十七年四月二十二日
完成　昭和四十七年六月三十日
延長　五二四㍍　天井高　四・五㍍

イラーの最終点検を依頼されていたので「火事はボイラー室だ」と思い、消火に行ったが濃煙のため消火を断念。映写室に戻りフイルムを持ち出したが、このとき天井付近は煙がただよっていた。

(4)従業員新関幸子（34歳）一階喫茶で客のトーストをつくっていたとき、火災報知機のベルが鳴ったので入場券受取場にいた佐藤美代子に状況を聞いたが、わからないと答えられた。ボイラー室を確かめるため、男子と女子便所の方に行ってみると電気が消えていたので、不審に思っていたところ、二階事務室の方から男の声で（多分吉岡支配人と思う）「消防署に電話してくれ」と言うことを聞いたので、入場券受取場に戻り、消防署に通報した。

(5)従業員佐藤美代子（51歳）は入場券受取場にいた午後五時四十分頃、後方にあった火災報知機のベルが鳴ったので火事と直感、客席のドアを開け、避難誘導した。その後消火器を持った男の客から「火事は、どこか」と聞かれたので、ボイラー室へ案内するため階段のところまで行ったが、客の姿が見えなかったので一階ロビーから屋外に避難した。

(6)ボイラーマン菱河太四郎（61歳）は午前十一時頃ボイラーを点火、映写技師に消火を依頼して午後五時過ぎ退社した。

外部発見の状況

出火当時、北側の大沼デパートの五階食堂と東側の産業会館四階宴会場の開口部から火災の初期を目撃した従業員の供述によれば、グリーンハウスの屋根むねに設置されていた二か所の越屋根式換気設備のうち、東寄りの換気装置から火煙が噴出しているのを目撃している。

（文＝「酒田大火の概要」（酒田地区消防組合／写真提供・岡部繁雄）

懸命の消火活動もおよばず火災は強風にのって拡大する一方となる。それとともに現場近隣の避難が手際よく進められていった。

総工費　四千五百万円

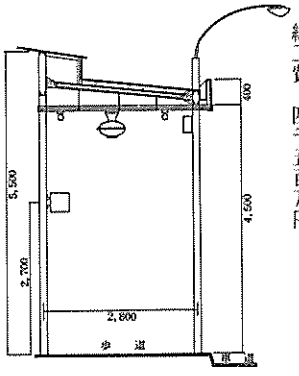

大火になった原因の一つに、いまわしいアーケードがあったからだ、いやそうではないと、諸説いりみだれたが、アメのように折れ曲り、醜悪な姿を焼け跡にさらしたアーケードは、都市火災に大きな問題を残したことはたしかだ。

しかし、このアーケードが建設されたのは、やや斜陽化した酒田いちばんの中町商店街が、新しいエネルギーを注入し挽回への絶大な期待をよせたことはいなみがたい。

「光りのトンネル」という竣工時のキャッチフレーズは、まばゆい光に賛美のどよめきをあげた市民の、いつわらざる感想でもあった。

昭和四十七年七月六日、竣工記念パンフレットに、中和会会長は次のように述べている。

「…昭和二十五年中和会再発足以来、アーケード建設のことも前後二回計画されたが、その都度時期尚早ということで

酒田警察署による火災原因の捜査活動

1、捜査の重点

本件火災の捜査は、出火場所及び出火原因の二点に重点をおき、山形県警察本部の応援を得て、直ちに酒田火災捜査本部を設置した。

2、捜査経過

(1)出火場所について

十月三十一日、科学警察研究所から鑑定人、法科学第二部火災研究室、警察庁技官、石井義雄、阿部博の両名が到着し、直ちに火災現場での現場検証（現場鑑定）を開始、十一月六日まで綿密に実施された。

一方グリーンハウス従業員十二名、当時の観客十四名、周辺の早期発見者二十六名、酒田地区消防員十三名、合計七十五名から事情聴取をすすめたが、これらの証言及びグリーンハウス館内火気使用器具（ボイラー他十点）の現場鑑定結果は、いずれも異常が認められなかったこと等を総合して、本件出火場所はグリーンハウスの天井裏付近と推定された。

(2)火災原因について

ア、前記出火場所の推定から、他からの飛火の有無について、火元周辺民四十四世帯につき鋭意捜査するも、当時の風速等からいずれも焚火の事実はなく、各家庭の使用火器もほとんど灯油使用のストーブ、ボイラーあるいはガス風呂であり、他からの飛火は全く考え

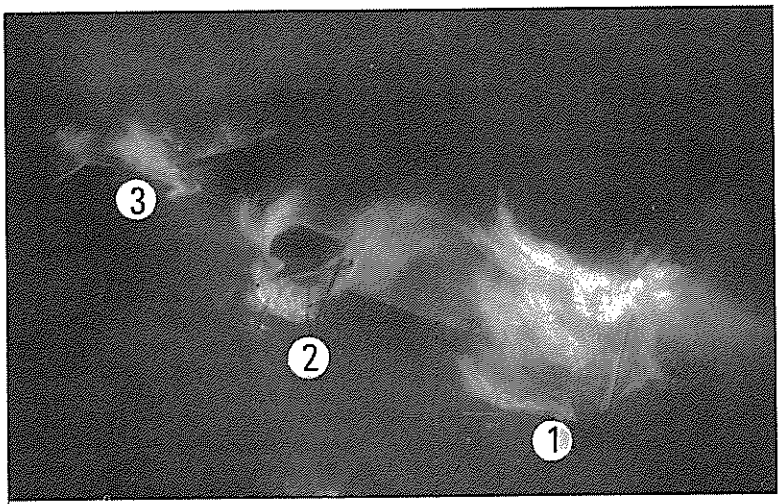

〈写真説明〉原因追求の決め手の一つになっている29日午後６時15分頃のグリーンハウス。
①火勢が強く、すでに入り口に近い方にある屋根の換気口は焼け落ちている②火の回りが①より遅いのか換気口はほゞ原形を保っている③ボイラー室、事務室付近。火勢からみて①②より遅れて火が回ったようだ(写真提供＝山形新聞社)

お流れになった。

今回県の広域商業診断の結果、中町には全蓋アーケードを設置すべきとの勧告を受けたので、これに至る一段階として、とりあえず現在のアーケードを建設することにした。形態は片流れ式であるが、従来のガンギ的なイメージからぬけ出して、全蓋アーケードの持つ雰囲気をかもし出し、光と太陽のある明るい舗道を作り出すことに苦心した。

酒田市は近い将来一大発展が約束されている。十年後このアーケードの建設資金が完済される頃には、又別の形の商店街が次代の人達の手によって形造られていることであろう」

中町アーケード完成に続いて、四十八

酒田一の賑わいをみせ街の中心部であった中町通り

られない状態であった。

また、放火等いわゆる故意犯関係についても、あらゆる角度から捜査したが、グリーンハウス部内外問わず、何らのトラブルもなく、火災保険加入状況も超過保険とは認められなかった。

また、本件火災発生時間帯及び、推定出火場所などから考察して放火の容疑性は極めて薄い状況であった。

イ、次にグリーンハウス内部における失火関係の捜査については前記のごとくナショナル自動給湯機（ボイラー）をはじめ他の火気使用器具は従業員の証言、及び現場鑑定結果から、異常を認めず、他の設置機器（暖房用配管、換気扇、漏電警報器、非常放送設備、火災報知器SPアラーム）についても失火原因となる異常は認められなかった。

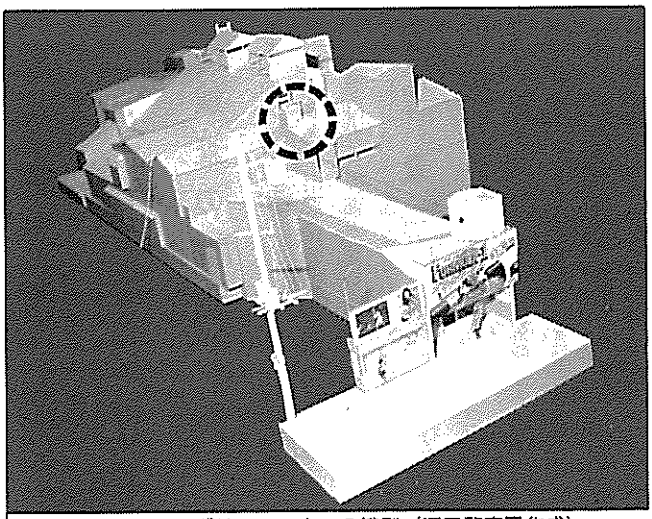

火元となったグリーンハウスの模型（酒田警察署作成）
円内が出火地点と推定される。

ウ、以上の捜査結果から天井裏付近の漏電による失火の可能性が強まり、鋭意捜査を推進したが建物はもとより、屋内配線はほとんど焼失し、かつ、明治以来のいわゆる老朽建造物に過去幾度と増築していたことも加わって、建物の構造及び屋内配線の実態を把握することは困難をきわめた。

しかも、漏電事実を科学的に立証するには、いわゆる漏電回路の解明をする必要があり、それには、その痕跡を有する物的証拠の発見が不可欠の要件であるところから、現場から発見された多数の物件を整理する一方、関係者からの証言をたよりに次の事項を捜査した。

(7)グリーンハウスの模型を作成

すでに焼失したグリーンハウスの模型を作成するには、一片の図面もないところからはじまったため不可能に近かったが、捜査員の不屈のねばりと、グリーンハウス従業員延人員四十八名の協力を得て二週間を要し、三十分の一大の模型を完成させた。（写真参照）

防火帯の役目を果した 柳小路
〈西側への延焼のくいとめ〉

柳小路というニックネームで市民に愛されたこの道路は、明治二十七年に酒田をおそった地震にともなう大火災に、見事防火帯の役目をはたしたが、八十二年たった今回の大火でも、またまた防火帯

年隣接の旧大工町、四十九年桶屋町、鍛冶町もおくれじと着工完成し、酒田の中心商店街は、まことに一本の光のトンネルで連絡することになったが、完了後二年にして、すべて灰燼に帰した。

もっとも、全盛アーケードにしなかった理由の一つに、防火上の難点があげられていたので、火災についてまったく注意がはらわれなかったわけではなかったのである。

模型作成にも困難をきわめたが、これに天井裏まで含めた全館内に焼失当時の正しい屋内配線をするには配線図がほとんど焼失した実態から一層の困難をきわめたものの二週間にわたる捜査員の執念により、配線復元を完成させるに至り、鑑定上有力な資料とした。

(イ)グリーンハウスにおける電気的障害事実

グリーンハウスにおける保安点検は、昭和四十九年十二月、東北電気保安協会酒田出張所において絶縁抵抗検査を実施したが、いずれも基準以上であり、良好であったことが判明するとともに本件出火原因とみられる漏電現示の電気障害について火災直前まで映写していた事実などもあり、その他有力な証言を得ることは出来なかった。

(ウ)鑑定物件の送付

現場から発見した数多い物件のうち電線管（三相三線式二〇〇ボルト回路）内に電気的短絡痕跡が認められたことなどから、該物件を漏電事実の解明に最重視して、他の物件も含め、一、〇〇七点（四梱包～約一〇〇キログラム）を科学警察研究所へ送付した。

3、鑑定結果

本件鑑定書は、昭和五十二年四月二十六日、山形県警察本部に送達され、その鑑定結果によれば、前

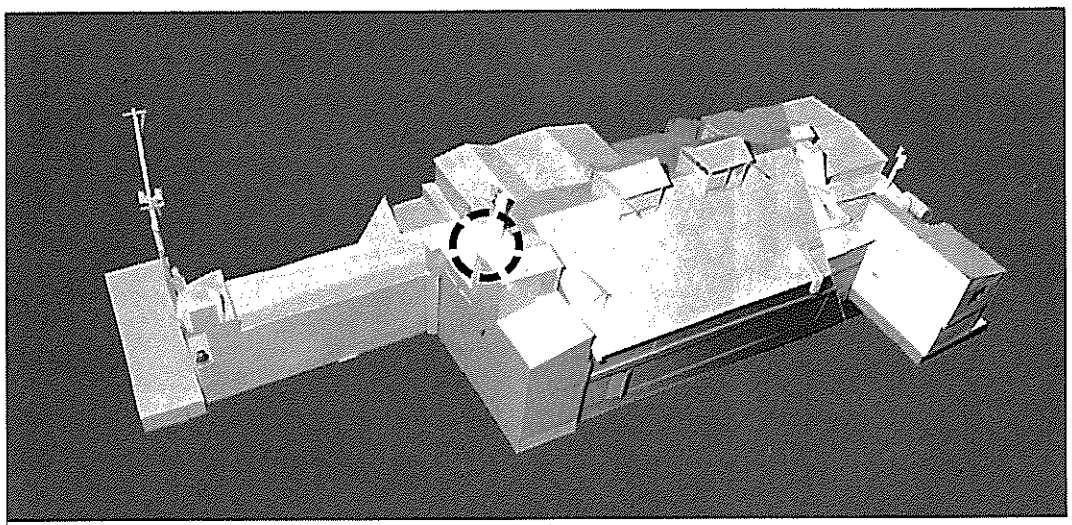

前出の模型を南側面からみたもの。円内が出火地点と推定。
右に換気口が二つならんで火災初期の火の噴出口となっている。

として、強風下の延焼をくいとめてくれた。

しかし、皮肉なことに、明治の大火災に焼けた地域が今回は残り、かつて焼け残った場所が今回は焼失してしまった。宝暦十年（一七六〇）に防火帯としその端緒をひらき、砂地のため水路は失敗し、柳を植えたといわれるわずか幅一八㍍のこの防火道路を境に、くりかえした歴史の輪廻の中に、まるで逆の運命を市民にあたえる結果になった。

この柳小路に面し、旧町名下中町といわれる街並みのかどにある「イバヤ薬店」は、火元グリーンハウスとは柳小路をへだててすじ向いに位置し、風上とはいうものの、うず巻く火勢の中で、発火から同時に火の粉をあびる状態であった。

火災発生当時から火の粉を浴びたイバヤ薬店

「最初に火を発見したのは台所にいた母で、窓からグリーンハウスの屋根にものすごい火柱が上るのを見て、火事だと叫びました。これは後からの噂話ですが、隣家の中華料理店の三階のお客さんは、

記電線管内の短絡痕跡は、二次的原因によっても生ずる現象であるとされ、該物件のみで漏電事実を証明することは出来ない旨の内容であった。

すなわち該鑑定書は

○本件火災の出火部は本屋西側と映写室の一部を含む天井裏付近と推定される。

○本件火災の出火原因は屋内電気配線系統からの出火の可能性が高いが、全体的に焼損が強いため、これを物的に立証することができなかった。

と結論づけ、結局火災原因を明らかにすることはできなかった。

尚、本件捜査経過については、すべての捜査記録を、山形地方検察庁酒田支部に（昭和五十二年五月四日）送付した。

（酒田警察署「一〇・二九酒田大火警備実施報告書」より抜すい）

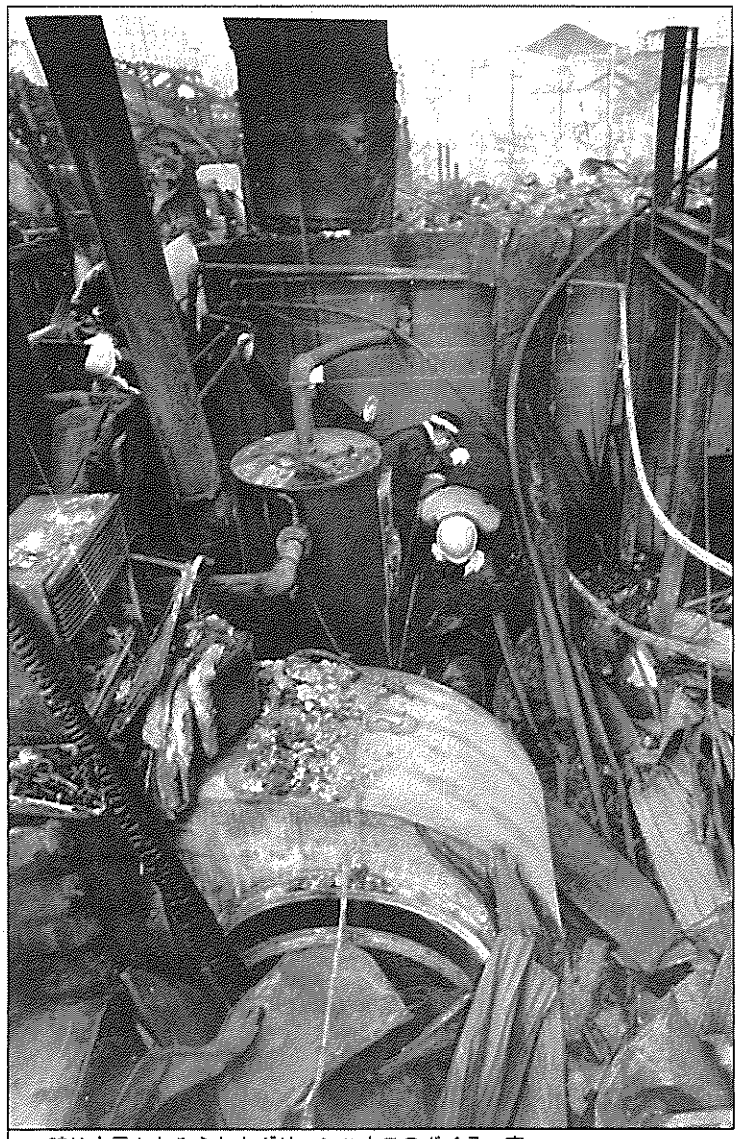

一時は火元かとみられたグリーンハウスのボイラー室。
30日午前9時半すぎ撮影。(写真提供・山形新聞社)

それよりかなり前に、屋根から不審な煙があがるのを見たそうです。母の叫びで外に出るとまだ消防車は来ておらず、あの強風ではただごとでないと、六時退社時の従業員に足止めし、一応の対策は考えました。主人はすぐ近くの電気屋さんから懐中電灯十本を買ってきました。消防隊の活動開始後は、私の家にもだんだん応援の人が集まりだし、総勢五十七名の人数にふくれました。

戦争と大火の経験のある方が隊長になって二十名の若者とともに屋上に登り、その他は二階、地上と手分けし、停電した室内は土足で上り、わずかに出る水道の水をたくわえては、バケツの手渡しリレーで屋上や火の落ちてくる個所に運びました。商売がらのベビーバスやバケツやホウキも総動員、さらに身をこがすような熱気と煙から身を守るために、これまた店中のタオル帽子衣料の総動員で身をかためてもらいました。それでも、経験のない若者のほうで悲鳴をあげ、もうダメだから逃げようといい出しましたが、戦争体験者はねばり強く、まだまだと若者を激励してがんばりぬき、もう大丈夫と思ったのは十時半ごろでした。六時から四時間半という長丁場の防戦で火の粉なぞというものでなく、まったくオキの固まりが降ってくるので、何回も家のあちこちが燃え出しましたが、バケツリレ

延焼状況

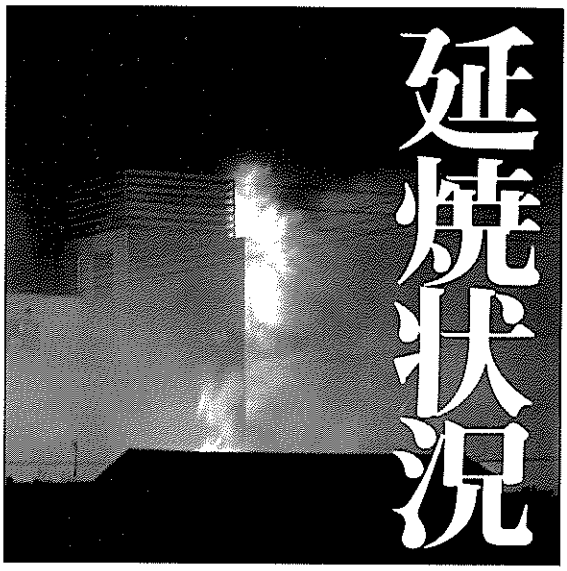

火元のグリーンハウスの風下に、協働社の木造二階建のビルを初め数軒隣接しており、火災はこれら木造家屋を焼きつくして延焼したと推定される。

大沼デパートへは、東側の飾窓の一部を加熱により破壊し、そこから火が侵入し二、三階の可燃物を焼きつくしながら上階へ移ったと推測される。同デパートの五階の西側、及び東側の窓が破壊されたため、五階全体だけが吹き抜け状態になり、炎と飛火が中町通りを越えて吹き出して、隣の街区への延焼を助長させたと思われる。三階建の耐火建物であるてぶくろ横丁の東側には、池田洋品店等の木造家屋があったが耐火建物の陰になり延焼着火が遅れた。

大沼デパートから噴出した炎と飛火により、中町通りの反対側の太田商店、及びごろや商店の裏側に延焼着火した火災前線は西よりの風に煽られて順次拡大して海晏寺の方向に移動した。マルイチ中町マートは非常に長い三階建の建物であり、ほぼ南北方向に建てられていたため、一時的に火災の拡大を遅らせる働きをしたが、いったんその中に火炎が侵入してからは、建物の内部を火炎が一街区を走り抜けて、たくみ銀座通りを越えて、一部三階建の木造の中央座の軒下に延焼した。

この頃、すでに火の玉、火の粉が多数発生して中町一丁目の飛火による延焼着火が発生しているが時間別には次の通りである。

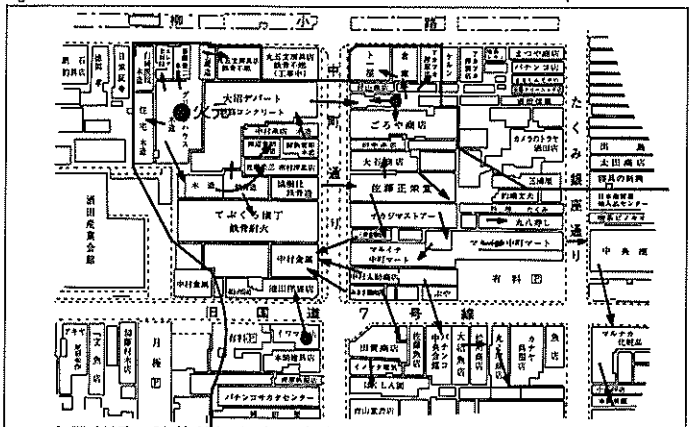

火元付近の建物状況と火の方向

ーで消しました。それというのも指導者が経験者だったことと、若者が多く体力が続いたことと、六十名近い大人数の応援のおかげでした。

天の利、地の利、人の和ともうしますが、何といっても天の利は、この春までこの柳小路を占拠していた、戦後のマーケット群が、長年の懸案がようやく解決して、いろいろ問題や不平もあったでしょうが全部撤去されたことです。あの建物がぴっしりあったら、当然引火し、この下中町一帯も焼け野原となったでしょう。次の地の利は、柳小路が防火帯となり風上に位置したことです。人の和は、六十名の方々がわがことのようにこの家を守ってくださったことです」

イバヤ薬店川島恵美子さんは、涙をうかべて、こう語るのだった。

焼失した市の文化財

今回の火災で貴重な物が多く焼失した。たとえ一葉の写真であっても、一人の人間にとっては何物にもかえがたい物である。また、文化財に指定されていなくとも、その重要さにおいて、指定文化財に匹敵する物も多かったと思われる。

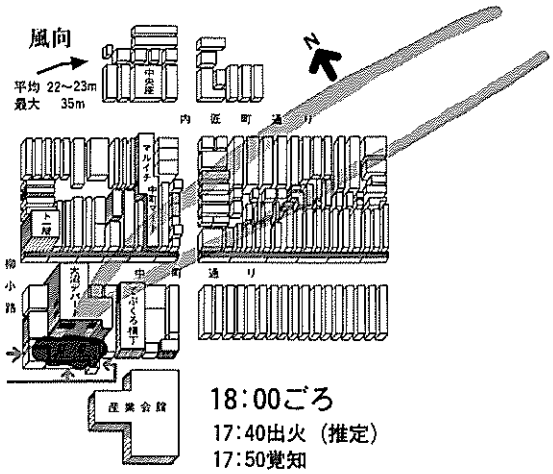

18:00ごろ
17:40出火（推定）
17:50覚知

●十八時ごろ

十七時四十分ごろ、グリーンハウスから出火した火災は、十八時ごろには猛烈な火の粉を吹きだし、風に乗って約一キロ離れた酒田駅周辺に激しい火の粉を降らせた。その後、風向きは中町通りと平行に変った。

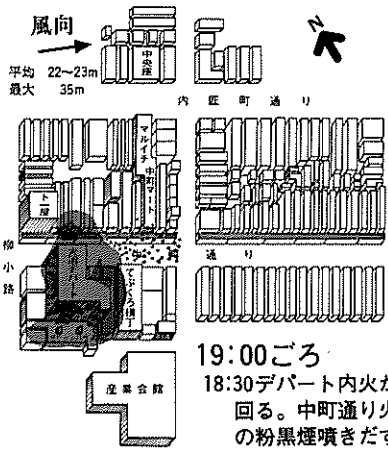

19:00ごろ
18:30デパート内火が回る。中町通り火の粉黒煙噴きだす
18:50商店街停電

●十九時ごろ

火災は、大沼デパートと、てぶくろ横丁の間をぬけ、大沼デパートに入る。大沼デパートから噴出した炎と飛火により中町通りの反対側の、ト一屋隣の商店の裏側に延焼着火した火災前線は、西よりの風によって順次拡大して海晏寺の方向に移動した。

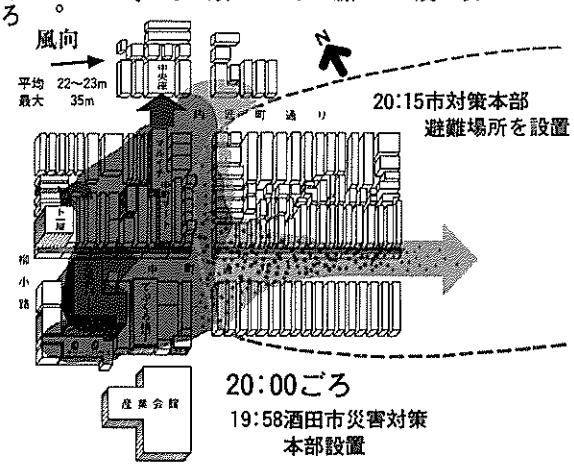

20:00ごろ
19:58酒田市災害対策本部設置

●二十時ごろ

大沼、産業会館、てぶくろ横丁、中町マート、ケルンなどの耐火建物に囲まれていた火災は、中町マート内に火が走り、内匠町通りを越える。中町マートの建物は非常に長い三階建であり、ほぼ、南北方向に建てられていたため、一時的に火災の拡大を遅らせる働きをしたが、いったんその中に火炎が侵入してからは、建物の内部を走り抜け内匠町通りを越えて、一部三階建の木造の中央座の軒下に延焼した。

このころを境に火の玉、火の粉は浜田小学校の方向に飛散。中町一丁目の各所で飛火による延焼着火が発生した。

●二十一時ごろ

火災はアーケードまたは中町通りに沿って進むただ表面的にだけ見ると、商店街が中心だったせいか、焼失した指定文化財は少く、市指定文化財は次の一点だけである。

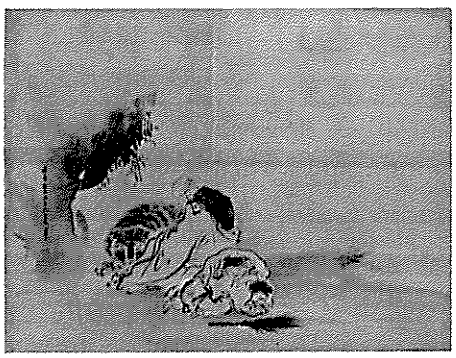

市指定の文化財で唯一つ焼失した〝四睡図〟

狩野探幽筆　四睡図　一幅
絹本墨画竪五八横七二糎。

本図は水墨を主調とし、僅かに淡彩を加え、豊干禅師、虎と共に寒山、拾得の四者が睡る。いわゆる四睡図を描いている。天地静寂、禅界妙悟の帰着するところを探幽の枯淡老熟した画境にみることができる。図下方に「法印探幽六十六歳筆」の落款と朱文「生明」の瓢印がある。探幽は名を守信、鍛冶橋狩野の祖で、宮内法印と称した。延宝二年（一六七四）七十四歳で没している。と、文化財委員の佐藤七郎氏は説明している。所蔵していた

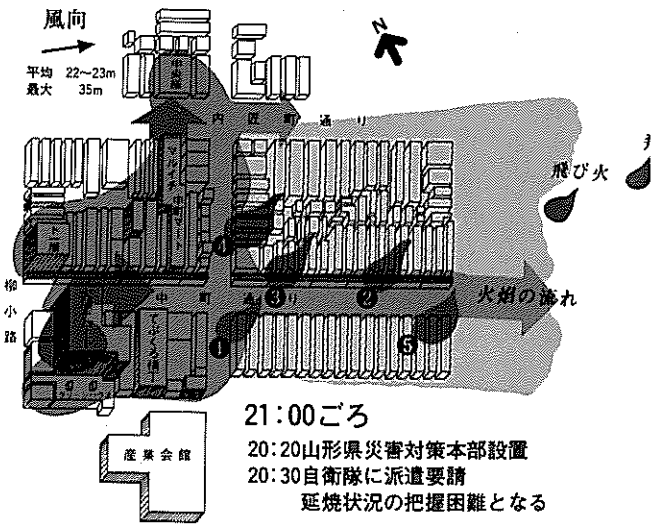

21:00ごろ
20:20山形県災害対策本部設置
20:30自衛隊に派遣要請
延焼状況の把握困難となる

一方で、商店の裏側の露出した可燃物を通じて拡大した。

このころには耐火建物と消防活動だけでは、もはや包み込めない程の勢いとなり、火炎は出口を求めて中町通りを激しい勢いで走り抜けようとする。

大沼からたえず噴出する炎と火の粉、家屋群が燃上することによって発生する炎と火の粉は、中町通りのアーケードの上を走り抜けて行く。そして燃えやすい家を選んでは火をつけていくようになる。図内の番号は、消防士の証言による家屋の着火順序である。中町通りではアーケード上を先兵として火が走り、下はそれよりおくれ、二段構えで火が走ったと思われる。

一方、内匠町通りでも中央座が燃上、炎と火の粉が走る。

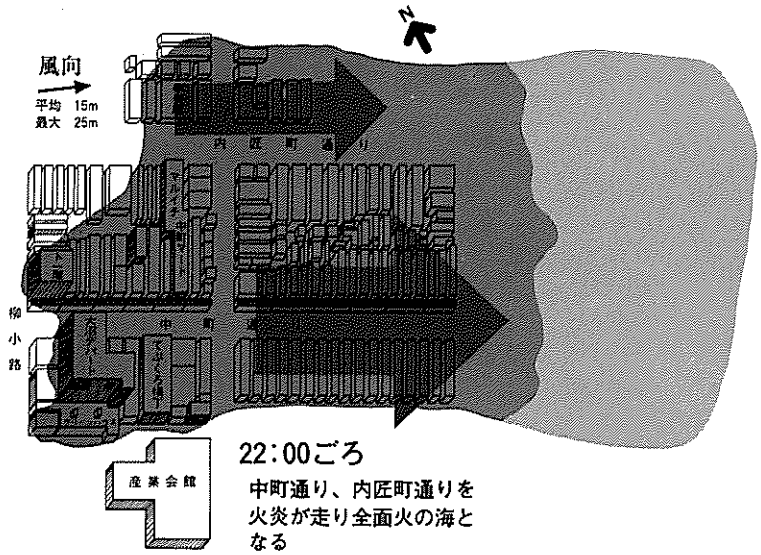

22:00ごろ
中町通り、内匠町通りを火炎が走り全面火の海となる

●二十二時ごろ

火流は、中町通り、内匠町通りの二本の道路を強風によって引っぱられていった。この時期まで、火流は中町通りが先行し、勢いも強かった。

●二十三時ごろ

このころになると中町と内匠町の火流の勢いが逆転する。中町の火流は浜町につき当り、耐火建物が多いため大幅に勢いを弱める。内匠町の火流は上り坂となっているため勢いを増して愛宕神社へ三井広治氏宅が焼失したため、持ち出すいとまなく焼失した。

その他の市文化財として、天満宮境内の「五大院の時鐘」とよばれる宝永六年（一七〇九）鋳造の名鐘が、天満宮焼失と共に火中にあったが、鋳製のため、有名な銘文もそのまま原形をたもって焼け残り、現在中央公民館に保管してあり、天満宮再建と共に、元の場所に復帰する予定である。五大院とは天満宮の社家の名前で伊藤不玉（天和三年）、小寺信正（宝暦三年）の俳諧興行などの文化的集会のあった貴重な文化財であったが、鐘楼と共に焼失した。

お題目を唱えるおばあさん

発火後四時間くらい過ぎたころ、市役所敷地の旧国道角のタブノキの下に座って、一心にお題目を唱え続けるおばあさんがいた。私が気付いてからでもゆうに一時間はたっていた。別に危険な場所でもなく、消火活動や通行のじゃまになる場所でもないので、つい声もかけずにいたことが気にかかり、近づいてみたところ、敷物もなく地に座ったまま、声高らかに、私が声をかけても一向に反応もな

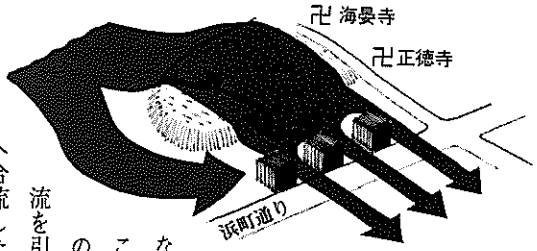

かけ昇る。その勢いのまま浜町通りを越えて一番町、新井田町へかけ下ったと思われる。浜町通りには耐火建物がくしの歯状に建っていたことも火流の速度を早める原因となった。川幅が狭くなると水の流れが早くなるのと同じ原理である。

こうして勢いを増した内匠町の火流は、弱まった中町の火流を引っぱる形となり、同じ方向へ合流した。

●二十四時ごろ

二本の合流した火流は、一番町、新井田町を燃やし新井田川へとすすむ。中町通りの火流の大部分は浜町から左に折れ、寺町の方に引っぱられていくが、一部は右に折れ内町にすすんだ。その勢いは非常に弱く、いやいやながらという形でゆっくり燃え移ってきた。

このころから、火の玉、火の粉は新井田川を越え東栄町、若浜町、緑町方面に飛散する。

●一時ごろ

火は一番町、新井田町にひろがり一部は新井田川に至る。一方、内町に折れた火は弱いながら次第にひろがっていく。破壊消防が行われたのはこの火災に対してであった。

燃え残った本間さんの住宅は、中町通りを走って

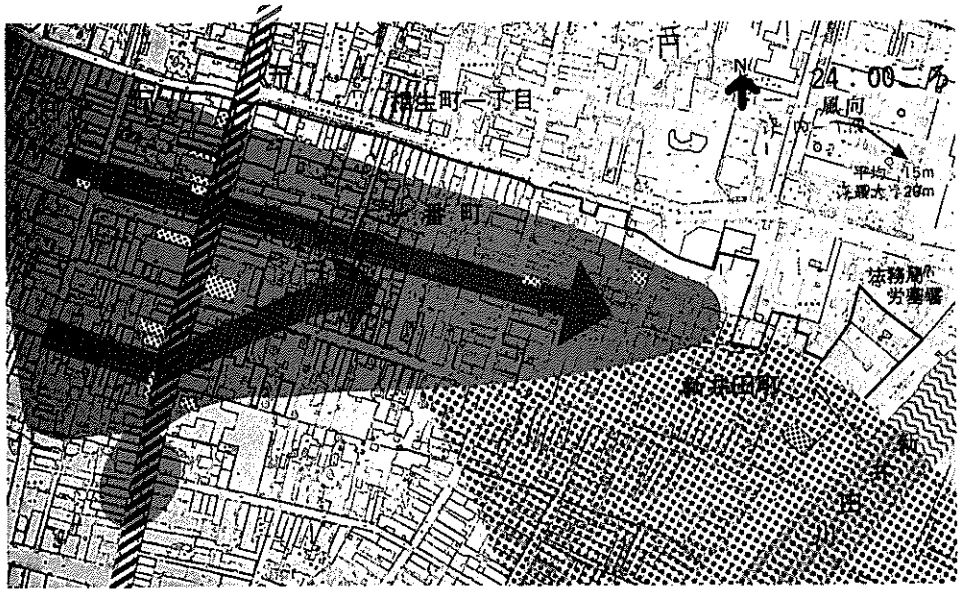

火の粉は新井田川を越えて、はるか対岸におよぶ

くお題目を唱え続けていた。たまたま通りかかった市役所の福祉係の人が、

「この人は信仰のあつい人で、さっきから火の鎮まることを祈り続けている。間もなく家族が迎えにくるはずだ」

といって立ち去った。ほんとに、しなびた感じの老婆で、雑音にまぎれてお題目もとぎれとぎれ勝ちにしか聞えなかったが、災害の興奮がさめたいま、なぜかあの老婆の姿と、お題目の声が思い出されてならない。（酒田警察署青木清光氏の手記から）

神社庁の台帳に、のっていたかどうかは別として大火で罹焼した神社が十三社ある。明治二十七年の酒田震災で被災し

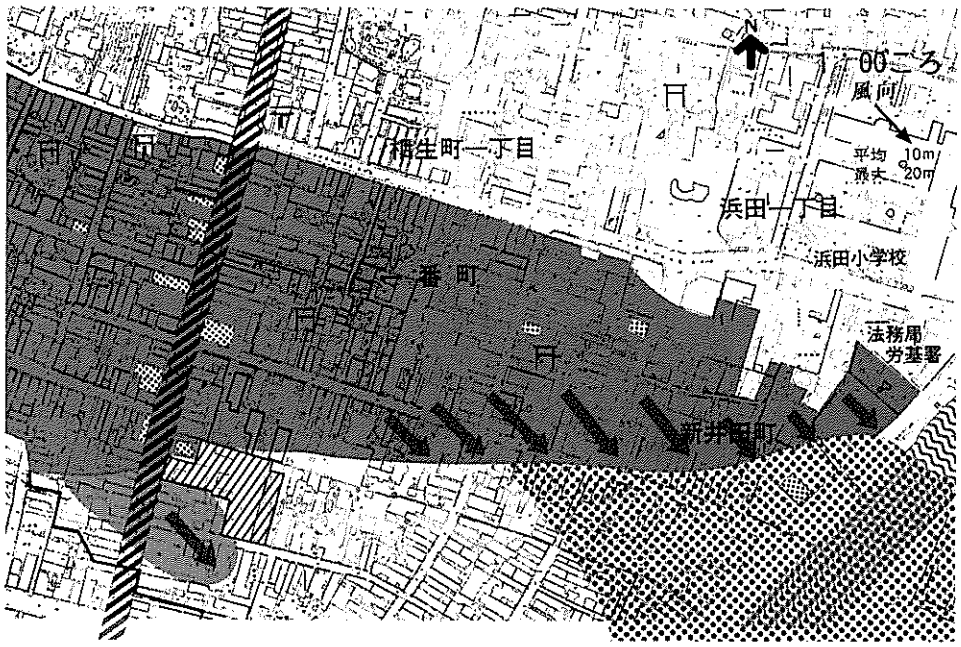

消防活動、対岸に移る。対岸の住民も避難開始…車渋滞

きた火流が、浜町通りにつき当り、大部分が左へ折れ、一部が内町へ、と分流現象を起す場所に位

消防車数十台　対岸に結集(直上放水)。対岸の住民避難

置していた。中町通りの火流が、左と右に分れる地点からすこし奥まった絶好の場所に位置してい

なかった地域なので、それぞれ古くからその町内の鎮守神としてまつられてきたお社である。

焼失した神社の名称を旧町名によって、大火当日の風上からのべてみる。

大工町稲荷神社、下ノ山両伊勢神社、上内匠町天満神社、十王堂町愛宕神社、同(鍛冶町)稲荷神社、浜町稲荷神社、米屋町稲荷神社、元米屋町元米稲荷神社、荒瀬町荒川稲荷神社、給人町光徳稲荷神社、山王堂町稲荷神社、八軒町稲荷神社、同三吉神社の十三社でうち九社が稲荷神社である。

酒田には稲荷神社がすこぶる多い。その大部分は全国各地と同じように伏見稲荷大社から勧請されている。五穀をつかさどる農神が、江戸時代に入って商売繁昌の方面にも間口がひろまったようで、農村が豊作なら酒田も良いといったところがぴったり酒田にあてはまったので稲荷神社が多いのであろう。

●両伊勢神社

寛文二年(一六六二)五月藩主酒井忠義公のとき伊勢本宮から勧請したといわれ、通称下の山にあり、この通りを古くは、社の名をとって伊勢津小路といった。正式所在地は上内匠町となっていたが大工町で鎮守神としていた。戦後は境内に車庫が建てられかんじんの神社がその陰になったような感があった。

雨が一段と激しくなる。4時、強風もややおさまり雨も加わつて対岸への延焼危険去る

たわけである。

●二時ごろ

火は新井田川に至り、一番町、新井田町は火の海となる。本間さんの家は北側が土蔵、樹、空地で西側と南側は駐車場というように、火災には三方向をブロックされていた。

しかも、みぞれまじりの雨が時おり降るため、これらの土蔵、樹、空地、駐車場、そして本間さんの家は絶えず濡れた状態にあり、火の粉、熱風、輻射熱は大幅に弱められた。

一方、東側の新井田町一帯の火災に対しては風上に位置し、風上からは冷たい風が吹き込んで冷却し続けていたので燃え移る危険性はない。一軒だけが奇跡的に残ったようにもみえるが、このようにしてみると、十分な必然性があることがわかった。

●三時ごろ

火は新井田川沿い一帯にわたって燃えひろがったが、対岸での消防隊の直上放水、また、雨が一段と激しく降ったことなどから四時すぎには対岸への延焼の危険性は去った。

尚、この項は、酒田市発行の「焰の記録」より、安全科学研究会発表の〝焰の軌跡〟と自治省消防庁消防研究所の「酒田大火の延焼状況等に関する調査報告書(中間報告)」より抜すいしました。

●天満宮

祭神　菅原朝臣道眞公

創紀の年代は不詳で大町付近から移されたともいい社僧を五大院といった。

明治二年(一八七〇)の神仏分離にあたり社人となり、明治九年(一八七六)村社となった。上内匠町の鎮守神。境内は市の名勝指定地であり、古木の梅は焼失してしまった。元禄三年(一六九〇)酒田町奉行鑓角兵エが内匠町の錺物師国松吉右エ門に造らせた鐘は、鐘楼が焼けて転り落ちたが、格別いたまなかった。従前の音色が出るかどうかが心にかかる。また室町から桃山時代のものでなかろうかといわれる石造半肉多重双塔は健在だったのは幸いなこと。

類焼した五大院の時鐘

●愛宕神社

飽海郡誌によると、社神軻遇突智神、丹波国愛宕山から勧請した(年代不詳)となっている。また社伝によれば愛宕大権現は勝軍地蔵を奉り、近江国三井寺西谷にあったものを佐渡国北山に移し、平田町寺内を経て酒田へ移したものであり、火伏せとともに軍神でもあったので酒田

飛火はいかに怖いか

酒田大火の延焼状況（特に飛火）の調査は、昭和五十一年十一月二十二日から二十七日まで、消防研究所の職員六名、科学技術庁の職員一名によって行われた。

上昇気流にのった火の粉（玉）は主に風に支配されて拡散するが、延焼中に風向が西南西から北西の方向に徐々にあるいは比較的急激に変化し、また、燃焼地域も移動したため、火の粉（玉）の発生場所および飛散方向も時間的に変化した。時間的には、十八時頃から二十時三十分頃までは中町二丁目から駅の方向、または海晏寺の方向に飛散し、二十時三十分頃から二十四時頃には、中町一、二丁目付近から新橋一～五丁目の方向に飛散し、二十四時頃から朝方までは一番町、新井田町付近から発生した火の粉（玉）は東栄町、若浜町、緑町の方向に飛散したもようである。

火災が拡大中、雨が断続的に降る星のない夜であったため、風下にいた人には煙の拡散状況は不明確であるが「火の玉が吹雪のように飛んできた」というように火の粉の飛散状況は比較的明確に観察されたようである。

■火の粉の飛散状況

火の粉の飛散区域は、火災の初期の段階では酒田駅の方向に飛散していたが、距離は余りのびず、海晏寺の風上寄りの中町一丁目一番と二番に集中した傾向がみられる。このように火災の初期に火の粉が燃焼区域の近くに集中した理由は、風向に平行な方向の火災の同時炎上幅が風速に比較して小さく、火災の上昇気流が大きく傾き、地面を這うようになったことが第一の原因であると考えられる。その他に地形的に二番町付近が高くなっているために、風上側の斜面付近にぶつかるように落下したこと、また、中町一丁目二番付近には、耐火建物が多いため、その付近における燃焼が活発でなく火の粉の発生数も少なく、かつ上昇気流が弱かったことが原因として考えられる。

城主志村伊豆守が厚く敬した。のち酒井家代々の藩主も崇敬した。

猛火の真中にありながらほとんど無きずで残った木造鳥居は、再建当時上の山に居住した宮大工の名工菅原丑五郎の手になるもの。

●稲荷神社　大工町
社神　稲倉魂神（うかのみたま）
年代その他不詳

●稲荷神社　鍛冶町
社神　稲倉魂神
年代その他不詳、愛宕神社境内にあった。

●稲荷神社　浜町
社神　稲倉魂神
明和年中（一七六四～一七七二）に勧請

●稲荷神社　米屋町
社神　稲倉魂神
山城国伏見稲荷神社より勧請
年代不詳

●元米稲荷神社　元米屋町
社神　稲倉魂神
元亀年中（一五七〇～一五七三）山城国伏見稲荷神社より勧請、宝暦九年（一七五九）十一月堀端から元米屋町へ移したと伝えられる。

●荒川稲荷神社　荒瀬町
社神　稲倉魂神
山城国伏見稲荷神社より勧請
年代不詳

火の粉（玉）の大きさは、火災現場に近い所では消しずみが真赤になったものとか、焦げた板切れ、紙屑が殆どであり、火の粉（玉）の最大径は現場近くで五～十㌢程度のコブシ大のものが多かったようである。火の粉に関する過去の資料から推定するとその重さは数㌘から数十㌘と推定される。

新井田川から東の方向に遠ざかるに従って、落下した火の粉の大きさも減小して新井田川から一㌔以ほどはなれると、最大径は一～二㌢であった。新井田川付近では、一つの建物において落下した火の粉（玉）のうち大きなものの数は、庭の広さなどによって異なるが、多い所では五㌢以上のものが十個以上もあった。飛来して来た紙の大きさは消ずみの大きさよりも大きく、二十～三十㌢の大きさのものが数百㍍先まで飛んだようである。火の粉の飛散角は過去の火災では十度から四十度位になっているが、酒田大火では延焼中に風向が約六十度も変化しているため、出火から鎮火までの飛散角は約八十度にもなる程大きいのである。

■飛火の発生

延焼時には無数の火の粉（玉）が発生して風下方向に飛散したが、その挙動を追求するといろいろの経過がわかる。建物の屋根瓦や下見板に落下して着火させたり、道路、庭に落下して自然鎮火したり、消防隊および住民の飛火警戒によって鎮火したり、樹木や建物の外壁等に衝突して粉々になったり、飛散時に自然鎮火したり、落下した火の粉の上にまた落下したりして種々の経過をとる。大部分の火の粉（玉）は発生してから比較的短い時間に鎮火するがごく一部の火の粉（玉）は飛火となって、第二次、第三次の火元になり、これが放置された場合には被害拡大の大きな要因となる。

酒田大火の場合、被災区域外の飛火は比較的早く覚知されて消火され、その周辺には延焼しなかった。これに対し、被災区域内では、飛火によって直接その周辺の建物の焼失する場合もあるが、飛火が発生しても一旦は消火されるが、後で火の手が押し寄せて来て焼失している。

飛火着火場所は瓦屋根が圧倒的に多いが、その他には、商品のダンボール箱、プラスチック製の雨どい、外壁、ガラス戸、物干台、看板があり、過去の大火とあまり変らないが、ダンボール箱、看板および雨どいが社会環境、建築資材の変化を物語っている。

飛火の発生が強風の割には比較的少なくすんだのは、建物が防風、防水構造になっていたことと、露出した可燃物が比較的少なかったことの他に、雨が断続的に強く降って地面および建物の外壁を濡らしたことによると思われる。

（自治省消防庁消防研究所の「酒田大火の延焼状況」等に関する調査報告書（中間報告）」より抜すい）

●光徳稲荷神社　給人町

社神　稲倉魂神

寛政元年（一七八九）九月、城内稲荷総本宮正宮（伏見稲荷社）の松本筑前守から稲荷社安鎮の証書をうけ、鎮座祭を行った。明治元年改築、大正十三年改修。

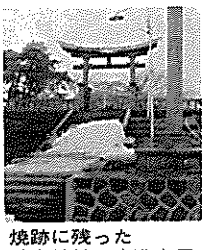

焼跡に残った愛宕神社の木造鳥居

●稲荷神社（村社）　山王堂町

社神　稲倉魂神

延享元年（一七四四）近江国比叡山より勧請、明治十三年社殿改築。一説に寛永十一年（一六三四）高橋儀兵エが勧請したともいう。

●稲荷神社　八軒町

社神　稲倉魂神

享保十二年（一七二七）二月、山城国伏見稲荷神社より勧請と伝えられ、元文五年（一七四〇）四月に再建の記録があるという。

●三吉神社　八軒町（前記と同一境内）

社伝によると安政六年（一八五九）秋田太平山の三吉神の霊示により勧請したといわれる。

神社のほかに十王堂町の通称泣みそ地蔵といわれた子安地蔵堂が焼失した。同じ十王堂町の十王堂と、山王堂町の通称

被災区域内の飛火の発生状況

番号	住所（氏名）	家屋構造	飛火時刻	飛火場所	消火方法	被害状況
1	一番町（マルイチ）		22時頃	瓦屋根	×（消火できず）	
2	中町１－１（紅谷）		19時40分頃	ガラス戸	消防隊による放水	
3	中町１－４（天満宮）			社務所		
4	中町１－６（イワマ）		20時25分	瓦屋根	×	
5	中町１－４（メンズニシムラ）			看板		
6	中町１－１（坂井）		19時～20時			
7	中町１－１（黒沢）		19時～20時			
8	新井田町３（大井）			物干台		
9	新井田町３（佐藤）		22時30分～23時	瓦屋根		
10	二番町７（コマツ）		20時～21時頃	瓦屋根	×	
11	中町１－３（伊藤）			隣接家屋の間		
12	新井田町１（ポープ）		１時30分頃	軒下	×	
13	新井田町１（三吉神社）		１時30分頃		×	

被災区域外の飛火の発生状況

番号	住所（氏名）	家屋構造	飛火時刻	飛火場所	消火方法	被害状況
1	東栄町11－２（佐藤）	木造２階建外壁波鉄板	３時頃	瓦屋根	自衛隊により消火、溝、堀、水道水を利用	瓦４～５枚の区域
2	東栄町５－６（小松）	木造２階建外壁鉄板	４時30分頃	瓦屋根	息子さんが２人で消火、水道水を利用	３坪程燃えた
3	若浜町３－29（野沢）	木造２階建1部モルタル	24時頃	瓦屋根	水道および消火器で消火	瓦10枚分位穴があいた
4	東栄町８－23（大井）	木造１階建	２時30分頃	ダンボールの山	バケツの水	ダンボールに穴があいた
5	若浜町３－６（佐藤）	木造２階建外壁鉄板	２～３時頃	瓦屋根	水道	瓦４枚程度
6	東栄町７－27（斎藤）	木造２階建	２～３時頃	雨どい	水道	雨どいの一部焼損
7	東栄町６－23（石塚）	木造２階建	２～３時頃	アンテナ個所の同軸ケーブル	消防隊による放水	アンテナの一部焼損
8	若浜町３－４	１階トタン屋根	２～３時頃	材木	水道	一部分が燃焼
9	緑町８－33（池田）		３時頃	建物間の可燃物	水道	一部分が燃焼
10	相生町２－３（海晏寺）		22時頃	松、桜の木	枝を折る	一部分が燃焼

川流れ地蔵の延命地蔵堂が周囲が全部被災したのに完全ともいうべき姿で残ったのは、前記愛宕神社の木造鳥居とともに不思議ともいえることである。

児童作文集より

火のたまがとんできた

一年　すず木　しげのり（新井田町）

そらが　まっかになって、
ひのたまが　とんできた。
しょうぼうしゃが
水をかけても　きえなかった。
ちかくの　にいだ川が　あかくなった。
みんなは、
「だめだ。」
といって　にげた。
ぼくも、
かばんやえんぴつけずりやおもちゃを
もって、にげた。
おかあさんのともだちのうちににげた。
「ねれ。」
といわれたけど、ぼくは　ねれなかった。
ぼぼぼぼぼっと　やけたかじ、
おもいだすと、おっかない。
おとうさんが
おるすじゃなかったらよかった。

（浜田小学校「海なり‖消田大火‖」より）

被災者の証言

猛吹雪のようだった火の粉

東栄町八番
白崎恭一

二時すぎ飛火が吹雪のように飛んできた。大きなものは十八㌢程の大きさで割れないでいたのでとっておいた。お父さんが一人屋根に上って濡らしたほうきで火を消した。猛吹雪のようだったので火の粉が入らないように戸を閉めておいたが煙が入ってきて目や喉が痛くなった。

樹木で助かった

相生町二丁目
海晏寺

高台なので風の関係だと思うが六時半ごろにかなり飛火がきた。参門の前の桜の枯れ木に火がついて燃えたが、枝を折って二、三人で消した。火の粉は平均して飛んできた。松の木の間から吹雪のように飛んできて、板きれの大きいもので十㌢ぐらいあった。風にあおられて松の木の上を通るものもあったし、直接墓や参門に落ちたものもあった。

火災が近くてかなり危なかったが、門前は全部焼けたが前に木があったり、建物自体が奥まっているので焼けずに残ったと思う。正面からは火の粉はなかなかこれないが樹木群のわきからまわり込んでくるのが怖かった。枯れ枝に火がついたのは十時半ころで、一番強かったのは一時、二時ころで横に広がって二、三本の生木が約一時間近く燃えた。

ひっきりなしに飛んできた

緑町二番
輿明保

火の粉は吹雪のようだった。屋根はトタンだから大したことはなかったが二人あがっていた。火の粉は六時すぎにバラバラと飛んできた。四時すぎまで飛んできたが、ほうきでたたいても消えなかった。あまり大きいのは落ちなくて四～五㌢ぐらいだった。一番多くなったのは、八時から二時ごろまででひっきりなしに飛んできた。風が変ったのは一時ごろで西風から西北西の方向だった。雨風だったので、荷物を運び出すことができなかった。煙は八時ごろから十一時ごろがひどく目をあけていられなかった。四時ごろ、いくらか下火になった。

流言飛語

火事場に白狐が飛んだ

幸いパニックにはならなかったものの、さまざまのうわさがとび、なかでも火事場どろぼうが出没したという話に、私たちも神経をとがらせました。しかし、調べてみるとそうした事実は一件もありませんでした。正式な届出もなかったが、たとえば、ある貴金属商のまえにトラックを横づけにして持ちだしたとか、隣県から火事場どろぼうの一隊が入りこんだとか、いろいろな情報が入り、そのたびに係官が走って、その場所でたしかめましたが、どれもそうした事実は発見できませんでした。なかにはひどいうわさがあり、あの火事さわぎ、雨、風のなかで婦女暴行があったなどといわれ、私たちなりに調べましたが、まったくそんなこん跡もありません。もちろん、手伝いにきたひとが隣家のものを間違えて運んだ

火はここで止った

■概況

出火後約二時間半後の二十時頃、風向が西北西に変化して寺町通り（焼失地域の北側で中町一丁目から二番町、一番町を経て新井田町に至る通り）にほぼ平行に風が吹くようになってからは、火災が制圧された翌日の四時半頃までほとんど風向に変動がなかった。道路に平行の風は風横側の街区に直接熱気流を吹きつけなかったこと、道路に沿って風が通り抜けたことにより冷却効果を与えたことが考えられ、さらには断続的ではあるが出火前から降雨があり、（出火時から鎮火時まで約十二㍉）冷却効果を一層大きくしたものと思われる。

寺町通りは殆ど道幅七・四～十一・〇㍍であって、風横側への延焼阻止に、有効に働いたと思われる。中町一丁目一番街区の東寄りから二番町を経て浜町通りに至る約一五〇㍍の区間は、五・三～五・七㍍と特にせまく、西半分では北側の相生町二丁目三番街区は寺町通りよりも一～二㍍土地が高く、石垣で築かれたその上に海晏寺と正徳寺があり、境内には丈の高い樹木が多く延焼はなかった。

火災が浜町通り（一五・二～一五・六㍍・主要地方道酒田・金山線）を越え一番町に移り、その火が三番街区から四、六番街区へと南の方にせまり南側の本町通り（主要地方道酒田・松山線）に達しようとした三十日零時半頃、ショベルカーによる破壊消防がとか、悪意のない間違いごとはあったでしょうが、意識的な火事場どろぼうはなかったと理解しています。

各所に警官を配置してあり、火事から逃れでるひとはどんどんだしましたが、火事場に入るひとは極力おさえましたので、どろぼうの潜入は無理だったと思います。ただ、火事の最中に、白狐が飛んだというわさがありましたが、これはこういう話だったと思います。

というのは、火事の真最中、真赤に染まった現場の上空を、数十羽の白鳥がふわふわと飛んでいくのをみました。赤い炎をとおして白鳥が朱にそまって飛んでいる姿は、なんとも無気味で、神秘的なものでした。信心深いばあちゃんが、白狐と見まちがうのも無理からぬことでしょう。続けて二回飛んでいきました。

ほかには、新井田橋近くの、川流れ地蔵さんが奇跡的に焼け残ったので、この地蔵堂の屋根で、地蔵さんがすっくと立って雨を降らせていたとか、大火後、連続的に火

奇跡的に残った川流れ地蔵堂

行われ、一番町四番街区で六番街区との境の道路(二・六～四・〇㍍)沿いの一並びの棟が破壊された。その結果は、境の道路を隔てて相対する一番町六番街区の西半分への延焼を阻止したが、破壊消防がされなかった部分では火災は南にひろがり、ついに中の口通り(一〇・一～一一・〇㍍)に達した。更に、破壊消防は一番町五番街区と新井田町七番街区の二か所で行われたが、風向が道路にほぼ平行であったことや、降雨があったこと、実施時の三十日零～一時頃から鎮火する五時頃まで強風もやや弱まっていたことなど恵まれた条件下の局所的成功であった。破壊消防の効果は、可燃物の量は破壊の前後において変りないが、可燃力の高さを低くして火災の勢力を低下させるという点で延焼阻止につながった。

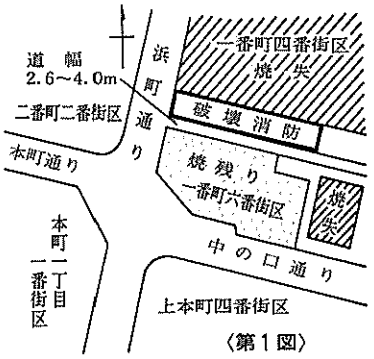

〈第1図〉

■風上側

(1)火元の南南西側

出火時の風向が西南西であるから、この側は風上側というよりは、風上側と風横側の中間というところで、火元に隣接して木造建物があり、しかも火元との間に空地がなく、隣棟一並びを焼失したがそれ以上は注水により阻止された。

(2)火元の西北西側(中町二丁目六番街区)

出火時の風向から、風上側と風横側の中間にあったが道幅一八㍍の柳小路によって延焼を免れた。

(3)中町二丁目四番街区内

ブロック造、土蔵、空地の連続でこの街区の約十分の一(北西部)が延焼を免れた。

(4)中町二丁目一番街区内

幅一～二㍍の細長い空地、植込み、土蔵の連続でこの街区の約三分の二(西部)が延焼を免れた。

■風横側(火災地域のほぼ北側)

風向きは次第に北寄りに変化し、十九時に西、二十時に西北西となり、道路の平均方向とほぼ平行になっていて、強風と降雨による冷却効果を加え、焼失地域の北側の寺町通りの北側街区は一棟を半焼しただけで延焼を免れた。

(1)二番町一番街区の地蔵堂

街区の北西の角に位置し、その周囲の空地は道路も含めると地蔵堂建坪の十数倍になっており、空地効果の顕著に現われた焼止まりである。

(2)新井田町二番街区

天正寺通りは荒瀬町通りと交差してから図(次頁)のように約五㍍北にずれているため、五㍍幅の一並びの棟が延焼を免れた。二棟東へ行ったところ

土蔵を守る

火に強いはずの土蔵も、外観はそのままだが内部が焼失したのもある。石蔵とて同じことだ。その中で、火に強い土蔵の真価を発揮し、見事に内部を守ったいくつかの例は、昔からの土蔵を守る原則に忠実だったところである。あるお茶販売店は、半地下式の石蔵にお茶を貯蔵していた。火災と同時に風呂の水をバケツで運び、倉内に置き窓を締めて退避した。鎮火後開扉したら内部はそのまま、商売用の茶の芳香もほとんど変化なかった。ある漬け物店の土蔵は窓のすきまをミソ

災が発生するので、火をくわえた狐が、まだ酒田に残っているというわさもありましたが、これだけの大火にしては、悪質で人心に動揺をあたえるような流言飛語はありませんでした。

(市広報座談会での酒田警察署長の話から。)

に空地があり更に一棟助かっている。続いてブロック塀、植木があり、新井田町一番街区との境の通りまで来ると鉄筋コンクリート四階建があり、外側は一部黒く変色したが内部は無事であった。

(3) 新井田町一番街区

南側に駐車場をもつ両羽商事（鉄筋コンクリート建）が無事であり、東隣りの浜田保育園は西側に両羽商事、東側に運動場があり、園舎の南三分の二の焼失で止まっており、続きの本間氏の家屋は西隣りの家の庭木と南側の道路（幅二・二㍍）で助かっている。更に東の司法書士協同事務所はその西側の畑と南側の自宅の庭木と石塀で助かっており、その東の小野寺氏の家屋から、北へつながる一並びの棟はその南側の道路（二・七㍍）と、西側の道路（二㍍）により、板塀の一部変色程度で助かっている。

その又東にあるホープ学習塾（瓦葺と茅葺の二棟つづき）は飛火により周囲より一～二時間早い時期に燃えているが、この屋敷は広くて周囲に十分な空地があったため、他への延焼のないただ一つの飛火焼失家屋となった。

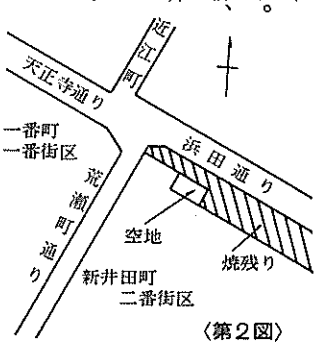

〈第2図〉

■風横側（火災地域のほぼ南側）

鉄筋コンクリート四階建（一部五階建）の酒田産業会館とその北側の空地、続いて東側の道路（旧国道七号線、幅八・〇㍍～八・五㍍）を隔てて広い駐車場、続いて土蔵、樹木などで風横側（焼失地域のほぼ南側）への延焼が阻まれた。火災は本町通りにはなかなか達せず、デコボコ線を形成しつつ二番町から東へ浜町通り（一五・二㍍～一五・六㍍）を越えた火が一番町四番街区にせまった三十日零時をすぎた頃、破壊消防を実施して食い止めたが、破壊箇所をすぎた直後ついに中の口通りに達したが、道幅一〇～一一㍍によって道路を越すことはなかった。次いで一番町五番街区で破壊消防を実施して再び焼止まり線を北方へ離し、更に新井田町七番街区の稲荷神社の参道を境にして北側の一並びの棟に破壊消防を実施したので神社は焼けたが続く空地により火は再度中の口通りに戻ることはなかった。

■風下側

風下側は新井田川が両側の道路を含め、幅約七〇㍍の防火帯として働いて、風下側への延焼をこばんだ。一番街区の飛火による焼失家屋の南にある石造建物はその敷地内（建物の北側）に駐車場があり、建物も石造であるので助かった。また八番街区東部の新井田川べり道路に接した外壁がトタン張りの小

焼跡にただ一軒
本間寿三氏宅

友達、親戚の人達が二十八人も手伝い

を塗ってかため成功した。窓にミソや土や塩に使用した俵で守ることは江戸時代からいわれたことである。

ある酒造店の蔵は、西側に窓が一つもなく、南北の窓を閉じ、東側の出入口から、酒造用の一斗入れの半ギリ桶六個に水をため出入口を閉じて避難した。鎮火後内部に入ったらまったく異状なく、二階は蒸発した水分でモヤがかかったようになっていた。また焼失した金庫も、コップ一ぱいの水で助かった例と、鎮火後すぐ開放して急激な酸素の流入で燃え上った例もある。倉庫の焼失は時間的にかなりおくれ、鎮火後まだくすぶっていて、水で消火して半分助かった例もある。

地下室が火に強いことは、あらゆる方面で実証された。焼失地域にはガソリンスタンドはなかったが、地下タンクに貯蔵した灯油は無傷で残った。

火がせまって来たら、女性の赤いコシマキをふると風向が変わると昔からいわれ、今回の火災にも、忠実に実行した女性がいたそうだが、このほうは伝説だけのことに終わった。

さなお堂は周囲の空地で助かっている。風下側で焼残ったのは石造建物とこのお堂の二つだけである。

■火災区域内（一番町三番街区）

火災区域内で、ただ一か所焼残ったのは一番町三番街区の一角で図で示す広い駐車場の北隣りの広い敷地内の倉庫と駐車場の東隣りの本間氏家屋（外壁・耐火ボード）とである。北隣りの広い敷地の西側（風上側）の境界、高さ約三㍍のコンクリート塀に接して建てられた二棟の倉庫は風上側に開口部がなく助かっており、広い駐車場との境界近くには高さ十㍍以上の樹木が数本あり、敷地内に燃料入りドラム缶が約五十本野積みされていたが助かっている。本間氏の家屋が助かったのは、風上側に広い駐車場があったこと、敷地内の倉庫や樹木やドラム缶の助かったこと、風横側と風下側にも空地があったこと、鎮火まで風向が殆ど変らなかったことなど、幾多の好条件が重なった結果であると考えられる。

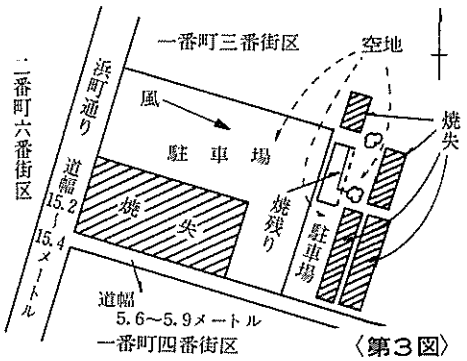

〈第３図〉

焼失地域と焼止り線

（資料＝自治省消防庁消防研究所「酒田大火の延焼状況等に関する調査報告書」）

にきた。建物の外側に水道の蛇口が三本もあったので、それを使って屋根などに水をかけた。長いホースが一本しかなかったので屋根に上ったのは一人である。下にいる人は水の入る容器をならべて満たんにしたり荷物を運んだ。荷作り用のガム・テープを窓ガラスに張りつけたが、これは消防隊の放水によって破損しないためであった。しかし、時間がなかったので二階の五、六か所の窓に取りつけただけであった。火災後、このテープを見てみたが、とけてはいなかった。長男は火の手が押し寄せるまで二階から周囲を見ていたが一番町は飛火によってあちらこちらで出火した。風の方向は激しく変動した。火災後、家の周囲をみてみると、ポーチの一部が燃えており、また、雨どいと電気の計器盤が駄目になっていた。火の手は駐車場の北側の土蔵の方向から押し寄せてきて、裏側の小屋は焼けてしまった。

焼跡にポツンとたつ本間氏宅（写真提供＝NHK）

「酒田大火の延焼状況に関する調査報告書」より本間氏談

燃えなかった本間家

今回の火災で、県文化財に指定されている本間家旧本宅は、延焼境界線ぎりぎりにありながら延焼からまぬがれ、改めて昔の人の火災に対する知恵の深さを痛感させた。

この本間家宅は、約二百年前、三代目当主光丘によって二千石取りの格式で建てられた長屋門構えで酒田の名所の一つである。戦後街の開発で周囲をとりまいていた樹木も多く伐採されたが、それでも今回の防火に果した家の構造、および樹木の見事さを平井氏は次のように語る。

「本間家について説明しますと、これは平面図なんですが、風はいつも西北の方から非常に強く吹くわけです。その場合どういう配慮がしてあるかというと、土塀がめぐらされてあって、その西側に土蔵などの耐火建物があり、その中に樹木をおき、その下に母屋があるという構造になっているわけです。塀と土蔵はくっつけて造られています。これがどういう意味かというと、断面図のように、西北からの風で火の粉がふきつけたとしますと（当日はそうであった）まず最初に塀と土蔵で火の粉をブロックするわけです。その次に樹木が火の粉を上にふき上げるわけです。と同時にここで落ちてくる火の粉を樹木で防御しています。そのむこうに、母屋があって、この母屋は土蔵より低く造ってあるので二重三重に防御されているわけです。非常に深い配慮がみられます。

それと木の効用について説明しますと、いわゆる耐火建物は飛んでくる火の粉とか熱風などをとめる力はないわけで、それ自体は燃えないかもしれませんが、木は一枚一枚の葉っぱは小さいが、これがまとまってますから全部で受止めてしまうし、後へ飛ぶ火の粉をなくしてしまう。また強い風については、これがたわんで風そのものを弱めてしまいます。樹木というのは非常に多目的な意味をもっているわけで、一本の木というのは、表面積を全部あわせると大きなビルよりも広いんじゃないかと思います。」

（防災都市計画研究所・平井邦彦氏談）
（NHK座談会より）

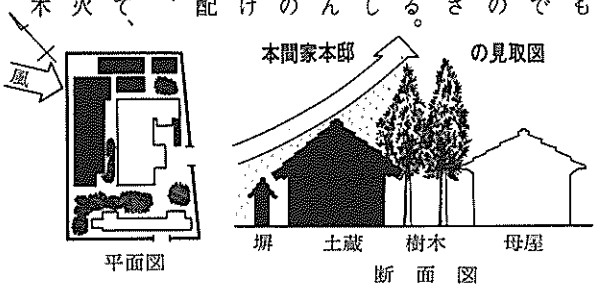

爆発しなかったプロパンボンベ

被災地区には、プロパンガスを使用していた家が二百六十七軒あり、容器は、五㌔から五十㌔まで、合計四百二十本もあった。これら容器が爆発したなら、多大の被害を生ずるところだったが、火災発生と同時に供給業者が百六十四本の容器を回収した。回収できなかった所は、ボンベ元栓を締めてから退避するよう各家庭に呼びかけ、実行された。そのため高熱を受けたボンベは、安全弁からガスを吹き出し、引火し、燃えつきたものと思われる。ボンベの爆発による二次災害は一件も生じなかった。今回の処理は、今後の都市火災に大きな教訓を残した。ただ、各家庭の灯油の買い置き、小型ボイラー用の重油等は相当の量で、燃焼、爆発もかなりあったといわれ、あの猛火の中で石油関係の火が何度かはまじっていたが、その実態はついに調査されることなく終った。

焼跡から出てきた燃えつきたボンベ

その夜の気象状況

酒田大火は、二十八日に発令され、翌二十九日に更新されていた風雨波浪注意報の発令下で発生したが、酒田測候所の風向風速計の記録では、十八時から翌日の五時までの平均風速が十一㍍程度で極端には強くない。火災現場に近かった元消防本部の望楼上の風向風速計は、火災発生後一～二時間位に破損しているが、破損直前の平均風速は十三㍍、最大瞬間風速三十三・三㍍であって平均値に近い値を出している。

山形地方気象台発表の天気図（図一、二）からみると、大火当日の午前には日本列島をはさんで二つ低気圧があり、午後九時には西からの強い季節風が吹きつける西高東低の気圧配置となっている。なお同気象台発表の気象概況は以下の通りである。

火災当日の天気図（山形気象台発表）

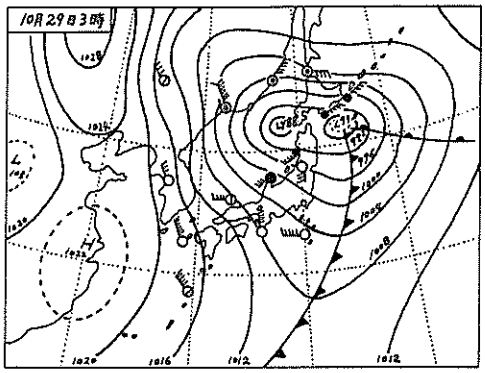

〈第1図〉大火当日の午前3時の気圧配置図。二つ玉低気圧がみえ、左方に高気圧の押しあげがみられる。

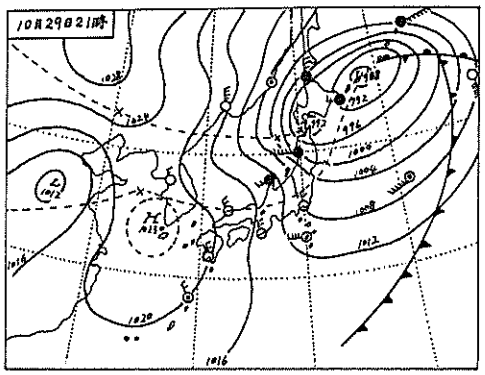

〈第2図〉大火当日の午後9時の気圧配置図。第1図より18時間後であるが西高東低の冬型の気圧配置となっている。

荒れた10月29日

山形市で初雪

二十九日の山形県内は、冬型気圧配置に覆われ、雨もようの寒い一日となった。山形市内では、午後三時すぎ、気温が五度まで下がり、同四時半から五分間、雨まじりのみぞれに変わり、山形地方気象台は〝初雪〟と発表した。昨年より二十六日、例年より十九日も早い。一方庄内地方は強い季節風が吹き荒れ、各方面にいろんな被害が出た。

「深い気圧の谷の東進に伴って、十月二十八日三時に朝鮮半島に一〇四㍉の低気圧が発生し、毎時五十㌔の速い速度で接近してきた。この低気圧は日本海に出て一つは元山沖に、一つは山陰沖に二つ玉低気圧となって急速に発達しながら、前者は津軽海峡を、後者は西日本を横断して関東地方を目指して進み、二十九日九時には津軽海峡沖で九八六㍉、もう一つは北海道南東沖で九八四㍉まで深まった。この影響で山形県地方では二十八日昼前から東寄りの風に乗って小雨が降りだし、気象台では二十八日十一時四十分に風雨波浪注意報を出し注意を喚起した。低気圧の発達接近するにつれ風雨も次第に強まり、風向きが西寄りに変った二十八日夜から、酒田市周辺では断続的に最大瞬間風速が二十㍍を越す状態が続いた。日本海の低気圧が津軽海峡を抜ける二十九日夕刻頃から西寄りの風が更に一段と強まり、火災発生時の十七～十八時にかけては最大瞬間風速が二十六㍍を越すようになった。二十一時四十五分～二十二時にかけては西北西二十六・七㍍に達し、津軽海峡を抜けた二十日三時すぎから風速も弱まりはじめ、最大瞬間風速も二十㍍を割り、鎮火した三十日の九時頃からようやく青空も見えた」

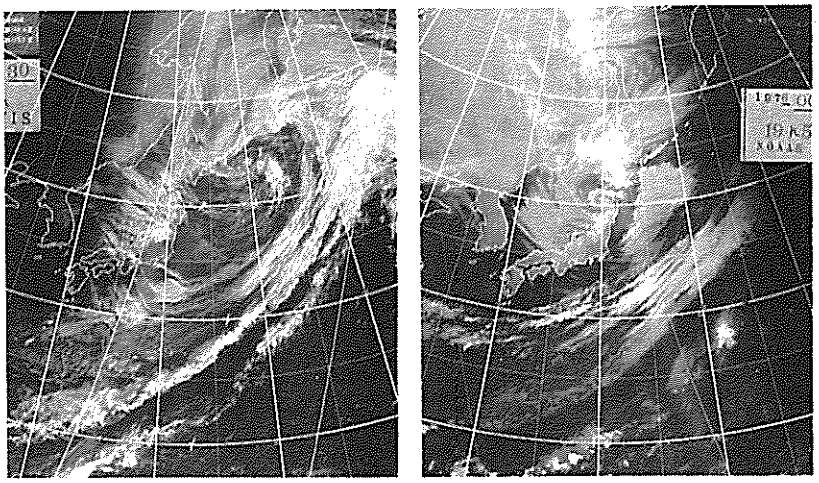

気象衛星「ノア」による10月29日・30日の写真（気象庁提供）
撮影時間は29日19時55分（右写真）30日８時９分であるが、日本海から北陸に向って強い吹出しがあったこと、および二つの低気圧の位置と流れが明確である。

二十九日の強風は山形県地方だけでなく、福井、富山、新潟、秋田地方にも吹きまくり、海岸近くでは高波が襲い、住宅や工場が全半壊したり、浸水したりしている。

第一表は、酒田測候所で観測された気象要素の変化であるが、写真一～三をみるとよく理解できる。風向の記録から二十八日の二十一時前に風向が南よりから西よりに急変している。それ以後は火災発生から鎮火まで西から北西に徐々に変化しているが平均的には西寄りの風が吹いている。風速も時間の経

同気象台によると、冷たい季節風が吹きこみ、午後に入って気温が下がり、各地で十度を割るところが出た。山間部はすっかり冬化粧、平野部でも山形市で初雪、鶴岡・藤島方面では直径一・五㌢のひょうが降った。

また、強風による被害が庄内各地で相ついだ。遊佐町農協選果場（木造）の屋根が突風で吹き飛ばされ、木片に当った女性がけがをしたのをはじめ、酒田市内の民家の屋根瓦が落ち、通行人一人が頭に軽いけが、酒田電報電話局の屋上にあった古いパラボラアンテナ資材が飛ばされ、下に駐車してあった乗用車四台の屋根がつぶされた。

一方、日本海側の由良海岸では、五、六㍍の高波があり、県道酒田―温海線が不通。高波で土台が洗われた住居を消防団員が出て土のうを積み急場をしのいだ。午後九時五十分頃、温海町五十川、国道七号線の五十川橋の一部が、高波のため決壊、通行不能となり、さらに、同町内の海岸線部落の十九戸が、高波による床下床上浸水の危険にさらされ避難した。

県農政課が二十九日午後五時までまとめたところによると、庄内地方の強風と降ひょうによる被害は、庄内柿が計十三万㌔㌘、ブドウ四千㌔㌘、リンゴ二千㌔㌘にのぼった。

（山形新聞・十月三十日号より抜すい）

過と共に変化しているが二十九日の十七時頃から二十二時頃までは特に強い風が吹いている。風速は地形、建物、地上高などの条件に左右されるため、同じ酒田市内でも風速値に差がある。消防組合本部と東洋ソーダにおける風向風速の時間変化はほぼ同じであるが、酒田測候所は少々異なり十八時三十分頃から二十時三十分頃の間はやや弱くなっている点に特徴があるが、これは測候所の大火時の風向（西寄り風）の風上側に高校の建物があったせいと思われる。

火災時には、かなりの量の雨が断続的に降って、鎮火に寄与すると思われたが、結果的には鎮火しなかった。しかし、この雨が飛火の発生と延焼速度の増大を抑制したことは確かである。酒田測候所の記録では、二十九日の十八時から、三十日の五時までに十二㍉の雨が降ったことになるが、この雨量は被災地全体について計算すると二千七百㌧に達する。三十日の零時頃には二十分間に二㍉の雨が降っているが、強い雨は降ってもせいぜい二十～三十分しか継続していない。被災区域内では外壁および屋根がトタンの建物が多くあったが、このトタンは延焼に対しては防火的な役割を果した。しかし、トタン板は、雨に対しては防水性が高いため、降水による木材の含水率を高めるのを防止し、結果としては降水

〔表-1〕酒田測候所気象資料

要素 / 時	気圧 mb	気温 ℃	湿度 %	天気	風向	風速 m/s	前1時間最大瞬間 m/s	前1時間降水量 mm
29日10時	96.6	11.8	71	曇	WSW	11.0	28.7	2.0
11	96.4	10.8	66	〃	W	11.5	25.0	0.0
12	95.8	10.0	71	雨	〃	8.2	25.5	0.5
13	96.8	8.0	76	〃	〃	8.2	22.2	1.0
14	97.2	8.1	65	〃	〃	9.1	22.8	0.5
15	98.2	8.3	69	曇	〃	8.0	20.7	0.5
16	98.4	7.3	77	雨	〃	8.9	23.3	0.0
17	98.0	8.0	77	〃	〃	11.7	26.6	1.0
18	98.3	8.5	73	雨あられ	WSW	12.2	26.3	0.0
19	97.8	9.1	79	雨	W	11.1	26.4	2.0
20	99.3	9.2	74	〃	WNW	9.0	25.2	1.0
21	01.0	9.9	76	〃	〃	12.0	25.7	0.5
22	03.4	10.1	66	〃	〃	12.4	26.7	0.0
23	05.2	8.9	74	曇	〃	10.0	22.9	0.5
24	07.0	9.2	72	雨	〃	11.5	20.9	0.5
30日1時	08.4	8.9	77	〃	〃	12.3	21.2	2.0
2	09.8	9.3	75	〃	〃	11.7	21.5	1.5
3	10.9	8.9	81	〃	〃	10.8	21.1	1.0
4	12.2	9.4	75	〃	〃	9.3	19.9	2.0
5	13.9	9.4	77	曇	NW	10.1	17.3	1.0
6	15.0	9.3	71	雨	WNW	4.2	16.2	0.5
7	16.1	9.9	69	〃	〃	8.6	16.4	1.5
8	16.7	10.2	69	曇	NW	7.0	13.1	—
9	17.1	11.5	61	晴	〃	6.6	12.0	—
計								19.5

29日　最大瞬間風速　28.7m/s　WSW　09時40分
火災発生後の最大瞬間風速　26.7m/s　WNW　21時25分
同　上　最大風速　14.3m/s　WSW　18時10分

漁業関係では

大火の陰にかくれて、大きく報道されなかったが、大火と同じ時刻に、庄内浜は強風とあいまって、異状な高波が押し寄せ甚大な被害を生じた。酒田海上保安部の発表によると、酒田港、大岩川、小岩川、袋ケ関漁港内の船揚場に保留中の「タイ刺網漁船」「サバ漁船」等の十七隻が高波に打たれて船体大破全損という状態になった。時刻は二十時三十分頃が最高の被害を生じた。

その他小破した漁船を入れると百隻にもたっし、定置網の流出十五か所、防波堤港湾施設の破損等、漁業関係者にはかってない大きな被害をあたえた。

また山形県水産事務所内、漁業無線室の記録を見ると、風は南西から西に変わり、のちWNW、二十二時最大瞬間風速W（西）の風三十二㍍を示している。

沖合い操業中のイカ釣り漁船からの入電記録によると、午後四時三十分「第八喜久丸」位置北緯四十度十三分、東経百三十七度二十一分（酒田沖西方約百二十㌔）からの入電は、曇ときどき雨、九百八十五㍉、西の風二十㍍以上とある。

午後八時三十分「第十一栄徳丸」の、ほぼ同位置からの入電によると、北西の風十四～十五㍍と弱まり、沖合いではす

が延焼を抑制するのを抵下させた。

昭和五十年度の各種の警報、注意報の発令件数を調べてみると火災警報が一度も出されてない。酒田周辺は風速が強くとも雨を伴っている場合が多いからだろうか。

消防研究所「酒田大火の延焼状況等に関する報告書」より抜すい

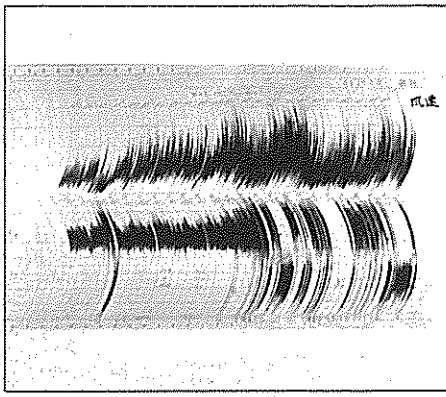

酒田測候所
（風速風向自記紙）
上段 風速　下段 風向
左端30日 9時←右端29日 9時

中央部分が火災時の風速と風向を示している。前ページの〔表－1〕と対照してもらいたい。

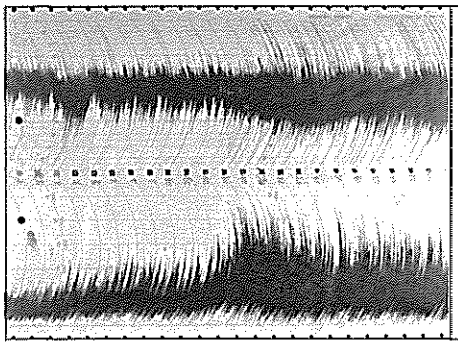

東洋曹達酒田工場
（風速風向自記紙）
上段 風向　下段 風速
左端30日 9時←右端29日 9時

上記測候所記録とほぼ同じであるが、29日20時30分で最大瞬間風速30.8㍍と若干高い数を示している。

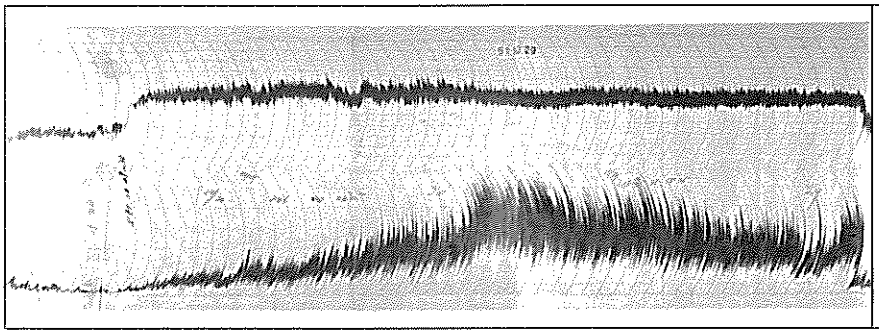

消防組合本部
（風速風向自記紙）
上段 風向　下段 風速
左端31日5時↑右端28日20時

28日21時から突然西風、最大瞬間25㍍が吹き出し、鎮火の30日5時まで続いている。30日午後から31日朝にかけてはほとんど無風を示している。

でに低気圧が通り過ぎて行ったことを示している。尚、沖合い操業中の漁船は沿岸のような被害を受けていない。

ポストを守る

火災地区には、多くの郵便ポストがあった。酒田郵便局では炎と煙の中をかいくぐって、これらのポストから郵便物を回収して回った。

二十二時二十分から二十三時二十五分までに、開箱ポスト八か所、郵便物件約百通を取り出す。

二十三時三十五分から二十四時までに、開箱ポスト四か所、郵便物件約百五十通を取り出す。

大火後十日間の郵便物到着の変化

救援小包五千七百十二個。一般小包は変化なし。書留通常郵便五千五百八十四通（平常の約二倍）書留速達郵便一千七百通（平常の約三倍）。

郵便貯金払いもどし状況は、大火後一か月間で前年比三千万円多くなっている。

火災による通帳証書等亡失届出件数二百十一件。

（酒田郵便局調べ）

消火活動

消防隊の活躍

はさみ撃ち作戦

初期活動

午後五時五十分、中町二丁目グリーンハウスから出火の通報が消防署にあり。

本署第三号車隊が直ちに出動。途中、二百㍍手前で火元建物の上空が赤く、火炎が反映しているのを認めながら進行する。グリーンハウス前の道路、火点間近に停車。その時点では、グリーンハウス東側にある越屋根式の換気装置から火炎が立ち昇っている程度。館内には、まだ照明燈もついており、煙がただよっている程度。火炎は認められず、観客、従業員などの姿はすでに見うけられなかった。

第三号車隊は、直ちにタンクを水利として第一線ホース二本を延長。正面の通

消防士たちの労苦

消防署次長
佐藤　三郎

十月二十九日、新潟市からの帰途、車窓に赤味を帯びて浮かび上っている電々公社のパラボラアンテナが見え、ネオンの反映ぐらいに考え気にも止めずに駅頭に降り立ったのであるが、市役所へ駆けつける途中の総務課員S氏から、グリーンハウスから火災が発生し、延焼拡大の様相にあることを知らされ、「赤く見えたアンテナは火災のためだったのか」と驚きながら急拠署に帰り、防火衣を着けて通りがかりの車に便乗して現場に向った。燃えている場所の周囲を一巡、その状況を確めたところ、南側への延焼は注水防ぎよによってほぼ食い止められ、西側は柳小路により道路を隔てての延焼危険はすくないものと見受けられたが、風下側は消防隊の必死の活動にもかかわらず、すでに協働社及びその周辺の木造建物は、燃焼の最盛期を過ぎ北側街区への大延焼

路より館内に進入、防ぎょ活動に従事するが、まもなく急激に濃煙が渦をまき、屋内での活動が不可能となる。隣接する建物への延焼を防止するため、防ぎょが継続できず、さらに南隣に位置をかえて延焼防止に従事する。

本署の第十号車、救助工作車隊は、第三号車に続いて出動。その後方に停車し、隊員は第二号車に移行し、第二線ホースの延長に従事した。

本署第二号車隊は、第十号車に続いて出動。三百ミリ消火せんを水利として第一線ホースを六本延長、火点南東のボイラー室付近に進入し、注水防ぎょを行う。第二線はホース六本を延長、第一線と同様に第三号車に補水。同車より第三線ホース三本を延長して火点南側で延焼防止に従事する。

光ケ丘の西分署第七号車隊は、本署からの即時出動指令により直ちに出動。火点となったグリーンハウス西側道路に停車、タンクを水利として第一線ホース二本延長する。火元北側建物の延焼防止に従事したが、火面が拡大し第七号車危険となる。そのため約三十㍍近く後退し、進入口を中町通りにかえ、北側街区への延焼防止につとめる。

本署の第八号車隊の隊員は、火災発生当時、救急出動中であった。その後、かけつけ、四十五立方㍍の第一号貯水そうを水利として、ホース四本を延長する。火元建物の南側屋根上に位置して、同方面への延焼防止に従事した。

非番職員からなる本署第五号車隊は、百五十ミリ㍍消火せんを水利とし、ホース六本を延長後、建物の東側から侵入する。続いてホース三本を延長し、建物の北東部屋根上から消火作業をすすめていった。

西分署の非常署員からなる第一号車隊は、四十立方㍍貯水そうを水利とし、ホース十本延長後、火元建物の南側屋根上から放水作業を行う。

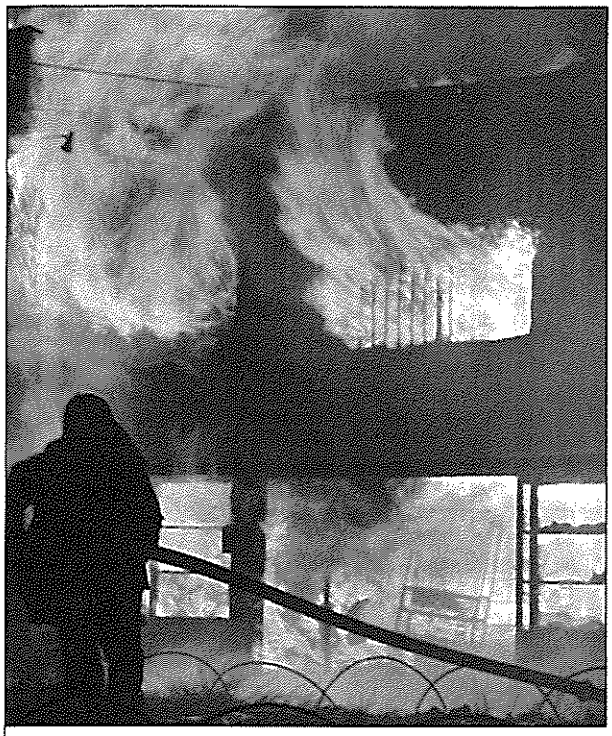

懸命の消火作業も及ばず火災は拡大をつづける

がはじまろうとしている状況下にあった。

活動中の隊員を励ましながら、すでに設置されている筈の現場指揮本部を探し回ったが見当らず、取敢えず最高指揮者の意を測って、風上側で防ぎょ中の署隊を中心とした数隊に、内匠町通りから新栄ビル西側一帯の延焼先端を防圧すべく転戦を命じ集中的防ぎょ活動を展開したのであった。この頃になって風は西北西に変わり、北側へ伸びた火面の側方から風を受け、中町通り、内匠町通りと平行して火炎が流れることとなり、泥沼を這いずるような防ぎょ活動に追い込まれていったのである。

新栄ビル西側の地点では、押し寄せる火流を阻止するため、筒先を持った若い隊員二人を屋根上に部署させ、全力で頑張るよう指示し、各隊の防ぎょ状況を見て回ったが、火面が更に拡大したところから、先程の屋根上の隊員が心にかかり引返したところ、火炎が近くまで迫り危険な状態となっていた。強風のため筒先からの放水は中途で折れ、または散逸して効果は上がらず、火の粉は地面といわず中空至るところに吹き寄せる状況下での防ぎょ活動は、隊員の呼吸を困難にさせ、また火災発生の一～二時間後には、ほとんどの者が眼をやられ、最後には指で瞼をつまみ上げなければ物を見ることができなくなり、なんとかその苦痛を和

これも非番職員からなる本署第二十二号車、放水砲車隊は、火元建物の東側に位置する。自動車ポンプ三台で受水、放水する。かなりの放水で水圧が低下し、そのうえ水量不足とかさなり、効果なく放水を中止する。

その後、消防団の自動車ポンプ一台、小型動力ポンプ五台の各隊も到着。付近の消火せん、貯水そうを水利として火元建物を包囲し、注水防ぎょに従事した。しかし、消防隊到着時にすでに火災が建物の外に噴出しており、火勢も強まり風下側建物への延焼がはじまっていた。

一般活動

午後六時三十分ごろ、火元グリーンハウスを焼きつくした火勢は、風下側の木造建物に延焼しはじめる。火勢はビルの谷間を吹きぬける烈風に乗り、北側街区へ延焼する様相をみせる。そのため、一部のホース筒先を幅員十・五㍍の中町通りへ部署変換させるとともに、後続隊をこの面に進入させて延焼阻止をこころみる。しかし、またたく間に街区中央部付近への飛火により転移し、二つの街区にまたがる拡大火災となった。

午後七時三十分ごろ、北側街区の南北方向、中央部分、および幅員八㍍の中央通りで延焼を阻止するため、出動隊の総力を傾け包囲攻撃を試みる。だが強風にはばまれ、各筒先の放水射程が減少する反面、飛火は大きな塊となって頭上を飛びこえ、次々と無数の新しい出火点をつくりだす。そこから火面拡大が初まり、道路上で消火活動中の消防隊員に火炎がせまり、ついに放水位置の変こうを余儀なくされる状況であった。

このような防ぎょ体制は、火元から風下より二本目の道路が突破される午後九時ごろまで続けられる。最高指揮者は、本体形での火勢鎮圧は不可能であると判断。その後における防ぎょを風横からのはさみ撃ちを主とし、火勢の本流から両側方に拡大する延焼をくいとめる意図のもとに消防隊の運用を行う。しかし、北側地域の消防水利不足、長時間にわたる防ぎょ活動による隊員の疲労、たびかさなる転戦にともなうホース等の不足、広範囲にわたる多数の消防隊に対する命令伝達の困難など、悪条件がかさなり、防ぎょ効率が低下しはじめる。思うように延焼区域の幅をせばめることができない。

午後十一時零分、注水防ぎょに加えて、機械力を利用した破壊消防を採用することに決定する。市内の建設業者からの協力出動を要請し、午後十二時から三十日午前二時ごろまで、南側の風横部分数か所において家屋の破壊を行い、火勢の鎮圧をはかることとする。そして、この大延焼火災を新井田川をもって絶対阻止することとする。大量の消防隊を両風横方面に進入させ、延焼防止をはかるとともに、対岸堤防上に多くの消防隊を配置する。

火元での消火から

消防士長
佐藤繁美

前夜来の強烈な風が、夕暮てさらに強さをましてきた。午後五時五十分、突如として、グリーンハウスの出火報。出動間もなく、第三号車隊から炎上火災の通報が入り、ますます気が急ぐ。折からのラッシュであり、混みあう道路を縫うようにして現場に向う。

グリーンハウス前では、火事に驚いてらげようと消火栓の水で洗眼したところ、飛び上がる程の激痛を感じた。午後十一時頃であったろうか、私も数名の隊員とともに救急車で市立酒田病院に運ばれ、治療を受けてそのまま、また現場に戻り活動を続けたが、その時また痛んだらといただいた目薬がとてもよく効き非常に助かった。翌日それが麻酔剤の含まれたものと知り、なるほどと納得することができた。

放水による水幕を作り、飛来する火粉を消火する一方、その後方一帯に消防隊と一般住民による飛火警戒体制を整え、新しい火災を防止し、火勢の衰弱をまって午後五時零分、ようやく鎮火をみる。

大火の要因と教訓

拡大の大きな要因には、次の六点が指摘できる。

まず第一点として、火災報知設備が火災発生を知らせたにもかかわらず、従業員は、出火場所の確認におわれ、消防署への通報が遅れたこと。

第二点は、初動体制における人員不足。そのため、全車出動ができなかったこと。

第三点、強風により放水射程が短く、かつ飛火による火災が多発し、筒先配備が分散したこと。

第四点、現場指揮本部が不明確で、応援部隊の指揮統制に支障をきたしたこと。

第五点、木造建築の商店街が密集し、可燃物が多く、なかに耐火建築物群があったにもかかわらず、点在のため防火帯となるべきものがなかったこと。

第六点、焼失区域北側の水利不足。

以上のようなことをふまえ、住民、従業員に対する早期通報の必要性、異常気象時の出動体制を再検討する必要があるといえる。さらに、実戦的な総合訓練、初動における放水体制の強化、大型貯水そう増設と河川から導入する消防取水口の設置、建物の不燃化促進、有効防火帯の充実なども今後の大きな教訓として残った。

（酒田市役所「焔の記録」より）

消防署長は語る

効を奏した破壊消防

――佐藤弥市 消防署長に聞く――

□致命的な通報の遅れと初期消火の失敗

――大変な火災になりましたが、消火活動と延焼の状況からご説明下さい。

佐藤署長　本署から二隊、西分署から二隊の計五隊が出動、現場到着後グリーンハウス正面玄関から屋内進入を図ったが、奥の方からものすごい黒煙が吹き出して来て、中へ入れる状態ではなく、やむなくたち騒ぐ群集の前を、向い風にあおられて、はうようにしてホースを延長、屋内に進入し、ここで食い止めるんだ、と励ましあって放水した。しかし、破れた屋根から吹きつける風で、炎まじりの濃煙が、ときどき猛烈な勢いでわれわれに迫ってくる。防煙具をつけて踏みとどまろうと必死にがんばったが、熱気に押されて抗しきれず、真暗いなかを延長ホースをたどりながら屋外に脱出、北隣の屋根うえから放水する。

グリーンハウスの中央部からは、火炎が渦を巻いて吹きあげる。大口径ノズルによる筒先反動力と風圧に飛ばされないよう、トタン屋根の棟木にしがみつき、他隊と協力しながら放水する。水蒸気をともなった煙が周囲を包み、ときどき炎が見えなくなり、一時、注水効果が出はじめたかに思えたが、やがてふたたび火勢が高まり、さらに足下のトタン屋根が内部燃焼のために、そこにとどまることができず、屋根うえ防ぎょを断念し、地上からの防ぎょに切りかえた。

うなりをともなって、風はまた一段と強くなり、火面はいっきに拡大していった。消防団各隊の出動にともなうサイレンはけたたましく、ひっきりなしに聞える。われわれも、参集した非番職員の補充を受け、増強された戦力で火勢に立ち向った。

屋根に上ったが、下からの風にあおられ炎が吹き上げてきたので南側に転戦した、ペア作戦をとっていました。この時点（初戦）で包囲することができればと思ったが……

グリーンハウスの隣は大沼デパート、その隣に洋品店がありこれが風下になっており、この時点で更に風が強くなってきたということで、炎が下を走り建物に燃え移ったということです。

―― 延焼面積がこれだけ広がったという原因はなんでしょうか。

佐藤署長 延焼原因については、飛火で広がって行ったという状況ですが、消防力の弱体というのも見逃す訳にはいきません。他に商店街の立地条件として木造建築物が密集していること、延焼防止の間に建物と建物の間に入る事が出来なかったこと、直径二十㍍位の飛火がアラレのようにどんどん降っているような事で多発火災になったということです。

飛火警戒ということで各消防職員・団員には出動と同時に指示をしました。又、我々も風上から出火しているので、失敗したら大変な状態になるという事で、応援隊の誘導訓練、救急隊の訓練など各訓練もやって有効に活用しているのですが、実際の火災になりますと色々と予想がつかないことが多く出てくるものです。初期消火に失敗したことは認めざるを得ません。火元だけで消すことが出来れば上々だったのですが。

―― この地方の冬期間は二十㍍近い風は常時吹くとの事ですが、気象状況についてお話し下さい。

佐藤署長 地域的に、酒田市は風が強く、海岸からの季節風北西・北・西風が吹き荒れます。風が強いということは市民も十分認識をしていたはずで、そういう点では十分に教育されています。

―― 水利の問題として、実際に水が出て来なかったと言う事も聞いておりますが。

佐藤署長 今回燃えた付近は道路が碁盤の目のようになっている所で、街の角々には消火栓は配置されていますが、管が七十五、一〇〇、百五十、二百五十㍉と色々です。

いつの火災でも市の水道部の職員が現場に駆けつけて、各家庭に水の需要を呼びかけ協力してもらっています。今回もそういう処置はとっているのですが、やはり水量は限定されているので共倒れ現象はあったろうと思います。今回は有効に放水できるよう貯水槽、或は川に別な水利を利用し防ぎょさせ、又、火元のグリーンハウス前の四十㌧の貯水槽も利用しましたが、今後も有効な水利利用の為、水利統制は必要だと思います。

□異論はあるが効を奏した破壊消防

―― 今回行った破壊消防に対しての考えは。

佐藤署長 ブルドーザーで家を十軒ほど壊しました。この問題で午後十時頃、災害対策本部に呼ばれまして普段は、水さえあれば思いのままに火を制してきたのであるが、今度だけは強風に妨げられ、効果的な注水ができない。それに反し、火勢は火の塊となって風に乗り、中空を飛び交い、また火炎は地をはい、足もとを洗うように流れていく。とうてい、これを制ぎょすることはできなかった。

もうなんか所かに飛火火災が発生したらしい。本部から、転戦命令が出る。周囲のひとたちの協力を得て、使用ホースを撤収し、内匠町通りから中町二丁目四街区一帯の延焼防止のため、進入部署を変え、さらに中央座への延焼阻止に全力を尽したのだったが、強風のため、火炎が新栄ビルに当って屈折し、束になって襲ってくる、その勢いには抗しきれなかった。

あちこちの町角には、消防車の回転赤色灯がちらつき、炎と濃煙のなかで必死にがんばっている同僚隊員の姿がシルエットのように浮んで見える。共同防ぎょ中の一隊の放水が止った。ホース延長線を火炎が横切り、これを焼き切ってしまったらしい。放水を復活させるため、彼らは走り回ったが果せない。そのすきを見て追討ちをかけるように、火は勢いを増した。風下建物の看板のかげ、屋根の低い部分に吹きだまりのように火の粉がたまっている。消防団の援護注水を受け

した。この頃の状況は道路を一本一本下りながら、ここで絶対食い止めなければならないとのことでやりましたが、飛火なもので前後から火にはさまれるという様な状態だったわけです。以上のような状況で呼ばれまして、今後の防ぎょ対策を話し合った訳で、この時点で、ブルドーザーが十台ほど準備ができるとのことで、これで相当の家をつぶして空地のようにし、そこに筒先を集中し死守するというような話でしたが、私は風が三十数㍍で、しかも飛火で燃焼、現場は帯状に広がっていて、長さ七百五十㍍、幅が二百五十㍍と言われていますがその中で空地を作ると言うのはブル十台では到底無理ですし、壊しても効果があるかどうかは疑問でした。

飛火がある訳で壊した以上に飛ばれますと効果がないという判断を私は致しました。それでこの幅以上に広がらせないという方針で両サイドから延焼防止をやりながら最終的には、つぼめていき鎮滅を図っていった方が良いのではないかという事で衆議一決した訳です。最終的には、新井田川まで行ってしまった訳ですが、その中でもうこの家はダメダな、という所が何か所かありましたが角から三軒ないし四軒が残っている個所では、燃えている隣の家をブルで壊し、これに筒先を入れて延焼防止を行った訳です。壊した所では炎の高さがグンと低くなりましたし、これにより家と家との間隔もできたのでこれは成功したと思います。この様に一軒でも二軒でも残さなければならないという判断で行いました。ブルも一台しか使用しておりませんし、これにより助かった家もかなりあります。

□大火災に対処する戦術上の統制と消防力の強化は今後の課題

―― 今回七十台近い消防車の応援があり、指揮も大変であったと思いますが。

佐藤署長 予想以上に燃焼したものですから、今回の場合は必ずしも統制がとれなかったのではないかとの感じはしております。団員に対する指揮は団長にし、又、副団長も来ておりましたから現場では、団と署の連携は行っておりました。

応援隊に対する水利等の誘導で誘導員に対する指示はスムーズに行かなかったようです。各々の車輛には指令者が乗っておりますのでその方の判断に任せました。今後の問題としては、現場本部をきちんと固めてやらなければならないという事は反省されます。

―― フェーン現象などで特に日本海沿岸には大火が多いのですが、今後このような大火を防ぐために、各消防機関に対する要望は。

佐藤署長 国では消防力の基準が示されておりますが、これは最低の条件で各市町村とも少しでも近づけようと努力しているのですが、今回、改正になった自動車ポンプの基準についても七人から五人になながら、隣の屋根から屋根へはしごをかけ、これを渡って消火する。

煤の混った雨が強くなってきた。大方の火の粉は東へ飛んでいるのに、数個の赤い大きな火の塊だけがゆっくりと北の方へ飛んでいく。どこまで飛火するのかと、一瞬、がく然とする。だが、よく見ると鳥だ。白鳥らしい。炎が反映したために真っ赤に見える白鳥、不吉な悪魔の化身のように見えた白鳥、底知れぬ不安を覚えた。

建物の内外が炎に包まれ、やがて大木が倒れるように崩壊する。そのたびに炎と火の塊を風下にまき散らす。密集した家々の間を火の粉が走る。後方から援護注水を受けながら建物の間に押入り、裏側からはさむようにして注水し、押し寄せる火炎をどうにかさえぎることに成功した。ともに活動中の消防団員にあとを託して、また転戦のためホースを収納する。

本町通りを抜けて、中の口橋に向う。一番町地内では、ショベルカーによる破壊消防が行われていた。道路上は、避難者や荷物を運ぶ車でごったがえしている。そのなかを警察官の誘導で目的地に到達することができ、防ぎょを続行する。全身ずぶ濡れである。疲労も加わり、からだが重い。ときどき焼け残りの水道栓から水を飲み、放水を続ける。

あれほど荒れ狂った炎も、必死の消火

り、実際に現場でフルに使用する場合でも最低五人は必要ですから常時五人いて現場に行ってすぐ二線延ばせるような体制にしたいと思います。最低でも現在装備されている車輛の数だけの待機人員がほしいという事です。人員不足で救急隊が兼務となっており、救急先行した場合、隊員が三名となってしまい、その後火災が発生しますとこのような状態になってしまいます。以上の事から専従者を設けていきたい。繰り返しますが、少ない人員の中で救急出動し、更に火災に対する人員も少なくなるという事です。梯子車とか化学車とか常時出動しない車に対する人員も考えなくてはならないと思いますが、基準に示されております最低の人員をとっておくべきでないかと思います。

又、人員の伴わない車輛購入も無駄ではないかと思います。実際私の署でも車輛は購入しましたが人員は伴っていません。当署では、基準は七台で現在六台ありますが、人員は基準の三十七名であるという状況で、人員が伴っていなかったことも今にひびいて来ています。今後は正規の人員でなくても、この要員は確保すべきだと思っています。

―― 今後、酒田市が復興計画をされていますが、都市計画の中で消防として要望される点はどういう事でしょうか。

佐藤署長 三十日の市議会の全員協議会等の中でも一つの焦点として問題が提起されましたが、市側でも今後は都市計画を完全にやり、建物の構造、道路幅の問題等もありましょうが、防災都市に市民全員が協力して造っていかなければならないということに一致しておりました。これについては我々も賛成ですし、是非そうしていただきたいと思います。

道路幅が広ければ防げるという事が実証されておりますので、そういう方向に持って行きたいと思います。又、新たに建物を作ることによっての、いろいろな設備に対する問題については、法により規制されておりますからそれなりに完備させ、既成の建物、今回も大沼デパートが焼けましたが、このデパートに対しても屋外階段がないので、是非付けるように行政指導もやっておりました。駅前に出来ました、新しい二つのビルに対しましては、完全な屋外階段が付いています。これは基準からいきますと付ける必要はなかったのですが、市民の方々が常に利用する所なので、問題はありましたが、上林消防長が計画変更させて付けさせました。今後も消防力には限度がありますので、建物自体に安全性をもってもらうというように指導します。これからは、安全防火都市に変わらなければならないということが、市政を担当されている議員さん方の一致した意見でした。

「近代消防」新春特別増大号より抜すい

活動と、風の弱まり、そして新井田川という天然の防火帯にはばまれて、衰えはじめた。翌朝五時、ついに鎮火した。水蒸気が立ちのぼり薄明るくなった焼け跡には、残り火の消火のため放水を続けている消防隊員の姿がところどころに見え、また、漏れでるガスが鬼火のように青白く燃えている。

喧そうのなかから、ようやく静寂がよみがえった感じである。だが、ひと晩じゅう鳴りひびいた、あのサイレンの音は、耳の底にこびりついてはなれない。

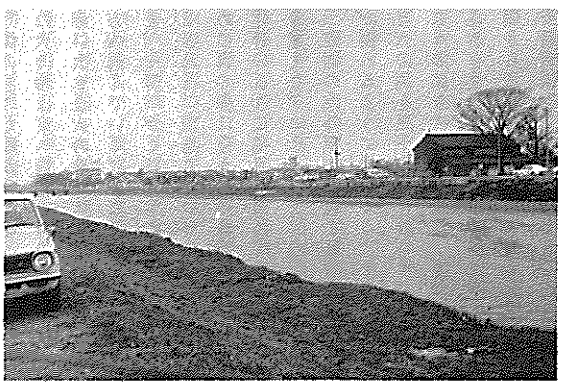

(写真説明)最後の防ぎょ線となった新井田川。十一時間燃え続けた火は対岸まで総なめにしてしまった。

■消防団の行動と意見

出動から午後十時ころまでの行動

第一分団（旧市内・南新町・船場町・日吉町・栄町光ケ丘・一番町）団員六十二名、自動車ポンプ二台。可搬ポンプ四台。

五時五十五分ころ通報を受け、約十分後に一線は産業会館とグリーンハウスの東側に、二線は白崎医院側に配置放水した。まだ、大沼デパートまで延焼していない時点で産業会館裏手で放水、池田洋装店に延焼中（八時ごろ）煙のため目をやられ立っておれず腹ばいの状態で放水した。その後、旧山王堂町、旧給人町に移動した。

第二分団（旧市内・相生町・浜田・幸町・南千日町泉町・高砂）団員六十一名、可搬ポンプ六台。

五時五十五分ころ通報を受け、約十分後大沼デパート前に位置し放水したが、水圧が弱いのと、アーケードが邪魔で効果がなかった。後に旧八軒町に移動した。

第三分団（亀ケ崎地区）団員五十二名、可搬ポンプ三台。

五時五十五分通報を受け、柳小路から、旧大工町桶屋町さらにシバタ劇場付近に移動。後に中の口の川端に移動した。

第四分団（西平田地区）団員六十八名、可搬ポンプ四台。

大宮、遊摺部の一隊はグリーンハウス、他の一隊は市役所前から、中央座付近に配置放水。三浦そば屋から中央座に延焼の際、中に入って間もなく火災報知器がなり、従業員が消火器を持って消火にあたろうとしたが、天井が一瞬のうちに燃え上り、危険になり退避した（十時ころ）。

第六分団（西荒瀬地区）団員一〇八名、自動車ポンプ一台。可搬ポンプ六台。

六時ころ通報を受け現場に急行中、駅前通りに火の粉が飛んできた。産業会館とグリーンハウスに放水。可搬ポンプは新井田川から揚水し、酒田郵便局脇の貯水池へ給水した。

第七分団（新堀地区）団員一六二名、自動車ポンプ

児童作文集より

ぼくの家が燃えた

浜田小学校六年
守屋紀光

ぼくの気持ちは、「まさか」の気持ちでいっぱいだった。それは悪夢のような大火だった。

十月二十九日午後六時ころ、ぼくの家では、普通の食事をしていた。その時見ていたテレビの画面の下に、グリーンハウスから出火、大沼デパートに燃え移ったというニュースが目にうつった。ぼくは、不吉な予感がした。しかし、しばらくして、ぼくの心に安心感がもどって来た。「まさか、ここまでは火がこないだろう」と思ったからだ。ぼくは、おとうさんといっしょに火事のぐあいを見に行った。燃えている様子をみたとたん、ぼくは、おそろしいという気持ちだけだった。家に帰ると、おとうさんが屋根に上がって、火の粉の飛んでくるのを見ていた。その顔からは、いつもの明るいえ顔が消え、真剣に家を守ろうとする父の姿があった。そのうち、親せきの人たちが集まってきて、

一台。可搬ポンプ九台。

六時十五分ころ現場に到着。当初広野車の新井田川からの中継により、グリーンハウスに放水、後大沼デパート前に移動したが、アーケードと看板が邪魔で裏手の火点に水がとどかなかった。可搬ポンプは全部新井田川からの揚水中継にあたった。

第八分団（広野地区）団員一三四名、自動車ポンプ一台。可搬ポンプ九台。

主として新堀車へ、新井田川から揚水中継に当った。可搬車も中継に使用した。

第九分団（柚浦地区）団員二四二名、自動車ポンプ三台。可搬ポンプ八台。

六時ころ、停電中に通報を受ける。浜中車は新井田川港橋西側から、柳小路貯水池に揚水。黒森車はみのり橋東側から揚水中継に当った。大沼デパートに延焼直後であった。

第十分団（東平田地区）団員一七〇名、自動車ポンプ一台。可搬ポンプ九台。

停電中に通報を受け、酒田到着は六時四十分ころだった。旧寺町佐々木歯科医院前に車を置き、パチンコ共楽店を中心に、看板などを梯にし、その間から筒先を出して放水した。旧大工町角の吉野商店付近のトランスが爆発して一帯が火勢にあおられた。

第十一分団（中平田地区）団員一四〇名、自動車ポンプ一台。可搬ポンプ十三台。

中平田公民館のサイレンを鳴らし、団員を集め出動した。自動車ポンプと中の口通りから入った可搬車は港橋から新井田川水を揚水。大多新田口から入った可搬車は、旧寺町海晏寺前に置き、旧内匠町通りの消火に当った。

第十二分団（北平田地区）団員一三九名、自動車ポンプ一台。可搬ポンプ十一台。

みのり橋から新井田川水を取水し、ホースを延ばし、産業会館から中村太助商店付近に放水。十時ころから、浜田一帯に放水した。

第十三分団（上田地区）団員一三八名

自動車ポンプ一台

可搬ポンプ八台。

六時三十分ころ、山形新聞支社前にいたが、古い自動車のためポンプが

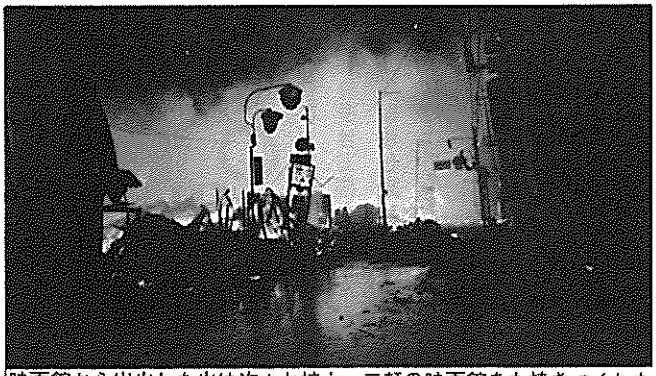

映画館から出火した火は次々と拡大、二軒の映画館をも焼きつくした。すでに焼け落ち形もなくなった映画館の看板が逆さ吊りとなっている。

「家は、大じょうぶか」

「早く、荷物を出すんだ」

という声があちこちで聞こえた。ぼくは、その時、はじめて気づいた。

「みんなが一生懸命ぼくの家を守ってくれている。ぼくは長男だから、しっかりしなければならない。ぼくの家は、ぼくたちの力で守るんだ」と思った。

そして、この時はじめて「ぼくの家が焼けるかも知れない」と思った。それからは泣きやまない妹を見守ったり、荷物を出したり、自転車で逃げたり、みんな大変だった。ぼくは、お父さんの言うことに従えばいいのだと考えていた。ぼくたちは荷物をできるだけ出し、おばあちゃんの家に避難した。おばあちゃんの家にいても、ぼくは家のことばかり心配だった。それで、もう一度見に行った。その時は、となりの家が完全に火から支配されていた。ぼくは、それ以上見ていられなかった。

家に帰ると、もうつかれのせいか何もかもわすれて寝てしまった。朝起きて、家に行ってみると、もうあとかたもなかった。今までの家のできごとも、いっしょに燃えてしまったようだった。

でも、ぼくはそこで神様に約束した。

「これから一からやり直して、お父さんたちを助ける」と。

浜田小学校「海なり」（別冊）より転載

故障をおこし、団員は消防署の応援に回す。可搬ポンプは旧桶屋町メンズ西村付近に放水、のち移動して浜町竹内菓子店脇の消火栓を使用しようとしたところ、サイズも合わず、栓が故障し、一晩中放水しっぱなしのようだった。

第十四分団（本楯地区）団員一六三名、自動車ポンプ一台。可搬ポンプ九台。

六時すぎ現場に到着。可搬ポンプは遂次到着した。産業会館と中村太助商店の間から放水し、ファミリーてぶくろが焼け落ちるまで放水を続けたため撤収が間にあわず、ホースはそのままで退避移動した。

第十五分団（南遊佐地区）団員一〇八名、自動車ポンプ一台。可搬ポンプ六台。

六時十五分ころ現場に到着。旧寺町今井漬物店から旧内匠町方面に放水した。可搬ポンプは妙法寺付近で放水した。

★（注）第五分団は、飛島地区（団員一二六名）のため出動せず。

（分団長会議から抜すい）

酒田市消防団長は語る——

私たちはかく戦ったが……

佐藤　弘（談）

酒田市消防団の構成は、旧市内は三分団、周辺集落十二分団、計十五分団で団員約千九百人の大世帯です。命令系統は消防長—団長—分団長—団員となりますが、今回の火災は電話での出動命令とあわせて、テレビで知り自発的出動も多く、出動率九三%で、飛島をのぞけば、ほぼ全員出動です。

団長の私は中町に現場本部をおき集まってくる分団に指示し配置した。中町でなんとか食いとめよう、食いとめられると思ったが、それを不可能にしたのは強風だったが、次にアーケードです。アーケードを火が走り、大火の原因といわれていますが、それよりも放水のじゃまになったことです。さらに商店はシャッターをおろして錠をかけたのか開かない。看板も放水のじゃまになった。そういうことで火点に近づけない。それに激しい風圧と、水圧の低下でホースの水がとどかない。歯ぎしりしているうちに

唯一人の犠牲者

上林銀一郎消防長 殉職

略歴　大正八年八月酒田市に生まれる。酒田商業学校、東京外語専修科支那語科、日大拓殖政治経済専攻科卒業後、昭和二十年酒田市吏員となる。以後、各課長、市立病院事務長、水道部監理課長をへて四十七年酒田市消防長、四十八年酒田地区消防組合消防長になる。五十一年十月二十九日、酒田市大火に出動、消火活動指揮中殉職。消防正監、従六位勲六等単光旭日章叙勲。行年五十七歳。

殉職から遺体発見までの経過　出火の

裏のほうは燃えやすい物があって、そこに火がつく。それが私たちの頭上を越えて飛火する。火点に水がとどかない消防ほどみじめなものはありませんでした。

次に消防活動のさまたげになったのは煙です。おそろしく目を刺激してまず目をあけていられない。団員たちも、たびたび火事場に出動したが、こんなに目の痛む煙ははじめてだといっています。煙をさけるために腹ばいの姿勢で放水しました。

そのほか危険を感じたことは、東北電力の見解とは若干意見を異にしますが、旧大工町角の電柱上の変圧器が大音響とともに爆発し、火炎が吹きだしたので撤退するという報告があった。同じころ、旧内匠町角パチンコ店向いの米穀店のところの電柱の変圧器も大爆発をして火をまき散らした。また中町角の靴店前の変圧器もそうだとききました。爆発といえば、駐車場の自動車だが、警官がきて、車を爆発から防ぐため移動してくれ、といわれたがカギがない。やむなく団員が集まって車体ごと持ちあげて移動させた。今回の火災は時間の余裕があり、大部分の自動車が避難できたからいいようなものの、そうでなかったら駐車場の車だけでも大へんな爆発がおきて人的な被害も大きくなったと思います。

酒田市消防団は、団員数も標準に近く、装備も悪くないのですが、あれだけの大火となると肝心の水が不足です。新井田川から揚水したが、場所によっては可搬ポンプを三台中継に使ってようやく放水する。だから、撤退のたびに中継車もいっしょに動かすので時間を食う。ある分団は、ぎりぎりまで放水し撤収が間にあわずホースを放置したまま撤退することになった。ともかく水さえ十分にあり、全車いっせいに火点に向かって放水できたら、初期において消火できたのではないかと、団員の嘆きです。

いままでの出動だと、現場に到着したころは、常備消防の方で消火した後とか、せいぜい三十分ほどの放水ですんだものですから、そんな気持で、半てんをひっかけた程度の軽装でとびだしてきたひとが多く、それがあの大火で、長時間の雨風で、びっしょ濡れに濡れて、まず寒さに参った。加えて空腹ときた。食事は各分団まちまちで、二、三人を家に帰して、みんなの着替えと食糧を持ち帰らせた分団もあれば、市や各集落からの炊だし、農協婦人部からの炊だしなどを受けた分団もあります。こういうことはやはり地方都市のもち味で、大都会ではこうはいかぬでしょう。菓子店に走ったがパンがなく、店中のマンジュウを全部もらって軒端で立食いした分団もありました。

初期消防に失敗した後は、転戦に次ぐ転戦で疲労困ぱい、それに、これはやはり負けいくさですから精神的にも負担を背負っているわけです。その後は各分団長の判断で、ほとんどの分団が三回以上は転戦しています。最後は全車、新井田川に集結して食いとめたわけですが、みんな全力をだし尽しました。

通報が消防本部に入るや、本部指令室からの直通電話を、自宅にいた消防長は受信した（新井田町の自宅はその後焼失）。ただちに消防服に身をかため、家族の見まもる中で自宅を出た。通りがかりの車に便乗、発火場所付近に下車したが、その後同氏の姿を見た人は一人もなく、延焼中も鎮火後も杳として消息不明が続いた。消防の最高責任者であり、どんな小さなボヤでも真っ先に駆けつけ陣頭指揮に当たった人柄ゆえ、この不明は大きな疑問をよび、さまざまな憶測をよんだ。

大火中はやむなく消防署長が指揮をとり、鎮火後は警察、自衛隊、消防署、市役所各員の徹底した捜索が行われたが、発見されなかった。十一月一日午後二時すぎ、発火場所の現場検証中の警察鑑識員が、グリーンハウスのガレキの中から、焼けただれた二台の映写機の下で、骨とも思えぬ灰状で発見、同時に掘り出された腕時計のくさり、家のカギから、遺族により本人であることが確認された。

発火通報直後、現場に駆けつけた消防長は、観客の身をあんじて室内に突入、煙にまかれ落下した映写機の下敷きとなったものと推測される。

十一月二十九日、酒田市と酒田地区消防組合の合同追悼式が、多くの市民を集め、酒田市市民会館でしめやかに行われた。

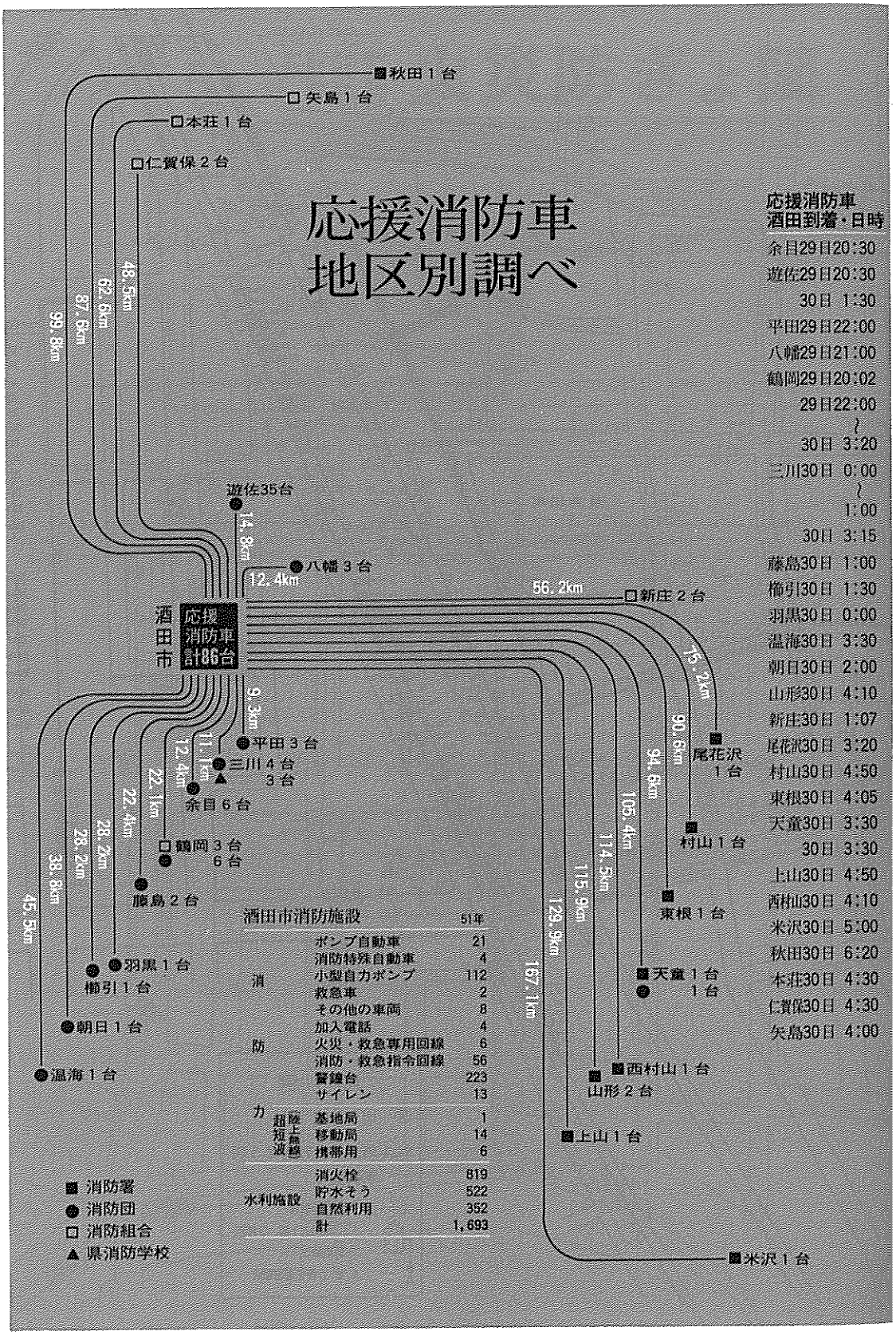
応援消防車
地区別調べ
酒田市
応援消防車 計86台
秋田1台
矢島1台
本荘1台
仁賀保2台
遊佐35台
八幡3台
新庄2台
平田3台
三川4台
3台
余目6台
鶴岡3台
6台
藤島2台
羽黒1台
櫛引1台
朝日1台
温海1台
尾花沢1台
村山1台
東根1台
天童1台
1台
西村山1台
山形2台
上山1台
米沢1台
99.8km
87.6km
62.6km
48.5km
14.8km
12.4km
56.2km
9.3km
11.1km
12.4km
22.1km
22.4km
28.2km
38.8km
45.5km
129.9km
167.1km
115.9km
114.5km
105.4km
94.8km
90.6km
75.2km
酒田市消防施設 51年
消防力
ポンプ自動車 21
消防特殊自動車 4
小型自力ポンプ 112
救急車 2
その他の車両 8
加入電話 4
火災・救急専用回線 6
消防・救急指令回線 56
警鐘台 223
サイレン 13
超短波 基地局 1
超短波 移動局 14
超短波 携帯用 6
水利施設
消火栓 819
貯水そう 522
自然利用 352
計 1,693
消防署
消防団
消防組合
県消防学校
応援消防車 酒田到着・日時
余目29日20:30
遊佐29日20:30
30日 1:30
平田29日22:00
八幡29日21:00
鶴岡29日20:02
29日22:00 ～ 30日 3:20
三川30日 0:00 ～ 1:00
30日 3:15
藤島30日 1:00
櫛引30日 1:30
羽黒30日 0:00
温海30日 3:30
朝日30日 2:00
山形30日 4:10
新庄30日 1:07
尾花沢30日 3:20
村山30日 4:50
東根30日 4:05
天童30日 3:30
30日 3:30
上山30日 4:50
西村山30日 4:10
米沢30日 5:00
秋田30日 6:20
本荘30日 4:30
仁賀保30日 4:30
矢島30日 4:00

火災防ぎょ図

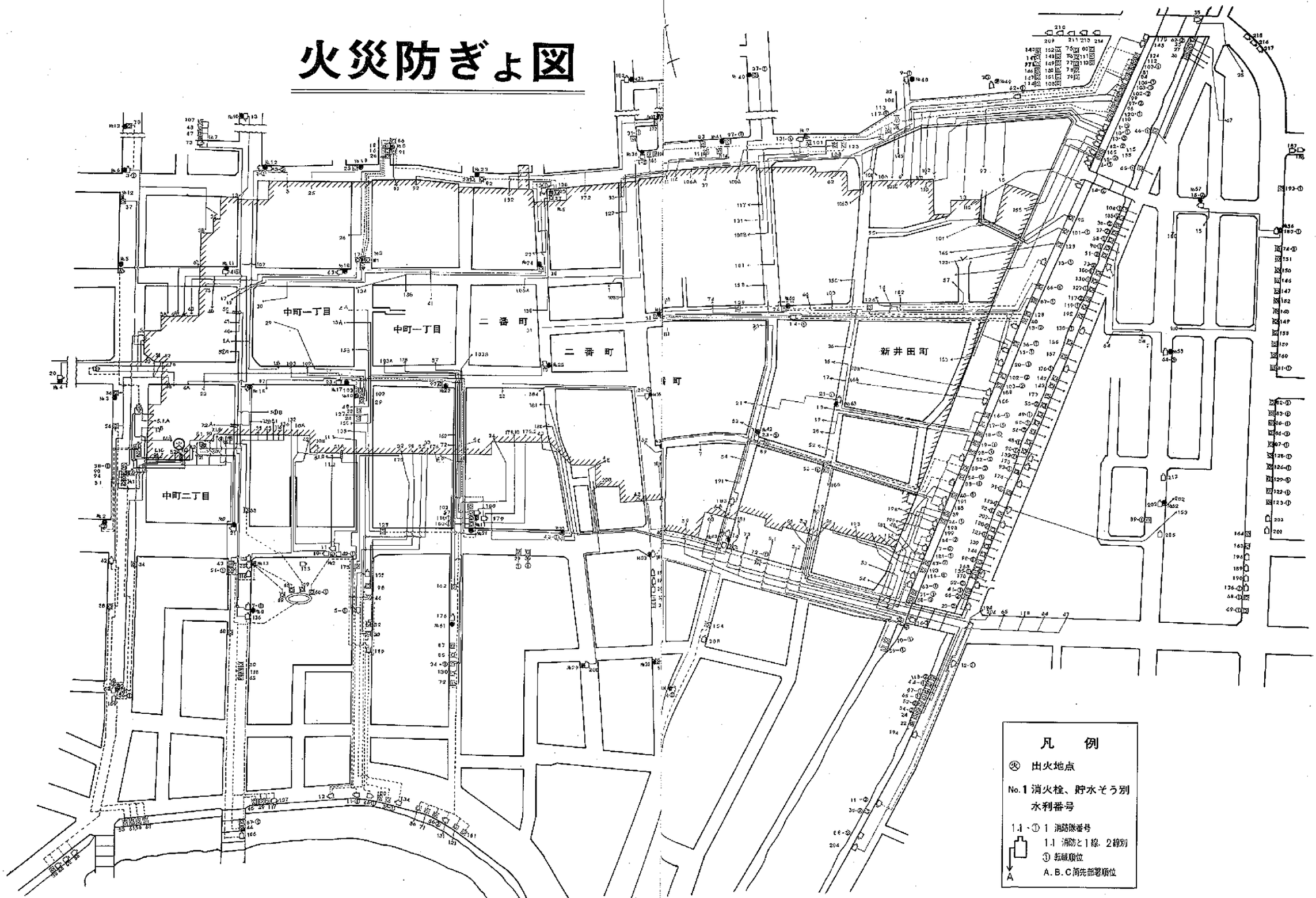
中町一丁目
中町一丁目
二番町
二番町
新井田町
中町二丁目
凡　例
出火地点
No.1 消火栓、貯水そう別
水利番号
1.1 - ① 1 消防隊番号
1.1 消防と1線、2線別
① 転載順位
A.B.C 筒先部署順位
A

警備活動

警備第二課・酒田警察署

(一)初動措置

十月二十九日午後五時五十三分、県警察本部通信指令室で、一一〇番より事案を認知し、同通信指令室から直ちに酒田警察署に連絡、これに基づき、同署では当直勤務員を現場に急派するとともに、当時「風雨波浪注意報」「海上暴風警報」が出され強い西風が吹いていたため、万一に備え、全署員を非常招集した。

現場からの第一報によると、火勢が強く、消火活動が難行しているという状況から、広域交通規制を行う一方、風下の住民に対する広報、避難誘導等広範囲な活動を行う必要があったので、現地酒田の要請もあり、隣接の鶴岡警察署に応援派遣を指示した。

また、機動隊をはじめ、山形以北の八警察署に警察官の待機命令を出し、応援態勢をいち早くととのえた。

(二)警察本部の設置

午後六時十分、酒田警察署の署長を長とする現地警備本部を設置するとともに、午後六時三十分、警察本部に警察本部長を長とする「酒田市繁華街大火災害警備

パトカー上の十二時間

酒田警察署
無線自動車係
松橋　宣昭

無線自動車のフロントウインドーに、酒田有数のスーパーマーケット、ト一屋中町店の鉄骨の建物が焼けくずれる凄惨な光景が映った。肩に荷物を背負った人たちが増えてくる。避難場所の指定が無線に入る。「中央公民館に避難して下さい」と広報するがあまり反応が見られない。すごい風雨である。車のドアを開ける際、ちょっとでも手を離したらドアが吹っ飛んでしまいそうだ。

私の任務は現場への照明器具の設置であったが、強風のため延焼が早く、その目的を失って、避難誘導に切り変わる。電々公社の屋上に登って延焼状況を見る。一見して大火の状態になっていた。延焼状況を報告し、風下の住民の避難誘導作業につくため延焼方向の一番町、二番町方面に向う。しかし道路は平常の状態で

本部」を設置し、本件警備の指揮統括にあたった。

(三)警備活動の状況

1 避難等の措置及び人命救助

(1)警察官の招集と配置

本部通信指令室からの通報で火災発生を認知した酒田警察署では、当直初動班(五名)、パトカー二台(四名)、本町派出所勤務員(三名)計十二名を急行させ、火元付近の交通規制を行うとともに映画館の中にいた者(観覧中の者約二十名、従業員十四名)の避難措置をとる一方、映画館付近の住民に対し、風上に避難するよう広報しその誘導措置をとった。

次いで非常招集によって参集した署員を交通規制、及び避難誘導のため、無線機、受令機を所持させ、順次現場に配置した。(携帯用無線機三十六(内応援二十五)受令機六十七)

当時風が強く、デパートに延焼した頃から、大規模火災の様相に変ったので、商品や家財道具を持ち出そうとする市民が多く、延焼するに従い危険区域を設け、立入禁止の措置をとった。それでもなおかつ立入禁止区域に入ろうとするものもおりそれらに対しては強力に説得し、または実力で引き止め避難させた。

(2)危険区域の設定

危険区域について立入禁止の措置をとるとともに、次の確認を行った。

- 延焼が迫っている家屋で家財の持ち出しに気をとられ、避難の遅れているものがいないか。
- 家庭に寝込んでいる病人、老人、子供で避難の遅れているものがいないか。

(3)入院患者の移送

被災地新井田町の山本医院から、入院患者十五名をパトカーで酒田市立病院に移送避難させた。

(4)避難場所の明示

避難誘導に際しては、酒田市が指定した、中央公民館ほか六か所の、小・中・高校等に避難するよう、パトカー拡声器、トラメガ等を最大限に活用して広報につとめ、避難誘導にあたった。

(5)出動警官(十一月十日現在)

本警備のため、酒田署のほか、県本部、機動隊、管区機動隊、各方面隊、山形、天童、寒河江、村山、尾花沢、新庄、余目、鶴岡、温海の各署から、延三、二二二名の警察官が出動した。

2 交通規制

交通規制は当初少ない人員では現場周辺の規制を行うことが精一杯であったが、火勢が強くなって大火の様相を呈してきた頃から、署員の参集もあり規制区域を拡大し、第一次、第二次、第三次規制と区域を拡大して行った。

3 情報の収集

午後六時十分酒田警察署に現地警備本部を設置はない。現場に向う車、避難する車、交通規制によるう回車でごった返し、大通りに出る交差点付近は身動きがとれない。住民は赤灯を見ると延焼状況をききにくる。「現在中町アーケード街を中心に燃えています。避難の準備はしておいて下さい」と答える。また、一方からは「私達は避難所が知らされてない。どこに行けばよいのか」と質問された。住民は情報に飢えている。住民が正確な情報を得て的確な判断を下し、人身はもちろん被害を最少限にくいとめるには、無線に入って来る情報をパトカーのマイクを使用し広報するしかない。

「家族と離れて避難先に行けずにいる

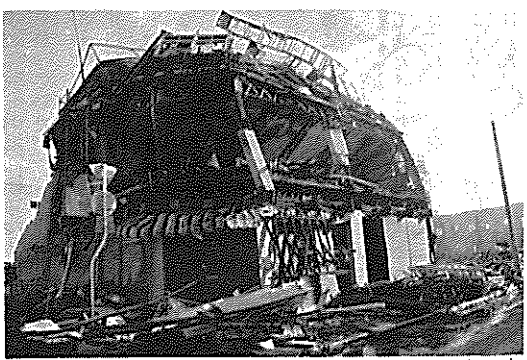

原爆ドームさながらのスーパーストア「トー屋」中町店

し、情報の収集、指揮統括をはかったが、現場の混乱から携帯無線等も十分機能しない面があり、災害当初、現地署長が情報把握に苦労し、地域的に一時、警察官の徒歩伝令に頼った。

4 広報活動

- 避難誘導
- 交通事故の防止
- ガス栓等の危険物の措置
- 火事場泥棒等の犯罪防止

拡声装置のある警察車両、トラメガ等を最大限に活用し、強力な広報活動を行った。

5 死体の捜査、検視

鎮火直後三名の行方不明者のいることが判明したが、昼までに二名は無事市内で発見された。しかし、当時の消防指揮の最高責任者である、酒田地区消防組合消防長、上林銀一郎氏（57歳）の行方が依然確認されず、足取り捜査から、出火直後、自宅を出て発火地点の、グリーンハウスに向ったことが、確認されたので、管区機動隊一個小隊を投じ、火元の、グリーンハウスの焼け跡を、中心に捜査した結果、二日後の十一月一日午後二時五分グリーンハウスの焼け跡から、白骨化した人骨を発見した。遺体付近にあった時計、鍵、常用していた仁丹等から行方不明者であることを同人の妻によって確認されたので検視のうえ遺族に引き渡した。

6 現地指揮

出火当初、奥秋管区局長、青柳同公安部長、須釜県本部長が現地指揮にあたった。

（酒田警察署「酒田大火に伴う災害警備」から）

風と雨と炎の中で

酒田警察署外勤課長
今村典夫

本署ではすでに当直勤務員が、パトカー二台で現場にかけつけ、状況が報告されて来ていた。署長の老人を保護している」との連絡を受ける。そのお婆さんは、日和山公園付近の親戚に行くらしいがよくわからない。一時間余りかかりようやく探し出す。この付近は明りもつき大火が嘘のように静かだ。しかし東の空はますます赤く広がっている。朝日村、天童市と記された消防車をみながら、市立病院に負傷者の調査に行く。意外と少なかった。病院から頼まれ市役所に精力剤を届ける。間もなく自衛隊が到着、先導して市営体育館に向う。転じて風下に向うと、新井田川から東の方も危なくなって来ていた。東大町地内を広報して回る。空を見ると大きいこぶし位の火の粉が酒田バイパス付近まで飛んでいる。すでに付近の住民は避難準備を終っていた。

いつになったら火勢は衰えるのか。新井田川岸まで来た火をみながら風下の住民は、火が川を越えるかどうかおののきながら見守っている。「火はまだ川を越えていません」と広報して回る。消防車が新井田川ぞいに集結し、最後の力で火と対決している。背水の陣とはまさにこのことであろうか。

やっと火勢が衰えはじめた。夜が明けて来た。それとともに、えんえん十二時間にわたって空を焦がしつづけたいまわしい火もようやく衰え、白い煙が立ちのぼった。

指示を受けて、全署員の招集と現場に対する人員の応援を当直長に依頼すると、県内系の携帯無線機、トラメガ、非常縄をもち、署長達と移動交番車で現場にかけつけた。現場まではそう遠くないが、折からの交通ラッシュと、火事現場に向う車などで、一方通行の道路でもなんともどかしい。本町通りの郵便局前十字路で停車、ここを前進基地にしようと考え、直ちにこの付近にいた署員に、非常線をはり交通規制をして、やじ馬を整理するよう指示し、署長と共にグリーンハウス前まで行って見ると、斎藤巡査が「映画館の中の人たちは全員避難した」と報告した。燃え上った火は強風に吹かれて、グリーンハウスの屋根をなめるようにして、隣の大沼デパートに燃え移りつつあった。次々と現場にかけつけた署員に、やじ馬の整理と警戒線の設定など指示しながら、現場付近の状況を一回りして見たが、この強風下の消防活動の状況から見て、このままでは大沼デパートからさらに中町商店街東方に延焼してゆくおそれがあると認められたので署長に報告した。

署長は、直ちに本部に対し、庄内各署からの応援要請と、市に対し、庄内地区広域消防の応援依頼の指示を出されたので連絡した。また大沼デパート、商店街の人達の避難の状況が気にかかり、そばにいた署員二名を連れてデパート前、中町通りを東へ西へと見て回る。大方の店は火勢を見てすぐにシャッターを下ろし南側の店の人達は避難し、またデパートの客も店員も避難したことを確認し、報告する。

しかし、中町通り北側の店では、まだ火勢を見守っている人達もいる。すぐ近くの卜一屋商店では、三階、四階に人がいて延焼する状況を見ている。卜一屋の中に入り避難の指示をする。その頃はもうデパート前、中町通りを抜けるには煙が一ぱいとなり顔や体も暑くなる状況であった。

横なぐりの雨風の中で

火元は、酒田市の中心で商店の密集した繁華街である。中町二丁目から東へ中町一丁目、二番町にかけては、七、八mの狭い道路でキチッと碁盤のように四角に区画整理がされ、区画の中は隣家や裏の建物と軒を並べて接近している。そのため街角の一画に火がつけばその区画は全焼をまぬがれない状況である。午後七時頃、大沼デパート各階を焼いた火は中町商店街北側の店の軒先へと飛ぶように延焼して行った。このまま延焼地域が広がってゆくとすればその先へと住民の避難広報と誘導に当らなければならない。折から横なぐりの雨が風と共に、

焼跡に無残な姿をみせる中町アーケード

あったかぁいおにぎり

署任
酒田警察署主
酒田勤務外
青木清光

酒田弁で「ありゃ、こまたちゃ、こまたちゃ（困ったナ、困ったナ）」としか言いようのない大火となった。ふだん風の強い酒田では、風に対する対策は比較的行き届いているが、火や水に対する対策は案外弱かったのか。

火災の初期、まず手を焼いたのは、自動車で押し寄せる「やじうま」だった。自転車や歩いて来たものなら、もどすことも進めることも容易だが、自動車は全く不自由だった。火元の風下にある駐車場には、ビッシリ車があり、消防車も入れない。強風にあおられて押しくる火炎の中では、ガソリンタンクを並べておくようなものだ。動かすにもドアロックがしてあり、最後の手段としてガラスを破って移動させるしかない。「文明の利器」といわれる「自動車」の一面であった。

派出所の筋向いにある菓子店のおばさ

建物にも人にも吹きつけて来る。しかし火勢はびくともせずますます燃え広がろうとしている。

私は署長に対し「北側の区域及び次の区域の住民の避難誘導に当ります」と報告し、そばにいた同僚五名と中町二丁目地区の商店を一軒一軒、トラメガで「火が近くまで延焼してきました。すぐに避難して下さい」と広報して回った。ある十字路に来たとき、私のそばからすり抜けるようにして一人の男が前方の火の海の方に、走って行った。火が燃え移っている家の中に入って行ったのである。何か大事な物でも忘れて来たのだろうか、子供でも残っているのでは…と思ったとき、荒本・長谷川巡査の二人がその男を連れ出してきた。幸い子供もおらず、けがもなかった。商店街の駐車場に来たとき、八台駐車されていたが、鍵もなく所有者もわからない。消防車を入れて消防隊が活動するのに最適の場所である。近くで雑踏整理中の署員と消防団員に手伝わせ、移動して行った。ドアロックしてあるものもあったがガラスを破って安全な場所へと移して行った。こうしてようやく消防車を入れたがこの地域も全焼してしまった。

炎と煙の中を走り回る

中町一丁目から二丁目にかけては、旧国道七号線が南北に通っているところである。ここで酒田消防署の署長と出合った。この線に消防車七、八台を配置し「この通りで何とかくい止めたい」と懸命に指揮していた。しかし、二丁目の二階建の商店街の上を、横なぐりに吹きつける風と炎は、ここも一気に飛び越えて一丁目の商店の屋根へと延焼してしまった。中町一丁目から二番町へと同じ地区を何回も炎と煙の中を広報と誘導を続けて行ったが、やがて各署からの応援部隊の人々の顔も見え、その場で警戒に、交通整理に懸命の活動をしてくれていた。

住民からはいろいろな注文や要望が出される。しかし混乱した大火災の現場で十分に応ずることができない場合も多かった。

「家が燃える。もう二本消防のホースを入れてくれ」

「この風の中では水ばかりじゃ火は消せない。破壊活動をやって対処してくれ」

「四〇〇㌔の工業用油が保管してある。持ち出さないと危険だ」……

その場その場で、移動したり、手伝ったりしたが危険を伴う活動も多く、また解決できないものも多かった。

新井田町まで広がった火勢も、風の弱まりと消防隊の新井田川東岸での背水の延焼防止作戦、自衛隊の応援、各機関の応援などで新井田川で食い止めることが出来たが、その頃は東の空から白々と明けてくる頃となっていた。

んは、もう六十歳を越えたが、ヒョウキンで元気なおばさんである。朝夕のあいさつを交わす程度の顔見知りであったが火元付近を焼きつくした火が、なおも燃え広がり大火の様相をみせているころ、「交番の若いしゅは、メシを食ったかや」とおばさんが交差点に立っていた私に言う。夕食前の出火でまだであった。急に空腹とともに寒さがこたえ、足も重く、身体の力も抜ける。

「やれ、若いしゅドゴ、メジョケネチャ（かわいそうだ）若いうちだばすぐ腹へるもんだでば、メジョケネチャ、メジョケネチャ」

と家にもどっていったが、間もなくホッカホカのおにぎりを「そね（木の箱）」に入れて差し入れてくれた。その後、だれかれとなく、つぎつぎと暖かいおにぎりや、熱いお茶などをたくさんいただいた。おにぎりをほおばり、お茶が五体を走るとき、ひとりでに険があつくなるのを覚えるのだった。

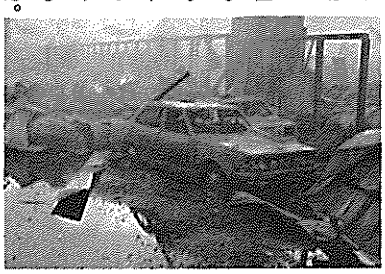

運び出すことも出来ずに焼けてしまった車の残がい

応援活動

自衛隊の応援活動

第六師団司令部の報告から

活動状況の概要

師団は十月二十九日午後七時ころ「酒田市中心部に火災発生。風速二十六㍍」というニュースで、大火になるおそれを考え、すぐに、神町駐とん部隊を非常呼集し、第二十普通科連隊を先頭に逐次部隊を酒田市に急進させるとともに、秋田、多賀城、福島、郡山各駐とんの指揮下部隊に派遣準備を命じた。

午後十時五十分山形県知事より災害派遣要請をうけるとともに、すでに行動中の部隊を災害派遣に切りかえ、神町、秋田、多賀城、大和各駐とん部隊に派遣を命ずる。また、福島、郡山各駐とん部隊には派遣待機を命じている。

この間、派遣を命じられた部隊の総数は約二千五百名におよんでいる。

派遣部隊は、午後十一時ころから、燃えさかる酒田市に到着し指揮所を酒田市役所内に設置し、延焼防止、避難誘導、家財等の搬出、応急救護などの救援活動に入った。

三十日午前四時三十分、延焼のおそれなしと判断されるとともに、道路啓開作業を開始し、十一月五日午後五時に山形県知事から撤収要請を受け、災害派遣を終了するまでの八日間にわたり、延べ人員一万三千四百九十二人、車両二千二百十八両、航空機四十二機で道路啓開約四・四㌔㍍、更に焼跡の鉄類・ガレキ等の運搬、投棄は約一万一千㌧（延二千七百八十七台）を超えた。一方、応急手当は市民、隊員あわせて三百八十五名に対し洗眼などを行なっている。

東北電力の活動
最後まで送電

当日のもよう

この日は朝から台風なみの強風が吹き荒れ、昼ごろから配電線に枝木飛来等による事故が相次ぎ、夕刻まで酒田営業所四フィーダー（幹線）鶴岡営業所二十二フィーダーが停電した。このため、酒田、鶴岡とも終日復旧作業に忙殺されたが、幸いにも酒田営業所は夕刻までにほとんど復旧完了した。そのため、火災発生と同時に対応できる体制がとられた。

火災発生
瞬間最大風速三十八メートル

午後五時五十分すぎ、火災発生の第一報と同時に所員は現場に飛んだ。配電課では直ちに、配電線の系統操作、切替えによる無停電供給体制に入った。午後六時三十分、酒田営業所全員に対して出動を指示するとともに、委託現業機関にも出動を要請。所内風速計は、瞬間最大風速三十八㍍という烈風下に、最悪の事態を予想させるに至った。このため、酒田営業所は、午後七時十分、第二非常体制を発令し、有事即応の体制をとった。また、鶴岡営業所も午後七時二十分、第二非常体制に入り、各営業所とも非常災害復旧体制を確立した。

火災時の開閉器操作状況

当日昼ごろより続発した配線事故復旧もほぼ完了しておったので、火災発生と同時に全無線車に対し、火災現場への急行を指令した。

(1)火災発生場所付近には、南酒田変電所本町線より供給しているが、配電線の類焼による断線等に備え、現地に無線車を配置して火災状況を把握するとともに、断線→変電所自動遮断器作動→自動再閉路による、感電等の二次災害を防止するため、再閉路継電器を自動運転から手動運転に切替えるとともに、火災の推移を見守ることとした。

(2)火災拡大の事態が予想される状況から、消火

活動および住民の避難活動を容易にするため極力送電を継続する一方、断線等による二次災害を防止することから、関連フィーダーの再閉路継電器を手動に切替え、逆送および、配電系統の切替え操作を行なった。

この系統切替えによって、停電区域を延焼地域に限定することができた。このため、中町線、鍛冶町線、寺町線、浜田小線および中の口線等、それぞれの時点で未延焼区域の電源を確保した。この切替え操作と同時に延焼区域の外縁部に車載無線を、延焼方向に携帯無線をそれぞれ配置、延焼状況を的確に把握し営業所との連絡にあたった。（連載無線四台、携帯無線五台）

(3)開閉器操作による系統切替えは、火災発生から鎮火まで懸命に続けられた。その間操作した開閉器は実に三十台にのぼる。開閉器操作にあたって、柱上での作業は極めて危険であることから、未延焼地区の開閉器操作は、操作紐に通い綱を結び、延焼寸前に地上から開放するという、創意を発揮した現場作業員の判断は適切だった。

被害内容

電柱一四〇本。
電線二万四千㍍。
トランス百二十台。
開閉器二十台。
復旧費を含めた被害金額約七千万円。

（東北電力㈱酒田営業所発行「酒田大火の記録」から抜すい）

停電は被災区域だけ

市広報の座談会より

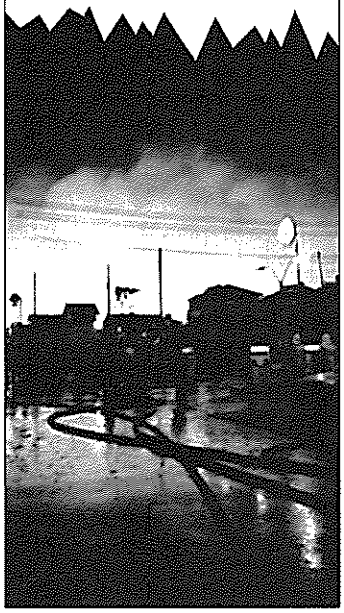

酒田警察署長

整然たる避難という言葉は当っているかどうかは別として、半狂乱になった人もいないし、私たちも一軒一軒みてまわりましたが、すでに避難していて火がついてからあわてて逃げだすという人もなく、誘導には実に素直でした。真暗闇になっては恐怖心もおこるので、東北電力にはできるだけ停電しないよう依頼しました。

東北電力酒田営業所配電課長

強風の日でしたから昼間から断線が多く、修理に手間どって退社時刻になっても多数の社員がまだ残っていましたので、すぐ出動できたわけです。それから焼失区域の送電線は近代化してあって、以前の電線でしたら樹枝状といってもとのスイッチを切ると先端まで全部停電するわけですが、新設備はメッシュ状（網状）といって、どちらからも電流が流れる仕組になっていたので、電柱に登り、ぎりぎりまでがんばって、燃えだす寸前の区間だけのスイッチを切ることが可能でした。

さらに焼失地区の電線は被覆してあって、裸線の危険はないし、電柱上の開閉器は、以前は油入れで火が入ると爆発の危険がありましたがいまは空気入れに替えたので、電柱上の作業員も安心してやれたわけです。何本かの柱の開閉器を切っているうちに、開閉器に紐をむすんで地上まで下げ、電柱に登らなくとも開閉器を切る知恵もうかび実行しました。そのうえ、携帯無線で本部と連絡をとりつつ作業したなど、装備の近代化も大いに力になりました。ただ、いつまでも送電していますと、切れた電線に感電するおそれもあり、どの時点でスイッチを切るか、タイミングに苦心しました。

酒田市役所総務課長

焼失地域はともかく、周辺の停電がなかったので、市民はテレビで刻々の事情がわかり、不安がなく、流言飛語もなくパニックも起らなかったのだと思います。

焼けただれた電柱と電線。(新井田町で撮影)

延焼時の時間帯別停電区域図

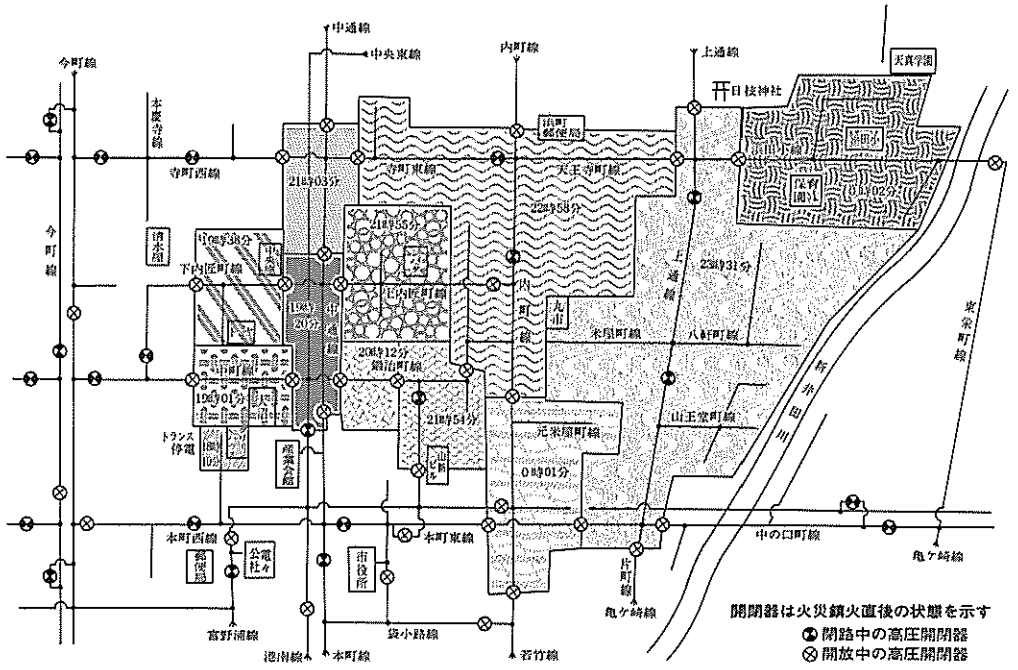

アマチュア無線の活躍

田中芳熙

CQハムラジオ　一九七七年一月号から抜すい

アマチュア無線の出動まで

午後八時三十五分、酒田市災害対策本部より地元アマ無線、酒田クラブJA7ANLに協力の要請があり、JA7ANL、JA7DJO、JA7DOV、JA7DRMその他が市役所内の対策本部に無線機器をセット、JA7JPZは中央公民館の第一避難所に移動、JA7AQRは自宅から他局に対して協力を依頼する一方JARL山形支部長JA7CLに非常通信にはいったことを連絡。火の手は広がり、近郊からも続々と消防車が応援にかけつけるが対策本部では各消防車との連絡がまったくとれてない。

対策本部からのアマ無線に対する指示は、まず消防車の現在の配置をつかむことである。対策本部は混乱をきわめ、定石どおり対策本部で電文を作り、ハムが連絡することはまったく不可能の状態である。ハム自身が口頭で、原稿なしに電文を送る以外方法はない。市内各所に散らばったハムからは、火の手が強くなったが消防車が一台もきていない。はやく手配たのむの電文が飛びかう。

非常通信開始

「市内一番町、はやく消防車をよこせ」

「こちら本部、一台を向かわせた」

「浜町通りもはやくしてくれ。だれも手助けしない家あり。オペレーター、車を離れ手助けに行くが了解か？　こちらJA7LLO」

「浜町はいま手配中。もうしばらく待て」

まさか考えもしなかったこの交信が、アマチュア無線で行なわれ始めた。

一方、避難所の中央公民館のJA7JPZよりは、まだだれも避難者が来ていないとの連絡もはいる。避難場所が市民に伝わっていない様子。JA7……は車をおり大声をあげ、避難所が中央公民館であることを通行人に伝えてまわる。この協力体制の中、もしハムの人身に万一の事故があった場合だれが責任をとり、だれが保証してくれるのだろうか。各位に協力を呼

びかけた私は、無事故であることを祈る。

商業高校に待機していたJH7JJKより、避難者が続々と詰めかけているとの連絡あり、

「その商業高校は市の避難場所に指定されていない。市の避難場所はそこより一㌔ばかり先の小学校だ。避難者を小学校へ移せ」

「こちらJH7JJK、避難者が多すぎる。今さら移されない。何とか毛布、食料五十名分至急手配願う」

「仕方ない。市はその商業高校を第二の避難所と指定した。食料と毛布を持っていく。こちら本部JA7DRM」

第二避難所は小学校であるが連絡がとれない。だれかハムいないか？　の問い合わせにJH7SMXよりすぐ行くとの回答あり十分後に無線基地が完成した。

「こちら第二、病人発生。赤十字が看護中だがシビン一個、トイレットペーパー五十個、紙オムツ二十組、至急たのむ」

一方、第一避難所からは避難者から火の手がどこまできているか知りたがっているとの連絡もはいり始める。火災発生以来六時間たった三十日午前零時になっても、火の手は全然おとろえていない。どこまで火の手が回ったのかを知る方法は我々の通信しかない。しかし、市内の交通は混雑をきわめ、ハムの車も自由には進めない。TVニュースで緑町に飛火したとのニュースが流れ、第一避難所の不安はさらにつのる。ハムの連絡により、緑町は火の粉は浴びているが未だ燃えていないことがわかる。JA7……が大声でTVニュースの誤りを伝える番である。これまで、我々の通信を半信半疑で見ていた市民も、TVよりも正確な我々の通信に耳をかたむけ始める。基地局のJA7AQRのアンテナは強風のためどこかを向き、各局の信号が弱まり、スケルチは完全にオープンにせざるを得ない。近所の人々もJA7AQRの家に集り出し、地図をひろげ不安をつのらせる。

「本部長命令、第二避難所は危険と判断した。すべて第二避難所へ移れ、こちら本部JA7DJO」

「こちら第二、今さら移れと言われても、すでに避難者は十七世帯四十名で困難だ」

「こちら第二、これ以上四十名が来ても、毛布、食料とも不足しているので断る」

「こちら本部、これは本部長命令であり一人のアマチュアが判断する内容でない。実行せよ。必要なマイクロバスおよび自衛隊の大型トラック二台を回す」

「第二了解」

「第三了解」

午前二時、風の方向が変わり新井田川の方が危なくなってきた。消防隊はなんとしても新井田川で火の手を消し、対岸は死守する覚悟である。すべての消防車が対岸に回り始めた。（このころより消防の無線もスムーズになったようだ）近県から集まった自衛隊約千名による破壊消火作業も始まった。ブルドーザーのおばけが家に近づき、ガタガタとやると、あっという間に家はこわれてしまう。

駅側の火の手は完全にOK。残すは消防隊がいかにして新井田川で防ぐかだ。今まで市内に散らばっていたハムも本部に集結した。もう通信の必要はないだろう。消防署長よりも、新井田川対岸は何とか死守できそうとの連絡もはいる。第三避難所の撤収も終了し　第一、第二とも避難者は毛布にくるまって静かに横になっている。

そのときである。マスコミの通信より新井田川対岸の東栄町より火の手があがったとの連絡がはいった。「それっ」とハムはハンディをかかえ、雹の降る町へ飛び出す。先刻のように誤報であってほしいと願いつつ、走り去ったハムからの情報を待つ。

「対策本部、こちらJA7……。東栄町に火の手なし。誤報と思われる」

ハムだけでない、対策本部百名の願望の目がチッポケなハムの機械を見つめる。

「さらに確認せよ。こちら本部」
――沈　黙――
「東栄町一番から五番まで走って来たが火の手なし。こちらＪＡ７……」

非常通信解除

消防署長が煙のにおいに包まれ、煙にやられた真赤な目を押さえながら、対策本部に戻って来て報告。

「午前四時三十分、火の手は完全に押えつけこれ以上の延焼のおそれはありません」

対策本部長である市長から握手を求められ、恥かしそうに差し出した真黒な軍手、さすがプロ。我々も熱くなった目でリグを片付ける。

市長からの「本当に貴重な情報を誠にありがとう」との言葉を背に、各自夜も明けはじめた市内に散る。

参加局ＪＡ７ＡＮＬ　ＪＡ７ＤＪＯ
ＪＡ７ＤＯＶ　ＪＡ７ＤＲＭ
ＪＡ７ＥＣＵ　ＪＡ７ＣＵＶ
ＪＡ７ＨＨＫ　ＪＡ７ＬＬＯ
ＪＡ７ＪＰＺ　ＪＡ７ＮＮＵ
ＪＡ７ＦＪＬ　ＪＡ７ＱＵＸ
ＪＡ７ＡＱＺ　ＪＡ７ＡＫＨ
ＪＨ７ＳＭＸ　ＪＨ７ＳＭＷ
ＪＨ７ＪＪＫ　ＪＨ７ＮＫＮ
ＪＨ７ＤＥＯ　ＪＨ７ＡＱＲ

千人分の炊き出し

庄内給食センター

専務理事・原田与治兵衛氏談

仕事が終って家に帰る途中でした。突然カーラジオから「酒田の中心部が火事」というニュースが流れました。驚いて車をとめ、ふり返ってみると、すでに、街の真中のあたりが真赤に染まっていました。車を運転していても、小雨まじりの強い風にハンドルをとられる程でしたから、瞬間「これは大変だ」と不吉な予感をおぼえました。

長引く火災の消防活動の大変さは充分知っておりましたので、市民の一人として何かお役にたちたいと思い、急いで車をひき返し会社に戻りました。会社から見ると北西の街の上空は、みるみる広く赤く染まり、大火事になることを予想されました。

たまたまだ会社にいた人たちに炊き出しの準備をさせ、従業員集めを始めました。もうこのころは電話も不通となっており、車で回るしか方法がありませんでした。幸いにも火災地域やその周辺に住んでいる従業員はおらず、思いのほか多くの人たちが集まりました。どこから頼まれたというわけではなく、全く自発的なものだったので、みんな一生懸命でした。ちょうど夕食時の火災であったので、寒さと空腹から、市民の方々、特に消防活動や警備活動などで頑張っておられる方々、焼け出された方々を守らねばという意識がみんなにありました。

午後十時半ごろ、ようやく五百人分の炊き出しができまして、さっそく市役所と警察にお届けし配布をお願いしました。このころにはすでに大火となり風下にあたる所には火の粉が飛んで危険な状態となっていました。このあたりに住んでる従業員の奥さんが迎えに来たりしてました。

三十日の五時にあの猛烈に暴れ回った火もようやく鎮火しましたが、り災者は勿論、後かたづけに懸命な電々公社、東北電力の救援隊たちの人々に、再び五百人分の炊き出しを作り配りました。

生涯に二度と見ることのない大火であり、関係された方々のご苦労は大変なものであったろうと思います。私たちも微力ではありましたが、お手伝いできたことに満足しております。

真風下にあったある役所の記録

保健所の一夜

文中風向・風速のデータは、保健所テレメーターの観測記録による。（）内は瞬間最大風速を示す。

●十月二十九日午後五時五十分
中町二丁目映画館グリーンハウスから出火。西南西の風十五・三㍍（三十一・二㍍）

●六時五十分
強風にあおられ、大沼デパート等、既に十二商店を全焼し延焼中。大火となる様相強まる。

●七時
このころ電話不通となる。西南西の風十七・一㍍（三十三・四㍍）

●七時五十八分
酒田市災害対策本部設置。西南西の風十六・六㍍（三十一・二㍍）

●八時
佐藤補佐、続いて青木総務課長登庁。このころから、門の鎖をはずして構内に駐車のため進入する車が出始めたため、予期される消火活動に備えてこれらの駐車をことわり、とりあえず二名で構内を警備。

間もなく、伊藤次長、佐々木調整主査、前川総務係長、新楯保健係長、金沢技師、片岡主事ら登庁。

●八時五十分
前川係長解錠して入所。直ちに全館各室の照明の点灯、続いて消火栓点検のため筒先を屋外に出して放水テストを行い確認。その後、とりあえず二名ずつ四班編成し、事務室、構内、二階屋上、一階屋上に配置。冷雨をともなう強風のため、気温は十・一度であるが体感温度はかなり厳しく、屋外の三つの班について交代要員の必要あり。電話はまだ不通。

●九時
延焼のおそれのない区域の職員の一部が遂次登庁。その都度、部署および任務を指示。また、電話不通のため連絡のとれない職員宅へ自転車、徒歩で連絡させる。

火勢はおとろえず、電話は不通のため、出張中の所長、および県への連絡不能。西南西の風十六・九㍍（三十・七㍍）

●十時二十分
災害救助法適用申請、同時決定。山形県災害対策本部を県消防防災課に、現地本部を市役所内に設置。

●十時三十分
火勢はますます激しくなり、浜町通りを越え一番町に飛火との情報。保健所にも強い焼煙と火の粉が降りかかる状況となったため、屋上に満水したバケツ二十個を準備。窓を絶対にあけないよう徹底させる。

写真提供・山形新聞社

●十一時

電話が一部開通。直ちに奥山所長、木村環境保健部長、高橋医務課長に状況報告第一報を送り指示をうける。

身寄りがないため避難先がないという母子、老婦人計二名が保健所に避難。相当疲れている様子なので、休養室で休ませる。西南西の風十四・六㍍（二十七・三㍍）

●十一時三十分

集合した職員十三名

●十二時

風向真西に変り、焼煙、火の粉、火の塊が若浜町一帯に激しくなる。集まった職員は二十一名となり、各部署を交代させながら各課ごとに非常持出しを選択しておくよう指示。このころから見舞の来訪者あり、芳名簿作成を指示する。西風十三・七㍍（二十八・一㍍）

●十月三十日午前一時三十分

保健所が真風下になる。一番町から新井田町に延焼との情報を受け最悪の状況を想定。各課ごとに重要書類、物品の点検搬出の作業に入るよう指示。公用車の運転者指定、始動点検完了。

●二時二十分

時折冷雨まじりの烈風。既に煙は室内にも充満。火の粉、火の塊が吹雪のように激しくなる。臨時に消防隊を次のように編成、直ちに活動開始。

庶務班／総務課長以下二名（電話連絡、応接、記録）　消火班／一階消火栓二か所・飛塚係長以下四名　二階消火栓二か所・石井課長以下四名　警備班／菅井技師以下四名　搬出班　斎藤主査指揮全員

煙のため大部分の者の目が充血、新楯係長らが点眼、洗眼など手当にあたる。職員数が少数のため、救護班は設けず。

東栄町、若浜町に避難命令でる。所長および県に第二報送る。

●三時

休養室の避難者三名に事態を知らせ、市設置の避難所に再避難させる。

非常持出し書類、物品等を玄関ホールに集め避難準備完了。道路が避難車で渋滞し始めたため、避難開始の提案もあったが、新井田川沿いに七十台のポンプ車を配置して、新井田川で延焼をくい止めるとの情報。搬出班を待機させ、川沿いの現地における消火活動を確認。西の風十一・四㍍（二十三・六㍍）

●四時

強風もややおとろえ平均風速は十㍍／秒となったが、瞬間風速はまだ時折二十㍍／秒を越える。消防隊は新井田川でくい止めようと必死の消火活動続く。

四時半をすぎて、風は徐々に西北西に変り、火勢は川沿いに川下に移ってゆく。川べりの家屋の一部を破壊消防。ようやく下火、若浜町への延焼はまぬがれる。

●四時四十分

対策本部より、鎮火の連絡あり、非常持出しを直ちに元の場所にもどして整理。掌握した人員計二十九名。

●五時

完全に鎮火。本日より直ちに開始されるであろう救援、救護活動に備え少しでも睡眠をとるよう指示。連絡、監視要員二名を残して解散。

救護施設別治療状況

開設設置名	期間	入通院	患者数	内訳 外科	整形	内科	眼科
酒田病院	9/3～9/4	入	8	1	3	3	1
		通	91	11	3	5	72
酒田市救護所	9/3～9/4	通	57	11		26	20
日赤救護所	9/3～9/3	通	50	24		11	15
自衛隊救護所	9/3～9/5	通	385	54		42	289
簡易保険救護所	9/3～9/5	通	374	26		337	11
休日診療所	9/5	通	2	2			
保健婦現地巡回救護	9/4～9/5	通	121	40		22	59
保健婦罹災者訪問指導	9/5～9/11	通	202	19		179	4
合計			1,290	188	6	625	473

酒田市救護班と日赤救護班

酒田市役所保健課給付係長　角田恒一

第一救護所の設置

災害時における市保健課の最大の業務は、火災によって生ずる病人やケガ人を世話する、救護所の設置である。

火災発生から、約一時間半が経過した、午後七時三十分ころ、市庁舎二階保健課では上部からの指示と、それに対する対策を講じていた。

第一避難所に中央公民館が指定され、同所に救護所を開設することになる。そのころはまだ電話連絡も可能だったが、保健婦を動員する車が必要だった。水道部にある屋根にランプのついた車を運転手つきでようやく借りうける。婦長と二人の保健婦を乗せ、中央公民館へと急ぐ。そこに一人の保健婦を配置する。しかし、そこには医療品や医療機器があるわけでなく、電話であと二人の保健婦を至急来館するように指示し、私と婦長は救急用薬品やタオル、洗面器などを運ぶため市役所にもどる。午後八時ごろ、かけつけた保健婦を含め、ストーブに火をつけ、湯を沸かし、布団を用意してようやく救護所が設置された。

あのすさまじい火勢からみて、多くの負傷者が想定されたが、幸いにも負傷者はやってこなかった。午後十時ごろ、消防団員が一人の中年婦人を担架で運んで来た。少しふるえがきているようだ。付添って来た人から事情をきくと、火災が直接の原因ではなく、家で療養中であったが火が近づいてきたので避難した。ショックと、病気による体力の消耗によるらしい。保健婦が血圧をはかったり、いろいろの処置をとるにつれ、大分落ちついてきたように見受けられた。このころ、ただ一つの連絡網となったアマ無線やその他の情報から、火勢は衰えず燃え広がっていると知らされる。

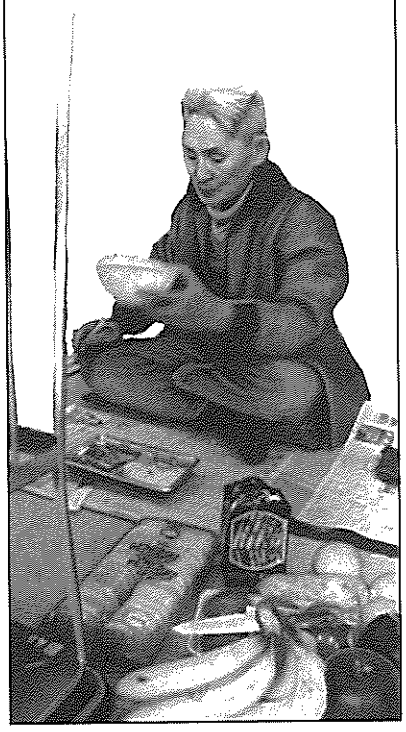

日赤救護所の設置

日赤救護所の設置もこのころで、午後十時、県知事の命を受けた、日赤庄内地区平方金輔氏（庄内支庁民生課社会係長）が市立酒田病院に正式に要請、十時三十分に医師二名、看護婦八名の日赤救護班庄内地区第二班が編成された。（日赤庄内地区救護班第一班は鶴岡地区で、鶴岡市立荘内病院長を班長として、三十日午前一時すぎに応援のため酒田に到着している）そして十時五十分ごろ、金子診療部長を班長として

市役所収入役室に救護所を開設した。十一時すぎ、大沼デパートの従業員が過労による下肢筋肉痛で治療を受けた。

港南小の避難所

十一時ごろ、第一救護所に、港南小、商業高が避難所に指定され、市救護班の半分が港南小に移動するよう指示があり、私と婦長が簡単な医療材料をもって港南小に向う。途中通りすぎる柳小路付近の火災現場は、燃え落ちたガレキが明りのない暗い町に、赤と黒のコントラストを示しているだけだった。頭上には火の粉が、目には煙りが、鼻にはきなくさい臭いが強風と共に襲ってくる。縦横に道路上に投げ出されている消火ホースが急ぐ私どもの足元をすくう。雨まじりの強風でふるえながら港南小に着く。かけつけた保健婦を加え、三名により救護所を設置したのは十一時四十分ごろだった。ここには、類焼で家を失なった人や、危険を感じて避難してきた人たちが、大きな不安とわずかの家財道具をもってやって来る。しだいに体育館はいっぱいになる。ほとんど家族単位で一角をつくり話し合っている。避難者の中には、中風で寝たきりの老人、生れてまもない赤ちゃんなど一人ではどうしようもない人たちがいる。保健婦はオムツ(紙)、ミルク、衣類などを本部からとりよせ与える。外傷者も一人やって来た。

自衛隊が到着し、毛布の差し入れがある。一番有難かったのは、家庭用ではあるがストーブであった。大きな体育館に数個では、暖をとるまでには至らないがみんながストーブの周辺に集まって来る。深夜になって寒さと眠気が一気にやって来る。

日赤救護班の巡回

三十日の午前二時、日赤救護班佐瀬医師のグループの巡回があった。前日の午後十一時三十分ごろ一度回っているので二回目である。医師は、各人に声をかけながら身体の具合をきいて回る。中風の老人以外は特に病人はいないようである。

四時に金子医師グループによる三度目の巡回がある。この時分は避難者もほとんど毛布、布団にくるまり仮眠の状態であった。七時に四たびの巡回を受ける。

後で得た資料によると、開業の医療機関の類焼にともなって、入院患者の移動や、中央公民館に避難した人の市立酒田病院への収容に日赤の救急自動車が活躍し、消防署員、消防団員、大勢の市民が目の治療に市内各眼科医で治療を受けていることがわかった。

(写真提供・山形新聞社)

写真提供・山形新聞社

市民の避難行動

酒田大火のおり、り災者はどんな行動をとったか、建設省建築研究所では、災害時における人間の行動を解明するため、鎮火後ただちに酒田市でり災した八一六世帯に対し、火災時のようすと、とった行動など三五項目にわたってアンケート調査を行い、四七五世帯から回答資料を得ることができた。以下そのあらましを紹介すると――

《その一》火災状況について

――煙りの覚知後三五分で火の粉を覚知

臭気、煙りの拡大状況と火の粉の拡大状況は比較的似ており、臭気、煙りを覚知してから、平均三五分後に火の粉を覚知している。それに対し、火の粉を覚知してから自宅に着火するまでの時間は、火災の拡大とともにながくなり、ある程度火災がすすむと、四、五時間火の粉が先行するという、一定の関係になると考えられる。自家着火時刻は、避難したあとになるので不明という答が多いことを予想したが、意外に多くの回答があった。これは最終的に避難したあとともすぐには避難地に向わず、やや離れた場所から自宅が焼失するようすをみていたのではと、推定される。

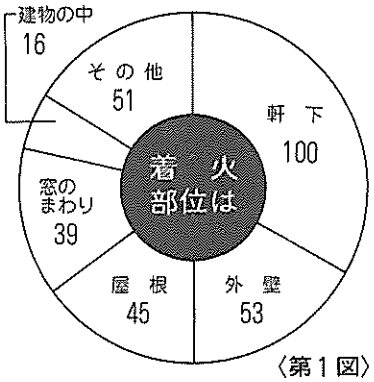

〈第1図〉

着火部位に対する回答は次のとおりで、四七五世帯のうち、三〇四世帯から回答があった。

隣家からの延焼か、飛火による延焼かという質問に対しては、二二四の有効回答と二五一の不明という結果が得られた。

隣家による……一九二（八五・七％）

飛火による……三二（一四・三％）

また、隣家着火時刻と自家着火時刻の差をとってみると、平均で一七・四分となっており、焼失地全体の延焼速度からみるとかなり遅い値となっている。焼失地は東西方向に約百軒の家が並び、これが十時間で焼失したことから、家から家へ着火するのに約六分しか要しないことになる。この違いの大きな理由としては、単にふく射延焼で拡大したのではなく、かなりの飛

火によって延焼が促進されたと考えられる。

《その二》出火時の行動と判断

――食事、仕事中の世帯が約半数を占める

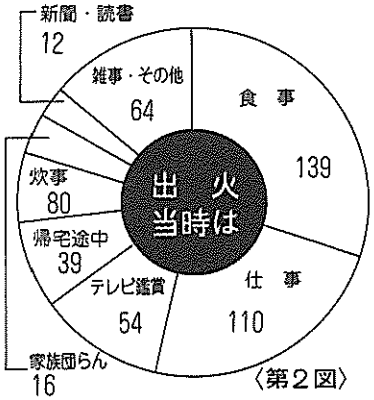

〈第２図〉

出火当時なにおしていたか、たずねてみた。四七五のうち四六四からの回答結果は第二図のようになっている。

地区別にみると、中町一、二丁目、二番町の平均では食事が二二・七%、仕事が三一・〇%で、一番町、新井田町の平均では食事が、三六・二%、仕事が一七・三%となっており、浜町通りの西側が商業地域、東側が住宅地区であることがはっきりあらわれている。

出火を知った直後の最初の行動については、四七五のうち四五四世帯から回答を得られた。

第三図のごとく約五〇%のかたが外にでている。とくに出火点に近い中町二丁目では、七〇～八〇%の人が外へでていることから、火災が発生すると、とりあえず外へ出て見るという自然な人間行動が考えられる。屋根にのぼったという人は、中町一丁目と二番町が大部分で、それより近い人は、火元の近くに行って見た方が早いし、遠くの人はそれ程の興味を示さなかったと考えられる。

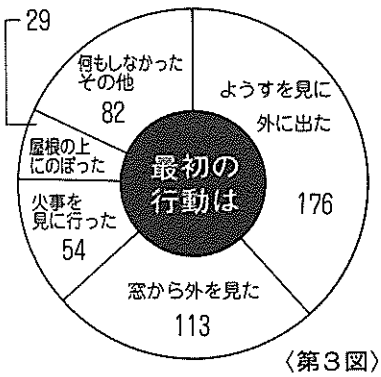

〈第３図〉

類焼危険判断時刻は、平均して、自家着火時刻の一時間二二分前になるが、火災後期には、だいぶ早くからあきらめている。この危険判断をしてから二〇～四〇分後に最終的に家を離れている。

中町二丁目……五三分前
中町一丁目……五〇分前
二番町……一時間一三分前
一番町……一時間二〇分前
新井田町……二時間一分前

また、類焼危険判断理由は、

火の粉……二〇四（四七・二%）
隣家着火……八七（二〇・一%）
周辺延焼状況……七六（一七・六%）
その他……六五（一五・〇%）

であり、約半数の人が火の粉がはげしくなったためとしている。

《その三》防火・消防活動

――予防注水は屋根の上から

四七五人のうち二一一人の人が、予防活動をしたと答えているが、火がついてから消火活動をしたかという問に対しては、約八割の人がなにもしなかったと答えている。

防火活動の内容は、第四・五図のとおりで、

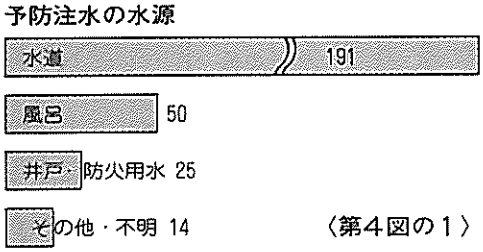

〈第４図の１〉

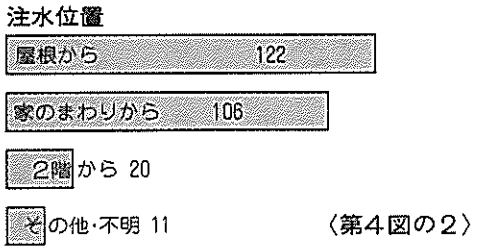

〈第４図の２〉

注水方法

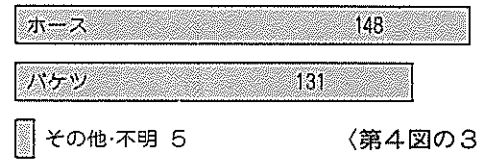

〈第4図の3〉

〈第5図〉
注水以外の防火活動をした人

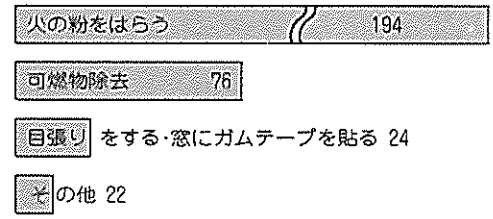

ほとんどの人が予防注水と他の防火活動と並行して行っている。予防注水では、水道がもっとも利用され、屋根に上って注水している人が多い。その他の防火活動は、火の粉をはらうが、七三%もしめている。

《その四》家財搬出について
——搬出家財の第四位はテレビ

家財をだすことができた世帯は、四七五世帯のうち四〇七世帯とほとんどであるが、そのなかには貯金通帳などしか持ちだせなかった世帯が、七一世帯も含まれている。搬出物の内容は次のとおりである。

貯金通帳など三六〇、ふとん三〇一、冬物衣類二三二、テレビ二一七、子どもの学用品一三六、店などの重要書類一一七、電気冷蔵庫七九、電気洗たく機七一、タンス・食器戸棚六〇、電気釜などの炊事用品四七。

このなかで、ふとん、冬物衣類が多いのは、寒い季節であり当然と考えられる。重量物はさすがに少ないが、テレビがひじょうに多いという注目すべき結果がでている。

搬出の方法は第六図のとおりである。

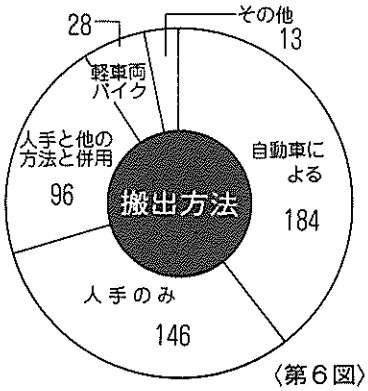

〈第6図〉

この中で注目されるのは、自動車が多く使われていることで、地区別にみると火災初期の地区である、中町二丁目、中町一丁目では比較的に少ないが、二番町、一番町、新井田町などの火災が遅い地区では五〇%が自動車を利用している。

また、搬出先は第七図のとおりである。

親せき・知人の家が全体の半数以上と圧倒的に多く、焼け出されてもすぐ近くに親せき、知人の家があるという地方小都市の特色があらわれている。また、当然のことながら、寺、神社の境内に運び出したのは、北側の寺町通りに面した世帯が大部分となっている。

〈第7図〉

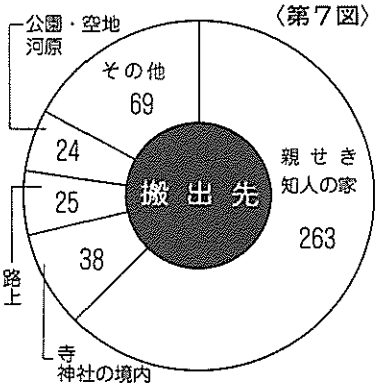

家財の搬出回数は、平均して三回であり、それに要した人数は平均六人となっている。また九人以上の人手で搬出した世帯が二六%もあり、相当の応援があったことを示している。

家財搬出開始の時刻は、実質的な意味での避難行動開始の時刻であり、類焼の危険可能性の判断時刻とほぼ合致すると思われる。事実、家財搬出開始の時刻は大体、火の粉や煙りの覚知時刻と同じような形態で推移していることがわかる。

（建設省建築研究所 昭和五十二年度秋季講演会 〝聴講資料〟より抜すい）

なお、退避行動については次頁を参照されたい。（カコミ記事）

災害行動科学研究会の

行動科学調査から

この調査は、災害行動科学の立場から、大災害に際しての人間の対応行動に焦点をあて、行われたので、今回の酒田の大火は広域の大火災に対応しての人々の行動について貴重な教訓を後世に伝えた。

調査対象者は被害全域に平均に分布するように三百世帯が選ばれ、留置法によって行われた。回収は二百四〇世帯で約八〇%の回収率であった。

調査対象者の特性は、男六六・一%、女三三・九%、二〇代一三・八%、三〇代が二二・六%、四〇代が二〇・九%、五〇代が二七・六%、六〇代以上が一五・一%と各年代に平均している。世帯で小学校低学年（二年生以下）と老人（七〇才以上）病人がいるものが四八・一%あった。建物構造は木造七九・九%、木造モルタル一三・八%、耐火構造四・六%と圧倒的に木造住宅が多く、道幅については、自動車入れないが八・四%、一台やっとが一一・三%、すれ違いがやっと四〇・六%と狭い街区であるといえる。

調査の主要なものの概要は次の通りである。

退避行動——

1家族全員が同時に避難するのではなく、まず弱者を避難させ、防火、家財搬出活動にあたり、いよいよ危険であると判断してから自分も最終的に避難するというパターンであったと考えられる。

■どのようにして避難したか

歩いて	311
走って	60
自動車で	59
自転車で	26

■避難した理由は

家が燃えると思った	154
避難命令をきいた	108
火に囲まれてしまう	102
近所からいわれた	18

■避難の途中で障害になったと思われるものはなにか（複数回答可）

火の粉	192
自動車	179
煙	178
歩いているひと	145
暗やみ	73
路上に置いてある物	58
水たまり	45

■避難の途中でどのようなことがあったか（複数解答可）

煙や火の粉で目を負傷	179
火災などで回り道	126
困っているひとを助けた	23
衣類に火が着いた	13
やけどをした	10

■避難の途中ではどのように感じられたか

命だけは助かると思った	161
どこに行けば安全かわかっていた	154
まったく危険は感じない	96
命が危ないと思った	10

この結果から注目すべきことは最終避難でもかなり自動車が使用され、それがまた避難の障害として火の粉に次ぐ第2位の要因にあげられていることだ。避難中の負傷者は少ないが、約半数のひとたちが思った方向に行けず回り道をしたことも注目される。

1、火災の覚知時刻

●五時四五分頃　一〇・〇%
●六時頃まで　五七・七%
●六時一五分頃までに　九・六%
●六時三〇分以降に　六・三%

となっており約七〇%近くの人が六時頃までに早くも火災の発生を知っている。

2、覚知の経路

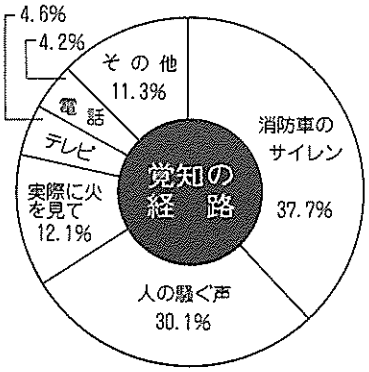

上記のとおりで調査対象が火元近くに限定されているせいか、テレビ、電話などのマスコミや電波媒体が意外に少なく「人の騒ぐ声」などのパーソナル・コミがこうした状況における影響力の大きさを物語っている。

3、火災発展の予想

●自分の家もやられると思った　三一・三%
●ことによると自分の家もやられる　一〇・九%
●かなり大きいが自分の家は大丈夫　一九・二%
●自分の家はまず大丈夫　三六・〇%
●絶対大丈夫　二九・七%
●その他　〇・九%

つまり約八五%はまず自分の家まで焼けるとは当初考えていなかった。

4、当初の反応

情報収集行動――「火災の状況を見に行った」二六・四%、「ラジオ、テレビでたしかめた」八・四%、「まわりの人からきいた」一六・三%、「親戚・知人の安否」七・五%で計五八・六%。

直接対応行動――「消火水の用意」一四・六%、「貴重品のとりまとめ」一四・二%、「家族に避難の指示」二・五%で合計三一・三%となっている。やはり当初の予想が「まさか自分の家も…」と考えてみなかったことの結果で、直接対応処置をとったものは火元近くで高い。

5、避難のときの家族

●家族と一緒だった　四五・二%
●別々だった　五四・八%

こうした大災害のときには半数以上が別々に避難している。

6、避難の見切り

見切り時間は家族一緒と別々の場合は、家族一緒の方が早い。

同様にそのとき火は何mくらいの所までせまっていたかについても、別々のときの方が「まぢか」まで我慢している。「家族を早目に避難させ」そのあとは残った人たちがギリギリまで「地域の防災」や「わが家の消火」「もち出し品の整理」をやり「最後の見届け」まで頑張っている。酒田大火が目立ったパニックや重大な死傷なしに切り抜けられたのはその基礎的条件として足弱な人たちの早期避難であったことを裏付けている。

しかし別の見方をすれば非常に危険な傾向

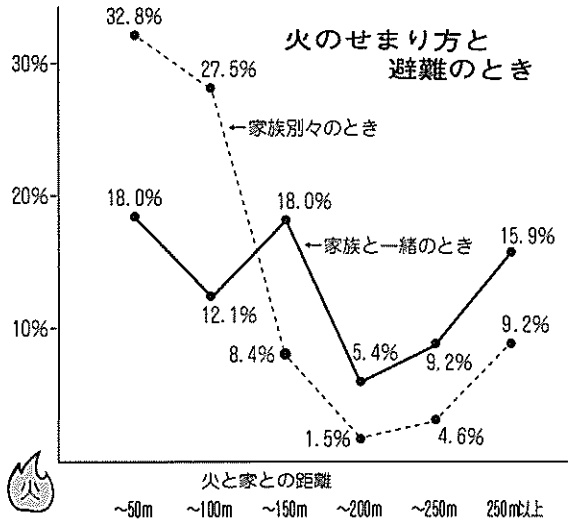

を示している。「別々に避難する」ことで火をかいくぐって逃られるにせよ、五〇㍍未満まで頑張っている人が三二・八%、一〇〇㍍までも加えると、実に七〇・三%になる。「家族一緒」のときの三〇・一%も、中に足弱の人を含んでいるとなれば、決して安全とはいえない。

酒田大火の場合あの烈風下にしては火災前線の進展が、平均時速一〇〇㍍前後とこれまでの大火になく著しく遅かった。夜来の雨がその主因であろう。それが飛火による火災をも少なくしたし、強風の吹きぬけ方向に直線に火がのび、扇状に火が拡がらなかった。こうした状況の中だからこそ「遅い見切り」でも火にまかれるといったこともなく避難出来たものと思われる。また予想に反して「人は意外に逃げない」という非常に貴重な資料を得た。

7、避難のきっかけ

家族一緒も、別々にも「火災の状態をみて」が約六〇%「町会、消防団の連絡」約九%、「近所の人たちの様子をみて」七~九%となっている。「ラジオ、TVのニュースで」が、家族で一・七%、自分の場合は零と、極端に少ない。ラジオ、テレビの情報はマスコミ情報であり、地域については広く、時間についてはやや遅くやってくる。火中にある本人にしてみれば火の音、炎の流れによって判断するか、直接に人々の様子や人声の情報によって判断することになるのだろう。

8、避難の手段と避難の障害

自動車が「家族と一緒」では三六・四%、「自分だけ」が一七・六%と高い利用率をしめている。

避難場所に簡単に行けたか、には

「家族」いけなかったもの	五一・九%	
「自分」いけなかったもの	六一・一%	

邪魔になったものとしては

「家族と一緒」	自動車	五四・八%
	野次馬	二〇・二%
	火や煙	一六・一%
「自分だけ」	自動車	四〇・〇%
	野次馬	三〇・〇%
	火や煙	二〇・〇%

自動車が半数以上も避難障害になっているのは、避難に多く自動車を使っているからであろう。時間的に遅く避難している「自分だけ」の場合は、先に家族が使って自分が使えないことから混乱は低下している。また、人混み（野次馬、応援に来た人たち、逃げまどう人たちなど）の右往左往が障害の一つになっているのも見逃がせない。火や煙が「家族」の一六・六%に比べ、自分が二〇%と増えているのは遅く逃げたことの結果であろうが非常な危険を覚える。

9、デマについて

デマを聞いたという人が一六・三%。その時点でどの程度信じたかについては

●全く信じた	三〇・八%
●やや信じた	三八・五%
●どちらともいえない	二〇・五%
●信じなかった	五・一%

こうした災害のとき、デマがいかに人の心をゆり動かすものかを裏書している。

10、火事場ドロボーについて

被害があったと思っている人が一五%。

●火災の中にきいた	八・八%
●火災がおさまったあときいた	七三・二%
●そんな話はきかなかった	一三・〇%
●そんなことはないと思う	二・五%
●不明	二・五%

「混乱」については「非常に混乱があった」とみている人が二四・七%、「相当にあった」が二二・二%。これに対し「あまりなかった」が二二・二%、「全くなかった」というのが一・三%あった。

情報活動

NHK鶴岡放送局

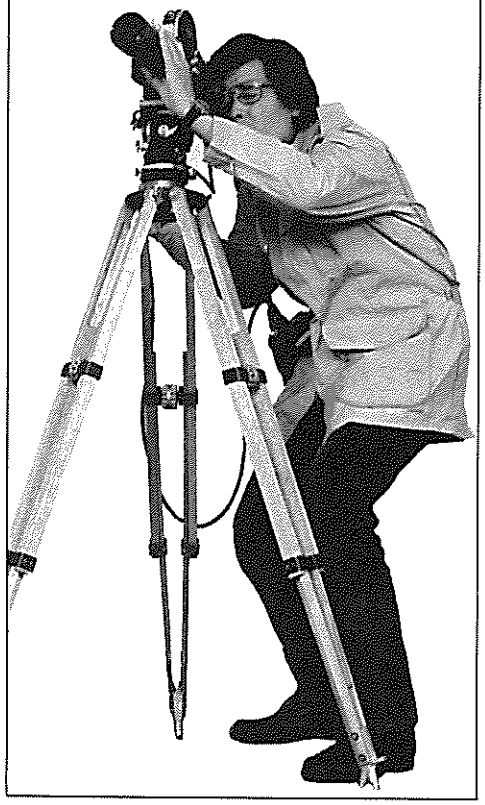

今回の大火で、注目すべき一つに、テレビ、ラジオによる現場からの中継放送が、若干の誤報はあったものの、かなり正確にす早く報道された。り災者には停電や状況と放送の時間のずれで、それほど役立たなかったといわれているが、周辺住民には刻々の状況がわかり、不安解消に大きく役立った。

また全国に中継されたため、なまなましい現場を見た全国民から、非常に多くの同情の物資や金銭、励ましの言葉が集まり、り災者に大きな勇気をあたえることになった。

以下発火から鎮火の三十日午前五時まで、各局がどのように対応したかを、各局の内部レポートから抜粋してみる。

局内の対応　酒田通信部の木村記者から第一報が入ったので、第一陣の杉山記者、青島カメラマンが十ﾄﾝ一台と一ﾄﾝ二台の無線機を持ちニュースカーで現地に向う。続いて前線デスクとして松本記者が無線機を持ち現地に向い、酒田電報電話局に前線本部を設置した。

局内では現場近くの家に電話を入れて取材する一方、局長室から応援に来た職員が送受原稿のほか、警察無線を傍受してくれた。二十二時三十分に山形局からの応援が来るまでは放送部の六人と局長室の応援者だけで二十一時のニュースセンター、そして下W（画面の下に文字を入れる）による告知の放送にあたった。最初のうちは現地の警察、消防、市役所も混乱してい

るためか、なかなか具体的な情報が入ってこなかったが、この分は山形局が県警、県庁でカバーしてくれた。

二十三時三十五分から中継がはじまったが、仙台が中心になったため、鶴岡の原稿は山形を経由しないで直接仙台に送るようにした結果、山形にはこちらからの情報が流れず、ラジオの放送に新しい情報が入らなくなった。しかしすぐに仙台から山形送りをしてもらい解決した。テレビはこのあと午前二時まで全国中継、その後は東北管内中継で毎正時と三十分ごとに中継現場からレポート。それ以外の時間は中継の画面を見せ、下Wで新しい情報が入り次第お伝えしますと予告した。

放送実施状況は別表のとおりである。各局からの応援は放送部だけでおよそ六十人。仙台、山形、秋田、新潟、宇都宮、整理部、社会部、通信部、そして弘前からもかけつけ、最後の応援者が帰局したのは十一月八日という長期にわたった。

現地での対応　酒田通信部の木村記者は、十七時五十五分ころ、市役所クラブで火災発生を知り、直ちに鶴岡局へ連絡した。この後すぐに八百㍍はなれた通信部にもどりカメラを持って十八時十分ころ現場に着き取材をした。現場付近は火災による電話ケーブルの焼失と、問い合せ電話などで、ほとんど通話不能になっていたため、酒田電報電話局に依頼し、十八時三十分にやっと電話を確保した。この電話を使い、「きょうのやまがた」で二回にわたりリポートし、特に第二報（十八時四十七分）ではデパートへの延焼を確認し放送した。このあとさらに十九時二十七分に「NHKだより」の県内レポート、そして二十時四十五分からの「ニュースセンター九時」用の電話報告の録音し、二十一時すぎ、電報電話局の前線本部で応援第一陣と合流した。

前線デスク要員として向った松本記者は、酒田電報電話局に前線基地をもうけるとともに加入課長と交渉し、課長席の電話を確保した。以後この加入電話は長時間にわたって、鶴岡局との間につなぎ放しになる。火事の影響でつぎつぎと加入電話が不通になる中で生きている数少ない電話の一つとなった。やがて山形、秋田、仙台からの応援が着き、警察、市の対策本部、現場などに記者が配置され体制がととのった。

◇酒田大火への対応と実施状況——NHK鶴岡放送局

時間	経過	対応	放送
二十九日			
七時丟分		木村記者第一報を鶴岡局へ	
大時十分		木村、現地で取材開始。	
		杉山記者、青島カメラマン、ニュースカーで現地へ向う	
羊分	大沼デパートに延焼		
罕分		山形局に中継車出動要請	
罌分			
罌分		杉山、青島現場取材開始	
			「きょうの山形（ローカル）」で木村電話レポート（第一報）
			〃（第二報）

時間	経過	対応	放送
午分	大沼デパートから火柱		
九時二五分			「きょうの山形（ローカル）」で木村電話レポート（第二報）
二七分			全国中継で第一報放送
午分			県内中継ニュース（木村レポート）
五分	市災害対策本部設置		
二時〇分			東北管内中継ニュース
十分		松本記者現地へ　山形中継車出発	
四分	自衛隊に派遣要請		
四五分		湊・佐藤職員、庶務担当で酒田へ	
午分			
三時〇分	中町一丁目から二番町へ延焼		
十分		松本現地着、前線本部設置	
午分	二番町住民に避難命令		
三時〇分	一番町に延焼	第一報フィルム入稿	
二午分			
五分	県災害救助法を発動・県災害対策本部設置		
午分		木村ニュースセンター九時用電話報告取録	
三時五分			鶴岡発東北管内中継（フィルム三分）
五分		山形局中継車　酒田着	
		前線本部に仮設電話（二本）	ニュースセンター九時　鶴岡発　木村レポート　三分
		秋田局の応援　酒田着	
		山形局応援　酒田着	この間、山形・鶴岡で下Wの告知（十一回）
	※ラジオ　十九時五二分～二三時四五分まで七回、放送を中断、ニュースを流す		
三十日			
〇時十分	内陸の消防署へも出動要請		東京スタジオから全国中継
二午分	四六七戸を焼失		中継放送開始
午分			ラジオ全国中継松本レポート
一時〇分			全国・東北管内、中継で放送
午分			〃
			〃

二時〇分	鶴岡発全国中継（フィルム）
二時十分	以下東北管内のみ五時三十分まで中継
三時十分	中継　青島レポート
四時三十分	鶴岡ローカル
五時〇分	
五時五分	

YBC 山形放送局

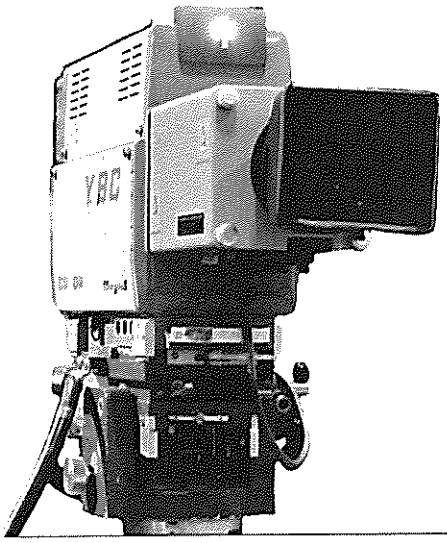

二十九日	
六時五分	山形新聞・山形放送酒田支局から第一報が入る。直ちにラジオ（ニュースハイライト）テレビ（YBC六時です）で速報。
二十分	テレビ「YBC六時です」で出火場所に近い家へ電話。「強風にあおられて炎上中」という電話リポートを中継生放送。（三分間）
五十分	テレビ「山形新聞ニュース」金野記者の電話リポートを中継生放送。現場モノクロ電送写真二枚を挿入。現場16ミリフィルム第一報酒田を出発、本社に向う。
七時	テレビ中継車出動決定。同三十分酒田に向う。（スタッフ合計十四名）
十五分	酒田電々公社に割込み中継のためのマイクロ回線手配。ラジオ随時速報
二十時十分	現場16ミリフィルム第二報、現場ポラロイド写真二枚、酒田出発。
四十分	テレビ「NNNニューススポット」酒田大火をYBCスタジオから全国放送。続いて県内ニュース。
三時十五分	酒田支局舎類焼の危険、避難体制へ。（三時五分全員避難）
四十分	現場16ミリフィルム第一報、本社着。
三時二十五分	中継班、酒田電々公社西側路上に駐車、セットに入る。
三十分	ラジオ「ニュースパレード」文化放送でYBCスタジオから全国ニュース。三分三十秒。
三十五分	中継班、酒田電々公社前路上に一カメラ、公社屋上に二カメラ、機材セッテング。
五十分	中継班、映像、音声ともセット完了。

三時	テレビ「ＮＮＮきょうの出来事」酒田大火続報ＹＢＣから全国放送。続いて県内ニュース。
三時三十分	現場16㍉フィルム第二報、本社到着。ラジオ、テレビ随時速報。
三十日	
○時三分	特別番組「酒田大火」現場より生中継、本社スタジオ二元放送。ラジオ・テレビ同時放送。現場より実況報告、被災者の声、スタジオより延焼地区、類焼店名、酒田市対策本部情報、県警察本部情報など入れる。
	酒田市街地の略図により延焼地区を説明、避難場所を逐一放送。
一時四分	特別番組「酒田大火」続行（現場中継、本社スタジオ二元放送、ラジオ・テレビ同時放送）延焼地区名の確認および避難場所の告知を現場からのリポートと県警、県消防に被災情報をつき合わせ繰返し放送。特にラジオはトランジスターを意識して被災者向けの姿勢で放送。市街地略図を本社スタジオで作成、図で示して正確を期す。
三時三分	火災現場が東側に移動したため、中継基地を移動、一時中継を中断。
四時三分	類焼をまぬがれた山形新聞、山形放送酒田支局に中継基地を移動。路上に一台、屋上に二台のカメラをセット。中継車移動。
四時四分	応援取材班本社出発、酒田へ。
五時三分	ヘリコプター空中撮影のため本社出発。
六時	特別番組「酒田大火」中継車、酒田支局へ移動、現場中継再開。
	現場リポート、被災者の声、相馬酒田市長らに聞く。
六時四分	朝のＮＮＮニュース、全国ニュースでＹＢＣスタジオより全国放送。
七時	現場16㍉取材その他、ラジオローカルニュースをはじめ、全国放送。
七時	現場中継録画、ＮＮＮ全国放送用（三分）ローカル昼ニュース用（八分）マイクロで本社収録。
七時三分	ＮＮＮ昼のニュース、現場より全国生中継放送。
七時三分	土曜ワイドスペシャル「酒田大火」特集。現場中継、取材フィルムなどを挿入。
七時五分	山形新聞ニュース、被災者の声。
八時三分	ＮＮＮ全国放送「酒田大火」（二三時にも放送）
八時三分	山形新聞ニュース「酒田大火」（二二時五五分にも放送）

YTS 山形テレビ

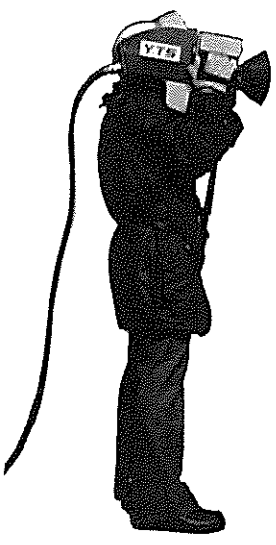

二十九日	
六時三分	ＹＴＳニュースで、庄内支社伊藤記者より電送の火災現場写真を放映。
九時以降	火災状況の変化に伴ない、ＹＴＳニュース速報として番組中にスーパーを流す。都合十七回。
三時五分	ＹＴＳニュース。庄内支社より送られる電送現場写真を入れて放映。
三時三分	ＹＴＳニュース。工藤記者より送られた16㍉フィルムで放送。
三時四分	ＦＮＮニュース（フジテレビ系統）で大火の状況を全国放送。二分間。
	ＡＮＮニュース（テレビ朝日系）で全国放送。四分間。
三時四分	この頃、本社より出発した中継車、酒田市役所前に到着、中継放送の準備を完了。（屋上に固定カメラ一台を設置、移動カメラは路上、市対策本部などで録画撮りを初める）
～	ＹＴＳ報道特別番組「酒田大火特報」を現場からの生中継と本社スタジオを結んでの二元放送。本社スタジオで酒田市街地図を作成し、延焼地域の正確を期す。
四時〇分	ＹＴＳニュース速報
四時より	
三十日	
一時五分	ＹＴＳ報道特別番組「酒田大火特報」（現場からの中継）を現場中継と本社スタジオの二元放送。特に現場からの報告では、ハンデーカメラを駆使し相馬酒田市長のインタビュー、自衛隊の声、り災者や一般市民の生の声を放映する。四時三十分、鎮火をみて一応放送終了。
～	
四時四分	

昭和51年11月11日(木) / 午後7時30分～午後8時放送

NHK特集 酒田大火からの報告

(抜すい)

出席者　浅見滔一さん(東京大学講師)　木村記者(NHK)
平井邦彦さん(防災都市計画研究所)　信田アナウンサー(NHK)

アナ　この火がどのように広がっていったか、この大火を延焼中と延焼後二度にわたって調査された東京大学講師の浅見滔一先生から分析して頂きます。浅見先生は消防庁のもとの予防部長であらゆる火災現場を見ておられるでしょうから。

浅見　この火災をみて非常に特異な火災であると感じました。まず第一に火災が発生した地点で、この大沼デパートの隣りの所から出火して非常に早くこのうら側へ回った火がひとつ、大沼デパートに入ってしまった火がひとつ、そして大沼デパートの中へ回った火は、前方の上の方に火をまきちらしてしまった。うしろの方を回った火はこのアーケード街をいっきょに走って、いくつもの火災を同時におこしてしまった。

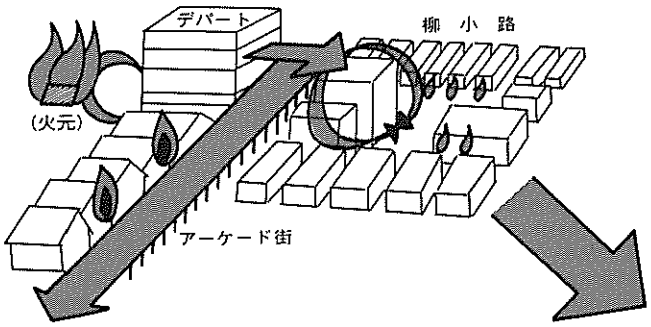

第二はこれがもとで火が二方向に広がっていったこと。第三は非常に風が強かったため、この風に引きずられて両方から風が入ってきたため、あれ程の繁華街であり、あれ程の強い風でありながら、非常に変った短冊形の燃え方をしたことの三点につきると思います。

もう少しこまかに申しますと、うしろへ回った火は、大沼デパートのうらの木造家屋に入って、アーケード街に入ったわけです。そうしますと、アーケードの上の方、建物

の上の方を点々として火をつけてしまった。このように同時に数か所の火災がおきたわけです。

アナ　アーケードの上を火が走ったわけですね。

浅見　そうです。それが風によって下へ流れた。もうひとつは大沼デパートに入った火が五階からうら側へとんだ。うら手というものはもえやすいものがあるが、そこへ火が入ってしまって、消防隊が入りにくく、初期消火に失敗した原因になった。この二つの原因が重なって、一つは大風速にのる、もう一つは別な流れを作って別の通りの中に入ってしまったわけです。

アナ　これが火元のグリーンハウスのやける前の写真ですね。

燃える前のグリーンハウス。中央左側に看板が見える。

浅見　そうです。二つ屋根に息抜きがありますが、あれが大沼デパートのうしろ側に回ったり、デパートの中へ火が入る大きな原因を作ったものです。

今うっているのが、路上を走る火です。土壌を走って下側がもえています。こういう風に吹雪のように火の流れができるわけですね。これなど民家がもえているんですけれど、まるで横にいっていますね。

平素の火災ならば、上へいく炎の熱と横の熱がいっしょにいった、今画面でみえてるように、上にあがっておりませんね。全く横に流れております。

アナ　大沼デパートの火が火焔放射器のように吹き出しているようですね。

浅見　そうです。その火が横に走りまして、デパートの中にあるたくさんの可燃物に火がついて、アーケード街の二階の部分に次から次へと火を移していった。アーケードの二階の方に先に火が走っていって、アーケードの下側の方は後からもえていったんですね。

アナ　そうしますと水をかけても火は消せないわけですね。

浅見　消防のかける水の所にアーケードが邪魔して死角がたくさんできた。非常にこれは大問題で、東北の火災の特異な例ですね。

アナ　これは最後に火をくいとめた、新井田川のところですね。

浅見　これは新井田川のとこで、丁度近所の消防隊もとびつけるし、水もあった。火の燃えてる方面に最初に放列をしき、さらに、今度は新井田川をはさんだ反対側の住宅街の方に火が移らないようそちら側に部署して散水消防をやったわけです。

アナ　それでは火の動きを、この図でご説明いただきたいと思います。

浅見　まず火災がおきたのはここです。これが道路で、風ははじめ西南西でしたので六時ごろ酒田駅に火がつくんではないかと騒ぐほどこの方に火の粉がとんでくる。ところが三十分位あとでは酒田駅では全然火の粉を見ていません。三十分位もえた所で方向が変ってるわけです。こちらの方に流れた火は枝をつくってこちらへいった。それからアーケード街の方はこれを真直ぐ走った。従ってこれと

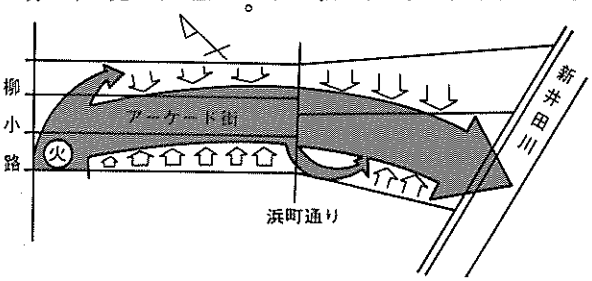

これの間が一つの火流になった。私も随分火災をみてますが、こういう特異な短冊形に広がるのは非常に珍らしいことです。しかしこれはいずれは風というのはここから上昇気流がおきますから、それによってまきこまれて本流に入ってる。

また、この時には非常に雨が降っておりますから非常に時間をかけてここまで燃えてきてる。そして強風をはらんできたために横の方からどんどん風をすいこんで、横に広がらずに風下にきたのです。

アナ　いわゆる耐火建築というのは、この火事では焼け残されたような形で、防火上ではあまり意味がなかったようですが。

浅見　この図（下図参照）をみて下さい。こういう風に耐火造があるなかに木造がありますと、付近の風がここへ集まってきます。今まで十㍍の風がこの付近では二十㍍や三十㍍になる。当日は三十㍍のものが五十㍍になったかもしれません。ですからどうしても防火帯に使うんであるならば、頭を揃えなければと思うわけです。

強風のため上に燃え上がらず横に流れる炎（ＮＨＫ提供）

アナ　今回の火事は非常に燃えるのがおそかったといわれますが。

浅見　火災がおきる直前、非常に濡れてたわけです。火災は次の建物の湿度を乾燥させ、あらためて火がつくという現象を辿るわけです。ところが建物、町全体がぬれているうえに、わきから冷たい風が入っているので燃焼速度が非常におそく、一時間位で燃えつきる所を十一時間もかかってるわけです。

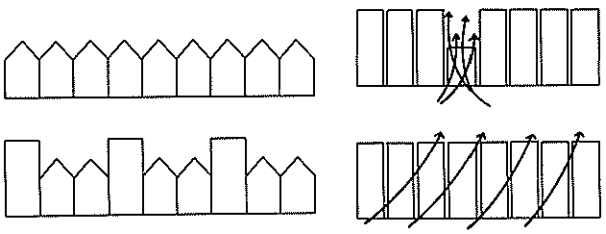

ふりなおし

浜田小学校六年　佐藤寛

いつものように、楽しく夕食を
食べ終わった。
その時だ。
火の粉が、
暗やみの中を赤々と飛んでいる。
家中、みんなあせった。
すぐ逃げた。
次の日、見にいってみた。
全焼だった。
けむい、みんな燃えた。
これが、ぼくの家かと思うと、
くやしくなった。
「こんちくしょう。赤いほのおめ。」
と、心の中でさけんだ。
昨日までのような日は、
もう二度とこない。
「ふりなおしだの。がんばっぜ。」
と、父がうす笑いしながらいった。
ぼくも、
「ふりなおしか。」
と、なにげなくいった。
朝の風が、
ガレキの中を走っていった。

（浜田小学校〝海なり〟別冊「酒田大火」より）

座談会

あの夜

撮影・佐藤康良

小砂川あたりで酒田の空が真赤に見えた

司会　皆さん、あの夜のことをできるだけ正確に思いだしてください。まず、あの火災を皆さんがどこでお知りになったか、それからお話いただきましょうか。

相馬市長　あの日私は、市立病院のお医者さんをお願いするため、北海道大学へ向っていました。急行しらゆきに乗っていたんですが、あの日は猛烈な風だったもんですから、列車が軒並おくれましてね。秋田駅についたのが八時十分ごろだったでしょう、そこで火災を知らされ、すぐ市役所に電話したんですが、これがなかなか通じなくて弱ったです。結局、市役所から急きょ車で迎えにきてくれるというので秋田で待っていました。十時ごろ車がついてすぐ秋田を発って、酒田には十二時ちょうどぐらいについたでしょう。途中、本荘からすこしきたあたりで、すでに酒田の空が赤くみえました。小砂川あたりから、それが真赤になり、これはえらいことになったと、気が気でなく、はらはらしてすっとんできたわけです。

佐藤署長　私は新潟に出張しての帰途だったんです。石油タンク火災など危険物災害が多く、そのためアメリカで開発された実験報告を見学にいったわけです。羽越二号に乗って帰ってきたわけですが、やはり列車がおくれて六時三十五分に酒田駅につき、タクシーで大急ぎ署へ帰り、すぐ現場へ、戦列へついたわけです。そのころ、大沼に火が入ったかというところでした。

紅谷　あの日、琢成小学校で校長会がありまして、五時すぎに終り、途中、歯を悪くしていたものですから家の近くの佐々木歯科に寄って家に帰ったら、近くのパチンコ屋付近で火事だという声がするんです。するともう、西の方から火の粉が飛んでくる。五時五十五分ごろだったでしょう。すぐ家に帰ったんですが家内がいないんです。

紅谷夫人　私は、打身で佐藤整形にいっていたんです。レントゲン撮影をしたりして時間がかかって五時四十五分ごろ医院をでたんです。途中、買物があったもんですから内匠町通りを帰ったんですが、ちょうど六時ごろでしょう、火の粉がどんどん飛んでくるんです。シバタ劇場のところで心配して探しにきていた主人とばったりあったんです。

小村　私のところでは、ちょうど店の拡張をやっていたんです。四時ごろ、市役所で建築確認にきまして、ここが悪いとか、ここはもう一度手直しした方がよいとか、そんな話をしていたんですが、それが終ったころ、家内がなんだか火事みたいですよ、というんです。えっ、といったら、もう煙がどんどんやってくるんです。五時四十五分ぐらいだったでしょう。私はすぐ店をでて中町の方へ走っていきましたら大沼あたりはもう通れなくなっていました。これは、ということで着がえにもどり、友だちの三井レコードに走ったわけです。どんどん火の粉が飛びまして、その方向は海晏寺の方へ行くんです。そうしているうちに、ここは大丈夫だから本間ラジオの方へ行ってくれ、というんです。今度はそっちに走りました。火の粉が飛んできてすごかったですよ。バケツ、ホースなんかだして火の粉払いです。そしたら親父さんが、うちは大丈夫だから自宅に帰ってくれ、というんです。それで家に帰ったんですが家内が心配してまして、ちょうど臨月だったんですよ。これは、とその時はっと気がついたりして。それで家内をひとまず実家に帰すことにしました。それが六時半でした。

小村夫人　煙がきて、ひとが騒ぐんで、これは火事にちがいないと思って主人に知らせ、店の前でうろうろしてましたら、ひとが走ってきまして、そのひとにきいたらグリーンハウスが火事だ、というんです。そんなら遠いから大丈夫ということでまた店をはじめたんですが、落ち着かなくてやっぱり店の前でうろうろしてました。六時すぎになりましたら火の粉が飛んできて、そしたら向いに子どもさんふたりのいる家があるんですが、そこで荷物をまとめて避難しはじめたんです。私はお腹が大きかったもんですから心配ですし、みんなに迷惑かけても悪いと思って、子どもをつれて六時半ごろ車で実家に帰りました。

司会　実家はどちらですか。

小村夫人　光ケ丘です。そのころはひとは騒ぐし光ケ丘までいつもの道を行くことができず、東大町からバイパスにでて、産業道路をまわって帰りました。

司会　火元がグリーンハウスだということは、すぐわかったんですね。

小村夫人　ええ、中町の方から走ってきた高校

出席者

順不同・敬称略

小村圀一郎　二番町・書店主
小村ゆき子　同上・妻
紅谷　圭一　中町一丁目・教員
紅谷　光子　同上・妻
木村　昭雄　NHK放送記者
金野　徳彦　YBC放送記者
菊地　和慶　山形新聞記者
相馬　大作　酒田市長
桜井　求一　市総務部長
佐藤　弥市　消防組合消防署長
司会 池田　真幸　市企画調整課長

生に、どこだどこだ、ってききましたらグリーンハウスだというんで、その子も火元からだいぶ遠いから、じゃあマンガ読んで行くって立読みして。店は六時半までやっていました。

木村　あの日はあの強風でしょう、夕方、羽越線のダイヤが乱れる、屋根がわらが飛んで通行人に当る。そんな取材をしたりして市役所の記者クラブにいました。五時五十分ごろでしょうか、だれかが空が赤くなっている、清水屋の方が火事じゃないか、というんで早速のぞいてみましたらグリーンハウスということはわからなかったんですが、とにかくまちがいなく火事なんで、それで急いでテレビカメラをとりに通信部にもどろうとしたわけです。ところがちょうど夕方のラッシュなもんで車がすすまない。途中から歩いてカメラを持ってきて、また車で、その車を地蔵の湯のところにつっこんでおいて、放りっぱなしです。こわされたらこわされたで仕方がない、まず撮影が第一だということで現場に行きました。現場についたのが六時五分ごろだったと思うんです。

金野　私の場合も木村さんと同じです。強風で、電々公社のパラボラアンテナが落ちた、という取材を終ったのが五時半ごろでしょうか。あと記者クラブでゆっくりしてたんですよ。そしたらなんかサイレンが鳴ってる、と。私はポラロイドカメラ持ってましたから一応写真は撮ったんですが、うちの場合、六時から、ＹＢＣ山形六時です、という番組がはじまって、それにすぐつっこみでやったわけです。はじめ火元がわからなくて、隣の斎藤さんみたいだ、という話があって、どっちなんだ、と問い合せがあって、はっきりしないけれどもグリーンハウスみたいだ、なんていう状態です。フイルム撮影がはじまったのは六時二十分ごろでしょうか。それからあとはずっと撮影です。

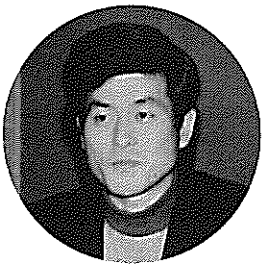

菊地　火事だ、ということでまず消防に電話を入れ、グリーンハウスだということがわかった。うちには記者が四人いますが、普通はひとりしか現場に行かないんです。ところがあの風でしょう、これはただではすまない、とすぐぴんときたんですね、だれということなく三人が走りました。ひとりが本社への連絡用員です。そしてグリーンハウスだけではすまない、という判断から、本社、鶴岡へ応援をたのんで態勢をととのえたんです。

桜井部長　私が最初に知ったのはＹＢＣテレビです。六時五分ごろでした。私は千石町ですが、北側の窓から外をみますと相当に赤い火がみえました。これは大へんな火事になる、と思って市役所に走ったわけです。役所についたのは六時二十分ごろでしょう。大沼デパートの店員さんが役所のなかに避難してきていました。総務課長はすでにでてきていました。職員もそのころ、二十人ぐらいでていました。そこで一階のロビーではだめだと思って、状況のよくみえる二階に集まれ、ということでそこに陣どり、三階、五階にも人員を配置して手わけして状況をみつめていたわけです。

鍛冶町は九時半ごろに燃焼

司会　り災されたかたがたはどのようなものを持ちだされましたか。また、いまになって、その反省などをどうぞ。

小村　八年ほど前になりますか、隣の菊池さんから火がでたことがありました。あのときは、菊池さんの店と工場の一部、それからむこう隣の佐藤仏具屋さんの店の一部を焼いただけですんだわけで、そ

んな経験があったものですから火事というのは火の粉を払っていれば大丈夫なんだ、という頭があったんです。ものを持ちだすなんて考えは、全くなかったです。本間ラジオから家に帰ってきましたら家内の母がきまして、そろそろ荷物をだしたらいいじゃないか、というんです。そんなばかな、といったんです。まだ火はあんな遠くじゃないか、それまでには広い道路もあるし、大丈夫だよ、といってたんです。そのうち友人が十人ほど集まってきまして、なにをしたらいいんだ、というんです。雨も降ってるし、本なんかだしたところでしょうがない、本にはかまうな、ともかく火の粉を払おうということで友人と屋根にのぼったり、窓にトタンを打ったりしてました。いよいよイワマ靴店に火がついたときいても、まさかここまでは、と思っていました。私たちが屋根にのぼっているあいだに、階下では少しずつ運びだしていたらしいです。九時ごろになって避難命令がでました。マイクでまわってきました。それからです。帳簿類とか、身のまわりのものとかをまとめはじめたのは。友人は赤ん坊のことをいちばん心配してくれまして、産着とかそういうものを運びだしてくれました。運びだせたものはほんのわずかです。帳簿類にいたっては、私の受持の帳簿、家内の受持の帳簿と、それぞれ仕事を分担してやっていたものですからその置場所すらわからない、という有様で、探しだすのに大へんな時間をくいました。非常持出しなどという考えは、ふだん全く考えたこともなかったもんですからね、これは、やはり考えておくべきことだと思います。で、九時半にはもう家が燃えたんですよ、残念で残念でしょうがなかったです。

司会　奥さんはどんなものを持ちだされましたか。

小村夫人　私は煙と火の粉をみて、もうびっくりしてしまって、お腹も大きいし、子どもづれでもあり、子どもにおっかない思いをさせてもいけないし、みんなの足手まといになっても悪いと思いまして早々に避難しました。貯金通帳と、はんこだけです。

紅谷　こういう大火になるとは全然、思ってもいませんでした。昭和四十七年一月だったと思いますが、丸本の火事がありました。あのときはカナヤさんが被害を受けた程度でくいとめていますし。ただ、火の粉、火の粉といいますが、今回のはわれわれが考えているような火の粉じゃないんですね、あれは。ですから、あの西風で、私の家は高台にあるもんですから、もしうちがやられたら、うちより東の方にあるところはやられるなあ、と思いました。私のところには黒森の消防団、八幡の消防団、あとどこかわかりませんがもうひとつの消防団がかけつけてくださって、もうあの風、雨のなか、びっしょ濡れになって、シャツもぬいで上半身裸になって消火活動をしてくださいました。ほんとうに感激しました。ありがたかったです。一生忘れられません。ともかく消火、ということで、ものをだす、ということは頭のなかに全然ありませんでした。火を消せばものも助かる、と。それで、たくさんの同僚、友人がかけつけてくださいましたが、とにかく火を消す、ということに専念したわけです。それで、私のところはひとつもものはださずじまいです。実は、千六百度まで耐えられるという耐火金庫を買って、そのなかに指輪とか証券類、株券、現金など少々ながら入れていたんですが、それが全部だめでした。だからあの火事の熱は千八百度以上にもなったのではなかろうか、と推測しています。私ども学校では、年度末になりますと、不要な書類を整理して焼却しますが、用務員さんが一日かかっても焼くのに苦労します。それがうちの近所の家は火がついてからなくなるまで、二十五分から三十分です。私の家は古い家で二百

坪ぐらいの建坪です。それが一時間二十分でなくなりました。私は金庫と土蔵を信用して仏さまとか衣類とか、全部そこに入れておったもんですから、それが燃えたもんで残ったものは全くありません。

防御線じりじりと後退する

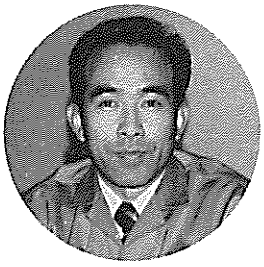

司会　それでは消防の方の立場からお話をうかがいましょう。火元からの通報のおくれとか、いろいろあるかと思いますが佐藤署長どうぞ。

佐藤署長　消防署で、一一九番で覚知したのが五時五十分です。ただ、出火したのは十分前の五時四十分ごろだとみています。と申しますのは、グリーンハウスの従業員などから供述をとっていますが、四十二分ごろから映写機の電燈が消えたりヒューズが飛んだり。で、二号映写機からヒューズをとって一号映写機にとりつけてやったところがまた飛んだ、という現象をおこしています。また、女子従業員が二階の更衣室に行ったところ、ボイラー室の電気が消えていた。しかも更衣室がきな臭い、それで支配人にそのことを告げ、支配人が消火器を持って更衣室に行ったところ、すでに更衣室は煙でいっぱいだった。そのときは炎はみえなかったのでボイラー室じゃないかというわけで消火器を持ったままボイラー室に行ってみたが、そのときはもう煙で行けなかったといっています。ですから消火器は全然使用していません。その間、女子従業員に消防署に通報するよう指示していまして、署で受けとったのが五時五十分です。そういうわけで出火は四十分ごろだろうとみています。五十分で受信し、出動したわけですけれど、市役所の手前、出火地点から二百㍍付近で、完全に炎上火災であることを確認しています。従って、通報もかなりおくれている、と推定しています。グリーンハウスは昭和二十四年に映画館として改築し、現在に至っているわけで木造、トタン屋根で、その屋根に一㍍四角の、屋根づきの換気口が二か所あり、そこから炎が吹きあがったわけです。そのときは、なかに電気もついていたもんですから屋内侵入可能、と指揮者が判断して屋内侵入を敢行したわけです。すでに水はでていました。しかし、それから三分後に、ものすごい黒煙で前方をはばまれ、同時に電気が消えて、侵入が不可能となり、完全な防御に入ったわけです。消火の場合は攻撃か防御かのふたつしかありません。指揮者の判断で、これは攻撃、つまり屋内侵入を敢行していっきょに火を全滅させるか、外部に火が吹きだしている場合は、これ以上、延焼拡大させない、守備防御になり、隣近所に水をかけ、火元にも水をかけ、という三分、七分にやるもんですから三七防御といっていますが、そのような態勢に入りました。で、いったん外にでて屋根にのぼり二階に注水、一方、白崎さんの方の延焼を押え、また、背面に放水する。ところが強風のため、風下の建物群にすでにいち早く火がのびていた、その火力がすごい火力で、協働社、大沼デパートの裏側、商品搬入口にまともに吹き込んでいったんです。すると、協働社と大沼デパートの中間に木造の建物が三軒あり、その三軒がいっしょに燃えるかっこうになってしまった。その三軒いっしょの火力で大沼の二階の窓がやられて火が入った。大沼の場合、四階までいっぺんに火が入り、恐らく千三百から千五百度の熱ではなかろうかと考えています。こうなりますと、ふたつのブロックにわたる火災となります。消防隊も分散しなければなりません。署員の非常召集と消防団の出動要請は五時五十一分に行っています。市街地の消防団は早いわけですが、地方の消防団はやはり時間がかかり

ます。半鐘、サイレンで器具置場に集まり、それから車でかけつける、というふうに距離的、時間的な差は、これはいたしかたありませんが、おいおい戦列に加わっていただきました。

司会　署長が戦列についたのはどういう状態のときだったのですか。

佐藤署長　私は六時三十五分すぎグリーンハウスにかけつけました。消防長はどこか、ときいてもわかりませんという返事です。まあ状況が状況ですから、どこかで指揮をとっているんだろうと考え、私は私なりに指揮に入ったわけです。そのときは、隣の斎藤さんは完全に燃え、白崎さんも燃えていました。その隣の日栄証券で防御し、そこに延焼のおそれはない、と判断して、そこから隊員を中町通りに移動させました。大沼から火が吹きだしているようなかっこうだったもんですから。ト一屋側はまだ燃えていませんで、木造の三軒が燃えている、という時点だったようです。向い側に延焼したのは七時三十分ごろかと思います。四十七年の丸本の火事の経験もありまして、まず防御線を旧国道におきました。そのうち協働社の隣のてぶくろ横丁に火が入ったそうだ、ということで私はてぶくろの建物に入って二階までいってみたんです。うっすらと煙らしいものはあるんですが、まだ火が入ったというわけではない、これは耐火建物だから、ということでおったんですが、そうしているうちに、旧国道の十字路のイワマ靴店に飛火されてしまった。そこに防御線をおいて、かなりの隊員を集結しておったんですが、どうしても、これをおさえることができなかった。そうしているうちに今度は反対側の青山堂側に飛火した。なんとか旧国道でおさえようとしたんですが、西南西の風にあおられて、どんどん、どんどん飛火で追い越されていきます。それにつれて消防隊も分散する。これはとても防ぎきれない、いつも植木市をやる通り、あそこは旧国道より広い、あの道路でなんとか食い止めよう、と。九時から十時ごろまでのことですね。

桜井部長　一方、対策本部の方ですが、助役と相談しまして、対策本部を設置しなければだめだ、と判断して七時五十八分に酒田市災害対策本部を設置しました。で、ただちに職員の出動を指令しました。第一非常配備というのがありまして、その態勢に入ったわけです。もっとも、そのころには自主的に百人ほどの職員が出動していて、それぞれ連絡やら情報の収集をやってましたが、それぞれの担当者が全部でているとは限りませんので指示しました。アマ無線のかたがたもかけつけてくださって、これには大へん助かりました。なにしろ電話が通じなくなり正確な情報が入らないんですから。

情報の混乱
アマ無線、
テレビに助けられる

司会　いろいろな情報が乱れ飛んだと、市民はいっているようですが。

桜井部長　駅前の方にも飛火している、というんですが、そのへんの正確なところがわからない。そこで、アマ無線のかたに本部にいるかたと、現地にでるかたに分れていただいて、現地には消防長か署長がいるはずだから、そのわきにくっついていて無線で知らせてください、ということで。そのほか二、三か所に分散して現地にでていただきました。これは、ありがたかったですね。現地からまっすぐ、生々しい情報が入ってくるんですから。あの夜は、それからずっと徹夜で活躍していただきました。

木村　たしかにいろんな話がでたんです。たとえば緑町に飛火したとか、中央西町、中央東町が燃えたとか、本町三丁目がやられたとか、まちがった情報が交錯しました。テレビの場合、普通ですと私が原稿を書いてだすとデスクがチェックする、それから山形の総括デスクがまたチェックする、というふうに二重、三重にチェックされて電波がでるわけですが、中継放送となると生の情報がストレートに茶の間に飛び込むわけで、まちがったらまちがったままで伝わり、そういう危険性がありますね。私自身、中継担当しまして、緑町の飛火とか、中央西町、中央東町とか、中継カットしたんです。というのは私自身ある程度、土地カンがあるもんですからね、局の応援のひとはその点土地カンがないもんですから、次から次と現場から情報もってくるわけなんですが、どうもあやふやなんですね、それを自分でたたき落しちゃって、応援のひとにしかられました。

桜井部長　対策本部としても情報の収集には困りました。消防長、署長と十分連絡できない、ということだったもんですから職員十人ほどで情報収集班といったものを緊急に組織して、いまどの辺が燃えているのか、どういうふうな飛火の状況か、直接、足で歩いて、目でみて報告してもらうことにしたんです。その職員が雨や水しぶきに、びっしょぬれになって、五分ぐらいの間隔で帰ってくるんです。大きな市街図にその報告どおりに色でぬっていくわけですが、その地図に報告員の顔からぽたぽたと、雨だれとも涙とも、地図ににじんでいくんです。印象的でした。職員にはご苦労かけましたが正確な情報を得ることができました。その後の広報活動の点でもそうですが、広報担当職員だけでは少なかったと思っています。

相馬市長　たしかに住民のかたがたへの広報宣伝は手薄かったと反省しています。ただ、あの当夜から今日まで、ずっと報道関係者のかたがたのご協力によって、テレビやラジオで緊急に報道していただいたり、新聞に書いていただいたり、あるいは市の災害速報を新聞に折込んでいただいたり、大へんお世話になって、私どもの不足分をおぎなっていただいたと考えています。おかげさまで市民のかたがたも大へん助かったことだと思います。ここで改めてお礼を申しあげます。今後も、さらに連絡を密にして、いろいろお願いしたいと思っています。

紅谷夫人　広報宣伝ということでいえば、あの火災の最中、やっぱり広報車かなんかで、このあたりは、もう相当に危険だから、お手伝いにきてくれたかたがたの協力で、荷物をだすようにしましょう、といってくれましたら、もう少しものもだせたし、あるいはなにか残ったかも知れないと思うと残念なんです。よくよくになってから避難命令がでて、それからはもう、あわててしまって、ほんとにこの眼鏡ぐらいです。持ちだしたのは。

小村　そうです。それが残念で仕方がないんです。

司会　それでは各報道関係の記者の皆さんは、どんな足どりで取材なさったかお話ください。

菊地　新聞には締切り時間があって、普通ならそれに間に合うような記事になるわけですが、今回のは、目下延焼中、というようなことで、私は、はじめてそういう原稿を書きました。このてん末がまだ結着がつかない、いつ終るのかわからない、ということでともかくまずみたままを十行、二十行の原稿にしていこう、と三人でやったわけです。ところが、いまみて、ここが燃えている、こっちに延焼した、と書いたものが、書きあげたころはもう古くなっている。

だからといって燃えてもいないところを先取りして書くわけにもいかない。こんな経験ははじめてのことです。

佐藤署長　浜町通りを越してからは、かなり雨も降り、延焼する時間もおそくなりましたが、メンズニシムラ、小村さんあたりまでは相当に速い速度で延焼しましたから。

金野　うちの方は、六時から生放送で第一報を入れたわけですけど、六時三十分ごろから本社と話合って中継車だすかださないか、ということで問題になったわけです。もう十分か二十分待ってくれ、ということで、最終的に七時でだす、ということになりました。やっぱり一回動かすと百万円ほどかかるもんですから。それまでは現地でふたりだけの取材だったんですが、中継車をだすと決まって、本社からもうふたり増員されました。ラジオの方は放送、入りっぱなしだったし、それに八時三十分かな、九時ころかな社の電気が消えたのは。その時点で本部を電々公社に移しまして電話を確保し、そこから放送したり本社に送稿したり。中継車が到着したのが十時三十分ごろで、十一時には生中継できる態勢に入りました。

新聞社が危険
まず電送機を搬出

木村　うちも六時四十分、きょうのやまがたという番組があります。そのなかでまず、酒田の中心部で大火です、と放送。それからもう、あの周辺の電話が不通になって、電話使えるのは電々公社だけ。それで電々公社の二階に陣取って送っていたわけです。大沼の五階に火が入るのがみえました。それで、大沼に火が入った、これは大へんな火事になりそうだ、ということを放送しました。その時点で、うちの中継車は山形を飛びだしています。ともかく大沼付近の商店街、悪くいって旧国道あたりまで燃えるかも知れない、と内心ではそう思っていましたがそれだけ燃えたって大へんな大火事ですからね、それでもう、最悪の事態になりそうだ、と二十分の間に三回も報道したわけです。その後はニュースセンター九時で、あとは十一時ごろからは徹夜で中継です。二時までは全国放送の中継で、あとは鎮火まで東北六県むけの中継だったわけです。

菊地　うちの場合はですね、八時すぎに支局の電気が消えたんです。用意していた懐中電燈やろうそくで原稿を書いて、電話は専用線ですから、これで次々と原稿を送っていたわけです。ありがたいことに三十分もしたらまた電気が点いて、早速、電送機で写真を送ったり。九時三十分には消防の方から避難命令がでました。十時まえに、今度は本格的に停電です。支局があぶない、ということになって、支局が燃えてしまっては電送機で原稿が送れない、ということなもんですからまず電送機を移そうということで移動させました。十時三十分ごろには、隣の神社のけやきの大木が燃えだしまして、それで社命がでて避難です。電々公社に電送機をすえて記者連中はそこに陣どりました。なにしろ電話がなければどうしようもありませんからね。われわれは、新聞記者として、いつも客観的に物ごとをみ、行動してきたつもりですが、今回は事件の当事者になってしまって、大へんなことでした。

木村　今回の火災は、商店、住宅の密集地でおきて大火になった、いわば、むかしからの火災の原形ですね。昭和二十年代は鳥取、三十年代は新潟というふうに大火にあっていますけれど、ここのところ、あまりこういう形の火災にはあっていなかったわけですね。そんなわけで、コンビナート火災というような新しい形の災害にみんなの関心が集まって、消防の方も住民の皆

さんも、そういうふん囲気があったことは事実だと思います。これはなにも酒田ばかりでなく、全国的な傾向でしょう。そういうところに、むかしながらの、火災の原形ともいえる今回の大火があった。そういう意味で今度の酒田市大火は全国に警鐘を鳴らした、これは大きな教訓だと思います。

司会　まだまだお話はつきませんが、この辺で市長から災害後のことについてお話を。

相馬市長　焼跡をまわってみますと、ほんとうに涙が流れてくる思いです。皆さんどういうふうに逃れただろうか、どうしておられるだろうか、そういうことを思うと耐えられない気持です。ともかく、一日も早く家を建てられるように、一日も早くご商売ができるように、そうすることが私どもの勤めです。しかし、だからといって、むかしのままの街ができたのではなんの進歩もないし、ふたたび同じような災害をくりかえすことにもなります。そこで区画整理方式で復興する、ということですが、いままで、たんぼなどの区画整理は相当な経験もあり、実績もあげてきていますが、市街地の区画整理事業というのは、かつて一度も経験のない、全く未知の世界です。しかも、ゆっくりかまえていられない、極めて早急に実施、完了させなければならない、という大へんな仕事です。そういう作業のなかで、仮設住宅の問題、応急店舗の問題、また義援金、救援物資の配分と、市役所はまさに戦場のような様相でしたが、職員はよくやってくれました。市の職員でり災したのは三十八人にものぼっています。ほんとうにお気のどくです。それはともかく、区画整理の事業は、やる立場とかやられる立場とかという意識があってはとうてい成功しない、みんなでやるんだ、ということで、初期の段階で一所懸命に説明会をしてまわったわけです。二十数日間、みんなで手わけしてまわったわけですが、説明会が終りますと、り災者のかたがたから拍手が湧くんです。われわれもがんばるから市役所もがんばってくれ、といって。職員にとって、あの拍手は忘れられませんね。感激しました。最後になりましたが、全国からの暖かい、こころのこもった義援金、救援物資にも感激させられました。きょうは、長時間にわたってありがとうございました。り災されたかたがた、お身体に気をつけてがんばってください。報道関係者の皆さん、今後ともご協力をお願いいたします。

酒田市広報（昭和五十二年二月一日発行）より転載

七色の虹が

浜田小学校五年
佐藤陽子
（本町二丁目）

「火事だ！火事だ！」
姉のさけび声が
夕食だった茶の間に　飛びこんだ。

外は、強い風。
強い雨。

ニュース速報が入るたびに、
火事は　どんどん大きくなる。
焼かれて行く友達の家。
私は、泣きながら心の中で数えた。
どうしようもなくて泣いた。

次の朝
けむったい黒い町を通った
空には　大きな虹が出ていた
しかし、
私の心には、七色の虹は見えなかった。

浜田小学校
「海なり」別冊　〝酒田大火〟より転載

建築士が見た酒田大火

山形県建築士会誌〝酒田大火災害特集〟より一部抜すい

榎本富蔵(建設業)……司会
相馬富蔵(設計事務所)
水口慶市(設計事務所)
佐藤可也(設計事務所)
佐藤昭雄(酒田市都市計画課)
相田孝雄(酒田市建築課)

相馬　私はアルミのホームサッシの溶ける状態を目撃した。高い温度に対しては極めて弱いと思った。

網入とかスチールとか部分的なものより、このような大火の場合は総合的なもので判断した方がよいと思う。例えばトイレ屋が炎上した時、ボイラーか何かよくわからないがすごい爆発音があって、でっかい物が飛散した。私の体にも当ったが……その飛散物が周辺のガラスに当ったからたまらない。ガラスは破れてしまう。破れてしまえば網入であろうと板ガラスであろうと何の役にも立たない。

水口　新栄ビルのスチールサッシと網入ガラスをよくみると、外壁のヘービルの変形で、枠そのものは少し曲っているが、網入ガラスはそのまま破れず溶けず残っていた。

相田　同じことが伝兵衛薬局でも実証されている。道路面は延焼の恐れがないので網入ガラスが無かった。そこが見事にやられた。反対の方は網入ガラスが入っていたので延焼防止となった。それをみても今回の大火は、弱いところから順番に破れて行った感じがする。それにシャッターだがこれが大火に弱かった。外側が何ともないのに中が完全にやられている。下から燃える炎がシャッターの隙間から入ったわけだ。普通の店ではシャッターの内側にガラス戸がついている。それを閉めておけば少しは変っていたかも知れないが、何しろ荷物運搬のために内戸を閉める余裕はあろうはずがない。延焼の恐れある部分の防火設備の中味は、小範囲の火事に対する処置であってこんな大火には適用しないものだと思った。

相馬　部分的に開口部を如何に防備したところで、建物全体の総合防火力がなければ駄目だ。大きな開口部は網入ガラスが入ってもやられているし、小さい窓はラフワイヤーでもOKであった。開口部の大きさとガラスの種類について一考すべきである。

水口　パララインガラスは、衝撃に対して弱いようだ。ラフワイヤーのメッシュが、一番強い事が証明されたようです。体裁より少しスタイルが悪くとも、亀甲型、又クロス型の網入れが大火には強いことになるようですね。

司会　屋根材料について気がついたことは……。

風上に当った火がさらに吹き上げられて風下の方に廻る。風が強ければ強い程この現象は大きい。

水口　いわゆる巻風の状態ですね。

相田　普通の火事であれば炎は上に広がるのですが、今回は風があまりにも強いので、炎は上にあがらず叩きつけられるように地面を走りまくった。

相馬　その良い例が瓦屋根である。瓦屋根が大火に弱い事は知っていたが、こんなにまでひどいとは思わなかった。風で瓦が浮き上がり、そこにさっきの吹雪と同じように火の粉が入る。昔の瓦屋根であれば葺土があったが、今は杉皮か、フェルト、少し古い家では、小羽葺であり、燃えるのを待っているようなものです。それに比べると鉄板屋根は燃えるまでずいぶん時間を稼いだ事になる。瓦屋根の弱さというものを今一度見直すべきではなかろうか。

佐藤　風のある火災では、吹雪の入る所にはすべて火の粉が入る……という事ですね。

司会　極めて単純なことですが、木造家屋は一体どの部分から早く燃えたのだろうか。

可也　私もその点に注意して見ていたのですが、軒先が最初です。つまり軒天井、破風あたりが先に燃えている。モルタル塗の軒天井は別でしょうが、鉄板で包んでいない鼻隠し、破風は駄目ですね。

相馬　大工町で私がはっきりこの目で見たところでは、ビニール製の雨樋いが一番早く、次は開口部と軒天井、そして内部に火が入ってアルミサッシの枠が溶け、そのあとガラスが駄目になる。こんな順序になっていたと思う。

可也　その通りです。ガラスよりアルミの溶けるのが早いのは確かです。

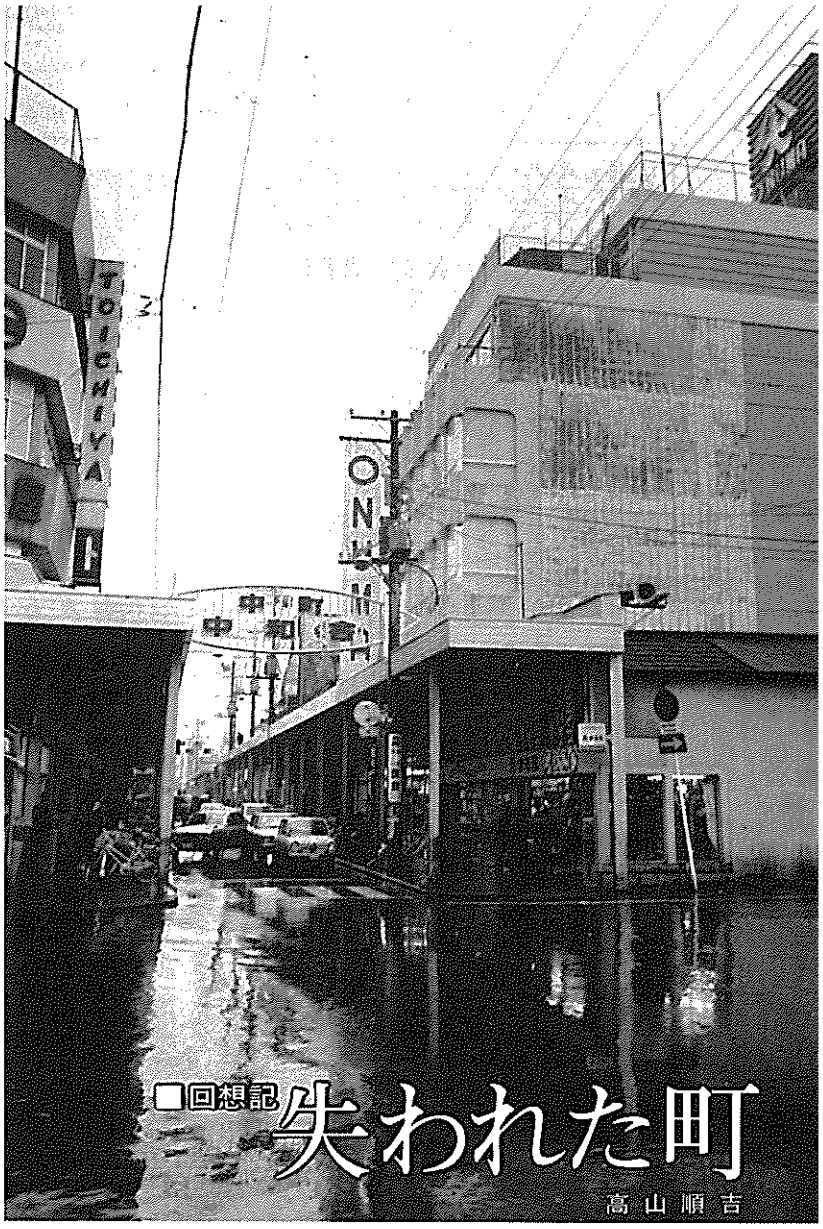

■回想記

失われた町

高山順吉

すこし古めくが旧町名で書くことにした。

●焼けた区域

なん平方メートル、というより、なん坪、のほうが、頭の中でピンと描かれる年恰好のかたがたや、旧町名時代に酒田を離れたかた達には、旧町名をつかったほうが親切だろうとのひとり合点と、それに神社にふれることとなると、やはり旧町名が都合がよいので、焼けた区域だけは現町名と旧町名との二通りにして、あとは、

●焼失区域現町名

中町二丁目の約三分の一。同一丁目の本町側をのこすほぼ全域。

二番町の本町側の一部をのこすほぼ全域。

一番町はほとんど全域。

新井田町の上本町側一部と浜田側の一部をのぞく全域。

●焼失区域旧町名

上中町の柳小路から、あらね小路までの間の全域。

上内匠町は中町ト一屋の裏手から、寺町薬屋伝兵エの角を結んだ東側の地域。中央座の角から東は全域。

大工町、桶屋町、鍛冶町、十王堂町、桧物町、浜町、米屋町、元米屋町、給人町、荒瀬町、八軒町、山王堂町は全域。

上寺町は薬屋伝兵エの角から東の南側だけ全部。中の口町の北側の一部。浜田の一部。

ともかく高台になっている、市立図書館（光丘文庫）から、新井田川沿いにできた新道路を走る車をみることができ、堀端の旧本間家の裏手から、鳥海山がまっすぐのぞめる。中の口通りから、天正寺町の北側の家々が、つい鼻の先にみられる。明治二十七年の酒田大震災に、からくも焼失をまぬがれた地域もこの大火で大方失った。

上中町

鍛冶町から中町の通りは、およそ三百七、八十年前に、本町と内匠町のあいだに町割されてできたもので、本町と同じように、一丁目から七丁目まであったのを、その後に、鍛

冶町、桶屋町、大工町、上中町、下中町に分けてよばれるようになった。

幸いにも被災をまぬがれた丸五文具は、戦前イサバものと塩をあつかっていた。戦後まもなく古本屋をひらいて、古本のかたわらに塩をおいていた。本屋といえば、ごろやのところは、同じ中村一族の中村書店が大きな店構えをしていたところである。

デパート小袖屋のあとをうけた、大沼デパートのあった場所は、間口が八、九間もあった立派な店構えの大谷孫七という荒物屋のあと。昭和中期に商興ホテルにかえ、円宿とかいって、いわば現在のビジネスホテル経営の一部をとり入れたものが着想だったものか。それより前にできたやはり大谷家で建てた、中町から柳小路へかぎ形に通りぬけた、商興クラブの貸店舗も、当時とすれば酒田になかった新しい構想だったといえよう。向いの大谷茶豆館という喫茶店、鍛冶町の大谷仕出店も、この一門であるが、ともに罹災した。

てぶくろ横丁のあったところには丸竹、また大工町角の猪俣電機のところには山庄といった、大きい魚市場があって、この附近一帯は海産物商が多かった。

中村一門の宗家ともいう、中村太助商店は、いわずもがなの老舗である。てぶくろ横丁の一角におさまっていた丸関文具は、この通りにデンと洋風店舗をかまえていた紙と文具の店で、どういうものか名字は関なのに、小関々々でとおっていた、屋号だったものか。気のきいた文具ならここ以外になかったものだった。

戦後は食料品を主としたスーパー形式になったト一屋は、ハイカラな家庭用品がズラリとならんでいた店である。この通り、小袖屋、佐藤善兵エ、田中、中村両糸屋などつきない懐しさのこもるものがあるし、また移りかわりもあったところのようだ。

大工町

その町名のおこりのとおり、大工稼業の職人が軒をつらねていた。いずれも大工ばかりがこの一丁の両側を埋めていた。商店がすわりはじめたのは明治に入ってからのことらしい。

近藤専作、中村常三郎、伊藤直治郎、土門与吉、梅木甚四郎、富樫清蔵、白崎藤五郎、金子重吉、後藤喜一、山本善治、樋田松五郎、加藤長五郎、越中冬、中村権吉、工藤林蔵、柴田弥太郎、大内はる子、須階太七、小田鉄太郎など、明治三十九年の当町住人。

猪俣デンキ、北辰園茶舗、青山堂書店、須階時計、ブラザーミシン、菅原時計、藤波茶舗、鳥海堂レコード、越中屋セトモノ、丸屋そば、和島防水、ライフカメラ、伊藤自転車、山本呉服、吉野雑貨、イワマ靴店、本間建具、山二、田中呉服、酒田センターパチンコ、樋田海産物、沼田屋、山本呉服、飯野屋洋品、吉田かさ屋、伊東荒物、川井デンキ、相蘇床屋、木川くだもの、鈴木セトモノなど、大火前のならび。

町並は語らぬながら、中町から鍛冶町にいたる共通した、うつりかわりがうかがえるというもののようである。

桶屋町

この町の北側は、ほとんど鍛冶屋がしめていたが、南側は、軒並み桶屋がそろっていた。多郎右エ門、次兵エ、五郎助、清左エ門、助作、助十郎、弥兵エ、清右エ門、善兵エ、久七、長兵エ、又之助、助左エ門などみんな桶造りの職人。向いがわがトッテンカン、こっちがテンテンテンの音が入りまじるさまは、さぞかし賑やかなものであったろうとおもえる。

昭和期に入ったころは、やはり商売も代替りしたらしく、わずか一軒のこっていた。角に西村鉄工所があって、メンズニシムラのところに伊藤弥兵エという搗屋があって、やぐらに組んだ臼が、なん台かならんでいて、足でバタン、バタンと米をついていた。その後モーターがで

き、精米機が入って、米つき風景もみられなくなったが、市内に、大小はあれ、このような搗屋が何軒かあって、米屋といわずに、つき屋と呼ぶ人が多かったようだ。

春になると、ひな人形の店となる大泉商店も、ふだんは食品と幼児用品の店、元来荒物屋だったのを戦後にきりかえたもの。滝井金物屋と、向いの嘉納屋洋品店は、ともにこの町内の古手、嘉納屋の二三軒東となりに、大火前、神棚や、踏み台、ケシキといった、むかし懐しい木工品をつつましくならべていた店は、年寄りたちはデンデロデンの家とよんでいた、どうしてそう呼んだものなのだろうか、きいていない。

下の山の北角に伊勢という印刷屋があって、大正期には手広くやっていたようだった。そのとなりは岩本文具というか楽器というかの店があって、間口は狭かったが、戦前は洋楽器類を重なり合うほどならべていた、当時はたしか洋楽器はここだけであったようだ。

鍛冶町

鍛冶屋渡世の者が多く住んでいたので、町名となったというので、多いといって、どれほどいたものかと調べてみた。仁三郎、次兵エ、忠十郎、三右エ門、惣右エ門、久七、弥十郎、甚四郎、善太郎、仁右エ門、弥兵エ、五兵エ、孫次郎、権次郎、仁兵エ、源三郎、助次郎、三左エ門、弥七郎、惣四郎、権三郎、又兵エ、惣兵エ、甚太郎、長吉、三郎兵エ、久三郎、金五郎、助作、久治郎、弥四郎、八郎兵エ、作十郎、甚右エ門、仁左エ門、源兵エ、次郎右エ門、平次郎など、主な名前をひろってもこれほどあった。それに、上の山を通り越して、桶屋町北側へ、半右エ門、長右エ門はじめ十二軒も、目じろおしにならんでいた。鍛冶町は鍛冶屋で埋まり、それ以外の商売のものはいなかったようだからみごとである。

その名ごりで、この界わいには、戦前までまだ十軒ばかり鍛冶屋があったが、ここも時世というか、大火前には、わずかに池田金物屋のみが、それらしくフイゴの火をみせる姿をとどめていたにすぎない。あとは、中町への通り一帯のどこにもみられる商店街となった。

浜町通りからの角、玉木商店からちょっと曲ったところに、駒さんとよぶ肉屋があった。もっとも今でもその二代目かどうか肉屋をやっていたが。当時の店は、わりと広い土間があって、いつも小奇麗にふかれた縁台に、どっかと腰をすえた在の人で賑わっていた。大きなわら焼きのあとのついたにぎり飯を頬ばりながら土間のいろりにかけた大鍋から肉汁を、どんぶりにもって、さもうまそうにすすっていたものだ。

前は魚屋であった大谷仕出屋の向いは、佐藤仏だん店だったが、戦前は越島三蔵イサバヤがいたところ。イサバを漢字では五十集と書くようだが、五十品種どころか広い店にうず高く、乾もの、塩蔵物などの海産物がならんでいた。遠洋漁業もまだ、輸送機関もまだの時代の冬の雪国には欠かせない商売で、塩鮭、塩たら、塩くじら、すじこ、からげ、ぼうだら、乾かずのこ、切りいか、するめ、乾帆立貝、こんぶ、わかめ等々を売っている店は各町内にたくさんあった。

小村書店にあたるところには、藤村種物屋。堀端へ曲る角には梅木荒物屋。一富士食堂のところに中津金物屋などがあったようだ。菊池のキンツバとさくら餅は、戦前から春の訪れはまずこれを食べねばというように親しまれたものである。

上内匠町

映画館としては、老舗となっていた中央座も、焼けてしまった。中央座の奥に大正館という小屋があり、活動写真や浪花節などのかかる建物で後に通りに面して中央座が建てられた。そのころは、中央座も港座もみんなたたみ敷きの座席で、入口で下足番が、紐に通してある合札をわたしていた。椅子席にいちば

ん早く切りかえたのは清水屋デパート前にあった酒田館ではなかったろうか。

中央座の向い角にあった巴館は後に富士屋呉服店となった。戦中になって酒田勤労動員署という権力をふるったという役所が入りだいぶ意張られたという話もきかれる。その後、物産陳列館と丸本医療器機が同宿していたこともある。丸本が一本建てで使用しているうち、二人の犠牲者の出る自火で焼け、以来駐車場となっていた。この駐車場の横の通りを、本町から中町までのあいだを、上林小路あるいは泉小路、また近々は、あらね小路といい、中町から内匠町までを、世南小路、仙庵小路といった時代がある。内匠町の近尚薬局角から寺町伝兵エ薬局角までは、林昌寺小路、明治大正期の人は梨屋小路とよぶ人もいた。

市民会館の角から、内匠町、向井自転車店の角までを、駐車場のかげにかくれてしまったように目立たなかった伊勢両神社があったせいで、伊勢津小路、あるいは下の山。内匠町から寺町までのあいだをジロマ小路といっていた。このジロマ小路と林昌寺小路の区画の中は、古いころは、向井自転車店角から中ごろまで数軒の民家があるのみで、あとはみんな林昌寺屋敷となっていて、その入口は内匠町通りに面していた。向井自転車店の向い角の共楽パチンコのあったところは、前は長谷部外科医院の白い二階建の建物があって、病室の窓にかけたタオルのあいまから、患者がとおりをながめていた。その筋向いには、かつて、本間重三氏との市長選で、最後の一箱の開票まで、軍配のあがらぬ大白熱戦を演じ、全市民にかたずをのませた、佐久間太医師が構えていた。選挙もさりながら、天神さんの仮装行列には、ふん装よろしく先頭にたってねり歩き、親しまれた人柄であった。

なだらかな広い通りになっていた須藤米屋角から児玉仏だん店の前の通りは、天満宮を頂上にして、短いながら、荷車を引いてはあがられぬ急な坂であって、天神さんの坂、正確にいうと五大院坂といった。天満宮は、明治の神仏分離のときまで、五大院といって、古い歴史をもつお宮の一つであり、この境内一画は、酒田市の名勝文化財の指定地となっている。社殿も鐘楼も梅の木も、すっかり焼けて、わずかに半肉双塔碑と二基の庚申碑がぽつねんと高台にのこっている。まんなかの天明庚申碑は、石質のせいかボロボロにいたんでしまった。

天満宮の向い側は、寺町通りを裏手にして、東に持地院、西に泉流寺の両寺が、なかよく南向きにとなりあわせていたところである。これも今度の大火で焼けたシバタ劇場ができるまでは、角に青塚洋服店があって、そのとなりは、奥まった玄関まで石畳みを敷きつめてあった紅谷家である。大正期まで、西の相馬屋、東の紅艶楼とうたわれ、盛況をきわめた上通り唯一の料亭であったとか。立派なサヤがけの土蔵も焼けおちてしまった。

ジロマ小路の角に、長らく酒田新聞社があって、窓から活字組みをやっているのがのぞかれたものだ。寺町側の佐々木歯科の駐車場にしていた角には、今井美代江さんという女医が、小じんまりした医院をひらいていた。建物の寺町通りに面した壁に、きまって正月すぎの道祖神のとき〝幕〟がかけられたところである。

向いの妙法寺門前も、いまは建物ですっかり埋まってしまったが。戦前は、黒塗りの山門の石段前は、広々とした空地になっていた。海晏寺の前から、まっすぐ鍛冶町角までと、愛宕神社前通り附近を笠屋小路といった。もっとも愛宕神社前だけを、あたご小路とのせた古図もみられる。

明治末期に被災してから再建されたという愛宕神社は、またも灰燼に帰した。何基かあった石碑のうち一基は、真中から欠けていたようだ。笠屋小路に住っていたという、名工菅原丑五郎棟梁の作品のひとつである鳥居が、さほどいたまずに火中をくぐってのこったのは有難いことである。上の山王宮の本殿とともに、見事なで

きばえのものだけに不幸中の幸いと言えよう。

内匠町から浜町まで、まっすぐつきぬけて幅広い道路になったのは戦後のこと。それまでは十王堂町で突きあたりとなっていて、突きあたりには、こんにゃく屋と指物屋がならんでいた。

十王堂町

古図に横鍛冶町とのっているが、いつのころか十王堂がおかれ、町名の由来となった。酒田べんで〝じょうど町〟をそのまま浄土町と意にもとめず書いてある古図もある。

その町名由来の本尊である土蔵造りの十王堂が、前にたつ地蔵さまともども、見事に災いをふりはらったようによだれかけもそのまま焼け残った。やれやれと胸をさするよりも、二方まわりが灰になったのに、まことに不思議なことである。この通りの中ほどにあった延命地蔵堂は、被災したが、聞くところでは、ご本尊は持ち出して無事だったとか。毎年の夜会式の日はきまって雨がふるので〝泣みそ地蔵さん〟とよばれていた。

十王堂の東どなりの佐々木錠前屋は、ほとんどなくなった商売で、庄内タンス特有の形式をもつ錠前を作っていた家である。十王堂町には、通りをはさんで何軒か、土間にすわった女子衆が、船をつなぐもやい綱の古い太い綱を、目方のかかるナタで、トントン、トントンこまかに刻む姿がみられた。ツタ屋といって、漆喰壁を塗る材料で、左官にはなくてならないものを作っていたものである。土で荒壁をぬり、漆喰の白壁ぬりで仕上げること自体、お目にかかれぬことなので、土踏みの姿とともに遠く消えさった風物である。

この通り、林飲料店のあった角から、鍛冶町の藤井茶舗の角までを、どうしたいわれがあったのか雷小路とよんでいた。

桧物町

この町名も、たいていの古い都市にはみられるようで、そしておなじように曲師町ともよんでいるようである。

与平次、九右エ門、又三郎、長太郎、五郎兵エ、作右エ門、半十郎、半七郎、仁兵エ、弥兵エ、弥右エ門、権兵エ、藤右エ門、藤兵エ、孫右エ門、伝四郎、与左エ門、長右エ門、仙四郎、吉右エ門、清兵エ、三郎右エ門、佐次兵エ、作兵エ、新兵エ、半左エ門などという桧物師の家が、狭いこの町内の両側に、びっしりつまっていた。

杉山権右エ門商店はじめ二、三の家が、数は少なくなったとはいえ、その面影をとどめていた。

浜町

浜町が幅広い道路のアーケード街に生れかわってから、まだいくばくもたっていない。むかしは、相生町郵便局のある四ツ辻から北側は、善導寺となっていた。善導寺は、天正寺と大小路をはさんで、正徳寺とならんだ南向きの屋敷である。善導寺で行きづまりになっていたこの通りは、善導寺小路あるいはゼンノジ道とよばれていた。生石、観音寺方面から入る在郷衆たちが、狭いこの通りを荷馬車や荷車をひいて、ひっきりなしにとおる賑やかさのあるところであった。角に菊屋という菓子屋があったが安政二年の東講商人鑑に御菓子所とのっている、ずいぶん古くから名のある老舗のようである。

菊屋の尻地に、戦前大男の中国人が支那そば屋をやっていた。その一軒おいてとなりが、赤煉瓦造りのポンプ小屋で、当時の最新鋭の、ガソリン消防ポンプが格納してあった。ポンプ小屋の前には、町のあっちこっちにあったように半鐘柱が立っていた。そのころ、といっても昭和に入ってからだが、酒田にはまだ自動車ポンプがお目見得していなかったので、日和山公園下おばたの東に、やはり煉瓦造りのポンプ小屋があって、ここには蒸気ポンプがあった。SLポンプとでもいおうか。このポンプ、火事だ、

となると駆け集まった自衛消防団員がまず大急ぎでポンプの釜にたきつけ、盛んに薪を燃やしながらエッサエッサの掛声いさましく綱を引いて火事場に走る。ポンプには、黒い太い煙突があって、もうもうと煙りを吐き、時には細かい火の粉までなびかせて、鉄輪の車の音も高らかに駆けつける。火事場に着くころには蒸気がたぎって、蒸気の力で放水するという段取りであった。ガソリンポンプは、ほかにもう一台あってこの三台が出そろうと、もう大丈夫と一安心したものである。こんなわけだから、ジャジャジャンと早打半鐘がなれば、たいてい三四軒焼けるのが普通のことだった。

菊屋菓子店のとなりにあった斎安呉服店も在郷衆相手にずいぶん繁昌した店だったが、道路をひろげるとき本建築にしてまもなく貸店舗にしてしまった。どうも大火後広々となってしまったので、距離間がにぶくなったのか、角からこんなに近かったのかなとおもわれる位置に、小ぢんまりした土蔵がいたみもすくなく残った。前にイサバ屋であった尾関商店のもの。焼け跡をながめると、ほうぼうに土蔵がのこっている。ほとんどともいいかねるがサヤがけだった土蔵が焼け落ちているのが多いように見受けられるのは気のせいだろうか。

伊藤三右エ門薬局のとなりに、ちょっとひっこんでこの町のお稲荷さんがあったが、昭和三年御大禮記念に建てた皇大神碑だけがわびしく建っている。近所に丸山判コ屋があって、中村不折画く酒田風景の原版を彫った人。その向いの竹内活版所の土蔵に保存されていたらしいが、そのほかの版木とともに土蔵ごと灰燼に帰してしまったという。残念なことである。

曲師町の角に五十嵐太兵エ呉服店があった。家の前に赤いポストが立っていたのが印象深い。この角から鍛冶町へ曲る角までの短いところを名古屋小路といった。名護屋小路、団子屋小路と書いた古地図もある。団子屋があったからなのかどうか、由来不詳となっているが、名子家（借家）があったところからではなかろうか、ともかんぐられる。

米屋町分になっていたが、鍛冶町の突きあたりに、竹内丑松家の黒い門が建っていた。そのとなりは九兵エドという、いずこ、ばんどり、はんばき、くさぼうき、わらじなど、主にわら製品をならべていた荒物屋があった。荒物屋は、今ふうによべば雑貨屋というようだが、荒物屋もその店によって、たたみ表などを主にした店、わら工品を主にした店、あるいは砂糖を主にした店など、それぞれ持味があったときいている。

米屋町角は、南が油屋前田三治郎商店、北にはヂン切りやキセル、財布類がならんだ店。そのとなりから、丸市ストアの前身、八百屋丸市源八と八百長、イサバ屋弥惣兵エドの三軒がならんでいた。豊田洋品店にあたるところは武長荒物屋で、俳句の百合坊の生家である。その分家の武長氷屋はその二三軒北側。戦前は綿屋の池田家も戦後ふとんの池田となったことはご承知のとおり。となりの荒物屋池田家の分家である。

天正寺町角は、古くは天正寺町伊藤四郎右エ門家の広い屋敷になっていたところ、ここに遠田富之助薬局があり、主人は浜田小学校わきの土手が、道路にならなかったころ、数百本のさくらを植えたが今はない。

天正寺町

古くは、浜町堅町といったところで、承応元年（一六五二）天正寺が移ってきてから、天正寺通り、天正寺町といわれるようになった。風を防ぎ、火を除けるために植えられたであろう天正寺の銀杏も、約三百年の年輪をへて、このあたりの移りかわりをみつめてきたものとおもわれる。

天正寺に毘沙門堂があって、その夜会式にはとなりの眞島家の黒板べいに、毎年クイズが貼られ、町内には手造りの角灯籠に漫画を書いてかけられた。この町は、戸数こそ少ないが、旦

那衆のそろっていたところで、それなりに古い家があった。大小路から突きあたりに、昭和の初め伊藤さん長屋が建った。なかほどに、東電気店があって、ラジオがようやく出はじめのころとて、六大学野球がはじまると、いつも人が寄って、朝顔型のスピーカーに耳をかたむけていた。天正寺の向いの矢野家具のいたところは、かつて市原平三郎呉服店が大きい店を構えていて、角帯姿の番頭たちが何人もいて、紺の大風呂敷で反物をとどけるこの人たちがいそがしく出入りしていた。古くからの呉服屋で安政二年の東講商人鑑に、同じ町内の斎藤伝九郎とともにのっている。そのとなりは、門のうちに前庭のあった伊藤弥平治家で、よく、ろうろうたる謡曲が通りまで流れていた。向いに秋葉という豆腐屋があるが、この家は、戦前まで和服仕立屋だった。松兵エドといって、はかまの仕立ては他に類をみない腕前の名人ときいているが、すでに故人となられた。銘酒舞鶴の醸造元の田中吉郎兵エ商店の向いに、幸エンドとよばれた伊藤幸右エ門家が小間物屋をひらいていたもの。となりに岡部という染屋があり、さらに東どなりがウドン屋で、晴天の日は真白いウドンを道路一面にならべてあった。ここの親父さんは、明治のロク骨入りの軍服を着て、手風琴を鳴らして、オイチニの膏やくを売って歩いたもので、懐しい風物詩である。

荒瀬町

荒瀬町は、天正寺町通りに面した南側の能筆家であった故佐藤常太郎先生宅から曲って荒川稲荷神社となりまでで、そのむかし、荒瀬郷の米宿があったところで、米屋町から分かれた町である。

代々の大庄屋をつとめた野附家が、明治の末まで住居した町で、古図をみると、西側の中ほどの三分の一から半分にも近い広い屋敷のようである。酒田にとって、またと得がたい幕末から明治にかけての貴重な記録は、野附彰常先生の筆になるものである。浜町の伊藤弥七の履歴書に、荒瀬町野附家にて読み書きそろばんを習う、とみえるから子弟の教育にも力をそそいでいたようである。そうした影響もあったのかこの近辺には、前記佐藤先生夫妻、園部先生夫妻はじめずいぶん教職にあった方が多かった。

野附家の屋敷あとあたりに浅井権蔵ドという駄菓子屋があった。浅井菓子屋の向いに、黒べいがあって、藤井家の玄関まで、ずうっと奥行きのある道路になっていた。藤井家は、堀切の藤井家の分家で、明治大正の文人鳩居孝吉の住居である。

白畑治郎左エ門、佐藤長右エ門の両となりはともに古くからの家、角の山本宅のわきは、今でこそ浜田小学校前から生石、観音寺方面への立派な道路であるが、浜田小ができて間もなくのころまでは、わずか一間そこそこの狭い名もない小路で、両羽商事のあたりから田圃になっていた。三道場のところは、よし谷地で、ゲゲゾ（行々子）が巣をつくって賑やかに鳴いていたのどかなところであった。

この小路の入口、天正寺町と、近江町と、荒瀬町の三町のぶっつかるかぎ型の角は、下通りにはわりと少ない造りかたで、城下町によくみられる形式のものであるが、見透しを区切った目的については、深く知らない。この角は、ま

懸命の消火作業もおよばず街は焼きつくされた。

た、猿まわしや越後のカンバラ舞いなどの大道芸人がよく人の輪をつくらせた場所である。

米屋町

普通は、米屋がいっぱいならんでいたので米屋町というのが町名由来の定法なのだが、ここは各郷の米宿があり、また置場があったというのがいわれであり、元米屋町から分れた町である。明治の末まで、丸市ストアの尻地あたりに平田郷の、荒瀬町へ曲る角近くには荒瀬郷の田屋といって、農家の支配役などの会合につかっていたものらしい、二階建のちょっとした建物があったといわれる。

酒田には、淇州竹内丑松氏の作品が、随所でみられる。この町の住人で、将棋八段は周知のことながら、何をやっても人並み以上の腕前の方であったという。鍛冶町突きあたりに黒い門構えがあり、角の前田三治郎商店の東に裏口があって、そこからのぞかれる剣道場からは、朝稽古の掛声が、さえ渡ってひびいていたもの。

そのとなりは、酒田独自の名字である三丁目の一族の風呂屋があって、この近所の人達は、夕方ごろからワンサと手ぬぐい片手にでかけたもので、この商売も風呂場をもたない家が多かっただけに要所々々に散在していた。橋本兼蔵家も残った土蔵に看板をかかげている、古風な造作の味を残した建物だったのに惜しいことをしたものである。その筋向いに戦中なかばまで佐藤常蔵油屋があって、食用油をしぼる独特の香ばしいにおいをただよわせていた。

辛口の銘酒亀楽でおなじみの醸造元小野屋も、市職員クラブとして使われていた村田家もなくなった。荒瀬町の角の空地に、戦前油をひいた番傘を一ぱいひろげて乾してあったのはなんという傘屋さんだったか、いまではちょっとやそっとではお目にかかれぬ風物の一つになったといえる。

八軒町

八軒町も米屋町から分れた町である。川沿い近くの、稲荷神社と並んでいた三吉神社は、秋田太平山から勧請したとのことから、近くの人たちは太平寺さんと親しんでいたが、両社ともすっかり焼け、基礎と諸碑が数基だけ、わびしくのこっている。稲荷さんに、本間六兵エ奉納の北前船を描いた船絵馬が掲げられてあった。色彩のあざやかなよいものだった。

川端に、旧市内唯一の藁葺き屋根の加茂屋があった。以前はこの家の前は広場になっていて、砂利舟がついて、砂利と川砂のうず高い山がいくつかならんでいた。そのわきに川舟造りの小屋があった。新井田川筋には、この手の小屋がいくつかあった。古図によると、本間卯吉商店から山王堂町へぬける細い小路を、くり舟小路、とある。鶴岡通いの舟付場もこのあたりときくから、川船にはかかわりのあった地であろう。立派な土蔵倉のあった、山王堂町への曲り角の歌手、岸洋子の生家である小山家もあとかたもなく焼けた。この大火で殉職された上林銀一郎消防長は、この町で生れ、ここで育ち、ここに住んでいた方である。

元米屋町

この町は、武藤家時代に租米を囲いおいたところで、もともと米屋町といったが、新しい米屋町ができてから、元米屋町と改めたものである。

岡部染物店と向いあわせていた、元米稲荷神社は、元亀年中に山城国伏見から勧請し、堀端にあったのを、宝暦九年（一七五九）ここに移したものときく。境内を囲う柵のなかにある、数本の松の枝の焼け姿が痛々しい。その根元に庚申碑、甲子碑がひっそりたたずんでいる。この神社の前の通り、淡路小路までを新町といっていた。通りの北側に本間氏宅が、焼けてから再建したのかと疑いたくなるような姿で、完全に被害をまぬがれて残っている。西に広い駐車場、北になんぼんかの樹木、新築中はずいぶんひっ

こめたものとみえるほど南と東にゆとりをもたせた周囲の条件が整っていたともいえ、幸いなことだった。

やはり北側で給人町角近くにあった橋本家も今はない。古い家だけに、いろいろなものがあったようで、大川周明博士の書簡集もあった。土蔵は、翌日になって、中に火がみえ出し、水を注いでもらってから開いてみたところ、中の品物の大部分がだめだったとか。

給人町

武藤家時代にその給人の住んでいた町で片町から分れたものである。

中の口通りの角から数軒のみをのこし、延亨元年（一七四五）に勧請したという光徳稲荷神社までの町内ほとんどが灰燼に帰した。罹災後この通りをあるいて、建物が立ちならんでいたときは、さほどとも思わなかったのに、町幅の狭さにおどろく。古図によると、元米屋町から川端までの通りで薄木洋服店のあった角から山王堂町角までのあいだを儀兵エ小路とも、弥次右エ門小路ともいったころがある、同じこの小路の山王堂町角から川端までを五郎右エ門小路といった記録がある。広々となってしまった地に立ってみると、この小路、さらに狭く、これでよく向いあう軒先が、くっついていなかったものという感じである。

山王堂町

面倒がりやがそろっていたのでもあるまいが、酒田べん、というのは、とかく短くちぢめるくせがずいしょにみられる。ここもそうで、山王堂町を年寄りは、サド小路、と呼んでいた。この町も古くからの町で、通りの東側に上の山王宮と天正寺があった地である。

被災した山本外科のあたりに、戦後まもなくまで斎藤農機会社があった。この家は大正年代まで染物屋であり、この町にはもう一軒佐藤彦治という染物屋があったものである。給人町の項でのべた、五郎右エ門小路の川端道路ぞいの角に、この道路をつくるときに新築した、俗称川流れ地蔵とよばれていた延命地蔵堂がある。かくべつ、地蔵さんが流れついたというものでなく、新井田川でおぼれた子供の供養のために建てたもののようであるが、この地蔵堂が、ぐるりと周囲が焼けてしまったのが、まるでよそごとのように、すっきり残ったのだから不思議至極である。大火の翌朝、おどろきながら、あらためて地蔵堂をみまわしたところ、風上にあたる西側のガラスが破れて穴があいていた。よくまあ、この穴から火の流れが飛びこまなかったものと、一驚した。

下内町

内町が上と下に分れたのは、二百八十余年ほど前のことと伝えられる。はじめのころは、本町の本間家角から内町までのあいだは、通りになっていなかったようで、あとで通りに造ったもので、すなわち突きぬいて通りとしたもの、これが以来ここを突きぬきと称したゆえんである。また内町から中の口への通りがつながったのは、なおそのあとのことのようである。

古くは、西側に斎藤、須田の両大庄屋が住居した町である。昭和のはじめごろにくらべると、ここも大部顔ぶれの変った看板となって、東側で小野、村田、阿部弥太郎、三条。西側では臼木、阿部、白幡、竹内、庄司、磯崎といった商店などがそのころからおぼえのある家々。銘酒菊勇の醸造元長坂弥吉商店も袖浦地区へ工場を移して駐車場と変った。

また食物が登場しておそれ入るが、下内町といえば、松井家長屋にあった、タイワンマン、いまでいう薄皮饅頭のデカイやつとでもいおうか。山形銀行駅前店角にあったデブ親父さんの笹餅。妙法寺山門のデンガク。とそろえば、郷愁をそそるというより、いまでもノドをならしてみたくなる、かつての若者たちの数も決してすくなくないだろう。

酒田市大火のまとめ及び教訓

自治省消防庁消防研究所「酒田大火の延焼状況等に関する調査報告書」より

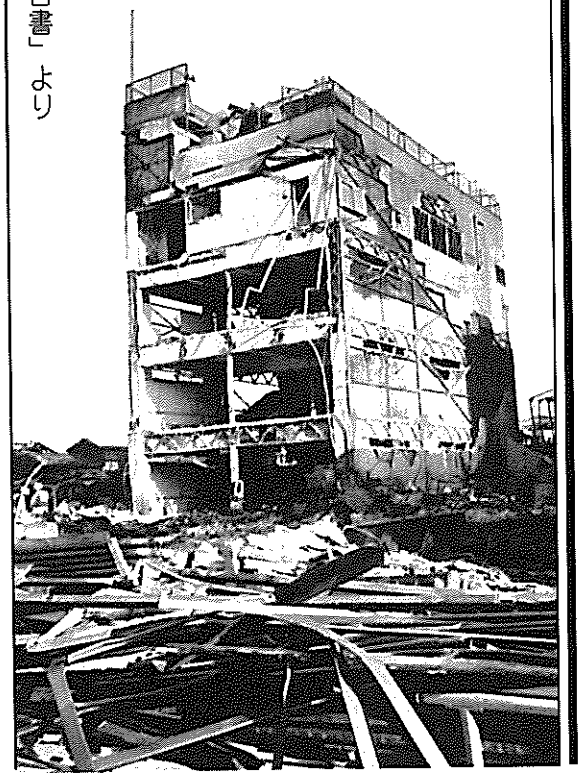

火災の概要	倉庫を改築した古い映画館で、街区の中心にあった。 火災は十月末の金曜日の夕刻に発生した。 火元の映画館には消防計画がなかった。 出火原因は不明であるが、漏電説が強い。
関連事項	消防車輌が進入不能の個所があり、包囲体制が取れなかった。 映画の観客が少なく、避難誘導に幸いした。 従業員による初期消火が行われなかった。 十七時三十五分頃、映写機のランプが消え、その後火災報知機が鳴った。
今後の対策及び教訓の例	道路を新設し、車輌の進入不能区域を少なくする。 時期及び時間毎の人、交通量等の状況が避難及び消防活動に及ぼす効果を検討する。 特殊防火建物等の消防計画の樹立の徹底を図り、査察を強化する。 出火原因を明らかにして、同種類の出火原因の防止法を検討する。

火元状況

十月の大火であった。

酒田においては、一般に十月よりも十二、一、二月の方が発達した低気圧は台風と同じ作用を及ぼすので、これに

気象状況	市街地状況
場所によって異なるが、烈風のような強風が吹いた。	裏日本に位置する。
火災警報の発令基準がなかった。	戦災を受けてない。
風雨波浪注意報の発令下であった。	一街区の範囲が広い。
火災の継続中、風向が次第に変化した。	被害区域は昭和二十七年に準防火地域に指定されていた。
強風による被害が続出していた。	神社仏閣が多かった。
港町であるために、気象に精通した人が他の場所に比較して多い。	ガンギ（アーケード類）があった。
二つ玉低型から西高東低型の気圧配置になった。	強風地帯で降水量も多い。
満潮時の火災であった。	
月に風が強い。	出火率が高く、木造家屋が多い。平均風速が大きく、多雪地帯である。
この年の異常気象に関係があり、第二回目の寒波であった。	老朽の木造建物が多い。
火災警報は近年一度も出されていなかった。	街区の中心には、倉庫、物置、土蔵、ダンボールが多い。
雨が断続的に降った。	遡及しないために、防火対策の効果が短期間にはあらわれない。
風向は西南西から北西に変化し火の粉の飛散方向、延焼方向も途中で変った。	燃焼した場合には消火困難であり、かつ飛火し易い場所である。
強風または高波で電線、パラボラ・アンテナ、海岸近くの家屋に被害があった。	延焼を助長させ、消火活動の障害になった。
六時間毎に風向が変るというような経験則があった。	日和山に防風林があった。
風向変化の予測が困難である。	
日本海にあった低気圧の一つが南下した。	
新井田川が増水していた。	
対しても警戒を強める。	潜在的な大火の危険性が高いために、住民の防火意識の高揚を図る。
消防署の気象観測体制を強化し、気象に関する消防隊員の教育内容を高める。	市街地の火災危険度の高い区域を明らかにして実情に応じた防火対策をたてる。
火災警報の発令基準を作成し、同時に各種の注意報、警報の発令基準を見直す。	街区の中心の防火対策を進め、かつ道路を整備する。
風雨波浪注意報が発令される気象状況下でも大火が発生することが改めて明らかになった。	都市の不燃化の速度を高める方法を検討する。
火災が長時間に及ぶ場合には、風向変化は当然あるものと考えて対策をたてる。	神社仏閣等の防火対策を強める。
強風による被害の実態をまとめ、被害と強風との関係を更に明らかにする。	暴風の最多風向に平行な方向のガンギの設置を許可しない等の制限を強める。
経験則を避難等に応用する。	過去の風害史、市街地の風速分布等の風の特質と対策を
気象配置に応じた風向変化の傾向を明確にする。	
海岸に避難する場合には溺死等に対する警戒が必要になる。	

地況 街 市状	港町として発展してきた。 地盤が弱い。	倉庫等の大規模な建物が多い。 砂地が多くて防火用水路を流せなかった。地震の影響を強くうける。	明らかにし、住民に周知徹底させる。 倉庫火災の特質を把握する。 地盤が弱い点を再認識して、大震火災対策を重点的に進める。
道路状況	暴風の最多風向が道路に直角又は平行になっている。 幅員十五㍍の浜町通りがあった。 寺町通りが焼止り線になった。 交通規制が行われた。 車の渋滞が目立った。 橋が少なかった。 道路周辺の防火対策が十分でなかった。 大型車輌が通行困難になった。	過去の防火対策が道路整備に生かされてきた。 道路に沿って防御線が張られたが、飛火で突破された。 幅員六㍍の狭い道路であった。 アマチュア無線等も警戒にひっかかった。 避難者、応援者の車で殆どの道路が渋滞した。 橋の上に野次馬、避難者が集中した。 風向に直角方向の道路は簡単に突破された。 消防ポンプ車及び破壊消防用のブルドーザー等が移動困難であった。	道路網の整備を全市にわたって行う。 幹線道路を拡幅し、その周辺の消防水利を強化する。 幅員六㍍の道路は風向に直角な場合には防火線になり得ないが、風向に平行になった場合には条件によっては焼止る。 緊急車には特定なワッペンを対策本部で用意する等の便宜を図る。 災害時の場合の交通規制のあり方を再検討し、その結果を普段から住民に周知徹底させる。 防火的な橋を新設する。 道路を拡幅し、街路樹帯等を設ける。 災害時の場合の車の優先順位をつけ、かつ緊急用の道路を指定する等の対策をたてる。
建物状況	火元付近は商店街であった。 大沼デパートに延焼した。 開口部または排煙口から火が侵入した。 防火建築帯がなかった。 屋根に可燃性の物干台がかなりあった。 トタンが屋根と外壁に多く用いられていた。 目ばりをした家で助かった家があった。	半割屋にまじって、耐火建物があった。 燃焼区域が立体的になり、飛火を多数生じさせた。 大火になるとわずかな隔間から延焼する。 戦災を受けていない。近年大火がなかった。 建ぺい率の高い所に多い。 強風多雨地帯である。 窓ガラスにガムテープを張った本間さんの家が焼	半割屋の消防上の欠陥を明確にして、その対策をたてる。 延焼に及ぼすビル風の効果、階数の効果を明らかにする。 窓の防火対策を進め、窓ガラスは網入り、枠はスチール製にし、開口部には防火戸を設ける。 主要道路の両側を防火地域に指定し、防火建築帯の造成を図る。 物置とか、物干台の防火性能を高める。 裸木造の家、及び粗悪な建物をなくする。 土蔵等の隙間にはみそ、粘土で目ばりをする。

	かや葺の家があり、早く燃えた。	けなかった。 早い時期から放水して飛火に備えたが燃えた。	窓ガラスにテープを張って破損を防ぐ。 可燃性屋根の防火改修を図る。
地理 地形	被災区域の中心部周辺が高かった。 地形的に高くなっている所にお寺があった。	飛火の発生に影響を与え、延焼速度を高めた。 火の粉が多くきたが、樹木で助かった。	地形を低くして平らにし、併せて商店等の繁栄をはかる。 お寺は屋根及び床が高いため火の粉が入り易いので、隙間をできるだけなくし、警戒を強める。
危険 施設 物	鉄砲店があり、爆発音があった。 薬局があり、ベンジン等が燃焼した。 プロパンボンベを回収した。	爆発物は早い時期に移転させていたが、周辺の人に不安感を与えた。 少量の危険物があった。 人員不足のために、ボンベの回収ができないものもあった。	早い時期に移すべきだが、それには確実な情報収集が必要になるので、対策本部は応急計画の中に組み入れて考慮する。 回収率を更に高めるように工夫する。
防災計画	災害対策基本法制定後の大火であった。 市、県、会社、報道機関等の協力体制にスムーズでなかった点もあった。 電力会社の努力で停電区域が小さくなった。 警察では、火災危険区域の車の撤去、交通規制等を行った。 烈風のような強風下では漏電事故が多く発生した。 会社単位で避難準備の協力を行った所があった。 酒田市の住民でない人も多くいた。 地域防災計画の中で不十分な所があった。 建物の北側の窓を小さくするようないい伝えがあった。	破壊消防及びアマチュア無線出動の要請等はスムーズであった。 総合的な訓練の実施が平常時でも困難である。 開閉器にひもをつるし、地上から操作した。 人員不足で交通規制が徹底していない所もあった。 火災当日も漏電事故が六件あった。 自主防災組織づくりがうまくいっていた所がある。 酒田の人は防火意識が高いが、観光客等それ以外の人は防火意識が一般に低い。 地域防災計画は風水害を想定しているため、大火に対する計画が十分でない。 北側に開口部が少なくて、延焼を抑制した例があった。	出動を要請した後の活動方法を詳細に検討し、かつ必要な器具を装備する。 協力体制、動員体制等について防災計画を見直す。 火の粉と煙に対処するため防塵メガネを携帯して活動する。 緊急車の優先道路等を設定して住民に周知徹底させる。 漏電による大火防止の措置を充実させる。 自主防災組織づくりを進める。 新しい世代の子供及び観光客等の防火意識の高揚を図る。 大火災に対する防災計画を整備し、住民に周知させる。 根拠のあるいい伝え等を明確にして住民へ公表する。

消防活動		
火元では予防査察により、消防計画の不備等が指摘されていた。	初期消火ができず、かつ通報が遅れた。	予防査察を強化すると同時に市町村消防計画を作成または見直す。
出火前において、警戒体制がとられていなかった。	火災警報等が発令されていなかったことに関係する。	火災警報の発令基準に準じた気象条件下の警戒体制を検討する。
一一九番による覚知であった。	映画館の従業員が通報した。一一〇番に通報した人もいた。	一一九番への通報の周知徹底を図る。火災通報のいいまわしの模範例を公表する。
住民からの通報が遅れた。	従業員が火元を捜したが煙で見えなかった。	烈風下での早期通報を指導する。
消防隊の人員が不足していた。	初動放水活動が十分に行えなかった。	消防力の強化をはかる。
初動放水体制では風上側に偏重する結果になった。	早期鎮火を図った。	強風下では風下を中心にして防御する。
一時期上級指揮者が不在になった。	適確な指揮がとれなかった。	常時上級指揮者が二名以上出動できる体制をとる。
消防長が殉職した。	火元は、倉庫を改造した建物であった。	最高指揮者は前線に出ないで、指揮に徹底し、指揮体制を強化する。
二隊連けい運用を行った。	早く放水できたが、口数が減少した。	運用のあり方を再検討し、強風下では単隊運用とする。
広域組合消防の応援要請が遅れた。	応援協定がなかった。	相互応援協定の早期締結をはかる。
放水に限界があった。	烈風下では水が噴霧になり、有効注水になり得なかった。	放水銃を使用する場合の問題点を明確にし、放水銃の効果的な利用をはかる。
防ぎょ線が次々と突破された。	第一次～第三次の防ぎょ線は突破されたが、第四次は成功した。	強風異常乾燥時では飛火警戒体制を早くから強化し、防御線の確保を図る。
浜町通りの防御線が突破された。	消防隊が集結する前であった。	防御線の設定位置は転戦に必要な時間を含めて慎重に選定する。
破壊消防を実施した。	実施場所は焼失区域の南側で新井田川に近い部分であった。	破壊消防の実施条件、破壊に必要な時間、破壊消防の効果等を普段から検討しておく。
消防水利が不足した。	活動できない消防隊が生じた。	水利統制計画を徹底させる。平常時から停電の場合を考えて自然水利の確保を図る。大火になると自然水利しか頼れない。
応援消防隊の中には地理不案内で活動が十分でない隊もあった。	人員不足のため応援隊の誘導が十分に行われなかった。	応援消防隊の誘導を徹底して行う。
焼失区域でも飛火警戒を実施した。	被災区域内では、煙、熱、火の粉が凄くて活動できなかった。	避難するか飛火警戒を行うかを消防隊の方針と併せて早く決定する。
ガソリンを運ぶ容器が不足した。	ポンプ車用のガソリンを容器で運搬した。	ガソリンを運ぶために普段から小さな容器を多く備える。

消防活動	住民の避難活動
飛火した場所として瓦葺の家が多く、看板と雨ドイにも飛火した。	情報収集が困難であった。
住民はホース、バケツ類を用いて飛火警戒した。	避難手段に車を利用した。
会社の職員の協力、親戚の協力があった。	縁者または知人が家財の搬出の手伝いにきた。
指揮、水利統制が十分でなかった。	消防隊に対する信頼が高かった。
応援消防隊が広域にわたっていた。	避難する際に窓、扉またはシャッターが開放のままの家があった。
重油、灯油の地下タンクが焼失区域内にあった。	一部の住民は避難場所に指定されていなかった酒田商高に避難した。
新井田川に取水口がなかった。	テレビ、ラジオによる広報が非常に役立った。
消防隊員の食料及び装備が補給されなかった。	老人、女子、子供の避難を優先させた。
残火整理が一週間以上続いた。	
野地板と瓦の間の空隙が多くなり、ビニール雨ドイが増加してきた。	情報収集の手段が確立されていない。
焼失区域内でも行ったが、火勢に勝てなかった。	徐々に交通規制が厳しくなった。
飛火警戒に役立った。	火災の発生をテレビ等で知り、車で家財搬出の応援にきた人が多い。
署と団の間の協力がスムーズでない点もあった。	消防隊が消火してくれるものと思っていた人が多かった。
ホースの口径が消火栓に合わない場合があった。	火の粉と炎の侵入を助けた。
危険物の地下貯蔵施設は、被害がなかった。	対策本部は酒田商高を避難場所として追加指定したが、後で取消した。
新井田川に部署する時に不便であった。	未確認情報も流れた。
火の粉によって目をやられた。災対本部員及び消防隊員に朝まで炊出しがなかった。	老人の中には自分の家との心中を考えていた人が
鎮火してから四日目に土蔵の扉を開いた瞬間に燃え出した例があった。	
新しい飛火場所（ビニール雨ドイ及び看板等）の警戒を強める。	住民も停電になった場合の情報の収集のあり方を話合う。
ホース、バケツ、ロープ（足が滑らないように）等の飛火警戒用具を備える。	できるだけ早い時期に避難するように努める。
防ぎょ線を確保する場合には情報を流して住民の協力を求める。	車は交通渋滞の原因になるので、火災現場から十分離れた位置に駐車させる。
消防署と消防団の協調をはかる。団にも無線機器を備える。	慣れから生ずる人間の反応の災害時の適応性を検討する。
ホース等の消防器具の大きさを統一する。	開口部を閉め忘れないように住民に指導する。
危険物施設の分布図を作成し、火災対策を強化する。	住民に対して説得力のあるものとする。
河川、溝に取水口を設け、平常時の河川に対する維持管理をよくする。	誤った情報を流さないように努力する。
防じんメガネを用意し、かつ補給計画を充実させる。	幼児または老人だけが残っていないかどうか、確認する
鎮火後数日してからも土蔵等の開放には注意を喚起する。	

焼	対策本部の応急活動	住民の避難活動
海晏寺周辺には樹木があり延焼防止に役立った。 同時多発火災の様相を呈した。 燃焼区域が長方形になった。	アマチュア無線の出動要請を行った。 被害の全容が摑めず、適確な避難命令が出せなかった。 情報収集及び広報活動が十分でなかった。 会社単位で職員の家財道具の搬出を行った例が多かった。 警察の交通規制が効果的に行われた。 テレビを利用して住民に水の節約を呼びかけた。 登記所に多くの隊員、職員を派遣して重点防ぎょを行った。 火災及び対策本部の活動の推移を記録する余裕がなかった。 住民から死者が出なかった。 電話不通のため職員に対する緊急連絡がとれなかった。 情報収集員が不正確な情報を対策本部に報告した。	外にいる人に対して車による広報活動が不足した。
樹木が強風及び火の粉の飛来を弱めた。 飛火が古い建物等を中心にして発生した。 風向が中町通りにほぼ平行であった。	市及び県の対策本部の通信連絡に役立った。 車による情報収集が不能で収集人員が不足した。 職員の絶対数が不足し、活動上で種々な障害が生じた。 応援に行く場合に家の所在が不明で時間の浪費があった。 活動範囲が広かった。車の避難誘導を行って車の延焼を少なくした。 局所的に水圧が低下して、消防隊の放水が十分でない所があった。 簿冊を搬出しなかった。新井田川の水利が幸いした。 記録班の人員を確保できなかった。 救助活動の必要が殆どなかった。 職員の動員が円滑に行えなかった。 又聞（またぎき）の情報をもち込んだ。	いた。 屋外にいるとテレビ等による情報収集ができない。
植樹による防火対策を普及させる。 飛火警戒体制を再検討し、住民に協力を求める。 風横、風下方向の延焼限界距離を再検討する必要がある。	市役所へのアンテナの設置、乾電池の確保を図る。対策本部も無線機器を装備する。 被害の全容を迅速にかつ正確に把握するように工夫し、かつ最善を尽す。 計画と実践とのずれを少なくするように活動上の諸問題を検討し、総合的な訓練を強化する。 自主防災組織の活動内容を検討し、従業員の住宅地図を作成する。 職員数が不足する場合には重点的に活動を行う場所を予め検討する。 住民に水の節約、避難の準備、危険物の防火措置、家の戸閉り等を呼びかける。 重点防御地区の場所と順位を明確にしておく。 テープレコーダー等を利用して記録の円滑化を図る。 地震災害の場合には激増するものと推定されるので、救助器具を整備する。 職員に防災計画を周知徹底させ、電話不通時の動員方法を確立する。 必要な情報の種類を明確にしかつ情報収集訓練も必要である。	ことが必要である。 屋外にいる人に対する現場広報のあり方を検討する。

延	復興計画
延焼速度が風速の割に小さかった。 強風の割には飛火が少なかった。 新井田川で焼止った。 飛火の発生場所が特定地域に集中した。 吸房用の灯油が燃えた。 風上側には柳小路があり、延焼しなかった。 火災前線付近では風向が乱れ、小規模な旋風が発生した。 中高層建物が燃えた時には火の粉を撒き散らした。	
耐火建物、トタン、雨、半割屋等の種々の因子が関係していた。 雨が降っていたこと、トタン屋根が多く粗悪建物が少なかった。 豊富な水を使って防御線が張られる。 地形、建物の影響を受けた。 時期が十月であって、寒波が押し寄せていた。 烈風下では風上への延焼が抑制される。半年前にそこにあったバラックが取除かれていた。 避難方向が不明確になった。 燃焼域が広くなって防御が困難になる。	
防火及び耐火建物が含まれている市街地の延焼速度の検討を行う。 飛火の発生に及ぼす雨、トタンの効果を検討する。 消防隊と住民との連携を強くし、かつ防御線の設定位置を住民に周知徹底させる。 飛火重点警戒区域を明らかにする。 灯油等の貯蔵量を制限内に抑えるように指導する。 風上であっても、建物状況によっては火の粉は飛散し、延焼する恐れがあるので防御を怠らない。 火事場風の特性を把握し、消防、避難活動に活用する。 中高層建物内の間仕切を多くしたり、開口部に防火戸を設置して、吹き抜け状態をなくする。	一、都市計画 土地区画整理事業、都市の再開発、公園、緑地の新設。 準防火地域、防火地域の指定区域の拡大、防火建築帯の新設。 土地の利用計画、地域制の指定。 二、建　物 建物の改修ー屋根、開口部の防火改修、建物の不燃化の促進。 三、消　防 消防力の強化、消防設備の整備、消防水利の強化、装備の強化、火災予防査察の強化、予防行政の充実、強化。 住民の防火意識の高揚ー広報、教育、自主防災組織づくり。

被害額調書

昭和51年11月7日

区分	積算内訳									再建築費(推定)
	区分	木造			非木造			計			
		棟数	床面積		棟数	床面積		棟数	床面積		
建物	専用住宅	473	41,546	84㎡	8	846	51㎡	481	42,393	35㎡	4,500,000千円
	併用住宅	432	59,434	73	23	4,487	77	455	63,922	50	6,900,000
	店舗	22	5,223	32	19	14,791	17	41	20,014	49	3,100,000
	その他	746	24,619	55	11	1,155	66	757	25,775	21	2,700,000
	小計	1,673	130,824	44	61	21,281	11	1,734	152,105	55	17,200,000
	51年建築中	〈木造〉専住35、併住2、店1 計38棟 3,219㎡ 〈非木造〉併住1、店1 計2棟 1,164㎡ 合計40棟 4,383㎡ 700,000千円									700,000
	償却資産	34件取得価格 800,000千円									800,000
収容物(動産)	耐久消費財	○時価価格 法人 158件 ×10,000千円=1,580,000千円 個人 950世帯× 1,000千円= 950,000千円 ○再建費 法人 158件 ×47,800千円=7,552,400千円 個人 950世帯× 4,050千円=3,847,600千円									11,400,000
	日用品(家庭用品 身のまわり品)										
	計										20,900,000
その他(構築物)	電力施設	高圧柱 110本 低圧柱 30本 柱上変圧器 120台 高圧線14,000m 低圧線10,000m 引込線 1,400口 区分開閉器20台									70,000
	交通安全施設	信号機 8機 32,000千円(ケーブル含む) 道路標識 3,400千円(横断歩道等の道路標示) 標識 254本 4,600千円									40,000
	都市ガス施設	メーター 752ケ 5,720千円 本主管100㎜-550m 75㎜-420m 50㎜-1,940m 計14,800千円 供給管 780軒 9,480千円									30,000
	プロパンガス施設	り災世帯 300世帯									10,000
	電信電話施設	電柱 400本 ケーブル13,000m 電話機器 1,200個									100,000
	商店街共有物	アーケード(中町・大工町・桶屋町・鍛冶町・浜町東興会の各商店街∠=650m) アーチ(1ケ所、中町)									100,000
	公共施設	○市道 119,200千円(舗装補修16,000㎡側溝全壊 3,000m 歩道平板ブロック 1,900㎡ ガードフェンス 300m 道路標識25基) ○県道 30,200千円(舗装補修13,425㎡側溝全壊(蓋)1,720枚 照明灯9基 道路標識19基) ○上水道 300,000千円 ○浜田保育園 100,600千円									550,000
	計										900,000
合計											40,500,000

昭和51年12月20日

● 焼損棟数 1,774棟 { 全焼 1,767棟 / 半焼 7棟 }

● 焼失区域 22.5ha

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	152,880
その他の公共施設		千円	437,120
小計		千円	590,000
	公共施設被害市町村数	団体	1
	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	27,631,333
	その他	千円	12,278,667
被害総額		千円	40,500,000

都道府県災害対策本部		
名称		山形県対策本部
設置		10月29日22時20分
解散		月 日 時
災害対策本部設置市町村名	酒田市	
	計	1団体
災害救助法適用市町村名	酒田市	
	計	1団体

消防職員出動延人数	人	299
消防団員出動延人数	人	消火 2,358 / 整理 5,591

備考

1. 災害発生場所
   酒田市中町2丁目グリーンハウス
2. 災害発生年月日
   51年10月29日
3. 災害の種類概況
   火災 17時40分頃出火
   翌30日 5時0分鎮火
4. 消防機関の活動状況
   消防車台数 217台
5. その他
   災害救助法適用 10月29日22時20分
   激甚災害指定 11月24日

自衛隊の災害救助派遣

神町部隊	29/30～30/5	1,157人
福島部隊	〃	61
秋田部隊	〃	495
宮城多賀城部隊	〃	461
宮城大和部隊	〃	330
計		2,504

外に部外工事としてガレキ処理
30/6～31/5 108人

10月29日
- 午後五時五十分 中町二丁目グリーンハウスから出火との通報を消防署でうける
- 午後五時五十分三十秒 消防署消防車出動
- 午後七時五十八分 酒田市災害対策本部設置
- 第一非常配備体制にはいる
- 避難命令発令
- アマ無線要請
- 午後八時 余目町消防車出動
- 午後八時十五分 広域消防出動要請

災害確定報告

都道府県			
報告番号	第　報（　月　日　時現在）		
報告者名			

区分			被害
人的被害	死者	人	1
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	10
	負傷者 軽傷	人	993
住家被害	全壊	棟	967
		世帯	1,016
		人	3,270
	半壊	棟	7
		世帯	7
		人	30
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	

区分			被害
非住家	公共建物	棟	1
	その他	棟	799
その他	田 流失・埋没	ha	
	田 冠水	ha	
	畑 流失・埋没	ha	
	畑 冠水	ha	
	文教施設	箇所	
	病院	箇所	診療所　6
	道路	箇所	31,325㎡
	橋りょう	箇所	
	河川	箇所	
	港湾	箇所	
	砂防	箇所	
	水道	箇所	止水栓　988個
	清掃施設	箇所	
	崖くずれ	箇所	
	鉄道不通	箇所	
	船舶被害	隻	
	通信被害	回線	1,170
り災世帯数		世帯	1,023
り災者数		人	3,300

午後八時三十分
鶴岡市へ消防出動要請
午後八時四十分
自衛隊へ派遣要請
午後十時二十分
災害救助法適用申請、同時決定、県災害対策本部設置、災害救助法に基づく知事の権限を酒田市長に委譲
午後十時三十分
自衛隊到着する
午後十時三十五分
最初の救援物資配布開始
第一避難所の中央公民館に毛布三十枚、ふとん六十五組
第二避難所の港南小に毛布百七十六枚、ふとん三十六組
第三避難所の酒商高にも毛布百六枚、ふとん四十一枚
第四避難所の市民会館に毛布百二十五枚、ふとん八十組
午後十時五十分
日赤救護班設置
午後十一時三十三分
東北電力に対し、酒商高体育館へ送電依頼

▼十月二十九日の天候　くもり時々雨一時雷雨　午後六時以降雨
風速　午後六時十分／十四・二㍍/秒
午後九時二十五分／二十六・七㍍/秒
（瞬間最大風速）　西北西の風

10月30日

午前二時十分
秋田県由利郡消防自動車出動要請

午前三時五分
第五避難所に第二中学校を指定
（指定避難場所　中央公民館、酒商高、港南小、市民会館）

午前三時四十五分
酒商高に避難中のり災者全員港南小へ移動

午前四時
延焼を新井田川で防止できそうとの消防本部見とおし

午前四時五十分
消防署長、本部に状況報告、四時三十分現在、延焼のおそれなしと判断

午前五時
鎮火

午後一時
災害見舞品の配布、見舞金の支給開始　市議会全員協議会を開催し、被害状況が報告される

11月1日

午後四時
林消防庁長官を団長とした政府調査団、災害状況調査のため来酒、現地を視察
上林消防長の遺体を、グリーンハウス焼跡で確認（死亡推定時刻、十月二十九日午後六時ごろ）

11月2日

午後一時三十分
市議会建設常任委員会、市都市計画審議会、商工会議所のあいだで、復興についての三者協議行われる

午後四時
市都市計画審議会で、被災地区の区画整理事業に関する区域、都市計画道路の決定、変更についての諮問、審議行われる

11月4日

午後二時三十分
区域、都市計画道路の決定、変更につき全会一致で決定

11月5日

午前十時
臨時市議会開会、酒田大火対策特別委員会を設置

11月6日

午前九時三十分
参議院より調査議員団来酒

11月8、9日

り災者に対する市の復旧対策説明会、産業会館で開かれる

11月8～21日

区画整理事業に対する縦覧はじまる

11月9日

県の荒木副知事が被災地を視察。被災地を含む三十二㌶の土地区画整理事業の概要を、広報さかた速報板で市民に発表

11月10日

市の復興対策説明会に引つづき、個別の説明会、旧中の口町、山王堂町をかわきりにはじまる

11月11、12日

第一回の県の立ち上り激励金（一世帯十万円）、市の見舞金（ひとり三万円）が、り災者に支給

11月13日

市と商工会議所では、被災商店のため柳小路に百二十二店の仮設店舗建設をはじめる

11月16日

被災地復興のために、自衛隊に委託していた整地作業が完了。工事完了の引き渡し式行われる

11月18日

臨時市議会開催。復興対策などに四億五千三百万円の補正ふくむ予算案を原案どおり可決

11月19日

政府は、閣議で酒田市大火を激じん災害として指定することに決定。激じん災害指定による金融の貸付特例、優遇措置がとられる

11月22日

中央公民館の五十四戸、浜田小グラウンドの二十三戸のプレハブ住宅の建築が完成。入居はじまる

11月24日

板垣県知事、記者会見で、被災地区ふくむ三十二㌶の区画整理を県事業でと発言

11月25日

故上林消防長の合同追悼式。
第二回の見舞金、り災者に支給

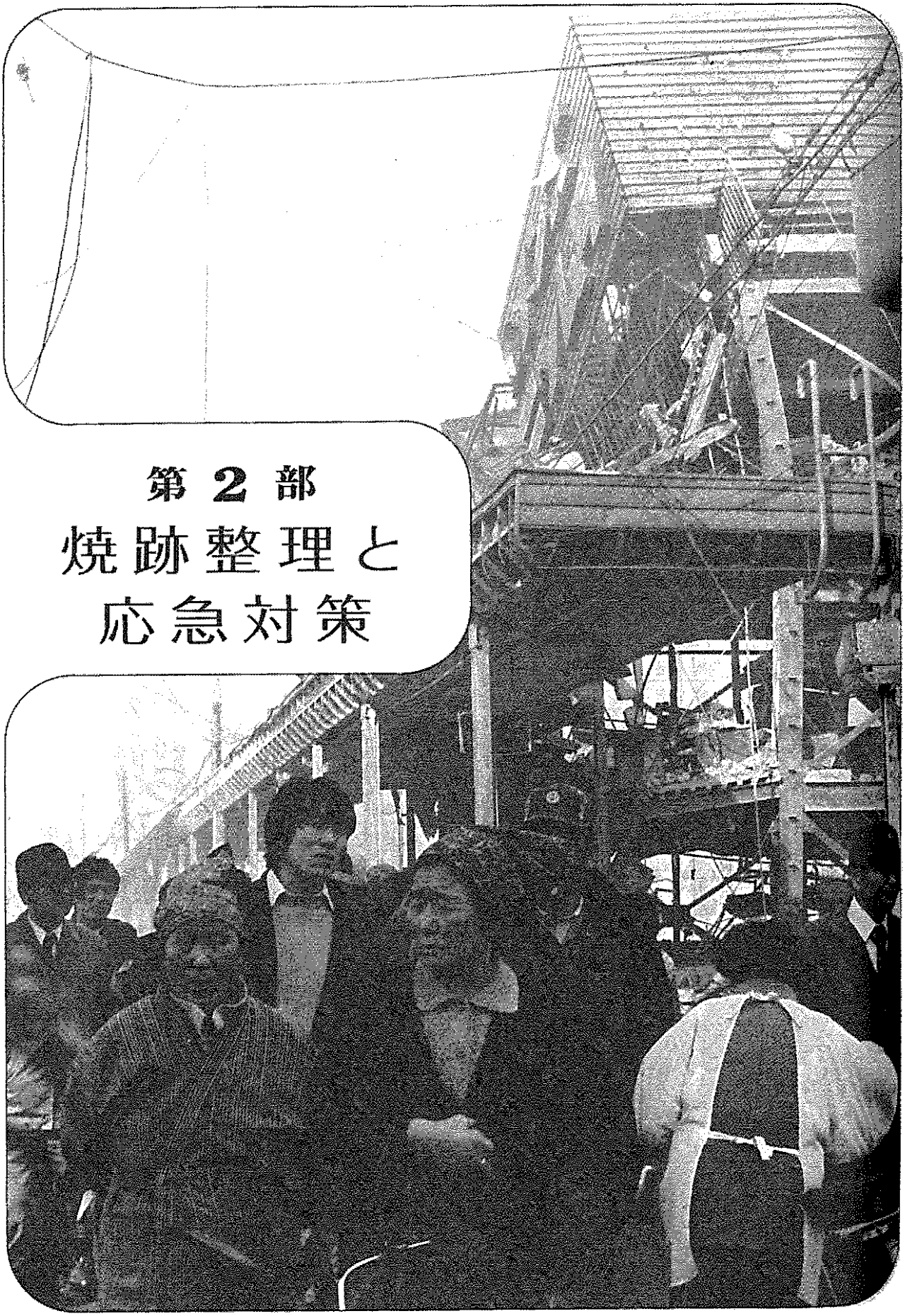

第 2 部
焼跡整理と応急対策

災害救助と応急対策

救助状況

①避難所の設置

災害の状況、避難者の動向に応じて、次の公共施設七か所に避難所を設置し、避難者を収容した。

避難場所と避難者数

No.	避難場所	期日	避難者数
1	市民会館	29～30日	390人
2	市役所1階	29～30日	120人
3	中央公民館	29～2日	900人
4	港南小学校	29～30日	360人
5	酒田商業高等学校	29日	100人
6	第二中学校	30日	50人
7	旧松林荘	31～3日	282人
計			2,202人

②炊き出し等

十月二十九日から十一月四日まで、避難者に対し、七、四八六食の炊き出しを実施した。

主食の他に乳幼児を対象にミルク、離乳食の支給も行なう。

経費　一、〇六五、五八〇円

③被服・寝具等の支給

十月三十日から十一月七日まで、避難者および災害者に対し、次のように現物の支給を行なった。

寝具数二、二四四点、まくら・シーツ六九点、はだ

着数一一、六〇二点、洋傘一、〇二三点、日用雑貨一一、四六七点。

経費　三一、一三六、一六一円

④医療関係

十月二十九日から十一月十一日まで火災にともなう負傷者の診療は、十三医療機関と救護班延八〇九人を動員した。

救護所開設状況

市役所救護所（57人）

開設場所	期間	処置等	摘要
地下医務室	10/29～11/11	内科系　14人 外科系　11 眼科　20	内酒田病院へ回送１人
中央公民館	10/29～10/31	内科系　6	内吹浦菅原医院へ回送１人
港南小学校	10/29～10/30	内科系　6	

日赤救護所（50人）

市役所収入役室	10/29～10/31	内科系　11人 外科系　24 眼科　15	

自衛隊第６師団衛生隊救護所（385人）

中町１丁目１番町地内	10/31～11/5	内科系　42延人 外科系　54 眼科　289	内中の口医院へ回送１人

簡易保険郵便年金福祉事業団救護所（374人）

市役所前診療車	10/31～11/2	内科系　337人 外科系　26 眼科　11	救急薬品のみの支給を含む

⑤住宅の応急修理

半焼世帯七戸のうち、所得状況、被害か所などから総合的に判断し、対象世帯二戸について、十一月五日に着工し、二十二日に終了した。

⑥学用品の給付

被害世帯の小学生二六二人、中学生一一七人には十一月十一日から二十六日まで、一三六人の高校生は十一日にそれぞれ教科書、学用品などを支給した。

経費

一〇、六六六、四三〇円

⑦輸送関係

十月三十日から十一月七日まで、避難者および救助物資の輸送、救援物資の整理配分などを行なった。車の借上は二〇〇台で、延九五七人の人夫を動員した。

経費　六、九〇八、〇〇〇円

⑧消防隊の出動状況

酒田地区消防組合十五台、応援消防署又は組合十九台、酒田市消防団一一六台、応援消防団六十四台、県消防学校三台、計二一七台の消防車と二、六五七名の消防隊が出動した。

⑨自衛隊の出動状況（第六師団）

山形県神町部隊一、一五七名を先発とし、福島・秋田・宮城の各部隊から全部で二、五〇四名の応援隊が、二十九日夜から三十日の朝現地に到着し、避難誘導、延焼防止作業、家具等の搬出支援にあたると共に、十一月六日から十五日まで被災地のガレキ処理等に一〇〇人以上の隊員が毎日特別出動した。

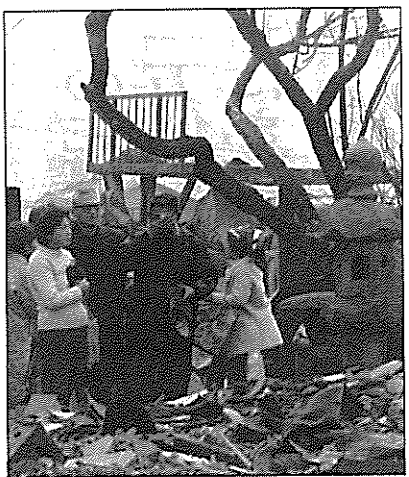

10月30日余じんくすぶる焼野原で……

救援物資配分の応援

全国から寄せられた救援物資の詳細は、一二九頁に掲載してあるが、このおびただしい物資を分類し、り災者に渡す作業は市職員だけではまことに困難であった。しかし、冬をひかえてのり災者に、早く渡さなければ、せっかくの好意もその意味が薄れるので、各方面にお願いしてその応援を受けた。

左記表は、応援くださった方々の一覧表で、こうした善意によって、救援物資はす早くり災者に渡され、大火に打ちひしがれた人々に大きな勇気をあたえると共に、冬をしのぐ準備に役立ったことは明記しなければならない。

救援物資配分応援人員状況

（昭和51年10月30日～11月21日）

名称	協力奉仕人員	協力奉仕内容	名称	協力奉仕人員	協力奉仕内容
庄内支庁	165人	救援物資配分	公民館生活学級	51人	救援物資配分
平田町役場	30		民生委員	66	
余目町役場	30		青少年育成推進員	10	
松山町役場	10		婦人有権者同盟	14	
八幡町役場	30		たんぽぽと手話サークル	34	
遊佐町役場	30		世界救世軍	27	
立川町役場	21		市婦人会	778	
三川町役場	13		住軽婦人部	46	
藤島町役場	20		遊佐町婦人会	10	
鶴岡市役所	20		酒田郵便局	2	
市農協青年部	83		その他	38	
青年会議所	41		計	1,599	
青年センター	30				

配分日の応援内訳

昭和51年11月22日から12月20日までの応援者総数は、
男性 645名　女性 785名　合計 1,450名に達した。

	男	女	計
酒田農協	20人	15人	35人
北部農協	4	4	8
新堀農協	4	5	9
市農協	4	5	9
袖浦農協	4	5	9
計	36	34	70

整理休館日の応援内訳

	男	女	計
酒田農協	8人	7人	15人
北部農協	2	1	3
新堀農協	2	2	4
市農協	2	2	4
袖浦農協	2	2	4
計	16	14	30

時間　11月は 8：30より
　　12月は 9：00より

パトカーの先導で運んだ一万個の農協のおにぎり

夕食直前に発生した火災が、いよいよ長時間にわたる最悪の事態になると判断した市対策本部では、緊急の炊き出しを、二十九日午後七時三十分、酒田農協に依頼した。

組合長はただちに、西荒瀬、南遊佐、本楯、上田、北平田、東平田、中平田、広野、浜中の、市街地周辺九支部の婦人部長に要請した。各婦人部長は班長に、班長は各班員の家庭に急報した。ふだんから組織化が徹底している農協の連絡はこうした緊急時にはまことにスピーディに作動した。

班員の家庭ではすぐさま、おにぎり作りが始まった。でき上ったおにぎりは各家庭の判断でウメボシ入れあり、シオビキあり、ノリ巻きありでさまざまだが、一つ一つに真心がこめられていた。各支部に集まったおにぎりは、ただちにバイパス脇にある農協本部に運ばれた。第一陣の到着は午後十時だった。農協本部は火災現場から遠かったが、すでに市内への搬入は困難だったので、警察に依頼、パトカーの先導で市役所の対策本部に運んだ。

しかし、いよいよ延焼は止むことを知らず、対策本部の再度の依頼で、第二回目は三十日の午前二時三十分、三回目は午前五時と、夜を徹して作られたおにぎりは、五千食分、一万個に達し、おにぎり作りにはげんだ婦人部員は、約三百名におよんだ。農協という組織が動員した見事な成果であった。また地方におきた災害の相互扶助の典型でもある。

火災の止んだ翌日、農協では緊急救援米として精米二百袋、青年部は米一升運動をおこし、集まった米を市対策本部におくった。

応急対策

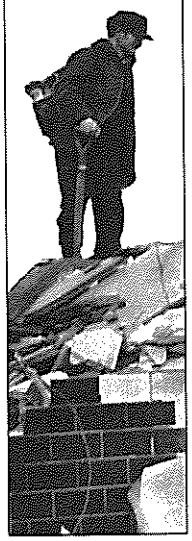

■借地借家臨時処理法の適用

酒田市は火事による災害を受けた借家人及び借地人の保護を図るため、昭和五十一年十一月一日、借地借家臨時処理法の適用について建設大臣に申請し、十一月二十四日政令で施行することになった。

この法律は、り災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律十三号）第二十五条の二及び第二十七条第二項の規定に基づき政令で制定するもので、その主な内容は――

①借地上に建てられた住宅等が滅失した場合

○災害時から五か年間は借地権の対抗力が認められる。

○借地権の残存期間が十年未満のものについては、災害時から十年間残存期間が延長される。

②借家が滅失した場合

○借家人が自力で住宅等を復興する場合、災害後二年以内に当該敷地の所有者へ申し出ることにより、敷地を優先的に利用できる。

○災害当時の借家人は、当該地に建てられた住宅等を優先的に賃借できる。

■建築基準法第八十四条の適用

り災地に個人が勝手に家を建て始めると、区画整理事業に大きな支障があるものと判断し、一定期間建築物の建築を制限するために、建築基準法（昭和二十五年法律二〇一号）第八十四条第一項に基づき、り災地を含む三十一・九㌶の区画整理事業区域内においては、一店舗当たり一〇〇平方㍍以下の仮設店舗、その他これに類する仮設建築物以外のすべての建築を十一月四日より十一月二十九日まで制限した。（山形県告示第一七一八号）更にこの期間を建設大臣の承認（建設省形住指発一二九〇号十一月二十二日）を受けて同年十二月二十九日まで延長された。（県告示一八三三号）

■激甚災害の指定

政府は昭和五十一年十一月二十四日政令第二九一号（国土庁）により、酒田市に発生した大火について激甚災害を指定し、次のような特別措置を適用することにした。

①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、保険料金を〇・五七→〇・四一％に引下げる

②中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例

災害前の貸付金について、償還期間を延長（二年を越えない範囲）

③中小企業者に対する資金の融通に関する特例融資額の拡大と利子の引下げ、四〇〇万まで利子三％

④り災者公営住宅建築事業に対する補助の特例補助率1/2～2/3を3/4とする

■住宅金融公庫法施行規則第二条の四第二項の適用

大蔵省、建設省告示第一号（昭和五十一年十一月二十四日）により、住宅金融公庫の融資額について、規則第二条第一項の区域を酒田市に指定した。

融資額／構造	一般		激甚災害	
	融資額	利子	融資額	利子
耐火構造	440万	5.5%	610万	3.0%
木造	320万	5.5%	540万	3.0%

焼跡整理

■瓦れきの片付け

無残な焼跡に残されたものは、おびただしい瓦れきの山であった。十月二十日朝、焼けこげた鉄骨は、手にさわることができない程熱せられているが、被災地の道路確保が先決であり、そのために瓦れきの片付けは自衛隊の手によって道路から開始された。

瓦れきの捨て場所についても適地がみつからず、関係者は大変苦しんだようだが、遊佐町の厚意により、河川の砂利採取跡地に搬入することができた。十一月五日まで延一、三三四台の自衛隊の車は休みもなく被災地を走りめぐり、延一二、五〇〇人を動員して二二、七一八立方㍍の瓦れきを一週間で整理し、災害に泣く市民に力強い立ち上りの意欲を与えてくれた。

自衛隊は更に十一月六日より十五日まで市の委託により、実費で作業の延長に当り、献身的な消防団の協力も含め、約九、〇〇〇立方㍍の瓦れきの撤去を行った結果、被災後二週間あまりで焼跡は見違えるようにきれいになった。

このあと十一月十六日より十二月八日まで、焼ビルや半焼の土蔵の撤去、鉄骨の解体、その瓦れきの搬出に市内建設業者が活躍した。瓦れき運搬に動員した車は自衛隊も含めて、延二、七六五台、その量は約七三、〇〇〇立方㍍で、約八、〇〇〇万円の費用に達した。

集められた瓦れきは、くず鉄とトタン類に分類され、廃品業者に払い下げられた。

その数量と金額は

くず鉄	一、二〇七㌧	一六、五〇四、九九〇円
トタン類	六八七㌧	二、五五四、八九〇円
計		一九、〇五九、八八〇円

となった。

山形県建設業協会
酒田支部
「酒田大火日誌」より

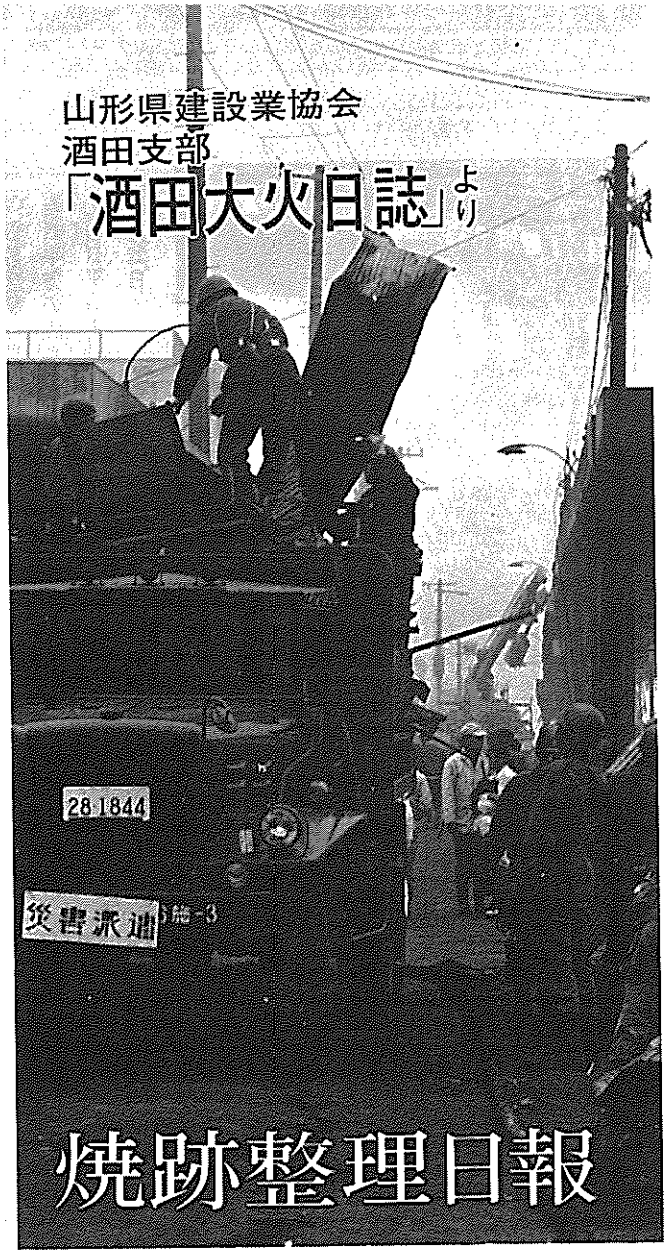

十月二十九日

火災発生二時間後の午後八時、当支部は「酒田大火緊急対策本部」を林建設㈱内に設置、酒田市役所内「酒田大火対策本部」と連絡をとる。ただちに市本部から延焼防止のため建物破壊に使用する土木重機械の要請を受け、出動の手配をする。

十月三十日

重機械の出動要請に備え、重機械保有の会員事業所等に対して、待機するように連絡する。

十月三十一日

本日より当支部「酒田大火緊急対策本部」を酒田建設会館に移し、組織を強化し、全役員は交替で当支部に出頭し、市対策本部、各関係先との連絡、要請に対応できるよう万全の体制をととのえる。

酒田市対策本部の要請により会議に出席（午後二時　酒田市役所にて。出席者、市対策本部、自衛隊、酒田警察署、酒田市消防組合、当対策本部）

次の事項の説明、要請を受ける。

一、被災地の復旧、開発については酒田市が責任をもって新計画に基づき立案する。

二、本日より明朝にかけ酒田市議会、酒田市商工会議所の了解をえて、新計画に協力するよう被災者の理解を求めるチラシを市民に配布する。

三、自衛隊の派遣は人命救助活動が主であって、すでに任務は完了したので近く帰隊のもようであるが、被災地整理作業にメドがつくまで協力を要請したい。

四、アーケードの残骸等危険物の撤去には、鉄工組合より溶断工を入れてもらい、早急に除去するようにしたい。

五、地元建設業界の方々には、ダンプ、土木用重機械の提供を願いたい。本日はブルドーザー十三台の出動をぜひ要請。（ただちに手配する）

十一月一日

市対策本部からの要請で出動、ブルドーザー一台、クレーン車三台、ダンプ（四トン～六トン）十一台、タイヤショベル四台。

被災地に入る車両にはステッカー、作業員に腕章をつけるよう指示があり、手配する。

市対策本部から、り災者用プレハブ住宅を早急に建築する旨相談があり、窓口を当本部にし

て対応するよう決定し次のような説明があった。

一、仮設住宅はとりあえず次の場所に建築する予定。

旧琢成小学校跡五十戸。終末処理場空地百五十戸。日和山百戸。

二、仮設店舗は柳小路と浜町通りへ建設予定。百㎡平方の広さまでとし、二戸共同であれば二百㎡平方までとし、本建築は当分認めない。

り災者、消防団、自衛隊と全員の協力によって焼け跡の整理がすすむ。

十一月二日

本日の重機械出動、ダンプ二十三台、ブルドーザー一台、タイヤショベル四台、クレーン車七台。

市対策本部と被災地整理について次のような作業方針を決める。

一、焼残っている大型建物、基礎等は勝手に破壊除去せず、地権者、所有者の了解をえてから作業をすすめること。

二、重機械の活動を可能にするよう、三日、四日の両日は、鉄骨、アーケードの残骸、残材の除去作業を自衛隊に要請する。

三、建設業者や砂利組合等からは、できるだけ重土木機械を提供し、復旧作業に協力する。

以上の方針により

㈠被災地内の瓦れきの量は、推定八万立方㍍はあるので、八㌧、十㌧、十二㌧ダンプを準備するようにとのことで関係先へ手配依頼する。

㈡当支部会員、関係団体からのダンプ提出台数を、建設業協会酒田支部で七十三台、酒田砂利協会、酒田砕石協会で二十五台と確認し市対策本部へ報告する。

㈢酒田労働基準監督署へ、被災地現場の災害事故防止について、適切な助言、指導をされるよう当本部長より要請する。

㈣市対策本部へハンドカッター十丁貸出。

十一月三日

本日の重機出動、ダンプ二十六台、ブルドーザー五台、タイヤショベル六台、クレーン車七台、その他十㌧ハンマー二丁。

遊佐工業団地捨場へ交通整理員二名配置。

㈠酒田労基署より、「安全作業について」のチラシを受領、各班へ配布。

㈡陸上自衛隊の災害復旧工事協力について酒田市長から同意書の提示を受け、当本部長名にて了承押印交付。

山と積まれた瓦れきの山（遊佐町の砂利採取跡地）

同意書

酒田市大火災害復旧工事を陸上自衛隊において施行されても地元業者として異議ありませんので同意いたします。

十一月四日、

本日の出動、ダンプ三十八台、台車二台、タ

イヤショベル六台、ブルドーザー四台、バックホー二台、クレーン車七台。

㈠残骸運搬用ダンプの運搬回数確認用チケット百枚綴りを作成、各作業班に渡す。

㈡被災地に出入りするダンプ、重機械に付ける標識板を発注準備する。

㈢瓦れき運搬用ダンプのコースを決め、酒田警察署、庄内支庁関係課へ届出。

本日の市対策本部との打合せ会議で次のように了解する。

一、焼け残っている建物の撤去ＯＫのものを市対策本部で至急調査する。

二、まだ、くすぶっている所があるので、完全消火するよう市対策本部から酒田消防署に至急依頼すること。

三、被災地内では残骸を埋めないこと。

四、木造の残骸は全部撤去する。

伝言板にもなったコンクリート塀も所有者の、「破壊ＯＫ」の印が出ている。

五、高地に焼け残っている建物や大型の鉄筋コンクリート等の建物で撤去ＯＫでも後日に回し、平たん地から先に撤去するよう作業を進める。

六、被災地内の駐車場を作業班の車両基地とするよう、市対策本部から関係先へ交渉する。

七、被災地での作業は誤解を受けないよう腕章をつける。

焼跡のところどころにはいまだ残り火が燃えている。

十一月五日

本日の出動、ダンプ三十七台、台車二台、ブルドーザー六台、タイヤショベル九台、バックホー二台、クレーン六台、コンプレッサー一台。

明六日より当「緊急対策本部」を「酒田大火災害復旧対策本部」とし、本格的に復旧作業に協力する方針を決定し、組織の強化をはかり、当本部のほかに、現地本部を設け、その下に第一分隊から第四分隊までの行動隊を組織する。

また別に建築班を設け、解体班と仮設班に分ける。

その他本日の主たる事項

㈠酒田警察署と被災地の交通関係の件で協議

㈡仮設店舗建築の件で、酒田商工会議所、酒田設計管理協会と会議。

㈢鉄工組合と被災地内の作業方法打ち合せ。

㈣明日より復旧作業地区安全パトロールの実施を決定。酒田労基署に日程表提出。

（各作業隊から隊員を出し、午前九時、午後二時の二回パトロールすること）

十一月六日

本日より、ダンプカー、重機械の出動数量は、現地本部にて記入する。

㈠現地本部からの要請で、防塵マスク百八十個準備する。

㈡建築物解体の方法を各分隊と打ち合せ会議。

㈢市対策本部から、鉄屑などのスクラップを日新電化に運搬するよう連絡あり。

㈣現地本部から菊池菓子店の残火消火のため消防車出動の要請あり、消防署に連絡。

㈤市対策本部から鉄類を無断で搬出する車があるので、作業用の車であるか確認するよう連絡あり。同じく、解体可能建物の調査とどく。

㈥市対策本部から、陸上自衛隊員の酒田滞在期間延長の旨連絡あり。同じくダンプカー二十

人命救助活動から災害復旧活動へ変った自衛隊の焼け跡整理作業。

台宛各分隊に配備するよう要請を受ける。
㈠パトロール隊から、井戸及び便槽及びガス管位置の標示確認済の報告あり。

十一月七日

㈠鉄工組合へ溶断作業班を編成し、明日から要請に応ずるよう準備されたい旨連絡。
㈡市対策本部から残材処理の場所を、最上川左岸、旧宮野浦渡船場付近に指定した旨連絡あり。
㈢酒田砂利組合へダンプ十台出動要請。
㈣現地本部へタオル百五十本とどける。
㈤市対策本部の要請により、自衛隊へ、クレーン車一台、溶断工一名派遣。

十一月八日

一、市対策本部からの連絡事項
㈠鉄類運搬先の日新電化置場は満杯になったので、今後の置場を、日新電化と丸本事務所の間の広場とすること。
㈡当第四分隊の作業区域としていた火元付近の整理作業は、陸上自衛隊の担当区域とすること。
㈢仮設住宅の建築は県の責任でやる方針であるとのこと。
二、被災地内の作業でゴミの立ちこめる場所に散水の必要があるので、タンクローリーの手配を市対策本部へ要請。
三、仮設住宅用の畳数量の件で酒田畳組合と打ち合せ。
四、安全パトロール隊からの連絡事項
㈠鉄骨溶断作業で、危険な状態で作業をしていた人あり、注意した。
㈡被災地内を通行する子供、女子高生など、作業に支障をきたすので通行制限を要請する。
五、現地本部から残骸除去の作業進行状況報告あり。第一分隊五十㌫。第二分隊五十㌫。第三分隊五十㌫。第四分隊四十五㌫。好天続きとはいえ予想以上の作業進度である。

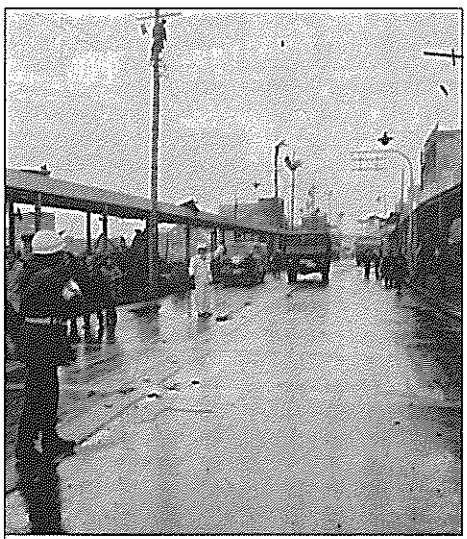
危険防止のため焼け跡の交通制限が行われる。

十一月九日

一、建築チーム、柳小路仮設店舗の見積の件で設計管理協会と打ち合せ。
二、大沼デパート、ファミリーてぶくろの残骸撤去作業は、大林組で撤去する旨市対策本部から連絡あり。
三、酒田警察署からの指示事項
㈠明十日からダンプカーに㊙のステッカーを貼ること。
㈡標識板のみをつけたダンプは被災地に入れないので十分注意されたいとの事。（盗難防止のため）
四、庄内支庁建設部長からの指示
㈠遊佐工業団地の残骸置場には、指定する物件以外は投棄しないよう、看板の設置を早急に手

配されたしとの事。

十一月十日

一、日新電化の屑鉄置場の整理作業完了の報告あり。

二、柳小路ト一屋脇の柳の大木除去について酒田製材組合に依頼。

三、解体作業至難建物のチェック、（たくみ食堂、メンズ西村、成沢コンニャク屋、その他三軒）

四、当本部も、現地本部も、現場の巡回視察。作業の進展、整理状態良好。本日まで災害事故一件もなし。

十一月十一日

被災地内巡回視察。

市対策本部から二名、当協会から四名。

十三日午前で一応の撤去作業は完了とみる。

十一月十二日

一、酒田商工会議所から浜町通りに建築する仮設店舗の発注を急ぐよう要請あり。

二、当本部長、残骸投棄場視察。

㋑遊佐工業団地、㋺日新電

ダンプ稼動台数（遊佐工業団地分）

	10 t	8 t	6 t	4 t	計
11月 6 日	234	65	57	27	383
11月 7 日	373	78	63	56	570
11月 8 日	296	63	69	72	500
11月 9 日	323	92	53	59	527
11月10日	241	63	34	61	399
11月11日	176	10	26	58	270
11月12日	101	12	8	21	142
11月13日	18	4		16	38
計	1,762	387	310	370	2,829

（運搬・延台数）

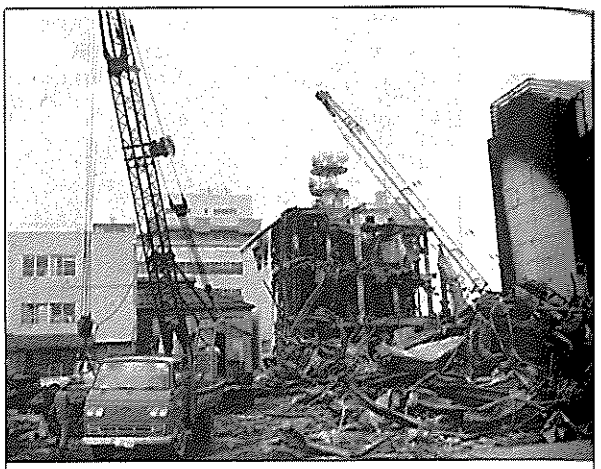

大型店舗の焼け跡整理。

動員重機械数

（注）0.5は半日稼働

	ダンプ	ユニック	台車	ブルドーザー	タイヤショベル	バックホー	クレーン	コンプレッサー	計
11月 1 日	11			1	4		3		19
11月 2 日	22.5			1	3.5		7		34
11月 3 日	26.5			5.5	6		7		45
11月 4 日	38		2	4	6	2	7		59
11月 5 日	37		2	6.5	9	2	6	1	63.5
11月 6 日	53	1	4	18.5	9	11.5	4		101
11月 7 日	77	2	1	20.5	11	13	2		126.5
11月 8 日	69	1		20	9	13	7		119
11月 9 日	72	1	1	20	9	13	6		122
11月10日	57	1	2	19	8	12	8		107
11月11日	39.5	2		18	8	12	8		87.5
11月12日	22	1		14	6.5	12	8	0.5	64
11月13日	29.5	1	41	11.5	5.5	12	5.5		106
計	554	10	53	159.5	94.5	102.5	78.5	1.5	1,053.5

化　㈫宮野浦焼却場。
三、自衛隊のダンプ十五台を、二分隊、三分隊に配置。
十一月十三日　会員事業所から動員の清掃作業員を各分隊に配分し、路上、側溝等の清掃を行う。
午前十時から市対策本部員と同行、巡回視察を行う。
本日午後二時をもって、一応全作業を終了することとする。
十一月十六日　自衛隊の帰隊式に参加する。

大火ミステリー

消えた大金庫

酒田市二番町に住む梅木芳太郎さん（50）は、二十九日商用で上京中だったが、酒田大火のテレビニュースで列車に飛び乗った。携帯ラジオから流れる大火速報ニュースで、なかば諦らめながらも万一を願って酒田にたどりついた。その彼を待っていたのは、泣きあかした奥さんの赤いまぶたと余じんの煙る焼跡に、ドッカと座っている事務所の大金庫だけだった。

猛火を浴びた金庫は、熱されて手がつけられず、翌日開けようとしたが扉は焼けつき、ハンマーで叩こうが、ツルハシで打とうがビクともしない。一日おいた十一月二日の朝、見舞いに来た友人が、「よく焼けてしまったなあ」と嘆息まじりにいう。「残ったのはバカでかい金庫だけサ」と自嘲のようにいったら「そんな金庫はなかった」という。

「ソレッ」とばかりに現場に駆けつけてみると、一m以上の高さで二、三人では動かせないはずの金庫が跡形もなく消え失せ、その跡にこんもりと砂が盛り上がっているだけだった。

大正初期の時代物の金庫で、断熱材に砂を使用し、壁間にぎっしり砂が詰めこまれている。誰かが金庫を溶断し、砂を出し軽くして持ち去ったことになる。金庫の中には証券と高価なコインを残していたのだが、その残骸もなく、砂の中に光った一円硬貨が数枚あるだけだった。自衛隊、消防団と地元土建業者のダンプがいそがしく整理に回っていたので、てっきりその人達が持ち去ったものと思い、行き先の住所を明記した表示板を立ててあるのに、一言のことわりもなしにと立腹したが、日がたってから、市では無断で金庫を持ち去るようなことは絶対にしなかったことがわかった。では、誰が持ち去ったのか、他県から火事場泥棒がトラックで乗りこんだという噂もあったが、警察の調べでは否定的だ。

梅木さんはいま、中通り商店街振興組合の責任者として、再建に東奔西走している。

「この大火で焼け残った金庫には、悲喜劇がありましたね。どうしても開かぬので、業者にたのんで溶断してけてもらったら、内部は全部焼けていて、開扉料金を逆に数万円もとられて泣くに泣けない人や、運よく中味が残ったので、その金庫のメーカーが商魂たくましくして大売り出しをするやらでした。それにしても、私の金庫は誰がどうして持ち去ったのでしょうか。まさに大火ミステリーです」

と、ぶぜんたる表情で語るのであった。

撮影＝杉山勇治郎

全国から暖かい応援

酒田大火が全国に報道されると、マスコミや各種団体、郵便局を通し、また直接市役所に全国津々浦々から寄せられた義援金物資は膨大な数になり、悲嘆にくれる罹災者に大きな勇気をあたえた。この厚意を忘れぬためにもと、月2回発行の酒田市広報紙上に毎号善意の方々の氏名金額を連載しているが、53年3月1日号になつても、ようやく51年11月15日受付け分に至るほどの多くの援助であつた。

義援金

（昭和五十二年九月十四日現在）

昭和五十一年

10月30日　三五件　一三、三九七、九四〇円
10月31日　四二件　三、四七七、三八五円
累計　一六、八七五、三二五円
11月1日一一三件　四三、七二四、二七四円
累計　六〇、五九九、五九九円
11月2日一三九件　三四、一二二、五二二円
累計　九四、七二二、一二一円
11月3日　七二件　七、一一七、〇四四円
累計　一〇一、八三九、一六五円
11月4日一二五件　二二、三五四、八九〇円
累計　一二四、一九四、〇五五円
11月5日一四四件　二三、八八六、〇六九円
累計　一四八、〇八〇、一二四円
11月6日一六二件　一七、一〇三、〇八九円
累計　一六五、一八三、二一三円
11月7日　六六件　一、三七二、八二九円
累計　一六六、五五六、〇四二円
11月8日一四七件　八〇、一二五、四七四円
累計　二四六、六八一、五一六円

11月9日 一三六件 一七、一一六、二四六円
累計 二六三、七九七、七六二円
11月10日 九一件 一五、〇五〇、六八七円
累計 二七八、八四八、四四九円
11月11日 九二件 五、六六五、六九八円
累計 二八四、五一四、一四七円
11月12日七八五件 九、九八三、七四二円
累計 二九四、四九七、八八九円
11月13日 八四件 六、四五五、五〇八円
累計 三〇〇、九五三、三九七円
11月14日 八件 六二、五〇〇円
累計 三〇一、〇一五、八九七円
11月15日 九二件 七、九九七、二五五円
累計 三〇九、〇一三、一五二円
11月16日 五二件 四、一二三、三〇〇円
累計 三一三、一三六、四五二円
11月17日 四二件 四、二四三、四一四円
累計 三一七、三七九、八六六円
11月18日 五六件 一二、七三二、八八九円
累計 三三〇、一一二、七五五円
11月19日 五七件 五、二五四、二六四円
累計 三三五、三六七、〇一九円
11月20日 三六件 三、六四三、〇九四円
累計 三三九、〇一〇、一一三円
11月22日 七一件 五、一三七、一五八円
累計 三四四、一四七、二七一円

11月24日 五四件 七、一九一、四七四円
累計 三五一、三三八、七四五円
11月25日 三一件 四、一一六、九八一円
累計 三五五、四五五、七二六円
11月26日 五六件 六一、一七二、〇五〇円
累計 四一六、六二七、七七六円
11月27日 三七件 一、四三九、五四三円
累計 四一八、〇六七、三一九円
11月29日 七四件 二五、七二四、五二〇円
累計 四四三、七九一、八三九円
11月30日 三八件 四、八六七、〇三九円
累計 四四八、六五八、八七八円
12月1日 一九件 三、三七六、六五八円
累計 四五二、〇三五、五三六円
12月2日 一八件 五、八二八、五一六円
累計 四五五、五五四、三六四円
12月3日 四二件 五、六七〇、三六五円
累計 四六一、二二四、七二九円
12月4日 三〇件 一三、一五六、七四三円
累計 四七四、三八一、四七二円
12月6日 四四件 二、四一八、九九七円
累計 四七六、八〇〇、四六九円
12月7日 一三件 八、五三五、六七七円
累計 四八五、三三六、一四六円
12月8日 二四件 二六、九八七、一二九円
累計 五一二、三二三、二七五円

12月9日 二八件 五、九七三、八二一円
累計 五一八、一八四、五九六円
12月10日 一八件 一、三三八、六四三円
累計 五一九、三二三、二三九円
12月11日 一二件 四、二四八、九六四円
累計 五二三、五七二、二〇三円
12月13日 二三件 七五、五二一、〇二〇円
累計 五九九、〇九三、二二三円
12月14日 二一件 七、五七一、四九七円
累計 六〇六、六四四、七二〇円
12月15日 二七件 九六八、〇三一円
累計 六〇七、六三二、七五一円
12月16日 一六件 九、七三二、九〇一円
累計 六一七、三六五、六五二円
12月17日 三二件 四六、一二七、二一五円
累計 六六三、四九二、八六七円
12月18日 一三件 三、一〇二、八五二円
累計 六六六、五九五、七一九円
12月20日 二五件 一、七二一、三八二円
累計 六六八、三一七、一〇一円
12月21日 一二件 四一二、九八二円
累計 六六八、七一二、〇八三円
12月22日 一四件 二、六四〇、二六七円
累計 六七一、三五二、三五〇円
12月23日 二二件 一九、五六七、五〇七円
累計 六九〇、九一九、八五七円

12月24日	九件	七四〇、七六八円
	累計	六九一、六六〇、六二五円
12月25日	五件	三、八七八、五〇〇円
	累計	六九五、五三九、一二五円
12月27日	七一件	六、五五〇、六三一円
	累計	六九九、七九三、三七六円
12月28日	一五件	四九九、〇一一円
	累計	七〇〇、二九二、三八七円
昭和五十二年		
1月4日	三三件	一、二八九、一二五円
	累計	七〇一、五八一、五一二円
1月5日	五件	五七六、〇〇一円
	累計	七〇二、一五七、五一三円
1月6日	七件	一五七、〇〇〇円
	累計	七〇二、三一四、五一三円
1月7日	一三件	一二、二七八、九九七円
	累計	七一四、五九三、五一〇円
1月10日	一七件	四三〇、〇一五円
	累計	七一五、〇〇二、五二五円
1月11日	三件	一〇、四九四円
	累計	七一五、〇一三、〇一九円
1月12日	一一件	一、六八一、六〇三円
	累計	七一六、六九四、六二二円
1月13日	七件	一、一六二、五六八円
	累計	七一七、八五七、一九〇円
1月14日	九件	四、一九九、八〇二円
	累計	七二二、〇五六、九九二円
1月17日	三件	七八、五〇〇円
	累計	七二二、一三二、八九二円
1月18日	三件	七、二七六、六九〇円
	累計	七二九、四〇九、五八二円
1月19日	三件	六六、八〇〇円
	累計	七二九、四七六、三八二円
1月20日	二件	一六一、七二〇円
	累計	七二九、六三八、一〇二円
1月21日	一〇件	三、五八六、四五一円
	累計	七三三、二二四、五五三円
1月24日	八件	一八三、九二四円
	累計	七三三、四〇八、四七七円
1月25日	八件	一、八一四、七〇二円
	累計	七三五、二二三、一七九円
1月26日	四件	二、二五二、六七七円
	累計	七三七、四七五、八五六円
1月27日	四件	一、二二五、七六六円
	累計	七三八、七〇一、六二二円
1月29日	四件	四三四、三一五円
	累計	七三九、一三五、九三七円
1月31日	六件	四一九、七三三円
	累計	七三九、五五五、六七〇円
2月3日	一七件	三、九四三、二一八円
	累計・	七四三、四九八、八八八円

わたしは、十一月三日にたんじょう会をやろうと思っていましたが、大火でやけだされた人がいるのに、自分たちだけが楽しんでいられないので一年間ためたおこづかいです。このお金で困っているお友だちに学用品を買ってあげて下さい。お金は三千六百円です。港南小三年　佐藤かおり（市広報一〇九号より）

2月4日	二件	八三、一〇三円
	累計	七四三、五八一、九九一円
2月5日	三件	四、二二一、二一二円
	累計	七四七、八〇三、二〇三円
2月7日	三件	二九五、三〇〇円
	累計	七四八、〇九八、五〇三円
2月8日	四件	一、〇三二、四二二円
	累計	七四九、一三〇、九二五円
2月9日	六件	一、四三三、七六五円
	累計	七五〇、五六四、六九〇円
2月12日	二件	四二三、三七五円
	累計	七五〇、九八八、〇七四円
2月14日	六件	四四七、〇二〇円
	累計	七五一、四三五、〇八五円
2月15日	三件	七五、〇〇〇円
	累計	七五一、五一〇、〇八五円
2月16日	二件	八、九七九、二一九円
	累計	七六〇、四八九、三〇四円
2月18日	四件	八五、六八三円
	累計	七六〇、五七四、九八七円

2月21日　六件　一、〇三九、〇七三円
累計　七六一、六一四、〇六〇円
2月23月　三件　二二三、七四五円
累計　七六一、八三七、八〇五円
2月24日　五件　一、〇九三、五六四円
累計　七六二、九三一、三六九円
2月25日　一件　四六四、七七九円
累計　七六三、三九六、一四八円
2月28日　一〇件　二、三二四、一六七円
累計　七六五、七二〇、三一五円
3月2日　三件　一一六、三〇三円
累計　七六五、八三六、六一八円
3月5日　一件　一〇、〇〇〇円
累計　七六五、八四六、六一八円
3月8日　四件　三八二、一七六円
累計　七六六、二二八、七九四円
3月10日　五件　四二、四九三円
累計　七六六、二七一、二八七円
3月12日　一件　四七〇、四二六円
累計　七六六、七四一、七一三円
3月14日　二件　一五〇、〇〇〇円
累計　七六六、八九一、七一三円
3月16日　三件　一、六〇七、三九三円
累計　七六八、四九九、一〇六円
3月19日　一件　二〇、〇〇〇円
累計　七六八、五一九、一〇六円

3月23日　二件　一一五、〇九〇円
累計　七六八、六三四、一九六円
3月24日　一件　二〇、〇〇〇円
累計　七六八、六五四、一九六円
3月25日　二件　五三、二五一円
累計　七六八、七〇七、四四七円
3月28日　三件　九二、〇〇〇円
累計　七六八、七九九、四四七円
3月29日　一件　一〇、〇〇〇、〇〇〇円
累計　七七八、七九九、四四七円
3月30日　三件　二、二六九、〇一〇円
累計　七八一、〇六八、四五七円
4月1日　一件　五、〇〇〇円
累計　七八一、〇七三、四五七円
4月4日　一件　二〇〇、〇〇〇円
累計　七八一、二七三、四五七円
4月5日　一件　一〇、〇〇〇円
累計　七八一、二八三、四五七円
4月8日　三件　二五、〇〇一円
累計　七八一、三〇八、四五八円
4月9日　二件　五一、八五〇円
累計　七八一、三六〇、三〇八円
4月11日　二件　六五、九五〇円
累計　七八一、四二六、二五八円
4月12日　三件　五〇、〇〇〇円
累計　七八一、四七六、二五八円

4月13日　五件　六四、八六〇円
累計　七八一、五四一、一一八円
4月14日　二件　四五、〇〇〇円
累計　七八一、五八六、一一八円
4月15日　三件　一一五、五〇〇円
累計　七八一、七〇一、六一八円
4月16日　一件　四六、〇〇〇円
累計　七八一、七四七、六一八円
4月18日　一件　二〇〇、〇〇〇円
累計　七八一、九四七、六一八円
4月20日　二件　九二〇、一七二円
累計　七八二、八六七、七九〇円
4月23日　一件　五九、〇〇九円
累計　七八二、九二六、七九九円
4月25日　二件　一一三、五〇〇円
累計　七八三、〇四〇、二九九円
4月26日　一件　六、〇〇〇円
累計　七八三、〇四六、二九九円
4月27日　六件　五六、〇〇〇円
累計　七八三、一〇二、二九九円
4月28日　一件　一〇、〇〇〇円
累計　七八三、一一二、二九九円
4月30日　一件　二一、七七五円
累計　七八三、一三四、〇七四円
5月6日　三件　一〇七、〇三二円
累計　七八三、二四一、一〇六円

5月10日	一件	二〇〇、〇〇〇円	
	累計	七八三、四四一、一〇六円	
5月11日	一件	二、〇〇〇円	
	累計	七八三、四四三、一〇六円	
5月16日	一件	七、〇〇〇円	
	累計	七八三、四五〇、一〇六円	
5月18日	一件	二八〇円	
	累計	七八三、四五〇、三八六円	
5月19日	一件	二〇〇、〇〇〇円	
	累計	七八三、六五〇、三八六円	
5月20日	一件	五〇〇、〇〇〇円	
	累計	七八四、一五〇、三八六円	
5月21日	二件	一三、五〇〇円	
	累計	七八四、一六三、八八六円	
5月23日	一件	五、〇〇〇円	
	累計	七八四、一六八、八八六円	
5月25日	一件	二〇〇、〇〇〇円	
	累計	七八四、三六八、八八六円	
5月26日	一件	五二八、八六四円	
	累計	七八四、八九七、七五〇円	
5月27日	一件	一〇、〇〇〇円	
	累計	七八四、九〇七、七五〇円	
6月1日	一件	五、〇〇〇円	
	累計	七八四、九一二、七五〇円	
6月2日	一件	五〇、〇〇〇円	
	累計	七八四、九六二、七五〇円	
6月3日	一件	二六、九七三円	
	累計	七八四、九八九、七二三円	
6月4日	一件	六、〇〇〇円	
	累計	七八四、九九五、七二三円	
6月10日	一件	三、〇五〇円	
	累計	七八四、九九八、七七三円	
6月11日	一件	三、〇〇〇円	
	累計	七八五、〇〇一、七七三円	
6月15日	一件	二三〇、六二〇円	
	累計	七八五、二三二、三九三円	
6月22日	一件	一〇、〇〇〇円	
	累計	七八五、二四三、三九三円	
6月24日	一件	四、三七三、一〇七円	
	累計	七八九、六一五、五〇〇円	
6月27日	一件	一〇、〇〇〇円	
	累計	七八九、六二五、五〇〇円	
6月30日	一件	一七四、七九八円	
	累計	七八九、八〇〇、二九八円	
7月1日	一件	五、〇〇〇円	
	累計	七八九、八〇五、二九八円	
7月4日	二件	二〇〇、〇〇〇円	
	累計	七九〇、〇〇五、二九八円	
7月5日	一件	五〇、〇〇〇円	
	累計	七九〇、〇五五、二九八円	
7月7日	一件	三〇、〇〇〇円	
	累計	七九〇、〇八五、二九八円	
7月15日	一件	一、三一四、一八四円	
	累計	七九一、三九九、四八二円	
7月26日	二件	二三三、〇〇〇円	
	累計	七九一、四三二、四八二円	
7月27日	二件	五、〇五五、二九三円	
	累計	七九六、四八七、七七五円	
8月1日	一件	二、〇〇〇円	
	累計	七九六、四八九、七七五円	
8月3日	一件	一、〇〇〇円	
	累計	七九六、四九〇、七七五円	
8月4日	一件	一〇、〇〇〇円	
	累計	七九六、五〇〇、七七五円	
8月8日	一件	二、〇〇〇円	
	累計	七九六、五〇二、七七五円	
8月10日	一件	九五、三四〇円	
	累計	七九六、五九八、一一五円	
8月17日	一件	六〇、〇〇〇円	
	累計	七九六、六五八、一一五円	
8月18日	一件	一〇〇、〇〇〇円	
	累計	七九六、七五八、一一五円	
8月23日	一件	一四、〇〇〇円	
	累計	七九六、七七二、一一五円	
9月9日	一件	二〇〇、〇〇〇円	
	累計	七九六、九七二、一一五円	
9月14日	一件	四五〇、〇〇〇円	
	累計	七九七、四二二、一一五円	

義援金の配分

51年10月31日～11月12日市民会館
見舞金　1世帯　10,000円
計11,710,000円
日用品代　1世帯　3,000円
計 2,967,000円

11月11、12日　市役所
激励金　全焼　1世帯 100,000円
半焼　1世帯　50,000円
計96,100,000円
1回目義援金　全焼、半焼1人30,000円
計98,910,000円

11月24日
義援金　店舗等　1件50,000円
計14,450,000円

11月25、26日　市役所
2回目義援金　1人30,000円
計98,160,000円

12月9日　市役所
立ち上がり激励金　店舗等1件50,000円
計 5,550,000円

12月10、11日　母子福祉センター
義援金　1人 3,000円　1世帯 5,000円
（社会福祉協議会）
計13,957,000円

12月23日　母子福祉センター
3回目義援金　1人30,000円
計98,130,000円
たすけ合い義援金　1世帯50,000円
（NHK・県共同募金会）
計48,750,000円

52年3月23日　市民会館
4回目義援金　1人30,000円
計97,470,000円
見舞金　1世帯40,000円
計38,520,000円

3月29日　市役所
見舞金　店舗等1件40,000円
計 9,920,000円

合計　634,594,000円
残　162,828,115円

32年目のご恩返し

酒田市浜田小学校は、大火の焼失地帯の東北端に位置し、危うく類焼の難をのがれたが、児童の通学区域だったため、二百四十八名の児童がり災するという惨状となった。大火後、家族と共に各所に分散した児童は、また元気よく元の学校に通っていたが、彼らに勇気をあたえる一通の手紙とお金がとどけられた。

それは昭和十九年の太平洋戦争の最中、空襲の危険にさらされた東京都江東区砂川小学校の児童の一部が、酒田市のこの浜田小学校（当時第三国民学校）に集団疎開をしていたのである。今回の酒田大火を知った当時の疎開児童の方々は、三十年前の戦争時や酒田の人々の厚意を思い出すと共に、り災児童を慰めるため、有志が集り、心あたたまる手紙にそえて十万円が贈られたのである。

救援物資

五十一年十一月二日まで

毛布寝具類三十二袋　暖房器具八袋　主食類八袋　調味料四袋　食料品八十二袋　野菜十一袋　日用品四十六袋　医薬品二袋　家具類一袋　食器類八袋　衣類その他六五二袋　他にトラック五台分

十一月五日

毛布寝具類四袋　暖房器具二袋　主食類三袋　調味料一袋　食料品三十六袋　野菜一袋　日用品十九袋　医薬品二袋　家具類一袋　食器類九袋　衣類その他三、一三八袋　他にトラック一台分

十一月六日

毛布寝具類五袋　暖房器具六袋　主食類六袋　調味料一袋　食料品四袋　野菜二袋　日用品五袋　食器類一袋　衣類その他二、七八九袋

十一月七日

毛布寝具類六袋　主食類一袋　食料品二袋　食器類一袋　衣類その他二、一七二袋

十一月八日

暖房器具一袋　主食類一袋　食料品二袋　日用品五袋　衣類その他三、九八六袋　他にトラック二台分

十一月九日

毛布寝具類十四袋　暖房器具二袋　主食類二袋　食料品四袋　野菜一袋　日用品八袋　医薬品一袋　食器類二袋　衣類その他二、一六六袋

十一月十日

毛布寝具類三袋　暖房器具三袋　主食類一袋　食料品三袋　日用品二袋　家具類二袋　食器類一袋　衣類その他三、七七八袋

十一月十一日

毛布寝具類六袋　暖房器具一袋　主食類二袋　調味料二袋　食料品三袋　野菜一袋　日用品四袋　医薬品一袋　食器類二袋　衣類その他二、九四二袋

十一月十二日

暖房器具二袋　主食類三袋　食料品四袋　日用品一袋　家具類一袋　食器類五袋　衣類その他二、三八〇袋

十一月十三日

毛布寝具類一袋　暖房器具一袋　野菜二袋　日用品二袋　医薬品二袋　食器類五袋　衣類その他三、一八九袋

十一月十四日

衣類その他一、七五五袋

十一月十五日

衣類その他一、九八二袋

十一月十六日

主食類一袋　食器類一袋　衣類その他四、三五五袋

十一月十七日

食器類二袋　衣類その他二、四一八袋

十一月十八日

主食類一袋　食料品一袋　衣類その他一、八八九袋

十一月十九日

毛布寝具類一〇〇袋　衣類その他一、四六四袋

十一月二十日

食料品一袋　衣類その他一、八九〇袋

十一月二十一日

衣類その他一、五四三袋

十一月二十二日

食料品五十五袋　衣類その他一、七五五袋

十一月二十三日

衣類その他一、二三二袋

十一月二十四日

暖房器具二袋　食料品二袋　衣類その他一、二一八袋

十一月二十五日

食料品一袋　衣類その他一、一五一袋

十一月二十六日

食料品七袋　衣類その他一、二一八袋
十一月二十七日
食料品一袋　衣類その他九五五袋
十一月二十八日
食料品三〇〇袋　衣類その他三七七袋
十一月二十九日
衣類その他一、八三七袋
十一月三十日
衣類その他二、〇〇三袋
十二月一日
食料品三〇袋　衣類その他一、八二一袋
十二月二日
食器類十三袋　衣類その他二、二五九袋
十二月三日
衣類その他一、六〇二袋
十二月四日
衣類その他一、三五二袋
十二月五日
衣類その他二三〇袋
十二月六日
衣類その他一、六五〇袋
十二月七日
衣類その他六五三袋
十二月八日
衣類その他五一八袋
十二月九日
衣類その他一、一五二袋
十二月十日
衣類その他七十七袋
十二月十一日
衣類その他七三四袋
十二月十三日
衣類その他二一四袋
十二月十四日
衣類その他二十四袋
十二月二十二日
衣類その他七十九袋
十二月二十三日
日用品（図書券）一袋　医薬品一袋　衣類その他八袋
十二月二十八日
衣類その他二十四袋
五十二年一月四日
衣類その他三〇袋
一月五日
衣類その他二十二袋
一月六日
衣類その他二〇袋
一月七日
衣類その他一袋
一月十一日
衣類その他二十九袋
一月十四日
衣類その他二袋
一月十八日
衣類その他五〇四袋
二月二十四日
衣類その他十二袋
七月十五日
衣類その他五袋
食糧・衣類その他　七〇、一一一
トラック　八
合計　七〇、一一九

暖かい声援が——

市広報第七〇九号より

私は都内に住む学生ですが、同封のお金はアルバイトによって得たものです。何かのお役に立てて頂ければ幸いと思い、お送り致します。

私は酒田という町を知りませんがいつか訪ねてみたい町の一つです。その折りには、新生酒田市の立派な姿を見せて頂けるものと信じています。　東京都板橋区　金子智彦

このたびは、大火事になってたいへんだと思います。ぼくたちには、何もできませんけど、おこづかいを弟とふたりでおくりますので、何かのたしにしてください。

寒くなってきましたから、かぜをひかないでがんばって下さい。　村井基緒・りょう

救援物資換金バザー

実施月日	入金月日	団体名	会場	売上高	備考
	51.12.27	大蕨小P.T.A	大蕨小学校	80,000円	
	52.1.12	酒田市	中央公民館	1,325,115	
	1.13	酒田市	〃	1,037,822	
	1.20	飯森山婦人部	飯森山部落公民館	61,720	
	1.21	広野婦人会	広野公民館	372,800	
1.21	〃	坂野辺婦人会	坂野辺公民館	214,240	
	1.24	藤山〃	藤山公会堂	101,320	
1.18	1.25	新堀〃	新堀公民館	558,157	
	〃	十里塚〃	十里塚公民館	244,020	
1.21	〃	浜中〃	浜中〃	312,650	
1.22	〃	西荒瀬〃	西荒瀬〃	459,875	
	〃	杉沢小P.T.A	杉沢小学校	15,000	
	〃	大蕨小P.T.A	大蕨小学校	20,000	
1.22	1.26	北平田婦人会	北平田公民館	386,000	
1.20.21	〃	庄内支庁	庄内支庁	376,300	
1.18.21	1.27	上田婦人会	各公会堂8カ所	515,056	古川、安田、下村、吉田上安田、上村、鶴田、吉田新田
	〃	南遊佐婦人会	南遊佐公民館	340,710	
1.25.26	〃	黒森〃	黒森公民館	355,000	

訪問着と甲子園出場

救援物資の中にあった訪問着

大火後、ぞくぞく全国各地から送られてくる救援物資の荷ほどきに、係員たちは連日忙殺されていた。十一月十四日、この日も千七百個の荷ほどきをし、休む間もなく、さらに一つの荷をほどいた係員は、ハッと息をのんだ。いままでの実用的な品物を見なれた目に映ったのは、アサギ色の小紋に、ピンクの長襦袢、黒地に金糸であやどった袋帯を加えた訪問着の、色あでやかな新品の一揃いだった。

十一月十六日の市発行の「災害速報十四号」に「救援物資に、訪問着（おび、じゅばん付）一着とどいています。り災者のなかの、お嫁に行くかたに差し上げます。二十日正午まで、市災害対策本部（市役所二階総務課㉒5111内線255）に。」の記事が出た。

十一月二十四日、六人の申し込みがあったの

実施月日	入金月日	団体名	会場	売上高	備考
	52. 1.29	西平田婦人会	大宮公会堂	419,314円	
1.22.23 29	2.3	宮野浦 〃	宮野浦公民館	300,000	
	2.3	遊佐町	遊佐町農業者トレーニングセンター	806,291	
	2.5	酒田市農協婦人部	酒田市農協	166,300	
	2.8	余目町	余目町公民館ホール	322,600	
1.28 〜30 2.6	2.9	東平田婦人会	東平田公民館	400,000	
2.8.9	2.12	八幡町	八幡町役場	411,490	
	2.14	平田町	平田町町民体育館	403,350	
2.3〜5	2.16	本楯婦人会	本楯公民館	650,000	
1.20	2.21	中平田婦人会	中平田公民館 13か所公会堂	316,955	古荒新田、勝保関、大多新田、中野新田、大槻新田、手蔵田、茨野新田、小牧、熊の田、大野新田、本川、土崎、荻島
	2.23	藤島町	藤島町役場議事室	148,680	
	2.24	鶴岡市	鶴岡市営体育館	539,300	
	2.25	松山町社会福祉協議会	松山町中央公民館	464,779	
2.26	2.28	酒田市	中央公民館	463,500	
2.27	〃	酒田市	〃	286,560	
	3.8	立川町	コミュニティセンター	253,005	
	3.12	三川町	押切公民館	470,426	
	6.15	羽黒町	羽黒町農村センター	230,620	
			合計	13,828,955	

で抽せんで一名を選んだ。幸運のクジは、菅原孝子さんが射止めた。菅原さんは一番町に両親と共に住んでいたが、その家も、また、嫁入り準備の品々をおくために借りていた近くの家も、すべて灰となってしまった。嫁入り先は市内であった。そこは大火の難をのがれたので、予定をくり上げて式を挙げた。

年があけ、春から夏へとよろこびの日々が積み重なっていった。そんな彼女にまたひとつのよろこびが訪れた。夫君の徹さんがコーチをしている県立酒田工業高校が、炎天下の戦の中で、県下の強豪をなぎ倒し、見事夏の甲子園初出場の栄冠を勝ちとったのである。酒田市では、春の選抜にも県立酒田東高校が初出場し、初戦で破れたとはいえ酒田健児の意気を全国にしめしている。この二校の甲子園出場は、大火に打ちひしがれていた十万市民に、大きな勇気と夢を与えてくれた。市内は興奮にわき立った。

大火跡地もようやくに整備され、六月からは仮換地指定が行われ、新井田町あたりの住宅街に、新らしい家が立ち始めたころ、酒田工業高校のナインは、汗と泥の中で戦い抜いた。山形県勢一回戦敗退のジンクスを破って、彼等は勝った。山形県では、昭和四十八年の日大山形以来の快挙である。抜けるような青空の下に「酒工勝つ」、のニュースが流れた。二回戦は勝運なく破れはしたが、一般市民に与えたものは大きい。

このエピソードは、十数万個におよぶ全国からの厚意の中のほんのひと駒にすぎないが、これら善意のひとつひとつが、り災者や一般市民に、感謝と勇気をあたえてくれたことは言をまたない。

時は流れ、今日もまた、新生酒田の一部が目にみえる。酒田市はこれらの善意の中から、素晴らしい「街」をつくり上げて行くことだろう。その日が一日も早いことを願わずにおれない。

火災保険の相談

■十月三十一日～十一月四日　於・酒田市役所

三十一日午前九時前から、日本火災酒田営業所に集った各社の代表（総勢二五〇名）は、保険金支払いに万全を期するため、第一回の打合せを行い、同十時に市役所正面ロビーに共同事務所を設置、各社別の担当者を置き、被災者の相談や手続きの受け付けを始めた。

また一方、一回目の打合せの結果、損保全体で約一六〇〇件、アットリスク六四億円程度という金額が判明した。引き続いて焼失地域に対する損害査定の準備が始まり、正午前には「全焼地区に対しては、まず手続きを簡単にして迅速な支払いを行え」との方針が説明され、早急に実施された。

併行して損保共同事務所は、市に対して広報車の使用を要請、焼け跡を中心に被災市民に対して、火災保険金の迅速な支払いを行うため、契約者は各社の事務所、代理店そして市役所内の共同事務所に連絡するよう呼びかけた。

また、査定の線引きも終え、十一月一日からの本格的な受け付け、支払いに備えた。全般的に庄内地方は保険の普及度は低いといわれているが、被災地域が酒田市内の中心地でしかも、もっとも繁華街のため、商店の契約が多く、契約していなかったり、一部保険に終わっているのは〝付き合い契約〟だったという住宅街の被災者が多い。それでも史上最高の支払額を出した全焼区域の商店ですら、殆どが一部保険だという地元損保社員の話は、焼けたことがない―という安心感からくるもので

酒田大火アットリスク

11月1日判明分

千代田		24件	1億4300万円
住友		143	10億2600
大成		55	1億6800
日本海		200	8億0000
東京		99	3億6000
日動		70	3億5000
日新		80	5億0200
日動		70	3億0000
富士		82	2億7000
第一		8	2300
大正		48	6000
大東		5	1600
共栄		48	1億2000
朝日		31	4690
興亜		170	5億1330
同和		73	1億4200
安田		544	17億3000
合計		1750	65億7120

あったろう。

アットリスクをみると火元の隣で最初に全焼した大沼デパートが約七億円、その他は大きいところで一億円前後が数件あった程度、あとは全体の損害額に比べても契約は少ない方という

のが関係者の話であった。しかし過去の大火歴史からみると新潟の十三億円、鳥取、大館の各五億円からみても極めて高額であり、これは各種共済も同様で、商店街を中心にしていた山形県火災共済は、建物と臨時費用を含めて約七億八〇〇〇万円、労済連をはじめ日教済、県教済など労働金庫が窓口となる共済のアットリスクも約五億円で共済合計では十三億円近くの金額となった。

「新日本保険新聞」昭51・11・8号

安田火災海上「とびぐち」
1977年11月号より

❶まったく保険をつけていなかった方が半数を占めている。

酒田市の損害保険付保状況
- り災軒数――― 1,600軒
- ご契約者数――― 536名
（損害保険全社）

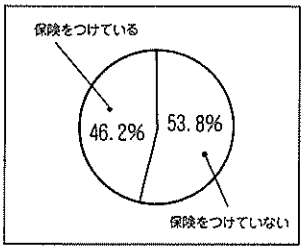

❷保険金額いっぱいにつけていたのは二割だけ。
（安田火災調べ）

付保率（再調達価額に対するご契約金額の割合）

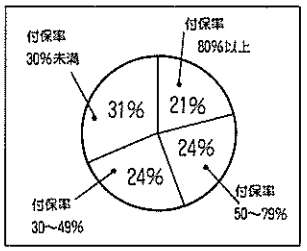

❸家財や商品には、ほとんどの方が保険をつけていない。
（安田火災調べ）

- 保険目的別支払件数比率

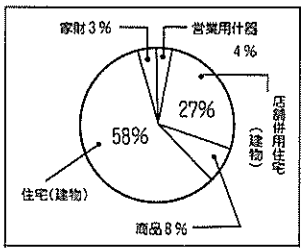

- 利益保険、店舗休業保険の支払件数はわずかに四件。

登記相談

十一月四日より 山形地方法務局

三十日午前二時、えんえん八時間も燃え続けた火の手は、登記原簿を保存している山形地方法務局酒田支局に迫った。万一、登記原簿が焼失した場合、復旧に重大な支障をきたすことを恐れた市役所は、自衛隊の一個小隊を派遣して原簿搬出に備えた。しかし、二千冊にのぼるぼう大な登記原簿を、この激しい風雨と混乱をきわめている火災現場で、一冊の紛失も破損もなしに、安全な場所に移す自信は、局員の誰もがもてなかった。

いざとなれば、事務室だけをブルドーザーで破壊して空地をつくり、原簿保管倉庫だけは、火から守ることにして、山形の法務局長に了解を求めた。それまで不通だった電話が通じて、局長も同意したので、原簿搬出はひとまず見あわせ、防火に全力をつくした。

隣接する浜田保育園を半焼した火の手は、風

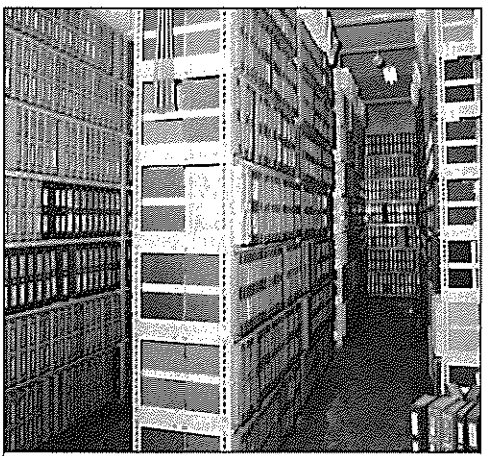

一時は搬出方法も検討されたが、危うく災難からまぬがれた二千冊の登記原簿。

向きが変わり、南にのび新井田川畔で午前五時ようやく鎮火し、二千冊の登記原簿は無傷で守られた。

かくして、十一月四日から開始された、り災者との相談は、何ら支障なく行うことができた。相談の多くは「測量のノビ」といわれるもので登記原簿に記入されている面積より現実には多く所有していると信じている自分の土地の確認であったが、一面焼け野原となり、かつてあった家の土台も確認できぬ場所も多いので、原簿の面積をもって計算してもらうことになった。以来、復興作業の進行と共に、法務局で原簿の閲覧を求める人、新らしく登記する人、変更する人達で、局員は忙殺されている。

災害復興土地区画整理事業相談所

昭和五十一年十一月八日より／市役所四階・第二委員会室前廊下

〔酒田市建設部発行「酒田大火記録と復興のあゆみ」から抜すい〕

被災者の誰もが火災のショックと、応急対策に追われ、疲れ切っている。自分のすむところは一体どうなるのか、何時から家の再建が出来るのか、区画整理とはどんなことをするのか、……住民の不安とあせりは予想外に大きい。そんな不安を取り除くことと、区画整理事業のより深い理解を求めるために、合同説明会、地区別説明会と併行して個人相談所を開設した。担当者は、都市計画の職員を交代制にすると共に建築、水道課で区画整理事業の経験のある職員の応援も得て、四～六名の常勤で土、日曜なしの応対であった。

区画整理事業計画は、十二月二十九日までに事業認可を受けねばならない大前提があった。建築基準法によって、その日までは被災地での建築制限も可能だが、それ以後は法的に抑えることはできない。何よりも被災者の了解を得なければならない。

相談所開設初日の相談件数は四十八件で十一月中だけでも延六二一件に達している。

相談の内容は表の通りだが、十一月中は事業計画に対する不安がはっきりとでており、

①自分の土地はどこに、どのようになるのか
②整理前と同じ場所に住めるのか
③安い代替地はないのか

などの傾向が多くみられたが、十二月に入ると換地に関する希望が多くなり、一月三十一日までに一八三件もあり、その後、県の復興事務所に申し込みのあったものも含めると約三〇〇件となっている。住民ＰＲは、より多くの地権者を相手にしなければならないが、その数よりむ

焼跡に立てられた建築制限の立看板

主たる相談内容とその割合

相談内容	S11 51月	12月	S1 52月	2月	計	%
	件	件	件	件	件	
区画整備され新しく道路や公園ができると、自分の土地は「どこに」「どのような」土地が与えられるのか	131	54	3	0	188	18
区画整理後も従前と同じ場所に住みたいができるでしょうか	143	100	12	1	256	25
市が買収する土地の価格と希望する土地の価格があえば、地区外へ移転しても良い	130	50	0	0	180	17
区画整備されることにより借地、借家権者は、どのようになるでしょうか	62	16	0	1	79	8
仮換地等計画の進行状況は			9	9	18	2
審議会とは			3		3	
計画変更のなかみ			6		6	1
整地の承諾書関係			5	9	14	1
その他	155	77	43	15	290	28
計	621	297	81	35	1,034	100

しろ内容である。これで終ったのではなく、いろんな問題に対して幅広いPRを積み重ねて行かねばならない。

税務相談

酒田税務署の対応

はじめに

り災者が安心して復興に取組めるように、税に関する救済（納税のゆう予、租税の軽減免除）を図り、措置する必要があった。特に国税の場合は時期的に所得税の予定納税第二期分の納付（11・30期限）や給与所得者の年末調整、暦年申告をとっている所得税申告者の決算期が控えていて早急に措置する必要があり、署長の指揮のもと、職員を災害事務区分ごとに組織し、経常事務をストップ、災害事務対策にあたることとした。

国税関係り災者

申告所得税関係……五四四件
法人税関係……一六一件
源泉所得税徴収義務者……二四九件
酒税（製造）……一件
〃（小売）……一一件
その他……一七件

災害直後の措置事項

①国税庁長官による被災地域の「災害地」指定の申請

被災地の住民に国税に関する各税の申告、申請、請求、届出や納付または徴収の面で、その期限を延長するため、被災地域、り災者等をは握、確認し、「災害地」指定の申請を行い、十一月五日付「山形県の一部の地域における国税に関する申告期限を延長する件」（国税庁告示第12号）により、新井田町、一番町、二番町ならびに中町一丁目、二丁目が災害地の指定をうけた。

②税務相談体制

り災者の税務相談に応じるため、国、県、市が一体となった運営が必要であり、「三税共同税務相談所」を酒田市役所内に設置した。（11月2～24日）

相談件数

所得税関係……二五八件　法人税関係……五九件
譲渡所得関係……三六件　相続関係……五件
源泉所得税関係……四〇七件　酒税関係……四〇件
その他……二三件　計……八二八件

また、署二階に「災害相談コーナー」を設置した他、税理士会等関係民間団体に呼びかけ、必要に応じ産業会館にも開設することとし、また税理士会主催でジャスコ（11日～13日）清水屋（14～16）にも「税務相談所」を開設した。

③広報体制

災害減免の概要およびその手続等、制度の広報と税務相談の開設の周知を図るために

(イ)ラジオ・テレビによるスポット放送。

(ロ)地元新聞（山形新聞・荘内日報）への記事提供と掲載を依頼する。

(ハ)管内市町に対し、広報紙への掲載を依頼する。特に酒田市では「広報さかた災害速報」には時期に応じた記事を掲載する。

(ニ)酒田税務関係団体協議会会報「鳥海」で号外を発行する。（五千部）

(ホ)その他には、署玄関前と市役所前の二か所に立看板、市内官公庁をはじめとする諸団体を通じてポスター五十枚を掲示した他、チラシ、パンフレット、しおりなど作成配布した。

■個別相談体制

個別事案（家屋、家財等の損失額の算定や損害保険の取扱い等）に対処するため、仙台国税局と協議のうえ

(イ)災害関係の一般的な取扱いを折込んだチラシやパンフレットを作成し、り災者に直送。

(ロ)損害額の算定方法、損害保険の取扱い等については国、県、市のセクトをなくし、一人の担当者で全て事が済むようにした。

(ハ)三税共同による、所得税、事業税、市県民税の減免申請受け付けおよび税務相談所を市役所一階ロビーに開設した。

(ニ)被災源泉徴収義務者には、例年実施している「年末調整説明会」の他に再度実施する。

また、青色申告決算説明会も例年以上に回数を増やし、説明会終了後、会場内にり災者のために個別相談コーナーを設けた。

災害の減免等申請件数（昭51・11・2～52・1・20）

源泉の徴収・還付ゆう予の申請書…四七一件
予定納税の減額申請書……九五件
酒税関係の申請書……一六〇件
物品税の申請書……六三件
その他……五四件
計……八四三件

■確定申告対策

還付手続のすんでいないり災者やすでに諸申請のすんだり災者の双方とも最終的な手続きは確定申告であり、災害直後からの各種措置事項や施策事項の総仕上げでもあるため万全の体制をとり、確定申告書の早期提出を呼びかけた。

災害関係確定申告書提出件数　一一五〇件

また、一般納税者の他に、り災者の申告が重なるため、混雑が予想されり災者の相談日を二週間早めて実施すると共に、署外に税理士会による無料納税相談を産業会館で、農業所得者の納税相談は各公民館や農協職員の応援を得て行われた。

■その他

り災者から提出された申告書は翌年以降の申告がスムーズにいくように、損失申告書の台帳を作成するとともに、被災地の都市計画にからみ、り災者の換地に係る各種取扱（主として譲度所得関係）について市建設課へ税法上の取扱いを指導した。

国民年金移動相談所開設

老齢年金の十一月分の受領について、証書を焼失して困っている人や、通算老齢年金の支払い月が十二月なので、その手続き、年金証書の再交付、住所の変更届や、保険料納入と、そのゆう予に対する説明等、さまざまな年金の相談に応ずるため、十一月十一日、浜田小前の市保健課分室、十二、十三日には母子福祉センター、十五、十六日には中央公民館で、それぞれ移動相談所を開設した。

無料法律相談所開設

今回の災害では、むずかしい法律問題が生じ、とくに、借地、借家の紛争が考えられたので、十二月十一日と十五日、市役所で、弁護士、裁判所職員、法務局職員による相談を行った。

応急仮設住宅の建設着工

中央公民館(旧琢成小)グランドに仮設住宅のクイ打ちが始まった。

朝早くから機械の音が響き、トラックが走り回る広大な焼け跡に、三度目の朝を迎えた十一月一日、あの日以来休んでいた浜田小、酒田二中のり災児童もこの朝元気に登校、同級生たちの励ましを受けていた。

り災者の救援活動は、市対策本部が中心となり物資の配分などを行っていたが「まずは住むところ」が一番の希望で、すでに二十一日までに二百五十二世帯からの入居希望者が対策本部に申し込んだ。応急仮設住宅は当初、り災世帯の三分の一に当る二百戸を目標として計画され比較的面積も広く、すぐ着工できる場所を選んで検討されたが、できるだけ災害地に近い場所にというり災者の要望で表一の六か所に分

きびしい冬をひかえて急ピッチですすめられてゆく仮設住宅

〈表1〉 応急仮設住宅の入居状況

S52. 10. 6 現在

No.	場所	戸数	完了月日	当初入居数	現在入居数
A	中央公民館(旧琢成小)	54	S51. 11. 15	54	54
B	浜田小学校庭	23	〃	23	23
C	若浜小学校庭	22	S51. 12. 3	22	22
D	藤井康夫氏宅地	29	〃	29	29
E	県立酒田技術専門学校	20	〃	20	20
F	終末処理場用地	50	S51. 12. 20	50	47
計		198		198	195

(注) 家賃無料　1戸当り面積22.68㎡

ようやく一家団らんの時がおとずれたが……

〈表2〉応急仮設住宅建設状況

（資料：山形県）

依頼状況 月日	依頼状況 内容	工事名	内容 住宅	内容 風呂	金額	完成月日	建設場所	建設場所 住宅	建設場所 風呂	入居年月日
10/31 11/6	第1・第2回依頼（住宅52棟 共同浴場3棟）	第1期建設工事及び上記変更工事	52	3	44,493,000	11月18日	中央公民館 浜田小学校	29 23	2 1	51年11月22日
		屋外給排水その他工事			3,130,000					
11/1	第3回依頼（住宅86棟）	第2期建設工事	86		65,554,000	12月1日	若浜小学校 藤井康夫氏宅 終末処理場用地 県立酒田技術専門学校	22 29 15 20	1 1 1	51年12月6日
11/20	第6回依頼（共同浴場3棟）	屋外給排水その他工事		3	10,500,000	12月13日				
11/13	第4回依頼（住宅15棟 共同浴場1棟）	第3期建設工事	15	1	13,438,000	12月10日	終末処理場用地	15	1	
		屋外給排水その他工事			1,100,000					
11/6	第5回依頼（住宅20棟 共同浴場1棟）	第4期建設工事	20	1	17,550,000	12月13日	終末処理場用地	20		
		屋外給排水その他工事			830,000	12月10日				

中央公民館グランドに建てられた仮設住宅。ここで二冬をすごす。

散してプレハブ住宅を設置することになった。この住宅は、一棟に五世帯が入れる棟割型で三十一日の夕方までには建築資材が運び込まれ、一日朝から建設に取りかかった。

十一月二十二日、中央公民館と浜田小に建てられた仮設住宅に入居者が続いた。一戸の広さが八畳から十畳一間に台所とトイレだけのプレハブ住宅だが、親せきや知人宅で暖かいもてなしを受けてはいたが、一家団らんの場が欲しかったり災害者にはうれしいわが家だった。

他地区の仮設住宅も続々完成した。一方、山形県及び酒田市がそれぞれ五十一年度事業で、若宮町に建設中の一般公営住宅を直ちに災害公営住宅に切替え

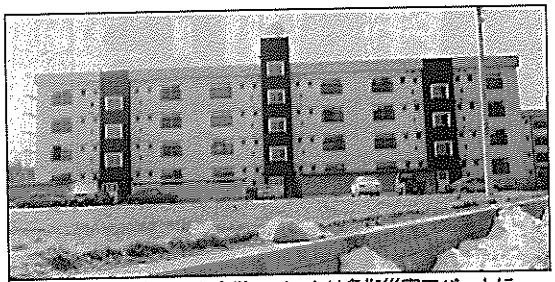

若宮町に建築中だった市営アパートは急拠災害アパートに。

この冬は一応わが家で暮らせる状況がととのった。しかし、この仮設住宅の入居者が一人もいなくなった時こそ、酒田に復興の笑顔がみられる時であろう。

〈表3〉災害公営住宅

	設置場所	構造	型式	戸数	一戸当面積	月家賃	完成	入居
県営	若宮町	鉄筋コンクリート造4階建	3DK	24	63.05㎡	10,500	S51.11.15	S51. 12. 28
〃	〃	〃	〃	24	63.05	10,500	S52. 3.31	入居者なし
市営	若宮町	鉄筋コンクリート造4階建	3K	24	59.45	9,800	S51.12.22	S52. 1. 1
〃	〃	〃	〃	24	59.45	9,800	S52. 3.30	S52. 5. 16
〃	光ケ丘二丁目	〃	3DK	16	61.03	11,000	S52.12.26	S53. 1. 1
〃	〃	〃	〃	16	61.03	11,000	〃	〃
〃	〃	〃	〃	8	61.03	11,000	〃	〃
〃	富士見町一丁目	〃	〃	32	61.03	11,000	S53. 2.28	S53. 4. 1予定
〃	〃	鉄筋コンクリート造3階建	〃	24	61.03	11,000	〃	〃
		合計		192				

仮設店舗の開店

中町銀座通りを中心として、商店街の受けた損害はあまりにも大きかった。小売商店では、二六三店、一九、八六九平方㍍が焼失し、これに飲食、サービスを加えた全体のり災店舗は、五一八店にも達し、その延面積も約三万九千平方㍍と推定される程の大被害だった。年末を前にして焼け出された被害商店主らは、復興の第一歩は営業再開だとし、直ちに仮設店舗の建設に立ち上った。

建築基準法で十一月四日より一般住宅の建築は規制されたが、百平方㍍以下の仮設店舗は例外で、法的には自分の土地に仮店舗は建設できるわけだが、ここにも難問題が持ち上った。焼け跡に個々の店舗を建てることは、市が打ち出した復興計画推進に大きな支障をきたすことになる。そこで市は商工会議所とはかり、共同仮設店舗を作ることにし、その建設場所の選定に奔走した。

建設場所は、復興計画に直接には支障のない柳小路や浜町通り、海晏寺坂、本町市役所前（第一物産用地）などを指定、これらの用地に間口三間、奥行き二間の店舗二百五十店を建てることにし、同会議所は十一月十一日、建築確認申請を県に出している。翌十二日には庄内支庁から認可がおり、その日から酒田建設業協会の手により着工された。

一方、仮店舗の建設費に対する融資分として、県ではおよそ二百八十店分、八千三百万円を十二月補正予算に計上した。この予算措置は、市中金融機関に

柳小路名物の柳の大木も切りとられ、工事は急ピッチで進む。

開店した仮設店舗。この冬は猛吹雪が続き、戸をあけておられずお客が少なく売り上げはのびない。

12月10日に出された新聞折込チラシ。B判長4ツ切、両面1色刷。下は裏面。

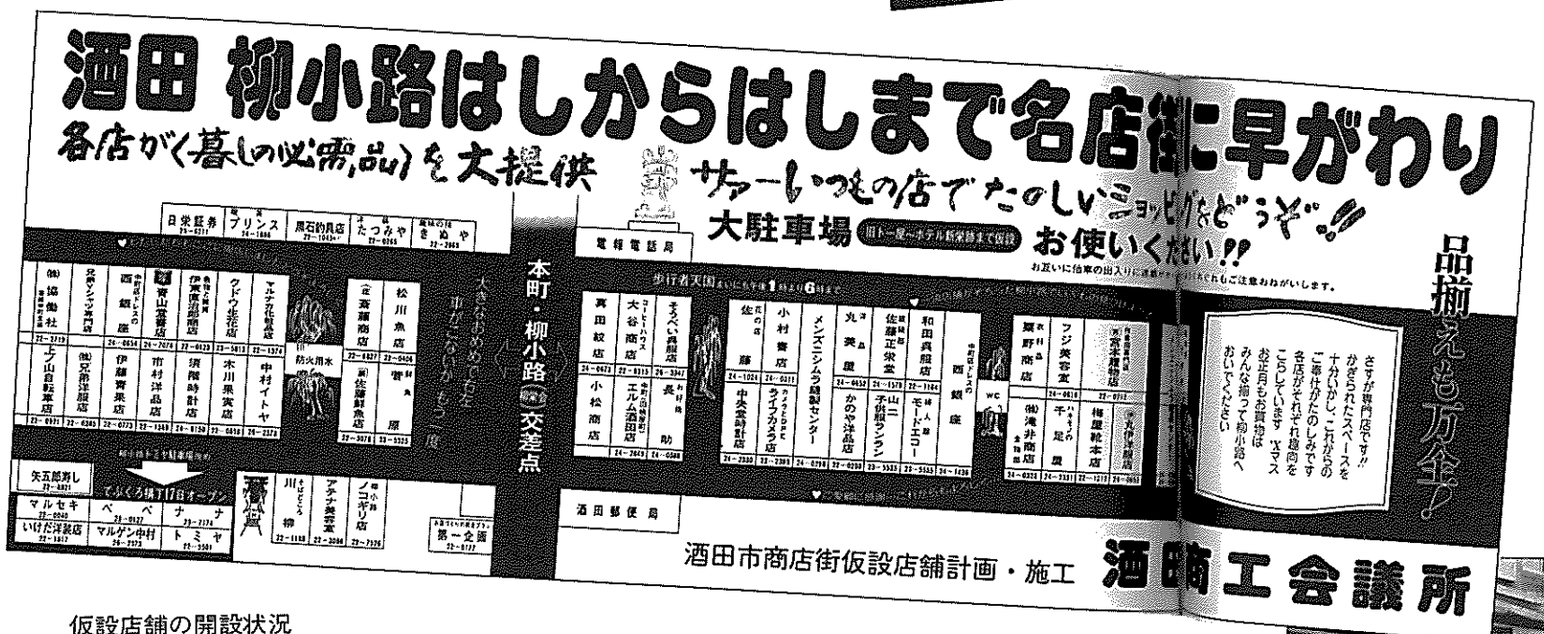

仮設店舗の開設状況

場所	店数	引渡し日	施工者
柳小路	122店	51. 11. 29	酒田商工会議所
浜町	58	51. 12. 20	酒田商工会議所
本町市役所前	9	51. 11. 29	酒田商工会議所
中央公民館敷地	4	51. 12. 1	市・個人
緑町酒田技術専門学校跡地	3	51. 12. 1	市・個人
緑町庄内給食センター跡地	2	51. 12. 1	市・個人
中町一丁目り寺町通	10	51. 11. 15	市・個人・商店街

原資として貸しつけるもので、金融機関ではその三倍の二億五千万ほどの融資わくをもうけた。金融機関の貸し付け利子は五㌫だが、これについては県で一・五㌫、市が〇・五㌫の利子補給を行い、商店が実際に仮設店舗を建てるために借り入れる場合は、三㌫の低利で借りられることになった。

また、共同仮設店舗の場所の割当ても、立地条件のよいところに希望が多く、柳小路の一二二店、本町市役所前の九店は、第一回目が十一月十五日、第二回目が十九日に抽せんで決め、二十九日に契約、引渡しを行った。一方浜町通りの五十八店は、町内商店街で場所を決め、十二月十日に契約、引き渡しを行い、早速年末から年始にかけての営業に入った。その他の仮設店舗も次々と開店し、被災商店は問屋、メーカーなどの協力を得ながら僅かな広さの仮設店舗で歳末商戦に入った。

また、四十数店の被災商店が自力で被災地外に仮店舗を建て活発な営業を再開した。仮店舗には古くからのお客さんがわざわざ姿を見せ、激励する風景もみられ、ようやく、明るさもみられるようになったが、連日の猛吹雪にも影響され、その商戦は予想したよりもはるかにきびしいものがあった。

この共同仮設店舗は五十三年十二月中頃までという期限があり、それ迄に新しい商店街をつくらねばならない。

資金の貸付状況 (52.1.10現在)

機関別	件数	区画	金額(万円)
中小公庫	14	14	1,400
国民金融公庫	57	57	5,700
山形銀行	9	10	1,000
荘内銀行	45	48	4,505
山形相互銀行	40	42	4,200
殖産相互銀行	2	2	2,000
酒田信用金庫	14	16	1,540
鶴岡信用金庫	22	22	1,950
計	203	211	22,295

浜町通りの仮設店舗。むこうに半焼のビルがみえる。51年冬。

商店の休業等の調査

(52.1.12現在)

区分 / 商店街	休業	廃業	転去
中町	1		
大工町	2		1
桶屋町	2		
鍛冶町			
浜町	3		2
中央		1	
下内町			3
上内匠町	2	1	
天正寺町			1
荒瀬町			1
計	10	2	8

浜町通りの仮店舗オープンを知らせる新聞チラシ。12月20日折込。B判長4切片面一色刷。

建物概要

- ■構　造　プレハブ
- ■仕　上
  - 屋根　長尺カラー鉄板
  - 外装　多段式パネル工法　カラー鉄板
  - 建具　アルミ建具　硝子透し　軽量シャッター　スラット
  - 土間　コンクリート　金ゴテ仕上
  - 基礎　コンクリートブロック1段積み　巾木モルタル仕上げ
- ■1戸当り設備
  - 電灯　2か所（照明器具別）コンセント2か所（メーター付）
  - 水栓　1か所（メーター付）洗面器付
- ■型　式　A・B・C・Dタイプ
- ■建設費　坪単価　98,000円
  - 大6坪　588,000円
  - 中5坪　490,000円
  - （自己負担）
  - （なお、金融機関融資利率は3%）

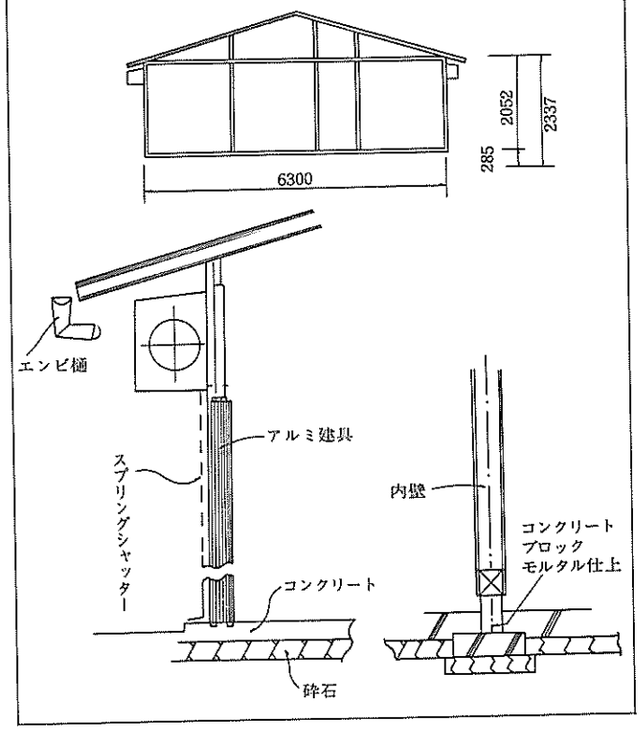

広報活動

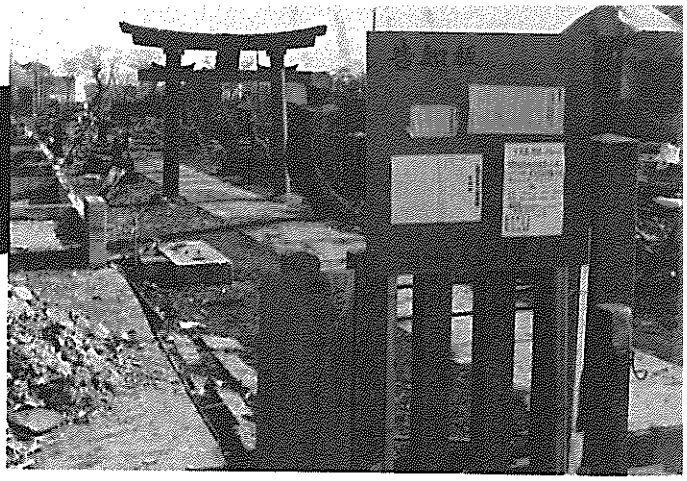

酒田市大火発生後、散りぢりに避難したり災者のかたがた、あるいは市民の皆さんに、いかにして正確にそして又迅速に事後の情報を提供するかに苦慮した。とりあえず山形新聞社のご協力を得て11月1、2日の朝刊に「広報さかた災害速報」を掲載、3号以降は市内新聞販売店のご好意で、随時新聞折込みで発行し、情報の周知徹底を期した。以来51年12月30日まで30号を発行した。なお、市外におられる人には郵送をもって送り届けている。

この速報告知版は、り災者のみでなく、多くの人々から好評を受けた。たとえば伊藤善市氏（山形県総合開発審議会長）は、山形新聞紙上の「酒田大火特集・復興への道」の座談会で「酒田市が次々と発行した災害速報、この手のうちかた、手ぎわのよさ、これは高く評価してよいと思う。被災された人たちが、この速報によってどれだけ安心したか、頼りにしたか、酒田市のヒットだった」と述べている。

また雑誌「暮しの手帖」46号では『酒田は平静だった。多くの善意に支えられたのは勿論だが、市当局の機敏な働らきもカゲの大きな力となった。月2回発行の「広報さかた」は臨時に「災害速報」を発行、物資の配給、いろいろの届けや手続き、これからの復興計画、相談所の設置と案内などがわかりやすく、しかも簡潔なことばで知らされた。おかげでこんな時にありがちなデマでまどわされることがなかった』と書いている。

このように、災害速報として大きな役目を果した紙面は、年も改まった昭和52年より、復興元年の意気をもち「広報さかた復興速報」にバトンタッチした。ここに災害速報の一部を再掲する。

広報さかた災害速報 ①

焼け跡の整理は市で

●災害跡地の復興については、市民の協力を得て、将来とも災害に強い、機能的な街づくりをすることを考えています。

●跡地整理も、個人個人では期日もながくかかり、また、大変な労力でもありますので、皆さんのご協力のもとに、市があたることになります。

特に皆さんがご自分でやりたい、あるいは大切な物がある、というようなもの以外はすべて市でやります。後日、トラブルのないようご協力願います。

●仮設住宅は、旧球成小グラウンドなどに設置します。すでに二百五十戸近い申し込みがあります。

また、民間からも住宅提供の申し込みも続々ありますので、市建設課にご相談ください。

●各人の仮設建物は、災害地のあと仕末にかなりの時間がかかりますので、しばらくお待ちください。

●この大災害ですので、数々のご不満があることと存じます。復旧には各人各人のご意見どうり、いきかねるところもあるかとおもいますが、一日も早い復旧のため、皆さんのご協力とご援助をお願いいたします。

〈酒田市災害対策本部〉

▲1号　昭和51年11月1日山形新聞朝刊広告欄　19×10センチメートル

広報さかた災害速報 ②

お見舞金、日用品などをどうぞ市民会館で

●全国各地から救援物資がとどいています。下着などの衣類、食糧、日用品などです。また毛布、お見舞金もまだお受けとりになっていない被災者のかたも多いようです。り災証明書を持参の上、市民会館でお受けとりください。

り災証明書は市役所市民課で交付しています。

●焼跡の整理は、すべて市で行います。特にご自分でやりたい、というかたは、その時にお立会いになってください。

●被災地域、中町二丁目の一部、中町一丁目、一番町、二番町の全域、新井田町の大部分は、都市計画火災復興土地区画整理事業によって復興したいという計画です。そのため当分の間（一、二カ月）仮設店舗で市長が許可したもの以外の建物は建築はできません。市役所建築課にご相談ください。

●仮設住宅（玄関、台所、八畳、押入）を設置します。また、民間から住宅提供の申し込みもありますので、市役所建築課にご相談ください。

●災害復興住宅の資金として、三百四十万円までお貸しします。利率は年五・五％、十八年償還です。山形、荘内、殖産の各銀行で取り扱います。り災証明書が必要です。

●災害にあわれたかたをたずねて、お見舞いに訪れるかたがたくさんおります。居場所を市役所一階ロビーの掲示板に記載しておいてください。

●焼跡に建てる連絡先を書く立札は市役所一階ロビーにあります。どうぞお持ちになってください。

●きのう（一日）、建設省、厚生省、自治省、国土庁、中小企業庁、消防庁など政府の調査団が来酒し、つぶさに実情を調査されました。その際、酒田市ではとりあえず次の事項を陳情しました。

局地激甚災害の早急指定・住宅再建の融資枠の拡大、利子引下げ、償還の長期化・災害復興に区画整理事業を施工し、住宅の不燃化、商店の近代化を目途とする市街地再開発をすすめたいため、助成と融資に配慮・現在うけている制度金融の償還について延伸の措置・り災児童の給食費免除のための経費負担・浜田保育園の早急改築のための国庫補助など十四項目です。

●市立図書館から本を借りて、災害にあわれ、本をなくしたかたは図書館にご連絡してください。

●くみ取りについては跡かたづけがすんだものから、申し込みにより順次くみ取ります。

●中央公民館、市営体育館、屋内プール、三道館などの施設は、災害復旧のために使用されますので、当分の間、体育行事、社会教育活動は休ませていただきます。

●きょう（二日）開通予定の新両羽橋は予定どおり開通します。ただし開通式典は中止します。

●市内は各所で交通規制が行われています。また、お見舞いのひとたちも多く、道路は混雑していますので不要の車はひかえるようにしてください。

〈酒田市災害対策本部〉

▲2号　昭和51年11月2日山形新聞朝刊広告欄　37.5×17センチメートル

広報さかた災害速報 告知板 ③

昭和51.11.3

酒田市大火状況経過

〈10月29日〉

午後5時50分　中町二丁目グリーンハウスから出火

5時53分　消防署消防車出動

7時58分　酒田市災害対策本部設置　第1非常配備体制にはいる、避難命令発令　アマ無線要請

8時　余目町消防車出動

8時15分　広域消防出動要請

8時30分　鶴岡市へ消防出動要請

8時40分　自衛隊派遣要請

10時20分　災害救助法適用申請、同時決定、県災害対策本部設置、災害救助法に基づく知事の権限を酒田市長に委譲

10時30分　自衛隊到着

10時50分　日赤救護班設置

11時33分　東北電力に対し、商業高校体育館へ送電依頼

〈10月30日〉

午前2時10分　秋田県由利郡消防自動車出動要請

3時5分　第5避難所に第二中学校を指定

3時45分　商業高校に避難中の被災者全員港南小学校へ移動

4時　延焼を新井田川で防止できそうとの本部の見とおし

4時50分　消防署長本部に状況報告、4時30分現在延焼のおそれなしと判断

●風速：10月29日　午後6時10分 14.3%、9時25分26.7%（最大瞬間風速）

対策本部長報告

皆さんご存知のように、十月二十九日午後五時五十分、折りからの強風下、グリーンハウス付近から出火した火災が、消防関係者の懸命の消火作業にもかかわらず、市街地の中心部であります中町一丁目、二丁目、一番町、二番町および新井田町に燃えひろがり、被害が拡大したことは誠に残念であり、被害を受けられた市民のかたがたには、こころからお見舞申しあげます。

ただちに災害対策本部を設置し、り災者の避難場所を設定し、誘導避難、広域消防自動車、自衛隊の出動要請、災害救助法の適用申請などを行い、対策を講じてきました。

災害が予想外に拡大したために、早速、災害救助法の適用をうけて、県知事が対策本部長とする、山形県災害対策本部も設置され、対応策も講じております。

今後の対策としましては、災害救助法に基づく災害救助、ならびに災害復旧に全力をそそぎ、り災者に対して万全を期してまいります。市民のかたがたの絶大なご協力をお願い申しあげます。

酒田市長
酒田市災害対策本部長　相馬大作

●全国各地から救援物資がとどいています。下着などの衣類、食糧、日用品などです。また毛布、お見舞金もまだお受けとりになっていないり災者のかたも多いようです。り災証明書を持参の上、市民会館でお受けとりください。り災証明書は市役所市民課で交付しています。

●焼跡の整理は、すべて市で行います。特にご自分でやりたい、というかたは、その時にお立会いになってください。

●被災地域、中町二丁目の一部、中町一丁目、一番町、二番町の全域、新井田町の大部分は、都市計画火災復興土地区画整理事業によって復興したいという計画です。そのため当分の間（一、二か月）仮設店舗で市長が許可したもの以外の建物は建築できません。市役所建築課にご相談ください。

●仮設住宅（玄関、台所、八畳、押入）を設置します。また、民間からも住宅提供の申込みもありますので、市役所建築課にご相談ください。

●災害復興住宅の資金をお貸しします。利率は年五・五分で、山形、山形相互、荘内、殖産、鶴信、県信連、労金の各金融機関で取り扱っています。り災証明書が必要です。

●災害にあわれたかたをたずねて、お見舞におとずれるかたがたくさんあります。居場所を市役所一階ロビーの掲示板に記載しておいてください。

●焼跡に残でも速らく炭を除く流れは市役所一階ロビーにあります。どうぞお持ちになってください。

●十一月一日、建設省、厚生省、自治省、国土庁、中小企業庁、消防庁など政府の調査団が来酒し、つぶさに実情を調査されました。その際、酒田市ではとりあえず次の事項を陳情しました。

＊局地激甚災害の早急指定　＊住宅再建の融資枠の拡大、利子引下げ、償還の長期化　＊災害復興に区画整理事業を施行し、住宅の不燃化、商店の近代化を目途とする市街地再開発をすすめたいため、助成と融資に配慮　＊現在うけている制度金融の償還について猶予の措置　＊り災児童の給食費免除のための経費負担　＊浜田保育園の早急改築のための国庫補助など十四項目です。

●市立図書館から本を借りて、災害にあわれ、本をなくしたかたは図書館にご連絡ください。

●くみ取りについては跡かたづけがすみましたから、申込みにより順次くみ取ります。

●中央公民館、市営体育館、屋内プール、三道館などの施設は、災害復旧のために使用されますので、当分の間、体育行事、社会教育活動は休ませていただきます。

●市内は各所で交通規制が行われています。また、お見舞のひとたちも多く、道路は混雑していますので不要の車はひかえるようにしてください。

●火災保険の支払いは、各保険会社が市役所四階に事務所をひらき、十一月四日午前中まで行います。

●り災者に特別救援物資（ふとん上下、まくら、シーツ）をお渡しします。一〜三人家族は一組、四、五人家族二組、六人以上三組です。四日〜六日、中央公民館（旧琢成小）玄関においでください。

●国民健康保険証を焼失したかたは、市民課窓口で再交付を受けてください。

●り災のための転居届は、長期間、その場で生活されるめどがついたときに届出ねがいます。

●り災転居された身障者のかたは移転先を福祉事務所にお知らせください。手帳、補装具の焼失は、再交付します。

酒田市災害対策本部

> り災者の皆様に心から
> お見舞申しあげます
>
> 酒田市災害対策本部は、全力をあげて復興に取り組んでいますが、市議会といたしましても一体となって対策につとめてまいります。り災者の皆さんの一日も早く立ち直ることを念願します。
>
> **酒田市議会**

▲３号　昭和51年11月３日　26×37㌢メートル　27,000部（これより新聞折込となる）

広報さかた災害速報 告知板 ④

昭和51.11.4

●現在、アーケードの撤去作業が行われています。大へん危険ですので、立ち入らないでください。

●全国各地から救援物資がとどいています。下着などの衣類、食糧、日用品などです。また毛布、お見舞金もまだお受けとりになっていないり災者のかたも多いようです。り災証明書を持参の上、市民会館でお受けとりください。り災証明書は市役所市民課で交付しています。

●り災者に特別救援物資（ふとん上下、まくら、シーツ）をお渡しします。一〜三人家族は一組、四、五人家族二組、六人以上三組です。四日〜六日、中央公民館（旧琢成小）玄関においでください。り災証明書が必要です。

●国民健康保険証を焼失したかたは、市民課窓口で再交付を受けてください。

●り災のための転居届は、長期間、その場で生活されるめどがついたときに届出ねがいます。

●り災転居された身障者のかたは移転先を福祉事務所にお知らせください。手帳、補装具の焼失は再交付します。

●焼跡の整理は、すべて市で行います。特にご自分でやりたい、というかたは、その時にお立会いになってください。

●被災地域、中町二丁目の一部、中町一丁目、一番町、二番町の全域、新井田町の大部分は、都市計画火災復興土地区画整理事業によって復興したいという計画です。そのため当分の間（一、二か月）仮設店舗で市長が許可したもの以外の建物は建築できません。市役所建築課にご相談ください。

●仮設住宅（玄関、台所、八畳、押入）を設置します。また、民間からも住宅提供の申込みもありますので、市役所建築課にご相談ください。

●災害復興住宅の資金をお貸しします。利率は、年五・五分で、山形、山形相互、荘内、殖産、鶴信、県信連、労金の各金融機関で取り扱っています。り災証明が必要です。

●酒田大火でり災された中小企業者、および個人を対象として、災害復旧特別融資制度をもうけました。資金内容としては、災害復旧のための設備資金、運転資金、および生活必需品購入資金となっています。酒信です。

●火災保険の支払いは、各保険会社が市役所四階に事務所をひらき、十一月四日午前中まで行っています。その後は、各社窓口で取り扱います。

●災害にあわれたかたをたずねて、お見舞におとずれるかたがたくさんあります。居場所を市役所一階ロビーの掲示板に記載しておいてください。

●焼跡の水道は、水を止める作業をしています。要所に共用栓を設置しますので焼跡整理で水の必要なかたは共用栓をご利用ください。

●り災した水道は、十一月、十二月分の料金は無料です。

●十一月一日、建設省、厚生省、自治省、国土庁、中小企業庁、消防庁など政府の調査団が来酒し、つぶさに実情を調査されました。その際、酒田市ではとりあえず次の事項を陳情しました。

●局地激甚災害の早急指定　●住宅再建の融資枠の拡大、利子引下げ、償還の長期化　●災害復興に区画整理事業を施行し、住宅の不燃化、商店の近代化を目途とする市街地再開発をすすめたいため、助成と融資に配慮　●現在うけている制度金融の償還について猶予の措置　●り災児童の給食費免除のための経費負担　●浜田保育園の早急改築のための国庫補助など十四項目です。

●市立図書館から本を借りて、災害にあわれ、本をなくしたかたは図書館にご連らくしてください。

●り災移転された小、中学生は、ご希望であれば近くの小・中学校へ転校できます。学校教育課へご相談ください。

●法務局（浜田小前）では、り災者のために登記相談所を開設しています。隣地との境界、のこと、相続、交渉するひとはだれなのか、などいろいろあると思われます。ご利用ください。

●中央公民館、市営体育館、屋内プール、三道館などの施設は、災害復旧のために使用されますので、当分の間、体育行事、社会教育活動は休ませていただきます。

●市内は各所で交通規制が行われています。また、お見舞のひとたちも多く、道路は混雑していますので不要の車はひかえるようにしてください。

酒田市災害対策本部

▲４号　昭和51年11月４日　26×37㌢メートル　27,000部

広報さかた災害速報

告知板

昭和51.11.6

市民の皆さんへお願い

災害にあわれた皆さん、誠にお気の毒でございます。こころからお見舞い申しあげます。とり込んでおりますので十分ではないかも知れませんが、救援の為に関係者不眠不休で努力しています。

今後は災害に強い、住みよい、美しい町づくりを、という市民の声にもとづき鋭意努力中でございます。

四日の酒田市都市計画審議会できめられた大綱は、焼跡地をふくめた三十二・八㌶に、大きい道路計画をもち、将来の市民生活が快適なものになるよう公園その他をとり、災害につよい町づくりをしようというものです。

いままでなかつた道路をとり、また道路の幅もひろげなければなりませんし、公園もとらなければなりません。そうしますと、かなりの広い土地を公用地、つまり道路をひろげ、新しい道路をとり、公園をつくるための用地を必要とします。それが約六㌫です。

普通の土地区画整理事業ですと、この公用地は減歩といつて、皆さんの土地から提供いただくという形になるわけですが、そうなりますと、ひとり当り二割以上の土地の提供をいただかなければならないことになります。しかし、そういう形では、この仕事はとうていでき得ないと判断し、酒田市では十億近いお金をだしまして二万四千平方㍍の土地を買いあげ、皆さんのご負担を軽減することにいたしました。

家を建てるためには換地計画が決められなければなりません。それがなければ、自分の家を建てる場所が決められないわけです。その換地計画の前提として減歩、つまり皆さんが負担する率がどの程度になるか、ということが最重点になります。それは、酒田市が考えている所要の面積を、酒田市で買収できるかどうか、それによつて皆さんの負担が軽減できるかできないかにかかつています。

酒田市が都市計画によつて、立派な都市によみがえる、ということをききつけて、各地から土地のブローカーが動いているということもきいています。土地が、そういうひとたちの手に入り、酒田市で公用地のためにとりたいという土地が酒田市で買収できなくなつた場合は、せつかくの夢が遠のくということにもなりかねません。この際、どこかに移転されるというかたがありましたら、すぐに市の方にご連らくいただき市におゆずりいただき、ご協力くださるよう、お願い致します。これが、減歩の率をさげて、皆さんのご負担を軽くする唯一の方法でもあります。

すべての手続きが順調にいつた場合、来年二月末には仮換地ができ、本建築が着工できると予想しておりますが、そのためには市で二万四千平方㍍の面積をなるべく早く買収するということがすべての前提になります。なにとぞご協力くださるようお願い致します。

次に仮店舗についてお願いです。

従来の区画整理のように、ゆつくり道路をとつて家を建てていくようなことができない状況です。そのため、個々に仮店舗を建てていきますと、新しい道路にかかつたり、公園地にかかつたりして、再び移転しなければならなくなります。三カ月も四カ月もそこで営業できる、という保障はありません。水道の安定供給もできません。そこで仮店舗につきましては、町内でご相談になり、町内での共同の仮店舗という方法でお考えいただき、個々の仮店舗は焼跡には建てない方針でお願い致します。共同店舗の場合、低利融資の便もあります。

皆さまとともども、一生懸命にがんばります。なにとぞご協力くださいますようお願い致します。

酒田市長
酒田市災害対策本部長　相馬大作

あたたかいお見舞
ありがとうございます
酒田市災害対策本部
敬称略

▶仙台市佐藤木材 ▶南陽市関殿守旅館、従業員一同 ▶市川猛良吉 ▶米沢市富士工機従業員一同 ▶横浜市上野忠 ▶厚生省社会局施設課 ▶山形市阿部野広吉 ▶三井建設仙台支店 ▶日産サニー山形販売 ▶住軽アルミニウム工業 ▶山形小松重車輌庄内支店 ▶酒田芸妓一同 ▶酒田ビルサービス ▶山形銀行 ▶三浦市長、三崎漁業振興協議会長石川静治 ▶気仙沼市村上利雄 ▶ジャスコ ▶日本石油仙台支店 ▶福田組山形営業所 ▶鶴岡社会保険事務所 ▶山形市丸久松坂屋 ▶県土地改良事業団体連合会 ▶県労働者生活住宅協同組合 ▶松村組仙台支店 ▶高橋土建一同 ▶内閣総理大臣 ▶仙台市日本油脂 ▶平田町阿部乙代 ▶県企業管理者 ▶パシフィック航業仙台支店 ▶仙台市西武 ▶東京設計事務所、従業員一同 ▶富士鉱油酒田支店、従業員一同 ▶高健産業名古屋営業所 ▶仙台市伊達鎮撫堂 ▶トヨタオート荘内本町営業所従業員一同 ▶東北電力 ▶宮野浦阿部小治 ▶横代菅原みさを ▶盛岡市長 ▶東大町二丁目自治会 ▶新潟県柏崎機械製作所 ▶石川冶機工業 ▶萬谷製麺 ▶酒田市北部農協職員一同 ▶朝日町大場藤太郎 ▶東京都水道機工(株) ▶斎藤タイヤー商会 ▶東京都日本建設工業、従業員一同 ▶櫻小路橋本市出店業者一同 ▶宮野浦田代貞一 ▶山形市北日本軽金属 ▶山形市菅原運輸 ▶山形市菅原正五郎 ▶山形市宮野政三郎 ▶山形市菅原産業 ▶菅原産業、北日本軽金属、菅原運輸従業員一同 ▶光ケ丘二丁目鈴木庄一 ▶遊佐町、余目町、立川町、八幡町、松山町、平田町 ▶内神田睦会町会 ▶光ケ丘五丁目五十嵐勲 ▶山形相互銀行 ▶宮野浦阿部富八郎 ▶鶴岡市須田総業 ▶飽代農業高校2年

11月1、2日 以上合計23,445,111円

(1)

▲6号　昭和51年11月6日　26×37㌢メートル　27,000部

広報さかた災害速報

告知板

⑥
昭和51.11.6

●住宅復興のための木材は十分あります。その供給態勢も、山形県製材協同組合飽海支部が対応して、不自由はおかけしません。そのため価格も高騰のご心配は絶対にありませんからご安心ください。　　（山形県製材協同組合）

●火災発生の十月二十九日深夜から自衛隊二千五百人、車両ジープ百二十九、トラック百八十、レッカー車十一、ダンプ三十六、ドーザ五、パケツトローダ八、ショベルカー一で連日救援活動をいただいてまいりました。その間、隊員のかたがたは肌着もかえていないといつた活躍ぶりです。おかげ様で、どうやら人力から機械力に頼れる程度に災害地も整理されてきました。

そのため、六日からは隊員百八人、ダンプ三十、バケツトローダ四、ドーザ二と、機械力を主にした態勢に切りかえて二十日までひきつづき復興に支援いただくことになりました。あたたかいご協力ほんとうにありがとうございます。

●住宅金融公庫・災害復興住宅の資金をお貸しします。貸付金は五百四十万円から六百十万円まで、利率は年五・五㌫、償還期間は十八年から三十五年以内です。この取扱いは、山形、荘内、山形相互、殖産相互、鶴信、県信連、労金の各金融機関で行つています。なお、貸付に際しては、り災証明が必要です。

●職場の健康保険、厚生年金保険についてご相談を承つています。健康保険証をなくしたかたもご相談ください。市役所一階ロビーで、十日までです。

●国民年金の移動相談は、十日が浜田小まえの市保健課分室、十一、十二日が伊予福祉センター、十五、十六日が中央公民館です。いずれも午前十時から午後三時までです。最寄りの相談所においでください。

●り災者で、火災のために必要になつたいろいろの証明書の手数料を免除します。り災証明、戸籍謄抄本、印鑑証明、納税、資産証明、土地建物に関する証明などがあります。期間は十二月末日までです。

●救援物資がぞくぞくと、とどいています。中古衣料品など、たくさんありますから、毎日ごらんになつて、どしどしご利用ください。

●中央公民館、市営体育館、屋内プール、三道館などの施設は、災害復旧のために使用されますので、当分の間、体育行事、社会教育活動は休ませていただきます。

●り災されたかたの仮住居、仮店舗の水道手数料は免除されます。くわしくは水道部にお問い合せください。

●り災されたかたは、公共下水道の受益者負担金の納期は二か月延期になります。

●国、県、市税の税務相談所が開設されています。市役所三階の税務課です。ご利用ください。

●貸家、貸間、貸店舗、空地を提供できるかた、または、それらを希望するり災されたかたは、市役所財政課にご連絡ください。

●県住宅供給公社では、り災されたかたに住宅を分譲します。場所は若宮町、募集期間は十一月六日～十三日です。市役所建築課にお申込みください。

復興対策説明会

■…日時　11月8日午前10時～新井田町、午後1時30分～一番町、11月9日午前10時～二番町、午後1時30分～中町一丁目と二丁目1、4、5番

■…場所　産業会館4階大ホール

■…内容　土地区画整理方式による都市づくりと、被災対策の現況について

※該当する町については、災害を受けないかたも関係しますので、ぜひ一世帯ひとりおいでください。各指定日時をお守りください。

あたたかいお見舞
ありがとうございます
酒田市災害対策本部
敬称略

▶東北電機鉄工、東邦商事 ▶角館町連合会 ▶酒田信用金庫 ▶信栄商事(株) ▶山形市建設新報社、厚生会 ▶風野辺新田稲田文男 ▶オート荘内(株) ▶本町二丁目伊藤勝太郎 ▶金山町長 ▶大阪市久保田鉄工 ▶荘内クボタ ▶岩手県南久保田 ▶山形市議会新政会 ▶千石町一丁目斎藤勲 ▶日本社会党中央本部 ▶立川町斎藤千鶴子 ▶東北機電工業山形営業所 ▶酒田労働基準協会事務局職員一同 ▶北千日町岡階義明 ▶小松写真印刷互助会 ▶鶴岡市角海商事ハウス部 ▶荘内自動車学校、出羽自動車教習所、鳥海自動車学園、酒田自動車教習所、関東自動車学校 ▶庄交学園自動車教習所、鶴岡自動車学園、庄内大陽自動車学校 ▶横浜市若丸正 ▶東北市長会 ▶山形地方法務局職員一同 ▶大本本部、人類愛善会 ▶大本本部、人類愛善会山形秋田協議会 ▶東相和、同酒田営業所所員一同 ▶帝国石油労働組合一同 ▶殖産相互銀行 ▶東京急行電鉄、酒田東急イン ▶新庄市国保協議会 ▶八幡町特別老人ホーム寿楽荘職員一同 ▶鳥川八郎後援会 ▶作並温泉旅館組合 ▶日本下水道事業団山形工事事務所職員一同 ▶千葉県小沢藤一郎 ▶いわき市東北クリノブ販売(株) ▶光ケ丘五丁目庄司茂美 ▶酒田市ほか6町清掃事業組合議会員一同 ▶東大町一丁目佐藤竣雄 ▶亀ケ崎一丁目土岐政男 ▶山形YKK産業酒田出張所 ▶住友重機械エンバイロテック(株) ▶河田自動車(株) ▶福井県永平寺 ▶新潟鉄工所住軽アルミ建設工事災害防止協議会 ▶北新町二丁目佐藤キエ ▶宮野浦佐藤正人 ▶栄町毛利勝司 ▶鶴岡市本村九兵エ ▶全米商連協同組合 ▶湯野浜忠恩園老人一同 ▶東京都日本重化学工業 ▶鶴岡建材業協同組合

11月2日　以上合計16,742,231円

(2)

▲6号　裏面　昭和51年11月6日　26×37㌢メートル　27,000部

広報さかた災害速報 ⑨ 告知板

昭和51. 11. 9

防災と住みよい緑のまちづくり

―酒田市・山形県の正式決定は十一月末―

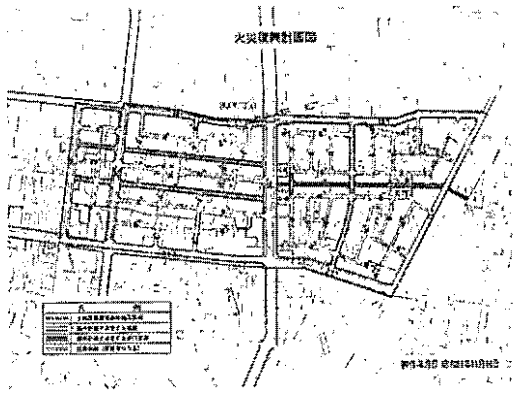

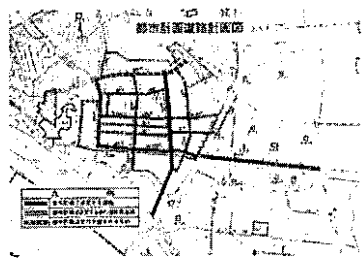

▲９号　昭和51年11月９日　26×37㌢メートル　27,000部

広報さかた災害速報 ⑨ 告知板

昭和51. 11. 9

復興区画整理相談所

災害復興土地区画整理事業相談所を開設しています。土地区画整理事業について、どんなご相談にも応じます。

区域内の土地を、酒田市へ売渡されるかた、また、代替地を必要とされるかたはご相談ください。

●市役所別館第二委員会室前廊下

●十一月八日より当分のあいだ

予防接種手数料免除

り災された復旧園児、幼稚園児、小、中学校児童、生徒のインフルエンザ予防接種手数料を免除します。

電話を焼失されたかたへ

移転先のきまったかたは、電話局窓口へお申しでください。転居先への移転料は一回に限り無料です。転居先がまだきまらないかたも届出をお願いします。

なお、電話が災害によって使えなかったかたについては、その期間の基本料はいただきません。たとえば、十月分の基本料は、三十日、三十一日の二日分を日割計算でお返しします。十一月分については、復旧設置後の料金を日割計算し、後日、請求いたします。

酒田市災害対策本部

▲９号　裏面　昭和51年11月９日　26×37㌢メートル　27,000部

広報さかた災害速報 告知板

⑪

昭和51.11.12

標識を募集
カブよく復興する標語、防災都市建設に関する標語。土地区画整理事業施行に関する標語を募集します。締切りは十一月二十日(必)午後五時、酒田市本町二丁目二ノ四五酒田市役所災害対策本部広報班宛てです。

貸店舗の入居
仮設店舗は商工会議所で共同仮設店舗形式で建設し、入居していただくことになります。

◇仮設店舗の場所
・柳小路公園地・県道浜町通り両側・海晏寺通りの一部・市役所前第一物産所有地以上の場所に、二百五十一戸の店舗を確保できる見込です。

◇店舗の規模
・柳小路仮設店舗　標準形式は間口三間ですが、道路使用上の制限があり、一店舗の面積三坪、三・五坪、四・五坪の四種類になります。
・柳小路以外に建設する仮設店舗　一店舗の面積六坪、間口二間、奥行三間と、間口三間、奥行二間のふたつのタイプ

◇店舗の構造
・プレハブ、店頭アルミ建具、シャッター付、土間はコンクリート仕上げ、基礎コンクリートブロック一段積み・一店舗当りの設備は電灯二か所、コンセント二か所(メーター付)、水栓一か所、洗面器付(メーター付)

◇入居権利金　一坪当り約十万円(入居の際一時払い)

◇申込み方法
・商店会に加盟のかたは会長宛希望地を記入のうえ申込みください。
・商店会の組織のないところは産業会館一階ロビーの受付窓口に直接お申込みください。

◇申込み締切(第一回目締切)
十一月十三日正午まで

◇権利金などの資金準備
市、商工会議所で、長期低利の資金の融資をあっせんいたします。

◇完成予定日
柳小路店舗については今月末、浜町通り、海晏寺通りについては十二月五日を予定しています。

貸間、貸店舗
貸間、貸店舗、あるいはそういうものに利用してもよいというところがありましたら、市財政課へご一報ください。電話㉒5111番、内線265番

復興区画整理相談所
災害復興土地区画整理事業相談所を開設していま す。土地区画整理事業について、どんなご相談にも応じます。
区域内の土地を、酒田市へ売渡されるかた、また、代替地を必要とされるかたはご相談ください。

●市役所四階第二委員会室前廊下

特別救援物資
り災者に特別救援物資をお渡ししています。ふとん上下、まくら、シーツの一式一組ですが、まだ約百世帯はどのり災者のかたがおいでになっていません。一～三人家族に一組、四、五人家族に二組、六人以上三組をさしあげます。市役所二階、開発課へおいでください。り災証明書か、援護物資等支給手帳をご持参ください。

税の相談
り災されたかたは、十月末日納期の国、県、市税は二か月延期され、十二月三十一日までの納期になります。また、これらの税についての、相談コーナーを開設しています。市役所三階税務課です。

水道工事店仮営業所
昨今、水道のメーター検針のあと「水道使用量のお知らせ」のカードをおあげしています。その裏面に、酒田市水道工事指定店を記載し、ご利用いただいていましたが、大火でり災した指定店が左記のところに仮営業所を設けましたのでお知らせします。
黒沢建設工業㈱　若竹町一丁目五十三二　北日本インキ㈱内　電㉒4401番
㈱両羽施設　千石町二丁目十一―八　電㉒0170番
九共住宅設備㈱　千石町二丁目四―七　電㉒3419番

パッキングなどの小修理
午後五時までは設備の工事店に、午後五時以降八時までは設備(電㉒3419番)にご用命ください。午後八時以降は、翌日の修理になりますのでご了承ください。

指定店住所変更
九和水道工業所　亀ヶ崎六丁目二一四へ、電話㉒1616番

身体障害者巡回検診
●日時　十一月二十五日午前九時～午後二時
●場所　母子福祉センター
●種別　聴覚、肢体
●対象　身障手帳の交付、再交付、程度変更、補装具の交付、修理
特に、大火で手張や補装具を焼失したかたは、必ず受診してください。
同時に、相談コーナーも設けます。

酒田市災害対策本部

広報さかた災害速報 告知板

⑫

昭和51.11.13

●り災されたかたがたは、それぞれ避難され移転されたことでしょうが、今後、町内ごとに遠らくをとりあい、助けあい、勇気づけあい、将来のことを相談しあおうということについては、この広報さかた災害速報は積極的に協力します。
特に、自治会長さんは、災害対策本部広報班と連らくをとり、大いにご利用ください。

鍛冶町自治会の集会
鍛冶町自治会では、次のように集会を開きますので、自治会のかたは皆さんぜひお集まりください。
なお、その際、市のほうから災害復興土地区画整理についての説明があります。
●日時　十一月十五日午前九時～　●場所　鍛冶町自治会連らく所(菊池菓子舗)

救援物資、一日休みます
中央公民館では救援物資を整理するため、十一月十五日は支給を休ませていただきます。

電話帳の配布
り災されたかたに、昭和五十一年版電話帳を配達していますが、転居先が不明のため配達できないものがあります。まだ届いていないかたは、電報電話局の窓口でお受けとりください。

ジャガイモの支給
北海道のジャガイモを支給しています。五人以下の世帯は十・グラム、六人以上は二十・グラムです。
中央公民館においでください。(網走県人会から)

復興区画整理一問一答

問　こんどの区画整理のため、酒田市ではなぜ区画整理区域内の土地を買う必要があるのですか

答　区画整理は、道路、公園などの公共施設を整備するとともに、皆さんの宅地がまえよりも一層よく利用できるようにする事業です。
今回の事業は、道路、公園などを、まえよりも広くするために多くの土地が必要となります。それで土地所有の皆さんから従前の土地の二十皆をだしていただく、ということになるわけですが、酒田市では、その二十皆というだしあう分をできるだけ減らして、十三皆ぐらいにしよう、というふうに考えています。その方法として、この際、この地区からどこか別のところに移ってもよい、というかたがあれば、その土地を酒田市に売っていただいて、皆さんのだしあう分の土地を酒田市でも負担しようというわけです。

問　商業地域には、今後住宅は建てられないのですか

答　そのようなことはありません。現在の商業地域は中町一、二丁目、一番町、二番町で、住宅地域は新井田町となっています。
新しい町づくりで、二番町の一部、新井田町は住宅地域。その他は商業地域となる予定です。商業地域であっても、個人の専用住宅、店舗併用住宅、アパートなど建築できます。

問　防火地域の指定とは、どんなことですか

答　防災都市は道路を広くしただけで、できるものではありません。燃えにくい建物(耐火建築)を連続して建てて、道路といっしょに、一種の防火壁をつくる、などの必要があります。
現在の焼失区域は、準防火地域で、特別の建築以外は、「防火建築」でよかったのですが、大火災の反省から、防災上必要な部分については、百平方㍍(約三十坪)以上の建物は鉄筋コンクリートなどの「耐火建築」にしなければならない、などの制限がでてきます。
なお、くわしいこと、おわかりにくい点がありましたら、市役所四階に相談所を開設していますからどなたでも、お気軽にご利用ください。

学用品、通学用品を配布
きょう(十三日)午後一時三十分から四時まで、浜田小学校体育館で、り災された小、中学生へ学用品、通学用品を配布します。保護者か、それにかわるかたがおいでになってください。
かなりの点数になりますので、大きな風呂敷をご持参ください。スリッパもご用意ください。

支給品例
アノラック、長靴、雨がさ、ズック靴、トレーニングシャツ、ズボン、国語、英和辞典(中学生)、その他学用品

酒田市災害対策本部

▲11号　昭和51年11月12日　26×37㌢メートル　27,000部

▲12号　昭和51年11月13日　26×37㌢メートル　27,000部

広報さかた災害速報 告知板

⑭ 昭51.11.16

●子ども読書室（旧琢成小跡）は、救援物資配布のため、十五日以降、当分の間、休ませていただきます。子ども読書室から本を借りているかたは、市立光丘図書館まで返却してください。

●十一月二十七日予定しておりました子ども読書室での、子ども読みきかせの会は中止します。

●救援物資に、訪問着（おび、じゅばん付）一着とどいています。お気持のなかの、お礼に行くかたはお申し出ください。二十日正午まで。市災害対策本部（市役所二階総務課内）☎2-1111内線255に。

復興区画整理一問一答

問　土地区画整理区域内に、私の所有する宅地が、四十坪と五十坪と、離れて二か所あるのですが、一か所にまとめて換地（新しい土地に移る）してもらいたいのですが

答　二か所にわかれている現在の土地が、あまり離れていなければ、一か所にまとめて新しい土地に移すことができます。

問　私は商売の関係上、現在の場所近くに土地を欲しいのですが

答　区画整理の基本は、できるだけもとの土地の最寄りの場所に、ということになっていますので、ご希望にそえると思います。しかし、その場所を指定することはできません。

問　現在、区画整理区域内に約五十坪の宅地を持っています。これから住宅を建築しなければなりませんので、その資金に当てるため、五十坪だけを売却したいのですが

答　市で買上げます。皆さんの土地を出しあう分、つまり土地の減歩率を少しでもゆるめるために、市では地区外転出者には積極的の統先、希望する代りの土地のあっせんなどをして協力をお願いしています。土地の提供者が少なければ、皆さんの出しあう土地の面積が多くなり、面積の少ない土地の持主が困ることにもなります。どうぞ積極的にご協力ください。

問　私は運送業をしています。所有地に面する道路が歩行者専用道路になると営業ができなくなります。自動車の通れる道路の沿線に移ることはできますか

答　どんな宅地でも、新しくつくられる幅六㍍以上の車の通れる道路に面するように区画されます。ですから車の出入りできない宅地はありません。たとえば、歩行者専用道路に面した宅地は、歩行者専用道路にも面し、また車の通れる道路にも面する宅地になる、ということです。

問　現在、三十坪の宅地ですが、十五％の減歩になりますと、ますます狭くなるので、この際、郊外でも、静かな、すこし広い敷地に住みたいと思いますが

答　郊外の、比較的地価の安い土地を希望していただけるとすれば、現在より広い土地を求めることができます。市街地区などいかがでしょうか。土地価格その他のことについては、市役所内の区画整理相談所で、くわしく申しあげ、ご相談を承ります。

問　焼失をまぬがれましたが、区画整理区域に入っているため、十二坪の敷地を二十坪の店舗がすべて道路用地として、なくなるようです。しかし、ここで商売を続けていきたいのですが

答　敷地の全部が道路用地に入ることになったとしても、土地がなくなるということはありません。道路や公園にかかった人の土地だけが、けずられるというのではなく、その出しあう分を皆んなで出しあうというのが土地区画整理事業です。あなたの場合、十二坪から減歩される分、仮に十五㌫とすれば、土地一・八坪を引いた十・二坪の割当はあるわけです。しかし、このような小面積の土地を新しい土地に割当し、すべて道路に面するようにすることはたいへん困難な作業です。と同時に、あなたのご商売上、小面積では店舗の設計、将来の計画などとなると大へん問題もでてくるのではなかろうかと考えられます。そこで、あなたの近くで同じようなかたがたがおられるならば、皆さんが話し合い、敷地をまとめ、共同店舗形式をとることが望ましいと考えられます。

問　私は、市で計画している区画整理区域内に、昭和四十五年に買った土地を持っていて、事業に使っています。これを、この際、市に売却しようと思いますが、所得税、県、市民税はどうなりますか

答　土地などを譲渡した場合、譲渡益から特別控除額（昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した場合は百万円、四十四年一月一日以降に取得した場合はありません）を差引き、その残額に税率（昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した場合は原則として二十六％、四十四年一月一日以降取得の場合は原則として五十二％）を乗じて納める税額がきめられます。これが一般に土地譲渡の場合の税の計算になります。

しかし、今回のようなことで、市に売却される場合は租税特別措置法によって、三千万円の特別控除が受けられることになりますので、譲渡益が三千万円までは課税されないことになります。

ご質問を例にあげて計算してみますと、四十五年にあなたは四千万円でいまの土地を買ったとし、五千万円で市に売ったとします。すると、一千万円の譲渡益です。これは三千万円に達しませんから課税されません。ところが、同じ価格で不動産業者に売ったとします。すると、あなたがこの土地を入手したのは四十五年ですから短期譲渡で、特別控除はありません。また税率は五十二％ですから譲渡益一千万円の五十二％、五百二十万円の所得税、県、市民税がかかる、という計算になります。

問　先祖代々からの土地ですが、非課税地ですので、この際困っている人のために、市へ売却したいと思いますが税はどうなりますか

答　この場合も、市に売った場合と、個人に売った場合でちがいます。例をあげて説明しましょう。

まず市に売った場合ですと千五百万円の特別控除ができる租税特別措置法の優遇措置が受けられます。例えば、一坪五万円として百坪の土地を市に売ったとします。すると五百万円の譲渡になります。先祖伝来の土地とのことですので、いくらで求められたかわかりませんが、その場合、五百万円の五％と計算されて二十五万円。この価額で買ったというふうにみられます。従って二十五万円で買って五百万円で売ったとみられますから四百七十五万円が譲渡益ということになります。しかし、特別措置法で千五百万円までの控除ですから税金はかからない、ということになります。

一方、不動産屋や、一般の人に、直接売りますと、特別控除額（昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した場合は百万円、四十四年一月一日以降に取得した場合はありません）、税率（昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した場合は原則として二十六％）で計算してみますと、譲渡益は市に売る場合と同じで四百七十五万円、それに先祖伝来の土地ということで、つまり昭和四十三年十二月三十一日以前に得た土地ですから特別控除百万円が引かれて三百七十五万円が課税の対象になります。税はその二十六％ですから九十七万五千円が税金ということになります。

以上は、一応の例をあげて説明したもので、土地の場所やいろいろな条件で違う場合があります。市役所三階の市税務課に、国税、県税、市税の三税相談所を開設していますから、気軽にご相談ください。（☎2-1111番内線285（税務課長席））また、税務署でもご相談に応じています。☎2-4450番

山王堂町自治会集会

山王堂町自治会（会長佐藤□之助　☎3151番）では次のように集会を開きます。自治会の皆さんはぜひご参集ください。その際、市の方から災害復興土地区画整理についての説明があります。

●日時　十一月十八日午後六時から

●場所　中の口町自治会館（前旧酒田□□本社北隣）

酒田市災害対策本部

▲14号　昭和51年11月16日　26×37㌢メートル　29,400部

おたくに同居している被災のかたにはぜひよませてください！

広報さかた災害速報 告知板

⑰ 昭和51.11.23

義援金を差しあげます。

●今回の大火で、被害を受けない場所に住まいしていて、店舗、事務所、貸家を焼失したかたには、いままで義援金を差しあげていませんでしたが、左記のように差しあげます。▼金額　五万円　▼支給日　二十四日午前九時～午後四時、午前一、二番町、新井田町、午後中町一、二丁目　▼場所　市役所一階ロビーで受付、四階第一会議室で支給　▼持参するもの　罹災証明書（市市民課で）、被災地区に居住していないで貸店舗などお持ちのかたは、罹災証明書をもらえませんからその場合は、家屋所有証明書（市税務課で）、印かん　▼店舗、事務所など二か所以上をお持ちのかたでも、五万円に限らせていただきます。

●十一、十二日につづいて、二回目の義援金を配分します。

▼金額　一人につき三万円　▼支給日　●二十五日午前九時～正午　新井田町、相生町二丁目　●二十五日午後一時～四時　一番町　●二十六日午前九時～正午　二番町　●二十六日午後一時～四時　中町一、二丁目　▼二階廊下で受付、四階第一会議室で支給　▼持参するもの　援護物資等支給手帳、印かん　▼寄託金・短大生の下宿人は該当しません。▼一人につき三万円のほかに一世帯に一本ずつ傘を差しあげます。▼十二月五日の衆議院議員選挙の入場券をお渡しします。

救援物資の支給を休む日

十一月中で、救援物資の支給を休ませていただく日は二十五日(木)と二十九日(月)の二日です。

十二月中の救援物資の支給日

十二月に入ってからは、救援物資を支給する日は次のようになります。

三日(金)、五日(日)、八日(水)、十二日(日)、十五日(水)、十九日(日)、二十日(月)

以上の日が支給する日です。なお時間は、十一月中は午前九時三十分から午後四時まで、十二月からは午前九時から午後四時までになります。場所は中央公民館です。

復興区画整理一問一答

問　今回の都市計画は防災都市づくりとして基本的には賛成だが、市民になんの相談もなく、だれの命令で青写真をつくり、決定したのか。

答　その経過については災害速報九号にも詳細に記しましたが、その後の各地区説明会でも、ご説明申しあげています。

酒田市は、十月三十日、災害復興は土地区画整理事業で実施することをきめ、国、県、市の合同チームで原案をまとめ、都市計画については市民の代表である酒田市都市計画審議会で、二回審議され、全員一致で了承されましたので、ただちに全住民の意見をきくため、十一月八日より原案を市民に縦覧し、現在、その内容の説明とともに、市民の理解につとめています。

この原案はまだ決定されたものではなく、十一月二十四日、市民の意見書も取り入れて、県の都市計画審議会で審議されたあと、知事、および市長が決定することになります。被災者のかたがたの再建を一日もはやくするためには、都市計画の事業をはやくきめないと、いろいろの混乱が生じ、また予もどりが起るため、十分な余ゆうはありませんでしたが、今日まであらゆる手段で、すでに各会場の説明会、個人相談なども含めて、約千八百人のかたに、この計画の内容を説明、相談しており、決して住民無視の計画などではないことをご理解いただきたいと思います。

問　本町と中町の間に、二本も道路はいらないのではないか。

答　本町、中町間は約四十㍍もあり、普通の住宅地であれば三本の道路がそのなかに必要となります。中町通りは歩行者専用のため、その裏地には八㍍の車道がぜひ必要です。残った敷地は一辺四十㍍のやや正方形となって、その中心付近の土地は道路に面しない盲地となることも予想され、この地点で火災発生の場合は消火作業にも支障を生じますので、これらの点を総合的に検討し、二本の道路を計画したわけです。

区画道路、公園用地の位置については、説明会に出された皆さんからの数多いご意見、ご要望にそい、できるだけ減歩が少なくなるように、しかも街並みが不便にならないよう、専門家とも相談して、一部手直しの上、十二月に入ってから原案を発表し、そのあと四週間にわたってさらに皆さんのご意見をきくことになります。〔十一月十九日山形新聞夕刊「防災区域の一市民」よりの投書の回答も兼ねさせていただきます〕

船入町自治会の集会

二十八日(日)午後一時から、船入町自治会の集会をひらきます。自治会の皆さんご参集ください。一番町旧田村金店です。

その際、市の方から災害復興土地区画整理についての説明があります。

上林消防長追悼式

二十五日、午後一時三十分から、市民会館で、今回の大火で消火活動指揮中、殉職された上林銀一郎酒田地区消防組合消防長の追悼式が行われます。一般市民のかたも参列してください。

酒田市災害対策本部

▲17号　昭和51年11月23日　26×37㌢メートル　29,400部

広報さかた災害速報

告知板

20

51.12.1

復興区画整理事業計画の原案まとまる

減歩について

●**現在の宅地面積**（現在の面積から、現在の道路、水路面積を引いた面積）は、約二十五㌃ですが、新しく生れる宅地は、約二十・三㌃です。従つて、新しく道路、公園となる分が、約四・七㌃です。この ふえた分の土地を、全部の地権者から出しあつても らいますと、従来の土地を平均して約十九㌫減歩することになるわけです。これは大へんな負担ですので、酒田市では、この十九㌫をなんとか十三㌫程度に引きさげるため、地区外に転出希望者の土地を市に売却してくれるようお願いしてまいつたわけです。

●**この事業計画では**　減歩率を平均十三・〇五㌫としてありますが、これはあくまでも平均であつて、十二月末ごろまでの土地提供面積によつて変つてきますし、また、中町地区で地区外に転出するかたが極めて少ない場合は、その地区は他地区に比べて減歩率が高くなることは当然予想されます。

●**減歩率は**　換地（新しく割当られる土地）の方法によつても個人的に変つてきます。たとえば、現在、大道路わきの便利なところにあつた土地が、換地すべてに売却してくれるようお願いしてまいつたわけです。

参考

秋田県能代市は、昭和二十四年と三十一年の二度の大火により、酒田市と同じように火災復興土地区画整理事業を実施しました。その面積は、酒田市の約四倍に達する百十二㌶で、三十㍍道路も、そのとき整備されたものです。減歩率では、二回とも平均十八・五㌫でした。

鍛冶町自治会相談会

鍛冶町自治会の皆さん、相談する事項があります。ぜひ、ご参集ください。

▼**日時**　十二月三日㈮午後六時三十分から

▼**場所**　市役所職員クラブ（旧清芳荘表）

原案作成までの経過

防災都市建設とともに、良好な住宅街と、総合的な近代商店街の結びつけを骨子とした新しい火災復興の、まちづくり構想は、十一月八日以来、二十回の説明会を開催して、約二千数百人の関係者に、その内容を説明してまいりました。

市民の、多くのご要望、ご意見を取入れながら、あらゆる角度から総合的に判断し、十一月二十六日、建設省において、国、県、市が、最後的な調整をして、次のような区画整理事業の原案をまとめ、二十七日から、市民にその案を縦覧しています。

区画整理事業の内容

土地区画整理事業の名称　酒田都市計画火災復興土地区画整理事業

施行者　山形県　（大災復興事業は、短期間に実施する必要があり、また四十億円以上の巨費を要することになるため、酒田市の財源、人的能力をこえるものであるため、県が施行者となります。）

施行地区　裏面に掲載しました図面をご参照ください。

設計の概要

●**土地利用**　商業地域、近隣商業地域、住居地域の土地利用は、現在、検討中ですので、原案がまとまり次第、お知らせします。

●**幹線道路**　歩行者専用道路につきましては、すでに縦覧し、去る十一月二十四日、山形県都市計画審議会で審議され、全員一致で了承されましたので、県知事は原案どおり決定する旨、告示をしました。

●**区画道路**　幅員十㍍以下の区画道路は、市民各層のご要望、文化財の保護、地区外道路との取付関係、新しい宅地割（換地）の配置、減歩を少しでも減らしたい、などの検討を加えて、修正したものです。

●**公園**　三つのブロックに五か所の公園（約七千三百平方㍍）の設置を予定し、歩行者専用道路と一体として利便をはかり、かつ防災上の都市空間となるようにしました。

●**公益的施設**　地区のほぼ中心部に、約九百平方㍍の公益的施設用地を確保し、地区住民のための利便施設とします。

●**建築物の整備計画**　商店街の近代化事業を促進するため、市街地再開発、共同店舗事業などを土地区画事業の進捗にあわせて行う方針です。

事業年度

五十一年度から五十五年度までの五か年ですが、道路、上、下水道などの工事はできるだけ早い期間に完了させるよう努力します。

事業費

総事業費は、現在の概算見積りで約四十億円ですが、このなかで皆さんの減歩を減らすための土地買収費が約十二億円で、残りの二十八億円が工事費、移転補償費、事務費などとなります。しかし、くわしい設計、調査がすすむにつれて、この工事費も変つてくるものと思われます。

計画案の縦覧

広報さかた災害速報⑲をご参照ください。

●**縦覧するもの**　事業計画書、参考図面

●**場所**　酒田市役所都市計画課内

●**期間**　十一月二十七日から十二月十日

●**時間**　午前九時から午後五時

意見書の提出

●**提出先**　山形県知事

●**意見書の内容**　速報や説明会、個人相談などでも、なつとくできかねるもので、具体的なご意見すでに決定された幹線道路、区画整理の区域などの意見は除外されます。

●**意見書の提出できるひと**　この事業の利害関係者

●**提出期間**　縦覧が終つた翌日（十二月十一日）から受け付けます。最終期限は十二月二十四日です。

●**その他**　意見書には住所、氏名（または代表責任者）、電話番号を忘れずにご記入ください。なお、意見書の写を、一部市の方にもできればお寄せください。

事業計画の概要

施行者　山形県

施行地区　酒田市中央西町二丁目、中町一丁目、中町二丁目、中町三丁目、中町四丁目、中町五丁目、中町六丁目、中町七丁目、中町八丁目、中町九丁目、中町十丁目、中町十一丁目、中町十二丁目、中町十三丁目、中町十四丁目、中町十五丁目、中町十六丁目、中町十七丁目、中町十八丁目、中町十九丁目、中町二十丁目、中町二十一丁目、中町二十二丁目、中町二十三丁目、中町二十四丁目、中町二十五丁目、中町二十六丁目、中町二十七丁目、中町二十八丁目、中町二十九丁目、中町三十丁目、中町三十一丁目、中町三十二丁目、中町三十三丁目、中町三十四丁目、中町三十五丁目、中町三十六丁目、中町三十七丁目、中町三十八丁目、中町三十九丁目、中町四十丁目、中町四十一丁目、中町四十二丁目、中町四十三丁目、中町四十四丁目、中町四十五丁目、中町四十六丁目、中町四十七丁目、中町四十八丁目、中町四十九丁目、中町五十丁目、中町五十一丁目、中町五十二丁目、中町五十三丁目、中町五十四丁目、中町五十五丁目、中町五十六丁目、中町五十七丁目、中町五十八丁目、中町五十九丁目、中町六十丁目、中町六十一丁目、中町六十二丁目、中町六十三丁目、中町六十四丁目、中町六十五丁目、中町六十六丁目、中町六十七丁目、中町六十八丁目、中町六十九丁目、中町七十丁目、中町七十一丁目、中町七十二丁目、中町七十三丁目、中町七十四丁目、中町七十五丁目、中町七十六丁目、中町七十七丁目、中町七十八丁目、中町七十九丁目、中町八十丁目、中町八十一丁目、中町八十二丁目、中町八十三丁目、中町八十四丁目、中町八十五丁目、中町八十六丁目、中町八十七丁目、中町八十八丁目、中町八十九丁目、中町九十丁目、中町九十一丁目、中町九十二丁目、中町九十三丁目、中町九十四丁目、中町九十五丁目、中町九十六丁目、中町九十七丁目、中町九十八丁目、中町九十九丁目、中町百丁目、中町百一丁目、中町百二丁目、中町百三丁目、中町百四丁目、中町百五丁目、中町百六丁目、中町百七丁目、中町百八丁目、中町百九丁目、中町百十丁目、中町百十一丁目、中町百十二丁目、中町百十三丁目、中町百十四丁目、中町百十五丁目、中町百十六丁目、中町百十七丁目、中町百十八丁目、中町百十九丁目、中町百二十丁目、中町百二十一丁目、中町百二十二丁目、中町百二十三丁目、中町百二十四丁目、中町百二十五丁目、中町百二十六丁目、中町百二十七丁目、中町百二十八丁目、中町百二十九丁目、中町百三十丁目、中町百三十一丁目、中町百三十二丁目、中町百三十三丁目、中町百三十四丁目、中町百三十五丁目、中町百三十六丁目、中町百三十七丁目、中町百三十八丁目、中町百三十九丁目、中町百四十丁目、中町百四十一丁目、中町百四十二丁目、中町百四十三丁目、中町百四十四丁目、中町百四十五丁目、中町百四十六丁目、中町百四十七丁目、中町百四十八丁目、中町百四十九丁目、中町百五十丁目、中町百五十一丁目、中町百五十二丁目、中町百五十三丁目、中町百五十四丁目、中町百五十五丁目、中町百五十六丁目、中町百五十七丁目、中町百五十八丁目、中町百五十九丁目、中町百六十丁目、中町百六十一丁目、中町百六十二丁目、中町百六十三丁目、中町百六十四丁目、中町百六十五丁目、中町百六十六丁目、中町百六十七丁目、中町百六十八丁目、中町百六十九丁目、中町百七十丁目、中町百七十一丁目、中町百七十二丁目、中町百七十三丁目、中町百七十四丁目、中町百七十五丁目、中町百七十六丁目、中町百七十七丁目、中町百七十八丁目、中町百七十九丁目、中町百八十丁目、中町百八十一丁目、中町百八十二丁目、中町百八十三丁目、中町百八十四丁目、中町百八十五丁目、中町百八十六丁目、中町百八十七丁目、中町百八十八丁目、中町百八十九丁目、中町百九十丁目、中町百九十一丁目、中町百九十二丁目、中町百九十三丁目、中町百九十四丁目、中町百九十五丁目、中町百九十六丁目、中町百九十七丁目、中町百九十八丁目、中町百九十九丁目、中町二百丁目、中町二百一丁目、中町二百二丁目、中町二百三丁目、中町二百四丁目、中町二百五丁目、中町二百六丁目、中町二百七丁目、中町二百八丁目、中町二百九丁目、中町二百十丁目、中町二百十一丁目、中町二百十二丁目、中町二百十三丁目、中町二百十四丁目、中町二百十五丁目、中町二百十六丁目、中町二百十七丁目、中町二百十八丁目、中町二百十九丁目、中町二百二十丁目、中町二百二十一丁目、中町二百二十二丁目、中町二百二十三丁目、中町二百二十四丁目、中町二百二十五丁目、中町二百二十六丁目、中町二百二十七丁目、中町二百二十八丁目、中町二百二十九丁目、中町二百三十丁目、中町二百三十一丁目、中町二百三十二丁目、中町二百三十三丁目、中町二百三十四丁目、中町二百三十五丁目、中町二百三十六丁目、中町二百三十七丁目、中町二百三十八丁目、中町二百三十九丁目、中町二百四十丁目、中町二百四十一丁目、中町二百四十二丁目、中町二百四十三丁目、中町二百四十四丁目、中町二百四十五丁目、中町二百四十六丁目、中町二百四十七丁目、中町二百四十八丁目、中町二百四十九丁目、中町二百五十丁目、中町二百五十一丁目、中町二百五十二丁目、中町二百五十三丁目、中町二百五十四丁目、中町二百五十五丁目、中町二百五十六丁目、中町二百五十七丁目、中町二百五十八丁目、中町二百五十九丁目、中町二百六十丁目、中町二百六十一丁目、中町二百六十二丁目、中町二百六十三丁目、中町二百六十四丁目、中町二百六十五丁目、中町二百六十六丁目、中町二百六十七丁目、中町二百六十八丁目、中町二百六十九丁目、中町二百七十丁目、中町二百七十一丁目、中町二百七十二丁目、中町二百七十三丁目、中町二百七十四丁目、中町二百七十五丁目、中町二百七十六丁目、中町二百七十七丁目、中町二百七十八丁目、中町二百七十九丁目、中町二百八十丁目、中町二百八十一丁目、中町二百八十二丁目、中町二百八十三丁目、中町二百八十四丁目、中町二百八十五丁目、中町二百八十六丁目、中町二百八十七丁目、中町二百八十八丁目、中町二百八十九丁目、中町二百九十丁目、中町二百九十一丁目、中町二百九十二丁目、中町二百九十三丁目、中町二百九十四丁目、中町二百九十五丁目、中町二百九十六丁目、中町二百九十七丁目、中町二百九十八丁目、中町二百九十九丁目、中町三百丁目、中町三百一丁目、中町三百二丁目、中町三百三丁目、中町三百四丁目、中町三百五丁目、中町三百六丁目、中町三百七丁目、中町三百八丁目、中町三百九丁目、中町三百十丁目、中町三百十一丁目、中町三百十二丁目、中町三百十三丁目、中町三百十四丁目、中町三百十五丁目、中町三百十六丁目、中町三百十七丁目、中町三百十八丁目、中町三百十九丁目、中町三百二十丁目、中町三百二十一丁目、中町三百二十二丁目、中町三百二十三丁目、中町三百二十四丁目、中町三百二十五丁目、中町三百二十六丁目、中町三百二十七丁目、中町三百二十八丁目、中町三百二十九丁目、中町三百三十丁目、中町三百三十一丁目、中町三百三十二丁目、中町三百三十三丁目、中町三百三十四丁目、中町三百三十五丁目、中町三百三十六丁目、中町三百三十七丁目、中町三百三十八丁目、中町三百三十九丁目、中町三百四十丁目、中町三百四十一丁目、中町三百四十二丁目、中町三百四十三丁目、中町三百四十四丁目、中町三百四十五丁目、中町三百四十六丁目、中町三百四十七丁目、中町三百四十八丁目、中町三百四十九丁目、中町三百五十丁目、中町三百五十一丁目、中町三百五十二丁目、中町三百五十三丁目、中町三百五十四丁目、中町三百五十五丁目、中町三百五十六丁目、中町三百五十七丁目、中町三百五十八丁目、中町三百五十九丁目、中町三百六十丁目、中町三百六十一丁目、中町三百六十二丁目、中町三百六十三丁目、中町三百六十四丁目、中町三百六十五丁目、中町三百六十六丁目、中町三百六十七丁目、中町三百六十八丁目、中町三百六十九丁目、中町三百七十丁目、中町三百七十一丁目、中町三百七十二丁目、中町三百七十三丁目、中町三百七十四丁目、中町三百七十五丁目、中町三百七十六丁目、中町三百七十七丁目、中町三百七十八丁目、中町三百七十九丁目、中町三百八十丁目、中町三百八十一丁目、中町三百八十二丁目、中町三百八十三丁目、中町三百八十四丁目、中町三百八十五丁目、中町三百八十六丁目、中町三百八十七丁目、中町三百八十八丁目、中町三百八十九丁目、中町三百九十丁目、中町三百九十一丁目、中町三百九十二丁目、中町三百九十三丁目、中町三百九十四丁目、中町三百九十五丁目、中町三百九十六丁目、中町三百九十七丁目、中町三百九十八丁目、中町三百九十九丁目、中町四百丁目、中町四百一丁目、中町四百二丁目、中町四百三丁目、中町四百四丁目、中町四百五丁目、中町四百六丁目、中町四百七丁目、中町四百八丁目、中町四百九丁目、中町四百十丁目、中町四百十一丁目、中町四百十二丁目、中町四百十三丁目、中町四百十四丁目、中町四百十五丁目、中町四百十六丁目、中町四百十七丁目、中町四百十八丁目、中町四百十九丁目、中町四百二十丁目、中町四百二十一丁目、中町四百二十二丁目、中町四百二十三丁目、中町四百二十四丁目、中町四百二十五丁目、中町四百二十六丁目、中町四百二十七丁目、中町四百二十八丁目、中町四百二十九丁目、中町四百三十丁目、中町四百三十一丁目、中町四百三十二丁目、中町四百三十三丁目、中町四百三十四丁目、中町四百三十五丁目、中町四百三十六丁目、中町四百三十七丁目、中町四百三十八丁目、中町四百三十九丁目、中町四百四十丁目、中町四百四十一丁目、中町四百四十二丁目、中町四百四十三丁目、中町四百四十四丁目、中町四百四十五丁目、中町四百四十六丁目、中町四百四十七丁目、中町四百四十八丁目、中町四百四十九丁目、中町四百五十丁目、中町四百五十一丁目、中町四百五十二丁目、中町四百五十三丁目、中町四百五十四丁目、中町四百五十五丁目、中町四百五十六丁目、中町四百五十七丁目、中町四百五十八丁目、中町四百五十九丁目、中町四百六十丁目、中町四百六十一丁目、中町四百六十二丁目、中町四百六十三丁目、中町四百六十四丁目、中町四百六十五丁目、中町四百六十六丁目、中町四百六十七丁目、中町四百六十八丁目、中町四百六十九丁目、中町四百七十丁目、中町四百七十一丁目、中町四百七十二丁目、中町四百七十三丁目、中町四百七十四丁目、中町四百七十五丁目、中町四百七十六丁目、中町四百七十七丁目、中町四百七十八丁目、中町四百七十九丁目、中町四百八十丁目、中町四百八十一丁目、中町四百八十二丁目、中町四百八十三丁目、中町四百八十四丁目、中町四百八十五丁目、中町四百八十六丁目、中町四百八十七丁目、中町四百八十八丁目、中町四百八十九丁目、中町四百九十丁目、中町四百九十一丁目、中町四百九十二丁目、中町四百九十三丁目、中町四百九十四丁目、中町四百九十五丁目、中町四百九十六丁目、中町四百九十七丁目、中町四百九十八丁目、中町四百九十九丁目、中町五百丁目、中町五百一丁目、中町五百二丁目、中町五百三丁目、中町五百四丁目、中町五百五丁目、中町五百六丁目、中町五百七丁目、中町五百八丁目、中町五百九丁目、中町五百十丁目、中町五百十一丁目、中町五百十二丁目、中町五百十三丁目、中町五百十四丁目、中町五百十五丁目、中町五百十六丁目、中町五百十七丁目、中町五百十八丁目、中町五百十九丁目、中町五百二十丁目、中町五百二十一丁目、中町五百二十二丁目、中町五百二十三丁目、中町五百二十四丁目、中町五百二十五丁目、中町五百二十六丁目、中町五百二十七丁目、中町五百二十八丁目、中町五百二十九丁目、中町五百三十丁目、中町五百三十一丁目、中町五百三十二丁目、中町五百三十三丁目、中町五百三十四丁目、中町五百三十五丁目、中町五百三十六丁目、中町五百三十七丁目、中町五百三十八丁目、中町五百三十九丁目、中町五百四十丁目、中町五百四十一丁目、中町五百四十二丁目、中町五百四十三丁目、中町五百四十四丁目、中町五百四十五丁目、中町五百四十六丁目、中町五百四十七丁目、中町五百四十八丁目、中町五百四十九丁目、中町五百五十丁目、中町五百五十一丁目、中町五百五十二丁目、中町五百五十三丁目、中町五百五十四丁目、中町五百五十五丁目、中町五百五十六丁目、中町五百五十七丁目、中町五百五十八丁目、中町五百五十九丁目、中町五百六十丁目、中町五百六十一丁目、中町五百六十二丁目、中町五百六十三丁目、中町五百六十四丁目、中町五百六十五丁目、中町五百六十六丁目、中町五百六十七丁目、中町五百六十八丁目、中町五百六十九丁目、中町五百七十丁目、中町五百七十一丁目、中町五百七十二丁目、中町五百七十三丁目、中町五百七十四丁目、中町五百七十五丁目、中町五百七十六丁目、中町五百七十七丁目、中町五百七十八丁目、中町五百七十九丁目、中町五百八十丁目、中町五百八十一丁目、中町五百八十二丁目、中町五百八十三丁目、中町五百八十四丁目、中町五百八十五丁目、中町五百八十六丁目、中町五百八十七丁目、中町五百八十八丁目、中町五百八十九丁目、中町五百九十丁目、中町五百九十一丁目、中町五百九十二丁目、中町五百九十三丁目、中町五百九十四丁目、中町五百九十五丁目、中町五百九十六丁目、中町五百九十七丁目、中町五百九十八丁目、中町五百九十九丁目、中町六百丁目、中町六百一丁目、中町六百二丁目、中町六百三丁目、中町六百四丁目、中町六百五丁目、中町六百六丁目、中町六百七丁目、中町六百八丁目、中町六百九丁目、中町六百十丁目、中町六百十一丁目、中町六百十二丁目、中町六百十三丁目、中町六百十四丁目、中町六百十五丁目、中町六百十六丁目、中町六百十七丁目、中町六百十八丁目、中町六百十九丁目、中町六百二十丁目、中町六百二十一丁目、中町六百二十二丁目、中町六百二十三丁目、中町六百二十四丁目、中町六百二十五丁目、中町六百二十六丁目、中町六百二十七丁目、中町六百二十八丁目、中町六百二十九丁目、中町六百三十丁目、中町六百三十一丁目、中町六百三十二丁目、中町六百三十三丁目、中町六百三十四丁目、中町六百三十五丁目、中町六百三十六丁目、中町六百三十七丁目、中町六百三十八丁目、中町六百三十九丁目、中町六百四十丁目、中町六百四十一丁目、中町六百四十二丁目、中町六百四十三丁目、中町六百四十四丁目、中町六百四十五丁目、中町六百四十六丁目、中町六百四十七丁目、中町六百四十八丁目、中町六百四十九丁目、中町六百五十丁目、中町六百五十一丁目、中町六百五十二丁目、中町六百五十三丁目、中町六百五十四丁目、中町六百五十五丁目、中町六百五十六丁目、中町六百五十七丁目、中町六百五十八丁目、中町六百五十九丁目、中町六百六十丁目、中町六百六十一丁目、中町六百六十二丁目、中町六百六十三丁目、中町六百六十四丁目、中町六百六十五丁目、中町六百六十六丁目、中町六百六十七丁目、中町六百六十八丁目、中町六百六十九丁目、中町六百七十丁目、中町六百七十一丁目、中町六百七十二丁目、中町六百七十三丁目、中町六百七十四丁目、中町六百七十五丁目、中町六百七十六丁目、中町六百七十七丁目、中町六百七十八丁目、中町六百七十九丁目、中町六百八十丁目、中町六百八十一丁目、中町六百八十二丁目、中町六百八十三丁目、中町六百八十四丁目、中町六百八十五丁目、中町六百八十六丁目、中町六百八十七丁目、中町六百八十八丁目、中町六百八十九丁目、中町六百九十丁目、中町六百九十一丁目、中町六百九十二丁目、中町六百九十三丁目、中町六百九十四丁目、中町六百九十五丁目、中町六百九十六丁目、中町六百九十七丁目、中町六百九十八丁目、中町六百九十九丁目、中町七百丁目、中町七百一丁目、中町七百二丁目、中町七百三丁目、中町七百四丁目、中町七百五丁目、中町七百六丁目、中町七百七丁目、中町七百八丁目、中町七百九丁目、中町七百十丁目、中町七百十一丁目、中町七百十二丁目、中町七百十三丁目、中町七百十四丁目、中町七百十五丁目、中町七百十六丁目、中町七百十七丁目、中町七百十八丁目、中町七百十九丁目、中町七百二十丁目、中町七百二十一丁目、中町七百二十二丁目、中町七百二十三丁目、中町七百二十四丁目、中町七百二十五丁目、中町七百二十六丁目、中町七百二十七丁目、中町七百二十八丁目、中町七百二十九丁目、中町七百三十丁目、中町七百三十一丁目、中町七百三十二丁目、中町七百三十三丁目、中町七百三十四丁目、中町七百三十五丁目、中町七百三十六丁目、中町七百三十七丁目、中町七百三十八丁目、中町七百三十九丁目、中町七百四十丁目、中町七百四十一丁目、中町七百四十二丁目、中町七百四十三丁目、中町七百四十四丁目、中町七百四十五丁目、中町七百四十六丁目、中町七百四十七丁目、中町七百四十八丁目、中町七百四十九丁目、中町七百五十丁目、中町七百五十一丁目、中町七百五十二丁目、中町七百五十三丁目、中町七百五十四丁目、中町七百五十五丁目、中町七百五十六丁目、中町七百五十七丁目、中町七百五十八丁目、中町七百五十九丁目、中町七百六十丁目、中町七百六十一丁目、中町七百六十二丁目、中町七百六十三丁目、中町七百六十四丁目、中町七百六十五丁目、中町七百六十六丁目、中町七百六十七丁目、中町七百六十八丁目、中町七百六十九丁目、中町七百七十丁目、中町七百七十一丁目、中町七百七十二丁目、中町七百七十三丁目、中町七百七十四丁目、中町七百七十五丁目、中町七百七十六丁目、中町七百七十七丁目、中町七百七十八丁目、中町七百七十九丁目、中町七百八十丁目、中町七百八十一丁目、中町七百八十二丁目、中町七百八十三丁目、中町七百八十四丁目、中町七百八十五丁目、中町七百八十六丁目、中町七百八十七丁目、中町七百八十八丁目、中町七百八十九丁目、中町七百九十丁目、中町七百九十一丁目、中町七百九十二丁目、中町七百九十三丁目、中町七百九十四丁目、中町七百九十五丁目、中町七百九十六丁目、中町七百九十七丁目、中町七百九十八丁目、中町七百九十九丁目、中町八百丁目、中町八百一丁目、中町八百二丁目、中町八百三丁目、中町八百四丁目、中町八百五丁目、中町八百六丁目、中町八百七丁目、中町八百八丁目、中町八百九丁目、中町八百十丁目、中町八百十一丁目、中町八百十二丁目、中町八百十三丁目、中町八百十四丁目、中町八百十五丁目、中町八百十六丁目、中町八百十七丁目、中町八百十八丁目、中町八百十九丁目、中町八百二十丁目、中町八百二十一丁目、中町八百二十二丁目、中町八百二十三丁目、中町八百二十四丁目、中町八百二十五丁目、中町八百二十六丁目、中町八百二十七丁目、中町八百二十八丁目、中町八百二十九丁目、中町八百三十丁目、中町八百三十一丁目、中町八百三十二丁目、中町八百三十三丁目、中町八百三十四丁目、中町八百三十五丁目、中町八百三十六丁目、中町八百三十七丁目、中町八百三十八丁目、中町八百三十九丁目、中町八百四十丁目、中町八百四十一丁目、中町八百四十二丁目、中町八百四十三丁目、中町八百四十四丁目、中町八百四十五丁目、中町八百四十六丁目、中町八百四十七丁目、中町八百四十八丁目、中町八百四十九丁目、中町八百五十丁目、中町八百五十一丁目、中町八百五十二丁目、中町八百五十三丁目、中町八百五十四丁目、中町八百五十五丁目、中町八百五十六丁目、中町八百五十七丁目、中町八百五十八丁目、中町八百五十九丁目、中町八百六十丁目、中町八百六十一丁目、中町八百六十二丁目、中町八百六十三丁目、中町八百六十四丁目、中町八百六十五丁目、中町八百六十六丁目、中町八百六十七丁目、中町八百六十八丁目、中町八百六十九丁目、中町八百七十丁目、中町八百七十一丁目、中町八百七十二丁目、中町八百七十三丁目、中町八百七十四丁目、中町八百七十五丁目、中町八百七十六丁目、中町八百七十七丁目、中町八百七十八丁目、中町八百七十九丁目、中町八百八十丁目、中町八百八十一丁目、中町八百八十二丁目、中町八百八十三丁目、中町八百八十四丁目、中町八百八十五丁目、中町八百八十六丁目、中町八百八十七丁目、中町八百八十八丁目、中町八百八十九丁目、中町八百九十丁目、中町八百九十一丁目、中町八百九十二丁目、中町八百九十三丁目、中町八百九十四丁目、中町八百九十五丁目、中町八百九十六丁目、中町八百九十七丁目、中町八百九十八丁目、中町八百九十九丁目、中町九百丁目、中町九百一丁目、中町九百二丁目、中町九百三丁目、中町九百四丁目、中町九百五丁目、中町九百六丁目、中町九百七丁目、中町九百八丁目、中町九百九丁目、中町九百十丁目、中町九百十一丁目、中町九百十二丁目、中町九百十三丁目、中町九百十四丁目、中町九百十五丁目、中町九百十六丁目、中町九百十七丁目、中町九百十八丁目、中町九百十九丁目、中町九百二十丁目、中町九百二十一丁目、中町九百二十二丁目、中町九百二十三丁目、中町九百二十四丁目、中町九百二十五丁目、中町九百二十六丁目、中町九百二十七丁目、中町九百二十八丁目、中町九百二十九丁目、中町九百三十丁目、中町九百三十一丁目、中町九百三十二丁目、中町九百三十三丁目、中町九百三十四丁目、中町九百三十五丁目、中町九百三十六丁目、中町九百三十七丁目、中町九百三十八丁目、中町九百三十九丁目、中町九百四十丁目、中町九百四十一丁目、中町九百四十二丁目、中町九百四十三丁目、中町九百四十四丁目、中町九百四十五丁目、中町九百四十六丁目、中町九百四十七丁目、中町九百四十八丁目、中町九百四十九丁目、中町九百五十丁目、中町九百五十一丁目、中町九百五十二丁目、中町九百五十三丁目、中町九百五十四丁目、中町九百五十五丁目、中町九百五十六丁目、中町九百五十七丁目、中町九百五十八丁目、中町九百五十九丁目、中町九百六十丁目、中町九百六十一丁目、中町九百六十二丁目、中町九百六十三丁目、中町九百六十四丁目、中町九百六十五丁目、中町九百六十六丁目、中町九百六十七丁目、中町九百六十八丁目、中町九百六十九丁目、中町九百七十丁目、中町九百七十一丁目、中町九百七十二丁目、中町九百七十三丁目、中町九百七十四丁目、中町九百七十五丁目、中町九百七十六丁目、中町九百七十七丁目、中町九百七十八丁目、中町九百七十九丁目、中町九百八十丁目、中町九百八十一丁目、中町九百八十二丁目、中町九百八十三丁目、中町九百八十四丁目、中町九百八十五丁目、中町九百八十六丁目、中町九百八十七丁目、中町九百八十八丁目、中町九百八十九丁目、中町九百九十丁目、中町九百九十一丁目、中町九百九十二丁目、中町九百九十三丁目、中町九百九十四丁目、中町九百九十五丁目、中町九百九十六丁目、中町九百九十七丁目、中町九百九十八丁目、中町九百九十九丁目、中町千丁目、中町千一丁目、中町千二丁目、中町千三丁目、中町千四丁目、中町千五丁目、中町千六丁目、中町千七丁目、中町千八丁目、中町千九丁目、中町千十丁目、中町千十一丁目、中町千十二丁目、中町千十三丁目、中町千十四丁目、中町千十五丁目、中町千十六丁目、中町千十七丁目、中町千十八丁目、中町千十九丁目、中町千二十丁目、中町千二十一丁目、中町千二十二丁目、中町千二十三丁目、中町千二十四丁目、中町千二十五丁目、中町千二十六丁目、中町千二十七丁目、中町千二十八丁目、中町千二十九丁目、中町千三十丁目、中町千三十一丁目、中町千三十二丁目、中町千三十三丁目、中町千三十四丁目、中町千三十五丁目、中町千三十六丁目、中町千三十七丁目、中町千三十八丁目、中町千三十九丁目、中町千四十丁目、中町千四十一丁目、中町千四十二丁目、中町千四十三丁目、中町千四十四丁目、中町千四十五丁目、中町千四十六丁目、中町千四十七丁目、中町千四十八丁目、中町千四十九丁目、中町千五十丁目、中町千五十一丁目、中町千五十二丁目、中町千五十三丁目、中町千五十四丁目、中町千五十五丁目、中町千五十六丁目、中町千五十七丁目、中町千五十八丁目、中町千五十九丁目、中町千六十丁目、中町千六十一丁目、中町千六十二丁目、中町千六十三丁目、中町千六十四丁目、中町千六十五丁目、中町千六十六丁目、中町千六十七丁目、中町千六十八丁目、中町千六十九丁目、中町千七十丁目、中町千七十一丁目、中町千七十二丁目、中町千七十三丁目、中町千七十四丁目、中町千七十五丁目、中町千七十六丁目、中町千七十七丁目、中町千七十八丁目、中町千七十九丁目、中町千八十丁目、中町千八十一丁目、中町千八十二丁目、中町千八十三丁目、中町千八十四丁目、中町千八十五丁目、中町千八十六丁目、中町千八十七丁目、中町千八十八丁目、中町千八十九丁目、中町千九十丁目、中町千九十一丁目、中町千九十二丁目、中町千九十三丁目、中町千九十四丁目、中町千九十五丁目、中町千九十六丁目、中町千九十七丁目、中町千九十八丁目、中町千九十九丁目、中町二千丁目、中町二千一丁目、中町二千二丁目、中町二千三丁目、中町二千四丁目、中町二千五丁目、中町二千六丁目、中町二千七丁目、中町二千八丁目、中町二千九丁目、中町三千丁目、中町三千一丁目、中町三千二丁目、中町三千三丁目、中町三千四丁目、中町三千五丁目、中町三千六丁目、中町三千七丁目、中町三千八丁目、中町三千九丁目、中町四千丁目、中町四千一丁目、中町四千二丁目、中町四千三丁目、中町四千四丁目、中町四千五丁目、中町四千六丁目、中町四千七丁目、中町四千八丁目、中町四千九丁目、中町五千丁目、中町五千一丁目、中町五千二丁目、中町五千三丁目、中町五千四丁目、中町五千五丁目、中町五千六丁目、中町五千七丁目、中町五千八丁目、中町五千九丁目、中町六千丁目、中町六千一丁目、中町六千二丁目、中町六千三丁目、中町六千四丁目、中町六千五丁目、中町六千六丁目、中町六千七丁目、中町六千八丁目、中町六千九丁目、中町七千丁目、中町七千一丁目、中町七千二丁目、中町七千三丁目、中町七千四丁目、中町七千五丁目、中町七千六丁目、中町七千七丁目、中町七千八丁目、中町七千九丁目、中町八千丁目、中町八千一丁目、中町八千二丁目、中町八千三丁目、中町八千四丁目、中町八千五丁目、中町八千六丁目、中町八千七丁目、中町八千八丁目、中町八千九丁目、中町九千丁目、中町九千一丁目、中町九千二丁目、中町九千三丁目、中町九千四丁目、中町九千五丁目、中町九千六丁目、中町九千七丁目、中町九千八丁目、中町九千九丁目、中町一万丁目、中町一万一丁目、中町一万二丁目、中町一万三丁目、中町一万四丁目、中町一万五丁目、中町一万六丁目、中町一万七丁目、中町一万八丁目、中町一万九丁目、中町二万丁目、中町二万一丁目、中町二万二丁目、中町二万三丁目、中町二万四丁目、中町二万五丁目、中町二万六丁目、中町二万七丁目、中町二万八丁目、中町二万九丁目、中町三万丁目、中町三万一丁目、中町三万二丁目、中町三万三丁目、中町三万四丁目、中町三万五丁目、中町三万六丁目、中町三万七丁目、中町三万八丁目、中町三万九丁目、中町四万丁目、中町四万一丁目、中町四万二丁目、中町四万三丁目、中町四万四丁目、中町四万五丁目、中町四万六丁目、中町四万七丁目、中町四万八丁目、中町四万九丁目、中町五万丁目、中町五万一丁目、中町五万二丁目、中町五万三丁目、中町五万四丁目、中町五万五丁目、中町五万六丁目、中町五万七丁目、中町五万八丁目、中町五万九丁目、中町六万丁目、中町六万一丁目、中町六万二丁目、中町六万三丁目、中町六万四丁目、中町六万五丁目、中町六万六丁目、中町六万七丁目、中町六万八丁目、中町六万九丁目、中町七万丁目、中町七万一丁目、中町七万二丁目、中町七万三丁目、中町七万四丁目、中町七万五丁目、中町七万六丁目、中町七万七丁目、中町七万八丁目、中町七万九丁目、中町八万丁目、中町八万一丁目、中町八万二丁目、中町八万三丁目、中町八万四丁目、中町八万五丁目、中町八万六丁目、中町八万七丁目、中町八万八丁目、中町八万九丁目、中町九万丁目、中町九万一丁目、中町九万二丁目、中町九万三丁目、中町九万四丁目、中町九万五丁目、中町九万六丁目、中町九万七丁目、中町九万八丁目、中町九万九丁目、中町十万丁目、中町十万一丁目、中町十万二丁目、中町十万三丁目、中町十万四丁目、中町十万五丁目、中町十万六丁目、中町十万七丁目、中町十万八丁目、中町十万九丁目、中町二十万丁目、中町二十万一丁目、中町二十万二丁目、中町二十万三丁目、中町二十万四丁目、中町二十万五丁目、中町二十万六丁目、中町二十万七丁目、中町二十万八丁目、中町二十万九丁目、中町三十万丁目、中町三十万一丁目、中町三十万二丁目、中町三十万三丁目、中町三十万四丁目、中町三十万五丁目、中町三十万六丁目、中町三十万七丁目、中町三十万八丁目、中町三十万九丁目、中町四十万丁目、中町四十万一丁目、中町四十万二丁目、中町四十万三丁目、中町四十万四丁目、中町四十万五丁目、中町四十万六丁目、中町四十万七丁目、中町四十万八丁目、中町四十万九丁目、中町五十万丁目、中町五十万一丁目、中町五十万二丁目、中町五十万三丁目、中町五十万四丁目、中町五十万五丁目、中町五十万六丁目、中町五十万七丁目、中町五十万八丁目、中町五十万九丁目、中町六十万丁目、中町六十万一丁目、中町六十万二丁目、中町六十万三丁目、中町六十万四丁目、中町六十万五丁目、中町六十万六丁目、中町六十万七丁目、中町六十万八丁目、中町六十万九丁目、中町七十万丁目、中町七十万一丁目、中町七十万二丁目、中町七十万三丁目、中町七十万四丁目、中町七十万五丁目、中町七十万六丁目、中町七十万七丁目、中町七十万八丁目、中町七十万九丁目、中町八十万丁目、中町八十万一丁目、中町八十万二丁目、中町八十万三丁目、中町八十万四丁目、中町八十万五丁目、中町八十万六丁目、中町八十万七丁目、中町八十万八丁目、中町八十万九丁目、中町九十万丁目、中町九十万一丁目、中町九十万二丁目、中町九十万三丁目、中町九十万四丁目、中町九十万五丁目、中町九十万六丁目、中町九十万七丁目、中町九十万八丁目、中町九十万九丁目、中町百万丁目、中町百万一丁目、中町百万二丁目、中町百万三丁目、中町百万四丁目、中町百万五丁目、中町百万六丁目、中町百万七丁目、中町百万八丁目、中町百万九丁目、中町二百万丁目、中町二百万一丁目、中町二百万二丁目、中町二百万三丁目、中町二百万四丁目、中町二百万五丁目、中町二百万六丁目、中町二百万七丁目、中町二百万八丁目、中町二百万九丁目、中町三百万丁目、中町三百万一丁目、中町三百万二丁目、中町三百万三丁目、中町三

酒田都市計画火災復土地区画整理事業

縮尺＝1：2500

凡例	
	土地区画整理事業施工区域
	都市計画で決定した幹線道路
	都市計画で決定した歩行者専用道路
	区画街路

復興に心を結ぶ全市民

ゆとりある緑と街路の町づくり

土地区画　やがたの家まもる

▲20号　裏面　昭和51年12月1日　37×50.5㌢メートル　29,400部

おたくに同居している被災のかたに、ぜひ読ませてください！

広報さかた災害速報 告知板 ㉘

昭和51.12.19

用途地域変更の素案について

用途地域はなぜ必要か

買物を楽しむ商業地に、煙の出る工場があつたり、静かな住宅地に、キヤバレーや騒音でうるさい作業場があれば、市民の生活環境は悪くなるばかりです。都市計画では、その土地の利用にいちばんふさわしい用途を決め、建築基準法では、用途地域にふさわしくない建物を制限し、住みよいまちづくりを進めています。

今までの用途地域

用途地域の決定による建物の制限

▼用途地域別建築制限（別表による）

●商業地域　表にある建物は全部建築することができますが、表にない工場等は建築できません。

●近隣商業地域　主としてその近隣地区民の日常生活上必要な商業活動をするための地域ですので、映画館やキヤバレー等の建物は禁止されます。

●住居地域　動力を使用する五十平方㍍（約十五坪）以上の作業場は建築できませんので、特にご注意ください。

建ぺい率（敷地と建物の割合）

●左の表によりますが、住宅地域では六割、商業、近隣商業地域では八割となります。

●住宅地域では、良好な生活環境を保持するため、敷地の四割が空地となり、それだけ日照、通風等がよくなるわけです。

（1）

の土地区画整理事業区域内の用途地域は

●商業地域　中町一丁目、中町二丁目、一番町、二番町、相生町二丁目の一部、新井田町の一部

●住居地域　新井田町

今回変更しようとする内容

▼変更予定の地域（下の図面に示すとおり）

●一番町　主要道路面（三十二メートル）は商業地域

八㍍幅の歩行者専用道路面は近隣商業地域、その他は住居地域

●新井田町　主要道路面（二十五メートル）は商業地域。八㍍幅の歩行者専用道路面は近隣商業地域で、その他は全部住居地域

●中町一丁目、二丁目、二番町、相生町の一部

変更なし

▼原案決定までの手順

●この素案については、すでに各地区の説明会で多くの市民に構想を発表してきましたが、十二月二十五日まで、更に皆さんのご意見をききながら素案の調整をします。意見のあるかたは、市役所二階復興相談室、または都市計画課にご連絡ください。

更にまた、市議会特別委員会、酒田市都市計画審議会等と相談し、十二月中に原案をきめて、山形県知事の承認（山形県の都市計画審議会の議決による）を得たあと、酒田市長が決定することになります。その時期は、五十二年一月以降の予定です。

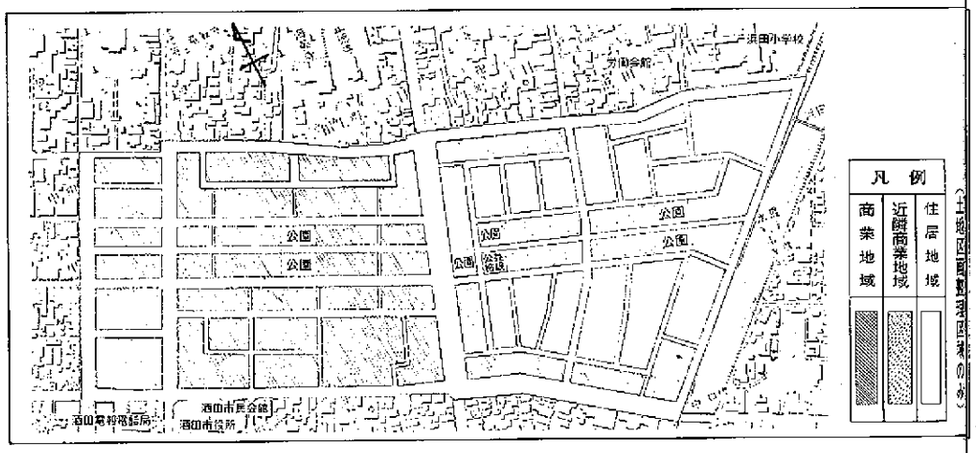

（土地区画整理区域のみ）

用途地域別建築制限表

㊟ ○印建てられるもの　×印建てられないもの

地域区分＼業種名	専用住宅	パン屋	米屋	豆腐屋	菓子屋	洋品・洋服屋	喫茶店	そばや・食堂	呉服店	マージャン屋（県公安委員会で許可されたもの）	パチンコ屋（県公安委員会で許可されたもの）	射的場（県公安委員会で許可されたもの）	ホテル・旅館	自動車車庫50平方㍍以上	劇場・映画館	料理店・待合	キヤバレー	公衆浴場	病院・診療所	クリーニング店	作業所50平方㍍以下	作業所50平方㍍以上
住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×
近隣商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（2）

約100平方㍍（約30坪）の場合

	敷地と建物の割合	平家建の限度	総二階建の限度
①	0.8	100×0.8＝80平方㍍（約24坪）	（約48坪）
②	0.6	100×0.6＝60平方㍍（約18坪）	（約36坪）

①商業地域の例

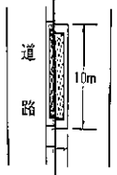

②住居地域の例

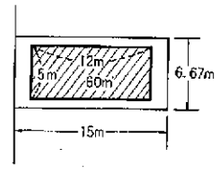

防火地域、準防火地域の素案について

防火地域、準防火地域の必要性

防災都市は、道路だけの拡幅では不十分です。今回の大火が教えてくれたものは、広い道路、または河川と、その道路に沿って燃えない建物を連続して建設する必要性です。

秋田県の能代市も、大火のあと三階以上の高層の耐火建築帯を建設しました。山形市の駅前から十日町まで、更に旧県庁に通ずる道路の両側は防火地域に定めて耐火建築の促進につとめています。

酒田市では今まで準防火地域は、防火上必要な地域に指定しておりますが、今回、区画整理事業計画に合せて商業地域の一部に防火地域を定めることにより、充実した防災都市建設をめざすことにしています。

素案の内容（図面に示すとおり）

▼準防火地域　木造の建物であっても、できるだけ燃えにくい構造にし、三階以上や大きい建物は燃えない構造にする地域です。

被災地のみならず旧市街地中心部の全面的なみなおしを検討して、臨港線と新井田川に囲まれほぼ全地域とします。

▼防火地域　小さな平家建の木造を除き、すべて鉄筋コンクリート造による燃えない建築に限る地域です。

防災都市の建設のためには、できるだけ広い面積で、しかも主要な道路面に防火地域を定めれば、その効果は高まるわけですが、反面、木造建築の大部分を制限することになり、市民の経済的な利害に直接関係もありますので、この素案では商業地域の中で

●三十二メートル道路の両側●十二メートル歩行者専用道路とその裏地の道路に囲まれた部分に限定しています。

▼原案決定までの手順

区画整理事業区域内の商店建築の基本計画と歩調をとりながら、広く皆さんのご意見をきくことは当然ですが、換地計画との日程（整理後の宅地の評価にも関連する）との調整もありますので、今後の原案決定までの手順は用途地域の決定と同じです。

地域別建築制限

地域別建築制限	耐火建築物としなければならない建物（鉄筋コンクリート造等）	簡易耐火建築物としなければならない建物（鉄骨造、コンクリートブロック造等）	木造で建てられる建物
防火地域	●３階建以上の建物 ●延べ100㎡をこえる建物	●延べ100㎡以下の建物	●50㎡以内で平家建の付属建物で防火構造のもの
準防火地域	●４階建以下の建物 ●延べ1,500㎡をこえる建物	●３階建以上の建物 ●延べ500㎡～1,500㎡以下の建物	●２階建以下の建物 ●延べ500㎡以下の建物 ●外壁、軒裏を防火構造としなければならない

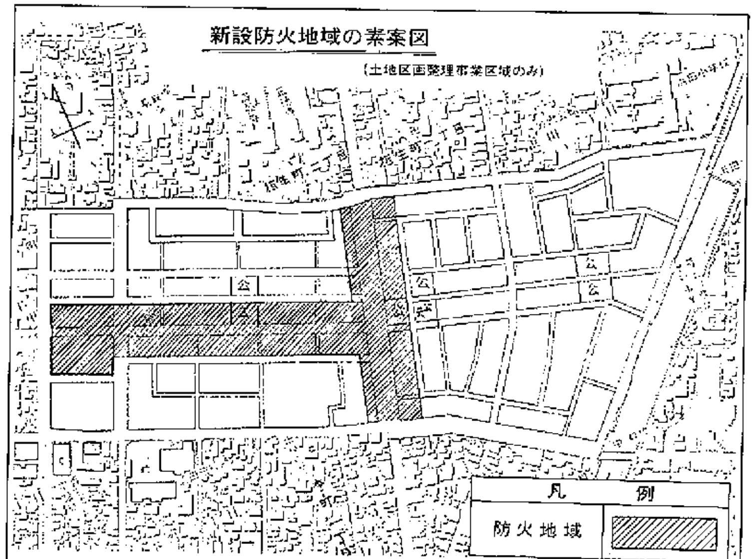

準防火地域図

準防火の建物制限は、増改築、または新築する場合に適用されます。現在の建物には影響ありません

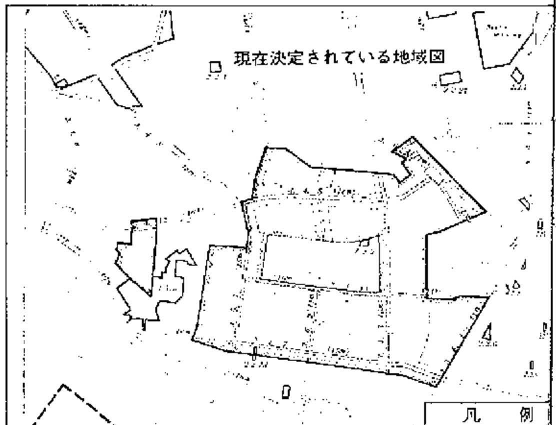

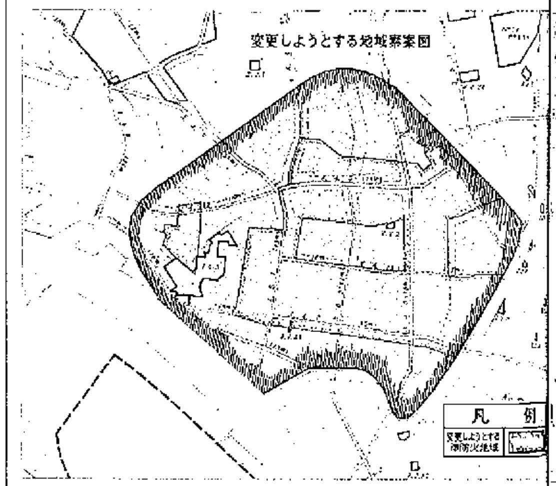

建築制限（別表による）

●準防火地域　二階建で、五百平方メートル（約百五十坪）以下の木造建築であれば①屋根は瓦か鉄板等②軒先と外壁はモルタルか、スレート、鉄板、耐火ボード等の組合せによる防火構造となります。

●防火地域　木造建物は大部分建築できません。

参　考　商業地域の準防火、防火地域内の耐火建築物は一定の規準により、建ぺい率が八割以上になる敷地もあります。

山王堂町自治会相談会

相談したい事項があります。ご参集ください。

▼日時　十二月二十日㈪午後六時～

▼場所　中の口自治会館

義援金を差しあげます

このたび山形県共同募金会、NHK山形放送局、同鶴岡放送局、同厚生文化事業団から、酒田市大火NHKたすけ合い義援金をいただきましたので次のようにお分けします。また、一般の義援金も同時に差しあげます。

▼たすけ合い義援金　一世帯につき五万円

▼義援金　一人につき三万円

▼対象　居住していて、り災されたかた（高校、短大生の下宿人は除きます）

▼持参するもの　援護物資等支給手帳と印かん

日	時間	対象町	場所
十二月二十三日（木）	午前九時～正午	中町一、二丁目　二番町	母子福祉センター
	午後一時～四時	一番町　新井田町	

仮設住宅に表札を

仮設住宅に表札をだしてください。また新しい住所を郵便局に届けてください。

新しく誕生した町でも、同様にお願いします。

酒田市災害対策本部

都市計画道路の一部変更について

●防災都市建設の道路計画については、ひ災地内の道路のみでなく、市街地中心部の総合的な見直しにたって、将来の交通量に対応できる道路計画を、早期につくるよう強い市民の要望がありました。

●そこで、十一月九日付の災害速報で「都市計画決定の予想される道路」として道路構想を皆さんにお知らせしておりましたが、その後、市民の要望や、酒田市都市計画審議会の意見を聞いて検討した結果、裏面別図のような素案をつくり、さらに皆さんの意見もいれて十二月末までに原案をかためることになっています。

市街地道路変更の中味

①都市計画道路寿町船場町線

今町交差点から本町交差点まで延長約六百七十㍍の区間は、現在道路幅十五㍍(四車線)に決められておりますが、それを二十五㍍(四車線)に変更する。

②都市計画道路酒田駅築港線

(イ)駅前より戸野町交差点まで延長約二百五十㍍の区間は現在その幅が十八㍍に定められておりますが、それを三十二㍍(四車線)に変更する。

(ロ)戸野町交差点より今町交差点まで延長約七百㍍の区間はその幅が、十八㍍に定められておりますがそれを二十五㍍(四車線)に変更する。

③都市計画道路船場町四ツ興屋線

国道七号線(バイパス)より中の口橋(橋も含む)まで延長約千二百八十㍍の区間は、現在その幅が十八㍍に定められておりますが、それを二十五㍍(四車線)に変更する。

④今町通りより旧琢成小学校裏を通り戸野町通りまで約六百五十㍍の区間を、道路幅十六㍍として、新しく都市計画で決定しようとするものです。

⑤都市計画道路相生町上本町線を北に延長し、駅前道路まで道路幅十二㍍で連絡する道路として約五百㍍区間を新しく都市計画で決定しようとするものです。

国道七号線(酒田バイパス)の拡幅計画

●都市計画で定められている現在の国道七号線は、その道路幅が二十㍍になっていますが、交通量の増加に対応するため、今回四車線に拡幅して、道路幅を二十七㍍に変更しようとするものです。

変更の中味(裏面図面参照)

●変更区間＝両羽橋から岸壁宮海線まで延長約八千二百㍍

●道路幅員＝標準地で二十七㍍ですが、道路敷幅は、部分的に二十七～三十六㍍になる区間もあります。

●拡幅する位置＝現道の東側ですが、主要道路の交差点では一部両側にも拡幅されます。

拡幅が決定された場合の土地利用と建物の制限

現在のまま土地利用をする場合は、何の制限もありませんが、拡幅部分に建築物をつくる場合のみ、県知事の許可が必要です。建築許可基準は、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等で階数が二階以下であり地下室のないものは建築できますが、鉄筋コンクリート造と、三階建以上の建物は制限を受けます。

原案決定までの手順

●用途地域の変更の手順と同じですが、十二㍍幅の道路については、酒田市長、その他は山形県知事が山形県都市計画審議会の議決によつて決定します。

●この案についてご意見あるかたは、酒田市都市計画課までご連絡ください。

各道路の拡幅時期

●現在、施行年度が決定しているものはありません。

市で買上げの土地の目処がつきました ご相談は早目においでになつてください

復興土地区画整理事業では、緑地、公園をとり、道路を広く、また新しい道路をつくるなど、公共用地を確保します。そのため、区域内の皆さんから土地をだし合っていただくわけですが、それが平均約十九㍍と計算されました。それを、平均十三・〇五㍍に引き下げるために、区域内から移転を希望されるかた、あるいは土地をゆずってもよいというかたなどのご協力をいただいて、公共用地にあてるために、市では土地をゆずっていただいてきました。

減歩率が平均十三・〇五㍍にするためには、市で一万六千三百五十六平方㍍の土地を買わなければなりませんでしたが、区域内の皆さんのご協力のおかげで、ようやく、その目処がつきました。厚く御礼申しあげます。

しかし、ほかに移転、復興、再建などの資金のために、土地を売却したいというご希望のかた、あるいは代りの土地についてのご相談につきましては、十二月二十五日㈯正午まで応じます。早目に市役所二階の市開発公社(電話22・5111番内線315番)までおいでになつてください。

子どもの餅つき大会

り災された中学生以下の子どもさんを対象に、餅つき大会を開きます。どうぞ、おいでください。

▼日時　十二月二十六日㈰午前十時～　▼場所　青年センター　▼主催　酒田市社会福祉協議会、教育委員会

▲28号　5ページ　昭和51年12月19日　37×26㌢メートル　29,400部

都市計画道路変更計画素案図

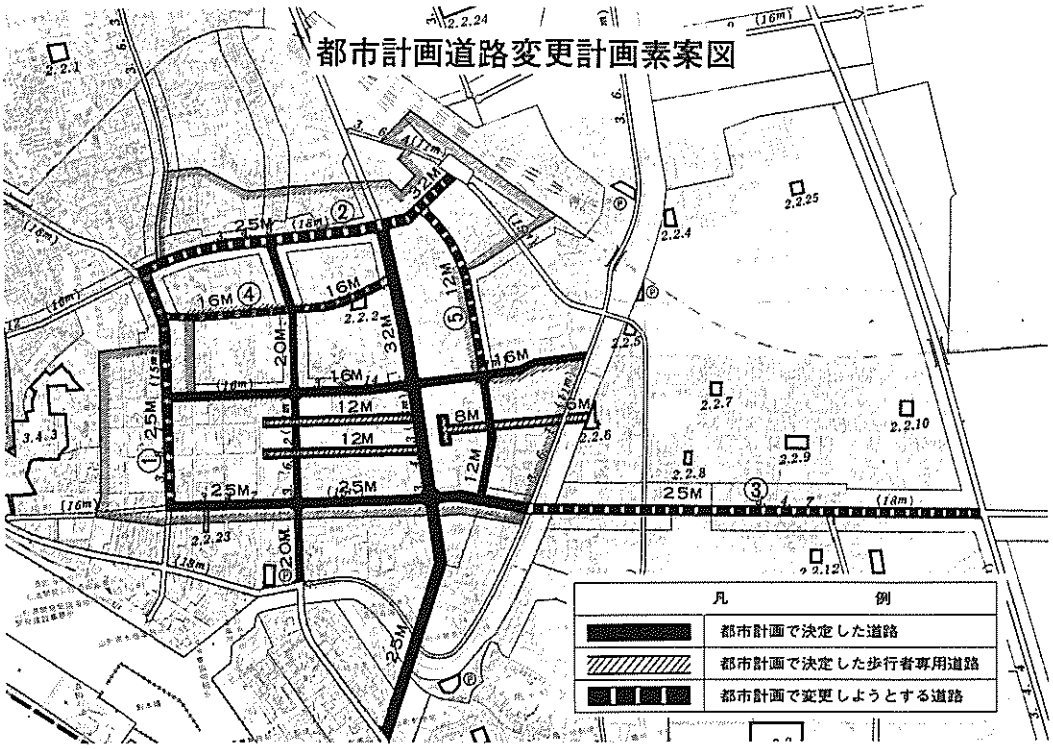

国道バイパス拡幅計画予定図

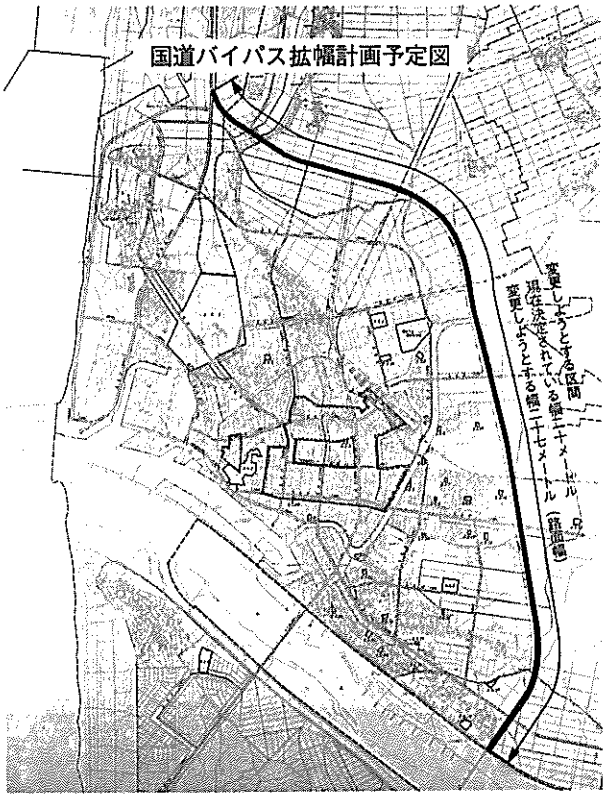

▲28号　6ページ　昭和51年12月19日　37×26㌢メートル　29,400部

おたくに同居している被災のかたに、ぜひ読ませてください!

広報さかた災害速報 告知板 ㉚

昭和51.12.30

防災と住みよい緑の町へ事業着手

区画整理事業の認可なる

事業認可までの経過

この原案作成までの経過につきましては、十一月一日付広報さかた災害速報二十号や、地区の説明会などでご説明したとおりです。

そして、すでにお知らせしたとおり、酒田都市計画火災復興土地区画整理事業の計画案を縦覧に供し、その後、関係権利者から意見の提出をいただき、それを十二月二十七、二十八日の両日にわたって開催された山形県都市計画地方審議会に内容を付議した結果、原案のとおり決定になったものです。

これを受けて、県知事は建設大臣に対し、事業認可の申請をし、十二月二十八日付で、建設省都市区発第九六八号を以って事業認可を受けました。

これで、いよいよ区画整理事業に着手するはこびになったわけです。

そこで、一日も早く復興計画を実施、早期完成にむけ努力いたします。皆さんのご協力と、深いご理解をお願い致します。

つきましては、次の事項に該当するかたは、この事業の施行者である山形県に、申告、届出などの手続をなさるよう、お知らせ致します。なお、このことについてのご相談、必要な所定の書類などについては、山形県酒田火災復興建設事務所用地課（㉓2278番）で承ります。

権利の申告について

区画整理事業施行地区内の宅地について、所有権以外の権利で、未登記の権利（借地権、地上権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、使用貸借権など）を有するかた、もしくは、それらの権利を移転、変更、消滅あった場合は、土地区画整理法第八十五条の規定により、所定の様式に従って、山形県知事に権利の申告、および届出していただくことになります。

なお、先に借地権などの調査期間中に、ご相談に参られたかたも、あらためて申告してください。

共有者などの代表届出について

区画整理事業施行地区内の宅地について、共有者、もしくは共同借地権者、または宅地の同一部分に二人以上の借地権者がある場合は、土地区画整理法第百三十条第二項の規定により、共有者のうちから代表者を定めて、山形県知事に、代表者の選任通知書を提出していただくことになります。

代理人の指定について

施行地区内の宅地について権利を有するかたで、酒田市に居住していないかたは、事業施行に関する通知や書類などの送達を受けるため、酒田市に居住するかたを、その代理人として指定してくださるようお願いします。

この場合、所定様式に従って、山形県知事に対し、指定する旨、届出する必要があります。

関係権利者の住所（変更）の届出について

施行地区内の宅地に権利を有するかたで、法務局登記簿記載の住所と、住民登録の住所と、現在居住している住所とがまちまちになっているのがたくさんあります。

これから事業をすすめていく過程で、権利者には今後いろいろなご通知を差しあげます。その際住民登録がはっきりしていないと、その文書が送達できず、権利者が不利益を被ります。

り災し、移転したかたで、まだ住民登録の変更手続をしていないかたや、今後また住所を変えた場合には山形県知事に対し住所変更の届出をしてください。

申告、届出の手続と相談業務

権利申告、共有者の代表者選任通知、代理人指定届出など、前記のことについて、必要な所定書類、また、これらについて、くわしいご相談は山形県酒田火災復興建設事務所で、次のように受付、取扱っていますので、該当されるかたはその手続をしてください。

●申告、届出書の提出先と相談　山形県酒田火災復興建設事務所（旧琢成小跡・現中央公民館隣り）電話㉓2278番、㉓2276番

●受付、相談日と時間　土曜日の午後、日曜、祝日を除いた法定期間内の毎日、午前九時から午後五時まで、年末、年始無休で応対いたします。

基準地積の更正申請の手続について

区画整理事業施行地区内の宅地の所有者は、その登記されている地積と、事実とに相違すると認められたときは、測量士または土地家屋調査士など、有資格者の作製した実測図のほか、必要添付書類をそえて、山形県知事に対し、基準地積更正申請をして、その更正をすることができます。

ただし、基準地積の更正申請ができる期間は、昭和五十一年十二月二十八日（事業認可公告の日）から、昭和五十二年一月十六日までの二十日間内に限ります。

この申請書の提出は、次のように受付いたします。

●提出先　山形県酒田火災復興建設事務所（酒田市中央西町二番五十九号）

●提出期日と時間　昭和五十一年十二月二十八日から昭和五十二年一月十六日までの毎日午前九時から午後五時まで

土地立入り調査と測量についてお願い

一月二日から四月三十日までの期間、酒田都市計画火災復興土地区画整理事業施行のため、左記の地域内の土地等に立入り調査と測量を行います。

調査員は、山形県の腕章をつけ、身分証明書を持っています。

なお、測量の際に打った杭は、動かさないよう、お願いします。後日、杭が支障になる場合は、火災復興建設事務所（電話㉓2276番、㉓2278番）にご連絡ください。

調査、測量の地域は次のとおりです。

中町一丁目、一番町、二番町、新井田町の全部、中町二丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、浜田一丁目、東栄町、上本町、近江町、中央東町、中央西町の各一部

酒田市災害対策本部

▲30号　昭和51年12月30日　26×37㌢メートル　29,500部

焼け跡に告知板と広報車

市災害対策本部は、次々に出されるさまざまなお知らせや情報を、いかに早く正確に、しかも一人もらさずり災者に伝えるかに苦心した。「広報さかた災害速報告知板」は、新聞折込みにはしたものの、仮住居に新聞がとどかぬ人、新聞を見る暇もない人などのために、焼け跡の二十か所（後に三十か所）に、市内家具メーカーの木材をもらって作った立看板に「速報」をはりつけ、たてることにした。

やがて風雪の激しい冬がおとずれた。焼け跡は砂漠に似て風が特に強く、前日の速報が風に飛ばされていたこともあった。自分の家の焼け跡を訪ねてくるだろうと思ったが、焼け跡を見るのは心の悲しみを深くするのだろうか。告知板の前に立つ人影はまれで、その効果は薄かった。

知らせるべき情報は多かった。そしてその一つ一つが大事なことだった。情報の周知をはかるため広報車による広報活動もあわせ行ったが、これも戸外に立てた告知板同様、大きな効果をあげることはできなかった。情報活動としては、やはり新聞折込みの「災害速報」がいちばんの成果をあげた。ふだん、あまり印刷物を見ない人も、真剣にこの活字に目を通されたものと思われる。

こうした、あの手この手のPR活動によって、り災者の不安を解消し、全市民合意の上に酒田の復興が行われるよう努力がはらわれたのである。

第 3 部

復興への道

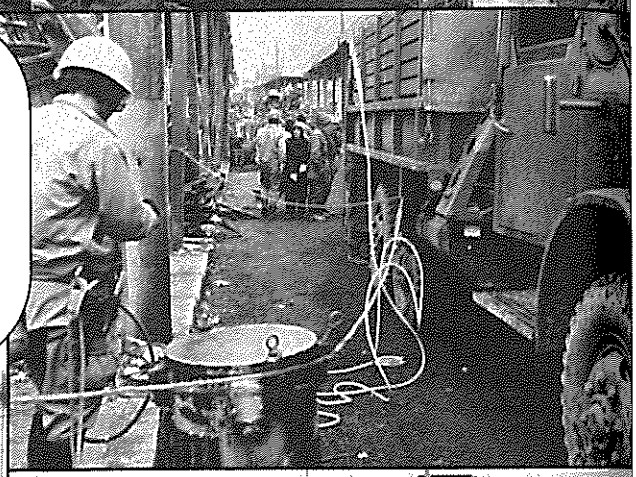

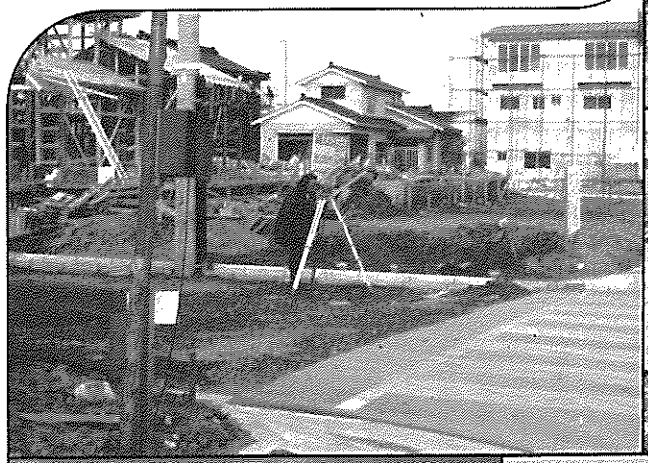

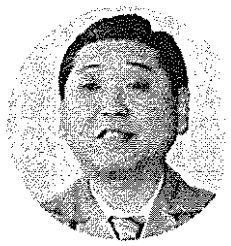

市民一体となって災害復興を

酒田市長
酒田市災害対策本部長
相馬大作

災害にあわれた皆さん、誠にお気の毒でございます。こころからお見舞申しあげます。救援のために、関係者不眠不休で努力しております。

今後は、災害に強い、住みよい、美しい町づくりを、という市民の声にもとづき、鋭意努力中でございます。

四日の酒田市都市計画審議会できめられた大綱は、焼失地をふくめた三十二・〇八㌶に、大きい道路計画をもち、将来の市民生活が快適なものになるよう公園その他をとり、災害に強い町づくりをしようというものです。

いままでなかった道路をとり、また道路の幅もひろげなければなりませんし、公園もとらなければなりません。そうしますと、かなりのひろい土地を公用地、つまり、道路をひろげ、新しい土地をとり、公園をつくるための用地を必要とします。それが約六㌶です。

普通の土地区画整理事業ですと、この公用地は、減歩といって、皆さんの土地から提供いただく、という形になるわけですが、そうなりますと、ひとり当り二割以上の土地の提供をいただかなければならないことになります。しかし、そういう形では、この仕事はとうていでき得ないと判断し、酒田市では、十億円近いお金をだしまして、二・四㌶の土地を買いあげ、皆さんのご負担を軽減することにいたしました。

家を建てるためには、換地計画が決められなければなりません。それがなければ、自分の家を建てる場所が決められないわけです。その換地計画の前提として減歩、つまり、皆さんの負担する率はどの程度になるか、ということが最重点になります。それは、酒田市が考えている所要の面積を、市で買収できるかどうか、それによって皆さんの負担が軽減できるか、できないかにかかっています。この際、どこかに移転されるというかたがありましたら、すぐに、市の方へご連らくいただき、市にお申ずりいただき、ご協力くださるようお願いいたします。これが、減歩の率をさげて、皆さんのご負担を軽くする唯一の方法でもあります。

すべての手続が順調にいった場合、来年の三月中旬には仮換地ができ本建築が着工できると予想しておりますが、そのためには市で二・四㌶の面積をなるべく早く買収するということがすべての前提になります。なにとぞご協力くださるようお願いいたします。

次に、仮店舗についてお願いです。

従来の区画整理のように、ゆっくり道路をとって家を建てていくというようなことができない状況です。そのため、個々に仮店舗を建てていきますと、新しい道路にかかったり、公園地にかかったりして、再び移転しなければならなくなります。三か月も四か月もそこで営業できる、という保障はありません。水道の安定供給もできません。そこで、仮店舗につきましては町内でご相談になり、共同の仮店舗という方法でお考えいただき、個々の仮店舗は、焼跡には建てない方針でお願いいたします。共同店舗の場合、低利融資の便もあります。

皆さまともども、一所懸命にがんばります。なにとぞご協力くださいますようお願いいたします。

昭51・11・16　広報さかた

新酒田建設へ向けて〈その1〉

復興計画策定の経緯

佐藤昭雄
酒田市建設部都市計画課長

●廃虚の中で原案づくり

三十日の朝、建設省では中野技術参事官を中心に、酒田大火について山形県の本田課長と連絡をとりながら、都市局で緊急の局議がもたれ技術陣の酒田派遣を決定し、区画整理課金子専門官、都市計画課鳥居係長、街路課都原係長、区画整理課大屋建築係長の四名は、特急いなほ2号で上野を出発した。

一行は午後九時すぎに、きな臭い匂いと残火の煙がくすぶる被災地を通過、市役所に到着した。休む暇もなく、既に市の方で用意していた縮尺五百分の一の図面によって被災の状況説明を受け、明日からの作業日程を協議した。

翌三十一日の早朝から建設省、山形県、庄内支庁建設部、酒田市都市計画課等により、国・県・市が一体となったプロジェクトチームが結成され、火災復興都市計画の本格的な作業が開始された。

作業の手順として、酒田市の都市計画の概要、振興計画等の上位計画との関連位置づけと、被災地の土地利用を協議しながら、計画案の策定に当っては「防災都市づくり」を基本とし、「近代的な魅力ある商店街の形成」と「良好な住宅街の整備」を柱とした。

既に酒田市は、この火災復興を土地区画整理事業で実施する方針を固め、計画もその線に沿って進められた。将来交通量の予測は庄内地区総合交通計画委員会の中間報告を参考にしながら、都市計画道路のみなおしを検討し、大屋、鳥居両係長は自ら計画の線引きを始めた。一方都原係長を中心として借家法及び建築基準法による手続き、そして区画整理事業の法的手続と作業の流れについて調査を進めた。

応急対策で荒れ狂うような雑踏の中で、建設

部の役割は、応急仮設住宅及び仮店舗の建設、焼け跡の整理、それに基本計画の作成等、息づく暇もなく廊下を走りながらの作業が続行された。そして防災都市づくりの計画概要は関係者の徹夜作業の連続によって十一月一日夜半にその原案がほぼ完成した。

●住環境の整備と魅力ある商店街

復興計画の原案は、酒田市都市計画審議会の了承を得たあと、一週間後に市民に公表された。この原案のねらいは、「防災都市の建設」を柱とし、次の四点を骨子としたものである。①将来交通量に対応した幹線道路の整備、②近代的な魅力ある商店街の形成、③住宅地の生活環境の改善整備、④商店街と住宅街の有機的な結びつけ。

〝二度と災害を繰り返してはならない〟と決意した酒田市民の悲願をこめながら、短時間でまとめた復興計画の概要を紹介しよう。

【将来交通量に対応した幹線道路】　昭和二十四年に大火を受けた秋田県能代市は三十㍍の幹線道路をつくった。この計画は建設省の指導によるものであるが、信号機も無かった時代だけに、能代市民はこういった。大火の「ショックでさすがの能代市長も頭が変になった……」と。今になって能代市民は、できればもう少し道路を広くし、併せて駐車場も考えておくべきであったと反省している。

復興計画の基本となる幹線道路については熱っぽい論議が展開された。それは将来の交通量を予測することであった。幸いにして、山形県庄内地区総合交通計画調査委員会でまとめた中間報告を採用することが出来た。この調査報告では、現在の国道七号線は昭和四十九年交通量が一万～一・七万台であるのに、昭和六十年では一・五万～五・四万台となり、駅前通り、秋田町通り、浜町通りの市内幹線道路は、現在よりも一・五～三倍近くに交通量が増大し、各路線共一日一万～一・七万台と予測されている。

このための重要路線は四車線に拡幅することになり、その道路幅も現在の八～十五㍍から二十五㍍以上の幅員となった。更に浜町通りなどは、商店街としての機能を満足させるための歩道と植樹、そして防災空間上の必要性から全幅三十二㍍の広幅員道路として位置づけられた。また住宅街の幹線道路として新井田町を南北に貫通する幅十二㍍の都市計画道路を設定した。

【商店街の振興と住環境の整備】　被災地区の大半は酒田市の繁華街であり商業の中心地でもある。酒田随一のメインストリートにふさわしい魅力的な近代的商店街づくりの軸として考えられたのが、中町通り、内匠町通りに計画された幅員十二㍍のショッピングモール（歩行者専用道路）である。この歩道は浜町通りを地下道で横断し、新井田町の歩行者専用道路（幅八㍍）及び各種公園と連絡し、更に新井田川に架橋することにより、東栄町方面の新興住宅街と直結される。これら三本の歩行者専用道路は車優先の社会から脱出をはかり、非常の場合以外はすべての車を排除し、買物道路、通勤通学、自転車道路として利用され安全、快適な都市環

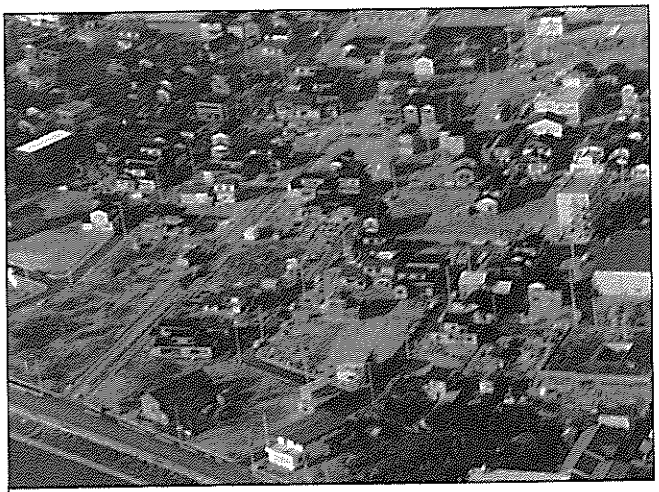
新井田町の住宅地にはつぎつぎと家が建てられてゆく

境を生み出すものと思われる。

区画道路の計画について特に配慮されたものは、①商店街のサービス道路の新設。②通過交通排除のため、従来の十字型交通網を整理しながら、T字及びコ型とする。③すべての宅地は公道に面するようにする。④酒田における冬季北西の風を考慮して、住宅地の道路は南北方向を主なる軸となるよう設計された。（道路の雪が早くとけやすいことと、北側が玄関となる宅地の減少）

【緑の都市空間の確保】　都市緑地、駐車場等の都市空間、緑の社寺用地等が防災上に果した役割りについては、酒田大火の焼け止り線を見るだけでも既に議論の余地はない。酒田市の都市公園の数と面積は他市に劣るものではないが、その大部分は市街地周辺に偏在している。日和山公園以外に公園らしい公園を持たなかった市街中心部は、都市公園配置上の空白地帯であった。

復興計画ではこの点を重視し、被災地を二ブロックに分けて五か所の公園を配置し、各公園は歩行者専用道路と有機的に結合して市民の利便をはかり、かつ防災上の都市空間となるよう計画された。中町にある公園は商店街の広場だけではなく、市民の憩いの場所としての大きな使命を持っている。市民がそこに集まりショッピングを楽しむと共に、お祭り広場としても利用されよう。一番町の公園は、五十三年完成予定の、資料館用地と一体化された都市緑地であり、新井田町の公園は子供の遊びと老人の憩いの場所として広く活用される。

◉防火地域の新設と不燃建築の促進

酒田市の都市計画ではこれまで防火地域の指定地はなく、市内商業地域を主体として約八十六㌶を、昭和二十七年に準防火地域に設定して今日に至ったが、消防本部を中心としてそのみなおしを検討した結果、①年間の風方向、②消火用水利の状況、③延焼防止の都市施設等の面から、臨港線と新井田川に囲まれた旧市街のほぼ全域にわたる、約二百四十八㌶に拡大して大幅に変更することにした。

防火地域の新設については、慎重な討議が必要であった。その理由として、防災都市づくりの主体は、道路、広場、公園等の都市空間の確保と、不燃建築の推進、防火建築帯の設置によってなされるものであるが、その反面防火地域の指定を誤ると、市民の経済的負担増から、不燃建築が極めて難しくなる可能性がある。防災のみの面から考えれば、防火地域はできるだけ広い面積で、しかも主要な道路面で囲まれた部分を指定すれば、その効果は高まるわけだが、そうなると今すべてを失ったり災者に対して、明日から耐火建築でなければ建築の着工は許可しないことになる。ここにも防災都市づくりの悲願と現実の大きな違いのあることを発見して悩むのである。

防火地域等の指定がなくとも、市民の協力によって不燃建築が軒を連らねて建ち並ぶことができれば、防災都市の目的を達することになるが、それを期待することは最早現実の問題として無理である。又この指定がおくれることによって、法的に抑えることのできない木造建築が次から次へと建つことになる。仮にそのようなことになれば、防災都市づくりの第一歩でつまづくことになり、〝再び災害の起らない町づくり〟を悲願とした都市計画の青写真は、絵に書いた餅に等しいことにもなりかねない。

広範囲の指定を要望する消防担当者、法を守らせる建築サイド、防災都市づくりを前提とする都市計画者の意見は、その目的は同じであっても、行政的な立場からの主張はそれぞれ異なるのも当然である。この検討に当っては、県の意見も取り入れ、又防災研究所の提言も充分に参考にしながら「必要にして最小限度」の区域とすることで意見がまとまった。具体的には、中町商店街の東西に幅約七十㍍、長さ約四百五

十㍍、浜町地区には南北に幅六十二㍍、長さ約三百五十㍍のT型の防火地域が、山形市について誕生することになった。

被災地の用途地域についてのみなおしも、地区住民の意見を尊重しながら進められ、大別すれば西側の商業地域、東側の住居地域と二分されるが、住商混在地区を避けるため、新たに近隣商業地域を設定する等、住民の土地利用上の利便も配慮された。

●市街地再開発のマスタープラン

都市計画上の基本的な町づくり原案と並行しながら、一千名を上回る災者の財産を再配分する区画整理事業の「仮換地」作業が、昼夜の区別なく進められた頃、更に建築物に関する市街地再開発のマスタープランづくりも計画された。この計画上の骨子を簡単にまとめると、①酒田市の都市機能中心部は、市役所を中心とする中町商店地区であったが、駅前が再開発されて大型店舗が五十年にオープンし、新井田町以東に新興住宅街が形成された今後の市街地中心部は、現在よりやや東寄りに優位性が生れたこと。②そのため、駅前と中町の中間地点に核店舗を設定し、商業ゾーン相互の回遊性を高める。③魅力ある商店づくりのためには、被災地の商業地区に一千台程度の駐車場を確保する必要があり、また小都市の特性からして、自転車置場の位置づけも見逃すことはできない。④都市計画で決定された三本のショッピングモールを効果的に活用し、大火で猛火のトンネル役をつとめたと言われているアーケードは、各戸の商店を一階のみセットバック方式で新しい町並みを構成するのが望ましい。⑤防災面からの建物規模、構造、防火貯水槽の設置、防火建築帯と緑化対策の推進。⑥これ等の建設のために、共同建築の具体案(約二〇種類)を作成して住民に説明し、資金計画の内容も同時に検討できるように併記された。⑦酒田市における昭和六十年代の人口予測を約十三万人(現在約一〇万人)とし、被災地における商店規模は、二つの大型店舗を含めて約六万平方メートルと予測し、焼失前の約一五〇㌫増とした。

以上の計画は単に机上プランではなく、住民サイドと何回となく激烈な論議を重ねながら生れた指針であることを付記したい。

道路計画と防火地域

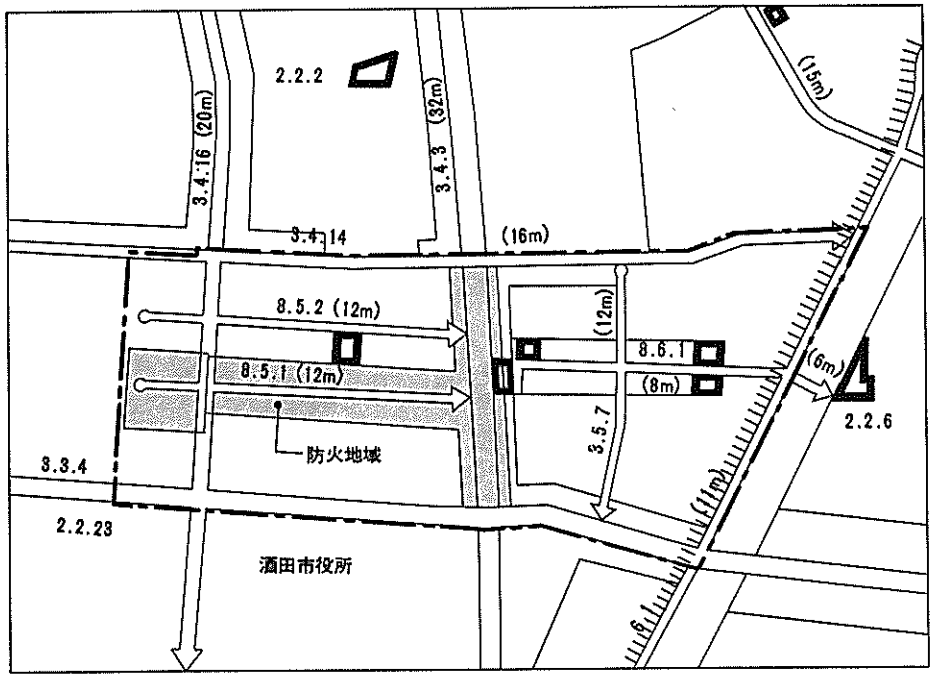

●火災復興の特殊性

前述した火災復興計画は、それぞれ原案決定まで若干の時間差はあるが、その大部分は被災後二か月以内に決着をつけなければならなかった。普通であれば、これだけの大事業を計画するには、少なくとも二～三年を必要とするが、早期復興を最優先とする火災にはそれは望むべくもないのである。だとすればこの計画が数少ない役人達の手によって推進されたことになるが、決してそうではない。当初原案発表以来、六十回の住民説明会（参集人員延四、一〇〇名）と、延千回を越える個人相談、そして、三十回以上に亘る「広報さかた災害速報告知板」を新聞折込みにより、その計画内容を住民に知らせながら、時には痛烈な批判を受け、時に激励を受けながら積みあげた結果の内容でもある。計画案に対する不平不満は数知れぬ程あった。しかし、既に発車しているこの大事業の進行を、少しでもその反対のためにストップすることがあれば、早期復興はできないと理解してくれたり災者の協力によって、一部計画の変更はあったが、少なくとも三月までは当初の予定どおり復興事業は進行した。

このことは、過去に多くの大火に見舞れながらも、その都度不屈の努力とねばりによって立ち直り、今日の繁栄を築いてきた酒田市民性と、大火復興を最優先するという特殊性を見逃がすことはできない。

建設省復興指導班
焦土の酒田へ

大屋道夫
建設省都市局区画整理課係長

10月30日は週末の土曜日。いつもならなんとなくのんびりしたウィークエンド。しかしその日区画整理課は朝早くから大声が飛びかい、ざわついていた。自室におられるはずの技術参事官がコートを着たまま新聞をひろげいつにない大声で話している。「今、県の計画課長と連絡をとりましたが、すぐにでも現地に行かなければなりませんね。」起きぬけの眠い目をこすりながら出勤して来た課の若い職員は、火災復興の経験などなく、よく事情がのみこめず、参事官のあわてぶりに目をパチクリさせている。

「とにかく図面がいるぞ！」「酒田市は補助事業が無いから図面があるかな？」「いや、今年から組合補助がある。」「その箱を調べてくれる、僕はこっちの箱を探してみる。」「建築指導課からどうするのかって言ってきましたよ。」「アッ専門官オハヨウゴザイマス。酒田が火事です！」「電話です！」まるで蜂の巣をつっついたような騒ぎである。

午前10時過ぎには、国土庁で各省庁連絡会議が開かれ、酒田大火の状況報告と政府調査団の派遣日程、人員等が検討された。

一方、建設省都市局では緊急の局議が持たれ、区画整理課金子専門官以下４名（都市計画課鳥居係長、街路課都原係長、区画整理課金子専門官、大屋係長）の派遣を決定。４名は午後３時08分上野発特急いなほ２号で酒田市に向う。

いなほ２号は関東平野を抜け清水峠を越えて越後に入る。新発田を過ぎたころから日本海岸特有の西風が激しく窓にたたきつける。暗やみの向うに日本海の黒々とした姿が広がる。列車は若干遅れたが、ほぼ定刻に酒田駅に着く。酒田駅頭は大変な混雑であり、見舞客であろうか知人の名を呼び合う声や、出迎えの県の方々の防災服姿が大火の生々しさを実感させる。

被災地ではまだところどころ煙がくすぶり、きな臭いにおいがあたりに立ちこめる。何か恐ろしいものでも見るようにそっと焼跡に目をむける。夜とはいえ、いやに黒々とした茫漠たる広がりが視野一杯にひろがる。「まるで空襲の跡みたいですね。」と誰かがつぶやく。

市役所到着後、直ちに、市長、助役をはじめ酒田市の方々、山形県、庄内支庁の方々と今後の復興計画について協議する。その結果防災的な都市づくりを目的とした火災復興土地区画整理事業を施行し、商店街の再建と近代化、住環境の整備をあわせ行うことが基本方針として確認された。

翌31日早朝から、早速、建設省都市局、山形県土木部計画課、庄内支庁建設部、酒田市都市計画課等により、国・県・市一体となったプロジェクトチームを結成し、火災復興都市計画の原案策定作業が始められた。

「区画整理」昭和52年１月号より抜すい

整地から仮換地へ

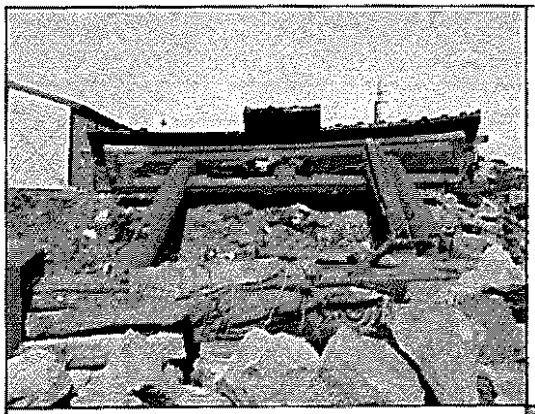

↑ 整地作業に最後までとり残されたのが、神社の焼跡だった。町内の信仰を集めている神様なので、氏子との話し合いがついてから整地にかかり、再建に使用できぬ鳥居や石碑が一か所に集められた。

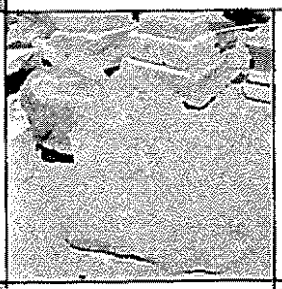

ブルドーザーによる整地作業が始まった。土台等に使用された石材も一か所に集められている。↓

↑ 大火の中で内部を守りとおした貴重な土蔵なので、換地のため約 200メートル先に移動して保存することになった。一日で数メートル進む慎重な作業で、一か月にしてようやく新しい場所に落ちついた。

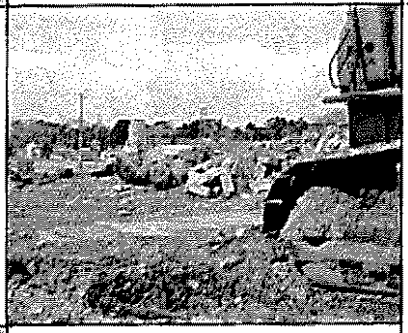

がっちりと下水道工事が進められて行く。↓

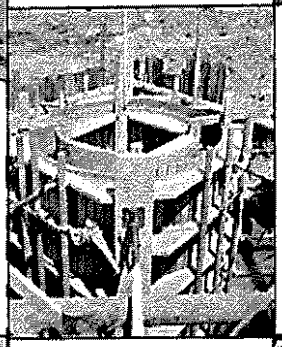

区画整理計画にともなって、測量が進められた。↓

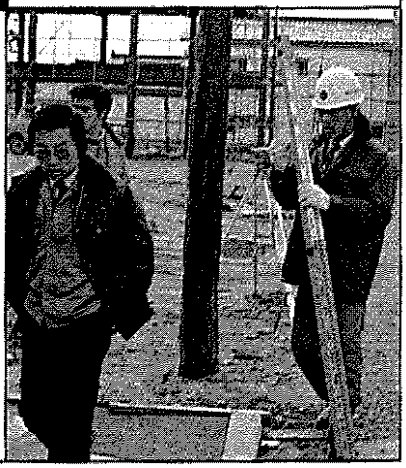

換地がきまった後は、平らに整地されると、新しい表示のクイが打ちこまれ、新築の始まる日を待っている。←

先ず……
地下工事から

換地がきまった後の五二年秋には、道路築造・地下埋設工事と計画通りに作業は進んで行く。

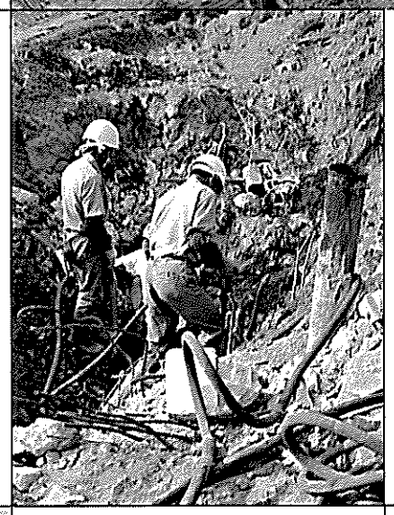

新しい街造りは、坂道をゆるやかにするというので、場所によっては、さく岩機を使用して土中の石を破壊した。

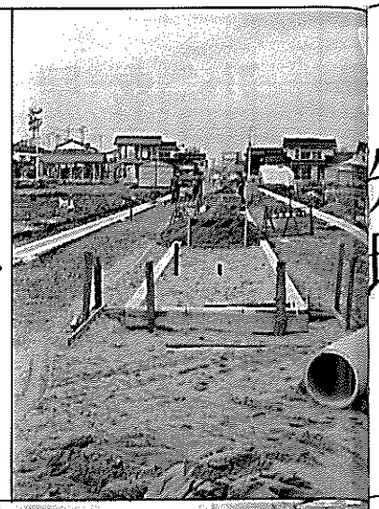

新井田町では、道路の側溝ができると舗装を待たず、住宅が五二年初冬の空の下で建ち始めた。

53年の新春はわが家で迎えようと、52年秋から続々と住宅の建築が始まった。秋空の下で一家そろっての地鎮祭が整地された各所でくりひろげられた。居ならぶ家族の胸には万感が去来する。

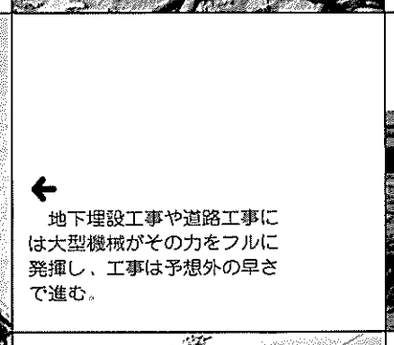

地下埋設工事や道路工事には大型機械がその力をフルに発揮し、工事は予想外の早さで進む。

仮換地をまえに、大型機械の威力で、どんどん整地が進む。

整地された焼跡は、先ず道路造りから始まり、いたる所に工事中の看板が立っていた。

一般住宅は木造が多く、秋晴れの下で作業は急ピッチに進んでいる。

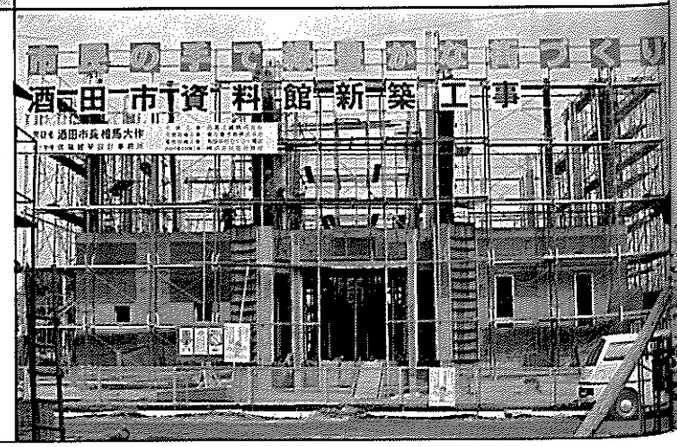

市の資料館は五三年五月の開館を目標に着工された。

商店街の建設は総合的な計画のため大幅に遅れ、32メートル道路に面する浜町通りの商店街も、52年中は空地だけが広がっていた。

復興へのスタート

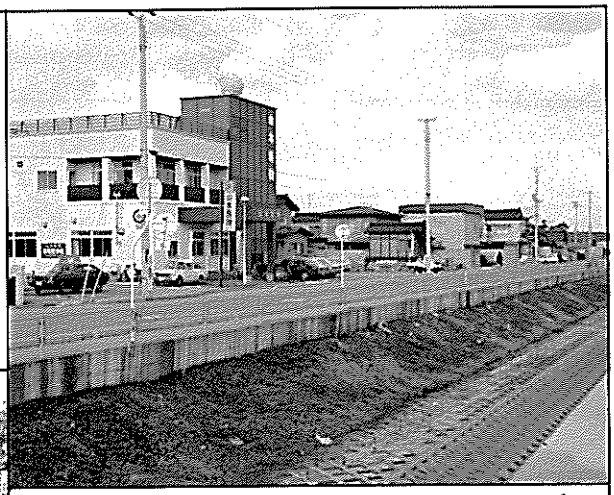

いちばん最後に焼失した新井田川畔に、建築申請第一号の医院が着工された。奇跡的に焼け残った「川流れ地蔵」の小さなお堂が中央に見える。

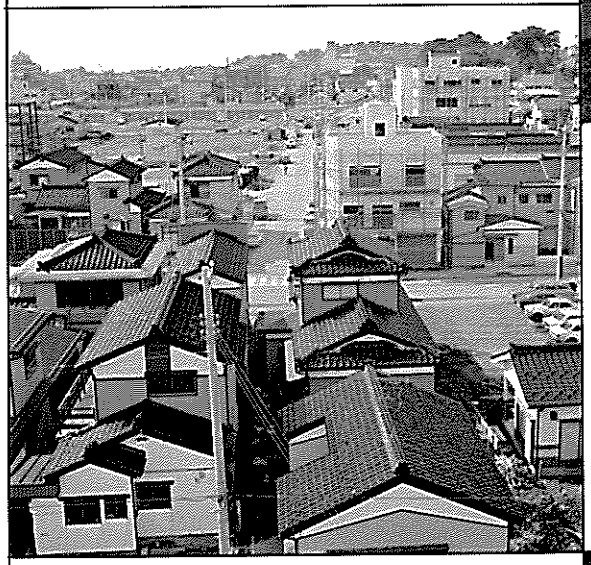

商店街の復興に先だって、新井田町の一般住宅の建築が52年秋から始まった。商店街予定の空地の前方に、浜町通りの仮設店舗が見える。

近代化事業にくいこまれない商店の建築が53年3月にオープン。海晏寺坂の勾配も平らに道幅も広くなって印象的だ。

旧天正寺町通りの商店も、53年春には続々とオープン。この辺は焼失区域の北端で、道路をはさんで右側は焼失をまぬがれている。

新酒田建設へ
早期復興に立ち上がる
〈その2〉

「酒田大火記録と復興のあゆみ…」(酒田市建設部)より抜すい

住民の一日も早い生活再建を悲願とする復興作業で、都市計画についで急を要するものに区画整理事業があった。十二月二十九日までは建築制限できるが、その後は法的に抑制することは出来ない。そこで事業認可の目標を十二月二十九日と設定し、活動に入った。一刻も早く作業の進行を図るには、多勢の力を集結する必要があり、建設省の指導も得てプロジェクトチームを①計画班、②用地買収班、③住宅PR班、④建物整備計画班に区分して作業に入った。

計画班

この班の主力は都市計画課が担当した。十一月六日、山形市建設部の長岡技官、高梨技師の応援をうけて、仮設店舗用地の選定、用地買収の打合せ、復興事業説明会、図面作成、施工区域の立合い及び測量、残存建物の予備調査、地下埋設物の打合わせ、建築物整備計画との調整、建物補償の概算見積り、事業計画書の作成など検討に入った。

十二月二十八日に事業認可を得るためには、十一月二十五日まで必要な事業計画書について県、国と最終協議を終えて市民にその内容を縦覧させる必要がある。県、庄内支庁や地元の土地区画整理協会、測量会社及び設計監理協会の応援を得て作業は進んだ。

十一月二十七日より市民に縦覧させた事業計画の概要は次の通りであった。

1、施行者　山形県
2、施行面積　三十一・九ヘクタール
3、施工期間　昭和五十一～五十五年度
4、総事業費　四、〇一四百万円
5、減歩率　十三・〇五パーセント
6、施行前後地積　表1参照

林消防庁長官を団長とする政府調査団の現地視察

用地班
一六、四〇〇平方㍍の用買めざして

十一月六日の災害速報告知版（一四六㌻参照）で市民に、復興計画の概要を知らせ、協力を呼びかけた。この事業を成功させるには多くの課題があったが、り災者の減歩を十三㌫程度に抑えることが是非必要であった。被災地の用地買収は事業遂行の鍵を握るものであり、各部より臨時編成された約二十名の用地班は、市開発公社を中心として一六、四〇〇平方㍍の用地買収を十二月中旬に完了という目標に向って土地提供者を訪れた。

〈表―1〉種目別施行前後地積対照表

種目			施行前 地積(㎡)	施行前 比率(%)	施行前 筆数	施行後 地積(㎡)	施行後 比率(%)
公共用地		道路	66,876	20.94	—	106,484	33.34
		公園	—	—	—	7,320	2.30
		河川	310	0.09	—	310	0.09
		水路	1,627	0.51	—	1,627	0.51
	合計		68,814	21.54	—	115,741	36.23
宅地	民有地	田	23	0.01	2	203,683	63.77
		宅地	231,088	72.34	2,048		
		境内地	3,303	1.04	3		
		公衆用道路	376	0.12	4		
		雑種地	1,094	0.34	14		
		計	235,883	73.85	2,071		
	公有地	国有地	2,227	0.70	2		
		国鉄用地	398	0.12	2		
		県有地	—	—			
		市有地	7,469	2.34	12		
		計	10,094	3.16	16		
	合計		245,977	77.01	2,087	203,683	63.77
測量増			4,633	1.40	—	—	—
総計			319,424	100.00	2,087	319,424	100.00

市は酒田税務署と緊密な連絡をとりながら、市に土地を売却する場合は租税特別措置法によって三千万円の特別控除が受けられ、代替地提供者も一千五百万円の控除があるので、り災者の足元を見透かすブローカーには用心するよう協力を求めた。

用地買収も初めは悲観的であった。その理由は①市で買い上げる単価が住宅地では安い。②代替地が遠すぎて不便である。③市民が希望する七号バイパス内側の用地は高くて手が出ないということで、十一月末で三十㌫程度であった。そこで県は不動産業者に自粛を申し入れると共に、市は地元土地区画整理組合連合会に代替地の早期提供を要請し、開発公社所有の大幅な宅地もり災者の代替地に提供することに決めた。また、買収単価も不動産鑑定士による正常価格の鑑定を参考にし、市の土地評価委員会で適正な価格を算定して市民の理解につとめた結果、十二月中旬に入り目標の六〇㌫を確保することが出来た。

しかし、この頃に一つの不安が持ち上った。買収の同意を得た地域が、一番町、新井田町に片寄っていることである。全地域平均して、買収出来ないと、換地上のアンバランスが生じ地区毎の減歩が大きく変化する恐れが生ずる。十二月十二日の速報告知版は、商業地域の方に土地提供を再度強く要望したが、商店街の一等地を手離す人は極めて少なかった。市は最後の呼

〈表―2〉用地買収総括表

(52．3．20現在)

		件数	筆数	面積(㎡)	金額(円)
事業用地	酒田市公社	33	57	5,771.99	401,334,361
	県事務所	111	186	19,163.37	1,231,793,789
	計	144	243	24,935.36	1,633,128,147
代替地	酒田市公社	16	22	4,872.40	74,064,275
	県事務所	74	118	27,230.09	495,640,052
	計	90	140	32,102.49	569,704,327

びかけとして愛宕神社、天満宮、その他多くの社寺用地、駐車場用地等の所有者の協力を求めた結果、大口の提供者もあり、一六、〇〇〇平方㍍の目標達成の目途がついた。

用地買収も最終的には、目標を大きく上廻り二四、〇〇〇平方㍍に近づいた。当初九億と予定された用買費も減価補償金充当分が約一九、〇〇〇平方㍍で、十二億三千万円、その他酒田市が公益施設、過少宅地の減歩緩和予定地、消防施設用地、その他公共的用地として確保したものが約五、七〇〇平方㍍四億円となり、減歩率を十二・四㌫までに引き下げられるようになってきた。

なお、地元土地区画整理組合連合会からは、八組合で二二七宅地の提供があり、うち二十四宅地約一五、〇〇〇平方㍍が罹災者の希望する宅地となった。

住民へのPR班
連日の速報告知版

大火による恐怖と不安、そして心身共に疲労しているり災者に、適切な情報を伝えることが民生安定の第一歩で、十一月一日より十二月三十日まで三十回にわたって「広報さかた災害速報告知版」が新聞折込みで各家庭に配達され、五十二年一月以降は「広報さかた復興速報告知版」としてその都度災害速報と同様の手段で配布され、市外に仮住所のあるり災者には郵便で届けられた。

十一月一日、ガレキの山に茫然としていたり災者に「焼け跡の整理は市で」という見出しで始まった第一号の速報版は、中央公民館（旧琢成小跡地）に設置する応急仮設住宅の申し込みを伝えた。二日には救援物資の交付や仮設建物以外の建物の禁止など応急対策を報じ、三日には災害対策本部長である酒田市長が市の方針を伝えると共に協力を呼びかけている。（一四五㌻参照）四日号では政府調査団（十一月一日来酒）に激甚災害の早期指定、各種事業の助成と融資額の引き上げ等十四項目の要望を行った報告があり、市民が必要と予想されるものはどんな小さなことでも繰返して、悪質なデマを封じ市民の不安解消につとめた。ついで第九号では「防災と住みよい緑のまちづくり」として、防災復興都市計画に至るまでの経過と、原案の中味、こん後の進め方、縦覧と意見書の提出等を詳細に報じ、復興区画整理相談所の開設を伝えた。

十一月中旬ころから、速報の内容に変化がでた。各所で開かれた説明会や、個人相談所を通して、住民が今何を第一に希望しているか、また迷っているのか……それに答えるため「復興区画整理一問一答欄」が紙面の大半を占めるようになった。十一月中の問答は主として用地買収、防火地域、用途地域、借地借家、土地台帳と地積、減税、減歩、道路計画、建物補償などに集中したが、十二月に入ると仮換地の時期、権利の申告、用地買収の期限などの内容となり、復興事業の進渉と共に多様化する市民の問題点を浮き彫りにしている。

年明けた一月八日復興速報第一号は、土地区画整理審議会関係の要旨を説明し、十五日の第二号は、大幅に民意を反映して修正した事業計画の変更の内容を告示した。やがて一月末からは換地問題に移行し、審議会や評価委員の内容が主体となり、更に仮換地前の整地作業と道路築造計画の概要及び地権者の同意についての記事が目立つようになり、春の息吹きと共に早期事業着手の気運が高まってきた足どりを示しているようである。

建築物整備計画班
再開発事業か高度化事業か

建築物整備計画は、県の住宅建築課の指導のもと建築課が主体となり、都市計画課と調整を

とりながら、五十二年一月以降は復興指導係を新設して担当した。

この基本計画は、区画整理事業で整備される市街地形態にマッチした近代的な街づくりを進めるために、全被災地の復興マスタープランを作成することが目的であり、全国市街地再開発協会に「酒田市市街地再開発事業調査計画委員会」を設けた。構成メンバーは、①建設省区画整理課、市街地建築課、都市再開発課、都市計画課、都市防災対策室、②中小企業庁計画課、小売商業課、③住宅金融公庫都市開発課、④日本開発銀行都市開発部、⑤県計画課、建築住宅課、商工課、⑥酒田市建設部、経済部、⑦酒田商工会議所、⑧山形県設計監理協会であり、委員長に横浜国立大の入沢恒先生がなった。

十一月十五日に現地で合同会議、二十四日東京で第一回委員会。十二月八日現地調査のあとり災者代表、商工会議所代表等と基本計画に対する意見交換を行い、都市計画と建物の総合計画を検討した。暮れも押しせまった十二月二十七日、市街地再開発計画試案(イメージプラン)が一般住民に説明された。

その概要は次の通りである。

①商業施設の将来予測（昭和六十年目標）

経済予測を名目十四%、実質四%成長を基準にし、酒田市の人口を十三～十四万人とした場合の全購売人口は一七四、〇〇〇人と推定され、被災地区に復興予定される各業種別規模は〔表3〕と予測される。

②商業ゾーンの駐車場関係

客用駐車需要を店舗面積百平方㍍当り一台とすると昭和五十年で約八百台、六十年で約一千台となり、焼失前の駐車台数の倍増計画が必要となる。

③建築物計画（昭和五十五年目標）

宅地全面積	㎡	203,680
建築面積	㎡	113,800
建ぺい率	%	55.9（37.3～75）
延床面積	㎡	241,440
容積率	%	118.50（67.9～231）
用途別内訳	㎡	住　宅 108.640（12.78戸） 店　舗 76,390 （物販、飲食、サービス共） 事務所 28,350 駐車場 17,540 その他 9,520

④用途別構成（図1の通り）

⑤この他、小住宅から共同店舗、大型店舗に至るまで約十四種類の標準設計と事業手法、更に融資制度の概要もつけ加えた詳細な内容で

〈表－3〉被災地区商店規模予測（昭和60年）

単位 ㎡

業種	①既存規模	②増築可能予測規模	③規模設定	④増床率 ③/①	増築可能規模内訳
小売商	33,000	13,100	46,100	140%	全市余力規模の40%をシェアーとする 32,700×0.4÷13,100㎡
飲食業	2,600	2,800	5,400	210	昼間型35店　夜間型7店……計42店 42×65㎡÷2,800㎡
レジャーサービス	5,320	3,880	9,200	170	レジャー10件×228㎡＝2,280㎡ サービス20件×80㎡＝1,600㎡
計	40,920	19,780	60,700	150	

（注）既存規模は、焼失面積も含む

あった。

当日会場に集まった百四十名の中から、いろいろの意見が提出され、次回からは高度化資金の利用も含めた内容で再度説明会を開催することにした。

一月末から、復興商店街づくりの勉強会は八地区の商店街毎に分れて実施され、それぞれの地区で熱心な討議が続けられ、新しい商店街の形成は、共同店舗方式が好ましいと判断する人が多くなった。しかし、その開発手法が大型店舗による再開発事業（国、県、市の補助導入、開発銀行又は住宅金融公庫の長期融資）か組合又は共同によるミニ再開発事業、高度化事業としての小売商業店舗共同化などが、仮換地の指定と共にまとまりのついたブロックから始められてくるだろう。

事業工程表

事業工程表の作成に当って特に考慮されたことは、①事業認可の期日と、②仮換地指定の見通しであった。①については前述の通り、建築基準法による建物制限に可能な日数は十二月二十九日であり、②については、事業認可後最短コースをとるにしても仮換地指定は三月二十日以降となる。区画整理法施行令四十二条の二により災害の場合における選挙の特例によって、審議員の選挙関係の期間を圧縮したとしても三月十日となる。

一般の市街地区画整理事業は、その準備期間に二～三年を要するが、大災害という特殊事情があるにせよ、三カ月に圧縮することに当然無理が生ずる。しかし、それを承知の上で、雪どけの春に建築の槌音を響かせるという理由のもとに工程表は作成された。

幾多の問題があり、予測できない極めて困難な大事業が、幅広い市民の協力と理解によって大きな支障もなく、都市計画の決定、事業計画の決定、審議員の選出まで、すべて工程表と大差なく進行した。

〈図－1〉市街地整備イメージプラン（用途構成）

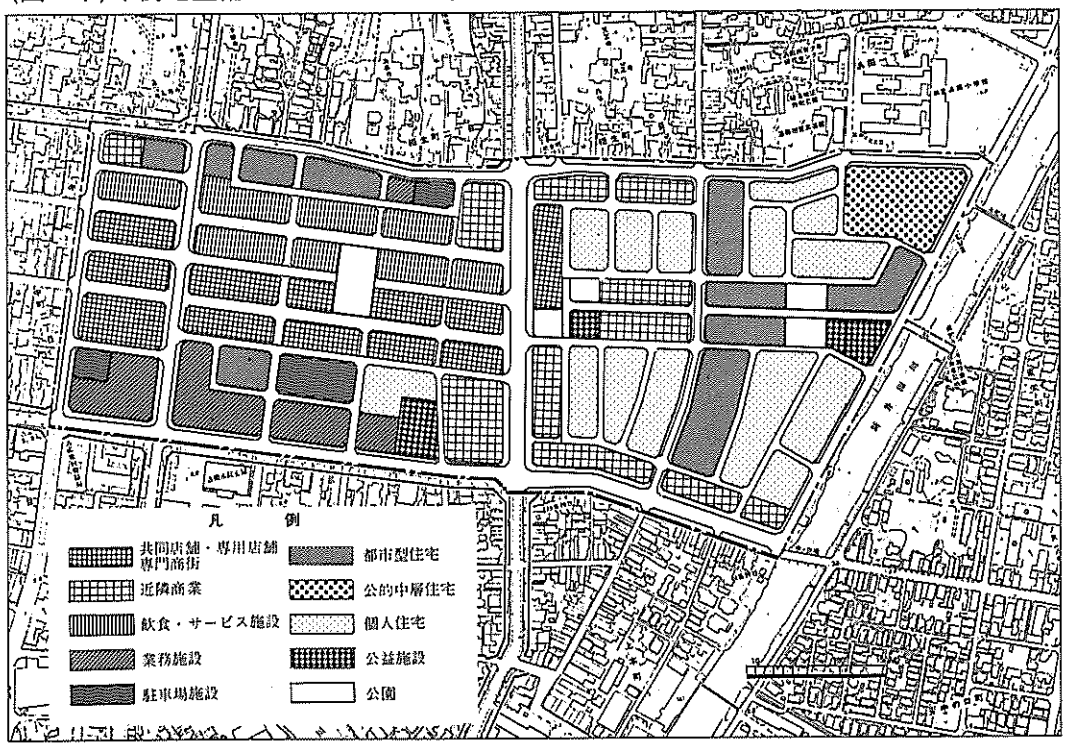

市街地再開発計画経過

51.11～52.5

年　月　日	内　　容
51. 11. 10	・建設省住宅局市街地建築課、浦上専門官外1名来酒、建築物の復興について指導。
15	・復興計画合同会議（国.県.市.商工会議所.県商工労働部.コンサルタント.12名）総計40名。
24	・第1回酒田市市街地再開発計画委員会（以下、委員会という）発足。 ・酒田市市街地再開発計画第1回委員会開催（於　建設省共同会議室） 委員長　入沢　恒　（横浜国立大学建築科教授） 酒田市　建設部長、経済部長、相田係長。商工会議所　斎藤専務理事出席。
12. 8	・委員会の現地視察。 ・建築物の災害復興基本計画について、入沢委員長との懇談会（各種団体代表） 商工会議所専務理事、酒田商業地区建設委員会委員長、自治会連合会長、 酒田大火り災者同盟代表、酒田市議会代表、酒田都市計画審議会長。 ・同上委員による現地調査終了後打合わせ会。 全国市街地再開発協会、酒田市、復興事務所、コンサルタント。
16	・第2回委員会で素案決定。
27	・素案説明会（於　酒田産業会館）参加人員 140名。
52. 1. 5	・高度化資金について、建築住宅課、商工課、経営指導課打合わせ。
7	・換地計画と建築物計画の調整会議、国、県、市（於　建設省）。
11	・素案を市議会に提示説明。
12	・15日迄　鳥取視察　商工会議所主催で市が随行　参加者21名。
18 19	・今後の作業日程について打合わせ（国.県.市.協会.コンサルタント）於 東京
22	・入沢教授（委員会委員長）講演（於　酒田産業会館）一般市民対象。 題名「火災復興と防災都市造り」参加者 120名
26	・復興商店街造り研修会開始　（於　酒田産業会館）
2. 2 3	・各商店街地区別勉強会開始。　大工町、下内匠町、鍛冶町
7	・昭和52年度市街地再開発事業聴取会（於　建設省）。
9 10	・第2回復興商店街造り研修会（於　酒田産業会館）。 中和会、大工町商耕会、桶屋町商進会、鍛冶町商和会
18	・商店会有志による再開発（近代化事業）視察会。
19	長野県駒ケ根市＝桶屋町商進会主催で市、商工会議所随行 静岡県掛川市＝伊藤県議、市議3名（佐一、佐酉、池田）同行参加者40名
3. 4	・高度化資金説明会（於　酒田産業会館4Fホール）中小企業事業団.県商工課。
11	・中和会中町再開発基本計画についてコンサルタントと役員との打合わせ（於　酒田産業会館）ＲＩＡ建築綜合研究所、(株)都市総合計画、野生司建築設計事務所、(株)日本コンサルタントグループ、市、商工会議所、中和会。
12	・中町再開発基本計画案について地元に説明（於　酒田産業会館）
16	・駒ケ根振興組合佐々木理事長、近代化事業について講演（於　酒田産業会館）。
23	・桶屋町商進会再開発基本計画案打合わせ及び地元説明　（於　薬師神社）。
25	・建設省並びに再開発協会と基本計画報告について打合わせ（国.県.市）。
28	・中町Ｂブロック再開発準備組合発足　代表中村良夫氏に決定。
4. 3	・被災地区住民に対する復興住宅説明会、午後1.30～4.00（於　酒田産業会館）　230名
21	・酒田市中町第一市街地再開発準備組合設立総会（於　山相ホール）。
28	・酒田市基本計画委員会最終回（於　東京）建設部長、相田主査出席。
5. 2	・中町④⑤街区の高度利用地区並びに再開発促進区域の決定（酒田市都市計画審議会）。
30	・商店街ショッピングモールと建物計画についての協議会開催（商店街振興組合役員約30名）。

新酒田建設へ〈その3〉
住民対策

「酒田大火記録と復興のあゆみ…」(酒田市建設部)より抜すい

合同説明会

復興への基本計画は、区画整理事業認可により可能となるが、この計画を一刻も早く住民に説明し、理解と協力を得ることが大切であることから、説明会が計画された。

被災地区は大別すると、八つの商店会と十九の自治会に分かれており、説明会もこの会単位による方が説明し易く、理解も早いと考え、被災地区を四ブロックに分けて開かれた。

十一月八日、住宅地区の、新井田町のり災者が産業会館の会場に集まった。り災者は、疲れ切ってはいたが、自分の住む所はどうなるのか、家はいつから再建できるのか、区画整理とは一体どんなものなのかといった不安とあせりが強く、会場には張りつめたものが流れていた。

説明会には市長以下関係部課長、市議会大火特別委員会の委員、アドバイザーとして山形市の専門職員等が並び、異様な緊張感の中で開かれた。相馬市長の大火経過と今後の対策についての挨拶、市議会および大火特別委員会の代表から、復興に対する力強い決意がのべられた。このあと応急対策の報告のあと、大沼建設部長から復興計画の概要、佐藤都市計画課長から区画整理事業内容の説明があり、両氏は次のことを強く要望した。

①みんなが少しずつ公平に土地を出し合うこと。
②新しい宅地の場所が変わること。
③建物の移転には補償があること。
④住民の意見は審議会に反映されること。
⑤事業は早く進めたいが、法的制限も種々あり、全面的な市民の協力を得て順調に進んだとしても、新しい土地に家を建てられるのは五十三年三月十日以降になること。
⑥減歩を少しでも緩和するための土地の買収が

11月8日、産業会館で開かれた合同説明会で挨拶する相馬市長

必要であること。

約一時間半の説明が終るや、待ちかまえていたように鋭い質問が飛んだ。焼け続けている中で極めて迅速に復興計画を作り上げたことに賛意を示しながらも、住民に一言の相談もなく原案を決めたことに対する憤りや減歩を有償にしろとか台帳面での地積では困るなどの意見が出て来る。質問する人も答える当局もお互い不安は隠せない。それだけに真剣なやりとりとなった。

この日の午後と翌九日の午前、午後にわたる四回の全体説明会に延九八四人が集まった。説明会の度毎に色々の意見が出されたが、関係者をホットさせたのは、防災都市づくりに対する基本的計画に対して反対する人は唯一人もいなかったことである。

各地区説明会

一千名を上回る市民の財産を再分配する事業が、一回や二回の説明会で理解、納得されることはあり得ない。そんな時、市民の側から説明会の要請が出され、市当局は二～三班編成で計画を立て、すべての説明会に出席するようにした。地区説明会は連日のように各所で開催され、質問内容も地区毎によって違いはあったが、誰もが早期復興を望んだ。地区座談会、説明会は十二月に入ってからも事業計画の中味について続けられ、年が明けてからは、換地の説明を中心に県・市合同で実施され、四月上旬までに六十一回延四千名に達した。

より深い理解を求めるために、合同説明会や地区別説明会と併行して、十一月八日より個人相談所を開設している。（一三五ページ参照）

計画に対する意見書十八件

区画整理事業計画に対する縦覧は、法五十二条一項の規定により十一月二十七日より二週間と定め、地権者による意見書の提出期日を十二月二十四日までと告示した。事業計画の原案は、十一月八日発表した素案に住民意見を取り入れながら、区画道路及び公園位置等を修正し原案として発表したものであるが、短期間に住民の理解を得ることはできず、所定の期日までに、既存道路の廃止反対、クランク型道路や、コの字型道路の廃止などの十八件の意見書が知事宛に出された。

十二月二十七、二十八日の両日、山形県都市計画地方審議会はこの意見書を審査した結果、意見書はいずれも不採択になった。十二月二十八日の山形新聞は「この日（二十七日）の審議会は、土地区画整理法に基づき開かれたもので、意見書の内容をみると、区画道路の位置の変更、一番町に計画されている公園は商店街の発展を阻害するので他の位置に変更して欲しい……（後略）等であったがこれに対し事務局側の県計画課では、区画街路の配置は交通量、住宅環

市議会酒田大火対策特別委員会

昭和51年11月５日発足

設置目的　防災計画、災害予防、災害応急対策、財政金融措置等、災害対策に必要な事柄について市当局と一体となり、災害復興のための諸活動を行うことを目的とする。

委員構成　11名

委員長	小松仟秋一
副委員長	三沢英治郎
委員	今野由松蔵
〃	斎藤徳酉吉
〃	斎藤上清次
〃	村藤義夫
〃	佐藤酉治
〃	五十嵐温雄
〃	佐藤池作
〃	佐藤田一

• 合計27回の委員会を開催し52年４月30日解散

境を考慮、公園の設置は防災空間を確保するほか、買い物広場としての機能を持たせたものだ……と説明、又現地視察した大滝吉郎委員らが〈意見書の中の減歩や換地問題は、今後土地区画整理審議会で充分検討される内容のものであり、特に計画を変更する必要は認めない〉と述べ採決の結果、十八件の意見書はすべて不採択とすることになった。そして今日二十八日再び開かれる審議会で追加意見書一件を審議、これが手直し必要ない……となれば、事業計画は決定される」と報じている。

より深い理解を住民に与えるよう何度も説明会がもたれた。

事業計画の一部変更
大幅に民意を反映

年の瀬が迫るにつれ、事業計画に対する住民の反対意見は日増しに増大した。十二月十八日被災地全域の十九自治会は結束して「酒田大火災害復興自治会協議会」を結成した。（会長佐藤吉雄氏）その目的は、「被災地域住民の生活不安解消のため、都市計画並びに土地区画整理事業について調査研究し、住民的立場に立った災害復興を促進すること」であった。この協議会は、り災者を代表する最大の組織として、県復興事務所及び酒田市と事業について調整役を果すことになった。

これより先の十一月六日、飽海地区労働組合会議に加盟しているり災者が個人の地権を守り、更に災害復興について互いに助け合いを進めるため、被災地権者組合を結成し、地権者のアンケート等を集約して意見書並びに要望書を関係機関に提出した。

事業計画に対する意見は、すべて不採択になり、予定通り事業は建設大臣の承認を得て十二月二十八日認可されたが、住民の個人的、組織的な反対の声は激化する一方であった。この世論は議会大火特別委員会でも取り上げられた。このままの状態では住民と共に歩む円滑な事業は不可能と判断、二十八日の午後、市長と大沼建設部長は事業計画の変更案をまとめて出県した。年末から年始にかけて変更案の具体的作業が、県・市で調整された。一月七日、市長は佐藤都市計画課長を同行して上京し、県計画課の渡部技術補佐、復興事務所の児玉次長等と共に建設省で事業計画変更の内容を説明した。

一月十日、大火特別委員会に事業計画の変更案を説明、全員一致で了承され、更に一月十一日酒田大火災害復興自治会協議会、酒田火災り災地権者組合、酒田商業地区建設委員会、酒田

説明会はどこでも真剣に行われた

市議会大火対策特別委員会、自治会連合会、酒田商工会議所、飽海地区労、酒田市議会建設常任委員会、酒田市都市計画審議会の各代表者にも説明、大筋の了承を得て一月十五日より事業計画の変更縦覧に入った。

計画の変更は、①防災都市づくりの基本計画は変えない。②区画道路がふえても減歩は当初計画の十二・〇五㌫を上まわらない（十二・四㌫になる見込み）③防火上、歩行者専用道路は直線的に変更するが、街区内の通過交通は極力排除する。④計画変更によって再度縦覧、その他の手続きがあっても、事業はおくれないようにする。⑤道路変更によって換地計画に支障を生じないようにする。⑥変更する区画道路などは、各種団体、個人の修正意見が一致しており、集約できるものはできるだけ取り上げると共に、その内容が、国、県の承認も得られ、確実に実現できるものであること。

以上の六項目を骨子として、変更修正案を原案としてまとめあげた。（図二参照）

この変更案の発表（一月十五日、復興速報No.2）によって、激烈な反対運動は、徐々に下火となり、二月十一日の意見書締切り日までに一件の意見書提出もなく、事業計画決定の大きな難関は、市民の協力と理解によって乗り切ることができた。

〈図－2〉 酒田都市計画火災復興土地区画整理事業

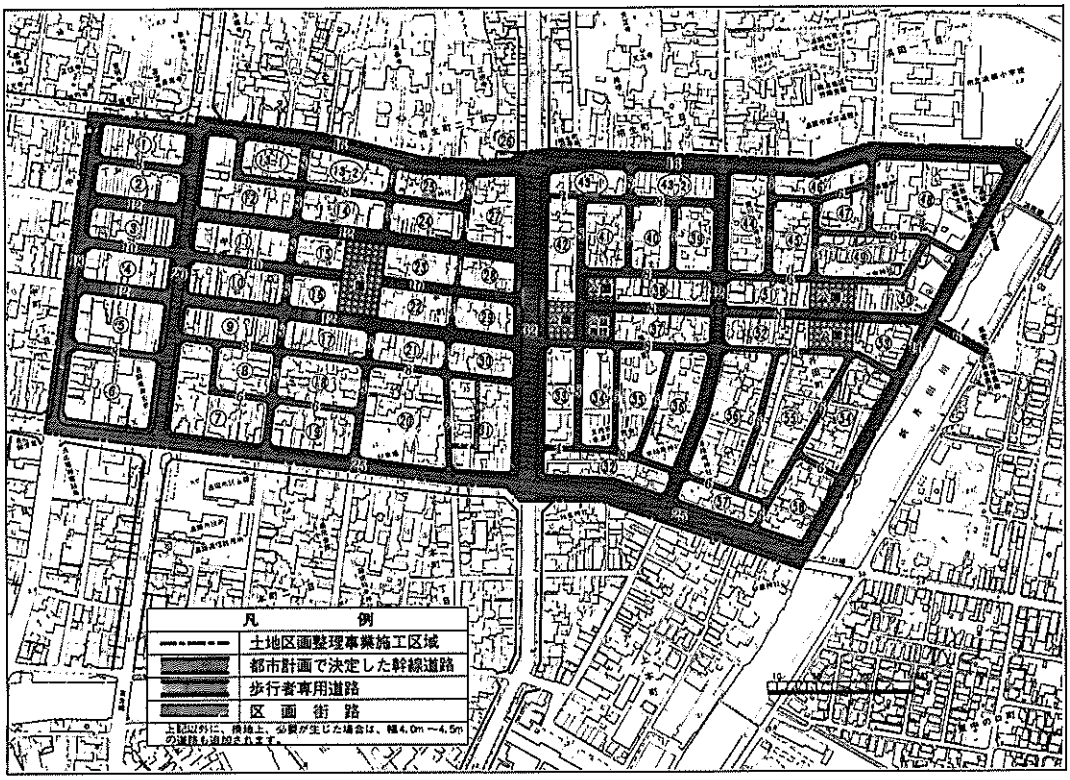

火災復興土地区画整理事業説明会経過

51. 11. 2～52. 4. 3（酒田市）

年月日	曜日	時間	会場	参集人員	対象地区	備考
51. 11. 2	火	午後 6.30	中和会事務所	25名	中和会(中町)	事業計画
8	月	午前10.00	産業会館	280	新井田町	〃
8	月	午後 1.30	産業会館	223	一番町	〃
9	火	午前10.00	産業会館	185	二番町	〃
9	火	午後 1.30	産業会館	296	中町	〃
10	水	午後 6.00	秋葉神社	35	新井田町の一部	〃
14	日	午後 3.00	本間傘店	25	一番町の一部	〃
14	日	午後 6.00	あぶみや	50	中町・本町の一部	〃
15	月	午前 9.00	菊池菓子店	35	二番町の一部	〃
17	水	午後 6.00	東北電力	60	酒田地区同盟	〃
18	木	午後 6.00	秋葉神社	50	新井田町の一部	〃
19	金	午後 6.00	産業会館	100	中町一・二丁目の一部	〃
20	土	午後 1.30	母子福祉センター	120	自治会連合会	〃
20	土	午後 6.00	薬師神社	80	中町一丁目・二番町の一部	〃
21	日	午前10.00	下内町会館	75	一番町・二番町の一部	〃
21	日	午後 6.00	天正寺	60	一番町・新井田町の一部	〃
27	土	午後 6.30	正徳寺	50	二番町の一部	〃
28	日	午前10.00	産業会館	80	一番町の一部	〃
28	日	午後 1.00	池田板金店	40	一番町の一部	〃
29	月	午後 7.00	竜厳寺	80	中町一・二丁目・中央東・同西町の一部	〃
51. 12. 3	金	午後 6.00	中和会事務所	40	中和会	
4	土	午後 6.00	市職員クラブ	25	旧元米屋町	〃
7	火	午後 6.00	東栄町会館	80	旧八軒町	〃
9	木	午後 6.00	浜田公会堂	30	新井田町・浜田の一部	〃
16	金	午後 6.00	労働会館	45	旧荒瀬町	〃
19	日	午後 6.00	青年センター	45	地区労(地権者組合)	〃
19	日	午後 6.00	薬師神社	20	旧桶屋町・鍛冶町・大工町の商店関係者	〃
26	日	午後 1.00	五郎兵エ食堂	20	14区(本町)の商店会	〃
52. 1. 22	土	午後 6.30	産業会館	160	中町一・二丁目	換地計画
23	日	午前 9.30 午後 6.30	産業会館	415	一番町・二番町・新井田町	換地計画（3回）
26	水	午後 6.30	天満宮社務所	60	旧十王堂町・上下内匠町	事業・換地計画
26	水	午前 9.00 午後 1.00	産業会館	122	中和会・桶屋町商進会	建築物整備計画
					大工町商耕会・鍛冶町商店会	（4回）
27	木	午前 9.00 午後 1.00	産業会館	92	上内匠町商興会・下内町商工会	〃
					浜町商店街振興組合・中央通り協栄会	（4回）
27	木	午後 1.00	母子福祉センター	50	旧鍛冶町・桧物町・十王堂町	換地計画
28	金	午後 6.00	八幡神社	45	戸野町自治会	都市計画道路
52. 2. 2	水	午後 6.00	市職員クラブ	47	八軒町自治会	換地計画
2	水	午前 9.30 午後 1.00	山形相互銀行 下内町自治会館	38	大工町商耕会 下内町商工会	建築物整備計画(2回)
3	木	午後 1.00	市役所	35	鍛冶町商和会	〃
8	火	午後 6.00	産業会館	60	酒田復興を考える会（青年会議所）	――――
9	水	午前 9.30 午後 1.30	産業会館	111	中和会・桶屋町商進会	建築物整備計画
					大工町商耕会・鍛冶町商和会	（4回）
10	木	午前 9.30	産業会館	86	上内匠町商興会・浜町商店街振興組合	〃
					下内町商工会・中央通り協栄会	（4回）
52. 3. 4	金	午前10.00	産業会館	250	全地区	〃 （高度化資金）
12	土		産業会館	42	中町	建築物整備計画
16	水	午後 1.00	産業会館	70	全地区	近代化事業講演会
23	水		薬師神社	25	桶屋町商進会	建築物整備計画
52. 4. 3	日	午後 1.00	産業会館	230	区域全体	建物説明会
計			61回		延 4,192名	

新酒田建設へ

山形縣酒田火災復興建設事務所

〈その4〉

「酒田大火と復興のあゆみ…」（酒田市建設部）より抜すい

体制づくり

十一月十八日の酒田市臨時市議会は、大火復興の区画整理事業の県施行を要望する知事あての意見書を満場一致で可決した。区画整理事業は、市町村が主体となって進めるのが原則だが、①事業内容が膨大で、しかも短期間に完了する必要がある。②財政面、組織面でも酒田市の能力を越えるものであることがその主な理由であった。

十一月二十二日、板垣山形県知事は記者会見で、酒田市の要望を受け入れ県が事業主体となる考えを明らかにし、十二月一日に酒田火災復興建設事務所が、中央公民館にオープンした。復興事務所は、事業実施の前線基地となるもので、所長に県計画課の田中清右エ門技術補佐が就任、県の吉武土木部長、松本庄内支庁長、市側から相馬市長らが出席して開所式を行い、ここに県・市一丸となった体制が発足した。

これとは別に、酒田市も都市計画課内に復興建設係を新設、一連の復興相

〈組織図〉

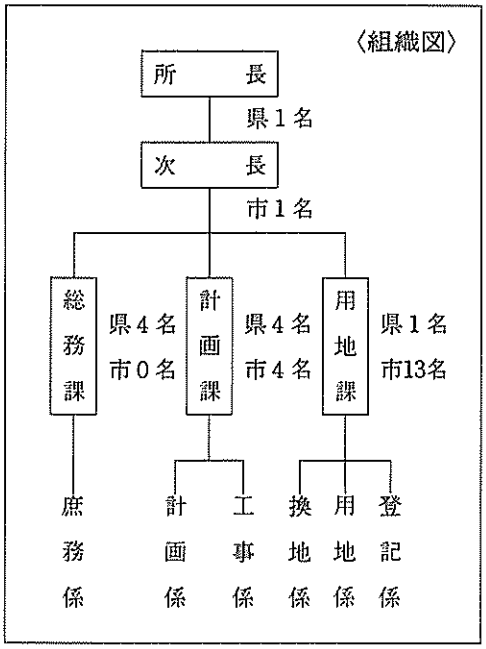

談と県事務所との連絡役に当たる機構をつくった。十二月二日、県・市関係職員の合同会議を開き重要な業務十五項目についての引継ぎと、今後の問題点について協議した。

吹雪の中で整地作業

北国の冬は厳しい。視界10～20mの吹雪のなかでの整地作業。

復興事業所は息つく暇なく問題の解決に取組んだ。このころ最も急を要する仕事は用地買収であり、正確な道路計画の測量であった。と同時に、施行規定案の検討、換地基準案作成についてコンサルタントとの打ち合わせも連日のように開催された。

正月二日、折からの視界十～二十mの吹雪の中で、現地測量が再開され、道路センターの杭打ちは着実に実施された。現地測量と諸物件の細部調査が進むにつれ、地下埋設物（古井戸、穴倉、地下室、浄化槽）が意外に多いことがわかった。

事業計画の変更で落着きをとり戻したり災者の関心は換地計画に集中した。復興事務所は換地に対する基本的な理解を深めるために一月二十三日より合同説明会を開催し、特に市民に協力を求めたのは整地作業の同意であった。説明会場に同意書（承諾書）の用紙まで用意し、各自治会単位に地権者の同意書の取りまとめを要請したが、地下埋設物の補償問題ともからんで予期した同意は得られなかった。この時期と前後して、多くの団体や個人から、海晏寺坂等の切り下げ造成に強い要望が殺到し、整地工事に対する同意書の取りつけが急がれた。そこで一月二十三日、三十日の復興速報で「多くの住民の要請に答えるため、県で整地工事の設計を進めています。凸地を切り下げ、宅地を整地し、道路整備を早く進めて住民や店舗を、仮換地後一日も早く建てられるようにするためにも、是非とも地権者の同意書が必要です」と呼びかけ二月三十日の復興速報で整地工事の具体的設計概要を示すころになると、困難と予測した同意書も九十%を超してほっとさせた。

2月23日、被災地で質素な修ばつ式が行われた。

二月二十三日、吹雪が舞う被災地で、質素な修ばつ式が行われた。〝燃えない町づくり〟の第一歩が丘陵地の切り下げ、低地の盛土等を組み合わせた整地工事によって本格的に始動した。そしてこの工事はすべて地元の建設会社の手で実施された。

復興の息吹きが蘇った。季節はずれの吹雪の中で、一斉にブルドーザーやショベルが動き、新しい大地は順調に作られていった。

関連事業の整備計画

■道路整備計画

復興計画は、区画整理地域内の道路整備計画と上水道、下水道、電気、ガス等の供給施設の計画と並行して実施しなければ効果は半減する。復興事務所の計画課を中心に計画の調整に当ったが、①仮換地作業が完了しなければ具体的設計はできない。②建築物、特に商店街の規模設定が未確定で需要予測がつかない、等の理由から難行したが、一刻も早く建築の着工を促進するのが先決で、年次別道路整備計画を立案し、仮換地原案と共に一般住民に公表した。

急ピッチで進められる道路工事（浜田地区）

新設および改良を要する道路の総延長は約九㌔㍍であるが、焼失地の新設道路を早い年度に着工することが基本とされており、五十二年度で約四十二㌔㍍、五十三年度で約七十二㌔㍍を完了する予定である。この道路整備計画に合わせて他の供給施設も同時に着工するよう調整が進められた。

■上水道、消防施設

大火による水圧低下の反省から、上水道計画では表のような管経の増大をはかった。

酒田地区消防組合では、酒田市全体の防火対策を検討し、東部出張所の早期増設、消防職員の大幅な増員の実現をはかる一方、火災復興区域内の消防水利については、道路計画、上水道計画と並行して次のような施設整備を計画した。

上水道計画

地区別	被災前管経	計画
新井田町 一番町	100φ以下	150φ及び 200φを追加
中町地区 二番町	150φ以下	150φを更に追加

消防水利計画

施設／年度	消火栓		防火貯水槽	
52	100～ 200φ	17基	40屯	6か所
53	100～ 300φ	18基	〃	4 〃
54	300φ	3基	〃	3 〃
55			40屯及 100屯	4 〃
計		38基		17か所

■下水道計画

下水道計画は、区域外管渠敷設と浜田ポンプ場、終末処理場が完備しないと区域内の完全汚水処理は不可能である。既設側溝はいたるところで破損され、また新らしい計画の整地によって勾配も変化している現況である。

区域内の排水はすべて側溝によるものではなく路面はL型側溝、宅地の排水、汚水は道路内の管渠によって処理される。

その施工区分は、

- 復興事務所施工（区域内）
  三〇〇～五〇〇φ 延長八、五九五㍍
- 酒田市施工（区域内）
  六〇〇～一、八〇〇φ 延長二、六八〇㍍
- 酒田市施工（区域外）
  六〇〇～二、三〇〇φ 延長一、二五五㍍

合計 一二、五三〇㍍

管渠敷設の年次計画は、五十二～五十三年で完了の予定だが、地区内の道路築造計画および柳小路の仮店舗撤去の動向を勘案し実施するものである。また宅地の汚水ますの設置数も千か所を超えると予測され、これらも各宅地の平面計画と不均衡とならぬよう、仮換地と同時に宅地利用の具体的計画を地権者または設計者に要望されている。

下水道終末処理場は五十五年度に完了の見込みであるが、この年から処理開始の可能となるのは、二番町より東側の区域であり、中町地区は管渠工事とポンプ場工事の関連でそれ以降となる。従って被災地の排水は、当面雨水排水と汚水排水を区分せねばならず、水洗便所の使用について、きめ細かな指導と配慮が必要となっている。

市議会酒田大火復興対策特別委員会

昭和52年７月22日発足

設置目的　大火災害復興のため、住宅・商店街・公共施設等の建設を促進し、各種施策の確立に対応し、調査することを目的とする。

構成人員　35名（議長を除く全議員）

設置期間　昭和54年３月31日

委員長　古沢　坦

副委員長　鳥海憲一

理事会　５名（各派代表）

理事　古沢　坦　鳥海憲一　五十嵐義夫　斎藤金男　村上酉吉

委員　荒井正年　伊藤耕治郎　留場俊光　鈴木正昭　芳賀五郎　高橋義四郎　岸伊一郎　白岩石雄

欠員　１名（山本武委員の死去による）

昭和52年10月13日の定例県議会において、柿崎美夫委員が補充された。

審議経過

（昭和52年10月13日現在）

月日	会議	案件
昭和52年８月５日	第１回委員会	正副委員長の互選 大火復興の現状報告 委員会の運営について
８月12日	第１回理事会	委員会運営及び資料について
８月24日	第２回理事会	資料について
10月７日	第２回委員会	浜町商店街の復興について（当局からの報告及び質疑）

山形県議会酒田市大火対策特別委員会

（昭和52年10月13日現在）

設置日　昭和51年11月９日

所掌事項　大火罹災の救援と復興の早期実現および恒久対策の確立についての調査

定員　11名

委員長　前田巌

副委員長　佐藤絹一郎

酒田大火復興対策県市連絡会議

昭和52年７月１日設置

委員　会長：庄内支庁長

山形県	庄内支庁長　総務部次長　土木部次長　商工労働部次長　生活福祉部次長　警察本部交通部長
酒田市	助役　総務部長　建設部長　経済部長　市民部長

開催月日と協議事項

第１回会議　52年７月８日

(1)会長の互選　庄内支庁長　松本嘉一

(2)事業執行状況の報告

(3)その他調整を要する事項

(4)会議は毎月１回程度原則として現地酒田で開催する

第２回会議　８月24日

(1)第１回連絡会議の提案事項のその後の処理状況

(2)市買収用地に係る清算事務の年内完了

(3)高度化事業融資率の引き上げ

第３回会議　９月30日

(1)提案事項のその後の処理状況

(2)市街地再開発事業に対する県負担金の増額

(3)特別交付税の増額

(4)市町村振興資金の枠の拡大

協議の結果決議された事項

○被災者に対する不動産取得税の減免措置について（９月20日付税第160号 山形県総務部長通達）

○住宅、商店復興資金に対する利子補給

○高度化事業に対する融資率の引き上げ（65%→80%）

新酒田建設に市民参加

酒田大火災害復興自治会協議会

佐藤吉雄（会長）

酒田大火災害復興自治会協議会が発足したのは、大火後約一か月を経過した十二月十二日である。産みの親は自治会連合会と言っても過言でないが、当時り災者集団は、商工会議所が中心の商店会、地区労中心のり災者同盟等があったが、そのいずれもが全体のり災者を代表する組織とはなり得なかった。市当局の災害対策本部においても何とかり災者全体の窓口を求めていただけに、その発足には多くの期待が寄せられた。協議会発足に当って最も論議を呼んだのは会の性格であった。結論的にはり災者の心をそのままに、大火災害からの一日も早い復興であり、そのことのためには当面の区画整理事業を始め、県・市の行なう諸施策に協力し、り災者側の意志を結集し反映させ、より住民本位のものとすることとした。組織としては会長一名、副会長四名、事務局長一名の「会長・副会長会」と、東西を三二ヶ所道路で区切った東西各街区より二名宛計四名を加えた「理事会」を持つこととした。協議会の構成はり災者をかかえる自治会町内会で、各自治会から選ばれた三ないし五名の委員六十名で意志決定の機関とした。発足当時各自治会から持ち寄られる意見や要望は、区画整理事業に伴なう街路計画と仮換地に対するものが圧倒的に多く、市当局や復興建設事務所係官の出席を求めた説明会の開催や先進地能代の現地視察を行なう等、り災地権者の理解を深める事に努めた。又固定資産税を始め、不動産取得税等の軽減対策、復興資金の調達、利子補給の方法等も大きな問題としてとりあげた。火災原因の追求については、極めて大きな問題であったが、警察が科学的立証が不可能であるとして不明のままとなったことから、大きな不満は残るもののこれ以上の追求を続けても無駄であるとの判断に立たざるを得なかった。区画整理審議会委員については当初から適切な人材を推薦する方針で対処したが、他団体の思惑もあり競争選挙が実施される結果となり、協議会からも三名の推薦を行なった。更に市長の諮問機関として設けられた、住居表示委員会に代表二名、歩行者専用道公園整備協議会、復興たすけあい金庫貸付審査会にそれぞれ代表を送る等、復興計画の実行にあたる各機関に対し、防災都市づくり、一日も早い復興のために市民サイドから協力し要望を実現させるために休みない努力を続けている。発足からの主なる経過は別記のとおりである。

酒田大火災害復興自治会協議会

事 務 局　酒田市母子福祉センター内
会　　長　佐 藤 吉 雄
副 会 長　児玉正一、斎藤拡三、池田亀蔵、滝井　修
委　　員　19自治会、61名
設立月日　昭和51年12月18日

主な協議内容

年月日	内　　容
S51.12.12	連合自治会長が主体となり、仮称災害復興対策委員会開催
51.12.18	酒田大火災害復興自治会協議会発足規約、会長選出、今後の対策等
52.12.22	能代市復興状況視察（参加者22名） 視察内容……区画整理事業の問題点
S51.12.24	陳　情 ①被災地権者と被災しない地権者の不公平是正について ②減歩率の引下げについて ③土地評価基準について ④火災原因について ⑤整地について
51.12.24	酒田都市計画火災復興土地区画整理事業について意見書進達 ⑥復興資金の国庫補助について ⑦貯水槽設置計画 ⑧仮換地と現在地と移動について
52. 1. 7	陳　情 ①市道山椒小路線の存置について ②中央公園に通ずる道路の南北貫通について ③一番町地内の南北線を、天正寺町と、中の口通りに貫通されたい。 ④被災者と被災しない地権者の格差の解消と減歩率を 13.05%より、更に引下げられたい。 ⑤貯水槽の設置について ⑥中央公園とグリーン道路側に店舗用地を確保し公園を東西に長くされたい。 ⑦新井田川県道ぞいに、幅2.00mの防音・防災の緑化地帯を設置されたい。
52. 1.15	経過報告説明
52. 1.21	陳　情 ①海晏寺坂等の高地の切下げ
52. 3.28	陳　情 ①耐火建築物の特別融資と利子補給 ②建物完成までの土地及び建物完成後3か年の固定資産税の減免 ③早期建築ができるよう仮換地指定及び苦情処理に積極的にとりくんでほしい。 ④交通規則についての再検討 ⑤復興計画の打合せ等、諸会合経費の援助 ⑥神社、会館等に対しても見舞金を考慮してほしい。 ⑦休業補償を実施されたし
52. 6.16	陳　情 ①復興5か年計画の明示 ②被災地内の公共下水道の53年秋頃よりの使用について ③耐火建物の建築に対する利子補給及び資金の融資措置 ④固定資産税の免除 ⑤融資時期及びつなぎ資金 ⑥設計料、工事費の行政指導の実施 ⑦市議会に特別委員会の設置

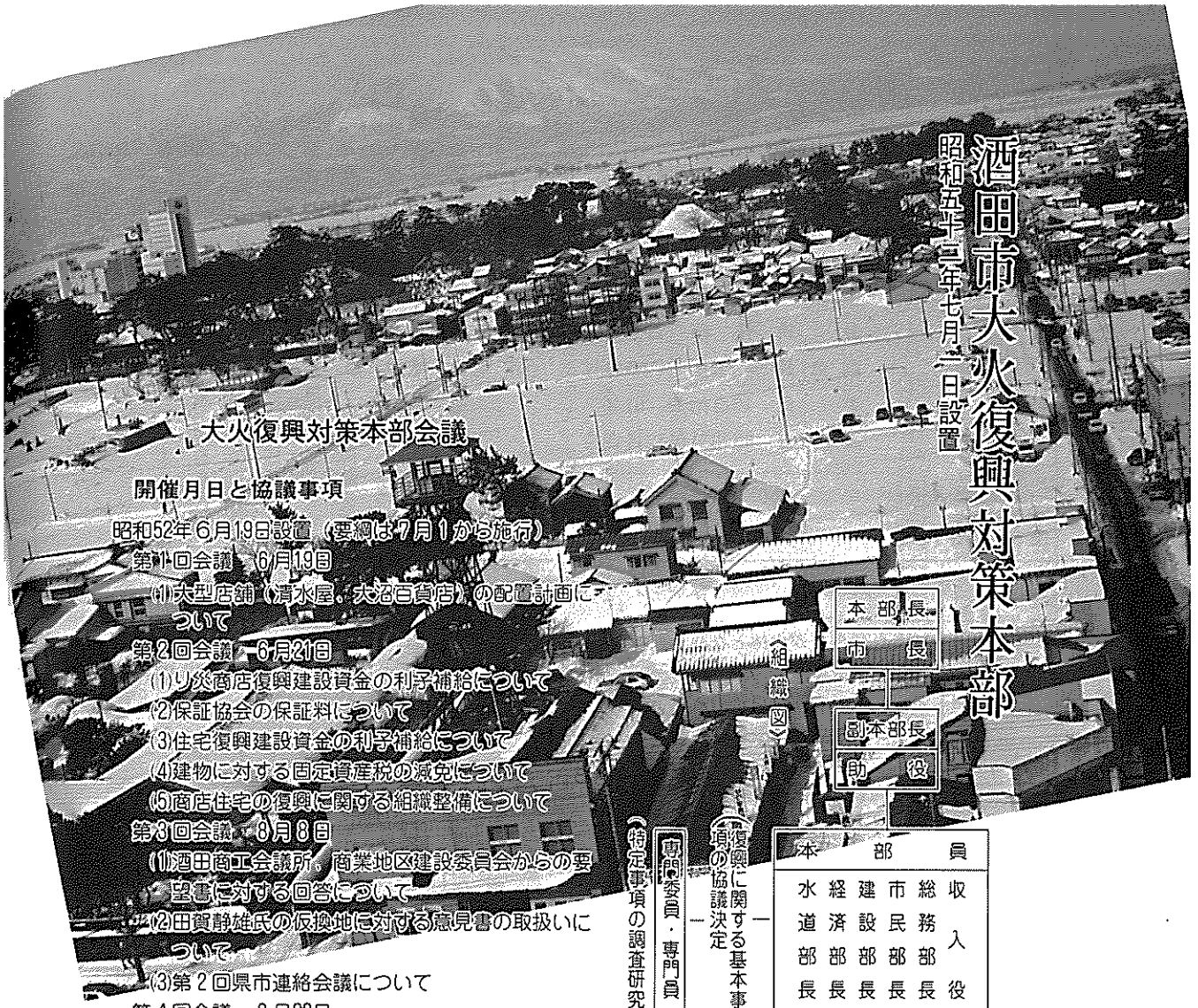

酒田市大火復興対策本部

昭和五十二年七月一日設置

大火復興対策本部会議

開催月日と協議事項

昭和52年6月19日設置（要綱は7月1から施行）

第1回会議　6月19日

(1)大型店舗（清水屋、大沼百貨店）の配置計画について

第2回会議　6月21日

(1)り災商店復興建設資金の利子補給について

(2)保証協会の保証料について

(3)住宅復興建設資金の利子補給について

(4)建物に対する固定資産税の減免について

(5)商店住宅の復興に関する組織整備について

第3回会議　8月8日

(1)酒田商工会議所、商業地区建設委員会からの要望書に対する回答について

(2)田賀静雄氏の仮換地に対する意見書の取扱いについて

(3)第2回県市連絡会議について

第4回会議　9月22日

(1)商店街復興に関するコンサルタントとの委託契約について

(2)復興対策事務所の位置づけとその機能について

幹事会・担当者会議

開催月日と協議事項

第1回　担当者会議　7月20日

(1)復興対策推進組織について

(2)第1回県市連絡会議の結果について

(3)復興対策事業の進捗状況と問題点について

(4)部門毎の問題点について

第1回　幹事・担当者合同会議・7月26日

担当者会議と同じ

第2回幹事会　8月18日

(1)交通問題協議会（プロジェクトチーム）の設置について

（組織図）

本部長　市長

副本部長　助役

（復興に関する基本事項の協議決定）

本部員：収入役、総務部長、市民部長、建設部長、経済部長、水道部長

（特定事項の調査研究）

専門委員・専門員

（対策本部会議付議事項の協議調整）

幹事：総務課長、企画調整課長、財政課長、土木課長、都市計画課長、建築課長、下水道課長、商工観光課長、水道工務課長、復興対策事務所長、消防組合事務局長

（幹事の所掌事務処理）

担当者：総務課長補佐、企画調整主査、財政課長補佐、土木課長補佐、都市計画係長、建築課指導係長、下水道課計画係長、商工観光課商工振興係長、水道部工務課長補佐、復興対策事務所次長、消防組合消防署次長、開発公社事務局次長

新酒田建設へ

〈その5〉

酒田商工会議所の対応

応急対策

鎮火直後の十月三十日、前田巌会頭を本部長とする災害対策本部を商工会議所内に設置し、次の事項の応急対策を行った。

1、産業会館の貸室予約を全面的に取消し、対策本部並びに、各商店街の集会の場として無料で解放する。

2、県の対策本部を産業会館三階に設置し、県商工課、経営指導課、政府系三公庫、信用保証協会、各市内金融機関による相談、指導を行う。

3、手形期限の暫定処理、印鑑焼失による預貯金の払い出し処理方法のPRを行う。

4、災害にともなう税務処理、労働保険関係の処置などを徹底させる。

5、共同仮設店舗の建設計画。

6、行政側の災害対策本部との密接な連携プレーによる災害対策。

以上の経過をへて、十一月二日、り災地区商店街代表で今後の復興に対応する組織をつくることにし、十一月五日、り災八商店街、新井田地区の各代表三十二名をもって「酒田商業地区建設委員会」を結成、発足させた。

酒田商業地区建設委員会

焼け跡は測量も終り、各所で下水道工事や地下埋設工事が進む

51年11月7日　各商店街の被害状況のとりまとめ。今後の営業活動は共同仮店舗を建設する

ことで合意、入居者の希望とりまとめ。
11月9日～12月20日　柳小路、浜町通り、本町市役所前の共同仮店舗の建設から入居まで全精力を傾注する。（百四〇ページ参照）
12月1日　商工会議所の正式委員会として新発足。委員数二十八名、予算を審議決定。
12月9日　り災商工業者に消火器三百七十五本を贈る。
52年1月5日　土地区画整理事業の審議委員の件について、県復興建設事務所大串課長より説明を受ける。
1月12日　鳥取市視察。一行二十一名。
1月26～27日　市街地再開発協会のコンサルタントによる建物建設の研修会を開催する。
2月5日　中小企業庁小売商業課長柴田幹夫氏来酒につき、商店街側との懇談会を開催。
2月13日　区画整理審議委員投票日。相蘇俊也、中島定之助両氏当選。

酒田商工会議所の各種陳情請願

51年11月1日　市内各金融機関に、災害復旧に対する特別融資について請願。
11月8日　国民金融公庫総裁に、災害復旧に対する貸付枠の拡大について陳情。
11月11日　通産、大蔵大臣に、災害復旧に対する国民金融公庫の特別枠設定について陳情。
11月24日　住宅金融公庫仙台支店長に、災害復興に関連し、金融公庫代理店の増設について陳情。
11月25日　大蔵大臣に、酒田大火災害対策について陳情。
52年1月10日　大蔵省、建設省に、復興市街地再開発融資の特別金利適用について陳情。
6月7日　県議会商工労働開発常任委員会に、商店街近代化指定における基準緩和について、

2月17日　駒ケ根市、掛川市の商店街近代化事業を視察する。（三日間、参加者四十一名）
3月10日　予定の仮換地指定おくれる。二百八十件の異議申立てあり。
4月15日　大沼デパート中町を撤退。三十二店通りに進出希望あり。
4月10日　り災地区商店街の再編成について、旧大工町、旧桶屋町、旧鍛冶町の三商店街が合併、上内匠町商工会と中央通り協栄会が合併、浜町商店街と下内町商店街が合併することで基本的に合意。中町地区は市街地再開発事業、商店街合併地区は商店街近代化事業をそれぞれ導入することを決める。
4月11日　市商業地区復興事務所を中村金属㈱二階にオープン。
4月21日　このころから中町地区の再開発事業計画がスタート。
4月25日　中通りの旧大工町、桶屋町、鍛冶町三町が合併することに決定。難産をきわめる。
5月10～11日　中小企業振興団より担当者を招き、各商店街毎に、商店街近代化事業の説明会開催。
7月25日　ショッピングモールの件、行政当局への要望事項をとりまとめる。
7月28日　中町通り商店街振興組合の創立総会開く。
9月3日　たくみ通り商店街振興組合の創立総会開く。
11月1日　大通り商店街振興組合の創立総会開く。
11月21日　柳小路の仮設店舗の賃貸契約は、五十三年十一月二十八日まで、浜町通りの仮設店舗は五十三年十二月九日までの契約更新をし、その後は延長しないことにする。

店舗建設資金借入に対する利子補給について災害復興資金の取扱い期間の延長について陳情。

6月21日　県知事に、高度化資金対象範囲六十五㌫以外の二十五㌫に対する三㌫以上の利子補給について、高度化資金利用者以外の業者に対して総設備資金九〇㌫について三㌫以上の利子補給について陳情。

7月21日　県知事に、早期復興について陳情。

7月25日　酒田市長に、高度化資金利用者の協調融資十五㌫を二十五㌫に引き上げ三㌫以上の利子補給について陳情。

7月28日　日本開発銀行、大蔵省に、復興資金の金利引き下げ、融資について陳情。

8月26日　酒田市長に、り災地域内に建設する建物の固定資産税並びに都市計画税の減免について陳情。

8月27日　県知事に、り災地域内に建設する建物の不動産取得税の免除について陳情。

9月7日　酒田市長に、店舗建設に対する自己資金の軽減について陳情。

9月12日　酒田警察署長に、柳小路道路の交通規制解除について要望。

9月20日　県酒田市大火対策特別委員会に、高度化資金適用の場合、協調融資枠を十五㌫から二十五㌫に引き上げこれに対して三㌫の利子補給について、再開発事業の資金のうち開発銀行からの融資以外の資金調達分に対して利子補給すること、高度化資金適用外の場合設備資金の九〇㌫に対して三㌫の利子補給することと、り災地内に建設される建物の不動産取得税を免除すること、柳小路通路を駅前通りに接続させることを陳情。

12月5日　酒田市議会議長に、柳小路通りを駅前通りに接続させる道路の整備について請願。

53年2月21日　県知事に、不動産取得税の減免措置に関する条件緩和について陳情。

能代市では——

秋田県能代市は、地理上、酒田市に非常に類似している。酒田市が最上川右岸流域に位置するのに対し、能代市は米代川左岸流域に位する。庄内平野と能代平野、そして酒田港と能代港。

能代市は、戦後だけでも二十四年と二十一年の二回の大火で、合わせて約三千七百戸の家屋を焼失している。第一次大火の昭和二十四年二月二十日、当時の能代市長、柳谷清三郎氏は復興対策の第一声で、「……この際、都市計画を徹底的に実施し、今後の災害を未然に防ぎたい。能代の生死をかけたきょうの火災、この復興には、全市が協力一致、小我を捨ててかからなければなりません」と強い決意をのべた。

最大の問題である区画整理事業は、多くの困難をくぐり抜けねばならなかった。道路巾幅、公園、緑地の新設などで、公共用地をそれまでの八・三㌫から二十一・三㌫に増やさねばならず、それには平均三〇㌫近くの減歩を行わねばならなかった。焼かれたうえに土地まで取られるとは——住民の強い反対の声がどっと上った。非難の焦点は三〇㌫というバカ広い道路計画に集まった。"市長は気が狂った——"と、ののしられた。

そのころを振り返って柳谷氏は「三〇㍍幅というのは、建設省の技官らが示したものだが、私自身は五〇㍍、百㍍幅の分離帯のような道路を考えていたので、幅の広さにはそれほど驚かなかった。計画道路の設定では、政治に左右されず純粋に防火目的のため効率的にされるよう、立案する建設省の専門家側と私たちとは一線が画された。一つ一つの陳情に心を動かされていたのでは、とても全体的な計画は出ない——というわけだった。」と語る。しかし、木造建築が主流の時代で上物に対する防火対策はほとんど配慮されなかった。

三十一年の第二次大火による復興計画には、市街地は準防火地域に指定され、コンクリート、モルタル造りとなり、木造家屋が姿を消して行った。（昭和51年12月17日山形新聞"復興への道"より抜すい）

新酒田建設へ

仮換地の指定〈その6〉

「酒田大火記録と復興のあゆみ…」（酒田市建設部）より抜すい

審議委員の選挙

土地区画整理審議会の目的は、土地区画整理事業を民主的に実施するため、これに関係する権利者の意見を直接反映するために設置される施行者（山形県）の補助機関である。審議会委員の総数は十人で、八人は施行地区内の土地所有者と申告による借地権者の中から選ばれる。委員は、土地の権利に関して直接り災者の利益に関係する事項を審議するので、公平中立の判断ができる人、また総合的な調整のできる人でなければならない。あと二人は、山形県知事が学識経験者の中から任命することになり、酒田市元助役の伊藤珍太郎氏と酒田市土地区画整理組合連合会会長の小島勝郎氏が任命された。

広報さかた
復興速報
8
告知板
いよいよ明日投票
土地区画整理審議会委員選挙

選挙を知らせる復興速報。（２月12日発行Ｂ５判片面）

一月三十一日、選挙人名簿が確定し、土地所有者一、〇〇一人、借地権者五人、計一、〇〇六人となり、委員定数は前者が七人、後者が一人と決定した。選挙日は二月十三日と告示され、審議員立候補届けの受け付けが二月一日より開始された。借地権者の立候補は酒田演芸ＫＫ一人で無競争となったが、土地所有者は二人の定員オーバーで選挙となった。

二月十三日、午前九時から復興事務所で投票が開始され、午前六時に締切られた。開票は候補者やその応援者の

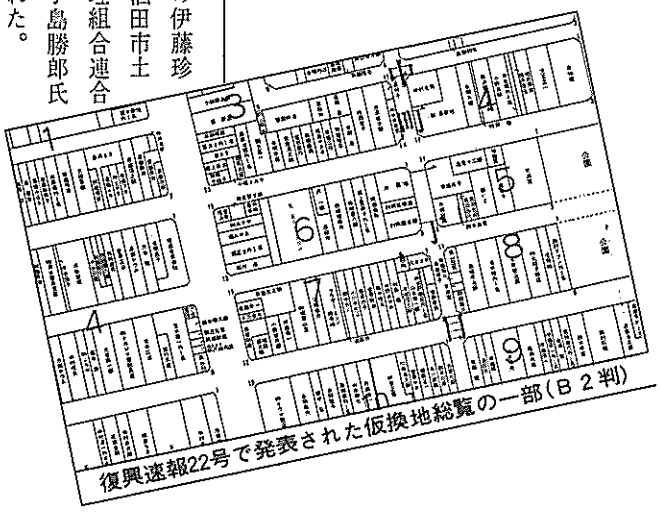

復興速報22号で発表された仮換地総覧の一部（Ｂ２判）

見守る中で午後七時から行われ、次のように当選者が決定し、翌十四日当選人が公告通知された。

伊藤　宗一（36歳）公認会計士
赤塚　正治（70歳）青果物商
児玉　正一（70歳）仏壇仏具店
相蘇　俊也（54歳）会社役員
五十嵐義夫（62歳）会社役員
佐藤　義勝（42歳）国鉄職員
㈱ナカジマ運動具店代表中島定之助

また、予備委員として、伊藤美代治（75歳・コンサルタント）伊藤公一（58歳・会社員）が選ばれた。

2月13日に審議会委員の選挙が行われた。投票率は低かった。

初の審議会は、一月十七日に県復興事務所で開かれ、会長に伊藤珍太郎氏、会長代理に五十嵐義夫氏を選出したあと、換地設計の基礎となる土地の評価員として県知事が選任した次の方に同意を与えた。

松村　正次（75歳）税理士（自営）
菅　　清吾（71歳）会社員（本立株式会社）
上原　正男（55歳）公務員（庄内支庁）
石栗　恒也（49歳）会社員（荘内銀行本店）
高橋　雅宏（43歳）公務員（建設省）

仮換地原案の発表

二月十九日、第一回の評価員会で、土地評価基準案が原案どおり了承され、これを受けて二月二十一日の第二回審議会で、仮換地計画に必要な換地設計基準案に同意した結果、直ちに仮換地作業に入り、二月二十八日、原案をまとめて第三回審議会に諮問した。第三回審議会は全委員参加して審議が続いた。仮換地の図面発表前に、換地基準と評価基準について再確認するため、具体的な例題を前にコンサルタントより説明を受け積極的に意見の交換を行った。翌日九時から審議は再開され、①不換地宅地、②特別の宅地に関する措置、③過少宅地の緩和等の取扱いを検討し、午前十一時すぎ仮換地図面が貼り出された。

三月四日、住宅街の新井田町から仮換地案が供覧された。宅地の全部が道路に面するように整然と区画された図面が展示され、宅地位置、面積、減歩率が一目でわかるようになっていた。このようにして三月七日まで各地区の供覧が実施され地権者八四七名に〝新しい宅地〟が、原案として示された。復興事務所では、原案に意見のある地権者に対し、文書で意見の提出を求めた結果、二八十件の意見書（全体の三十㌫）が出され、ある程度予測されたとは言いながら大きな波乱を呼んだ。

三月十日に開かれた、市議会予算委員会でもこの問題が緊急質問の形で取り上げられ、異例

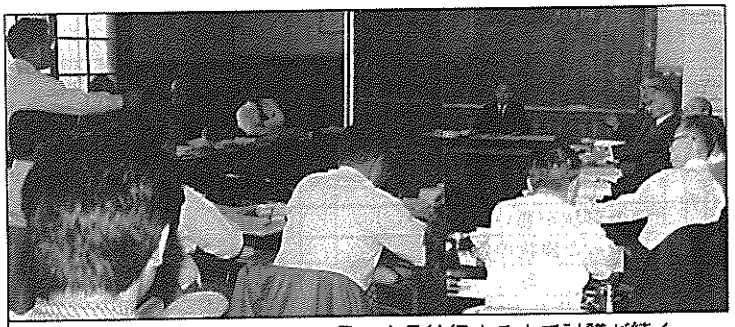
土地区画整理審議会の会議風景。全員納得するまで討議が続く。

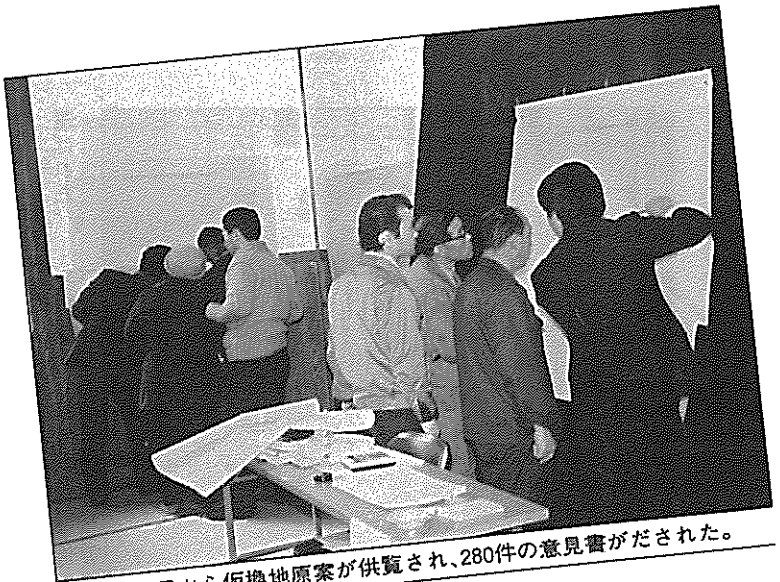

3月4日から仮換地原案が供覧され、280件の意見書がだされた。

の緊急要望書が三月十八日可決された。翌十一日の大火特別委員会（協議会）で、復興事務所の田中所長、児玉次長は、仮換地の供覧目的は、指定ではなく、原案を住民に公開し、判断の材料としたもので、問題点については、修正可能なものは極力修正する方針であると説明した。

三月十日以来、換地修正作業は続けられた。ブロック別の地権者と協議の上、電算機を活用して調整し再度地権者と相談して変更原案を作成する一方、問題の残る地権者の参集を求めて調整作業が続けられ、二十五日の第五回審議会までには一五八件が調整された。

四月十九日、第六回審議会は報道陣のフラッシュを浴びながら開かれた。会議では、前回以降の調整結果の報告があり、特に換地修正上、市有地の「調整地」活用については、①従前の間口確保、②店舗経営等により位置の変更について割込みに使用し、宅地を整形にする。③非災家屋の移転を参考にする。④小宅地の減歩緩和。⑤市有地との交換により換地位置の是正を主体として調整した結果、十七件の未解決を残すのみとなった。

五月七日の第七回審議会は、①未調整の仮換地に対するその後の経過報告、②仮換地予定地の〈お知らせ会〉実施要領、③仮換地指定準備作業、④物件移転補償の基本的な考え方を定めるため、学識経験者の意見を聴取した報告を審議し、原案に同意した。仮換地予定地のお知らせ会は、五月九日～十三日までに新井田町、一番町の二十五ブロック、二十七日から二十八日までに他のブロックで行われた。

仮換地の指定

六月九日開かれた第八回審議会は「第一回仮換地の指定」をめぐって熱ぽい討議を展開した

仮換地修正作業経過

	原案（3月1日）			第1回修正案（3月25日）		第2回修正案（4月19日）		第3回修正案（6月9日）	
	意見・要望項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	間口が狭い	84	30.0	29	23.8	6	35.3	2	28.6
2	市有地の調整地が欲しい	67	23.9	32	26.2	1	5.9	1	14.3
3	位置が悪い	61	21.8	27	22.2	1	5.9	3	42.8
4	減歩率が高くて不公平	18	6.4	6	4.9	1	5.9	1	14.3
5	モールだけに面して不便	11	4.0	6	5.0	3	17.6	—	—
6	他の土地と交換して欲しい	11	4.0	6	4.9	1	5.9	—	—
7	集合換地を望む	10	3.5	4	3.3	—	—	—	—
8	その他工事等の要望	10	3.5	10	8.1	—	—	—	—
9	土地の形状が悪い	8.	2.9	2	1.6	1	5.9	—	—
10	焼け残った建物の保全					3	17.6	—	—
	計 Ⓐ	280	100.0	122	100.0	17	100.0	7	100.0
	全権利者に対する割合 Ⓐ/Ⓑ		27.8%		12.1%		1.7%		0.7%

Ⓑ 全権利者数 1,006名

が、全員一致で仮換地指定を了承した。県ではこれを受け、六月十日付で各戸毎に指定通知を発送、二十五日より仮換地の指定と、土地を使用して住宅等を建てる「使用収益の開始」を同時に発効させることになった。

今回指定を受けた部分は一番町、新井田町内十九ブロック、三五、三八六平方㍍、全体の約十七・四㌫、対象者百四十二名となっている。仮換地の効力発生によって、本格的な建築が始まろうとしている。既に建築確認申請の第一号が、九日に提出されている。

六月十日の第一回指定からはじまった仮換地の指定は、八月三十一日の第四回目ですべて終了した。この間、六回（通算十四回）の土地区画整理審議会が開催され、一筆ごとの指定の可否、仮換地の調整などについて、り災者と関係市民の代表としての立場から、徹底的な審議が行われたが、多数決による決定は一度もなく、すべて全会一致による審議会の意見が県知事に答申された。

酒田都市計画火災復興土地区画整理事業仮換地指定経過表

指定回数	指定年月日	指定された範囲 街区番号(1筆も含む)	筆数	対象面積	効力発生の日 使用収益開始日	指定された割合 筆数	面積	累計(筆数)	備考
				㎡		%	%	%	
1	昭和52年6月10日	32～37, 39～44 46, 48, 49, 51 54, 58	(138) 155	35,219.36	昭52. 6. 25 〃52. 7. 10 同上	14.47	17.35	14.47	第8回審議会で同意を得る
2	6月25日	14, 22, 24, 25 29, 33～39, 42 44～52, 54～58	(259) 278	56,332.12	昭52. 7. 10 〃52. 7. 20 〃52. 8. 1 同上	25.96	27.75	40.43	第9回審議会で同意を得る
3-1	7月18日	11～13-2, 15, 21～25, 29～31-1	(172) 186	27,666.57	昭52. 8. 10 〃52. 8. 20 同上	17.37	13.63	57.80	第10回審議会で同意を得る
3-2	7月30日	1～10, 13-1, 14～18, 20, 21 28, 31-1, 31-2	(186) 204	33,475.91	昭52. 8. 10 〃52. 8. 20 同上	19.05	16.49	76.85	第11回審議会で同意を得る
3-3	8月12日	5, 8, 11, 31-2	△(17) △21 (4) 4	△4,371.54 1,350.52	昭52. 8. 20 同上	(—) 1.59	(—) 1.49	75.26	第12回審議会で同意を得る △印は第3回1次及び2次指定の取消
4	8月31日	1～3, 5～12 17～20, 22～24 26, 29, 31-1～32, 34, 38, 40 44, 45, 47～49 52, 53, 56～58	△(2) △2 (186) 267	△ 337.92 53,649.85	昭52. 9. 15 但し焼失区域外については別途通知する 同上	24.74	26.27	100.00	第13回審議会で同意を得る △印は第3回2次指定の取消、但し同日再指定
計			(926) 1,071	202,984.87		100.00	100.00		

※筆数欄(　)内数値は地権者数

火災復興土地区画整理仮換地図

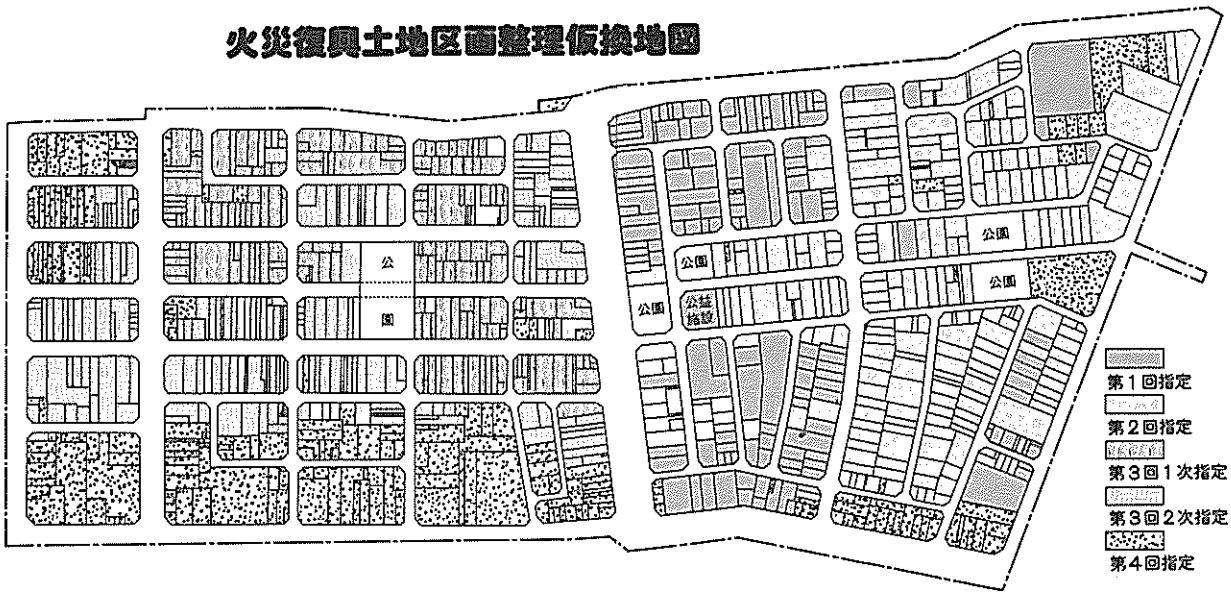

三月四日から七日までの仮換地原案の供覧で、関係者からだされた二百八十件の意見書の調整作業も、審議会委員や復興建設事務所などの努力と、関係者の理解と協力のうえで、ほぼ百パーセントの解決をみて、八月三十一日の仮換地指定で、ようやく復興が目に見えてきた。

復興への足取りは力強く、九月一日現在で、復興建設事務所にだされた建築許可申請は、専用住宅九十件、併用住宅三十七件、店舗、事務所五件、その他九件の合計百四十一件ですでに許可されたものが百二十一件の建設の音が「新酒田」誕生の序曲として鳴りひびいている。

五月二十日焼跡で 大火復興祈願祭

五月二十日の酒田山王祭りは、上、下日枝神社の年一回の大祭で、酒田の産土神として、徳川時代から東北でも指おりの盛んな祭りであった。

今回の大火があった翌年の山王祭りは、リ災された人々のことを思い遠慮しようという声があがったが、「いや、こうした災害の年こそ神に祈るべきだ。戦争中も、明治の大地震の時も祭りは中止しなかった」ということで、「大火復興祈願祭」という、サブタイトル付きで行った。上の日枝神社の氏子に多くの被害があったので、上の日枝神社の祭事は簡略にした。

例年と変わった行事として、焼跡の中心地の高台に、祭壇を組み、市長のほか市の幹部連が顔をそろえ、神主が復興の祭文を読みあげたこと、露店が焼け跡にずらりとならんだことであった。そして、雨の日の多い例年にくらべ、かぐわしい五月晴れの祭りであった。

新酒田建設へ〈その7〉

住宅街の復興

山形県建築士会誌六十七号より抜すい

激甚災害の指定により、住宅金融公庫の融資額が、耐火構造で六百六十万、木造で五百八十万、と決められ、有利な条件は揃ったといえるが、一夜にして全てを失った被災者は、何の資力もなく「借り入れの道はあれど、返済の道なし…」が実状であった。そこで県と市が協力し、被災住宅の復興促進と被災者の負担軽減を図るため、災害認定交付者（八百四十七名）を対象に、大幅な利子補給をすることになった。

その例を示すと

標準建設費－公庫融資額－自己資金＝不足額

Ⓐ 12,720 － 6,100 － 2,544 ≒ 4,000千円

（住宅120㎡）　Ⓐ×20%　（対象額）

となる。商店は百五十平方㍍、住宅は百二十平方㍍を限度とし、利子補給対象額の限度は、耐火構造で四百万、木造で百八十万とし、利子補給率は二・九㌫を五年間続けることになった。この所用額は約四億円となり、県が四分の三、市が四分の一を負担することになった。

建築物のスタートは、新しい区画道路がほぼ完了した、新井田町側から始まった。確認申請も十二件に達した、七月七日、被災地近くの飽海地区労働会館で、被災地の復興建物説明会が二百人以上の建築関係者を集め「明日から着工される被災地の諸問題」について熱ぽい説明が行われた。区画整理事業主体の県側から、道路並びに地下供給施設（上下水道、ガス）の完了のみとおし、浄化槽の設置要領、道路と宅盤の高さ等の説明があり、市の行政側からは、都市計画上（用途、防火、高度利用地区、歩行者専用道路等）の留意すべき事項、また、建築申請手続きと融資制度、準防火地区内の防火構造に対する指導方針等が発表された。

仮換地指定が終った住宅街の新井田町中心に新しい住宅が建ち始める。

一年前の焼野原に新しい住宅街が誕生しつつある。建築確認申請は表の通りだが、高度化資金の融資決定が五十三年一月以降になる商店街

の件数が少ない。

一戸当り宅地平均面積が、約二百十五平方㍍の土地だけに、隣家との空間が少なく、日照、通風に問題が残りそうで、市は八月二十六日に「住宅建設は隣近所相談して…」と題する復興速報（No.21）を新聞折込みで配った。その中で、建築確認の申請書類から判断すると、各街区ともに隣家の情況がわからないままに間取りを計画しているようで、住宅完成後、①玄関または座敷の窓の正面に隣家の便所の窓や、くみ取り口が面して不便（水洗化は六十㌫程度）②寝室のわきが駐車場で安眠できない、③隣家の窓と窓がつき合せることになり、どちらかに目かくしが必要、④隣家の換気の位置に座敷の窓が面し、におい、不快音がくる、⑤通用口として計画した道路が、隣家の座敷、寝室などに面し、目かくしのため、高いへいが必要……等が予想され、それを避けるためお互いに隣同士で、どんな間取りでいつ建てるのか十分検討を重ね、あとで問題を起さない住宅、商店を建設し、更に共同で街づくりをするという積極的な協力を住民に呼びかけた。その具体的な方法として、確認申請の出された間取りを次々と市の方で街区毎に図面に明示し、誰にでも公開し、あとで建設する施主と設計者の設計計画、隣家との調整に利用してもらうことにした。更に一歩進めて、浄化槽の共同化、緑化対策の推進（市で補助制度を導入）も積極的に取りあげた。

被災地内建築確認申請調べ

〈件数〉

年月	52年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	53年1月
住宅関係	3	38	20	60	25	23	20	7
店舗関係	3	9	10	25	17	17	12	14
その他	1	6	2	10	7	5	6	5
計	7	53	32	95	49	45	38	26
累計	7	60	92	187	236	281	319	345

土蔵様の引っ越し

旧鍛冶町にある阿部弥吉商店の土蔵は、このたびの大火にもびくともせず、内部を守りとおした。ところが、復興の区画整理にかかり、土蔵そのままでは店を開く場所がない。

徳川末期の代物で、家人には深い愛情があってこわすにしのびないという。そこで県の復興建設事務所の斡旋で資料館脇に土地を求め土蔵だけ引越すことになった。

ところがこの土蔵、重さ約三百㌧で、いかに丈夫だといっても土で造ったもの、手荒らに取りあつかわれない。秋田にいる経験のある業者から来てもらって、昭和五十二年十月なかばころから引っ越しの段取りに入った。

一週間後に出発、二百㍍先の移転場所にむかってカタツムリよりのろい足どりで焼跡を移りはじめた。やがて、将来三十二㍍道路に予定されている浜町通りにかかると、昼日中は移動できない。そこで、夜中の零時から明け方の六時まで交通全面ストップで渡り終えた。

そこからまた一寸刻み五分刻みの歩みで、落ち付き場所に十一月なかば到着した。出発してから二週間、計算上からは一日約十五㍍の進み具合で、完全に納まるまで約一か月を要した、やがて開館される資料館を訪ねる客ははたしてこの土蔵の歴史に気がつくかどうか。これこそ酒田大火が残した生きた資料である。

（写真は夜間交通ストップして浜町通りを横断する土蔵・撮影長谷川良雄）

商店街の復興

中町二丁目に 市街地再開発促進区域誕生

広報さかた第七二号より

被災地を中心に、幹線道路の大幅な変更、住居地域、商業地域など用途地域の見直し、また準防火、防火地域の変更を都市計画で決めてきました。

また、五十二年五月十日に開催された酒田市都市計画審議会では、市街地再開発促進区域を、新しく設定しようとする、市の原案が承認されました。

市街地再開発促進区域のねらい

市街地再開発促進区域の設定という制度は、五十年、都市計画法で新しく決定されたもので、酒田市の場合、静岡県富士市に次いで、全国二番目の誕生となるようです。

この新しい促進区域の目的は、高度利用地区内の土地について、民間のさかんな建築活動を積極的にすすめ、土地の高度利用、そして住宅併設の店舗もふくめた魅力ある商店街の建設が容易にできるように、都市計画で位置づけして、再開発の指導、育成をはかろうというものです。そして、税制上の恩恵や、容積率の割増し、助成、補助を導入して、民間の計画的な再開発を住民と役所が共同して、立派な都市環境をつくっていこう、というねらいです。

52年12月18日起工。突貫工事が続く酒田セントラルビル。

今回、新しく市街地再開発促進区域として位置づけされた場所は、中町二丁目の面積約一・二㌶のところです。

この地区は市内の繁華街であると同時に、酒田、飽海地区商店街の中心として栄えてきましたが、今回の大火で、その大部分が焼失してし

まつたところです。

大火のあと、建物の総合的な再開発計画の試案が発表されたのは、五十一年十二月でしたが、それ以来、地権者のかたを中心にして新しい共同店舗計画に、連日のように会合し、熱心に検討を続けてきましたが、この地区の地権者三十二人が歩調を合せて、市街地再開発事業をすすめることになり、四月二十一日に酒田中町第一市街地再開発の準備組合を結成しました。

税制、補助など優遇処置が多い

この制度を活用する場合の法的規制や、特色について、もうすこしくわしく説明してみましょう。

規制の面では、土地の高度利用地区として決められた内容に、建築物の計画が適合する必要があります。

具体的にいいますと、まず土地の面積に対して、建物の全体面積の最高限度が決められていて、それが土地の面積の四百五十㌫までの建物を建築することができます。つまり単純に計算すると、土地の全面積を使つた建物を建築するとすれば、四階半までの建物を建築でき、土地の面積の半分は駐車場とか空地とかにとつて、残りの半分に建物を建築するとすれば、九階建までの建物を建築できる、ということになるわけです。土地の二割程度を駐車場、あるいは空地にして八割程度の土地に建物を建築するとすれば、五、六階建までの建物が限度になる、ということになります。これが最高限度の方です。

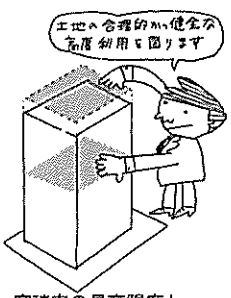

容積率の最高限度と
最低限度の指定

次に、高度利用の地区ですので、土地の有効な、効果的な利用をはかる面から、建物面積の最小限度の制限も受けることになります。その限度は、土地の面積の百五十㌫となっていますので、たとえば千平方㍍の土地には千五百平方㍍以上の面積の建物を建築しなければなりません。つまり、どうしても二階以上の建物が要求されるわけです。

また、土地利用の細分化を防ぐため、建物の一階面積は、二百平方㍍以上としなければならない、という規則があります。

以上が規制の面ですが、特色としては、再開発を予定する建物の規模、面積、用途など、具体的な内容を都市計画事業として決定しなくとも、事業の施行ができることになりました。この点、駅前再開発のときよりも、手続が簡略になつています。

次に、組合をつくらなくとも、個人施行でもできる、ということです。

事業計画の総論には賛成であつても、組合員となり、施行者として活動はしたくない、という権利者が五人以上で、全員の同意を得られた場合は、個人がそのひとたちの代表となつて、施行することもできますし、気の合つたふたり以上が共同施行者となることもできます。

税制面では、高度利用地区内にある鉄筋コンクリートの建物の所有者には、一定期間、固定資産税の軽減があるなど、有利な面があります。また、法人税、所得税、不動産取得税などについても軽減されます。

組合施行、個人施行の場合でも、一定の基準によつて、国、県、市から補助が受けられます。この場合の最低基準は、施行する区域、つまり土地の面積が千平方㍍以上であること、建物は三階建以上であること、もつとも建物の場合は三階を予定した二階建でも基準にあいますが、それで、建物全体の面積がやはり千平方㍍以上であることが条件となります。そのほか住宅金融公庫、日本開発銀行の長期低利の融資も受けられます。

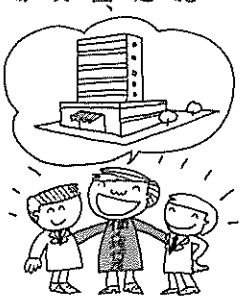

商店街復興への道

酒田市復興対策事務所からのリポート

広報さかた七二九号より抜すい

商業者が被害を受けても国の助成としては、四百万円を三㌫で五年間融資する以外に制度的にはありません。そこで、市、県がいつしよになつて考えたのが、商店街近代化事業の制度にのせて復興できないか、ということでした。

これですと、建物建設費の六十五㌫を二・七㌫の利率で借りられ、三年すえおきの十二年償還ですから、比較的有利な制度で、利率はちがいますが、建設費の十五㌫は他の金融機関からも協調融資が受けられ、結局、自己資金が二十㌫あれば復興できる、と考えたわけです。

ところが、この事業は、本来は強力な商店街振興組合などが、大型店対策や交通対策、売上低迷を一挙にばんかいするために、三年から五年がかりで研究をかさねてから行われているのが通例で、全国的にまだ二十三の商店街しかない、という制度です。しかし、これ以上の有利な条件がないとなれば、この制度にのせて復興するしかないわけですが、それにはいくつかの条件があります。

第一に、組合員が三十人以上で、そのうちの三分の二以上が小売商業を営む中小商業者であること。第二に、大企業も組合員になれますが、その敷地が五分の一以下であること。第三に、店舗の規模が適正で、経営形態の近代化がいちじるしいと認められるもの。第四に、適切な共同施設事業、たとえば駐車場とか、アーケードなどを行うこと、などという条件があり、お金は、最終的には組合員の手に渡ることになりますが、組合が事業主体となり、組合が保証する、ということになります。つまり、商店街振興組合活動が活発で、力がなければならないわけで、これを酒田市の商店会にあてはめてみた場合、正直にいって、八商店会のほとんどが、条件を

商店街の復興は個人商店から建築が始まり早くも開店された。(昭和53年春)

みたせるとはいえない実状です。

そこで、まずはじめにやらなければならないことは、強力な商店街振興組合をつくらなければならない、ということです。

さいわい、昭和五十一年の二月に、広域商業診断というのが行われ、酒田市の商店と商店街活動について、いくつかの指摘を受けています。そのなかで、商店会はもつと大同団結すべきである、という点もあって、商店のかたがたの理解ははやく、五十二年四月には、旧大工町商耕会、桶屋町商進会、鍛冶町商和会の三つが合併して、中通り商店街振興組合をつくることになりました。

つづいて、旧上内匠町商興会と中央通り協栄会が合併して、たくみ通り商店街振興組合となり、また、旧浜町商店街振興組合と下内町商店街振興組合が合併して、大通り商店街振興組合が設立されました。

しかし、設立発起人は、旧商店会から選ばれてできましたが、理事長の責任が重大なところから、みんなが遠慮して、ある組合では約一か月も日夜会合をかさねて、ようやく決定したという経過もありました。

これによつて、中通り商店街㈱が百四人の組合員、たくみ通り商店街㈱が六十五人、大通り商店街㈱が七十八人の組合員をそれぞれ擁することになりました。その三つの組合で商店街近代化推進協議会をつくり、約二百五十人の組織化が完了しました。

一方、中町中和会の四街区、五街区では、市街地再開発を行つて、土地の高度利用を図ることになり、五十二年四月二十一日にはその準備組合が発足しました。これは、商業活動の核となる大型店を配置して、周辺の商業活動を活発にしようというものです。

また、下内町の有志のかたがたも、市街地再開発事業で復興しようということで、五十二年十一月八日、準備組合をつくりました。いずれも多くの市民の関心と期待が寄せられています。

セットバック問題で議論が沸騰

五十二年四月、商工会議所から三人、市建設部からふたり、市経済部から四人、計九人が出向して酒田市商業地区復興事務所を開設し、復興のための相談と指導にあたりました。まずはじめに、先に書きました商店街の再編成組織づくりを行い、次いで防災都市づくりのための設計について町の役員のかたがたと、酒田復興設計団のかたがたとの話合いの場を設けたり、住宅金融公庫仙台支所から職員を派遣してもらつたり、中小企業振興事業団の指導部長をはじめ、研究指導員のかたがたから、魅力あるまちづくり、繁じようする店づくりの話を、組合員のかたがたにしてもらつたりしました。

一方、商店街㈱では先進地を視察したりして、いよいよ店舗の設計を始めようという段階になりましたが、従来のようなアーケードは許可できない、ということになり、それではそれに代るものをどうするか、ということになりました。そこでセットバックの問題がでてきたわけです。

セットバックというのは、通りの店舗がいつせいに、一階部分だけ道路からひつこんで建築

商店街の再編状況

旧商店会名	組織強化	復興事業名
㈱中町中和会	市街地第一合 再開発準備組合	市街地 再開発事業
㈱大工町商耕会	中通り合 商店街振興組合	商店街 近代化事業
㈱桶屋町商進会		
㈱鍛冶町商和会		
㈱上内匠町商興会	たくみ通り合 商店街振興組合	商店街 近代化事業
㈱中央通り協栄会		
下内町商店街㈱	大通り合 商店街振興組合	商店街近代化事業 市街地再開発事業
浜町商店街㈱		

するというものです。つまり、ひつこんだ部分だけ二階以上が屋根がわりになつて、アーケードの役目を果すというわけです。

しかし、商店としては、ひつこんだ部分、とくに一階という店舗としては最高の売場の面積がそれだけせばまるわけですから問題が大きいわけです。また一方、お客さんが雨や雪にわずらわされることなく、快適な買物をたのしめる商店街をつくる、ということも商店経営者としては当然考えなければならないことで、悩みは深刻なわけです。なおかつ、一軒二軒の問題ではなく、ひとつの商店街、通りの両側全部の店舗が同じようにひつこめるというのですから議論が沸騰するのは当然のことです。

セツトバツク方式のアーケードとシヨツピングモール断面図(中通り)

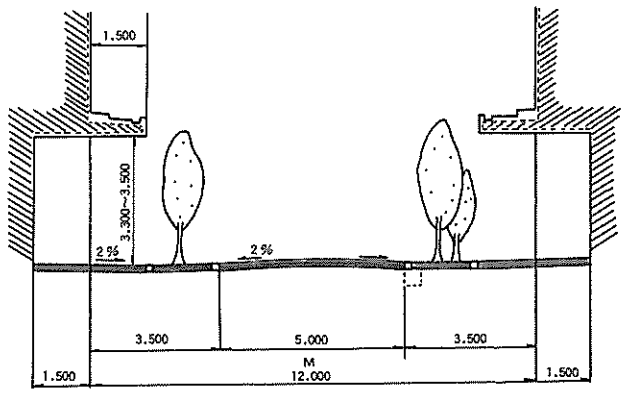

結果的には、役員のかたがたのご苦労によつて、中通りは市道から一・五㍍ひつこめ、ひさしを一・五㍍市道にだす、ということになりました。従つて三㍍の歩道ということになり、その外側に二㍍の緑地帯、次いで五㍍の道路、ということになります。たくみ通りの場合は八十㌢メートルひつこめて、ひさしを同じく一・五㍍市道にだす、ということになりました。歩道は二・三㍍ということになります。

日曜祝日もなく残業々々

商店街近代化事業は、長期、低利の高度化資金を借りるわけですから、各商店の計画と商店街の計画が近代化事業といえるものでなければなりません。計画をたてるについては、まず建物を単独で建てるのか、共同建築にするのかを決めなければなりません。

単独の場合でも防火地域の耐火構造ですから理くつのうえでは間口いつぱい建築できるのですが、実際は工事の際、ひとが入つて作業するすき間がなければ工事ができないわけで、そのすき間を隣同士で二十㌢メートルとるか三十㌢メートルとるか、また工事の順序、建設業者同士の打合せなど、いろいろと隣同士で話合いが必要になります。

共同建築の場合は、共同者同士で話合い、打合せをなんどもくりかえさなければなりません。隣といつても若宮町のアパート住いだつたり、仮設住宅住いだつたりで、話合うにも大へんな苦労だつたようです。

土地の有効利用のうえから、共同建築の場合は確実に売場面積がふえ、また建築費も安くなり、そういう利点は共同者が多くなれば多いほど有利になりますので、まちぐるみ共同建築にしてはどうか、と大胆な提案をしてきました。

現在、中通りでは十一店で一棟、六店で一棟、五店で一棟、三店で一棟、二店ずつで二棟の共同建築が、たくみ通りでは四店で一棟、三店で一棟、二店で一棟、大通りでは二店ずつで二棟の共同建築が予定されています。

こうして建物の規模が決り、その見積書ができますと、過去三か年の売上実績と、今後五か年の販売計画をたて、資金計画、返済計画をつくり、それを組合ごとに集計して、組合が県に計画書をだし、県では経営指導課、商工課が経

営診断を行い、適切であれば融資をする、という順序になります。とても営業の片手間でできるものではなく、それをお手伝いする復興対策事務所の係員二人の手におえるような仕事ではないと思われました。県の商工課の話では、ひとつの組合について十人の職員が一年はかかるだろう、ということです。

そこで、商工会議所、県経営指導課と相談した結果、復興対策事務所の三人のほかに、会議所の経営指導員二人、地元銀行四行と二信用金庫から経営コンサルタント各ひとりずつご協力

国の商店街診断。青写真を前に相談にも熱がこもる。

ねがい、計十二人で三つの商店街振興組合の近代化事業に取り組み始めたのが八月中旬からのことです。

九月下旬の県診断を受けるまでの四十日間は、日曜祝日もなく、夜もおそくまで連日の残業でした。それでも集計がまにあわなくなり、日曜日二回は、商工会議所の女子職員を総動員して集計してもらいました。

ひとりひとりの計画が最終的なものでなく、後日、また変更した計画をもってくることもしばしばです。すると、百店以上の集計のやり直しということになります。店舗を設計し、売上計画をつくるにしても百年の大計をたてるわけですし、また理想を描いた計画になつたり、現実におきかえた計画になつたりするわけで、それだけ商店主の苦悩のほどがわかるような気がしました。しかし、そうはいつても集計の段階で作業がおくれ、その結果、復興がおくれるようなことがあつては商店街全体の大きな損失になります。係員一同、おたがいはげまし合つてがんばりました。

それぞれ特色をもつた商店街に

予定よりわずかにおくれて十月初旬から、いよいよ診断が始まりました。県の診断は、中通りが十月三日から八日まで、たくみ通りが十月十七日から二十二日まで、大通りが十一月二十一日から二十六日までと、ほとんど二か月にわたりました。

県の診断が終つて次は国の診断です。これは中通りが十一月十四日から十九日まで、たくみ通りが十二月五日から十日まで、大通りが五十三年に入つて一月二十三日から二十七日までに行われました。

こうして県、国の診断も終り、いよいよ間もなく工事が着工されることになります。はやいところでは五、六月ごろに開店できるという店舗もあるでしょう。おそくとも十月には開店する、という計画ですすめているようです。

中通り、つまり旧大工町、桶屋町、鍛冶町の通りは延長で三百四十㍍、買物をしてまわるには大へん便利な、そしてファッション性のある専門店街になるものと予想されています。

なかでもこのまちの最大の特色は、緑と買物の散歩道というスローガンをかかげて、十二㍍の市道と、片側一・五㍍ずつ両側で三㍍、合計で十五㍍幅の道路を、いかに工夫し、いかにレイアウトし、設定していくか、ということです。

道路十五㍍、延長で三百四十㍍の直線道路のわけですが、その直線道路を、散歩道と呼ぶに

ふさわしい曲線をどのようにとり入れていくかということになります。

たとえば、両側に三㍍ずつの歩道が考えられていますが、その床面は色彩ゆたかなカラー平板にし、その側の植樹帯との組合せで、カラー平板の歩道をところにより二㍍にしたり五㍍にしたり、波状にくねらせる、そして、向い側の歩道もそれに応じて変化をもたせるという方法も考えられています。そして、広くとられたところの広場は、ひとつひとつの小さな広場、市民のいこいの場所、また買物小公園といった役割を果してにぎわうことでしょう。テーブルが置かれ、いす、ベンチが置かれ、ビーチパラソルがあって、植樹帯と一体化して本陰のある遊歩道といった、たのしいふん囲気を盛りあげてくれることでしょう。

この植樹帯との組合せによる道路の曲線化は単に商店街のふん囲気づくりというためだけの工夫ではなく、酒田のまち独特の強い西風、東風をやわらげる手だてとして工夫されているものです。

この通りのほぼ中央付近に新しく公園がつくられますが、その公園の下には百台以上収容可能な地下駐車場の設置も取上げられています。これなども商店街としての大きな事業でしょう。

この通りの西先は、大きなひとつのビルになり、五十二年十二月十八日起工式を行い工事中で、五十三年十一月完成の予定です。大型店を核として、二十店以上の専門店が開店することになるでしょう。ここは、ひとつのビル全体がひとつの商店街という考えかたで、このビルの北側の共同ビルを含めて、酒田市の中心商業地を形成していくことになるでしょう。

たくみ通りの特色としては、飲食サービス、娯楽施設の多い商店街ということになるでしょう。街路燈が多く設置され、夜間でも明るく安心して買物や飲食がたのしめるまちに生れかわることが期待されます。歩道についての考えかたは中通りと基本的に同じです。

大通りは三十二㍍という道路にそった広い植樹帯、ゆったりした歩道が特色で、東西を地下道でむすぶというのも新しい珍しい試みといえるでしょう。

商店街復興の夢―と―現実

商店街復興には、効率のよい大型の協同建築による店舗造りが、どこの商店街でも計画された。いわば総論賛成、理想家集団の時代であった。やがて、その案をタタキ台にして論議をつめて行くと、各論反対が続出した。

写真のビルは、旧桶屋町の商店街で設計された最初のものである。一、二階を店舗にして、三階以上を高層アパートにし、この地上権を市なり県に売り渡し、その代金をもって商店街を造る。住民は家賃を払ってこのアパートに入るわけだが、公営住宅だからきほど高額にならないし、一般にも開放して通勤による時間のロスをすくなくする。さらにビル内に駐車場も造る、という一石三鳥も四鳥もねらった案であったが各論に入るや反対の声が多く、もろくも消えた。

いままでわが家に住んでいた人が、今更家賃を払ってアパート住まいとは、というのが圧倒的だった。さらに、たとえ自分の家であっても協同建築による壁一重はいやだ、という人も多く、減歩によってどうしても店の間口が狭く商売にならぬ、という店舗以外は全部別々の建築になってしまった。経済的にいかに有利であっても、協同生活をきらう人情を明らかに物語っている。

旧桶屋町に隣接する旧大工町商店街も、真っ先にこうした協同建築のプランを立てその協調性と合理性をマスコミや市広報にまで大きく取り上げられたが、最後のツメの段階で反対者が出て、合意が得られず白紙にもどされた。

いずれも、結局は個々でやる、ということになったが、それまでの研究や論議は何らかの型で生かされており、この幻のプランがまったく無駄だった訳ではない。その成果は、やがて歴史が証明してくれることだろう。

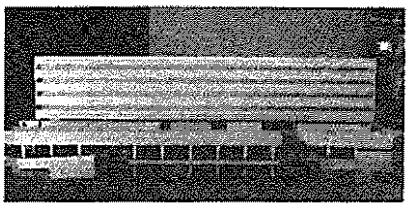

被災地に緑を

緑化の推進

市都市計画課

酒田大火の延焼防止に、緑の果した役割は極めて大きく、復興計画の柱を「防災都市建設」としたが、〝緑のまちづくり〟もその目的の一つであった。中町、内匠町、新井田町を結ぶ、ショッピングモール、および五か所の公園を緑化することはもとより、個人宅地の緑化推進をはかることが、新らしい町づくりの課題でもあった。

個人宅地の緑化対策については、五十二年三月、再開発基本計画でも、都市緑地保全法による「緑化協定」の必要を提言しており、酒田市でもその方向で検討してきだが、被災地の実状は、①宅地面積が狭小である。②商店街の土地利用を制約する。③建設途上では各街区の自治会組織ができあがっていない。④五十二年十一月七日、関係住民の代表による合同会議でも、法的に拘束される「緑化協定」を実現することは困難であるとの発言があった。これらの状況を総合的に判断した結果、緑化協定によらない、市独自の補助要綱をつくり、五十二年十二月十六日の広報で「被災地では三百軒の家々の建築が進められており、かなりの方が新居で正月を迎えられそうです。〝新生酒田を緑でつつもう〟これを合言葉に、火災復興区域内で、庭木を植えたり、生垣をつくる場合、市では次のような独自の補助をします。みんなで緑の町づくりを進めたいものです」と呼びかけた。

補助の対象

庭木（高木）……一宅地に二本。単価は一本三千円程度とし、木の高さは百五十～二百㌢㍍位。樹種は土地の風土に適したもので、松、桜、桐、白かば、梅、柳、杉、ツゲ、タブ等から個人が自由に選ぶ。

生垣……宅地と道路との境、隣地境界線に長さ二㍍以上、高さ八十～百㌢㍍を標準とした、マサキ、ツゲ、アオキで、単価は一㍍につき三千円。

補助の内容

住民の希望する樹木を現物支給の形をとるが、庭木一本につき千円、生垣一㍍につき千円を個人負担とする。

手続きと実施方法

り災者がもっとも簡単な手続によって、その目的を達成するために、植樹の時期を、五十四年の秋までとし、手続きは、①希望者が申込申請書に、住所、氏名、希望樹種、数量、植栽予定時を記入して市の都市計画課に提出し、②そこで引換券を受け取り、市があらかじめ指定した業者に行き、自己負担金（全体の三分の一）を支払う。③業者は植栽予定時に各宅地に運搬して植え付けをする。④市が植え付け完了の報告（業者より）によって現地を確認のうえ、業者に支払う（全体の三分の二）。

この補助事業で、庭木を九百六十本、生垣延長一、八八十㍍と計算すると、二年間で約九百万円の費用となるが、緑化対策に県の積極的な援助もあって、最終的に県、市、個人がそれぞれ三分の一を負担することになる。

昭和五十一年は災害の中で暮れた。

「復興元年」の合い言葉で五十二年の年が明けた。り災者にとっては厳しい冬であったが、災害を転じて復興にしようという、祈りをこめた「復興元年」の合言葉であった。

「災害速報告知版」も、その目的にそって、五十二年一月八日号から「復興速報告知版」とかんばんを変えて第一号とした。いままでの災害速報とちがって、緊急のお知らせも少くなり、り災者との連絡もとりやすくなったので発行の回数は災害速報に比べて少くなった。五十二年は住宅建築がようやく始ったところで暮れた。

五十三年の明けと共に、商店街の建築が始まり、三たび仮店舗で冬は越せないと必死の作業が続けられている。

「復興速報」は二月二十五日をもって二十五号に達した。この復興速報が早く用ずみになる日を願って、いまも刊行されている。

広報さかた

復興速報

告知板

広報さかた

復興速報 1

告知板

土地区画整理審議会
委員の選挙
二月十三日

土地区画整理審議会委員は、今後、区画整理事業を行ううえで、もっとも重要な事項について審議するものです。その委員の選挙が二月十三日に行われます。それに先だって、選挙権、被選挙権の権利の有無は一月二十一日の選挙人名簿作成基準日に定まります。不明の点がありましたら山形県酒田火災復興建設事務所にお問い合せのうえ、手続を完了してください。

審議会の設置

区画整理事業の施行によって、今後、仮換地の指定、換地計画、減価補償金の交付などについて、審議会は、関係権利者の意見を反映させるための機関として、土地所有者、借地権者、学識経験者のなかから選ばれて、前記の重要な事項について審議するため設置するものです。

また、土地建物の評価のため、評価員が選ばれることになりますが、この評価員を選任するうえにも審議会の同意が必要となります。

審議会委員の構成

審議会委員の総数は十人です。そのうち八人は施行地区内に権利をもっている土地所有者、借地権者のなかから選挙によって選ばれます。残る二人は学識経験者のうちから山形県知事が選任するものです。

選挙期日

審議会委員を選挙する選挙期日は、昭和五十二年二月十三日㈰です。なお、選挙についてのくわしいことについては、後日、お知らせします。

選挙権と被選挙権

区画整理事業施行地区内の土地について、所有権、または借地権をもっているかたは、各一個の選挙権、および被選挙権があります。

ここで所有権とは、原則として土地登記簿に登記された所有権者に限ります。

借地権とは、建物所有を目的とする地上権、または賃借権を有するかたで、登記されている場合は、当然、選挙権、および被選挙権があります。

登記されていない、いわゆる未登記の場合でも、昭和五十二年一月二十一日（選挙人名簿作成基準日）までの間に、施行者（山形県）に対し申告をして受理されたものについては、この権利が生じます。

また、共有の所有権、共同借地権者は、共同で一個の権利となりますので、共有、共同者のなかから、あらかじめ代表者を選んで届出てください。

借地権の権利をもっているかたは、昭和五十二年一月二十一日までに間に合うよう申告してください。

選挙人名簿の確定

選挙人名簿は、昭和五十二年一月二十一日現在で作成し、その縦覧は次のように行います。

●**縦覧期間と時間**　昭和五十二年一月二十二日から昭和五十二年一月二十八日までの七日間　毎日午前九時三十分から午後五時まで

●**縦覧の場所**　山形県酒田火災復興建設事務所（酒田市中央西町二番五十九号）

立候補の手続

選挙は、立候補制によります。その手続など、くわしくは、また別にお知らせします。

以上のことについて不明な点、くわしくは左記へお問い合せください。

山形県酒田火災復興建設事務所（中央公民館隣り）電話㉓2278番㉓2275番

新住所の届を早めに

り災されたかたがたのなかには、まだ転居届をされず、火災当時のままの住所になっているかたが多数おられます。

商店街の地域で約三分の二が、住宅地域で約半分のかたが、まだ未届です。今後、区画整理、換地などの作業によって、従来の住所がそのまま使用できる可能性はまずありません。

区画整理事業をすすめて行く過程で、宅地にいろいろな権利をお持ちのかたには、その時その時、いろいろなご通知を差しあげますが、それがとどかないと大へん不利益になります。

また、学校の通知、連絡、年金、共済、健康保険、郵便などに新住所が必要です。早めに市役所市民課においでの上、届出をすませてください。これから入学、就職、転勤などで市役所の窓口が混みはじめるようになり、待たされる時間も長くかかるようになりますから、できるだけ早目においでになってください。

なお、おいでの際は、印かん、年金手帳、国民健康保険証を忘れずにご持参ください。

また、仮設住宅には簡単なものでけっこうですから表札と、郵便受をとりつけるようにしてください。

救援物資を義援金にかえます

全国各地から、こころのこもった暖かい救援物資を多数いただき、り災者のかたがたに配布してまいりました。物資につきましては、ほぼ行きわたりましたので、今後は一般市民のかたがたのご協力を得て、これを義援金にかえることにしました。

一点につき、千円、五百円、百円、五十円の四つのコーナーを設けて、次のように開催します。

▼**日時**　一月十二日㈬、十三日㈭の二日間、いずれも午前十時から正午まで、午後一時から三時まで

▼**場所**　中央公民館体育館

なお、各地区公民館地区では、各地区公民館でも、後日、開催します。

り災者に県営アパート完成

若宮町二丁目地内に県営アパートが新築されました。酒田市大火で、り災、家族のあるかたの入居者を募集します。

●戸数　二十四戸　３ＤＫ　●家賃　月一万五百円　●申込み期間　一月十二日から二十四日まで　●申込み場所　庄内支庁建築課か、市役所建築課（電話㉓5111番内線311）

●収入　基礎控除及び扶養控除後の金額で、月三万六千円以上、六万五千円以下　●入居日　一月三十一日

元米屋町自治会の集会

元米屋町自治会では、新年はじめての会合を次のように開催します。自治会の皆さん、ぜひご参集ください。

▼**日時**　一月九日㈰　午前十一時～

▼**場所**　酒田市職員クラブ（旧消防署裏）

昭和五十二年一月八日発行　酒田市本町二丁目二番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数二九五〇〇部

◆第１号　昭和52年１月８日・Ｂ４判片面・29,500部

広報さかた

復興速報

2

告知板

復興区画整理事業計画の一部変更

変更案作成までの経過

昨年十一月二十七日から、事業計画案を縦覧し、十二月二十八日、建設大臣の認可を受けて事業に着手しましたが、縦覧中や、その後の説明会などで、区画道路などについて修正を求める要望が多くあり、県知事に対する意見書となつて提出されました。

この意見を審議した山形県都市計画地方審議会は、事業の緊急性から、原案を妥当としながらも、住民要望に十分対応しながら事業推進にあたるようとの意向もあり、酒田市では、これらの意見のなかで、集約できるものはなんとか変更して、市民の要望に応えたいと考え、十二月二十八日、県に対し原案変更について協議、さらに一月七日、建設省において国、県、市の合同会議で図のような変更案についての事前協議が成立しました。

そこで一月十日、酒田市議会大火対策特別委員会に報告、全員一致で了承され、一月十一日、火災関係で組織された各種団体（酒田大火災害復興自治会協議会、酒田大火災罹災地権者組合、酒田商業地区建設委員会、酒田市議会大火対策特別委員会、自治会連合会、酒田商工会議所、臨海地区労、酒田市議会建設常任委員会、酒田市都市計画審議会の各代表者にも説明を申しあげ、大筋の了承を得ることができました。

計画変更のなかみ

●良好な住宅街と近代商店街を結びつけた防災都市づくりの基本計画は変えない　●区画道路がふえても減少は当初計画の一三・〇五㍉を上まわらない　●防災上、歩行者専用道路は直線的に変更するが、街区内の通過交通は極力排除する　●計画変更によつて再度縦覧、その他の手続きがあつても事業のおくれはないようにする　●道路変更によつて換地計画に支障を生じないようにする　●変更する区画道路などは、各種団体、個人の修正意見が一致しており、集約できるものはできるだけ取りあげるとともに、その内容が国、県の承認も得られ、確実に実現できるものとする　●以上、六点を骨子として、図のような変更修正案を、原案としてまとめたものである

●**事業計画変更案の縦覧**　場所　山形県酒田火災復興建設事務所　日時　一月十五日から一月二十八日まで、毎日午前九時から午後五時まで　市役所都市計画課でも、ご説明、ご相談に応じます

減歩について

この計画変更によつて、特たにかなりの道路面積がふえることになり、さらに実際の換地計画割込み作業をしていく過程で、図示した以外にも区画道路を若干追加しないと、すべての宅地が公道に面しない個所もでてくることが予想され、そのためそれらの道路用地も増加されるわけです。しかし、皆さんの土地提供のご協力もあり、本計画どおり工事が施行された場合、最終的な減歩は、平均十二・四㍉になる見込です。

過少宅地の取扱い

過少宅地の適正化については、多くの地権者より要望されていますが、これは土地区画整理審議会の同意を得て、施行者（山形県）が決めることになりますが、現在のところ、百平方㍍（約三十坪）以下の宅地については減歩を緩和し、その分を金銭で精算する方法で考えています。

海曇寺坂など高地の切下げと新井田町の一部盛土について

●新井田町の東側は、現在の県道とほぼ同じ高さの宅地になるように盛土を計画しています

●海曇寺坂などの切下げについては、地区外宅地の所有者のご協力も得られるならば切下げる方向で計画し、現在、測量実施中です。詳細については、もうしばらく、設計のすすんだ段階でお知らせします

用途の変更について

災害速報二十八号の素案について酒田市都市計画審議会でも承認され、その後、皆さんからもご意見がありませんので、素案どおり知事に書類を提出することにしています。

防火地域、準防火地域について

酒田市都市計画審議会において、準防火地域については素案のとおり承認されましたが、防火地域に対しては市民の経済的な利益に直接関係することが多いので、防災上、必要最小面積にするよう要望があり、浜町通り三十二㍍道路に面した一番町についてのみ、素案は三十㍍の幅でしたが、これを半分の十五㍍幅に変更することになります。

宅地の整地と道路築造についてのお願い

今回の変更案について皆さんのご理解をいただけることになれば、できるだけ本建築の着工を早めるためにも、仮換地（三月十日予定）のできるまえに、一部整地に着手したいと考えています。そのためには皆さんからの工事着工同意書が必要ですので、各自治会ごとに同意書の取りまとめにご協力くださるよう、お願い致します。その方法につきましては、山形県酒田火災復興建設事務所（電話㊗2276番・㊗2278番）にご相談ください。

火災復興と防災都市づくりの講演会

これからの防災都市づくりについて、横浜国立大学教授人沢恒氏を招いて講演会を開催します。皆さんおさそい合せのうえ、ぜひおいでください。

●日時　一月二十二日午後一時三十分～三時三十分
●場所　産業会館四階大ホール

酒田大火災害復興自治会協議会の会合

自治会協議会の会合を次のように開きますので、委員のかたはぜひご出席ください。なお、当日は各委員の住所と電話番号を事務局までお知らせください。

●日時　一月十五日午後一時三十分～
●場所　母子福祉センター

八軒町自治会の会合

八軒町自治会の皆さん、相談する事項があります。ご参集ください。（責任者　佐藤吉雄）

●日時　一月十八日午後六時～
●場所　市職員クラブ（旧消防署奥）

昭和五十二年一月十五日発行　酒田市本町一丁目一番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数一九五〇〇部

▲２号　昭和52年１月15日　Ｂ４判　両面　29,500部

▲２号　裏面　昭和52年１月15日　Ｂ４判　両面　29,500部

広報さかた

復興速報

6

告知板

審議会委員の選挙

土地区画整理審議会委員選挙の立候補届の受付を、二月五日まで行いました。

所有権者側では、定数七人に対して立候補者九人、借地権者側では、定数一人に対して立候補者一人です。

所有権者側から選ぶ委員は定数より二人増やすので、選挙により選ばれます。借地権者側は定数内ですので、選挙は行われません。

候補者の氏名は次のとおりです。（敬称略）

●土地所有権者

斎藤正治（[illegible]） 一番町青果物商　株式会社ナカジマ運動具店 中町二丁目　児玉征一（[illegible]） 中町一丁目仏壇仏具店　相蘇俊雄（[illegible]） 二番町会社役員　伊藤要代治（[illegible]） 新井田町建築コンサルタント　五十嵐義夫（[illegible]） 新井田町会社役員　伊藤治一（[illegible]） 中町一丁目会社社員　伊東公一（[illegible]） 一番町会社員　佐藤義勝（[illegible]） 新井田町団体職員

●借地権者

酒田海陸株式会社　中町二丁目

選挙期日　二月十三日　投票所　山形県酒田大火復興建設事務所

ただし、選挙期日まで立候補者が辞退し、定数に達した場合は、選挙は行われないことになります。くわしいことは、山形県酒田大火復興建設事務所（電話㉔2276番）にお問い合せください。

建築行為等の許可申請手続

区画整理区域内の土地について、次に該当する建築行為等を行おうとする場合には、最終的な権利が確定する換地処分の公告の日までの間は、県知事の許可を受けなければなりません。

●土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状、および地質の変更を行おうとする場合

●建築物、その他の工作物の新築、改築、または増築を行おうとする場合。ただし、その他の工作物の中には、電線、ガス、水道管、または浄化槽等の地下埋設物も含まれます。

なお、この場合は建築基準法による許可、または確認行為とは別に、県知事の許可が必要となるものです。

●移動の容易でない物件で、その重量が五トンを超えるものを設置、またはたい積しようとする場合

●区画整理事業施行のうえで障害となるおそれがあると施行者が判断したもの

以上、これらに該当する場合に許可を受けず施行者の障害となる建築行為等をした者に対しては、強制解体や原状回復命令がだされ、自己費用で回復しなければなりません。

くわしい手続や相談は、山形県酒田大火復興建設事務所建築課（㉔2276番）まで、お問い合せください。

復興商店街造り研修会

よりよい商店街を造っていくために、第二回目の研修会を行います。前回配布した資料を持参のうえ、多数ご参加ください。

二月九日(水)	商業会館四階第六会議室	午前九時三十分～正午 午後一時三十分～四時	中和会 大手町親和会
	商業会館四階大ホール	午前九時三十分～正午 午後一時三十分～四時	[illegible] [illegible]
二月十日(木)	商業会館四階第六会議室	午前九時三十分～正午 午後一時三十分～四時	上四番町親睦会 [illegible]
	商業会館[illegible]大ホール	午前九時三十分～正午 午後一時三十分～四時	三番町商工会 中央通り親栄会

り災者のための県営住宅

●場所　若宮町二丁目　●家賃　一万五百円　●対象　家族のある、り災者で、収入が月三万六千円以上、六万五千円以下（基礎控除、扶養控除後の金額）のかた　●戸数及び入居　十九戸　申込み順に入居できます　●申込み　市建設課（電話㉓5111番内線311）、または庄内支庁建築課（電話㉒1111番）

住宅金融公庫の融資

住宅金融公庫の、災害復興住宅建設資金融資の申し出期間が延長になりました。期間は五十二年十二月三十一日までです。申し込みに必要な認定書の受付も、同日までに延期になりました。交付を受けたいかたは市役所建築課までおいでください。

米屋町自治会の相談会

米屋町自治会の皆さん、仮換地まえの整地について相談があります。ぜひ、ご参集ください。なお、印かんをご持参ください。（責任者・丸田源八㉓二一六五番）

●二月十一日(金)午後一時～　●母子福祉センター二階会議室

義援金のまだ受け取っていないかたは

十二月十、十一日お渡しした第二回義援金（ひとりにつき三千円、一世帯当り五千円）と、十二月二十三日お渡しした第三回義援金（NHKたすけあい義援金、一世帯当り五万円）をまだお受け取りになっていないかたが約百世帯ほどあります。援護物資等交付手帳と印かんをご持参のうえ、至急、母子福祉センターにおいでください。

[illegible]！ 消防事務所からのお願い

[illegible]

昭和五十二年二月八日発行　酒田市本町二丁目二番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数二九五〇〇部

▲6号　昭和52年2月8日　B4判　片面　29,500部

広報さかた

復興速報

7

告知板

審議会委員の選挙
投票日は二月十三日

午前九時～午後六時

土地区画整理審議会委員選挙で、立候補の受付の結果、土地所有権者側から選ばれる委員は、定数を越えた立候補届がありましたので、選挙によって、七人が選ばれることになります。

土地区画整理審議会は、換地計画、仮換地の指定、評価員の選任など、皆さんの利害関係に直接つながりのある地権者の意見を反映させるうえでの重要な機関です。有権者のかたがたは、忘れることなく、ぜひ投票してください。

●**選挙の日時**　昭和五十二年二月十三日(日)　午前九時～午後六時

●**投票の場所**　酒田市中央西町二番五九号（旧琢成小跡、現在中央公民館隣）　山形県酒田大火復興建設事務所

●**持参していただくもの**　選挙入場券　ただし、法人が選挙人の場合は、その法人の指定したひとが投票してください。指定されたひとは、選挙当日、その権限を証明する書類として、法人選挙人投票者指定通知書を、選挙管理者に提出してください。なお、このことに関して、くわしいことは、お早めに復興建設事務所（㉔2276番）にお問い合せください。

●**投票の方法**　所定の官製はがきにより、関係権利者に送付する、選挙入場券と引きかえに規定の投票用紙をお渡しします。これによって投票してください。

なお、**投票は選挙入場券に記載の本人に限られます。代理投票、不在者投票はできません。単記無記名投票です。**

開票は、当日午後七時から、その場所で行われます。

審議会委員選挙一問一答

問　私は、妻と子どもを含めた四人の共有名儀で土地を所有しています。まだ代表者選任届をだしていませんが、私か、妻か、どちらか投票できますか。

答　共有している土地を所有する場合、その共有者のなかから、選挙当日までに代表者一人を選任して施行者に届出した場合だけ、そのかただけが投票できます。ただし、この代表者選任届出書には関係権利者の実印、印鑑証明書などが必要です。選挙当日まで、それらの添付書類が間に合うよう、急いでご準備ください。

問　私は、区域内に土地を持ち、現在、東京に居住しています。過日、区画整理事業についての文書の通知や送達を受けるため、酒田市内に居住している実兄を、代理人として定め、代理人指定届をだしましたが、私に代って、兄が投票することができますか。

答　代理人指定届出書は、区画整理事業施行にともない、文書・通知・書類・連絡など、本人に代って受けようとするためだけのもので、代理人は投票できません。

問　現在、私は入院中です。私に代って家族のものが投票できますか。

答　本人以外の代理投票、不在者投票はできません。本人が直接、投票所にきて投票しない限り、無効となります。

昭和五十二年二月九日発行　酒田市本町二丁目二番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数二九五〇〇部

▲7号　昭和52年2月9日　B5判　片面　29,500部

広報さかた

復興速報

9

告知板

土地区画整理審議会 委員きまる

去る二月十三日に行われました土地区画整理審議会委員選挙の結果、七人の当選人がきまりました。

借地権者から選ばれる委員は、定数の範囲でしたので、立候補届のあつた一人がそのまま当選になりました。

土地区画整理事業について学識経験を有するひとのなかから、知事が選任する委員二人も同時にきまりました。

土地区画整理審議会委員は、次のかたがたです。五十音順・敬称略。

▼**土地所有者委員**　相蘇俊也(五四)会社役員二番町　赤塚正治(七〇)青果物商一番町　五十嵐義夫(六二)会社役員新井田町　伊藤宗一(七五)公認会計士中町一丁目　佐藤義勝(四三)国鉄職員新井田町　児玉正一(五三)仏壇仏具商中町一丁目　株式会社ナカジマ運動具店代表者中島定之助中町二丁目

▼**借地権者委員**　酒田商芸株式会社代表者渡部暢夫中町二丁目

▼**学識経験委員**　伊藤珍太郎(七〇)団体役員南新町一丁目　小島静朗(五九)団体役員浜田一丁目

▼**予備委員**　伊藤英代治(七三)建築コンサルタント新井田町　伊東公一(五八)会社員一番町

第一回の審議会を開催

選挙後、初の審議会が二月十七日に開催されました。

審議会委員の互選の結果、会長には伊藤珍太郎氏、会長代理には五十嵐義夫氏がそれぞれ選出されました。

また、同日、評価員を選任することも審議会に諮問され、その結果、次のかたがたを選任することに同意されました。

▼**評価員**（五十音順・敬称略）　石栗憲也(四九)会社員　土屋正男(五五)地方公務員　菅沼善七(二)会社員　高橋雅造(四七)国家公務員　松村正次(七五)税理士

整地工事と道路築造計画

整地、道路築造工事のための承諾書も、ほとんど提出されましたので、整地工事に着手します。

まだ承諾書を提出されていないかたは、復興建設事務所（電話(24)2278番）にご連絡をお願いいたします。

まず、道路面の高さをきめて、整地工事を行いますが、道路面の高さの大要は次のとおりです。

●**幹線街路で、既存住宅のある道路は**、宅地が歩道と同じ高さになるようにします。

●**海晏寺坂は**、現道高より一・二メートル程度切り下げます。

●**内匠町通りは**、高いところで〇・八メートルから〇・三メートル程度切り下げます。

●**中町通りは**、高いところで〇・九メートルから〇・六メートル程度切り下げます。

●**鍛冶町の坂は**、一・〇メートル程度切り下げます。

●**新井田町方面の区画街路は**、新井田川沿いの鶴田橋実小路線の高さを基準とします。

略図

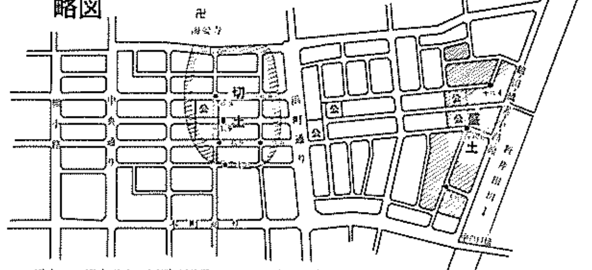

ー切土　切土盛土の概要は図面のとおりでありますが
＋盛土　部分的に盛土、切土する箇所があります

▲９号　昭和52年２月20日　Ｂ４判　両面　29,500部

救援物資の換金セール

日時　二月二十六日(土)、二十七日(日)　いずれも午前十時から正午まで、午後一時から三時まで

場所　中央公民館体育館

入場料　一千円　十点まで選ばれます

入場整理券をお渡しします

り災者用住宅

県営の、り災者用住宅が空いています。ご希望のかたは市役所三階、建築課へおいでください。

●**川南三号棟**　●**家賃月一万五百円**

新住所の届出を早めに

り災されたかたがたの新住所の届出は、できるだけ早くすませてください。

市役所各課からの通知、連絡、また復興建設事務所からの通知、連絡などの宛先となる住所は、市市民課の住民基本台帳がもとになります。未届のため、通知、連絡できず、不利益になることも考えられますので、ぜひ今月中に届出をすませるようにしてください。

なお、市民課窓口においでの際は、印かん、年金手帳、国民健康保険証を忘れずにご持参ください。

り災地域の一部について 公共下水道の受益者負担金をお返しします

このたびの市議会で、火災復興地区内の土地にかかる公共下水道受益者負担金は、いつたんお返しすることに決りました。

火災復興地区内の新井田町、一番町、および二番町の一部について、昭和五十一年度から公共下水道の受益者負担金を納められたかたには、まもなく市下水道課から負担金の還付通知書が送られます。なるべく早く、還付を受けるようにしてください。

●**期日と場所**

三月一日から、市役所一階の会計課窓口でお返しします。

なお、遠くに住んでいるかたで、金融機関への振込等を希望されるときは、会計課か下水道課にご連絡ください。

●**お返しする金額**

納められた負担金の金額をお返しします。ただし、一括納付をされて前納報奨金を受けとつている場合は、その分を差し引いた金額が返されることになります。

●**負担金を返す理由**

市の条例に、公共の用に供することを予定している土地の負担金は減免することができる、という条文があります。

そして、火災復興地区内の土地は、区画整理事業のなかで公共減歩が行われますので、減歩される面積は負担金の減免の対象となるものです。しかし、個々の受益者の減歩面積は一定でないために、負担金を減免すべき面積が現在ではわかりません。

従つて、このまま受益者負担金を徴収しつづけますと、いろいろと複雑な問題が生ずるために、火災復興地区内の新井田町、一番町、および二番町の一部を賦課区域からはずすとともに、負担金をお返しすることにしたものです。

●**今後の取扱い**

以上のように、納められた負担金はいつたんお返ししますが、土地区画整理事業による換地面積が確定したら、その面積と権利関係を基礎にして、あらためて受益者負担金の納入をお願いすることになります。ただし、その時期はいまのところ決つていません。

なお、くわしいことや疑問の点については、市下水道課(22)九一一一番）まで、おたずねください。

＊斜線の区域内のかたがたから、負担金を納めていただいていましたので、それを、いつたんお返しすることになります。

昭和五十二年二月二十日発行　酒田市本町二丁目一番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数二九五〇〇部

▲９号　裏面　昭和52年２月20日　Ｂ４判　29,500部

広報さかた 復興速報 10 告知板

仮換地原案まとまり
供覧 四日〜七日

土地区画整理審議会の同意を得て決定された評価員五人による、初の評価員会議が、去る二月十九日に開催されました。その席上、土地評価基準案が原案どおり了承され、これを受けて二月二十一日開催された第二回土地区画整理審議会において、仮換地計画に必要な、換地設計基準案について諮問、原案のとおり同意を得ました。

そこで、仮換地設計作業にとりかかり、まとまった原案を二月二十八日、三月一日の両日にわたり開催された審議会に諮問した結果、仮換地計画案を、供覧することの了承を得ましたので、次のように供覧します。

なお、仮換地計画原案策定から、仮換地指定までの主な順序は次のとおりです。

審議会 / 評価員 / 執行者 → 仮換地原案 → 審議会 → 供覧 → 審議会 → 仮換地指定

供覧とは

仮換地指定をするまえに、仮換地案を地権者の皆さんに示して、その内容について個別に説明する機会を設けたものです。

供覧の日程、場所につきましては、この速報のほか、各地権者ごとに、はがきで指定時間などご通知していますので、その日時を厳守のうえ、おいでください。

供覧の日時と場所

三月四日　新井田町の全部

三月五日　一番町の全部と二番町の一部

三月六日　二番町の一部と中町一丁目の一部

三月七日　中町一丁目の一部と中町二丁目の全部、市街居住者、及び借地権者

場所はいずれも、酒田市中央公民館一、二号室です。

持参いただくものは、供覧について案内通知した、はがきです。

この期日間は、大勢の供覧者を予定していますので、指定日時においでください。

いよいよ整地工事に着手

一日も早く道路工事等の本工事に着手できるように仮換地指定前に整地を行う旨のお願いと同意承諾書の提出をお願いしていましたが、皆さんのご協力によりほとんど提出されました。そこで、二月二十三日より三工区に分けて整地工事に着手しています。

整地工事の施工にあたっている業者は次の通りです。

●第一工区　林建設工業㈱

五十嵐、本町、浜田一丁目の一部、上内匠町の一部、中町の一部

●第二工区　大場建設㈱

上内匠町の一部、大工町、桶屋町、鍛冶町、稲荷町、下内町の一部

●第三工区　㈱平尾工務店

一番町

なお、新井田町区域はその後実施することになりますが、着手時期については後日お知らせします。工事に関するくわしいことは、酒田火災復興建設事務所計画課（㉓二一七八番）まで、お問い合せください。

り災地区内無断駐車の禁止

り災地区内には、無断駐車が多くみうけられます。今後、整地工事を進めるうえで大へん支障となります。駐車場として許可のあった敷地以外には絶対駐車しないようお願いします。

また、工事期間中はブルドーザーやダンプ等がひん繁に出入りして危険な状態になっています。工事区域内には絶対に立ち入らないでください。

通行上の注意

整地工事や今後の工事の進み具合に合せ、現在の道路が通行禁止となったり、う回道路が指定されたりして交通状態が変る場合があります。お知らせや標識には十分気をつけてください。

また、指定道路以外を通行しての事故も発生しています。り災区域内には、井戸や便槽跡などが残っており大へん危険です。他人の宅地や指定以外の道路は通行しないでください。

とくに、幼児や子どもさんにはくれぐれも注意して、絶対に近寄らせることのないようにしてください。

昭和五十二年三月四日発行　酒田市本町二丁目二番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数二万九五〇〇部

▲10号　昭和52年３月４日　Ｂ４判　片面　29,500部

広報さかた 復興速報 15 告知板

その後の仮換地案修正

復興速報第十二号（三月十五日付）でお知らせした仮換地案の修正案は、去る三月十六日から約二週間のあいだ関係者に対する説明会を行い、その決定を急いできました。

修正案の説明会によって、あらたに出されたものも含めて、二百八十件あった意見書は百二十件余りに集約され、復興建設事務所は、これらの調整にけんめいにとりくんでまいりました。調整作業は、きわめて困難なものでありましたが、現在ではごく僅かの件数が残っているだけです。

しかし、一刻も早く生活の再建を図ろうとしておられるり災者のみなさんに対しては、仮換地の指定が遅れ、ご迷惑をおかけしています。現在、残された調整作業を早急にすすめ、一日も早く仮換地指定ができるように努力いたしていますので、あとしばらくお待ちねがいます。

仮換地指定の準備作業

仮換地が指定されても、そこに家屋などを建てるには、道路や給・排水施設等があるていど整備されている必要があります。そのために、山形県と酒田市は、別項のように早期着工をもって一部の工事を発注いたしました。

また、四月十九日に開かれた第六回土地区画整理審議会では、復興建設事務所の経過報告をもとに、次のような意見が全員一致で出されました。

① 仮換地の指定前でも、建築物に関する計画をたてられるような方法を考えること

② 仮換地指定に必要な準備作業を早急にすすめること

③ 仮換地修正案の調整については、できうる限りの努力をすること

そこで復興建設事務所では、審議会の意見をうけて、次の準備作業を行うことになりました。

① 仮換地修正案の残された調整を急ぎ、仮換地指定前でも建築物の計画がたてられるように、調整済みの街区から各地権者に対して仮換地予定地の道路図面を渡すこと等を検討する

② 事業施行地区に現存する建築物の配置と、仮換地予定地との関係を再確認するために必要な作業を早急にすすめる

③ 事業施行地区の土地に係る権利の異動調査を急ぐ

以上の作業の進捗にあわせて、関係者のみなさんにはさらに具体的な連絡をしますので、よろしくおねがい致します。

道路築造工事と下水道工事

昭和五十二年度の道路築造工事は、焼失区域内の道路を優先的に整備して、一日でも早く居住できるよう別図のとおり実施する計画です。

道路築造工事と並行して、下水道、上水道、ガス管の埋設工事も行いますので、一番町、新井田町区域は通行禁止となります。したがって、この区域を通行する車両は、ほかの道路をう回するようおねがいします。ただし、同地域に居住しておられる方の通行はできるようにします。

四月に着工した工区と施工建設業者は、別記のとおりで、七月完成を目途にすすめます。

このほかに五十二年度に施工する道路築造工事は、五月下旬の着工となります。

また、酒田市が発注してある下水道工事の完成目標は、六月末となっています。

5工区

■ 昭和52年４月着工道路

■ 昭和52年５月下旬着工道路

―・― 昭和52年度下水道事業（４月〜６月）

整地工事	一番町・新井田町の一部	㈱平尾工務店
道路築造工事		
五工区	一番町　北部区域	丸高土建㈱
六工区	一番町　南部区域	渡部建設工業㈱
九工区	〃　〃	大井建設㈱
十二工区	新井田町の東部区域	鶴岡建設㈱
十四工区	〃　〃	鈴木組工務所

昭和五十二年四月二十四日発行　酒田市本町二丁目二番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数三万一四〇〇部

▲15号　昭和52年４月24日　Ｂ４判　片面　31,400部

広報さかた

復興速報

16

告知板

仮換地予定地のお知らせ会
九日から十三日まで

復興建設事務所では、仮換地指定の準備作業を急いでいますが、このたび、第一回目として、別図の街区（一番町、新井田町の一部）について、仮換地予定地の、お知らせ会を開催します。

お知らせ会では、各地権者に、仮換地予定地の位置図と、辺長図面をお渡しして、仮換地指定後の建物の建築計画や、給、排水施設などの位置などをきめる資料にしていただくものです。そのほか、当日は今後の事業や工事に関する日程についてもお知らせしますので、ぜひご参集ください。

お知らせ会の日程、時間は下表のとおりで、会場はいずれも復興建設事務所二階です。

なお、このお知らせ会は、あくまでも仮換地の指定をする予定の土地について、地権者にお知らせするものであって、法律にもとづく「仮換地の指定」ではありませんので、誤解のないようお願いします。

また、他の街区についても準備ができたところから、順次、お知らせ会を開催していきます。その日程については、復興速報などでお知らせします。

お知らせ会日程表

月日		時間 午前9時	午前10時	午前11時	午後1時	午後2時	午後3時
5月9日（月）	街区番号	㊽	㊼	㊻	㊷	㊹	
5月10日（火）	〃	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	
5月11日（水）	〃	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	
5月12日（木）	〃	㊶	㊷	㊸-2	㊹	㊺	
5月13日（金）	〃	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿	(55)

会場　中央西町　復興建設事務所２階

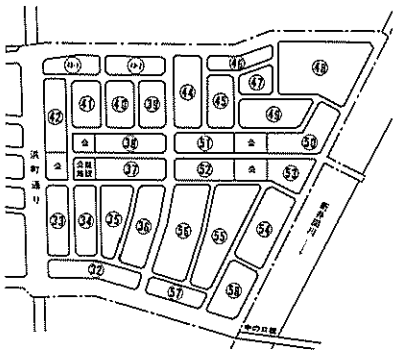

現存する建物の測量調査

仮換地指定のための準備作業として、主に中町、二番町で、焼けなかった、現存する建物の測量を、九日からはじめます。ご協力をお願いいたします。

昭和五十二年五月五日発行　酒田市本町二丁目二番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数三一四〇〇部

▲16号　昭和52年５月５日　Ｂ５判　片面　31,400部

広報さかた

復興速報

18

告知板

建築確認申請の受付けと工事着工の許可について

これまで三回にわたつて実施した仮換地予定地のお知らせ会で、建築確認申請の取扱いについて説明しましたが、このたび、従来は庄内支庁長の権限でありました土地区画整理法第七十六条（土地区画整理事業施行地区に建物などを建てようとするときは、建築確認のほかに、県知事の許可が必要であること）による許可権限が、次災復興建設事務所の所長に移されることになりましたので、建築確認申請の受付けと、工事着工の許可の取扱いを、次のようにいたしますので、お知らせします。

① 建築確認申請を出す前に、復興建設事務所に建築行為等の許可申請書を出していただきます。（用紙は復興建設事務所にあります。）

② 復興建設事務所では、提出された許可申請書を受付けた場合は、受付け印を押して一部を申請者に返します。

③ 申請者は、受付け印が押された許可申請書を建築確認申請書に添付して、市の建築課に提出してください。

④ **建築確認申請の審査が終り、確認通知書が申請者に届いても、直ちに工事着工することはできません。工事に着工することができるのは、復興建設事務所長による①の許可があつてからになります。**

⑤ その許可は、仮換地を指定した後に、仮換地の使用収益をはじめることができる日以後に行われ、その日がいつかということは、仮換地の指定通知と同時か、別に通知されるものとの二つがあります。

＊以上のことを、よくご理解のうえ、建築の準備をすすめてください。

なお、第一回目の仮換地指定は、新井田町、一番町方面の一定部分について、近日中に行う予定です。

浜町交差点付近で交通制限を行います

次災復興公共下水道の管きょ敷設工事にともない、図面に表示した個所の交通制限を行います。

工事中、大へんご迷惑をおかけしますが、よろしくご協力ください。

なお、工事の進捗状況により、交通制限の期間に多少変更を生ずることがありますので、あらかじめご了承ください。

商店復興の相談

中小企業者の商店を復興させるために、相談所を開設しています。金融のこと、経営のことなど、お気軽にご相談ください。

場所　酒田市商業地区復興事務所（中町二丁目中村太助商店二階）

り災者用市営住宅の入居者募集

戸数十戸、鉄筋アパート3DK（六畳、六畳、四・五畳、台所、浴室、便所、物置）若宮町一丁目地内、家賃月九千八百円、家族二人以上いるり災者で、基礎控除、扶養控除後、月四万七千円以上八万一千円以下の収入のあるかた。申込みは市役所建築課（㉒5111番内線311）

り災者用県営住宅の入居者募集

戸数三十五戸、鉄筋アパート3DK（六畳、六畳、四・五畳、台所、浴室、便所）、若宮町二丁目地内、家賃月一万五百円、家族二人以上いるり災者で、基礎控除、扶養控除後、月四万七千円以上、八万一千円以下の収入のあるかた。申込みは市役所建築課か、庄内支庁建築課（三川2111番）

昭和五十二年六月五日発行　酒田市本町二丁目二番四十五号　酒田市　代表　相馬大作　発行部数三一四〇〇部

▲18号　昭和52年６月５日　Ｂ５判　片面　31,400部

広報さかた 復興速報 20 告知板

住宅、店舗の建設に県、市で利子補給

復興に、り災者の負担を軽く

第一回目の仮換地がきょう六月二十五日（三件だけは七月十日）から効力が発生します。つまり、いよいよ住宅や店舗の建設ができることになるわけです。

そこで、建設資金ですが、激じん災害の指定によって、ある限度までは住宅金融公庫から、大へん低利な融資を受けることができますが、住宅や店舗の建設はそれだけのお金ではなかなか建設できません。そのほかに、市中銀行などから、融資を受けなければならない場合が多いことでしょう。その分の利子の一部について、県と市が面倒みましょう、という制度がきまりました。これを、利子補給といっています。

住宅建設の場合

住宅金融公庫では、基本的に百二十平方㍍以下の住宅が焼失した場合、百二十平方㍍以下十三平方㍍以上の家を再建するかたを対象に融資します。また、百三十、百五十平方㍍の住宅が焼失した場合は、百三十、百五十平方㍍までの家を再建するかたにも融資します。ですから百平方㍍の住宅が焼失して、百三十平方㍍の家を再建するかたは公庫の融資は受けられません。

そこで、防火地域で耐火構造の、百二十平方㍍の家を再建しようとする場合、一平方㍍当り標準十万六千円かかると試算されていますので、合計で一千二百七十二万円の建設費が必要になる、という計算をしています。

そのうち、公庫で融資するのが六百十万円です。その年利率が普通であれば五・五㌫なのですが、激じん災の指定によって年三㌫と、利用者にとって有利な条件となっています。

次に、住宅建設する場合、総額の二割程度の自己資金はご自分でお持ちになっているだろう、と考えるわけです。この場合、二百五十四万四千円とみたわけです。

建設費の総額から、公庫の融資分と、自己資金を引いても、なおかつ四百七万六千円が不足して、これは市中銀行などから融資を受けなければならないだろう、と試算したわけです。

そこで、この四百万円までの利子の一部を県と市で面倒みましょう、というわけです。

それではどれくらい面倒みるのか、といいますと、市中銀行の住宅ローンの場合、年利率が大たい八・四㌫のようですので、そこから、公庫の普通の年利率の五・五㌫を引いた二・九㌫分までの利子を、五年間、県と市で負担しよう、というわけです。

つまり、四百万円までは、五年間、公庫と同じ年利率五・五㌫で利用できる、ということになります。

すこしりっぱな家を建てたいので四百万円だけの融資ではとても足りない、六百万円も七百万円も借りなければ、というかたもいるかも知れません。もちろん、融資を受けるのはご自由ですが、利子の県、市の負担は、四百万円まで、ということにさせていただきます。

不燃構造、木造の住宅も同じ考え方です。別表を掲載しましたのでご参照ください。裏欄の木造の場合について、もう一度、ご説明しますと、木造住宅は標準の建築費として、一平方㍍当り七万五千三百円かかると計算して、百二十平方㍍の建築費は九百三万六千円かかるとみられます。そのうち、公庫から、木造住宅には五百四十万円まで、年利率三㌫で融資が受けられます。自己資金が、建築費九百三万六千円の二割とみて百八十万七千二百円、それでもなおかつ百八十二万八千八百円が不足する、という計算で、これを市中銀行などから融資を受けた場合、百八十万円までの利子のうち、二・九㌫までの分は、五年間、県と市で負担しましょう、というものです。

これについて、なお詳細にお知りになりたいかたは、市役所三階、市建築課にお問合せください。

店舗建設の場合

商店街を近代化するため、ある数がまとまって耐火構造の店舗をつくろうとする場合から説明します。

この場合は、一店舗の面積が標準で百五十平方㍍、一平方㍍当り建設費が住宅と同じ十万六千円とみます。そうしますと、一千五百九十万円かかります。それに店舗の設備費を四百万円とみますと、総額で、一千九百九十万円、約二千万円で、一店舗が完成するもの、と試算されます。

これに対して、中小企業事業団から低利（年利率二・七㌫）の融資が受けられます。その額が一千三百万円です。また、住宅と同様自己資金として二割、四百万円はご用意あるものと考えるわけです。それでもなおかつ、二千万円には三百万円不足します。その分は市中銀行などから融資を受けなければならないとすれば、その利率のうち二・九㌫までを五年間、県と市で負担しましょう、というものです。

次に商店街とは関係なく、先の住宅のところで説明しました百二十平方㍍の家をつくり、そのなかに一部店舗をつくる場合のことを説明します。

この場合は、家屋、つまり店舗は住宅のところで説明しましたように、公庫、自己資金、銀行などの融資と、県、市の利子補給でできあがるものですから、あとは店舗内の設備費だけがあればよい、ということになります。その設備費は百万円とみました。そのうちの二割の二十万円は、やはり自己資金として、残りの八十万円までを市中銀行などから融資を受けた場合は、その利率のうち二・九㌫まで、五年間、県と市で負担しましょう、というものです。

次は、住宅と店舗では百二十平方㍍ではとても間にあわない、百五十も百七十平方㍍にもなる、という場合です。

この場合、百二十平方㍍までは、先に説明しました住宅のとおりで、あとは店舗の問題になります。店舗は一応、七十平方㍍までとしました。一平方㍍当り八万五千円とみて、五百九十五万円、それに設備費百五十万円で合計七百四十五万円、まず七百五十万円で完成すると計算しました。そのうちの二割、百五十万円は自己資金として、あとの六百万円は市中銀行などの融資に頼るしかない、というかたのために、その利率のうち、二・九㌫までを県と市で五年間、負担しよう、というものです。

以上の、店舗の建設については、市商工観光課か、酒田市商業地区復興事務所へお問合せください。

被災地内の土地譲渡税

昨年暮、市では、被災地に土地を持ち、他に移転するかたがたから、その土地を提供していただきました。その際、提供していただいたかたがたに対する土地譲渡税は、特例により千五百万円まで免除されることになりました。

また、代替地を取得した場合にかかる不動産取得税についても、その減免を県に要請し、その方向で検討されています。

利子補給対象限度額

区　分	標準建築費Ⓐ	住宅金融公庫融資限度額Ⓑ	自己資金限特額Ⓒ	利子補給対象額Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ
（防火地域）耐火構造	12,720,000（106,000円×120㎡）	年利率3％ 6,100,000	2,544,000 Ⓐの20％	4,000,000
（上記以外）不燃構造	10,248,000（85,400円×120㎡）	年利率3％ 6,100,000	2,049,000 Ⓐの20％	2,100,000
木　造	9,036,000（75,300円×120㎡）	年利率3％ 5,400,000	1,807,200 Ⓐの20％	1,800,000

▲20号　昭和52年6月25日　B4判　両面　32,100部

昭和五十二年六月二十五日発行　酒田市本町二丁目二番四十五号　酒田市　代表　相馬次作　発行部数三二〇〇部

▲20号　裏面　昭和52年6月25日　B4判　32,100部

酒田大火災害復興建設事業5か年計画

S52. 4 .12

区分		年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	合計	事業内容
支出	土地区画整理事業	補助対象事業	千円 902,250	千円 1,500,000	千円 1,732,750	千円 1,109,000	千円 246,000	千円 5,490,000	幹線道路、区画街路、地下道、舗装特殊街路、附帯工事等の築造、建物補償、減価補償
		補助対象外事業		30,000	30,000	30,000	23,000	113,000	同上、補助対象はみ出し分
		計	902,250	1,530,000	1,762,750	1,139,000	269,000	5,603,000	
	公営住宅建設事業		244,180	690,750				934,930	中耐4階建 51年2棟48戸 52年4棟96戸 (用地買収費含む)
	市街地再開発事業			320,000	600,000	280,000		1,200,000	面積90,000㎡ (防火地域内) (建築物立体防火費)
	消防施設整備事業			20,100	13,500	6,450	15,400	55,450	貯水槽17箇所 (40㎡～180㎡) 消火栓38基
	公共下水道事業	管渠敷設事業		489,000	211,000			700,000	管渠 φ600～2,300 L＝3,070m 進集管 φ600～1,200 L＝865m (補助事業) 区画整理区域外、附帯工事 (市単事業)
		浜田ポンプ場事業		354,300	380,000			734,300	躯体工事(流入水量増に伴う施設197→472㎥/sec) ポンプ場建物解体(市単事業)
		汚水桝整備事業		48,000	16,000	21,000	5,000	90,000	宅地からの汚水を集水、管渠に接続する施設
		計		891,300	607,000	21,000	5,000	1,524,300	
	上水道事業			46,000	56,300	62,700		165,000	火災地域内 配水管L≒12,700m
	合計		1,146,430	3,498,150	3,039,550	1,509,150	289,400	9,482,680	

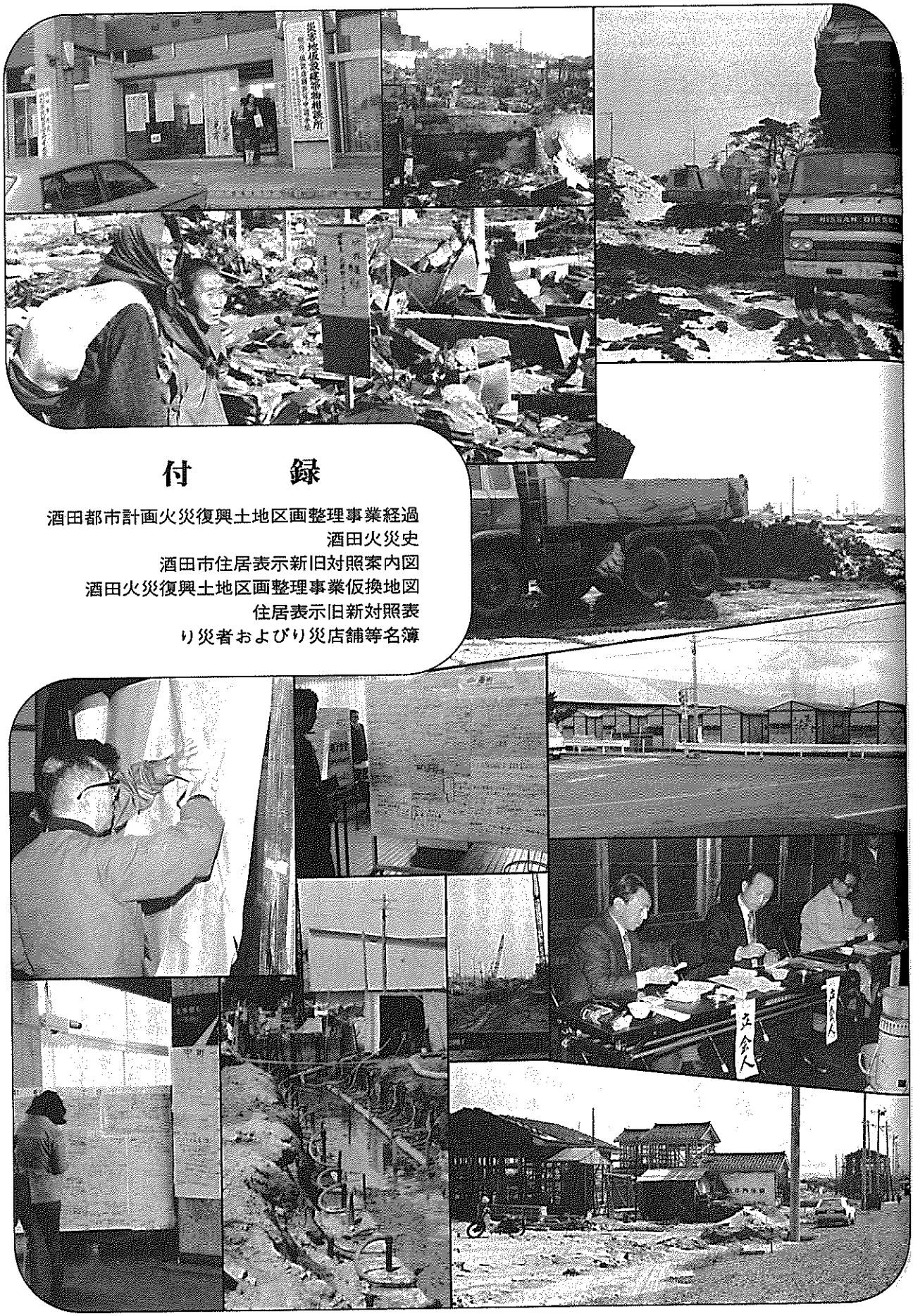

付　　録

酒田都市計画火災復興土地区画整理事業経過
酒田火災史
酒田市住居表示新旧対照案内図
酒田火災復興土地区画整理事業仮換地図
住居表示旧新対照表
り災者およびり災店舗等名簿

酒田都市計画火災復興土地区画整理事業経過

〈酒田市都市計画課のまとめ〉

年月日	曜日	作業経過
51・10・29	金	十七時五〇分　火災発生
10・30	土	建設省都市局区画整理課　金子専門官外三名来酒（区画整理課大屋建築係長、都市計画課鳥井係長、街路課都原係長）。国、県、市でただちに復興計画の協議に入る。（北海道森町、鳥取の火災復興実例を参考）
31	日	土地区画整理事業により復興をはかることを市の方針とすることを決定。
11・1月		国、県、市三者による原案をまとめる（深夜）。被災地区の字限図作成。
2	火	市建設常任委員会、市都市計画審議委員、商工会議所の三者による合同協議会に復興計画の手法について説明。
		住民説明会開始。
3	水	都市計画変更の作業に入る。権利調査について協力依頼（山形地方法務局酒田支局）
5	金	市議会全員協議会（災害復興計画等について全員一致で了承）。
		県庁土木部計画課より一名応援のため来酒。
		用買面積、積算の再計算。事業工程表の作成。
7	日	仮設店舗用地の選定。
8月		復興対策説明会（於産業会館大ホール）。
9	火	区画整理事業についての相談所開設。
11	木	施行区域の立合確定測量に入る。建物調査に入る。区域界の境界立合い。
16	火	事業計画原案作成。
18	木	臨時市議会（災害予算等審議）。

年月日	曜日	作業経過
51・11・19	金	事業計画原案について建設省と打合せ。
20	土	事業計画原案作成（建物用途別現況図、市街化予想図）。
21	日	土地提供者のリスト作成。
24	水	県議会開催（県が事業主体の方向を示す）。
25	木	事業計画について建設省と協議（国、県、市の合同協議）。
27	土	建設省十一課の合同会議。
30	火	区域内土地提供者への代替地の抽選会。
12・1	水	山形県酒田大災復興建設事務所開設。市都市計画課に復興建設係新設。
2	木	土地区画整理相談及び事業計画の縦覧場所を都市計画課分室に移す。
6月		共同店舗について、県、市の商工部会の打合せ。
10	金	中小近代化資金事業団と、県、市の打合せ。県、市、コンサルタントと換地基準について調整会議。事業計画の縦覧本日で終了（酒田市での縦覧者数七十九名）。
11	土	大火対策特別委員会。無料法律相談所開設。
12	日	区域内自治会長との話し合い。
13月		上水道計画について打合せ。用途地域、防火、準防火地域の変更（決定）打合せ。
15	水	無料法律相談所開設。
18	土	酒田大火災害復興自治会協議会の誕生（会長　佐藤吉雄）。
20月		建設省区画整理課一杉補佐現地調査に来酒。
21	火	秋田県能代市へ火災復興について視察。
		中町、鍛冶町、大工町の商店街関係者と市長の話し合い。

年月日	曜日	作業経過
51・12・22	水	酒田大火災害復興自治会一行秋田県能代市視察。
23	木	酒田大火災害復興自治会協議会幹部と協議。換地原案について協議。
25	土	被災地域内の用地買収を本日正午で打切る（市土地開発公社）。
26	日	事業計画に対する意見書について協議。
27	月	意見書に対する協議会（各種団体の代表）。
28	火	大火罹災地区都市施設の管理者との協議会。
52・1・5	水	事業計画変更について協議。
6	木	地下埋設物協議会。
7	金	事業計画変更について建設省協議。
		酒田大火災害復興自治会協議会と要望書について話し合い。
11	火	事業計画変更案についての説明会（対象、火災復興に関する各種団体代表十八名）。
17	月	被災地に郷土資料館建設について協議。
22	土	評価基準について、県、市、コンサルタントの打合せ（22日～23日）。
		選挙人名簿の縦覧（1／22～1／28）確定人員土地所有者一、〇〇一名、借地権者五名計一、〇〇六名。
25	火	火災復興区域消防水利設置計画について打合せ。
31	日	公益施設の配置、評価、仮換地の草案等について復興建設事務所と打合せ。
2・2	水	土物関係商店街勉強会始まる。
3	木	海晏寺坂切り下げについて海晏寺と協議。徳念寺で道路踟切の件について交渉。
5	土	土地区画整理審議委員立候補締切り、所有者による者九名（定数七名）借地権による者一名（定数一名）。
7	月	土地区画整理審議委員学識経験者二名について酒田市長推せん（伊藤珍太郎氏、小島勝朗氏）。
9	水	バス停車帯について庄内交通で来庁。復興商店街づくり研修会始まる。
52・2・13	日	土地区画整理審議委員選挙、於復興建設事務所、即日開票。
14	月	山形県都市計画地方審議会（事業計画変更について）……意見書の提出なし。
15	火	事業計画変更について建設大臣認可（山形県告示第二五七号）。
17	木	第一回土地区画整理審議会開催。
19	土	第一回評価員会開催。
23	水	整地工事着工（修ばつ式）。
28	月	第三回土地区画整理審議会……仮換地審議（一回目）。
3・1	火	第三回土地区画整理審議会……仮換地審議（二回目）。
2	水	市土地開発公社理事会（公社買収予定地の処分について）。
3	木	第三回土地区画整理審議会（2月28日の延長）……仮換地審議（三回目）。
4	金	仮換地原案の供覧始る（3／4～3／7）於復興建設事務所。
10	木	第四回土地区画整理審議会（供覧に対する二八〇件の意見書の取扱いについて審議）。
11	金	大火対策特別委員会（意見書に対する対処のしかたについて）。
12	土	意見書の取扱い及び市有地（調整地）の取扱いで県、市打合せ。
15	火	酒田大火罹災地権者組合（会長斎藤太郎）の意見書に対して口頭回答。
16	水	仮換地修正案についての説明会始る。
		大火対策特別委員会（換地基準と今後の処理について）。
17	木	仮換地について八つのブロックを修正。
25	金	第五回土地区画整理審議会（修正案について審議）。
31	木	換地、ショッピングモールの件で建設省に於いて打合せ（建設省、県、復興建設事務所、市）。
4・3	日	酒田大火罹災地区住宅建設説明会（13：30）於酒田産業会館参集者二百三十名。
13	水	大火対策特別委員会（仮換地と建築物の着工時期のみとおし、

その他。

52・4・19火　第六回土地区画整理審議会（仮換地の指定について審議。国、県、市による合同協議。①仮換地指定についての諸問題②工事の進め方　③補償基準について

26火　評価委員会。

28木　第七回土地区画整理審議会。

5・7土　仮換地予定地のお知らせ会（二十五ブロックを対象）。

9月　5／9～5／13。

27金　仮換地予定地のお知らせ会（十三ブロックを対象）。

5／27～5／28。

30月　中町モールに面する商店街と協議会（モールの基本計画と建築物について。

6・9木　第八回土地区画整理審議会（仮換地の指定について原案を全員一致で了承）。

歩行者専用道路並びに公園整備計画協議会。

16木　中通り商店街振興組合設立発起人総会並びにショッピングモールとアーケードの検討会　於産業会館　出席者六〇名。

17金　浜町内町通り三十二m通り並びにアーケードに対する検討会。

於下内町自治会館　出席者二十六名。

19日　市主脳部と商工会議所とで大型店舗の位置づけについて協議。

於商工会議所。

21火　大火災害住宅、商店の利子補給について共同発表。

24金　内匠町通り商店街とショッピングモールとアーケードについて協議会。

第九回土地区画整理審議会。

27月　被災地の道路工事と交通体系の計画について打合せ。

……県、市（建設、経済）警察、庄内支庁、消防。

28火　仮換地抗打ち開始。

7・1金　酒田市復興対策事務所開設。

昭和五十三年工事内容について県、市打合せ。

3日　建設大臣来酒。昭和五十二年度補助金増額について陳情。

5火　第二回歩行者専用道路並びに公園整備計画協議会。

52・7・7水　復興建物説明会。（参加者約二百名）。

8金　復興対策県、市協議会。

大型店舗位置づけ決まる。

11月　地域内アーケード設置許可に関する連絡協議会。

12火　被災地へ建築着工第一号（山本医院）。

15金　道路幅員構成の調整について県、市打合せ。

16土　市街地再開発事業懇談会。

第十回土地区画整理審議会。

19火　第三回歩行者専用道路並びに公園整備計画協議会。

26火　火災復興土地区画整理施行区域及び設計概要の変更表示縦覧告示　（法五十五条第十項）。

27水　第四回歩行者専用道路並びに公園整備計画協議会。

29金　第十一回区画整理審議会。

8・6～9火　浜町地区再開発事業打合せ。

9火　中通り振興組合（モール、アーケード説明会）参加者二十五名

11木　第十二回区画整理審議会。

16火　三十二m道路打合せ（地元、県、市）。

18木　被災地区交通体系打合せ。

酒田中町第五街区第一種市街地再開発事業認可申請。

23火　ユニットハウス説明会（於母子センター　参加者三〇名）。

換地調整についての県、市打合せ。

下内町再開発についての懇談会。

26金　被災地内交通問題協議会。

30火　大火復興事業実施計画書承認。

9・12月　第十三回区画整理審議会。

商工会議所建設委員会で大工町まちづくり説明と経過発表。

①道路築造計画とモール説明。

②近代化資金融資現況報告。

28水　商店街づくりについて地元設計団と協議。

10・4火　第五街区市街地再開発事業認可披露式。

7金　再開発事業と都市計画について県計画課及び建築課と打合せ。

モール及び公園の設計について県、市打合せ。

年月日 曜日	作業経過
52・10・7 金	大火復興対策特別委員会（地下駐車場について）
18 火	地下駐車場についての合同打合せ。
	（市経済部、建設部、県、商工会議所、中通り商店街）
20 木	建設省との協議（於建設省）
	①モール、公園の基本設計について　②地下駐車場について
	③その他
24 月	緑化対策について関係課と協議。
31 月	三十二m地下歩道について県、市打合せ。
	地下駐車場について商業関係者と打合せ。
11・7 月	第五回モール並びに公園整備計画協議会。
14 月	たくみ通り商店街モールと街区について打合せ。
	第十四回土地区画整理審議会。
	（仮換地指定最終会）（行服一件提出される）
18 金	中小企業振興事業団と協議。
	商店街共同施設
	（①セットバック、②アーケード、③駐車場）について
22 火	県、市打合せ。
	（①緑化対策、②地下駐車場、③被災地区公園計画）について
12・1 木	県、市打合せ（たくみ通り街灯設置について）
2 金	被災地商店街の復興について
	（プレハブ工法の採用の基本事項が確認される）
6 火	再開発事業の補助率（県補助率三十%）について県議会に提出
	負担率　国……四十%　県……三十%
	市……十%　地権者…二十%
8 木	火災復興土地評価委員会（第二回）
	指数一個当り二百二十円と決定。
15 木	〝商店街づくりの中間報告〟商店街近代化計画等推進委員会。
	復興推進対策幹事会　①仮設店舗の移転、②防犯灯の設置につ
21 水	いて、③地下駐車場と公園について、④モールの排水について。

年月日 曜日	作業経過
52・12・22 木	家屋の固定資産税の軽減を決定。
26 月	大通り商店街と駐車場対策について協議。
53・1・5 木	地下駐車場対策総合打合せ。
	建築課、土木課、都市計画課、消防本部、復興対策事務所、中
6 金	通り商店街。
	大工町ユニット工法をプレハブ工法に変更案について協議。
9～13 月～金	仮換地精算金説明会。
11 水	中央公園と地下駐車場について国、県、市、商店街代表と建設
	省で協議（基本方針を確認）。
19 木	三十一街区再開発事業について大沼、商工会議所、市と調整会議
20 金	公園、モールの名称決定。
	三十一街区地権者大会。
27 金	都市計画審議会　①都市計画公園、緑地の決定　②都市計画駐
	車場の決定　③六街区高度利用地区
2・8 水	六街区地権者会議で市街地促進区域について同意。
13 月	都市計画審議会　六街区促進区域決定。
14 火	中通り地下駐車場について総会。

酒田火災史

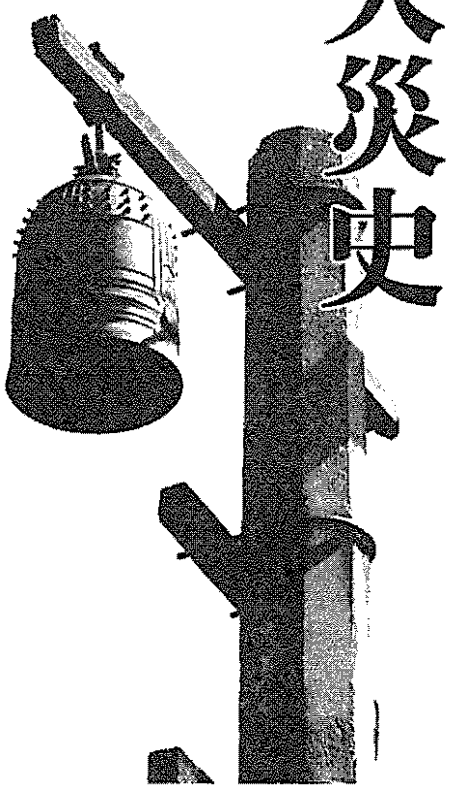

慶長五年（一六〇〇）関ケ原の戦いの年、酒田では最上義光軍の志村伊豆守の攻撃によって市街戦が行われ、市内各所が兵火によって焼かれた、というのが火災史の最初であるが、詳しい記録は残されていない。ただこの時、焼跡を整理して、ほぼ旧市内の町割ができたとなっている。

明暦二年（一六五六）五月二日、突抜（本町内町交差点付近）から出火、折からの「だしの風」（東風）にあおられて日和山下まで七百四戸を焼いた。世にいう「清十郎火事」が記録に残る最初の大火となっている。この翌年正月、江戸では有名な振袖火事があって三日間燃え続けた。

それ以来、明治六年（一八七三）まで、二百十七年間に発生した百戸以上焼いた火災は三十六回、実に六年に一度の割で起きている。さらにこの間、五百戸以上を拾ってみると十四回、十五年に一度、一千戸以上の火災が六回、三十六年間に一度の割で発生していることになり、実に頻繁に大火を繰り返していたことに驚く。

明治六年に百二十三戸の火災以来、今度の昭和五十一年の大火まで百四年間、百戸以上の火災は発生していなかった。しかし、明治二十七年の庄内大地震では、一千七百四十七戸も焼けているが、これは天災による例外とみなければならない。

日本海岸に面する港町は、多く大火の記録をもっているが、酒田港もその例に洩れなかった。中でも二千戸以上の火災が四回もあり、寛政十年（一七九八）という年は、春から秋にかけて五百戸以上の火災が三度も発生している年もあり、こんなに火災を起してよくも酒田は滅亡しなかったと奇異な感に打たれる程である。

それだけに町奉行所でも防火には力を入れ、明暦二年（一六五六）山王堂町から秋田町に至る松原地（本町裏通り）を防火地帯として設け、享保三年（一七一八）には消防諸係り制度を設け、同十五年（一七三〇）には普請奉行、火消物頭、町奉行の三役に防火態勢を命じ、徒目付を監視報告させるなどの整備をしている。

それでも火災件数はおとろえず宝暦元年三月荒瀬町から、これも東風で発生した火災は日和山陣屋まで焼抜ける大火となり、二千四百六戸、死者八十人を出し米麥十万余石、船十隻を焼失する、世にいう豊後火事が起っている。宝暦八年の七月には、北西の風に伝馬町から発火一千四百七十九戸を焼いている。

そこでその年の十月、町の中央を南北に大通りを計画し、従来六間幅であった道路を四間半拡幅し十間半の道路にして広小路とした。ここに新井田川から水を引き、運河とする計画で、中に溝を掘り両側に柳を植えたので柳小路と称したのが、現在の防火地帯柳小路である。この通りが目的を果したのは明治の大地震の時であった。折からの秋の西風にあおられて船場町、台町方面から東に延焼したけれども、柳小路でピタリと止まっている。先人の遺業がこの時ばかりは大きな役割を果した。

度重なる大火にこりて酒田町人は三十六人衆を中心に防火、消火態勢を整え、各自、町内に自治消防組織を設けるなどして防火に努めたがなかなか火災件数は減らなかった。能登瓦の製法を導入して瓦屋根の普及に努め、各自の家に塩ムシロの備え付けを奨励したり、半鐘、消火用水の設置も盛んにしたが、当時の消火方法は機動力がなく、「火事」というと大工、木こりが動員され、周囲への延焼を防ぐ方法が有効とされていた。火災記録をみると焼失家屋の外に潰家何戸と記されているのが多い。

しかし、浜っ子である港商人の町、酒田人は焼けても焼けても復興し立ち上ってきた。このエネルギーは驚くべきものである。また酒田商人の経済力というのも実に大きかったのである。当時は何の保証もなく補助もなくそれぞれ自らの力で焼けても焼けても立ち上ってきたのであった。

それでも明治に入ってからは互いに自粛し「もらい

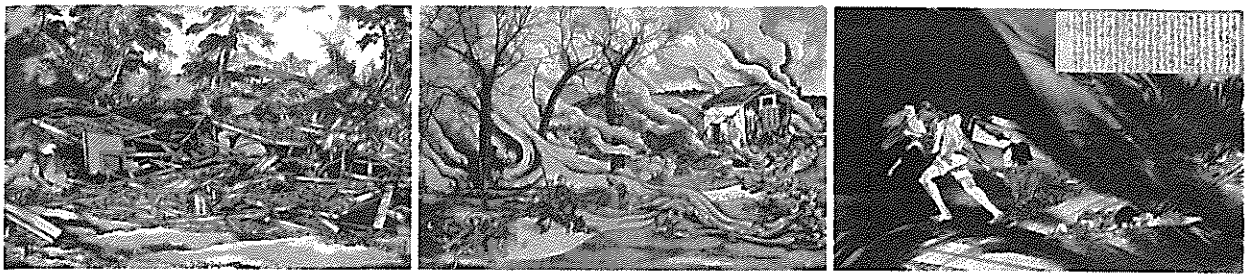

明治28年発行 酒田地震図誌（石版刷）

火は止むを得ないとしても自らは火を出さない」と戒め合い、一端発生した場合は互いに自衛手段で護る、という合ことばで大火を起さないで百年程の間、親から子へ、子から孫へ受け継いで大火のない町にしてきたのであった。

昭和五十一年秋の大火は、実に最悪の条件下に起きた。庄内地方でもまれにみる台風なみの三十米を越す大風下に起きた大火だが、火災史をみるとここに意外な事実を発見する。今回をふくめて、一千戸以上七回の大火の中で西風が三回、東風が四回となっている。酒田の場合、海からの季節風だけが危険なのではなく、春から夏にかけてのいわゆる「ダシの風」による大火もより多いことを注目しなければならない。

次に慶長以来の火災記録を詳細に記しておく。

慶長五年（一六〇〇）
　酒田で市街戦。兵火起る
明暦二年（一六五六）
　五月　突抜より日和山まで（清十郎火事）七百四戸
宝永四年（一七〇七）
　三月　肴町より　二百二十戸　東風
　六月　亀ケ崎城代宅　鳶火縄火事　城代失脚
　十二月　猟師町より　七百十八戸　西風
宝永五年（一七〇八）
　七月　本町三丁目より　六戸（鐙屋類焼）
正徳元年（一七一一）
　九月　荒瀬町より　百余戸　東風
享保三年（一七一八）
　五月　片町より　二百七十七戸　東風
　十月　鷹町より　四十一戸
享保四年（一七一九）
　三月　近江町、荒瀬町、浜町　七十戸　北風
享保五年（一七二〇）
　五月　山椒小路より染屋小路　戸数不明　東風
享保七年（一七二二）
　六月　浜町より善導寺小路　五十戸　南風
享保八年（一七二三）
　二月　鷹町　六十戸
享保十年（一七二五）
　六月　下台町　戸数不明
享保十一年（一七二六）
　四月　十王堂町、愛宕・薬師両社焼失　二十余戸
　南風
　五月　上片町権九郎方より日和山下まで　二千七十七戸（新片町に三十一戸移転）
享保十二年（一七二七）
　四月　上ノ山に落雷　七百余戸　不玉宅焼失
　八月　海晏寺、正徳寺焼失。二百余戸　西風
享保十四年（一七二九）
　二月　猟師町より女の放火により　七百余戸　犯人火刑に処される
　九月　高野浜米置場陣屋焼く
　十一月　海向寺燃上
享保十六年（一七三一）
　九月　和泉小路より　八百六戸
享保十七年（一七三二）
　六月　和泉小路より　十六戸
享保十九年（一七三四）
　十二月　下袋小路より　百三十三戸
元文二年（一七三七）
　五月　稲荷小路　十七戸　潰家十六戸
元文三年（一七三八）
　三月　六軒小路　十八戸　潰家十戸
元文五年（一七四〇）
　四月　寺町より上台町　三十余戸

四月　稲荷小路　十九戸
寛保三年（一七四三）
六月　今町　十六戸
延享元年（一七四四）
九月　林昌寺出火　寺町、上内匠町　百余戸
宝暦元年（一七五一）
三月　荒瀬町甚助より日和山陣屋まで　二千四百五戸　土蔵百七十棟　焼死八十人　米麦十万二千六百六十七俵　煙草一万箱　船舶十隻を焼く　東風（豊後火事）
宝暦三年（一七五三）
九月　利右エ門小路から染屋小路　三十余戸　東風
宝暦四年（一七五四）
二月　出町より　二百四戸　西風
九月　観音小路　三百八十九戸　潰家二十一戸
宝暦八年（一七五八）
七月　伝馬町より　千四百七十九戸　外名子（貸家）六十一戸　土蔵四十八棟
宝暦九年（一七五九）
柳小路、広小路となる
宝暦十二年（一七六二）
三月　筑後町に落雷　四戸
四月　上ノ山より　四百戸
明和四年（一七六七）
五月　山王堂より　二百八十戸
明和六年（一七六九）
一月　桧物町より　三百六十戸　潰家二十八戸　東風
明和八年（一七七一）
二月　給人町より　二百四十六戸　潰家十一戸　土蔵二棟　船二十一隻　西風
明和九年（一七七二）
四月　片町より。二千二百五十五戸　潰家二十六戸　土蔵百二十四棟　東風
安永二年（一七七三）
三月　寺町大信寺大工小屋より　寺町、今町、台町　山王宮焼失　二百二十戸　東風
安永七年（一七七八）
四月　本間正五郎出火　九戸　潰家六戸
安永八年（一七七九）
九月　本町一丁目　八十六戸　土蔵二棟
天明三年（一七八三）
四月　下袋小路より船場町　二百六戸　潰家十七戸　土蔵二棟　東風
天明五年（一七八五）
十月　泉流寺燃上
天明六年（一七八六）
四月　淡路小路より　百二十六戸　この年、家老石原平右エ門失火罰刑に処さる
天明八年（一七八八）
九月　本町一丁目より　百八十六戸
寛政元年（一七八九）
一月　猟師町より米置場漆山番所焼失
寛政五年（一七九三）
一月　伝馬町より　百十三戸
寛政六年（一七九四）
四月　上寺町より　十六戸　潰家五戸
寛政十年（一七九八）
二月　六軒小路より秋田町、伝馬町、荒町、今町、中町、内匠町、寺町、六百二十二戸　寺五社　土蔵十七棟　小屋二十棟　潰家七戸　西風
三月　本町七丁目より秋田町、船場町、下小路、出町　百八十戸　東風
四月　新米屋町より　五百九十三戸　東風

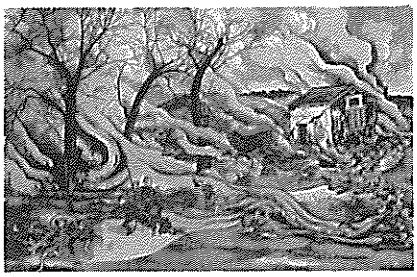
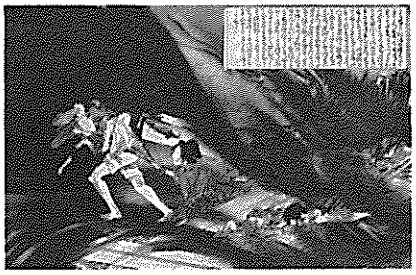
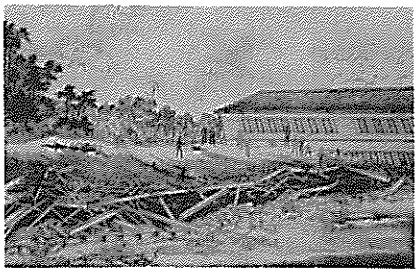

十月　染屋小路より本町、上中町、大工町、桶屋町
鍛冶町、肴町、桧物町、十王堂町、下内町、
浜町、米屋町、荒瀬町、近江町、天正寺町、
筑後町、新片町　六百七十一戸　土蔵三十六
棟　小屋四十二棟　土蔵覆二百六　西風
（この一年間、四回の火災で全域に及び二千
七十五戸が焼失している）

文化元年（一八〇四）
四月　内匠町より　四百五十戸
四月　新町、高野浜　二百七十戸

文化二年（一八〇五）
十月　片町　二十八戸

文化三年（一八〇六）
八月　中袋小路　三百三十八戸

文化六年（一八〇九）
三月　今町観音堂焼失　一帯焼く

文化十年（一八一三）
三月　新片町　九十五戸
四月　伝馬町　三百六十三戸

文化十四年（一八一七）
一月　伝馬町　二十三戸

文政五年（一八二二）
二月　染屋小路より四丁目三丁目、柳小路、泉小路、
大工町、上ノ山、桶屋町、鍛冶町、十王堂町、
桧物町、荒瀬町、近江町、筑後町、堀切新片
町　六百七十一戸
十月、十二月も大火あり、この一年で二千百
四十四戸焼失と記録されている。

文政六年（一八二三）
四月　安祥寺燃上

文政九年（一八二六）
飛島法木で四十五戸

文政十三年（一八二九）
七月　今町　百八十三戸

天保五年（一八三四）
五月　下台町　百八十戸

弘化二年（一八四五）
四月　淡路小路作治郎方より片町、上下内町、細肴
町、本町河岸八丁、秋田町、船場町、猟師町
台町　九百二十戸　土蔵百九十一棟　東風
本間家を除く本町通りの大家、寺院、山形役
所、新庄役所焼失　米六千四百四十俵　外穀
類七百俵焼失
七月　山王堂町　二百四戸

嘉永三年（一八五〇）
一月　寺町　十六戸
五月　寺町　十七戸

安政三年（一八五六）
七月　妙法寺外　二十五戸　飛火により台町四戸
高野浜一戸

明治六年（一八七三）
五月　台町　百二十三戸

明治十六年（一八八三）
三月　六軒小路より秋田町、本町七丁目琢成学校焼
失

明治二十年（一八八七）
十二月　放火により琢成学校再び焼失

明治二十七年（一八九四）
十月二十二日　庄内大地震　焼失千七百四十七戸、
倒壊千五百五十八戸　死者百六十二名　負傷
者二百二十三名

明治三十三年（一九〇〇）
六月　浜中大火　九十六戸

明治四十四年（一九一一）

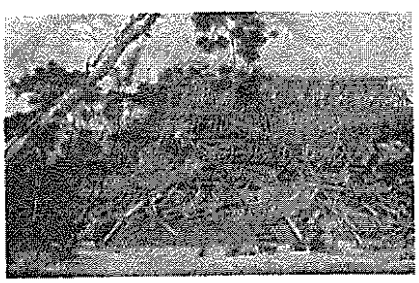
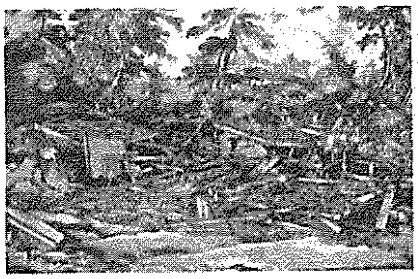

一月　山椒小路より稲荷小路、上袋小路、肴町まで
焼死二名　戸数不明

大正四年（一九一五）
三月　浜町真島清太郎出火、遠田富之助類焼　二戸
焼死二名
五月　寺町佐藤なを出火　三戸

大正五年（一九一六）
五月　鵜渡河原大火　最上町中川恂也出火　四十三戸　寺一寺　小屋十一棟　焼死三名

大正七年（一九一八）
七月　伝馬町清水屋　物置一棟
八月　山居　与太郎　工場一棟

大正八年（一九一九）
四月　米屋町小松兼太郎外　六戸

大正十年（一九二一）
五月　駅前ゴム工場　一棟

大正十一年（一九二二）
二月　実小路地蔵湯　一棟

大正十二年（一九二三）
五月　新道秋場金吉　五戸

大正十四年（一九二五）
十月　酒田高女同窓会館　文庫　二棟

大正十五年（一九二六）
四月　山椒小路矢野伝太郎　五棟

昭和四年（一九二九）
四月　下袋小路㈱製材工場　三棟

昭和五年（一九三〇）
二月　新道斎藤幸吉　六戸　子供弄火

昭和七年（一九三二）
四月　筑後町松田吉之助　二戸　一人焼死
十二月　大工町須藤太右エ門　十戸

昭和九年（一九三四）
一月　米屋町小野屋　一棟

昭和十一年（一九三六）
十月　北千日堂前長尾つる江　十八戸

昭和十二年（一九三七）
五月伝馬町稲舟火事　香梅咲　酒田ホテル　七戸

昭和十五年（一九四〇）
五月　近江町平野豊一郎　四戸
十二月　浄福寺庫裏　一棟

昭和十七年（一九四二）
四月　北千日堂前後藤敬四郎　三棟　焼死一名
弄火
十月　光ケ丘東北機械　三棟

昭和十八年（一九四三）
七月　下台町市原平右エ門　三戸五棟

昭和十九年（一九四四）
九月　上内町土屋礼司　一戸　焼死一名

昭和二十年（一九四五）
一月　山居山形造船　三棟
八月十日　爆撃により四ケ浦漁業会社　一棟

昭和二十一年（一九四六）
十二月　浜田伊藤春夫　五棟

昭和二十二年（一九四七）
二月　高野浜奥脇雄澄　八棟
二月　大浜三島パルプ　四棟
十月　南水出大井亜吉郎　三棟

昭和二十三年（一九四八）
九月　元泉阿部定吉　七棟

昭和二十四年（一九四九）
七月　大町白畑庄太郎　六棟
十月　高砂斎藤友吉　四棟　落雷

昭和二十六年（一九五一）
一月　新町キャバレーニュースター　一棟

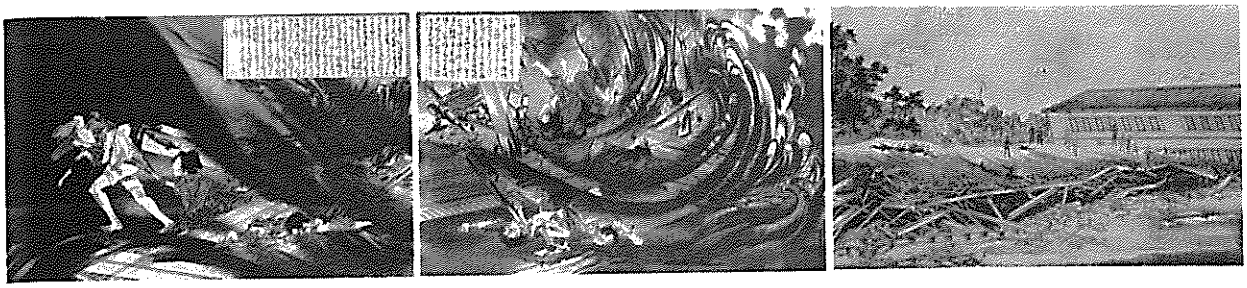

昭和二十七年（一九五二）
一月　台町佐々木公造　一棟　子供一名焼死
八月　新町山形再製油　一棟
十月　高野浜五十嵐蚩　プロパン爆発　一棟
昭和二十八年（一九五三）
二月　上内町後藤捷之助　十三棟　煙突過熱
昭和二十九年（一九五四）
二月　港座　一棟
八月　宮海阿彦松蔵　三棟
昭和三十年（一九五五）
九月　黒森五十嵐松代　五棟
昭和三十一年（一九五六）
三月　北千日町川原喜蔵　一棟
五月十二日　浜田小学校　四棟
十月　穂積市神斎藤中蔵　一棟　半焼四棟　非住屋八棟
昭和三十三年（一九五八）
三月　刈穂古川成沢二郎右エ門　一棟　非住屋二棟
三月　吉田新田池田一郎　一棟　非住屋四棟　弄火
昭和三十四年（一九五九）
六月　新町光ケ丘渡部建設　四棟　非住屋三棟
十月　局石井農機　非住屋二棟
昭和三十五年（一九六〇）
十一月　新町日新電化　一棟
昭和三十六年（一九六一）
八月　藤塚阿彦文雄　一棟　非住屋四棟
昭和三十八年（一九六三）
三月　鍛冶町菊池菓子店　一棟
五月　戸野町酒田共同作業所（旧第一小学校）二棟
十二月　高橋造船　一棟　焼死二名
昭和三十九年（一九六四）
六月十六日　新潟地震
七月　米島永運寺　三棟　非住屋二棟
十月　浜田女子高校体育館　一棟
昭和四十年（一九六五）
三月　船場町酒田製氷　三棟
十一月　南千日町佐藤太市　二棟　焼死二名
昭和四十二年（一九六七）
十二月　下内匠町バー銀河　二棟　半焼二棟
昭和四十三年（一九六八）
四月　大浜東邦アセチレン貨車追突　プロパン十一トン焼失
昭和四十四年（一九六九）
一月　新井田町佐藤喜久太　二棟　半焼一棟
一月　船場町茜谷石油部倉庫　一棟
昭和四十五年（一九七〇）
九月　大浜日新電化工場　一棟
昭和四十六年（一九七一）
一月　本町三丁目㊁製材　二棟　放火
七月　新橋二丁目本田建具　二棟
昭和四十七年（一九七二）
一月　中町丸本商店　一棟　焼死二名

この記録は、郷土史家阿部正己著、本間窈吉校訂「酒田町火災予防並消防沿革」から集録し、消防署記録によって追補まとめた。こうしてみると、明治以降震災をのぞけば、大火というものを百余年間知らないで、今度の大火まで過してきた。先人の教訓も忘れた頃に禍が襲ってきたことを見ることができる。

佐藤　三郎　記

酒田市住居表示新旧対照案内図

新井田町 一番町 二番町 中町一・二丁目

(昭和52年11月 1 日実施)

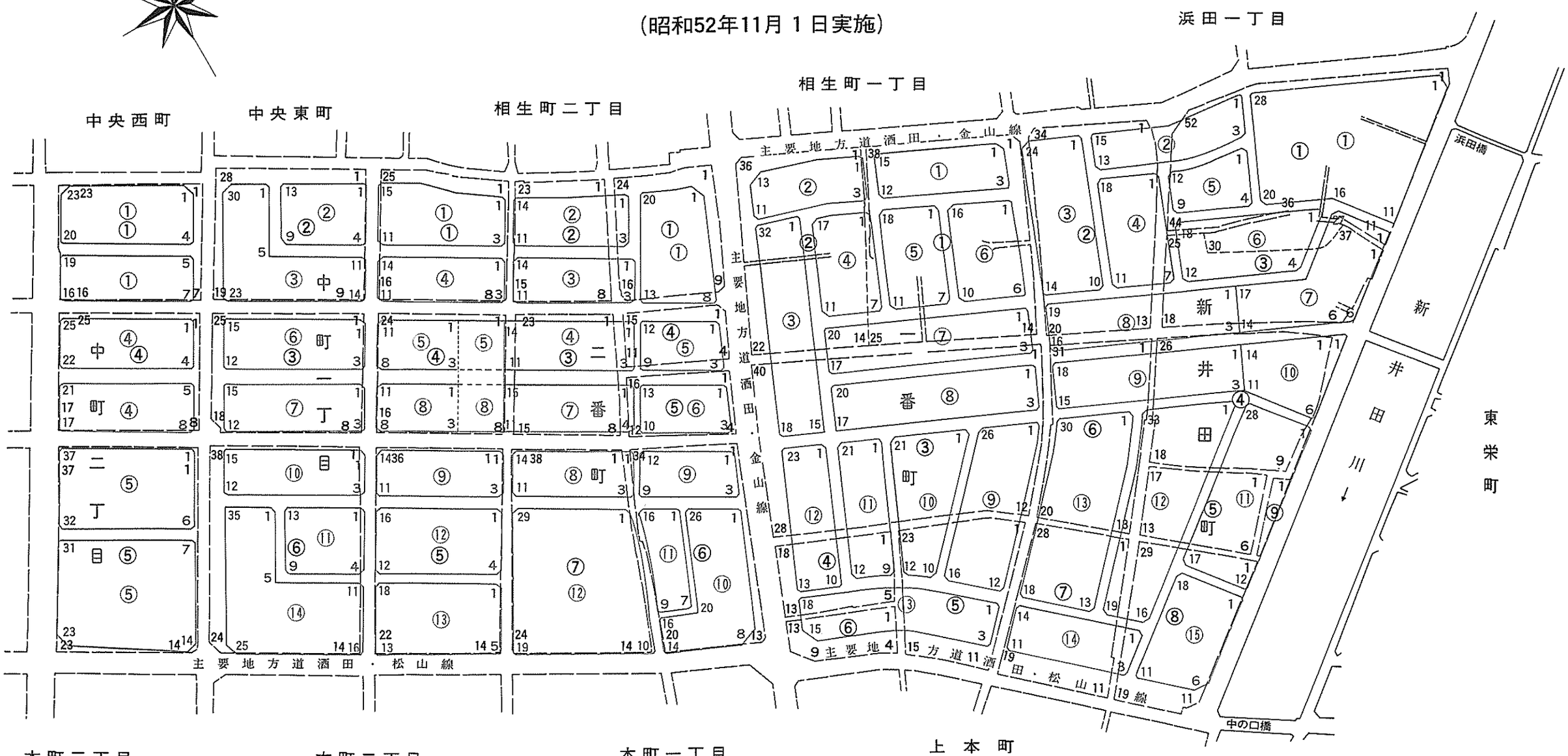

凡例																
新町界	新街区界	旧街区界	新街区符号	旧街区符号	新住居番号	旧住居番号	鉄道	郵便局	寺院	神社	学校	巡査派出所	消防署	

酒田市役所

広報さかた

復興速報

22

告知板

酒田火災復興土地区画整理事業仮換地図

昭和52年11月25日現在

●住宅、店舗の建築には、ご近所とよく話合い、相談してあとあと不便のないようにしましょう。
●住居表示が変ります。11月1日から実施です。大きい数字は街区符号、小さい数字は住居番号です。現存する建物で、仮換地が現存する街区内に指定された場合は、予めすでに移転したものとして付番します。他の街区に指定された場合は、11月1日で変更したあと、実際に移転後、転居の手続で新番号が付番されます。

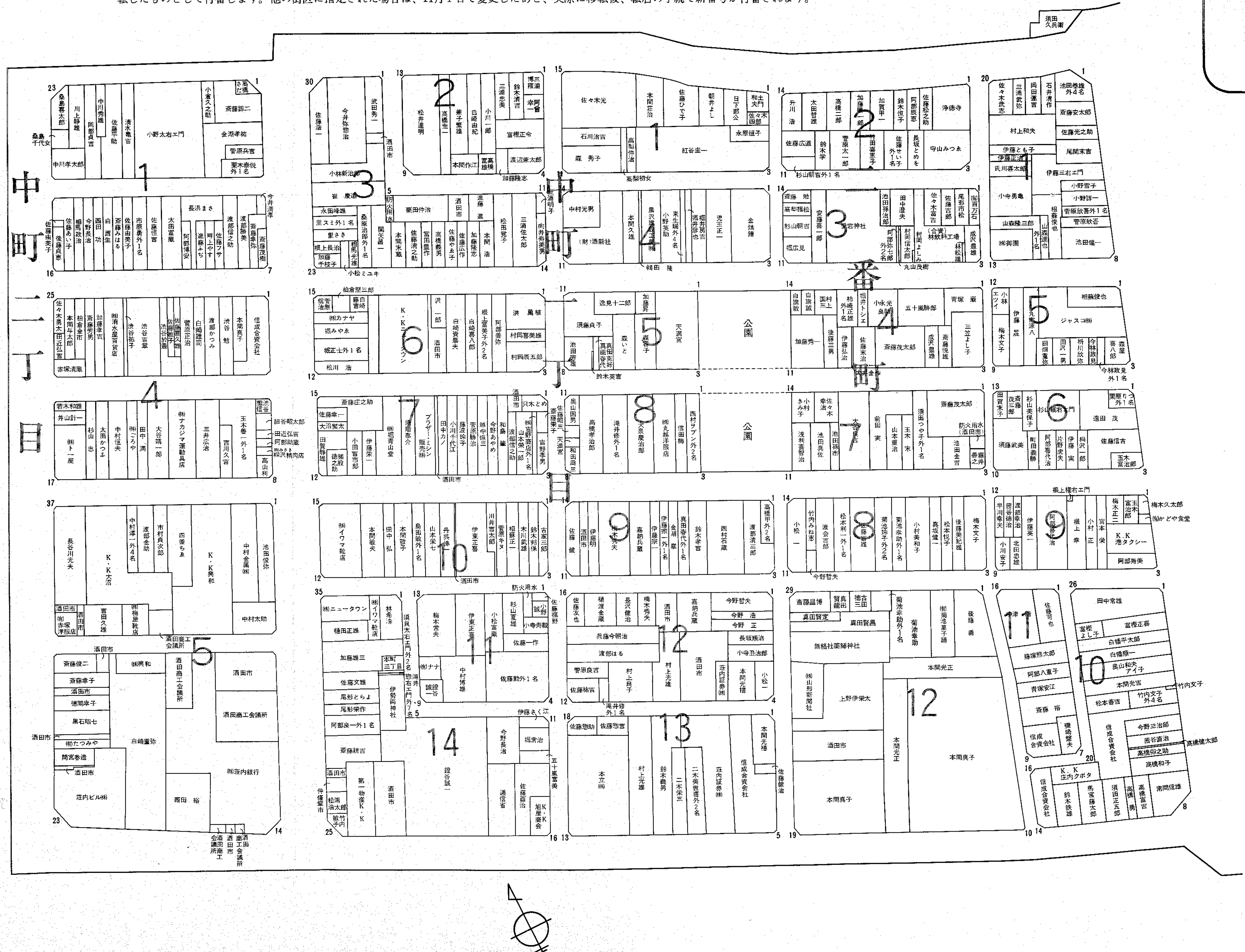

住宅金融公庫の災害復興住宅建設資金をご利用なさるかたは

●「災害復興住宅建設等に関する認定書」を受けていないかたは、十二月三十日までに必ず受けてください。庄内支庁建築課か、市建築課で発行します。期限がすぎると受けることができなくなります。
●認定書を受けているかたは、現在、住宅を建築する、しないにかかわらず、金融公庫の融資を受ける意志があれば、十二月三十日まで、金融公庫取扱い銀行に申入れをしてください。

正確な融資総額の準備のためです。その申入れをし、建設の計画が決ってから正式の申込みをすることになります。

その正式の申込み期限と、金融公庫からの貸付承認期限が昭和五十三年十月二十八日となっています。おくれないよう手続してください。

火災復興地区の舗装工事および通行制限について

火災復興地区の道路築造工事は、皆さんのご協力により、順次完成しています。このたび、道路築造工事の完了した道路について、舗装工事を実施します。つきましては、舗装工事に際し支障となります

ので通行制限します。

現在、建築資材の運搬などをはじめ、工事関係車両が多数入っていますが、路上駐車は禁止となり、資材運搬についても工事の進みぐあいによつては、一時通行不能となります。

現地の舗装工事進行状況を調べたうえ、建築工事を進めるようご協力をお願いします。なお、舗装工事施工業者は次のとおりです。

- 新井田町　福田道路㈱　㉒二一二六番
- 一番町　日本舗道㈱　㉔六五五番
- 二番町、中町一丁目　㈱酒井組　㉔三一四二番

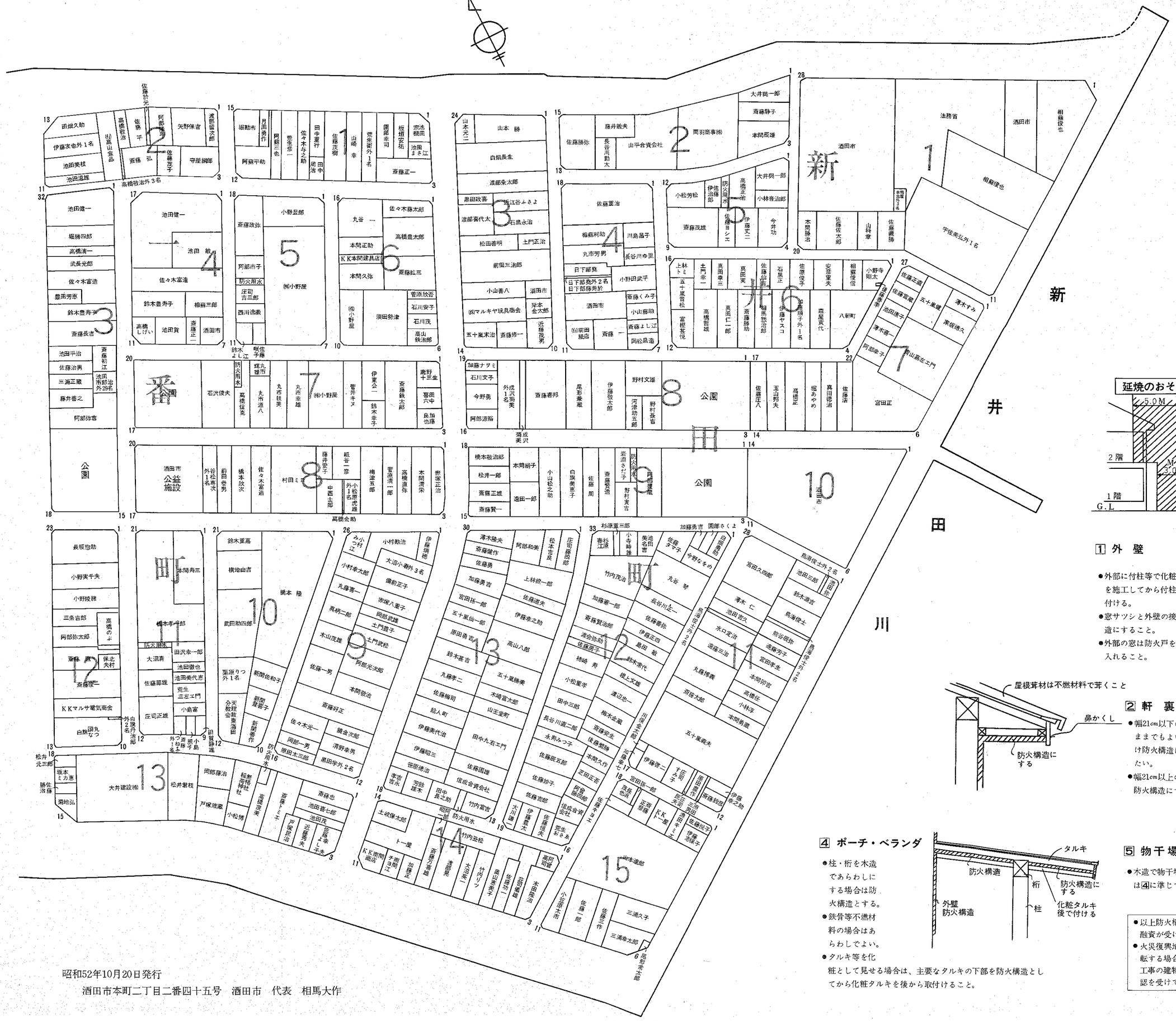
新井田川
公園
公園
公園

一　番　町

旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号	旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号	旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号
3	21	本間壽三	11	3	5	10	池田茂	13	2	6	12	菊地弘	13	16
〃	47	橋本幸一郎	11	18	〃	11	佐藤よし子	13	3	〃	12	佐藤勝治	13	17
〃	53	伊藤市郎	8	28	6	4	(有)マルソー	13	10	〃	12	坂本ミカ恵	13	18
〃	53	村田ミヨ	8	11	〃	7	大井金吾	13	14	〃	13	(株)青山工業	13	18
5	7	黒田五郎	9	12	〃	7	大井ユキ	13	14	〃	13	松井文	13	18
〃	10	高橋茂美	13	2										

二　番　町

旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号	旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号	旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号
4	1	(株)相蘇	5	1	6	20	今野ヨシ	10	14	7	30	山形放送酒田支局	12	26
6	7	白幡平太郎	10	2	〃	24	水戸部勝幸	11	10	〃	30	山新観光酒田営業所	12	26
〃	12	高橋弘臣	10	8	〃	26	青塚直巳	11	12	〃	30	東菱機械酒田営業所	12	26
〃	14	南間信雄	10	10	〃	27	阿部八重子	11	13	〃	30	山新サンパック酒田営業所	12	26
〃	15	高橋勇	10	11	7	7	本間昌平	12	3	〃	30	山新インテリア酒田営業所	12	26
〃	16	須田彦治	10	11	〃	17	本間俊三	12	13	〃	32	薬師神社	12	27
〃	18	本間久彌	10	12	〃	17	荒井清	12	13	〃	33	眞田賢定	12	28
〃	18	馬宮藤太郎	10	12	〃	29	上野伊栄太	12	24	〃	41	菊池幸助	12	35
〃	19	大泉好	10	13	〃	30	山形新聞酒田支局	12	26	〃	43	小村圀一郎	8	20

新　井　田　町

旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号	旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号	旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号
1	1	(株)相蘇	1	1	4	8	遠藤芳子	11	5	8	15	佐藤三作	15	9
2	3	西村晄	4	1	6	9	柿崎壽	12	28	〃	16	佐藤一郎	15	10
1	5	相蘇利助	1	5	〃	25	関原キクミ	13	25	〃	16	杉原ハル	15	10
〃	5	相蘇俊也	1	5	7	2	田中九右衛門	13	11	〃	17	小笠原太一	15	11
〃	10	宇佐美弘	1	10	〃	7	佐藤鉄之助	14	20	〃	17	庄司藤四郎	15	11
〃	15	小野寺剛太	6	26	〃	7	佐藤義男	14	20	〃	18	木田隆治	14	4
〃	15	後藤ナカエ	6	26	〃	8	竹内丑松	14	20	〃	18	荘司儀雄	14	4
〃	17	阿部覚	1	16	〃	12	竹内リツ	14	6	〃	21	伊藤豊太	14	3
〃	17	佐藤勇吉	1	16	〃	12	佐藤功一	14	5	〃	21	佐藤吉郎	14	2
〃	18	佐藤義勝	1	17	〃	13	奥山文夫	14	6	〃	21	玉山邦夫	14	2
〃	64	司法書士事務所	1	33	〃	13	塩よしみ	14	6	〃	22	荒生おさゑ	14	2
〃	65	山形地方法務局酒田支局	1	36	〃	13	齋藤ふじ子	14	6	〃	22	池田須美	14	1
〃	65	久慈喜四郎	1	33	〃	14	大沼英一	14	7	〃	22	阿部清子	15	14
〃	65	加藤貞雄	1	33	〃	14	渡部晃	14	7	〃	22	富樫ハチエ	15	5
〃	67	酒田労働基準監督署	1	39	〃	15	齋藤萬喜雄	14	8	〃	22	成田勇	14	1
2	3	佐藤重治	4	1	〃	16	加藤正	14	9	〃	23	阿曽勝四郎	15	4
〃	3	佐原稔章	4	1	〃	20	伊藤昭三	14	12	〃	23	西方久七	15	4
〃	3	須田つや子	4	1	〃	20	土岐保太郎	14	14	〃	23	船原ヒフミ	15	15
〃	38	斎藤幸弥	3	26	〃	26	伊藤澄子	13	22	〃	32	芝田節子	12	13
〃	38	山本富子	3	26	8	14	三浦数雄	15	5	〃	32	本間八重子	11	18
〃	41	藤井敏夫	2	19	〃	15	三浦幸太郎	15	6	〃	34	漁田キミエ	15	22

住居表示旧新対照表

—昭和52年11月１日施行—

中町一丁目

旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号
5	18	豊田昌博	13	9
〃	20	村上光雄	13	11
〃	22	本立ビル	13	15
〃	22	羽後銀行酒田支店	13	15
〃	27	只木友三郎	13	18
〃	27	佐藤惣吉	13	18
〃	28	佐藤祐吉	12	12
〃	29	菅原良吉	12	14
〃	30	渡部秀三	12	15
〃	30	兵藤今朝治	12	16
〃	30	岡本明己	12	10
6	7	佐藤一作	11	3
〃	8	佐藤勤	11	4
2	2	堀井彦也	2	2
〃	27	佐藤浩一	3	30
5	6	早坂工務店	12	2
〃	6	長坂順治	12	2
〃	6	今野正	12	2
〃	7	三浦忠男	12	3
〃	10	小寺公弘	12	3
〃	10	本間恒輔	13	1
〃	15	佐藤健治	13	5
〃	16	小池富二夫	13	7
〃	17	荘内証券	13	8
〃	18	二木榮三	13	9
〃	18	荘内日報	13	9
6	21	酒田市生活環境課	14	23
〃	26	理容ナカジョー	14	28
〃	26	讃茶路	14	27
〃	26	横山久美子	14	28
〃	26	遠田かつ子	14	28
〃	26	松浦宏一	14	27
〃	27	吉川勇	14	29
〃	27	斎藤耕吉	14	29
〃	28	阿部良一	14	30
〃	29	行政書士 佐藤孝治郎事務所	14	31
〃	29	尾形栄作	14	31
〃	30	佐藤文雄	14	32
〃	31	鈴木孝吉	14	33
〃	31	加藤雄三	14	33
〃	10	伊藤タミエ	14	11
〃	11	今野孝治	14	10
〃	15	酒田印刷	14	17
〃	15	好雅堂	14	17
〃	15	大成建設	14	17
〃	15	佐藤酉治	14	17
〃	16	佐藤義男	14	18
〃	18	早川幹雄	14	20
〃	18	鐙谷壽	14	20
〃	18	斎藤わか	14	20
〃	20	中村博雄	11	8
〃	24	山茶花	14	26
〃	24	カレー小舎	14	26
〃	41	朴相求	14	38
〃	43	梅木幸吉	11	14
〃	44	丹呉悌一	10	21

中町二丁目

旧住所 番	旧住所 号	世帯主氏名	新住所 番	新住所 号
1	1	斎藤諒二	1	1
〃	3	金湖孝祐	1	3
〃	12	太田富蔵	1	12
〃	12	出島孝太	1	12
〃	13	市原勇	1	13
〃	13	佐藤興太	1	13
〃	13	佐藤順一	1	13
〃	14	斎藤ミハル	1	14
〃	15	西田よし子	1	15
〃	15	西田和歌	1	15
〃	15	今野長治	1	15
〃	16	相馬政治	1	16
〃	16	佐藤あい子	1	16
〃	18	後藤貞恵	1	18
〃	20	中川昇三	1	20
〃	21	桑島チヨメ	1	21
〃	21	斎藤信次	1	21
〃	22	桑島とみほ	1	22
〃	24	川上静雄	1	24
〃	25	岡部貞吉	1	25
〃	25	中川秀雄	1	25
〃	26	佐藤平助	1	26
〃	27	清水亀吉	1	27
〃	29	小野太右衛門	1	29
〃	31	小倉久之助	1	31
4	21	井山計一	4	20
〃	22	赤塚洋服店	4	22
〃	23	若木和雄	4	21
〃	23	本間光雄	4	23
〃	25	佐々木勇治	4	25
〃	25	里さき	4	25
〃	27	斎藤芳男	4	27
〃	27	柏倉金市	4	27
〃	28	加藤幸吉	4	28
〃	30	澁谷吉章	4	30
〃	31	佐藤喜久夫	4	31
5	5	中村太助商店	5	5
〃	10	山形県労働金庫酒田支店	5	10
5	10	商工組合中央金庫酒田事務所	5	10
〃	10	酒田商工会議所	5	10
〃	10	株式会社荘内銀行酒田中央支店	5	10
〃	10	青年会議所	5	10
〃	10	樺	5	10
〃	10	信用保証協会	5	10
〃	10	労働基準協会	5	10
〃	10	ボイラークレーン協会	5	10
〃	10	酒田物産館	5	10
〃	19	西田裕	5	19
〃	20	白崎重彌	5	20
〃	20	佐藤年江	5	20
〃	27	(有)きぬや	5	27
〃	27	(有)たつみや	5	27
〃	29	黒石昭七	5	29
〃	30	徳間孝	5	30
〃	31	日栄証券株式会社酒田支店	5	31
〃	38	長谷川光夫	5	38
1	14	食堂園	1	14

事業所名	番号	事業所名	番号	事業所名	番号
藤塚治療院	6—28	梅木ゴム店	6—39	(有)小松商店	7—36
マーヴル美粧室	6—29	北海堂時計店	6—39	千足屋	7—40
可也建築設計事務所	6—29	宮本服物店	6—40	(有)丸大水産	7—40
甘党の店よこはま	6—32	佐藤ビニール商会	6—40	佐藤仏具店	7—41
(有)中津寝具店	6—32	梅木呉服店	6—41	(有)菊池菓子舗	7—41
田中菓子店	6—35	佐々木靴店	6—41	小村書店	7—43
モードエコー	6—35	(合名)梅亀商店	7—1	松屋眼鏡店	7—43
渡部玩具店	6—36	小松掛軸店	7—4	一富士食堂	7—45
根上はきもの店	6—37	上の山自転車店	7—34		
坂元毛糸店	6—38	真田紋屋	7—35		

新井田町

事業所名	番号	事業所名	番号	事業所名	番号
かもや	1—10	インテリア庄司	3—13	斎藤治療院	6—21
ホープ学習塾	1—10	大井燃料(有)	3—19	松本マッサージ	6—24
渡部洋服	1—10	(有)測建社	3—24	(有)松井商店	6—27
丸伊洋服店	1—40	鈴木理容所	4—5	サカタ美容室	6—27
大井金網店	1—46	キバ陶器店	4—20	アベ	6—33
ビジネスホテルハマダ	2—3	オトワヤ	4—23	佐藤建材	6—35
佐藤経営事務所	2—3	小松商店	4—27	田中酒店	7—2
川島司法書士事務所	2—6	野村工務店	4—28	まるみや	7—5
長谷川食堂	2—9	大川貸家	5—12	佐藤マッサージ	7—5
(有)カトウ工房	2—11	本木鋸店	5—17	永寿商店	7—6
丸山商店	2—12	小野左官	5—20	いこい	7—7
尾形洋服店	2—16	高橋メリヤス店	6—3	笹原精肉店	7—24
丸銀食品(株)	2—18	小山塗装	6—5	丸藤菓子店	7—25
園部自転車商会	2—21	(有)伊藤工業所	6—7	鈴木商店	7—26
陽気屋	2—23	サロンドリツ	6—8	薄木洋服店	7—28
(有)マルキ玩具	2—25	柿崎建具店	6—9	五十嵐塗装店	7—28
小山接骨院	2—25	鳥海興業有限会社	6—9	高橋板金	8—18
(株)松田製麺所酒田営業所	2—28	高山工務店	6—11	山本医院	8—24
黒田鮮魚店	2—29	五十嵐商店	6—12	根上理容所	8—28
鶴屋タンス店	2—31	阿部組	6—16	焼肉達政	8—32

二　番　町

事業所名	番号	事業所名	番号	事業所名	番号
竹内菓子舗	1－1	堀自転車預り所	2－15	小倉化粧品店	4－17
近畿日本ツーリスト㈱酒田営業所	1－2	天狗	2－19	安倍鉄工所	4－18
さくら美容院	1－2	加賀屋京染店	2－27	三立電機商会	5－1
斎藤貸ビル	1－2	阿部はなや	2－28	今林理容所	5－1
どさん子	1－2	林飲料	3－1	栗原菓子店	5－2
丸民呉服店	1－3	竹八旅館	3－2	㈲遠田薬局	5－2
㈱伊藤薬局	1－4	斎藤駐車場	3－2	白崎商店	5－3
㈱森乃園	1－4	㈱東北楽器ヤマハ音楽教室	3－4	玉木カバン店	5－5
荘内通信電気商会	1－5	㈱藤井商店茶部	3－8	トガシスポーツ	5－7
丸善京染店	1－5	池田刃物製作所	3－10	丸駒精肉店	5－8
ミシェル	1－6	丸美屋洋品店	3－10	日の丸屋	5－8
㈲土門商店	1－6	テーラーエーワン	3－11	片野理容所	5－9
㈲菅原洋品店	1－7	玉木時計店	3－12	阿部弥吉商店	5－10
山本時計店	1－11	㈲前田紙店	3－13	㈱町田	5－11
㈱御園	1－16	㈱大谷末治商店	3－14	ビューテーミヤビ	5－18
小寺左官工業所	1－18	池田メリヤス工業所	3－14	杉山権右エ門商店	5－20
㈱竹内組	1－18	池田貞治商店	3－15	佐々木古物店	5－23
ダイアナ靴店	1－18	㈱協働社	3－17	㈲かどや食堂	6－1
石井寿し店	1－23	ミツワ洋装店	3－20	臼木畳店	6－3
佐々木錠前店	1－26	杉山鉄工所	3－23	㊊阿部酒店	6－4
新設計室	1－26	白旗鮮魚店	3－24	㈲大沼荘内家具陳列所	6－5
酒田家庭料理教室	1－26	後藤建材店	3－25	富樫氷店	6－6
㈲百萬石	2－2	㊍ネーム	3－26	㈱マルト商店	6－6
荘内計量器工業㈱	2－3	小永光印舗	3－27	白幡薬舗	6－7
平田クリーニング	2－6	㈱相蘇	4－1	国際電工有限会社	6－8
田中丹十郎商店	2－7	西奥羽ジャスコ㈱本店	4－3	ロダン理容室	6－8
孫助錠前店	2－7	グリーンスタンプ㈱酒田ギフトセンター	4－5	竹内商店	6－9
成沢豊雄商店	2－9	田沢板金店	4－6	庄司靴店	6－10
港タクシー㈱	2－10	田畑神具店	4－8	㈱今野商店	6－10
鳥久	2－13	若尾荘	4－10	磯崎マンネン筆商会	6－11
㈱タケナカ楽器	2－14	青塚建具店	4－15	松本洋服店	6－26

事業所名	番号	事業所名	番号	事業所名	番号
五十嵐商店	1－12	㈲ヒカリ電気商会	2－27	赤塚青果物店	3－59
㈲中央謄写工房	1－13	美装商事	2－28	本間たばこ店	3－59
加藤仏具彫刻	1－13	㈱堀勝商店	2－29	岡部京染店	4－5
レディ美容室	1－14	㈱竹内印刷所	2－30	スナックマリモ	4－14
ジャパングレーライン㈱東洋有線酒田営業所	1－16	㈱ふとんの池田	2－31	肉のサトウ（酒田店）	4－15
㈱小野屋	1－20	㈲池亀商店	2－32	三共工事株式会社	4－15
毎日新聞酒田南部専売所	1－21	池田理容店	2－34	㈱マルサ電気商会	4－16
庄司建板	1－21	㈱丸八洋服店	2－35	直茶自転車店	4－17
酒田ペットショップ	1－21	田畑造花店	2－36	三條金物店	4－18
一番廻送センター	1－21	㈲高山食品	2－38	土門指物店	4－21
西川医薬品	1－31	しばらくや	2－39	庄司菓子店	4－24
洋服のミトリヤ	1－33	碇谷精肉店	2－39	小島工務店	4－26
富樫看板店	1－33	小野寺洋装店	2－40	加藤コンクリート工業所㈲	5－1
㈱小林富吉商店酒田出張所	1－39	高橋金物	2－40	みどり	5－2
㈲酒田電器商会	1－41	佐藤理容所	2－41	阿部左官	5－2
天佐々木商店	1－43	㈱ミナト	2－41	ひまわり洋装店	5－3
田中麹店	1－43	やの家具店	2－43	パリー美容院	5－4
斎藤製めん所	1－44	渡部呉服店	2－44	清野製作所	5－6
梅屋秀幸司法書士	1－45	小村工務店㈱	3－7	黒田薬局	5－7
山崎屋商店	1－45	岡部美容院	3－11	大場工務店	5－8
㈲毎日クリーニング一番町コーナー	1－47	土門木工製作所	3－11	㈱小野寺ドライクリーニング給人町コーナー	5－9
山口屋酒店	1－47	高橋工務	3－18	ももこ	5－9
㈱丸満商事酒田営業所	1－48	㈲阿部弥太郎商店	3－29	池正菓子店	5－13
相蘇三郎司法書士	2－6	村田商店	3－30	岡部家具店	5－20
種三商店	2－6	小野米穀店	3－31	天理教東酒田文教会	5－26
石沢歯科医院	2－16	㈱藤井ふとん店	3－35	ささき輪業	5－27
西奥羽ジャスコ㈱浜町店	2－23	三浦洋服店	3－37	㈲マルソー	6－4
小野寺ドライクリーニング㈱マルイチコーナー	2－23	佐藤商店	3－39	㈱大井トラクター商会	6－7
遠田手芸店	2－24	前田商事株式会社	3－40	サトウ理容所	6－12
山形石油㈱冷暖房相談室	2－25	東光食品株式会社	3－45	菊地洋服店	6－12
㈱鶴岡合同食品ラッケル店	2－25	㈲橋本兼蔵商店	3－47	ますや化粧品店	6－12
豊田洋品店	2－26	丸井総合建装	3－53	㈱青山工業	6－13
㈲佐々木富造商店	2－27	藤井商店㈱	3－58		

中町二丁目

事業所名	番号	事業所名	番号	事業所名	番号
梨屋	1－1	㈱デンキのなかまち	4－10	丸八寿司	4－32
㈲光文堂	1－3	関西料理 のぶよし	4－10	㈱池田洋装店	5－1
金湖麹店	1－3	ドラム ㈲	4－10	㈱中村太助商店	5－5
あさひ美容室	1－4	亜駝夢	4－10	美容室エレナ	5－32
氷壁	1－5	江戸前鮨 勘勝	4－10	㈱グリーンハウス	5－33
アルジャン	1－5	かつ味	4－10	まる五	5－38
スナック姫	1－7	㈲コーヒーショップ ナンナン	4－10	にっぽん	5－39
近尚堂薬局	1－7	西奥羽ジャスコ㈱ 中町マート	4－10	家坂商店	5－39
酒田演芸株式会社	1－9	峰屋時計店	4－10	八百軒	5－39
ピノキオ	1－9	新栄ビル	4－10	株式会社 大沼酒田店	5－40
洋装アイリス	1－9	マーガレット	4－11	宮川フードサービス	5－40
日本海貿易輸入品 センター	1－10	三井金物店	4－12	㈲中村イトヤ	5－41
㈲大丸	1－10	㈱ナカジマ運動具店	4－13	菅原鮮魚店	5－41
阿部貸店舗	1－10	㈲佐藤正栄堂酒田店	4－13	㈱興和	5－41
ギフトセンター新興	1－11	㈱丸本商店 レコードショップ	4－13	㈱てぶくろ横丁	5－41
アカツカ洋服店	3－4	大谷商店	4－14	市村洋品店	5－43
メンズショップしぶや	4－5	珈琲専科 茶豆館	4－14	㈱協働社酒田中町支店	5－43
亀寿司	4－5	㈲田中糸店	4－14	山形ホール	5－43
信華	4－5	㈱ごろや	4－15	㈲丸関	5－45
米沢屋	4－6	太田はきもの店	4－15	㈲ベベ	5－45
三日月軒	4－7	フルール	4－15	㈲ナナ	5－45
㈱みさき桐沢精肉店	4－8	ヴェラ	4－15	㈲小松屋	5－45
小倉重太郎種苗店中町店	4－9	杉山麹店	4－16	ボネ西田	5－45
株式会社 新栄	4－10	㈱ト一屋	4－18	清幸	5－45
丸栄屋	4－10	三浦屋	4－31		
コットンサトー	4－10	㈱たくみ食堂	4－32		

一番町

事業所名	番号	事業所名	番号	事業所名	番号
㈱日本興信所日本海支社	1－4	住友産業㈱	1－4	丸谷畳店	1－6
㈲日海産業	1－4	さいつね呉服店	1－5	㈱本間建具店	1－8

事業所名	番号	事業所名	番号	事業所名	番号
㈲田賀商店	3—19	和田呉服店	4—16	紋屋	5—43
佐藤鮮魚店	3—20	ミニミニアメリカ屋	4—16	その	5—43
釜斎藤商店	3—20	カネブン	4—18	㈱サム	5—44
中央会館	3—21	白畑魚店	4—18	クドウ生花店	6—2
大沼商店	3—22	珍満	4—19	相馬種物店	6—2
㈲松川商店	3—23	紫苑	4—19	㈱両羽施設	6—2
㈱丸ミ屋	3—24	富士洋服店	4—20	小野理容所	6—4
㈱カナヤ	3—24	鍼灸只木	4—20	堀精肉店	6—4
斎鮮魚店	3—25	ヴイナス	4—21	杉山商店	6—4
正佐藤鮮魚店	3—25	㊎鮮魚店	4—21	好雅堂印舗	6—6
二斎藤金久鮮魚店	3—25	第一電器商会	4—22	㈱イワマ靴店酒田支店	6—39
石黒洋傘店	3—26	須藤商店	4—25	本間建具店	6—40
フトンのかしわや	3—27	児玉仏壇店	4—27	山二商店	6—40
白崎商店	3—27	布川洋傘店	4—29	虎屋呉服店	6—41
養老乃滝	3—28	ジーンズ・ショップ斉和	4—30	酒田センター	6—41
㈱パーキングニュータウン	3—30	阿部好花園	4—31	コーヒーパーラー田園	6—41
㈱しらさき	3—31	カッピー美容院	4—31	樋田屋商店	6—41
白崎クリーニング店	3—32	㊦食堂	5—1	㈲沼田屋	6—43
明月館	3—32	今野歯科医院	5—5	梅木表具所	6—43
阿部鮮魚店(木川屋)	3—33	粟野呉服店	5—33	山本屋商店	6—43
サワ写真館	3—33	マルシゲ薬局	5—34	㈱飯野屋洋品店	6—44
三和印刷	4—3	VAN	5—35	㈲吉田洋傘店	6—44
斎藤鉄筋工業所	4—5	㊊精肉店	5—35	伊東直治郎商店	6—45
美容東京院	4—6	大丸商店	5—35	川井電波堂	6—46
㈲縫製センター	4—7	魚一	5—35	相蘇理容所	6—47
西村青果食料品店	4—7	㈱梅屋靴店	5—37	いたがき	6—47
㈱ニシムラ	4—10	梅木薬局	5—38	木川青果店	6—48
西銀座	4—11	伊藤商店	5—38	鈴木セト物店	6—48
㈱エルム(酒田店)	4—12	菅原呉服店	5—39	東屋クリーニング大工町店	6—48
㈱丸越洋服店	4—12	かのや洋品店	5—40		
㈱大泉	4—13	伊藤栄太郎商店	5—41		
㈱滝井商店	4—14	そうべえ呉服店	5—41		
㈲マルタカ洋装店	4—15	渡清商店	5—43		

り災店舗等

中町一丁目

事業所名	番号	事業所名	番号	事業所名	番号
フジ美容室	1－1	好美	2－12	松井医院	2－32
酒田大映	1－10	ラブ	2－13	高橋ドライクリーニング店	2－34
真鳴商店	1－10	新来軒	2－14	カネコ美容院	2－35
杉山商店	1－11	兄弟シャツ専門店	2－14	小川商店	2－35
小野商店	1－12	本戸靴店	2－14	三浦商店	2－36
小野時計店	1－12	小川木型製作所	2－15	かつやネーム店	2－37
㈱黒沢建設工業所 酒田出張所	1－13	尚美堂時計店	2－15	伊藤靴修理業店	2－37
堀井商店	1－14	アテナ美容室	2－16	共楽会館	3－2
本間木地挽製作所	1－14	冨田服物店	2－16	長寿湯	3－3
協同組合 酒田ママさんスタンプ会	1－15	㈱兄弟洋服店	2－17	村岡歯科医院	3－4
酒新社駐車場	1－19	相馬輪店	2－17	エーコー美容院	3－5
㈱ディスプレー デザインサービス	1－19	小松印店	2－18	㈱吉野商店中町営業所	3－6
小島理容所	1－19	まつや青果店	2－18	山本衣類分店	3－9
中村電機店	1－20	㈲マルナカ化粧品店	2－20	伊藤正八商店	3－9
配電工業㈱酒田営業所	1－22	まつや果物店	2－20	ライフカメラ店	3－10
石川印刷	1－22	㈱安兵エ寿し	2－21	和島防水布製作所	3－10
日本海貿易㈱	1－24	ふるさと	2－21	丸や手打そば	3－11
佐々木歯科医院	1－28	中央堂時計店	2－21	越中屋陶器店	3－11
本間ラジオ	1－29	永田洋服店	2－22	鳥海堂書店	3－11
佐藤駐車場	1－31	西陣会館	2－23	中屋時計店	3－12
日下部洋装店	1－33	高橋マッサージ	2－24	藤波園茶舗	3－12
堀井組	2－2	清水軒	2－24	山二商店	3－13
阿曽クリーニング店	2－4	樽（バー）	2－24	㈱ブラザーミシン販売 酒田営業所	3－14
安藤洋服店	2－6	こばやし商店	2－25	須階時計店	3－15
向井自転車店	2－10	㈱佐藤伝兵衛薬局	2－27	丸正陶器店	3－15
丸共住宅設備㈲	2－11	今井漬物店	2－30	㈱青山堂中央店	3－16
丸共製氷ＫＫ電機部	2－11	㈲都美屋	2－31	北辰園茶舗	3－17
松田商店	2－12	栗田商店	2－31	㈱猪股電気工業所	3－18

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
漁田キミエ	1	8—34		杉山米子	1	4—14	
福永於柳	2	8—33	飲食業	高橋多恵	2	5—13	
荘司民夫	5	8—34	会社員	池田すみ	1	5—8	
長峰千代志	3	8—34	会社員	和島喜代子	1	5—13	
長濱茂也	3	8—34	印章業	中野武志	3	5—13	団体職員
原田三男	2	8—34	板金工	菅原富治	2	6—9	
松尾三男	1	8—33	飲食業	渡辺六郎	1	6—9	
小野田武平	1	2—10	会社役員	佐藤秀治	2	7—7	
遠藤芳子	2	4—8	飲食業	加賀屋美子	1	7—7	
遠藤三治	4	4—8		永寿みつ子	3	7—6	
渡會英男	3	6—34	会社員	佐藤秋子	2	7—3	
遠川政雄	1	8—32		佐藤敬子	1	9—27	
佐藤重義	1	3—26		大滝とも子	1	7—3	
熊谷いわ江	2	4—7		相曽富士子	1	6—19	
鳥海俊士	2	4—5	教員	守屋京子	2	4—20	会社員
阿部健治	1	4—12					

相生町二丁目

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
阿部民江	3	3—28					

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
五十嵐勝美	4	6—12	タバコ食品販売	相蘇仁一郎	4	7—3	会社員
加藤末子	1	6—12		門脇孝一	4	7—3	船員
阿部由雄	4	6—16	土建業	佐藤まり子	1	7—3	
田中長之助	6	6—16		曽根原仲代	2	7—3	会社員
田澤芳明	4	6—17	調理師	伊東慶治	3	7—4	会社員
佐藤勇	5	6—20	建具職	佐藤国雄	3	7—5	そば店
斎藤健作	4	6—21	マッサージ	佐藤佐一郎	4	7—5	板金業
丸藤喜一	3	6—21	板金	長谷川三也	2	7—7	
宮田禎一	5	6—22		佐藤みどり	1	7—7	
吉村ヨシ	2	6—23		佐藤久吉	3	7—7	
阿部和美	4	6—23	会社員	高橋和子	1	7—7	
冨山幸助	6	6—24	鋳造業	笹原徳治	5	7—24	
松本吉良	4	6—24	マッサージ	吉永孝吉	3	7—24	会社員
関原キクミ	1	6—25	スナック経営	佐藤梅司	5	7—25	石工
高橋健治	2	6—25	書籍貸出販売	丸藤孝二	5	7—25	アイスクリーム製造
庄司藤四郎	2	6—26		鈴木雄二郎	2	7—26	溶接
遠田一郎	3	6—26	地方公務員	原田勇吉	6	7—27	
斎藤正雄	5	6—27	会社員	五十嵐清女	3	7—28	
松井勝夫	6	6—27	海産物商	五十嵐祐治	5	7—28	塗師
本間重雄	5	6—31		薄木八重子	2	7—28	洋服仕立て
本間忠雄	4	6—32	警察官	田中三郎	5	7—32	
小山一男	4	6—33	会社員	小松重孝	4	7—33	会社役員
後藤淳弥	5	6—34	洋服店	山本達郎	3	8—24	外科医
白旗進	4	6—34	会社員	梅木紀夫	5	8—26	会社員
中川友也	4	6—34		今野富英	1	8—27	
斎藤賢造	7	6—34		渡辺忠一	3	8—27	地方公務員
佐藤周	4	6—35	会社員	斎藤ハナ	1	8—27	
石谷辰郎	4	6—36	会社員	横地謙治	3	8—28	
小山保夫	2	6—37	地方公務員	根上文雄	5	8—28	国家公務員
五十嵐つたゑ	2	6—36		竹内冨吉	6	8—30	
岩渕さだ子	1	6—36		三浦光也	2	8—32	会社役員
木崎冨太郎	6	7—1	会社員	阿部コハキ	2	8—33	店員
田中九右衛門	3	7—2	酒類販売	伊藤志保子	3	8—34	

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
小林音治郎	2	4—23		後藤ちよ江	4	5—10	
斎藤よし江	4	4—24		阿部幸助	4	5—10	大工
本間久太郎	4	4—24		佐藤勘蔵	2	5—11	
佐藤吉雄	5	4—27		金子尚子	2	5—13	
小松貞一	2	4—27	青果荒物店	真田幸男	2	5—13	会社員
河津助五郎	1	4—27		阿部欣之助	4	5—14	会社員
上林銀一郎	7	4—28	地方公務員	五十嵐義夫	3	5—14	市会議員
野村文雄	4	4—28	ゴム製品販売	佐藤富太	6	5—14	会社員
渋谷朝子	1	4—29		伊藤正四	4	5—15	会社員
竹内茂治	4	4—29		鈴木重四	4	5—15	
南間シゲエ	1	4—29		佐藤仁	1	5—16	会社員
野村長吉	2	4—29		富樫俊夫	4	5—16	会社員
真田仁一郎	3	4—30		杉原ハルエ	2	5—17	
水口定治	5	4—31		池田美名吉	5	5—20	漁業
佐藤栄一	2	4—31	製麺業	小寺オトキ	4	5—20	
薄木仁	5	4—32		白畑勇助	4	5—21	左官
阿部靖	2	4—33	会社員	長谷川よしの	5	5—22	
阿部修一	4	4—33	配管工	遠藤世紀	3	6—3	会社員
薄木時弥	4	4—33	国鉄職員	高橋正治	4	6—3	毛糸編物メリヤス加工
丸谷琴	1	4—33		加藤兼吉	3	6—5	
宮田久四郎	3	4—34	農業	小山みよし	1	6—5	
高橋七郎	4	4—34	板金	岡松昌造	3	6—6	国鉄職員
五十嵐健	5	4—35	大工	佐藤その江	3	6—6	
薄木すみ	3	4—37	看護婦	伊藤幸之助	3	6—7	会社役員
加藤キン	6	5—1		渡會正助	4	6—8	
高橋長治郎	1	5—1		石川ちよ	1	6—9	看護婦
高橋任	3	5—1	国鉄職員	柿崎寿	2	6—9	建具職
小林淳	1	5—2		小林弥生	1	6—9	教員
舟越慎吉	3	5—2	教員	桃井禮子	2	6—9	飲食業
斎藤太郎	3	5—3	会社員	斎藤節子	1	6—10	会社員
本間好蔵	2	5—4		高山八郎	3	6—11	建築業
船原ヒフミ	4	5—6		片桐幸男	3	6—12	
本間昇	3	5—7	会社役員	長谷川直二郎	3	6—12	会社員

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
成澤菊美	1	2—18	コンニヤク製造	庄司辰雄	4	3—13	装飾業
阿部英	1	2—20		高橋正	3	3—14	会社員
園部晃三	5	2—21	自転車店	佐藤勝男	7	3—15	地方公務員
尾原将能	4	2—22	銀行員	玉山邦夫	5	3—15	
加藤ナヲミ	1	2—23	そば店	真田幸三	2	3—16	
岸本金太郎	3	2—23		真田実	3	3—16	会社員
小山健	5	2—26	柔道整復師	土門幸一	5	3—16	会社員
鈴木みつ	3	2—26		富樫甚悦	5	3—17	
斎藤修一	4	2—28	鉄工業	大井仁司二	6	3—19	薪炭商
松田善明	4	2—28	製麺業	五十嵐悌二	3	3—22	印刷業
石堂美芳	1	2—28		佐藤勇	6	3—23	
後藤三郎	5	2—28	会社員	上林揚子	3	3—25	会社員
谷口一二三	2	2—28		宮田峯代	1	4—1	
土門正治	2	2—28	会社員	高橋昇	5	4—3	国鉄職員
石黒永治	3	2—29	塗師屋	平向レイ子	4	4—3	
黒田政喜	6	2—29	魚仕出し	池田三郎	2	4—5	地方公務員
渡部喜代太	5	2—29	建設業	鈴木源吉	6	4—6	
渡部粂太郎	2	2—30	養鶏	池田吉久	3	4—6	
近江谷ふさよ	8	2—30		菊地功	4	4—8	大工
船田五郎	4	2—30	教員	本間卯吉	2	4—10	会社役員
斎藤静夫	3	2—31	指物	荒生瀧蔵	1	4—12	
白畑長生	4	2—32	会社員	熊谷恒三郎	1	4—12	
佐藤勝弥	2	2—33		本間豊吉	2	4—13	大工
山本元二	2	2—34	国鉄職員	東海林文雄	4	4—14	会社員
宮田正	3	3—7	農業	中山良雄	3	4—14	会社員
近藤万吉	3	3—9		丸藤淳	5	4—14	教員
佐藤浩	5	3—10	会社員	進藤勇	2	4—15	会社員
真田徳治	7	3—10	左官	今野なをめ	1	4—19	菓子店
加藤衛	5	3—11	国鉄職員	斎藤賢治郎	5	4—19	大工
堀勝雄	4	3—11	木挽業	加藤敬太郎	4	4—20	木工
伊藤ヤスコ	1	3—12		長谷川正一	5	4—20	機械器具修理
相馬惣治郎	6	3—13		佐藤かめ江	3	4—21	
斎藤一	3	3—13	公務員	阿部豊蔵	6	4—22	会社員

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
小松一	3	7—36	会社役員	豊島彰	1	4—10	
渡会吉郎	3	7—40	履物店	岸本勝正	1	4—10	
松本モモエ	2	7—40	会社員	松本宗雄	1	4—10	
菊地小菊	1	7—41	会社役員	杉山美保子	1	5—21	
小村虎之助	5	7—42	書店	奥山哲	4	5—18	美容師
真坂建一	3	7—43	眼鏡店	佐藤吉雄	4	7—41	国家公務員
後藤美紀雄	5	7—45	そば店	佐藤政二	1	6—26	会社員
石井繁	4	1—23	教員	伊藤順子	1	3—12	
佐藤牧子	1	3—12		佐藤正	4	6—29	会社員
加藤麗子	1	3—12	会社員	山森隆三郎	4	1—18	靴店
三村栄子	1	3—20		荒木正美	1	6—29	

新井田町

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
宇佐美弘	4	1—10	学習塾	斎藤長治郎	5	1—45	
山科章	4	1—19	国鉄職員	大井与一郎	5	1—46	金網製造
大久保良吉	5	1—20		斎藤静子	1	1—47	
佐藤富男	6	1—20	運送業	本間辰雄	2	1—48	国鉄職員
佐藤正直	4	1—21	和裁業	佐藤重治	5	2—3	計理士
大井俊一	2	1—32	地方公務員	藤井喜代子	1	2—3	教員
加藤藤子	3	1—32		設楽謙一	2	2—5	教員
佐藤仙吉	2	1—32	会社員	庄司靖雄	1	2—5	会社員
石黒正	2	1—34	用務員	川島昌子	1	2—6	
佐原稔章	4	1—34	教員	日下部堯	6	2—7	教員
石川成之	4	1—35	教員	長谷川ゆ里	2	2—9	飲食業
本間實	4	1—36	会社員	斎藤くみ子	2	2—11	塗装業
伊藤忠夫	3	1—36	経済連	丸山円二	5	2—12	教育図書販売
門脇トメ	1	1—36	会社員	伊藤敬太郎	5	2—15	
高橋三夫	4	1—36	会社員	斎藤正恵	2	2—15	
土田ミユキ	6	1—36		尾形兼蔵	3	2—16	洋服仕立て
今井功	4	1—38	国鉄職員	尾形淑子	3	2—16	団体職員
佐藤ヨシエ	4	1—39		斎藤喜邦	5	2—16	会社員
伊藤丈二	5	1—40	洋服店	阿部晴男	4	2—17	会社役員

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
日下部マリ子	2	4—10		本間光吉	6	6—8	会社役員
三笠よし子	3	4—10	旅館業	細谷光也	2	6—8	会社員
青塚巌	5	4—16	建具職	加藤幸夫	3	6—9	会社員
小林いつゑ	5	4—17		竹内文子	5	6—9	米穀商
今林政見	5	5—1	理髪業	今野三治郎	6	6—10	会社役員
遠田茂	6	5—2	薬局	庄司弥次郎	7	6—10	靴修理
栗原好三	7	5—2	菓子製造	磯崎盤夫	4	6—11	万年筆販売
白岩隆信	2	5—3		松本善吉	4	6—26	洋服店
玉木聡	6	5—5	雑貨店	藤塚もと	2	6—28	
冨樫忠郎	4	5—7		荒木貴	1	6—29	警察官
伊藤實	4	5—8	パン菓子小売業	飯沢藤夫	1	6—29	警察官
桐沢一郎	4	5—8	精肉店	後藤勇吉	4	6—29	会社員
片野虎夫	3	5—9	理容業	佐藤可也	6	6—29	建築設計士
阿部喜代治	7	5—10	金物販売	水戸部忠雄	3	6—29	会社員
目黒栄樹	2	5—12		名古博	4	6—29	会社員
須藤雄司	5	5—13	会社員	松山雅司	1	6—29	警察官
斎藤茂太郎	5	5—17	会社役員	中津浩	4	6—32	会社役員
斎藤茂三郎	5	5—19		小川義男	2	6—32	飲食業
鈴木音治郎	2	5—19	仏具製造	田中長治郎	2	6—35	菓子製造販売
杉山権右エ門	5	5—20	仏具店	早川幸夫	4	6—35	洋品小売業
長谷川三郎	2	5—20		藤井順一	6	6—35	会社員
佐々木幸雄	3	5—23	古物商	根上幸	1	6—37	履物店
桝川欣彌	3	5—23	会社員	梅木梅五郎	6	6—39	ゴム製品販売
山田四郎	2	6—1	飲食業	小村正	3	6—39	時計店
布川富二	6	6—2		相庭俊夫	4	6—40	会社員
臼木正治	5	6—3	畳屋	宮本栄	2	6—40	履物店
阿部尋美	5	6—4	酒類販売	梅木利三郎	8	6—41	呉服商
佐藤与治	2	6—4	会社員	梅木芳太郎	4	7—1	商業
田中常雄	3	6—5	会社員	小松壽雄	3	7—4	古物商
伊藤久	4	6—6	会社員	真田賢定	2	7—33	
斎藤俊一	4	6—6	会社役員	斎藤長三郎	6	7—34	自転車店
富樫よし子	1	6—6		渡部あい	1	7—34	
白幡平太郎	5	6—7	薬局	真田賢龍	5	7—35	紋染業

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
佐々木武志	3	1—26	錠鍵製造修理	佐藤スミエ	3	3—3	
三浦武弥	4	1—27		高野上	2	3—4	私塾
五十嵐靖生	3	1—29	会社員	高橋さつゑ	2	3—4	飲食業
渡会たけ江	1	1—30		松本百合子	1	3—4	
高橋譲	1	1—18	会社員	市原吉蔵	6	3—5	会社員
佐藤正市	2	2—1		高梨太郎	7	3—6	
尾形市松	6	2—2	会社員	高梨福松	2	3—7	会社員
川村寿雄	3	2—2	飲食業	古田徳三	2	3—8	公務員
土門洋	3	2—3	一般事務員	池田金吉	6	3—10	鍛冶屋
竹田哲郎	2	2—3	会社役員	米田佳市	2	3—10	洋服店
長坂とめを	2	2—4		須田つや子	1	3—11	茶の教授
岩崎寿美	5	2—5		駒井艦治	1	3—11	洋服仕立て
氏川喜太郎	3	2—6		玉木文子	3	3—12	時計店
鈴木学	3	2—6	会社員	山本重治	5	3—12	会社役員
池田孫治郎	6	2—7	錠前	前田実	5	3—13	会社役員
田中澄夫	5	2—7	葬具店	大谷良吉	5	3—14	鮮魚商
成沢豊雄	4	2—9	コンニャク屋	守谷邦彦	1	3—14	教員
村岡よしみ	2	2—13	会社員	池田孫市	4	3—14	メリヤス製造業
堀広見	4	2—15		池田真佐	4	3—15	酒小売業
安藤斎	3	2—17	会社員	小村勇	3	3—17	会社員
堀与市	5	2—18		佐々木幸治	5	3—19	教員
佐藤広道	5	2—19		伊藤弘治	2	3—20	会社員
渡部冨三	4	2—21	船員	佐藤末治	4	3—21	
小松繁弥	4	2—24	地方公務員	加藤秀一	5	3—21	左官
太田秀子	3	2—25		杉山朝吉	6	3—23	鉄工業
升川浩	1	2—25		白旗誠	5	3—24	鮮魚店
加藤与一郎	5	2—26		斎藤みゆき	3	3—25	
高橋二郎	4	2—26	会社員	丸藤荻江	6	3—26	
加賀甲一	3	2—27	染物商	小永光良助	6	3—27	印判業
阿部辰恵	4	2—28	花屋	田沢一男	4	4—6	板金業
鈴木恒子	1	2—28	教員	田畑重弥	3	4—8	仏具製造
林松雄	2	3—1	飲料製造販売	伊藤晟	5	4—10	大工
五十嵐勝郎	4	3—2	公務員	斎藤悦雄	3	4—10	銀行員

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
池田チエ	3	5—22		工藤鏡子	4	3—53	
高坂正勝	1	5—22	会社員	渋谷徳男	1	3—9	
菅原庄作	7	5—24	会社員	佐藤正晴	1	3—53	
斎藤力三	7	5—25		渡部やす子	1	3—19	
田沢幸一郎	4	5—25	郵便局員	後藤弘	1	4—15	会社員
広瀬道宏	2	5—26	宗教団体職員	吉田達志	1	4—15	会社員
佐々木光一	3	5—27	自転車販売	小神きみ子	2	4—22	
新関善作	3	5—27		佐藤初江	1	5—18	看護婦
赤塚まゆみ	2	5—18		大浦攻	1	3—53	会社員
鈴木みどり	1	5—2	飲食業	小野寺廣	2	1—1	会社員
松井康吉	2	6—2	会社員	須田喜一郎	1	1—43	
大井金吉	3	6—7	会社役員	佐藤愛子	1	3—18	
佐藤茂子	3	1—34	教員	中沢留吉	2	3—19	会社員
庄司仁三郎	5	2—29	団体職員	高橋昭二	3	2—40	
斎藤好正	6	5—4	医師	高山耕	1	4—15	
鈴木芳雄	5	3—9	商業	池田一心	1	3—53	
近藤昭二	5	1—6		斎藤たち子	1	1—43	
池田昭年	1	3—20		渡部重春	2	3—53	
今野みや子	1	3—18		斎藤慎	1	3—53	
渡部政子	1	3—18		高橋悦子	1	5—9	
石橋仁	4	3—7	会社員	高橋信也	1	1—6	会社員
高橋小糸	1	3—8		赤塚しゆん	1	3—59	

二番町

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
寒河江紀世子	1	1—2	美容師	砥堀薫	2	1—11	時計店
尾関泰蔵	3	1—3	鮮魚商	小寺勇亀	4	1—18	左官
佐藤光之助	6	1—3	衣類商	竹内平吉	3	1—18	会社役員
伊藤三右エ門	4	1—4	薬局	土田忠	1	1—18	会社員
小野諄一	6	1—5	郵便局員	佐々木富吉	6	1—19	会社役員
木島蓉子	3	1—6	会社員	村上和夫	4	1—20	会社員
土門秀策	5	1—6	会社役員	守山吉男	4	1—21	会社員
菅原欣吾	8	1—7	洋品店	岡田春美	2	1—22	

世帯主	人員	住所	職業
紙谷　充	5	3－55	
梅津五郎	7	3－56	
土門　武	4	3－56	会社員
高橋金助	3	3－57	
斎藤満弥	2	3－58	
渡部もと江	1	3－58	
赤塚正治	3	3－59	青果物商
本間清栄	3	3－59	雑貨商
高橋哲雄	4	3－6	車掌区
伊藤瑞穂	3	3－7	会社員
斎藤清作	6	4－3	
岡部藤治	8	4－5	
佐藤せつ子	1	4－5	会社員
備前弥惣治	3	4－5	
梅津　誠	5	4－8	会社員
竹内ミサオ	1	4－8	
大川盛治	1	4－12	左官
佐藤志朗	3	4－12	会社員
矢部ミツ子	1	4－14	飲食業
斎藤　香	1	4－15	会社員
白旗国丸	7	4－15	下宿業
庄司正吉	1	4－15	会社員
阿部吉喜	1	4－15	会社員
高橋修治	4	4－15	板金業
高野新一	1	4－15	会社員
水戸義美	1	4－15	会社員
池田　英	1	4－15	
桜井二三男	1	4－15	会社員
原田文夫	1	4－15	会社員
横山富雄	1	4－15	会社員
斎藤　直	3	4－17	自転車販売
三條吉郎	5	4－18	金物商
土門祐吉	5	4－21	

世帯主	人員	住所	職業
加藤邦彦	4	4－22	運送業
後藤ちえ子	1	4－22	飲食業
金野定吉	1	4－23	会社員
大沼　清	4	4－23	会社員
佐藤節雄	4	4－24	会社員
庄司正雄	3	4－24	菓子商
小島良生	6	4－26	大工
加藤勇吉	7	5－1	会社員
阿部光次郎	7	5－2	
本間敬治	2	5－3	会社員
佐藤孝一	4	5－5	会社員
清野幸男	4	5－6	鉄工業
鏡　哲夫	3	5－6	会社員
黒田五郎	2	5－7	薬剤業
斎藤　忠	3	5－7	国鉄職員
大場幸太郎	9	5－8	建築業
佐藤たけ	1	5－9	
庄司　実	1	5－9	会社員
梅下さかゑ	2	5－9	
成沢ふさよ	1	5－9	
佐藤幸雄	1	5－9	
佐藤ふさ子	1	5－9	飲食業
斎藤トミエ	3	5－9	会社員
高橋茂美	3	5－10	
池田　正	2	5－13	会社員
近藤富美子	3	5－14	
戸塚勇治	4	5－15	会社員
小松長治	6	5－17	公務員
寺庭ケイ	1	5－17	飲食業
神保和永	1	5－18	会社員
戸塚歳蔵	2	5－18	大工
原田清廣	4	5－18	教員
岡部一男	4	5－20	指物

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
小野寺信弥	3	2—40	洋服仕立て	佐藤勇	3	3—19	会社員
佐藤正	2	2—40	会社員	堀留子	2	3—19	
佐藤勇悦	3	2—40	会社員	高橋美喜子	2	3—19	地方公務員
阿部隆平	6	2—41	衣類商	高橋頼夫	1	3—19	会社員
佐藤平	5	2—41	会社員	横地由吉	5	3—19	
斎藤末	6	2—41		佐藤タツ子	1	3—20	
矢野保吉	6	2—43	家具店経営	武田良男	5	3—20	教員
渡部留次郎	3	2—44		吉川三郎	3	3—20	会社員
高橋みさを	3	3—3		高橋よしか	2	3—20	会社員
今林真	4	3—5	会社員	高橋重二郎	5	3—24	地方公務員
斎藤賢一	2	3—5	大工	伊藤廣	2	3—25	
佐藤富治	4	3—5		庄司文雄	2	3—25	
小村幸太郎	6	3—7	大工	阿部弥太郎	2	3—29	会社役員
高橋かね子	5	3—8		村田悌三	3	3—30	木炭商
備前正子	1	3—8	郵便局員	小野實千夫	5	3—31	米穀商
大沼小春	1	3—8		根上美穂子	5	3—33	
赤塚光雄	4	3—10		藤井善之	7	3—35	茶舗
佐藤豊治	3	3—10	大工	称津啓太郎	5	3—36	
岡部武雄	3	3—11	会社員	三浦幸助	4	3—37	庄内経済連
土門武松	3	3—11	木工業	佐藤きよせ	5	3—39	
佐藤一男	6	3—15	銀行員	前田三治郎	6	3—40	会社役員
木山金之助	6	3—15		三丁目三男	5	3—45	県漁連
池川喜作	1	3—16	会社員	橋本孝一郎	4	3—47	雑貨卸売業
小玉豊	1	3—16	会社員	谷松専次	3	3—48	
後藤誠	4	3—16	会社員	前田泰男	5	3—48	会社員
佐藤とめの	3	3—16		橋本欣次	5	3—50	
橋本隆	1	3—16	会社員	佐藤勇治	5	3—51	会社員
小瀧ひとみ	1	3—16	教員	池田金吾	1	3—53	
星川康司	3	3—16	会社員	土井勇夫	1	3—53	建築板金
佐藤幸治	4	3—18	製材業	中西幸男	5	3—53	警察官
高坂純蔵	5	3—18		宮田重和	1	3—53	会社員
東海林みち子	1	3—18		村田ミヨ	1	3—53	
佐々木かつ	1	3—19		真柄二郎	3	3—53	団体職員

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
鈴木よし江	1	1—31		堀勘市	4	1—41	会社員
阿部栄三	4	1—33	国鉄職員	佐藤省司	3	1—41	
須田捷男	3	1—33	会社員	守屋綱郎	6	2—3	教員
富樫信一	5	1—33	看板業	相蘇靖司	4	2—4	紙店
伊藤市郎	4	1—35	会社員	相蘇三郎	1	2—6	司法書士
斎藤政弥	2	1—35	会社員	渡会美喜雄	3	2—6	銀行員
宮丸清	2	1—35	飲食業	大井悌司	4	2—15	歯科医
斎藤脩	2	1—35	土建業	斎藤勉	5	2—15	地方公務員
伊藤敬子	2	1—35	会社員	石沢俊夫	2	2—16	歯科医
荒生彦一	2	1—37		佐藤勝志	5	2—17	
月田勇作	6	1—40	会社員	斎藤正男	4	2—17	会社員
阿蘇三也	2	1—41	教員	原田光子	1	2—17	
小原のぶ子	1	1—41		佐藤不二夫	3	2—25	会社員
岡部富二子	4	1—43	会社員	鈴木トス子	1	2—25	
斎藤有三	3	1—43	警察官	斎藤みつ	3	2—25	
佐藤たけゑ	1	1—43	会社員	豊田清蔵	8	2—26	洋品販売
佐々木与之助	5	1—43	青果物販売	佐々木富造	5	2—27	酒類販売
田中周治	6	1—43	麹製造	武長光郎	7	2—27	電気店
高谷政市	1	1—43	警察官	渡部源治	5	2—28	
小原春治	1	1—43		高橋はな江	5	2—28	会社員
豊田常子	3	1—43		堀勝四郎	6	2—29	衣類商
斎藤民夫	6	1—44	製麹業	丸市源八	2	2—29	会社員
佐藤茂樹	5	1—45	教員	高橋哲弥	3	2—29	会社員
山崎幸	7	1—45	食品雑貨販売	高橋とりの	3	2—29	
荒生衛	3	1—46	会社員	竹内禮子	1	2—30	印刷業
板垣安祐	3	1—47	酒販売	池田敏	3	2—31	寝具店
園部幸司	3	1—47	国家公務員	池田亀蔵	5	2—32	商業
小林昇	6	1—48	会社員	池田藤五郎	4	2—34	理髪業
金野喜栄子	1	1—6		伊藤友也	6	2—35	洋服店
斎藤清三	2	1—15	会社員	田畑久三郎	5	2—36	葬儀社
三浦早苗	1	1—35		高山長弥	5	2—38	食品販売
長谷川春世	2	1—35		碇谷四郎太	3	2—39	団体職員
白旗孝夫	4	1—31		銀上タカヨ	1	2—39	飲食業

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
三井廣治	6	4—12	金物店	白崎重彌	2	5—20	外科医
大谷清一郎	5	4—14	商業	斎藤俊二	4	5—32	電話局
太田三郎	5	4—15		長谷川光夫	2	5—38	文房具店
杉山忠	5	4—16	麹屋	渡部金助	6	5—41	鮮魚商
佐藤民作	2	4—31		秋元則男	1	5—43	会社員
渋谷吉章	4	4—30	教員	佐藤公三	6	5—43	
佐藤喜久夫	5	4—31	そば店	富樫万寿子	1	5—43	洋品店
白崎雄司	4	4—32	飲食店	渋谷繁信	3	4—5	
菅原正治	2	4—32	飲食店	韮沢ヨシエ	1	1—9	
渡部和雄	6	4—33	国家公務員	阿部豊雄	1	4—7	そば店
池田俊彌	3	5—1	婦人服店				

一番町

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
池田文作	5	1—2		斎藤鉄太郎	4	1—18	会社員
高瀬靖	5	1—2	地方公務員	小野梅井	6	1—20	
斎藤正一	2	1—3	税理士	伊東公一	3	1—21	会社員
佐々木藤太郎	2	1—3	郵便局	大沼あやめ	3	1—21	
花岡正美	3	1—4	会社員	庄司吉三郎	6	1—21	
高橋豊太郎	3	1—4	会社員	菅井キヌ	2	1—21	
斎藤拡三	4	1—5	呉服店	舘吉雄	3	1—21	新聞販売
斎藤克己	2	1—6	会社員	藤井恵任	4	1—21	会社員
本間正助	3	1—6	会社員	石川正	4	1—22	会社員
丸谷一	7	1—6	畳店	伊藤二三	4	1—23	会社員
本間久弥	5	1—8	建具	丸市幸雄	2	1—23	会社役員
石川安子	3	1—11	団体職員	橋本謙一	4	1—23	会社員
汐見ハナ	1	1—11	衣類商	丸市芳男	3	1—23	郵便局員
五十嵐末治	6	1—12	会社員	斎藤真一	5	1—24	会社員
加藤良也	3	1—13	彫刻師	高橋信克	4	1—24	会社員
田中喜六	6	1—13	会社役員	万年直太郎	4	1—24	会社員
今井滋	4	1—14	郵便局員	圓山八重子	2	1—24	会社員
高山鉄治郎	1	1—16		斎藤正一	4	1—27	会社員
勝田和正	2	1—16	会社員	佐藤咲子	1	1—28	会社員

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
杉山夏雄	4	6—5		山本利夫	2	2—23	
小松富蔵	6	6—6	大工	本間久作	2	3—15	陶器店
伊藤英一	5	6—40	商業	信田梅	1	4—12	雑貨商
本間敏夫	5	6—40	建具職	落合修二	4	4—12	
佐藤誠	3	6—41		大泉慶治郎	3	4—13	会社役員
樋田正雄	3	6—41	海産物商	大泉好	4	4—13	
須藤てつみ	1	6—43	和裁	越坂啓子	1	2—24	
山本栄七	5	6—43	衣類商	丸藤明美	2	1—14	
梅木清	1	6—43	表具師	猪股徳博	3	3—18	会社員
梅木幸吉	4	6—43	表具師	吉田稔	1	4—21	会社員
島田敏	4	6—43	菓子製造	根上勝雄	1	3—18	時計店
丹呉悌一	4	6—44	洋品店	佐藤市郎	3	4—19	そば店
吉田久雄	3	6—44	洋傘店	伊藤宗一	5	5—41	会社員
伊東はるせ	6	6—45	雑貨商	菅原喜宏	3	6—47	会社員
相蘇正一	4	6—47	理容業	堀和子	2	3—33	
木川武雄	5	6—47	青果物	相馬あい子	2	3—33	
鈴木秀蔵	3	6—48	陶器店	白崎藤吉	1	3—27	呉服商
川井一郎	4	6—46	電気器具販売	堀正士	1	3—24	呉服商
新井相次	4	6—41		丸市四郎	8	3—24	会社員
永田英子	3	2—22	洋服店				

中町二丁目

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
斎藤諒二	6	1—1	漬物・たばこ	岡田堅二	2	1—11	
高橋さた	1	1—1		太田富蔵	6	1—12	文具店
金湖孝祐	6	1—3	文具店	高山利	5	4—7	
栗木泰悦	4	1—4	教員	伊藤常吉	1	4—5	飲食店
冨樫綾子	1	1—4	美容師	細谷昭太郎	1	4—5	飲食店
北谷権逸	2	1—5	薬局	山内信雄	1	4—5	調理師
斎藤幸弥	6	1—7	薬局	北田まさ江	1	4—6	飲食店
渡部勝美	3	1—8	貴金属店	黒木ミヨ	1	4—10	
長濱まさ	1	1—10	会社員	菅原勇	2	4—10	喫茶店
阿部兵治	2	1—10	菓子店	長谷川幸治	4	4—11	会社員

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
五十嵐龍郎	2	3—25		杉山弥生	5	4—28	
石黒栄	1	3—26	洋傘店	布川光子	8	4—29	和洋傘店
柏倉堅三郎	2	3—27	寝具店	逸見十二郎	6	4—31	建設省
堀喜四郎	2	3—28	呉服店	高梨仲治	6	4—31	
渡部次郎	5	3—28	会社員	高梨昭一郎	4	4—31	タイプ印刷
白崎資農夫	2	3—31	呉服店	加藤昇	5	4—32	国鉄職員
白崎喜八郎	5	3—32	クリーニング	斎藤みつ江	1	4—5	
阿部良一	7	3—33	飲食業	高橋甲	2	5—1	会社員
澤一郎	7	3—33	写真館	西村文雄	6	5—4	
洪万植	8	3—2	遊ギ場	今野浩	4	5—5	歯科医
松山正雄	3	3—32	飲食業	兵藤今朝治	6	5—30	
菅原太一郎	5	4—3		長沢健治	5	5—31	
真田克好	4	4—5	染物	樋渡吉治郎	3	5—32	機関区
村上国三	4	4—6	美容院	山口光子	1	5—32	
岡田巌	4	4—7	商業	栗野房	3	5—33	
西村ヲブン	2	4—7	果物店	川合尹	2	5—33	会社員
西村石蔵	5	4—10	洋品店	佐藤重作	5	5—34	薬局
鈴木孝吉	2	4—11		佐藤健	4	5—35	精肉店
佐藤司郎	3	4—11		梅屋幸太郎	3	5—37	靴店
滝井脩	3	4—14	会社役員	梅屋雄	5	5—37	靴店
髙橋孝治郎	5	4—15	会社役員	梅木秀夫	4	5—38	薬局
斎藤栄	2	4—17	会社員	伊藤明	4	5—38	客貨車区
池田和江	3	4—18	会社員	菅原信治	3	5—39	衣類商
赤間良博	1	4—19	会社員	嘉納兵蔵	4	5—40	洋品店
三丁目恵吉	2	4—19	会社員	伊藤栄太郎	3	5—41	
奥山国男	3	4—20	洋服店	伊藤やほひ	2	5—41	
只木友三郎	2	4—20	マッサージ	金湖健治	3	5—43	喫茶店
阿蘇弘	1	4—21	会社員	真田勝見	2	5—43	染物
池田芳雄	5	4—21	鮮魚商	渡部清三郎	5	5—43	海産物商
加藤秀男	1	4—22	会社員	古家三郎	3	6—2	大工
森利雄	3	4—23	会社役員	小野誠	4	6—4	理容業
須藤周介	3	4—25	米穀たばこ	佐藤栄太郎	2	6—4	曲師職
児玉正一	5	4—27	仏具店	堀常治	2	6—4	精肉店

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
高橋義男	4	2—14	仕立業	兼子繁	3	2—35	
佐藤千代太	4	2—14	公務員	小川一郎	5	2—35	雑貨店
佐藤廣作	6	2—14	飲食業	富樫留太郎	3	2—35	
大須賀豊	2	2—15	国家公務員	富樫恵美子	2	2—35	
阿部けい	1	2—15		鈴木清吉	2	2—36	会社員
小川廣一	6	2—15	製函業	三浦忠美	2	2—36	会社員
加藤正二	4	2—16	会社員	伊東正夫	5	2—37	会社員
桑原治郎	5	2—16	地方公務員	赤坂キヌ	2	3—2	
関矢昌一	4	2—16	銀行員	伊東宏勝	3	3—3	国鉄職員
冨田豊作	2	2—16	小売業	村岡辰五郎	6	3—4	質店
相馬光夫	4	2—17	会社員	今野あやめ	3	3—5	
佐藤清之助	3	2—17	洋服仕立て業	斎藤一郎	6	3—5	会社員
本間末蔵	7	2—17	会社員	吉野孝男	2	3—6	会社役員
小松誠一	2	2—18	印刷業	伊藤正男	6	3—9	自転車商
加藤潔	3	2—20	化粧品店	山本栄一郎	3	3—9	呉服店
里さき	5	2—21	飲食業	阿部昭二	3	3—10	カメラ店
里功	5	2—21	飲食業	和島肇	4	3—10	ゴム製品販売
菅原兵吉	3	2—24	飲食業	越中恒三	3	3—11	陶器商
本間作江	1	2—24	飲食業	西田耕太郎	4	3—11	レコード店
高橋冨雄	4	2—24	マッサージ	菅原勝治	3	3—12	時計店
斎藤ツエ	5	2—24		藤波泉	4	3—12	茶舗
玉木基	1	2—24	洋裁	小川助保	4	3—13	金融業
進藤喜一郎	6	2—24	会社員	田中カノ	2	3—13	
森谷敏明	1	2—24	地方公務員	尾形和男	4	3—14	ミシン
我妻良光	1	2—24	地方公務員	須階泰介	2	3—15	時計店
小林新治郎	3	2—25	小売業	小田吉市郎	7	3—17	茶舗
佐藤浩一	6	2—27	薬局経営	堀米哲吉	4	3—18	会社員
今井彌惣治	6	2—30	食品加工	田賀静雄	6	3—19	会社役員
栗田仲治	5	2—31	雑貨商	斎藤庄之助	8	3—20	鮮魚商
栗田隆	1	2—31	会社員	佐藤幸一	6	3—20	指物
佐藤典雄	4	2—31	地方公務員	佐藤あき子	2	3—21	
松井達明	3	2—32	医師	大沼春美	1	3—22	鮮魚商
高橋圭一	6	2—34	クリーニング	松川アイ子	2	3—23	鮮魚商

中町一丁目

世帯主	人員	住所	職業	世帯主	人員	住所	職業
土門和夫	4	1－1	会社員	石川治吉	3	1－22	印刷業
佐々木四郎	4	1－2	会社員	森秀子	3	1－22	会社員
紅谷圭一	2	1－5	教員	佐々木光	3	1－28	歯科医
高橋マサノ	1	1－5		佐藤幸太郎	6	1－31	指物職
阿部ハツセ	1	1－5		朝井よし	4	1－32	
真島実	4	1－10	国家公務員	日下部公	3	1－33	国鉄職員
杉山哲也	4	1－11	鉄工業	堀井彦也	4	2－2	大工
小野英助	6	1－12	時計店	阿曽幸一	6	2－4	洗濯業
渡部みつ子	3	1－13	会社員	本間保治	3	2－5	会社員
庄司洋子	1	1－14		渡部兼太郎	4	2－5	会社員
本間久雄	2	1－14	製函業	安藤喜一郎	4	2－6	洋服仕立て業
堀井房吉	2	1－14	土建業	向井喜美男	4	2－10	自転車店
宮崎實	5	1－15	地方公務員	三浦佐太郎	7	2－11	製氷業
白畑孝	4	1－16	地方公務員	本間浩	5	2－12	地方公務員
長坂はつせ	1	1－16		松田政恵	6	2－12	米穀販売業
小島清	6	1－19	会社員	小倉正治	2	2－12	飲食業
中村光男	4	1－20	電気器具販売	加藤敞一	2	2－13	郵便局員
本間荘治	7	1－29	電気器具販売	加藤隆志	4	2－13	会社員

あとがき

この町の歴史をみれば、いくたびかの大火に遭遇したことを知る。だが、現存する住民には、そのひとつをも記憶したひとはいないといっていい。つまり、全住民にとって全く未知の、突如として出会った災害であった。しかし、その災害との出会いの可能性は、過去いくたびかあったにちがいない。その可能性をなんどか避けてきたのである。そしてこのたびは、ついに避け得なかった。いや、今回、無事に避け得たとしても、この次は出会うことになるだろう。それはなぜだろうか。

この書は、その出会った災害とその後の復興の記録であるが、いま復興はまだその途上にある。その後の記録は後世のひとに託すこととなるが、この書においては、なぜ昨日まで避け得た災害を今日は避け得なかったのか、また今日避け得ても、いずれは出会う災害でなければならなかったのか、そんな運命論じみたところを読みとっていただければ幸いと思う。

多数の研究者、執筆者のご協力を深謝してこの書の編さんの筆を擱く。

昭和53年３月　　成田　晴夫

資料提供にご協力をたまわった方々（掲載順・敬称略）

国土地理センター
国際航業㈱
酒田地区消防組合
酒田警察署
防災都市計画研究所
自治省消防庁消防研究所
浜田小学校
本間美術館
酒田市
ＮＨＫ
山形県プロパン保安協会
気象庁
山形新聞
酒田測候所
東洋曹達酒田工場
酒田郵便局
酒田電報電話局
酒田海上保安部
山形県水産事務所
近代消防社
酒田市消防団
自衛隊第六師団
東北電力酒田営業所
ＣＱハムラジオ社
庄内給食センター
酒田保健所
建設省建築研究所
災害行動科学研究会
ＹＢＣ
ＹＴＳ
山形県建設業協会酒田支部
新日本保険新聞
安田火災海上
山形地方法務局酒田支局
酒田税務署
山形県
酒田商工会議所
日本土地区画整理協会
山形県酒田火災復興建設事務所
酒田大火災害復興自治会協議会
山形県建築士会

酒田市大火の記録と復興への道

昭和53年 3 月第 1 刷刊
昭和53年 5 月第 2 刷刊

発行
酒田市

編集
酒田市大火の記録と復興への道
刊行会

印刷
小松写真印刷(有)

製本
中山製本